八十五年史

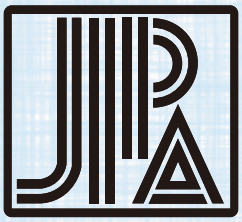

一般社団法人

日本知的財産協会

八十五年史

一般社団法人
日本知的財産協会

発展の歩みを辿る 2008

■ 定例総会（2008_椿山荘）

■ 野間口 有 会長（2008）

■ 理事会（2008_JIPA東京）

■ 第8回 JIPAシンポジウム（2009_京都）

■ 竹中 登一 会長（2009-2010）

■ 第8回 JIPAシンポジウム_レセプション（2009_京都）

■ TV会議による理事会（2009_JIPA東京）

■ 業種別部会引継会（2009_JIPA東京）

■ 総合企画委員会（2009_JIPA東京）

■ 知財問題研究会（2010_JIPA東京）

■ 竹中 会長を囲む会（2010_JIPA東京）

発展の歩みを辿る 2011-2014

■ 岡本 一雄 会長（2011-2012）

■ 関東総会代行（2011_東京）

■ USPTOカッポス長官来局（2011_JIPA東京）

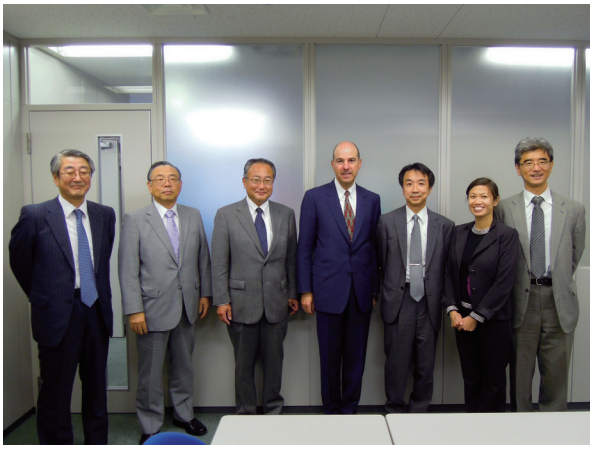

■ 第12回 JIPAシンポジウム（2013_名古屋）

■ 間塚 道義 会長（2013-2014）

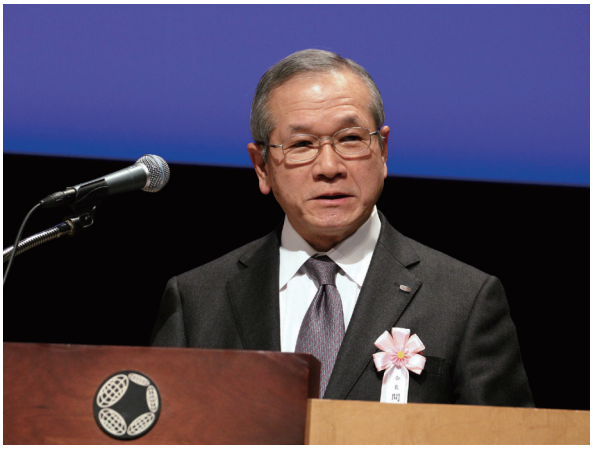

■ 第1回 技術情報防衛シンポジウム（2014_東京）

■ 定時社員総会（2015_椿山荘）

■ 定時社員総会 懇談会（2015_椿山荘）

■ 第3回 技術情報防衛シンポジウム（2015_東京）

■ 英国特許庁長官来局（2015_JIPA東京）

■ 日中企業連携PJ（2015_JIPA東京）

■ IPO（米国知的財産権者協会）来局
（2015_JIPA東京）

■ WIPOプロジェクト
エコプロダクツ2015へのブース出展（2015_東京）

■ 第15回 JIPAシンポジウム（2016_東京）

■ 第15回 JIPAシンポジウム（2016_東京）

■ ガリ氏来日（2016_東京）

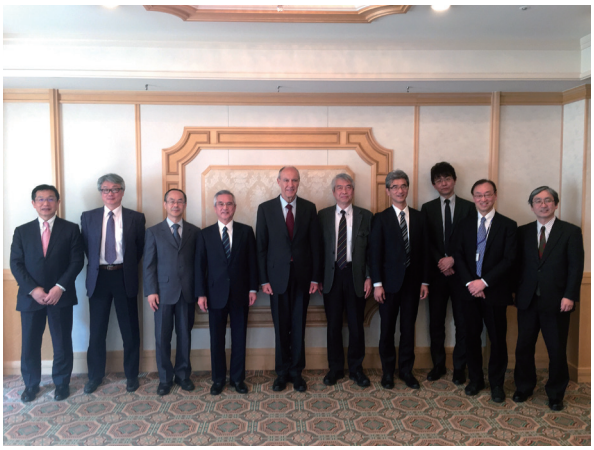

■ EPO来局（2016_JIPA東京）

■ 五極ユーザー会合（2016_JIPA東京）

■ グローバルビジネスシンポジウム（2016_東京）

■ WIPO共同覚書締結（2016_東京）

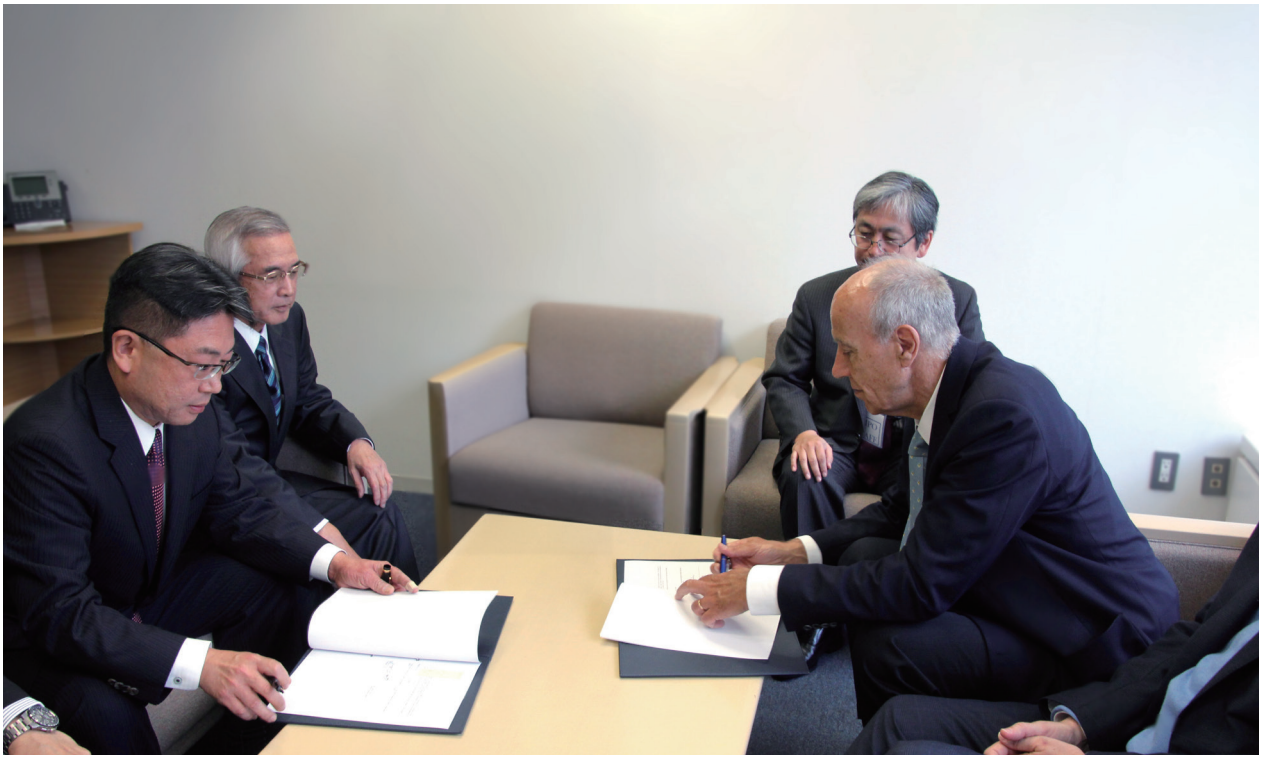

■ フォーラム関西（2016_大阪）

■ フォーラム関西 懇親会（2016_大阪）

■ 田中 捻一 会長（2015-2016）

■ 少数知財研究会（2016_東京）

■ 関東Aコース研修会（2016_第一生命ホール）

■ 定時社員総会（2017_椿山荘）

■ AIPLA（米国知的財産権法協会）との意見交換（2017_JIPA東京）

■ 理事会（2017_JIPA関西）

■ 関東部会（2018_ベルサール八重洲）

■ USPTOカッポス氏来日（2018_JIPA東京）

■ 佐藤 廣士 会長（2017-2018）

■ JIPA80周年座談会（2018_JIPA東京）

■ 関東地区少数知財研究会（2018_JIPA東京）

■ 柵山 正樹 会長（2019-2022）

■ 第18回 JIPAシンポジウム（2019_東京）

■ 第18回 JIPAシンポジウム 懇親会（2019_東京）

■ WIPOとの意見交換（2020_東京）

■ コロナ禍の定時社員総会（2022_JIPA東京）

■ 第21回 JIPAシンポジウム ダレン・タン氏 講演（2022_東京）

■ 正副会長意見交換会（2022_JIPA東京）

■ 東京事務所（～ 2022.4）
朝日生命大手町ビル

85周年記念にあたって

一般社団法人 日本知的財産協会会長　金子　眞吾

当協会は1938年に設立し、今年で85周年を迎えることになりました。これまでの関係各位のご尽力により、現在では1,300を超える会員を擁する、世界最大級の知財ユーザー団体に成長しました。設立以来、会員企業の経営に資する知財活動を行い、もって健全なる技術の進歩と日本の産業発展に寄与することを目的として、様々な調査・研究に基づく政策提言活動や会員内に向けた教育・研修活動、またそれらの活動を通じて得られた情報や知見の共有を図るための情報発信活動などを展開してきました。

これまでのこうした活動は国内外の関係機関や企業などからも高く評価され、知財業界に留まらず、産業界全体におけるプレゼンスも近年ますます高まっていると感じています。しかしながら、私たちはこうした現状に甘んじることなく、当協会の一層の発展に向けて、継続して尽力していかなければならないと考えています。

現在、世界に目を転じてみると、様々な困難な課題が山積しています。気候変動対策としてのカーボンニュートラルの実現やグリーンエネルギーの活用、また経済安全保障やAIの適切な利活用など枚挙に暇がありませんが、どの課題解決においても知財が重要な役割を果たすと考えられます。このように知財の役割は、単なる自社のビジネスにおける独占的な実施を行うための権利から、世界課題の解決に向けた「切り札」としての役割へ、大きく変わりつつあると言えます。

こうした知財の意義の変化に伴って、知財分野で仕事をする私たちも、また当協会も、これまで大切にしてきた理念や価値観を尊重しつつも、新しい取り組みや施策を積極的に展開することで変化に対応し、日本の知財部門を変え、ひいては世界課題の解決に繋げていかなければならないと考えています。そのためにも、当協会の活動を通じて企業経営を支える知財人材を一人でも多く育成し、輩出していく必要があると考えています。

このように当協会の役割は、今後益々重要となります。日本そして世界の知財活動をリードする中心的な存在として、様々な観点から活動を充実させるとともに、新たなチャレンジを通じて、この先の90周年、100周年に向けて一層の発展を目指していきたいと思います。

会員の皆様には、引き続き当協会の活動にご理解、ご協力頂くとともに、是非積極的な参加をお願い申し上げます。

刊行の辞

一般社団法人 日本知的財産協会理事長　下川原　郁子

日本知的財産協会の創立85周年にあたり、ここに「85年史」を刊行することができ、大変喜ばしく思います。当協会は1938年に重陽会として設立され、多くの諸先輩に支えられて、その後、日本特許協会、日本知的財産協会へと発展し、現在では1,300を超える会員数を擁する、世界最大級の知財ユーザー団体に成長することができました。これまで当協会の活動に、ご尽力、ご支援を賜りました全ての方々に、心より御礼申し上げます。

当協会は、設立以来一貫して非営利・非政府の団体として、国内外の知的財産制度およびその運用の改善のため、更には会員企業の経営に資する知的財産活動を様々な視点から支援するため、その時々の社会や経済の状況に即した取り組みを行ってきました。

特に、近年は、世界的な課題解決に向けたSDGs、GX指向の高まりや進展するDX時代の経営・事業において、知的財産をはじめとした無形財産の重要性が益々高まっています。当協会においても、こうした変化に素早く対応し、様々な活動を進めております。

今回、刊行した「85年史」は、2009年3月に刊行した「70年史」に掲載した以降の、直近15年の活動を主に振り返るものとなっています。なかでも、活動の中核を担う委員会、業種別部会、並びにプロジェクト（ワーキンググループ）における取り組みを中心に取り纏めていますので、これを読んでいただければ、この15年の間に、我々を取り巻く環境の変化に応じて、当協会の活動自体も大きく変化してきた変遷が理解いただけるのではないかと存じます。

社会・経済の環境や人々の価値観が様々に変化する時代において、知的財産部門に求められる役割や期待は、今後、益々大きくなっていくと予想されます。会員の皆様方の知的財産部門の役割や知的財産活動のあり方も変わっていく中で、当協会としても、様々な変化に迅速に対応し、当協会が今後どうあるべきかを常に考えながら、これからの90周年、100周年に向けて、会員の皆様方と共に歩んで行きたいと思っております。

引き続き、会員の皆様方のご理解、ご協力をいただくと共に、当協会活動への積極的なご参加をよろしくお願い申し上げます。

JIPA 85周年記念史

目　次

挨拶

85周年記念にあたって　　会　長　金子　眞吾

刊行の辞　　理事長　下川原 郁子

JIPA の歩み …… 1

JIPAの歩み …… 3

関西事務所の活動 …… 13

少数知財研究会の活動 …… 15

地域別部会 …… 17

関東部会・関西部会 …… 19

東海地区協議会 …… 42

中国・四国・九州地区協議会 …… 45

業種別部会 …… 49

関東金属機械部会 …… 51

関東電気機器部会 …… 57

関東化学第一部会 …… 63

関東化学第二・商社部会 …… 68

関西金属機械部会 …… 73

関西電気機器部会 …… 79

関西化学部会 …… 86

建設部会 …… 92

専門委員会 …… 97

総合企画委員会 …… 99

人材育成委員会 …… 110

会誌広報委員会 …… 122

特許第1委員会 …… 133

特許第2委員会 …… 144

国際第1委員会 …… 158

国際第2委員会 …… 169

国際第3委員会 …… 181

国際第4委員会 …… 191

医薬・バイオテクノロジー委員会 …… 200

ソフトウェア委員会 …… 212

著作権委員会 …… 223

マネジメント第1・第2委員会 …… 236
情報システム委員会 …… 262
情報活用委員会 …… 276
ライセンス第1委員会 …… 289
ライセンス第2委員会 …… 299
意匠委員会 …… 310
商標委員会 …… 321
フェアトレード委員会 …… 333

プロジェクト …… 349
グローバル模倣品対策プロジェクト …… 351
国際政策プロジェクト …… 356
日中企業連携プロジェクト …… 363
環境技術パッケージ推進プロジェクト …… 372
デジタル政策プロジェクト …… 378
第4次産業革命プロジェクト …… 382
SDGsプロジェクト …… 386
その他の政策プロジェクト …… 391
経済連携プロジェクト＋コラム …… 392
営業秘密プロジェクト＋コラム …… 394
職務発明制度プロジェクト＋コラム …… 396
知財活性化プロジェクト＋コラム …… 398

JIPA知財シンポジウム等 …… 403
JIPA知財シンポジウムプロジェクト …… 405
産業横断　職務発明制度フォーラム　プログラム2012 …… 420
環境技術の海外移転に関するシンポジウム2014 …… 421
技術情報防衛シンポジウム（2014年から2015年にかけて3回開催） …… 422
WIPO GREEN 海外技術の海外移転に関するセミナー・相談会 …… 425
企業経営者向け　グローバルビジネスシンポジウム2016 …… 426
ビジネス知財シンポジウム2017 …… 427
ビジネス知財シンポジウム2019 …… 428

会員数推移グラフ …… 431

研修受講者数推移グラフ …… 432

編集後記 …… 433

JIPAの歩み

JIPAの歩み

平成20年度（2008）
（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

○運営方針
（1）より低コストで、ユーザーフレンドリーな知財制度の実現
（2）経営に資する知財マネジメントの提言
（3）知財に携わる企業人材の育成支援

野間口会長（三菱電機）、碓氷理事長（デンソー）のもと、協会ロードマップ（まほろばプラン）に則り、国際ハーモ等を通じてより低コストでユーザーフレンドリーな知財制度をどのように実現していくか、知財戦略が組み込まれた事業戦略をどのように支援していくか、更には、これらを実現するための企業人材をどのように育成していくかという観点から活動を推進した。

ちなみに、「まほろば」のネーミングは、マネージ、ハーモナイズ、オリエンテイト、ロードマップ、ベターアソシエーションの頭文字をつないだものという説明が碓氷理事長からなされている。「まほろばプラン」は2008年度にのみ使用された。

平成20年度は、9月にリーマンショックが発生すると急激な景気悪化に襲われ、10月末の日経平均では26年ぶりの安値水準を記録するなど世界経済は大混乱に陥ったが、この年度の協会活動への影響は限定的であった。

専門委員会は248社、延べ797名が参画し、20委員会（特許1、特許2、国際1、国際2、国際3、バイオテクノロジー、ソフトウェア、デジタルコンテンツ、知的財産マネジメント1、知的財産マネジメント2、知的財産情報システム、知的財産情報検索、ライセンス1、ライセンス2、意匠、商標、フェアトレード、会誌広報、人材育成、総合企画各委員会）、189テーマについて推進した。

政策プロジェクトは91社、延べ123名が参画し、9プロジェクト（第8回JIPA知財シンポジウム、職務発明、三極ユーザー会議、日中企業連携、アジア戦略、知財経営支援、適正エンフォースメント、人材育成、JIPA70周年記念各PJ）で活動を行った。

この年の特筆すべき協会活動は以下のとおりである。

JIPAシンポジウムは、2001年度に第1回が開催されて以降、開催場所は東京のみであったが、初めて他の都市での開催とし、京都（国立京都国際会館）で行った。開催にあたっては関西のJIPA関係者の努力と、レセプションとして舞妓が会場で踊りを披露するなどの催しもあり、参加者数は過去2番目となる1,128名と、成功裏に終わった。

職務発明プロジェクトでは、日本経済の発展と企業内でのイノベーション活動の活性化という観点から、3年をかけて21世紀における職務発明制度のあるべき姿について検討を進めてきたが、6月には、2007年11月に実施した会員向けアンケート調査結果報告をJIPAホームページに掲載、3月にはPJ活動報告書を取りまとめた。

研修は、技術者コースを定例化したことで、定例研修が前年度比105.2%となり、海外研修2コースを含めて17,000名を超える受講者総数であった。

また2004年以来デザインの変更がなかったJIPAホームページについて、新たに会員専用の窓を設けるなど全面リニューアルを実施した。

平成21年度（2009）
（平成21年4月1日～平成22年3月31日）

○運営方針
（1）グローバル化の進展への対応
（2）ユーザーフレンドリーな知的財産制度の実現
（3）会員企業の知的財産活動の支援
（4）以上の活動に関するメッセージや情報の発信・伝達

平成20年秋のリーマンショックが日本経済に予想以上の打撃を与えた結果、平成21年度の協会活動は大きな影響を受け、厳しい活動運営を余儀なくされた。

竹中会長（アステラス製薬）、萩原理事長（凸版印刷）のもと、コストの低減とTV会議などを使用した効率的な運営に努め、その上でJIPAス

ローガンの下、活動の基本方針およびそれに基づく活動計画を着実に実行し、会員企業の知財経営に貢献する活動を展開した。

専門委員会は242社、延べ707名が参画し、20委員会（特許1、特許2、国際1、国際2、国際3、バイオテクノロジー、ソフトウェア、デジタルコンテンツ、知的財産マネジメント1、知的財産マネジメント2、知的財産情報システム、知的財産情報検索、ライセンス1、ライセンス2、意匠、商標、フェアトレード、会誌広報、人材育成、総合企画各委員会）、95テーマについて推進した。

政策プロジェクトは64社、延べ91名が参画し、8プロジェクト（アジア戦略、三極ユーザー会議、人材育成、第9回JIPA知財シンポジウム、知財経営支援、適正エンフォースメント、特許制度検討、日中企業連携各PJ）で活動を行った。

この年の特筆すべき協会活動は以下のとおりである。

6月17日にJIPA東京事務所にて第11回三極ユーザー会議を開催した。会議では、One Searchをメイン議題に、その他、ユーザーフレンドリーな制度の実現に向けて、PCT改革、PPHの活用、特許の質の向上、IP5に対応したユーザーの連携等について議論を行った。

職務発明については、特許法35条1項でいう使用者の通常実施権の算定方法に関し複数の知財高裁判決が出されたため、急遽職務発明TFを立ち上げ、JIPAとしてのポジションを表明した。

環境と知財の問題に対して、「Green Technology Package Program」、GTPPを策定し、発展途上国等への環境技術の移転と強制実施権許諾の問題の解決の糸口、道筋について、関係省庁、団体等へ提唱した。

研修受講者数は13,000名と前年度比74%となった。これにより研修収入が大きく減じることになるため、支出である協会の運営費を切り詰めるべく、事務局を預かる中山喬史専務理事のもと、5,000万円の削減目標プログラムが、Action50-50という名で行われた。その内容は事務局運営の見直しと同時に、研修会場の変更、テキストの削減、及び定例コースやその開催回数の見直しなどであった。

平成22年度（2010）
（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

○運営方針
（1）グローバル化の進展への対応
（2）ユーザーフレンドリーな知的財産制度の実現
（3）会員企業の知的財産活動の支援
（4）以上の活動に関するメッセージや情報の発信・伝達

平成22年度の活動は、竹中会長（アステラス製薬）、守屋理事長（ソニー）のもと、従来のスローガンである「チャレンジするJIPA、世界をリードするJIPA、専門家集団としてのJIPA」から、7年ぶりに新しいスローガン「世界から期待され、世界をリードするJIPA」を掲げ、世界への意見発信を積極的に行うとともに、これまでにも増して世界中のカウンターパートナーとの連携強化する一方で、常に日本の産業界および企業にとって最も有効な知的財産戦略は何かを検討し、会員企業にそうした検討結果の提供を着実に行った。

平成22年度前半は、国内の景気梃入れ策や中国に代表されるように新興国の著しい経済伸張に伴い日本からの輸出も順調で、リーマンショックを徐々に脱出し回復基調にあることを期待させた。しかし、3月11日に東日本大震災が発生し、戻りつつある景気感を一変させる年となった。JIPAとしては、直接的被害に遭われた会員、あるいはその後の首都圏の電力事情悪化や危機管理の面からの出張規制、自宅待機の措置を取ったり、不規則出退勤の影響を受けたりした会員企業のことを慮り、専門委員会、業種別部会、関東部会等の会合自粛に踏み切った。また、直接的あるいは間接的（二次的）被害に遭遇された会員にとっては、特許庁に対する手続き遅延の事態も生じており、日本特許庁に対し、直接的被害はもとより二次的被害に対する手続き延期措置の考慮、外国・地域の特許庁への手続き延期要請、審査請求料の減額措置の早期実施の3点を要望した。

ちなみに東日本大震災発生時には、ちょうど、この年度の最終理事会が関西事務所で開かれており、守屋理事長が理事会進行をしている最中で

あった。関西事務所のある堂島アバンザも大きく揺れ、エレベーターも停止したほどであった。最終理事会はその年で退任する委員長の送別会も兼ねているが、その後新幹線が止まったこともあり、帰京予定のほぼ全員が帰れなくなった。

専門委員会は243社、延べ697名が参画し、20委員会（特許1、特許2、国際1、国際2、国際3、バイオテクノロジー、ソフトウェア、デジタルコンテンツ、知的財産マネジメント1、知的財産マネジメント2、知的財産情報システム、知的財産情報検索、ライセンス1、ライセンス2、意匠、商標、フェアトレード、会誌広報、人材育成、総合企画各委員会）、85テーマについて推進した。

政策プロジェクト・特別委員会は72社、延べ97名が参画し、4プロジェクト（アジア戦略、環境技術パッケージ推進、職務発明制度検討、日中企業連携各PJ）、3委員会（三極ユーザー／特許制度調和推進、事業と標準化戦略研究、第10回JIPA知財シンポジウム各委員会）で活動を行った。

この年の特筆すべき協会活動は以下のとおりである。

JIPAが提唱したWIPO-GREEN推進について、その基本的運営事項、技術データベース、ライセンス契約雛形等について、WIPOとの間で共同作業を進めることを常務理事会で承認した。

協会活動の基本方針である“会員企業の知的財産活動支援”の一環として、西日本地域の会員を対象に広島で特別講演会及び意見交換会を初開催した。また新たに地域会員への支援強化に向けた取り組みとして、現場の知財実務に根ざした活動を推進すべく、大阪で「JIPA知的財産フォーラム関西」を新たに開催した。

平成23年度（2011）
（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

○運営方針
（1）グローバル活動の推進
（2）JIPA内部活動（専門委員会やPJ等）の活性化
（3）人材育成
（4）JIPA運営基盤の整備

平成23年度は、東日本大震災によるサプライチェーンの分断からはいち早く克服したものの、エネルギー制約（深刻な電力不足）と歴史的な円高により経済の回復は本格化出来ていない状況にあった。

協会活動は、岡本会長（トヨタ自動車）、河本理事長（日産自動車）のもと、前年度に引き続いて、挑戦的なグローバル活動を推進していくことに加えて、1）メリハリのある活動を行うこと、具体的には必要な活動にはお金と人を出し惜しまず投入すること、2）投資（活動）に対する成果をより求めること、具体的には1年間の活動成果を見える形にし、会員企業に対して提案、情報提供することを目指して活動を推進した。

専門委員会は250社、延べ738名が参画し、20委員会（特許1、特許2、国際1、国際2、国際3、医薬・バイオテクノロジー、ソフトウェア、著作権、知的財産マネジメント1、知的財産マネジメント2、知的財産情報システム、知的財産情報検索、ライセンス1、ライセンス2、意匠、商標、フェアトレード、会誌広報、人材育成、総合企画各委員会）、96テーマについて推進した（医薬・バイオテクノロジーと著作権委員会が、委員会名称を変更した）。

政策プロジェクト・特別委員会は66社、延べ103名が参画し、4プロジェクト（アジア戦略、環境技術パッケージ推進、職務発明制度、日中企業連携各PJ）、3委員会（三極ユーザー／特許制度調和推進、事業と標準化戦略研究、第11回JIPA知財シンポジウム各委員会）で活動を行った。

この年の特筆すべき協会活動は以下のとおりである。

環境技術パッケージ推進に関し、9月にWIPO-GREENデータベースがWIPOからリリースされ、JIPA内外へのPR活動を行った。

少数知財会員への知財活動支援策として、直近5年以内に入会した会員に加え、知財部員が5人以下の会員を対象として、フォローアップ会を関西事務所で開催した。少数知財会員の共通の課題や悩みを語るこの会合は、その後、関東や東海地区でも行うようになり、活発な会合の一つになっている。

研修では、東日本大震災の影響で受講者数の大幅減少が危惧されたが、臨時研修開催により昨年度比101%であった。

2011年度のJIPA知財シンポジウムは、「がんばろう日本、技術とブランドで創る未来」というテーマであり、東日本大震災からほぼ1年経つタイミングでもあったので、日本の未来に向けてのメッセージとして発信した。またレセプション会場では、岩手県の復興を祈願する「さんさ踊り」を披露し、テーマに花を添えた。

平成24年度（2012）
（平成24年4月1日～平成22年3月31日）

○運営方針
（1）グローバル活動の推進
（2）JIPA内部活動（専門委員会やPJ等）の活性化
（3）人材育成
（4）JIPA運営基盤の整備

2012年度の世界経済や知的財産の動向は、先進諸国による世界経済の牽引状態は既に崩壊し、BRICsなど新興国が経済成長に貢献して世界経済が次のステージに移行しており、それと同じくして、世界の知財の世界もTRIPs協定に基づく知財保護強化の方向から揺れ戻しと考えられる動きが新興国から発動され、現在の知財制度の変革方向に影響を与えている段階にあった。

岡本会長（トヨタ自動車）、奥村理事長（武田薬品工業）のもと、JIPAは世界をリードする活動を推進し、競争力強化のための日本国内制度の改良や先進国間の制度調和は元より、本年度は新興国や後進国における環境技術の移転、模倣品・海賊版などの課題を含む知財制度のあり方にも一層注目し、グローバルな知財活動に対応できる人材が活躍してくれることを期待した活動を行なうこととした。また、JIPAの活動が東京、大阪、東海地域だけに偏らず、日本国に広く行渡るような施策も検討、実行することとした。なお2012年度より事務局の責任者が中山喬史氏から久慈直登氏に変わった。

専門委員会は245社、延べ773名が参画し、19委員会（特許1、特許2、国際1、国際2、国際3、医薬・バイオテクノロジー、ソフトウェア、著作権、知的財産マネジメント1、知的財産マネジメント2、知的財産情報システム、知的財産情報検索、ライセンス1、ライセンス2、意匠、商標、フェアトレード、会誌広報、人材育成各委員会）、87テーマについて推進した。総合企画委員会を総合戦略会議と位置づけ、日本企業の知財戦略の変遷と将来の課題を探るように特別ミッションを設定した。その背景としては2000年代前半まで世界で優位に立っていた日本の電機産業がその後なぜ優位を継続できなかったのか、そのレビューと他の産業への教訓を検討しておく必要があったためである。

政策プロジェクト・特別委員会は74社、延べ122名が参画し、5プロジェクト（アジア戦略、環境技術パッケージ推進、職務発明制度検討、特許制度小委員会対応、日中企業連携各PJ）、3委員会（三極ユーザー／特許制度調和推進、事業と標準化戦略研究、第12回JIPA知財シンポジウム各委員会）で活動を行った。

この年の特筆すべき協会活動は以下のとおりである。

職務発明制度検討PJでは、改正法下での諸課題、問題等を浮き彫りにして、我が国産業のイノベーション促進や、国際競争力強化という観点から、12月に産業横断職務発明フォーラムを開催した。

第12回JIPA知財シンポジウムを名古屋で開催した。東京以外で行うのは京都に次いで2回目、名古屋での開催は初めてであった。ここでフランシス・ガリ氏をWIPO事務局長として初めてJIPA知財シンポジウムの来賓として招聘し、基調講演をしていただいた。その後、ガリ事務局長は退任する年まで連続してJIPA知財シンポジウムの基調講演を行い、ダレンタン氏がWIPO事務局長に就任された現在もその伝統は続いている。

平成25年度（2013）
（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

○運営方針

(1) 国内外への積極的な提案活動
(2) JIPA活動の一層の拡大・グローバル化
(3) 任意団体から一般社団法人への円滑な移行

間塚会長(富士通)、上野理事長(日本アイ・ビー・エム)のもと、本年度も、「世界から期待され、世界をリードするJIPA」の スローガンを踏襲しながら、有能な知財人材を育成しつつ、次なるステージの知財制度に向けて一層強力に前進を続けることにより、世界をリードする活動を推進した。このような基本スタンスを踏まえ、重点活動を着実に実行し、会員企業の知的財産活動に対し、直接及び間接的に貢献する活動を展開した。

専門委員会は244社、延べ690名が参画し、20委員会(特許1、特許2、国際1、国際2、国際3、国際4、医薬・バイオテクノロジー、ソフトウェア、著作権、マネジメント1、マネジメント2、情報システム、情報検索、ライセンス1、ライセンス2、意匠、商標、フェアトレード、会誌広報、人材育成各委員会)、67テーマについて推進した。国際第4委員会を新設し、マネジメント1、マネジメント2、情報システム、及び情報検索の各委員会は、「知的財産」という冠名を取って改称して活動した。JIPAの委員会として、「知的財産」が重複しており、不要であるというのが、その理由であった。

政策プロジェクト・特別委員会は70社、延べ112名が参画し、2プロジェクト(アジア戦略、日中企業連携各PJ)、4タスクフォース(職務発明、経済連携、環境技術パッケージ推進、法人化各TF)、2委員会(特許制度調和、第13回JIPA知財シンポジウム各委員会)で活動を行った。

この年の特筆すべき協会活動は以下のとおりである。

法人化TFについては、2014年4月1日に一般社団法人化することが定例総会にて承認され、それに向けた手続き、準備を行い、また規則等の見直しを行った。

中少数知財会員のフォローアップ会から、小規模(知財部員10名以下)の知財組織の会員に向けた会合を少数知財研究会として、関西地区でスタートさせた。

平成26年度(2014)
(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

○運営方針
(1) 日本の競争力強化および世界の範たる知財制度構築
(2) 将来の日本を担う知財人材の育成
(3) 法人化に伴う制度整備、体制作り
(4) 効率的な運営と会員の知財活動への貢献

日本経済は、第2次安倍内閣発足後、円高の是正や株価の上昇などを通じ復活の兆しが見せ始め、成長戦略として「日本再興戦略2014」が策定された。

JIPAは2014年4月より一般社団法人に生まれ変わった。間塚会長(富士通)、竹本理事長(サントリーホールディングス)のもと、将来に亘って永久にその民間の独立性を担保して管理、運営すること」を原則として、責任ある知財ユーザ団体として今後も永続的に運営、活動ができるよう体制の構築にも当たることとした。スローガンも踏襲し、「Creating IP Vision for the World」を念頭に、「競争」と「協調」を実現する活動を展開し、「世界から期待され、世界をリードするJIPA」を目指し、以下の基本方針に基づき、重点活動計画を着実に実行し、会員の皆様の知財活動に対し、貢献する役割を遂行した。

法人化に関し、IPAの運営は大企業の社長経験者である会長と相談することが頻繁に行われるが、間塚会長から、早く法人化をするようにと事例を挙げてアドバイスをいただいた。その追い風もあり、間塚会長が在任中の2年間に法人化を達成できた。

専門委員会は240社、延べ735名が参画し、21委員会(総合企画、人材育成、会誌広報、特許1、特許2、国際1、国際2、国際3、国際4、医薬・バイオテクノロジー、ソフトウェア、著作権、マネジメント1、マネジメント2、情報システム、情報検索、ライセンス1、ライセンス2、意匠、商標、フェアトレード各委員会)、71テーマについて推進した。

政策プロジェクトは56社、延べ114名が参画

し、8プロジェクト（アジア戦略、日中企業連携、国際政策、経済連携、JIPAシンポジウム、職務発明制度、営業秘密、WIPOグリーン各PJ）で活動を行った。

この年の特筆すべき協会活動は以下のとおりである。

営業秘密PJは、国内の営業秘密保護強化の検討の活発化に伴い、IIPPFに官民で営業秘密保護を進めるプロジェクトを新設され、主幹事を当協会が担当するため協会内に新プロジェクトとして立ち上げた。

平成27年度（2015）
（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

○運営方針
（1）日本の競争力強化および世界の範たる知財制度構築
（2）将来の日本を担う知財人材の育成
（3）法人化に伴う制度整備、体制作り
（4）効率的な運営と会員の知財活動への貢献

2003年から策定されている「知的財産推進計画」、「日本再興戦略」及び一昨年の「知的財産政策に関する基本方針」などによってわが国の政策が明らかにされ、関係政府機関で知財に関わる施策が国策として着実に進められてきた。また、国際的な視点ではTPPやRCEP交渉、各国との経済連携協定交渉などで知的財産制度が重要な交渉課題として取り扱われている。

田中会長（三井化学）、亀井理事長（富士通）のもと、JIPAは、変化し続ける環境に対応し、また、変化の先取りをしていける組織を目指し、更なる活動体制の強化と様々なネットワークの充実を図り、重点活動計画を着実に実行し、これら活動を通じて、会員それぞれが経営への貢献する役割を遂行した。ちなみに前年度の富士通の間塚会長と2015年度に就任した三井化学の田中会長は、両社の本社が汐留の同じビルにあり、間塚会長からのご推薦により田中会長にご就任いただいた。

専門委員会は253社、延べ750名が参画し、21委員会（総合企画、人材育成、会誌広報、特許1、特許2、国際1、国際2、国際3、国際4、医薬・バイオテクノロジー、ソフトウェア、著作権、マネジメント1、マネジメント2、情報システム、情報検索、ライセンス1、ライセンス2、意匠、商標、フェアトレード各委員会）、78テーマについて推進した。

政策プロジェクトは74社、延べ129名が参画し、8プロジェクト（アジア戦略、日中企業連携、国際政策、経済連携、JIPAシンポジウム、職務発明制度、営業秘密、WIPO各PJ）で活動を行った。

この年の特筆すべき協会活動は以下のとおりである。

職務発明制度PJに関しては、平成27年度特許法第35条改正により発明の法人帰属への意向が実現したことから、会員に新制度での体制案をフィードバックした。

関西で活動スタートしていた少数知財会員の会合を東海地区でもスタートした。

平成28年度（2016）
（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

○運営方針
（1）日本の競争力強化および世界の範たる知財制度構築
（2）将来の日本を担う知財人材の育成
（3）効率的な運営と会員の知財活動への貢献

経済再生のために始まったアベノミクスは4年目に入り、経済連携の推進、オープン・イノベーションの広がり、デジタル・ネットワークの発達は、国境を越えて、情報、知、技術、資金、物、人が自由に動く状況、いわゆる、ボーダレスな環境へ急激に変化した。同時に、この変化は、既存の属地主義的な知財法制度・運用に限界を生じさせつつあり、新たなイノベーションを推進するためには次世代の知財システムの構築が必要となってきた。

田中会長（三井化学）、近藤理事長（トヨタ自動車）のもと、産業界の視点でイノベーション推進に向け、知財システム、知財マネジメントの検討を進め、当協会ならではの提言を行い、世界を

リードしていきたいと考え、活動を進めた。

専門委員会は255社、延べ752名が参画し、21委員会（総合企画、人材育成、会誌広報、特許1、特許2、国際1、国際2、国際3、国際4、医薬・バイオテクノロジー、ソフトウェア、著作権、マネジメント1、マネジメント2、情報システム、情報検索、ライセンス1、ライセンス2、意匠、商標、フェアトレード各委員会）、75テーマについて推進した。

政策プロジェクトは74社、延べ129名が参画し、7プロジェクト（アジア戦略、日中企業連携、国際政策、WIPO、JIPA知財シンポジウム、知財活性化、次世代コンテンツ各PJ）で活動を行った。

この年の特筆すべき協会活動は以下のとおりである。

WIPO PJでは、第4次産業革命が騒がれる中、制度を含む将来の知財体制の有るべき姿を、WIPOとのMOU締結を機に意見交換を開始し、2017年2月1日にはガリWIPO事務局長との意見交換を経団連の知財委員会部会長とともに実施した。

6月にはJIPA経営知財シンポジウムを開催した。この年二度目の来日になるガリ事務局長や国会議員、経団連金子知財委員長によるスピーチ、JIPA田中会長による経営者向けのプレゼンテーションなど、経営者にフォーカスしての一大イベントであった。

知財活性化PJは、経営者もしくは知財統括責任者を対象として、知財はグローバル競争で直接使える「武器」であることの認識、戦略的な知財活用を啓発することを目標に立ち上げた。

次世代コンテンツPJは、AI/ビッグデータ時代を迎え、既存の知識を活用するために必要となる著作物の利用に関して、幅広い業種に及ぶJIPA会員全体の利益にかなう「柔軟な権利制限規定」のあり方について検討し、適宜、政府等に意見具申を行うことを目標に立ち上げた。

平成29年度（2017）
（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

○運営方針

(1) 日本の競争力強化および世界の範たる知財制度構築
(2) 将来の日本を担う知財人材の育成
(3) 効率的な運営と会員の知財活動への貢献

2017年6月に政府は、「未来投資戦略2017」及び「経済財政運営の基本方針2017」を閣議決定し、中長期的な成長を実現するため、第4次産業革命の技術革新をあらゆる産業や社会生活を取り入れることにより、様々な社会課題を解決するSociety5.0を世界に先駆けて実現することとした。

JIPAでは、佐藤会長（神戸製鋼所）、近藤理事長（トヨタ自動車）のもと、産業界の視点から知財システム、知財マネジメントの検討を進め、当協会ならではの提言を行い、世界をリードする活動を行った。ちなみに前年度の三井化学の田中会長と神戸製鋼所の佐藤会長は、九州大学の同期生であり、会長の引継ぎ時にも、たくさんの昔話が飛び交い、和やかに行われた。

専門委員会は248社、延べ741名が参画し、21委員会（総合企画、人材育成、会誌広報、特許1、特許2、国際1、国際2、国際3、国際4、医薬・バイオテクノロジー、ソフトウェア、著作権、マネジメント1、マネジメント2、情報システム、情報検索、ライセンス1、ライセンス2、意匠、商標、フェアトレード各委員会）、75テーマについて推進した。

政策プロジェクトは70社、延べ136名が参画し、8プロジェクト（アジア戦略、日中企業連携、国際政策、WIPO、JIPA知財シンポジウム、知財活性化、次世代コンテンツ政策、第4次産業革命各PJ）で活動を行った。

この年の特筆すべき協会活動は以下のとおりである。

第4次産業革命PJは、日本の産業としてどうあるべきかという意見発信のためにJIPA内に事前検討の場を作ることを目的として新設し、JIPAの今後の活動のあり方や人材育成の方向性を合わせて総合的に検討した。

研修では、6月よりサテライト研修を導入し、関西地区で開催する一部コースを、東海、広島・

福岡地区にライブ配信を開始した。また研修予約システムを新規に構築、トレマガの配信も開始した。

平成30年度（2018）
（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

○運営方針
（1）日本の競争力強化および世界の範たる知財制度構築
（2）将来の日本を担う知財人材の育成
（3）効率的な運営と会員の知財活動への貢献

2018年9月にJIPAは創立80周年を迎えた。佐藤会長（神戸製鋼所）、浅見理事長（富士フイルム）のもと、我が国を取り巻く世界情勢が大きく変わり、知財制度に対する世界の期待も変わりつつある中で、協会活動を通じて産業の発展に望ましい知財ビジョンを世界に向けて広く発信し、世界をリードしていくことを目指して活動した。

ちなみに浅見理事長は、前年度にJIPA副会長にご就任いただき、本来なら副会長の2年目になるところ、2018年度は化学系の企業からの理事長選任のタイミングであり、浅見副会長に理事長就任を打診したところご快諾いただいた。

専門委員会は257社、延べ742名が参画し、21委員会（総合企画、人材育成、会誌広報、特許1、特許2、国際1、国際2、国際3、国際4、医薬・バイオテクノロジー、ソフトウェア、著作権、マネジメント1、マネジメント2、情報システム、情報検索、ライセンス1、ライセンス2、意匠、商標、フェアトレード各委員会）、81テーマについて推進した。

政策プロジェクトは67社、延べ113名が参画し、8プロジェクト（アジア戦略、日中企業連携、国際政策、WIPO、JIPA知財シンポジウム、知財活性化、次世代コンテンツ、第4次産業革命各PJ）で活動を行った。

この年の特筆すべき協会活動は以下のとおりである。

研修ではサテライト研修の本格運用を開始し、東海地区のコース数を大幅に増加、関西地区で開催している研修を、広島・福岡地区にライブ配信し、受講生の好評を博した。また出張型研修も開始した。

JIPAへ多大な貢献を頂いた元副会長の石田正泰氏を講師に迎え、「企業経営に資する知的財産！～JIPAへの期待と日本企業のあるべき知的財産経営～」と題して創立80周年記念講演会を開催した。

令和元年度（2019）
（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

○運営方針
（1）知財で新たな価値や提案をドライブする協会活動へのチャレンジ
（2）法律・技術・経営の3軸での知財に関する人材育成
（3）知財活性化及び会員増加策の検討

柵山会長（三菱電機）、戸田理事長（日立製作所）のもと、2019年度も「世界から期待され、世界をリードするJIPA」をスローガンとして掲げ、JIPAの強みである多様な「つながり」を活かして、どんな知財制度・政策が望ましいのか深耕し、民間の独立した立場からの議論・提言を加速することで、「知財で新たな価値や提案をドライブする」という知財ビジョンを意識した活動にチャレンジした。

専門委員会は255社、延べ713名が参画し、21委員会（総合企画、人材育成、会誌広報、特許1、特許2、国際1、国際2、国際3、国際4、医薬・バイオテクノロジー、ソフトウェア、著作権、マネジメント1、マネジメント2、情報システム、情報検索、ライセンス1、ライセンス2、意匠、商標、フェアトレード各委員会）、81テーマについて推進した。

政策プロジェクトは69社、延べ150名が参画し、8プロジェクト（アジア戦略、日中企業連携、国際政策、WIPO、JIPA知財シンポジウム、知財活性化、次世代コンテンツ、第4次産業革命各PJ）で活動を行った。

この年の特筆すべき協会活動は以下のとおりで

ある。

第4次産業革命PJでは、6つの分科会（AI・標準・新ビジネス・オープンイノベーション・パテントプール・社会と法制度各分科会）を立ち上げて活動を行った。

なおCOVID-19の感染が急拡大した結果、2020年2月に東京国際フォーラムにて開催予定していた第19回JIPA知財シンポジウムについては、開催の数日前に中止を決定した。この時期に空気感染の可能性が認識され、柵山会長にご相談したところ、「自分なら中止の判断をする」という一言が決め手になり、直前でリスク回避の決定をした。WIPOのガリ事務局長がジュネーヴを発って日本に向かう半日前のタイミングだったため、すぐにガリ事務局長に連絡をしたところ「皆さんと会うのも目的なので予定どおり行きます」という返事であった。結果的には予定どおり来日され、JIPA歴史上初めて、JIPA東京事務所をWIPO事務局長が訪問し、会議に参加いただいた。

平成２年度（2020）
（令和２年４月１日～令和３年３月31日）

○運営方針
(1) 委員会・プロジェクト・部会等の活動の見直し・強靭化
(2) 知財に関する人材育成（研修）・広報活動の継続
(3) 知財で新たな価値や提案をドライブする未来志向の協会活動へのチャレンジ

COVID-19感染対策として外出自粛・移動制限等が長期化するなか、パンデミックの収束後のデジタル新時代を見据え、ピンチをチャンスに変えるべく、JIPAとしては、柵山会長（三菱電機）、戸田理事長（日立製作所）のもと、世界中の知財関係者と今まで培ってきた繋がりを保ちつつ（Connecting the World）、知財で未来を創る（Shaping the Future）活動にチャレンジした。

専門委員会は244社、延べ715名が参画し、21委員会（総合企画、人材育成、会誌広報、特許1、特許2、国際1、国際2、国際3、国際4、医薬・バイオテクノロジー、ソフトウェア、著作権、マネジメント1、マネジメント2、情報システム、情報活用、ライセンス1、ライセンス2、意匠、商標、フェアトレード各委員会）、70テーマについて推進した。情報検索委員会の情報活用委員会に改称した。

政策プロジェクトは53社、延べ109名が参画し、7プロジェクト（アジア戦略、日中企業連携、国際政策、WIPO、JIPA知財シンポジウム、次世代コンテンツ、第4次産業革命各PJ）で活動を行った。

この年の特筆すべき協会活動は以下のとおりである。

理事長直下の研究会として、経済安全保障に関する研究会、AI知財に関する研究会をそれぞれ立ち上げた。

COVID-19感染拡大が長期化するなか、専門委員会、政策プロジェクトは参集からリモートでの活動を余儀なくされ、研修受講者数も6,360名と大きく落ち込むなか、事務局としても、オンライン会議やPCライブ・オンデマンド研修に対応すべく急ピッチで環境整備を行った。2020年度定時社員総会は規模を大幅に縮小してJIPA事務局にて開催となり、緊急事態宣言下となった第20回JIPA知財シンポジウムは完全Web配信での開催となった。

令和３年度（2021）
（令和３年４月１日～令和４年３月31日）

○運営方針
(1) 委員会・プロジェクト・部会等の活動の見直し・強靭化
(2) 知財に関する人材育成（研修）・広報活動の継続
(3) 知財で新たな価値や提案をドライブする未来志向の協会活動へのチャレンジ

米中の対立激化、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に伴い、世界経済見通しは一気に不透明感を増し、資源高や急激に進行するなか、COVID-19は、感染力の強い変異株の出現もあり収束の兆しもみえず、JIPAもオンラインでの活

動が中心となった。

柵山会長（三菱電機）、別宮理事長（日産自動車）のもと、JIPAのスローガンを、英語の “Creating IP Vision for the World” に一本化することにした。日本語のスローガンである「世界から期待され、世界をリードするJIPA」は日本ではある程度定着したので、今後の方針が世界に向けて明確になるように英語のみにしたのである。これにより世界を意識し、世界に向けて知財ビジョンを発信しつづけるJIPAとして、ニューノーマルに則した活動形態をとりながら、以下の基本方針に沿って活動を進めた。

専門委員会は223社、延べ635名が参画し、21委員会（総合企画、人材育成、会誌広報、特許1、特許2、国際1、国際2、国際3、国際4、医薬・バイオテクノロジー、ソフトウェア、著作権、マネジメント1、マネジメント2、情報システム、情報活用、ライセンス1、ライセンス2、意匠、商標、フェアトレード各委員会）、70テーマについて推進した。

政策プロジェクトは60社、延べ118名が参画し、8プロジェクト（グローバル模倣品対策、日中企業連携、国際政策、WIPO、JIPA知財シンポジウム、次世代コンテンツ政策、第4次産業革命、SDGs各PJ）で活動を行った。

この年の特筆すべき協会活動は以下のとおりである。

グローバル模倣品対策PJは、全世界を対象とした模倣品、海賊版対策により、知的財産権の保護推進に寄与し、各国への支援を通してユーザーとして利用しやすい模倣品対策制度の実現を目指すことを目的とし、アジア戦略PJから名称を変更した。

またSDGs PJは、SDGsについて検討を深め、17の目標に対して技術と知財で貢献を目指す。先ず気候変動とエネルギーの分野において、WIPO GREENを通じて会員企業の環境技術の普及、連携を進めることを目的に、新規に立ち上げた。

COVID-19感染の影響が継続した結果、研修受講者数は約12,600名と改善したが、受講者の8割以上がオンライン受講だった。

2021年度定時社員総会は、前年度に引き続き規模を大幅に縮小してJIPA事務局にて開催となった。

令和４年度（2022）
（令和４年４月１日～令和５年３月31日）

○運営方針
(1) 委員会・プロジェクト・部会等の活動の見直し・強靭化
(2) 知財に関する人材育成（研修）・広報活動の継続
(3) 会員の満足度を向上する施策等の実行

柵山会長（三菱電機）、伊東理事長（豊田自動織機）のもと、米中の対立激化が懸念されるなか、日本は安全保障では米国に依存している一方、経済面では中国との関係も重要であり、今後、どのような対応を取っていくべきか、難しい選択を迫られ、また知的財産が米中貿易摩擦の一因になっていることも注目された。またロシアによるウクライナへの軍事侵攻に伴い、世界経済見通しは一気に不透明感を増し、資源高や急激に進行する円安が今後の日本経済に与える影響は、先の見えない状況となった。COVID-19は、感染力の強い変異株の出現もあり収束の兆しがみえず、JIPAもオンラインでの活動が中心となった。

なお事務局の責任者は久慈直登氏から上野剛史氏に交代した。

専門委員会は220社、延べ596名が参画し、21委員会（総合企画、人材育成、会誌広報、特許1、特許2、国際1、国際2、国際3、国際4、医薬・バイオテクノロジー、ソフトウェア、著作権、マネジメント1、マネジメント2、情報システム、情報活用、ライセンス1、ライセンス2、意匠、商標、フェアトレード各委員会）、70テーマについて推進した。

政策プロジェクトは63社、延べ108名が参画し、8プロジェクト（グローバル模倣品対策、日中企業連携、国際政策、WIPO、JIPA知財シンポジウム、デジタル政策、第4次産業革命、SDGs各PJ）で活動を行った。

この年の特筆すべき協会活動は以下のとおりである。

昨今のオープンイノベーションの重要性の高まりを受けて、新たにオープンイノベーションPJを設置し、2022年8月から活動を開始した。また、WIPO PJについては、その機能の一部を今年度新たに設置した有識者連携PJと国際連携研究会に移行し、2023年1月をもって解散した。デジタル政策PJは次世代コンテンツ政策PJに名称を変更した。

COVID-19感染の影響が継続するなか、研修受講者数は昨年度から微増となった。一方、海外研修は、F04コース（欧州）が3年ぶりとなる現地研修を開催できた。

2022年度定時社員総会は、前年度に引き続き規模を大幅に縮小してJIPA事務局にて開催となった。

なお東京事務所は、2003年に入居した朝日生命大手町ビルの建替えに伴い、5月に日本橋の現事務所に移転した。

関西事務所の活動

JIPA知的財産フォーラム関西

JIPA知的財産フォーラム関西は、年1回11月の開催で、2022年度で13回目を迎える。

本フォーラム関西のキャッチフレーズはスタート時の2010年から変わることなく「好きやねん、知財!『貴方が創る筋書きにない知財交流会』」。

あまり出張する機会がない、会員各社の現場の知財実務者（名古屋地域や広島・九州地域からも参加頂いている）を集めて、自分が希望するテーマについて8~10人位が1つのグループとなり、グループ毎に、1日、議論する会合である。

議論テーマは、事前に最近の話題となっている内容を実行委員会（委員長は関西系理事、委員は他の関西系理事、過去3年間の三業種役員等）で決定し、当該テーマとともに参加者へ応募をかける。一方、議論テーマについては、毎年、継続して出てくるものとして知財戦略、知財部門のプレゼンス、知財管理等がある。

また、これらの議論を当日にうまく進めるために、実は、主に実行委員会の各社からコーディネータを推薦頂き、各グループに配置している点の工夫もある。

更に終了時には、各グループの代表が議論した内容を発表することになっているが、気軽に参加できるようにしているので、議論の内容に対する結論や纏めを求めないことが最大の特徴となっている。それは、参加している知財実務者の関心の高い「知財実務」に関して、常日頃に抱いている課題・問題点・悩み事を自由闊達に語り合い、その共有化や解決の糸口を見出すことに議論の主眼をおいているからである。

すなわち本フォーラム関西は、地域会員への支援強化に向けた取組の一環として、現場の知財業務に根ざした活動を推進するため、地域の知財実務者による情報交換・人材交流を通じて、地域での知的財産活動の活性化を目的としているからである。また、日頃、他社との交流の機会の少ない知財実務者にとって、この他流試合を経験することにより、自己の知識・スキルに更なる磨きをか

ける機会となることを実行委員会としては願っている。

開催場所は当初はANAクラウンプラザホテル大阪であったが、諸般の事情によりエルセラーン大阪に変更となった。

なお、この活動が始まった経緯に少し言及しておく。

「2007年頃、当時副理事長であった私（石原氏）と前・副理事長の志村氏、そして当時の岡崎事務所長との談笑の中で、『企業によっては、各種活動のために東京まで部員を派遣するのに抵抗がある会社がある。なんとか出張せずに、他社知財部員との交流を通じて井の中の蛙を脱する方法はないだろうか。関西系企業だけでグループディスカッションのような会合を立ち上げてはどうだろうか』と議論し、それを受けて、岡崎氏がラフな構想を作成し、その翌年に業担理事を集めて構想したり、課題を挙げたりした。2008年に、私（石原氏）が岡崎氏や内藤（当時、副理事長）氏、及び業担理事が検討中心メンバーとなり、2010年に練り上げた構想に更に磨きを内藤氏がかけ、本フォーラム関西がスタートした。（石原氏談）」

なお、本フォーラム関西の終了後には、懇親会があり、業種役員等が扮装しながら出し物を披露する。ジャンケンマン、ひげ男爵、ルパン三世、ブルースリー、水戸黄門等。ジャンケン大会では、本来チョキが出せないドラえもんも重要な場面でチョキをだし、懇親会は大笑いの渦となった。毎年、恥ずかしもなく行う役員等（各社の知財部長・課長）の演技は関西ならではの懇親会（宴会）に花を添える。

さて、これまでの本フォーラム関西の知財実務者の参加人数は以下の通りで、これ以外に実行委員会のメンバーや、理事長・専務理事等にもご参加頂いている。

○2010年度　42社　88名
○2011年度　52社　103名
○2012年度　60社　118名
○2013年度　65社　130名
○2014年度　67社　129名
○2015年度　67社　131名
○2016年度　46社　80名
○2017年度　50社　101名
○2018年度　52社　103名
○2019年度　57社　106名

なお、以下はコロナ禍となり、残念ながら、Web.会議システムによる開催となった。

○2020年度　26社39名
※事前にグループ毎に日程調整して、オンライン会合し、当日はTeamsで発表会のみ
○2021年度　40社65名
※完全オンライン開催（Zoomのブレイクアウトルームでグループディスカッション、メインルームで発表会）
○2022年度　44社66名
※2021年度と同じ、オンライン懇親会なし

ただ、第14回目となる2023年度の本フォーラム関西は、コロナを乗り越えて以前の会合に加え、新たな会合となるように動いていくこととなることが予想され、今後が更に楽しみである。

知的財産権法研究会と当協会との最新判決例研究会

この最新判決例研究会は、2012年6月にスタートして、現在も関西弁護士会とコラボしながら年2回（毎年6月、12月）開催されている。

本研究会は、関西の弁護士の方々と当協会の会員会社の参加希望者の双方15~25名が一堂に関西事務所に介しての最新判決の研究・議論の場である。

具体的には、弁護士会から提示された最新判決を例題にして頂き、8~10名位のグループに分かれ、原告と被告の立場で判決の維持・逆転を狙って各グループで事前の討議を行い、その結果（主張と根拠）をその後に熱くぶつけ合う会合である。

本研究会のスタートは2011年当初、日本の知財業界では重鎮とされる弁護士の小松陽一郎先生（小松法律事務所:当協会の研修講師）と前事務局長の岡崎氏との会談から始まる。

2021年の当時、関西では知財訴訟も多くなる一方で、当協会の会員各社では知財裁判には経験が浅く、そのため慣れない法曹界の考えを少しでも勉強することで社内での対応をうまく進めていき

たいというニーズ、一方で関西の弁護士会では若手弁護士に企業側の考えを勉強させたいというニーズがマッチしたことから本研究会がスタートすることになった。

開催の当時から現在も、主宰は小松先生であり、、その小松先生の呼びかけで弁護士会（関西知財ネット）からは伊原友己先生、平野和宏先生等、信じられない程の有名な先生達にもご参加頂いている。

なお、コロナ禍の3年間は、オンライン含む大阪弁護士会館での開催となっている。本研究会終了後は、懇親会をする。弁護士の方々から、知財以外の弁護士活動ついてざっくばらんなお話をお聞きでき、非常に面白く、楽しい。

（JIPA事務局）

少数知財研究会の活動

2013年度～

関西地区で年に1回実施されていた中少数知財会員フォローアップ会から発展し、小規模（知財部門が10名以下を少数知財会員として定義）な知財組織の会社が集まり活動を行っている。関西で先行して2013年度から8社の参画で活動開始し、その後、東海地区で2015年度から、関東では2018年度から活動をスタートしている。

会員数は、それぞれの地域で発足時から2022年度までに大幅に増加している（関西：8社→22社、東海：5社→9社、関東：15社→38社）。JIPA会員の60%以上が少数知財会員であることからも関心が高まっているといえる。

主に少数規模であるが故の課題について議論を行い、知財の実務課題だけでなく、人材育成や知財戦略など幅広いテーマを扱っている。

また、研究会の重要な活動の一つに課題相談があり、各社で発生している困り事を研究会で議論をするというものである。経験や情報が不足する少数知財では、各社での取り組みを知る機会であり、議論の中から自社にとっての最適解を参加者自らが検討してレベルアップに繋げる活動となっている。

さらに、研究会では職務発明問題や産学連携、コーポレートガバナンスコードへの対応など、旬の話題を取り上げることや、関連する委員会、団体などと交流することで参加企業にとって有用な場となっている

少数知財の特徴として、知財業務全般を担当し、さらに周辺業務を手掛けるなど、担当者の守備範囲の広さが挙げられる。守備範囲が広いからこそ、課題を俯瞰的に見る目が養える環境であり、会社として重要な判断業務を担う組織といえる。研究会ではこの「判断」に必要な栄養素である「情報」や「視点」を供給し、参加者自らが考え・判断に繋げることが成長に繋がるものとして取り組んできた。

活動で得た知見や考え方は、2016年に知財管理誌に「中少数知的財産部門の課題と対策」として

報告し、また臨時研修を実施して会員企業へ還元している。

（少数知財研究会（関西）　リーダー　下垣 裕一）

地域別部会

地域別部会

関東部会・関西部会

東西部会は、原則として東京（関東部会）と大阪（関西部会）の会場で、それぞれの地域の会員に対してJIPA活動状況を報告するとともに、外部より講師を招いて行う特別講演、委員会や政策プロジェクトの報告等を実施している。

2017年度までは、5月の総会、及び8月を除いた年10回開催していたが、2018年度から3月も休会として年9回の開催となった。

2008年度からコロナ禍前の2019年までは、事務局からの会務報告の他、特別講演が年間3～10件、委員会や政策プロジェクトから年間20～35件の報告があった。

関東部会の会場は、2010年までは日本消防会館ニッショーホールであったが、その後2011年からベルサール八重洲に会場を変更した（関西部会は会場の変更はなく、現在も大阪マーチャンダイズ・マート（OMM）ビルにて継続して開催）。

2019年度は、2月にコロナウィルス感染が拡大し、2月度の関東部会はなんとか開催出来たものの、2月度関西部会は急遽中止とした（JIPAシンポジウムも中止）。

翌2020年度もコロナ禍の影響により4月の開催を中止とし、6月より会場での参集開催に代わる動画のオンデマンド配信を開始した。このタイミングに合わせて、東西部会の新たなコンテンツとして、海外賛助会員に最新情報について動画を作成いただき、配信を開始した。

2021年度もコロナウィルス感染拡大が収まらずオンデマンドのみであったが、2022年度は、6月と12月の2回だけ、参集での開催を復活させた（それ以外の月は動画オンデマンド配信）。

なお、JIPAが法人化される2013年までは、1月度東西部会で総会代行が行われ、翌年度の役員人事について審議された。これは4月からの新年度スタートを新しい理事会メンバーが運営できるように、1月度東西部会の機会を利用して、便宜的に総会代行という名目により議事を行い、新しい理事を確定させたものであった。JIPAが法人になった後は、「一般社団法人および一般財団法人に関する法律」に従い、例年5月末に行われる社員総会において新しい理事会メンバーの承認を審議することにし、1月度東西部会においては総会代行を行わないことにした。なお、これにより社員総会において新しい理事が承認されるまでは、前年度理事がJIPAの運営を行うことになった。

東西部会講演一覧（敬称略）

年　度		講演内容		関東部会　講師	関西部会　講師
2008	4月	諸外国のライセンスに関する法規制の調査研究 -BRICs諸国の技術ライセンス規制の調査と考察-	ライセンス第1	副委員長　金山 和則 （日本電信電話）	副委員長　森田 善之 （オムロン）
		知財情報システムのセキュリティに関する検討報告	知的財産情報システム	2007年度副委員長　加藤 嘉一 （三菱電機）	2007年度副委員長　大岡 忠雄 （デンソー）
		企業の知的財産戦略から見た『知的財産推進計画』	知的財産マネジメント第2	2007年度委員　福田 雄一 （日本ガイシ）	2007年度委員　福田 雄一 （日本ガイシ）
	6月	経営に資する知的財産活動のあり方	知的財産マネジメント第1	副委員長　富岡 史城 （IHI）	委員　上野 徹 （リコー）
		知財人材育成のための部門長心得3箇条	知的財産マネジメント第1	副委員長　井上 二三夫 （シスメックス）	副委員長　井上 二三夫 （シスメックス）
		米国における抱き合わせに関する判例の動向と実務上の留意点 ～特許事件を中心として～	国際第1	委員　阪本 雅彦 （日産自動車）	委員　水谷 礼子 （カネカ）
	7月	知的財産情報検索委員会の特許分類に対する取り組み	知的財産情報検索	委員長　臼井 裕一 （住友電気工業）	委員長　臼井 裕一 （住友電気工業）
		エンドユーザ向け特許情報検索教育についての研究と提言	知的財産情報検索	副委員長　長瀬 立佳 （ブラザー工業）	委員　深澤 真幸 （不二製油）

年　度		講演内容		関東部会　講師	関西部会　講師
2008	7月	不公正行為の抗弁及び Walker Process Fraudの立証要件	国際第1	2007年度委員　奥村 寛 （カシオ計算機）	2007年度委員　山﨑 雅義 （古野電気）
		ブラジルの知的財産制度	国際第1	2007年度委員　大澤 貴之 （ブリヂストン）	2007年度副委員長　出口 哲也 （神戸製鋼所）
	9月	進歩性に関する検討 ＜審査／審判での分析＞	特許第1	委員　古田 理 （第一三共）	委員　中谷 将之 （KIMOTO きもと）
		知財情報システムのデータ活用に関する考察	知的財産情報システム	副委員長　小川 雅章 （日本無線）	副委員長　小川 雅章 （日本無線）
		訪欧代表団報告	国際第2	委員長　森田 哲也 （アイシン精機）	副委員長　太田 宜衛 （積水化学工業）
		KSR最高裁判決後における米国での非自明性判断の動向	国際第1	2007年度委員長代理　森 哲 （旭硝子）	2007年度委員　堀川 環 （大日本住友製薬）
	10月	知財行政の現状と今後	特別講演	特許庁特許技監 南 孝一	
		我が国における知的財産活動の実態とグローバル企業の出願動向	特別講演	特許庁　総務部企画調査課 課長補佐　菅野 智子	
	11月	治療の態様に特徴がある医薬発明の審査の現状と三極比較	バイオテクノロジー	副委員長　岩橋 和幸 （協和発酵キリン）	副委員長　奥富 圭一 （アサヒビール）
		米国における教唆侵害に関する判例の動向と実務上の留意点	国際第1	2007年度委員　大西 康之 （三菱電機）	2007年度委員　大谷 誠一郎 （ダイキン工業）
		グローバルな知的財産取引に伴う税務への対応 -知財税務の全体像の提示とグループ企業間の移転価格税制への対応-	知的財産マネジメント第1	委員　小林 淳二 （アルプス電気）	委員　谷澤 靖久 （日本電気）
	12月	中国専利法改正案の内容と現状について	アジア戦略PJ	東アジアWGリーダー 吉原 利樹（東芝）	東アジアWGリーダー 吉原 利樹（東芝）
		中国での事業と知財権を巡る課題	賛助	北京集佳知識産権代理有限公司 駐日本知的財産権事務所（CN） 経 志強	北京集佳知識産権代理有限公司 駐日本知的財産権事務所（CN） 経 志強
	1月	知識創造型知財部門の構築に向かって	特別講演	武蔵大学　経済学部教授 米山 茂美	
		川崎重工における研究開発のマネージメント	特別講演		川崎重工業　代表取締役 松﨑 昭
	2月	日米特許審査ハイウェイ案件の分析と、その結果について	特許第1	副委員長　荘林 啓 （リコー）	副委員長　小野 尋 （トヨタテクニカルディベロップメント）
		日本と諸外国における明細書の記載要件についての一考察（その2）	特許第1	副委員長　簑島 康祐 （コニカミノルタテクノロジーセンター）	副委員長　簑島 康祐 （コニカミノルタテクノロジーセンター）
		進歩性にまつわる諸検討 ＜進歩性ハンドブック＞	特許第1	副委員長　山口 健一 （大日本印刷）	委員　伊藤 浩行 （ジェイテクト）
		審査基準に関する今後の動向について ～審査基準専門委員会の概要と出願人の立場から見た審査基準とは～	特許第1	副委員長　小宮 信夫 （松下電器産業）	委員　中田 元己 （住友電気工業）
	3月	中国改正専利法（意匠部分）概要と施行前の準備について	意匠	委員長　山本 圭一 （キヤノン）	委員　藤原 茂 （住友ゴム工業）
		2009年度JIPA研修計画について	人材育成	副委員長　松山 弘司 （KIMOTO　きもと）	副委員長　弁野 純一 （パナソニック電工）
		アジア訪問代表団報告 ～タイ・シンガポール訪問代表団・インド・UAE 訪問代表団～	アジア戦略PJ	委員　按田 光久 （電気化学工業） 委員　大塚 眞民 （日本電気）	委員　按田 光久 （電気化学工業） 委員　岡崎 良則 （住友金属工業）
2009	4月	差止め請求等の権利行使を制限する国内外の動きについて	適正エンフォースメントPJ	リーダー　倉永 宏 （日本電信電話）	リーダー　倉永 宏 （日本電信電話）
		2008年度日中企業連携PJ活動報告	日中企業連携PJ	リーダー　鈴木 元昭 （JFEテクノリサーチ）	リーダー　鈴木 元昭 （JFEテクノリサーチ）
		知財経営支援PJ活動報告 ～旭硝子「PD200」、日亜化学「白色 LED」の開発と事業化～	知財経営支援PJ	リーダー　武田 安弘 （ブリヂストン）	委員　横山 勝 （パナソニック電工）
	6月	Quanta 最高裁判決に見る米国における特許権の消尽について	国際第1	副委員長　福嶋 泰俊 （ブラザー工業）	委員長　塩川 健一郎 （本田技研工業）
		米国特許をうまく取得する方法（第4版）	国際第1	2008年度委員　長田 大輔 （キヤノン）	委員　川村 義之 （シスメックス）
		知財信託（特にグループ企業の一元管理）制度の社内導入とその後の運用・課題について	特別講演	森田 伊知朗 （日本発条）	森田 伊知朗 （日本発条）

年　度		講演内容		関東部会　講師	関西部会　講師
2009	7月	技術者による分類検索活用促進に向けた提言	知的財産情報検索	2008年度副委員長 竹田 明史（浜松ホトニクス）	2008年度副委員長 竹田 明史（浜松ホトニクス）
		わかる！インターネット出願 ～一本化へのカウントダウン～	知的財産情報システム	委員　中西 美帆子 （小松製作所）	委員　船元 弘之 （シャープ）
		PCTワーキンググループ第2回会合報告	国際第2	副委員長　太田 宜衛 （積水化学工業）	副委員長　太田 宜衛 （積水化学工業）
	9月	MedImmune事件の影響に関する研究	国際第1	2008年度委員　山浦 洋介 （協和発酵キリン）	2008年度委員　山浦 洋介 （協和発酵キリン）
		非特許情報を活用した知財報告書の作成について	知的財産情報検索	副委員長　田辺 千夏 （昭和電工）	2008年度副委員長 戸田 敬一（オムロン）
		企業経営と知財マネジメントの関連分析	知的財産マネジメント第1	2008年度副委員長 富岡 史城（IHI）	2008年度委員 山田 健太郎（パナソニック）
	10月	特許行政の現状と国際的な取組みについて	特別講演	特許庁特許技監　南 孝一	
	11月	平成21年度　著作権法の改正について	デジタルコンテンツ	委員長　今子 さゆり （ヤフー）	副委員長　小坂 拓也 （NTTドコモ）
		米国における故意侵害の新基準に関する実務的視野での考察 ～Seagate事件CAFC判決後の動向～	国際第1	2008年度委員　阪本 雅彦 （日産自動車）	委員　黒澤 理弘 （東レ）
		戦略的思考を持つ知財人財の育成方法	知的財産マネジメント第1	2008年度副委員長 洲崎 英夫（リコー）	2008年度副委員長 洲崎 英夫（リコー）
	12月	米国におけるプレアピール制度及びその活用について	国際第1	委員　平 克 （三菱電機）	2008年度委員　濱崎 豊弘 （日東電工）
		改訂審査基準について ～「産業上利用することができる発明」及び「医薬発明」～	バイオテクノロジー	委員長代理　矢野 恵美子 （アステラス製薬）	委員　松尾 まゆみ （大日本住友製薬）
		職務発明制度に関する考察等	職務発明制度PJ	JIPA事務局長　土井 英男	JIPA事務局長　土井 英男
		特許制度見直し議論に関する当協会のスタンス	特許制度検討PJ	JIPA専務理事　中山 喬志	JIPA専務理事　中山 喬志
	2月	次世代知財情報解析システムについて	知的財産情報システム	委員長代理　小川 雅章 （日本無線）	委員長代理　小川 雅章 （日本無線）
		遅い権利化のための審査の検討	特許第1	副委員長　下田 憲次 （富士通）	副委員長　下田 憲次 （富士通）
		日米欧三極間における特許審査ハイウエイの概要およびそのメリットの紹介	特別講演	特許庁特許審査第一部 調整課　審査企画班長 武重 竜男	特許庁特許審査第一部 調整課　審査企画第二係長 松浦 安紀子
		明細書、クレーム補正実務の最新動向	特許第1	委員　宮川 大輔 （シチズンホールディングス） 委員　川井 由佳 （ソフトバンクモバイル）	副委員長　深津 信一 （豊田自動織機） 委員　井口 亮祉 （デンソー）
	3月	2010年度JIPA研修について	人材育成	副委員長　野曽原 司 （凸版印刷）	副委員長　弁野 純 （パナソニック電工）
		ネットワーク上の仮想世界における知的財産権の取扱い	ソフトウェア	委員　飛永 豪 （ニフティ）	副委員長　上村 篤 （ヤフー）
		原産地表示等の表示に関する国際比較について	フェアトレード	副委員長　横山 菜穂子 （共同印刷）	副委員長　野田 容朗 （堀場製作所）
		改正後の制度活用の調査研究と意匠環境整備に関する提言 （関連意匠・部分意匠制度について）	意匠	副委員長　古庄 優一 （ソフトバンクモバイル）	委員　竹村 恵子 （シャープ）
2010	4月	2010年度年度運営方針案説明	特別講演	JIPA理事長　守屋 文彦 （ソニー）	JIPA理事長　守屋 文彦 （ソニー）
		2009年度日中企業連携PJ活動報告	日中企業連携PJ	リーダー　鈴木 元昭 （JFEテクノリサーチ）	リーダー　鈴木 元昭 （JFEテクノリサーチ）
		実践コミュニティーとしてのJIPA及びJIPA活動を通して得られる経験と人間的な成長について	人材育成PJ	2009年度リーダー 百瀬　隆（ダイセル化学工業）	
		実践コミュニティーとしてのJIPAについて	特別講演		神戸大学大学院経営学研究科 教授　松尾 睦
		JIPA活動を通して得られる経験と人間的な成長について	人材育成PJ		2009年度リーダー 百瀬　隆（ダイセル化学工業）
	6月	USPTOの審査における記述要件の判断について ～Written Description Training Materialsを中心として～	国際第1	副委員長　三上 和生 （オリンパス）	委員　小森 陽一郎 （積水化学工業）

年　度		講演内容		関東部会　講師	関西部会　講師
2010	6月	不衡平行為に関する米国判決動向と実務上の留意点 ～情報開示陳述書の提出義務違反を中心として～	国際第１	2009年度委員　田中 裕紀 （富士通）	2009年度委員　田中 裕紀 （富士通）
		知財活動のコスト・パフォーマンスに関する研究 ～真に経営に資する知財活動を目指して～	知的財産マネジメント第２	副委員長　井上 二三夫 （シスメックス）	副委員長　井上 二三夫 （シスメックス）
	7月	企業における発明提案管理システムについて	知的財産情報システム	副委員長　糟谷 一 （キヤノン）	2009年度委員　船元 弘之 （シャープ）
		欧州連合（EU）における知的財産権の活用と欧州競争法との関係の研究	国際第２	2009年度委員　齊藤 隆士 （旭化成）	副委員長　山中 昭利 （デンソー）
		米国におけるパテントマーキング制度およびその活用について	国際第１	副委員長　平 克 （三菱電機）	委員　谷口 洋樹 （三洋電機）
		資料「米国特許侵害訴訟実務マニュアル」改訂第４版について	国際第１	委員　及川 実 （日立電線）	2009年度委員　黒澤 理弘 （東レ）
	9月	権利制限の一般規定（フェアユース）について	デジタルコンテンツ	委員長　今子 さゆり （ヤフー）	副委員長　大野 郁英 （凸版印刷）
		資料「ドイツ特許権侵害訴訟実務マニュアル」について	国際第２	2009年度副委員長 八木 栄一郎（キヤノン）	2009年度委員 藤田 かおる（カネカ）
		海外特許事務所のマネジメント施策 ～海外特許事務所の活用施策、費用低減の工夫策に関する考察～	知的財産マネジメント第２	副委員長　久保田 圭一郎 （日産自動車）	副委員長　久保田 圭一郎 （日産自動車）
	10月	特許権者等の権利行使の判断と裁判の在り方	特別講演	早稲田大学大学院法務研究科 教授　塚原 朋一	
	11月	経営戦略に活かすための特許解析手法の研究	知的財産情報検索	副委員長　森下 敏之 （デンソー）	副委員長　森下 敏之 （デンソー）
		再生医療ビジネスの特許保護と再生医療関連発明の審査の現状	バイオテクノロジー	委員　今井 真理子 （持田製薬）	委員　廣瀬 麻由 （武田薬品工業）
		WIPO-JIPA共同制作による環境技術の移転の為の新プラットフォームについて	環境技術パッケージ推進PJ	リーダー　川村 裕一郎 （本田技研工業） 委員　藤岡 薫 （本田技研工業）	リーダー　川村 裕一郎 （本田技研工業） 委員　藤岡 薫 （本田技研工業）
	12月	特許の有効性判断におけるダブルトラックについて	特許第２	副委員長　川本 英二 （テルモ）	副委員長　平岡 正憲 （中国電力）
		JIPA活動で生み出される実践知とその活用	人材育成PJ	2009年度リーダー 百瀬 隆（ダイセル化学工業）	2009年度リーダー 百瀬 隆（ダイセル化学工業）
		知財経営支援プロジェクト報告（その2） ～コマツとデジタルカメラ業界の知財戦略～	知財経営支援PJ	2009年度リーダー 武田 安弘	2009年度リーダー 武田 安弘
		JIPAの課題	特別講演	JIPA理事長　守屋 文彦 （ソニー）	JIPA理事長　守屋 文彦 （ソニー）
	2月	知財管理システム導入における提言～JIPAアンケート結果分析～	知的財産情報システム	委員　長尾 恭子 （日本電気）	副委員長　關 耕司 （ダイキン工業）
		改正不正競争防止法に関する実務的留意点	フェアトレード	副委員長　中西 泰久 （デンソー）	副委員長　堀口 佳秀 （大成建設）
		新規事項追加に関する最近の判決について	特許第１	委員　土居 美緒 （第一三共）	委員　村上 大輔 （ジェイテクト）
		『特許審査基準進歩性の解説』 （2010年11月発行）について	特許第１	副委員長　木村 信行 （セイコーインスツル）	委員　井上 みさと （三菱電機）
2011	4月	2011年度運営方針案説明	特別講演	JIPA理事長　河本 健二 （日産自動車）	JIPA理事長　河本 健二 （日産自動車）
		日中企業連携会議の報告	日中企業連携PJ	リーダー　鈴木 元昭 （JFEテクノリサーチ）	サブリーダー　宮内 弘 （東芝）
		現行職務発明制度の問題点について	特別講演	弁護士・弁理士　松本 司 （弁護士法人関西法律特許事務所）	弁護士・弁理士　松本 司 （弁護士法人関西法律特許事務所）
		特許権の権利行使の判断と裁判所の審理及び判断の実際	特別講演		早稲田大学大学院法務研究科 教授　塚原　朋一
	6月	中国特許調査に関する研究	知的財産情報検索	委員長　田辺 千夏 （昭和電工）	委員長　田辺 千夏 （昭和電工）
		特許検索マニュアルの検討	知的財産情報検索	2010年度副委員長 信川 聡（三菱重工業）	2010年度副委員長 信川 聡（三菱重工業）
		特許情報教育に関する研究と提言	知的財産情報検索	委員長代理　伊東 秀記 （日本触媒）	委員長代理　伊東 秀記 （日本触媒）

年　度		講演内容		関東部会　講師	関西部会　講師
2011	6月	テキストマイニング手法の有用性の検討	知的財産情報検索	委員長代理　大石 明美 （帝人知的財産センター）	委員長代理　大石 明美 （帝人知的財産センター）
		国際知財戦略 ～国際的な知的財産のインフラ整備に向けて～	特別講演	特許庁企画調査課長 後谷 陽一	特許庁企画調査課長 後谷 陽一
	7月	「知的財産推進計画2011」について	特別講演	内閣官房知的財産戦略推進事務局 参事官　高原 慎太郎	内閣官房知的財産戦略推進事務局 参事官　高原 慎太郎
		アジアに対する課題	特別講演	特許庁国際課長　澤井 智毅	特許庁国際課地域政策室長 山本 信平
		知財経験のない新任知財部門長のための知財マネジメントについての研究 ～知財生え抜き知財部門長にもぜひ読んでもらいたい～	知的財産 マネジメント第2	2010年度副委員長 井上 二三夫 （シスメックス）	2010年度委員 鈴木 雅彦 （ダイセル化学工業）
		ソフトウェア特許の活用に関する調査研究報告　～システム・インテグレーション業界を中心に～	ソフトウェア	2010年度委員　星野 真一 （エヌ・ティ・ティ・データ）	副委員長　須崎 正士 （野村総合研究所）
		産学連携についてのライセンス委員会の取り組みについて	ライセンス第2	2010年度委員　小林 亨 （月島機械）	副委員長　青木 潤 （パナソニック）
	9月	米国特許商標庁の改革に伴う審査環境の変化とそれに対応した実務	国際第1	委員　阿部 高士 （東芝）	副委員長　大橋 孝司 （パナソニック）
		欧州における統一的な特許付与・特許訴訟制度に関する調査・研究	国際第2	副委員長　三ヶ尻 勉 （JNC）	委員　南坂 和也 （住友化学）
		欧州特許庁におけるコンピュータ・ソフトウェア関連発明の取り扱い	国際第2	副委員長　山西 了 （アステラス製薬）	2010年度委員　榎並 啓好 （アイピックス）
		欧州特許出願での数値限定発明に対する記載要件及び特許要件	国際第2	副委員長　山西 了 （アステラス製薬）	2010年度委員　三木 孝文 （日本ゼオン）
	10月	日米欧PCT出願における国際調査と国内段階審査の比較	国際第2	委員長　太田 宜衛 （積水化学工業）	
		中国専利法改第三次改正に伴う意匠出願時の留意事項	意匠	副委員長　林 真紀 （キヤノン）	
		「経営に資するブランドの研究-ブランドで経営を考える-」概要報告	意匠	副委員長　古藤 和博 （メニコン）	
	11月	非自明性判断における二次的考慮事項に関する米国判決動向と実務上の留意点	国際第1	委員　小森 陽一朗 （積水化学工業）	2010年度委員　林 政毅 （日東電工）
		米国の特許侵害訴訟における損害賠償額の算定方法に関する考察	国際第1	副委員長　富永 紘正 （旭硝子）	副委員長　富永 紘正 （旭硝子）
		資料『米国特許クレーム解釈の動向と実務上の留意点』改訂第2版の説明	国際第1	2010年度委員　越後 光弘 （エヌ･ティ･ティ･コミュニケーションズ）	副委員長　川村 義之 （シスメックス）
		eディスカバリの実態とその対応策	国際第1	委員長代理　半田 昌巳 （武田薬品工業）	委員　伊藤 ふみ （神戸製鋼所）
	12月	クラウドサービスと著作権	著作権	委員長　今子 さゆり （ヤフー）	委員　石原 健太郎 （パナソニック）
		バイオマーカー特にコンパニオン診断特許が事業に及ぼす影響	医薬・ バイオテクノロジー	委員　那須 公雄 （東レ）	副委員長　尾島 和行 （中外製薬）
		中・韓・台・印におけるノウハウ供与・管理に関連する法制度についての比較研究	フェアトレード	副委員長　大関 達也 （JEF スチール）	委員長　堀口 佳秀 （大成建設）
		知財を取り巻く環境変化と人材育成	特別講演	JIPA理事長　河本 健二 （日産自動車）	JIPA理事長　河本 健二 （日産自動車）
	2月	改正特許法　特許無効審判及び訂正審判の運用について	特別講演	特許庁審判部審判課 審判企画室　課長補佐 門田 かづよ	特許庁審判部審判課 審判企画室　課長補佐 田口 傑
2012	4月	2012年度運営方針案説明	特別講演	JIPA理事長　奥村 洋一 （武田薬品工業）	JIPA理事長　奥村 洋一 （武田薬品工業）
		メキシコ訪問調査団の報告	国際第1	2011年委員　尾畑 雄一 （NTTドコモ）	2011年委員　井上 孝洋 （クラレ）
		日中企業連携会議の報告	日中企業連携PJ	2011年度リーダー 宮内 弘（東芝）	2011年度リーダー 宮内 弘（東芝）
		職務発明制度PJ活動報告	職務発明制度PJ	2011年度リーダー 石川 浩（持田製薬）	2011年度リーダー 石川 浩（持田製薬）
		2012年インド訪問代表団報告	アジア戦略PJ	里山 雅也（エーザイ） 永井 康睦（日立建機） 小畑 浩 （サントリーホールディングス）	柳 裕一（ダイキン工業） 永井 康睦（日立建機） 大石 明美 （帝人知的財産センター）

年　度		講演内容		関東部会　講師	関西部会　講師
2012	6月	マルチカントリーデータベースの研究	知的財産情報検索	2011年度副委員長 橋本 真理子（旭硝子）	2011年度副委員長 橋本 真理子（旭硝子）
		特許検索の教育に関する研究	知的財産情報検索	2011年度副委員長 岩本 清孝（竹中工務店）	2011年度副委員長 岩本 清孝（竹中工務店）
		経営に資する情報提供のための解析手法の検討と提言	知的財産情報検索	2012年度委員 森岡 由紀子（日本電気）	委員　松葉 久美 （三井化学）
		インド特許調査に関する研究	知的財産情報検索	2012年度副委員長 森田 陽介 （トヨタテクニカルディベロップメント）	2012年度副委員長 森田 陽介 （トヨタテクニカルディベロップメント）
	7月	共同開発契約における成果帰属のありかたについて	ライセンス第1	2011年度 委員　比毛 智一 （ソニー）	委員　今井 真理子 （持田製薬）
		Google社のビジネスと知財戦略について	国際第1	副委員長　上田 正之 （ダイセル）	委員　松本 良尚 （カシオ計算機）
		米国主要連邦地裁のローカルパテントルール	国際第1	委員　原尻 秀一 （富士通）	2011年度委員　薮田 豊 （アンリツ）
		PCT出願の国際段階における補正等手続の有効性に関する考察	国際第2	副委員長　熊切 謙次 （日立製作所）	副委員長　吉岡 章夫 （日本電気）
	9月	類似技術判断に関する米国判決傾向と実務上の留意点	国際第1	副委員長　三浦 和恵 （トヨタテクニカルディベロップメント）	2011年度委員 小森 陽一朗 （積水化学工業）
		Androidライセンスと知財問題の解説 ～ Apache Licenseを中心に～	ソフトウェア	副委員長　櫻井 健裕 （リコー）	副委員長　櫻井 健裕 （リコー）
		国内外主要企業の知財戦略の分析	特別講演	JIPA専務理事　久慈 直登	JIPA専務理事　久慈 直登
	10月	産業革新機構の活動状況	特別講演	産業革新機構 専務執行役員　小宮 義則	
		新しい知財戦略	特別講演	IPSEVA USA代表 弁護士　シンシアカナディ	
	11月	知財部門に期待される機能と業務範囲に関する研究 ―妄信的三位一体からの決別―	知的財産 マネジメント第1	2011年度委員　佐村 一久 （エーザイ）	2011年度委員　原 洋一 （京セラ）
		核酸の医薬及び診断薬への適応に関する発明の特許性	医薬・ バイオテクノロジー	副委員長　恒川 典之 （帝人ファーマ）	副委員長　松尾 まゆみ （大日本住友製薬）
		続・国内外主要企業の知財戦略の分析	特別講演	JIPA専務理事　久慈 直登	JIPA専務理事　久慈 直登
	12月	グループ会社管理の業務課題とシステム化のあり方	知的財産情報 システム	委員　横路 誠司 （NTTドコモ）	委員　二階堂 宏央 （サントリーホールディングス）
		日米欧における医薬品の併用用途特許出願に対する審査実務の研究	医薬・ バイオテクノロジー	副委員長　山浦 洋介 （協和発酵キリン）	委員　北野 裕司 （塩野義製薬）
		「各国広告規制の調査・研究-比較広告を中心として」の内容紹介	フェアトレード委員会	2011年度副委員長 平井 良治（リコー）	副委員長　藤田 孝三郎 （サクラクレパス）
		「知財権行使における独禁法ハンドブック」について	フェアトレード委員会	委員長代理　大関 達也 （JFEスチール）	委員　田原 武司 （三菱電線工業）
		グローバル知財人材とその育成について	特別講演	JIPA理事長　奥村 洋一 （武田薬品工業）	JIPA理事長　奥村 洋一 （武田薬品工業）
	2月	知財･開発戦略に寄与する特許「実施情報」の活用手法の提案	知的財産情報 システム	委員　浅井 耕平 （本田技研工業）	委員　片山 博子 （住友化学）
		企業の組織成長に合わせた知財管理方法の選定手法	知的財産情報 システム	委員　荒牧 吾郎 （日本電気）	委員　河上 慎太郎 （船井電機）
		特許審査基準「明細書及び特許請求の範囲の記載要件」の解説	特許第1	副委員長　井上 昌章 （JSR）	副委員長　林 慶子 （積水化学工業）
		発明の単一性およびシフト補正に関する審査基準の改訂の方向性について	特許第1	委員　荒井 慎一郎 （日鉄住金総研）	委員　藤村 修 （愛三工業）
2013	4月	2013年度運営方針案説明	特別講演	JIPA理事長　上野 剛史 （日本アイ・ビー・エム）	JIPA理事長　上野 剛史 （日本アイ・ビー・エム）
		日中企業連携会議の報告	日中企業連携PJ	2012年度委員　芹田 和俊 （ソニー）	2012年度委員　李 瀟冰 （シャープ）
		2013年インド訪問代表団報告	アジア戦略PJ	2012年度委員　岡部 拓郎 （エーザイ）	2012年度委員　堀 直人 （旭化成）
		「職務発明制度PJ」2012年度活動報告	職務発明制度PJ	2012年度リーダー 石川 浩（持田製薬）	2012年度リーダー 石川 浩（持田製薬）
	6月	事業に活かす知財情報（訴訟情報、譲渡情報）の分析・活用手法	情報検索	2012年度副委員長 石井 邦夫（凸版印刷）	2012年度副委員長 石井 邦夫（凸版印刷）

年　度		講演内容		関東部会　講師	関西部会　講師
2013	6月	中国特許調査に関する研究2012	情報検索	2012年度副委員長 森田 陽介 （トヨタテクニカルディベロップメント）	2012年度副委員長 森田 陽介 （トヨタテクニカルディベロップメント）
		ASEAN特許調査に関する研究2012	情報検索	委員長　小畑 浩 （サントリーホールディングス）	委員長　小畑 浩 （サントリーホールディングス）
		M&Aに必要な情報の調査・解析手法	情報検索	2012年度副委員長 谷﨑 透（村田製作所）	2012年度副委員長 谷﨑 透（村田製作所）
	7月	知財人材の育成 （専門的能力＋知財マネジメント力の育成）	マネジメント第1	2012年度委員　菅澤 光裕 （旭化成）	2012年度委員　菅澤 光裕 （旭化成）
		知財業務におけるアウトソーシング・マネジメントに関する研究	マネジメント第1	委員　宮田 敦久 （NTTコムウェア）	マネジメント第2委員 富畑 賢司（グンゼ）
		知財部門におけるダイバーシティ化（多様な人材）の有効活用に関する研究	マネジメント第1	副委員長　加藤 達夫 （凸版印刷）	委員　大野 芳昭 （エヌ・ティ・ティ・データ）
		知財部門からの情報発信のあり方	マネジメント第2	委員　谷口 裕一 （三菱電機）	委員　熊本 十美男 （ダンロップスポーツ）
	9月	ライセンスの観点からみた知的財産評価についての調査研究	ライセンス第1	2012年度委員　白柳 優子 （スズキ）	2012年度委員　木綿 一博 （日本電信電話）
		ITCにおける最近の傾向および特有点について	国際第1	委員　増田 裕生 （デンソーウェーブ）	委員　青山 哲也 （デンソー）
		Therasense大法廷判決後の不衡平行為を争点とする米国判決を踏まえた実務上の留意点	国際第1	委員　金澤 直樹 （JFEテクノリサーチ）	委員　岡村 好彦 （大日本スクリーン製造）
		Apple社の知財戦略について	国際第1	委員　原尻 秀一 （富士通）	委員　細井 隆太朗 （NTTドコモ）
		ブラジルにおける権利活用状況と活用を意識した権利取得上の留意点	国際第1	副委員長　原田 基 （キリン）	副委員長　原田 基 （キリン）
	10月	我が国の知的財産政策について	特別講演	内閣官房知的財産戦略推進事務局　参事官　安田 太	
		成長戦略上の企業の責務： イノベーション促進の為の職務発明制度改正	職務発明制度TF	JIPA副理事長　石川 浩 （持田製薬）	
		パナソニックにおける知財の取組	特別講演	知的財産センター　所長 豊田 秀夫（パナソニック）	
	11月	米国ANDA関連判決における判断傾向の分析	医薬・ バイオテクノロジー	委員　高浜 学 （中外製薬）	副委員長　押川 公利 （田辺三菱製薬）
		特許権侵害訴訟における損害賠償金額に関する考察	特許第2	2012年度副委員長 大須賀 千尋（ヤマハ）	2012年度副委員長 大須賀 千尋（ヤマハ）
		補正，訂正等の新規事項追加に関する考察	特許第2	委員長　下萩原 勉 （日立製作所）	委員長　下萩原 勉 （日立製作所）
		近年の均等論についての考察	特許第2	副委員長　大賀 正広 （旭化成）	2012年度副委員長 平林 哲生（パナソニック）
	12月	電子書籍をめぐる『出版者への権利付与』の動向について	著作権	委員長　大野 郁英 （凸版印刷）	委員長　大野 郁英 （凸版印刷）
		ロシア調査団報告	国際第2	委員　前田 浩延 （キヤノン）	副委員長　伊藤 英洋 （日本ゼオン）
		米国判例を考慮した医薬･バイオテクノロジー分野の方法発明の特許出願における留意点	医薬・ バイオテクノロジー	委員　森田 健介 （富士フイルム）	委員　首藤 光洋 （大鵬薬品工業）
		IBMの知的財産戦略	特別講演	JIPA理事長　上野 剛史 （日本アイ・ビー・エム）	JIPA理事長　上野 剛史 （日本アイ・ビー・エム）
	2月	クレーム課金、及びクレーム記載要件に関する各国制度の調査・研究 ～日本出願を基礎として主要国へ出願する際の課題を中心として～	特許第1	委員　土屋 美和 （三菱重工業）	委員　半澤 崇幸 （いすゞ自動車）
		拒絶理由通知における記載要件判断の三極比較 ～日本を受理官庁としたPCT出願における傾向比較～	特許第1	副委員長　大塚 章宏 （日本メジフィジックス）	委員　島野 哲郎 （宇部興産）
		明治時代の先人に学ぶ特許戦略 （日本人初の米国特許の話）	特別講演	元特許庁　特許技監 櫻井 孝	元特許庁　特許技監 櫻井 孝
	3月	2014年度JIPA研修について	人材育成	副委員長　栗栖 顕 （富士フイルム）	副委員長　平井 良明 （日本合成化学工業）
		知的財産活動グローバル化の日欧比較調査と研究 ～研究開発活動のグローバル化動向調査～	国際第2	2012年度委員　今田 賢治 （本田技研工業）	2012年度委員　今田 賢治 （本田技研工業）

年　度		講演内容		関東部会　講師	関西部会　講師
2013	3月	中国国内審査に対する、PCT国際段階における見解の有用性に関する考察	国際第2	委員長代理　吉岡 章夫 （日本電気）	副委員長　湊 哲則 （アイピックス）
2014	4月	2014年度運営方針案説明	特別講演	JIPA理事長　竹本 一志 （サントリーホールディングス）	JIPA理事長　竹本 一志 （サントリーホールディングス）
		グローバルな知財情報の効率的かつ正確・迅速なデータ処理方法の研究	情報システム	2013年度委員 二階堂 宏央 （サントリー食品インターナショナル）	副委員長　小幡 宗臣 （パナソニック）
		社外リソースを活用した知財管理の検討	情報システム	2013年度委員　内藤 郁子 （オリンパス）	委員　鈴井 智史 （三菱電機）
		WIPOグリーン公式リリース報告	WIPOグリーンPJ	サブリーダー　諏訪 頼正 （帝人）	サブリーダー　諏訪 頼正 （帝人）
		日中企業連携会議の報告	日中企業連携PJ	2013年度委員　山口 美信 （日本ゼオン）	委員　皆川 量之 （東レ）
	6月	日本のハーグ協定加盟に伴う国内意匠実務の研究	意匠	副委員長　縣 康明 （ソニー）	副委員長　岩井 和仁 （シャープ）
		第3次中国専利法改正及び関連する審査指南・司法解釈の研究	意匠	委員　八田 尚之 （三菱電機）	副委員長　平林 伸夫 （セイコーエプソン）
		アセアンおよび欧州訪問団報告	情報検索	委員長代理　高山 秀一 （パナソニック）	2013年度副委員長 宮内 和彦（日東電工） 委員長代理　高山 秀一 （パナソニック）
		海外特許調査に関する研究2013	情報検索	副委員長　弓場 崇法 （TDK）	2013年度副委員長 宮内 和彦（日東電工）
		リーガルステータス情報（審査状況、生死情報）の収集法と活用手法	情報検索	副委員長　今井 保幸 （カルソニックカンセイ）	2013年度委員 本多 喜久子（JSR）
	7月	当事者系レビュー（IPR）の概要と手続きの解析から見えた実務上の留意点	国際第1	2013年度委員　山田 聖哉 （ヤマハ）	2013年度副委員長 井上 忠之（川崎重工業）
		日本の進むべき知財戦略	知財戦略WG	リーダー　志村 勇 （パナソニック）	リーダー　志村 勇 （パナソニック）
	9月	米国における共同開発の成果物の取り扱いの留意点	国際第1	副委員長　伊東 正照 （オリンパス）	委員　内川 大介 （セイコーエプソン）
		中国におけるライフサイエンス分野発明の特許審査・審判実務の調査検討	医薬・ バイオテクノロジー	副委員長　浅岡 良太 （東レ）	副委員長　北野 裕司 （塩野義製薬）
		ソフトウェアに関する法域横断的な保護に関する検討	ソフトウェア	2013年度副委員長 宮部 素明（ヤマハ）	2013年度副委員長 宮部 素明（ヤマハ）
		事業形態に応じたソフトウェア関連発明の出願戦略に関する調査・研究	ソフトウェア	委員長　櫻井 健裕 （リコー）	2013年度委員　戸谷 昌弘 （住友電気工業）
	10月	サイバーセキュリティの観点より、営業秘密の置かれている状況について	特別講演	サイバーディフェンス研究所 理事/上級分析官　名和 利男	
		企業における内部不正の現状と内部不正防止ガイドラインについて	営業秘密PJ	委員　澤村 俊彦 （武田薬品工業）	
		変動する経済環境と営業秘密法制―米国経済スパイ法をめぐって―	営業秘密PJ	委員　東川 太一 （三菱重工業）	
		企業における秘密情報管理	営業秘密PJ	サブリーダー・JIPA常務理事 伊藤 弘道（三菱重工業）	
	11月	医薬製剤発明の日米欧三極審査実務の比較検討	医薬・ バイオテクノロジー	委員　山本 光 （旭化成）	委員　二木 徳子 （大塚製薬）
		知的財産権の侵害に対する警告における留意点の研究	特許第2	副委員長　堀川 俊治 （昭和電工）	副委員長　堀川 俊治 （昭和電工）
		特許法第102条を踏まえた特許の有効活用	特許第2	副委員長　佐藤 陽平 （富士ゼロックス）	副委員長　谷口 竜一郎 （東レ）
		間接侵害に関する諸問題の研究	特許第2	副委員長　河瀬 博之 （中外製薬）	2013年度副委員長 大賀 正広（旭化成）
	12月	リスク予見性の高い特許制度を目指して	マネジメント第1	副委員長　前田 三奈 （日立製作所）	副委員長　前田 三奈 （日立製作所）
		知財人材の有効活用に関する研究 ～多様な知財活動を支える知財人材ミックス～	マネジメント第2	副委員長　遠藤 充彦 （富士ゼロックス）	副委員長　遠藤 充彦 （富士ゼロックス）
		知財戦略を実践するためのマネジメントに関する研究	マネジメント第2	2013年度副委員長 山田 貞美（富士フイルム）	2013年度副委員長 山田 貞美（富士フイルム）
		サントリーの知的財産活動	特別講演	JIPA理事長　竹本 一志 （サントリーホールディングス）	JIPA理事長　竹本 一志 （サントリーホールディングス）
	1月	ブラジル知的財産制度の運用実態調査 ～現地訪問を経て見えてきたもの～	国際第1	2013年度委員　山本 大祐 （三井化学）	2013年度委員　山本 大祐 （三井化学）

年　度		講演内容		関東部会　講師	関西部会　講師
2014	1月	企業とNPEとの関係からみた特許権の評価に関する考察	国際第1	副委員長　細井 隆太朗 （NTTドコモ）	2013年度委員　神川 由美子 （大日本住友製薬）
		ebay判決後の差し止め判断（4要素テスト）に関する調査研究	国際第1	副委員長　堤 昌之 （日産自動車）	2013年度委員　増田 裕生 （デンソーウェーブ）
	2月	特許情報プラットフォームについて	特別講演	INPIT　部長代理 清藤 弘晃	INPIT　主査 金子 広道
		情報提供制度のハーモナイゼーションに向けた提言	特許第1	委員　貝瀬 知香子 （JX日鉱日石エネルギー）	副委員長　安生 剛 （パナソニック）
		拒絶理由通知における記載要件判断の三極比較検討（USPTOを受理官庁としたPCT出願を対象とした検討）	特許第1	委員　本田 明子 （大王製紙）	委員　実川 穂高 （フジシールインターナショナル）
		拒絶理由通知における記載要件判断の5極比較検討（JPOを受理官庁としたPCT出願を対象とした検討）	特許第1	副委員長　大塚 章宏 （日本メジフィジックス）	委員　谷為 昌彦 （大日本住友製薬）
	3月	2015年度JIPA研修について	人材育成	副委員長　栗栖 顕 （富士フイルム）	副委員長　平井 良明 （日本合成化学工業）
		ハーグ協定加盟に伴う意匠実務の研究 ～ハーグ（国際出願）の効果的な活用について～	意匠	副委員長　縣 康明 （ソニー）	副委員長　市坪 達也 （ロート製薬）
		日本及び各国の画像デザイン保護制度に関する調査研究 ～日本の画像意匠の審査について～	意匠	副委員長　中原 香通子 （富士通）	委員　小出 雅士 （パナソニック）
		ベトナム・インドネシア訪問代表団 報告	アジア戦略PJ	委員　菊地 康久 （サッポロホールディングス）	委員　大久保 淳 （ヨネックス）
		2014年度 職務発明制度PJ活動 報告	職務発明制度PJ	サブリーダー・JIPA副理事長 石川 浩（持田製薬）	サブリーダー・JIPA副理事長 石川 浩（持田製薬）
2015	4月	グローバルな知財情報の効率的かつ正確・迅速なデータ処理方法の研究	情報システム	副委員長　森田 修司 （富士通）	委員　加藤 政仁 （ブラザー工業）
		経営判断に資する意思決定支援システムの検討	情報システム	委員　秋山 守慶 （ルネサス エレクトロニクス）	委員　若林 宏明 （ラクオリア創薬）
		2014年度インド訪問代表団報告	アジア戦略PJ	委員　皆川 恭之 （横河電機）	委員　松井 啓介 （キヤノン）
	6月	特定企業の戦略推知に関する研究	情報検索	2014年度副委員長 弓場 崇法（TDK）	2014年度副委員長 弓場 崇法（TDK）
		CPCの最新状況とWIPO訪問団報告	情報検索	委員長代理　中川 裕二 （日本電気特許技術情報センター）	委員長　高山 秀一 （パナソニック）
		海外特許調査手法に関する研究及びインドネシア・ベトナム特許庁訪問団報告	情報検索	2014年度副委員長 萩原 拓也 （トヨタテクニカルディベロップメント）	副委員長　源島 直之 （キユーピー）
		中国子会社での職務発明規程の導入と運用	国際第3	2014年度委員　森岡 悠太 （フジクラ）	2014年度委員　倉本 隆宏 （東洋紡）
	7月	「知的財産推進計画2015」の概要について	特別講演	内閣官房知的財産戦略推進事務局	内閣官房知的財産戦略推進事務局
		当事者系レビュー（IPR）の実務上の留意点	国際第1	2014年度委員　中島 洋介 （神戸製鋼所）	2014年度委員　弓場 安里左 （島津製作所）
		「モノ」から「コト」へと変化する競争源泉における知財マネジメントの研究	マネジメント第2	副委員長　井内 新輔 （東芝ソリューション）	副委員長　井内 新輔 （東芝ソリューション）
		秘密情報防衛の研究	マネジメント第1	2014年度副委員長 前田 三奈（日立製作所）	2014年度副委員長 前田 三奈（日立製作所）
		イノベーション促進のための税制度に関する研究	マネジメント第1	副委員長　水戸 道晴 （日本電信電話）	副委員長　杉浦 久則 （パナソニック）
	9月	ブラジル特許出願における記載要件に関する留意点	国際第1	委員　児玉 博宣 （第一三共）	委員　児玉 博宣 （第一三共）
		米国企業の戦略的特許買収	国際第1	副委員長　岡本 正也 （富士重工業）	委員　安福 孝次 （SCREENホールディングス）
		米国特許保護適格性の審査ガイドラインにおける抽象的アイデアの判断事例の説明	ソフトウェア	委員長代理　平野 雅一 （富士通）	委員長代理　平野 雅一 （富士通）
		日中企業連携PJ 2014年度活動報告	日中企業連携PJ	2014年度委員　阪田 瞬 （ソニー）	委員　槻尾 泰信 （パナソニック）
	10月	営業秘密管理指針の改訂・不競法の改正を実務にどうつなげるか	営業秘密PJ	2014年度委員　大関 達也 （JFEスチール）	
		営業秘密官民フォーラムについて	営業秘密PJ	担当常務理事　伊藤 弘道 （三菱重工業）	
		技術情報が漏洩したら ～第3回技術情報防衛シンポジウムパネルでお伝えしきれなかった内容も含め～	営業秘密PJ	委員　久留 晴夫 （キヤノン）	

年　度		講演内容		関東部会　講師	関西部会　講師
2015	11月	日米協働調査試行プログラムの紹介	特別講演	特許庁調整課　審査企画室長 諸岡 健一	特許庁調整課　審査企画室 審査企画班長　仁木 学
		特許法29条の2における実質的同一の判断	特許第2	副委員長　林 雅明 （オムロンオートモーティブエレクトロニクス）	副委員長　中城 伸介 （豊田合成）
		侵害の立証が困難な権利の活用を図る ～訴訟提起前の証拠収集制度に関する一考察～	特許第2	委員長代理　中村 雅彦 （鹿島建設）	副委員長　成井 洋二 （日油）
		侵害訴訟における近年のクレーム解釈の傾向 ～特に機能的クレームについて～	特許第2	2014年度委員長代理 田中 修（リコー）	委員　勝地 浩基 （大阪ソーダ）
		無効理由として公知発明・公用発明を用いる場合の注意点	特許第2	2014年度副委員長 堀川 俊治（昭和電工）	2014年度副委員長 堀川 俊治（昭和電工）
	12月	知財から経営へのアプローチ	特別講演	JIPA理事長　亀井 正博 （富士通）	JIPA理事長　亀井 正博 （富士通）
		発明の単一性についての各国の判断の違いに関する調査・研究	国際第1	委員　岩崎 英樹 （リコー）	副委員長　福本 良太 （愛三工業）
		標準必須特許の損害賠償額算定方法に関する調査研究	国際第1	委員　佐保 優一 （ソフトバンク）	副委員長　小川 禎 （日本電信電話）
	1月	ソニーと知的財産	特別講演	JIPA副会長　御供 俊元 （ソニー）	
		マツダの技術開発戦略 ～人生の輝きを人々に提供するために～	特別講演		JIPA副会長　素利 孝久 （マツダ）
		経営（事業）戦略に知財戦略を如何に組み込むか　～事業競争力を高めるために～	特別講演	日本知的財産仲裁センター 第5部会長 弁理士　丸島 儀一 （元JIPA副会長、理事長）	日本知的財産仲裁センター 第5部会長 弁理士　丸島 儀一 （元JIPA副会長、理事長）
		「事業に対する特許の貢献度評価」についての説明	特別講演	日本知的財産仲裁センター 第5部会副部　会長 リバーフロー国際特許事務所 パートナー弁理士　井上 一	日本知的財産仲裁センター 第5部会副部　会長 リバーフロー国際特許事務所 パートナー弁理士　井上 一
	2月	医薬品産業の知財戦略	医薬・ バイオテクノロジー	2014年度副委員長 坂本 英樹 （ファイザー・ホールディングズ）	2014年度副委員長 坂本 英樹 （ファイザー・ホールディングズ）
		最近の医薬関連発明における審決・判決の判断相違要因の考察	医薬・ バイオテクノロジー	副委員長　黒崎 文枝 （日本メジフィジックス）	委員　高崎 理愛 （富士フイルム）
		日米協働調査に対する期待	特許第1	委員　細谷 邦雄 （TOTO）	副委員長　田中 裕紀 （富士通）
		拒絶理由通知における記載要件判断の三極比較 ～欧州特許庁を受理官庁としたPCT出願における傾向比較～	特許第1	委員　根岸 武志 （リコー）	委員　井上 寛之 （セイコーエプソン）
	3月	2016年JIPA研修について	人材育成	副委員長　澤竹 正光 （凸版印刷）	委員長代理　平井 良明 （日本合成化学工業）
		PCT制度の活用に関する考察 ～国際段階とシンガポール移行段階の特許性判断の関係調査～	国際第2	副委員長　秦 真也 （パナソニックヘルスケア）	副委員長　秦 真也 （パナソニックヘルスケア）
		フィリピン・マレーシア訪問代表団報告	アジア戦略PJ	WGリーダー　大久保 淳 （ヨネックス）	委員　宇野 元博 （GSユアサ）
		インド訪問代表団報告	アジア戦略PJ	委員　中村 精宏 （日立製作所）	委員　松井 啓介 （キヤノン）
2016	4月	秘密情報の保護ハンドブックについて	特別講演	経済産業省知的財産政策室 室長　諸永 裕一	経済産業省知的財産政策室 室長補佐　伊万里 全生
		生物多様性条約に関する会員アンケート結果報告	WIPO　PJ	Forest WG委員　山西 了 （アステラス製薬）	Forest WGサブリーダー 新保 雅士（武田薬品工業）
		企業内情報システムについて ～ビッグデータ解析を踏まえて～	情報システム	委員　原口 正義 （バッファロー）	委員　古市 将英 （オムロン）
		情報システムを利用した知財業務の効率化施策について	情報システム	副委員長　宮本 岳志 （日本電気）	副委員長　加藤 佳子 （アークレイ）
	6月	「知的財産推進計画」について	特別講演	内閣府知的財産戦略推進事務局	内閣府知的財産戦略推進事務局
		Nautilus最高裁判決後の「明確性」判断の変化と実務への影響	国際第1	委員　井口 恵一 （本田技研工業）	委員　淺井 法廣 （積水化学工業）
		特許分類と譲渡情報に関する欧州訪問団報告	情報検索	委員　甲斐 光輔 （シスメックス）	委員長　高山 秀一 （パナソニック）
		新しい検索手法に関する研究	情報検索	委員　澤井 博 （住友ベークライト）	委員　小田 將文 （TOA）

年　度		講演内容		関東部会　講師	関西部会　講師
2016	6月	企業の動向調査の効率化及び明確な表現に関する研究	情報検索	副委員長　田中 洋祐 （いすゞ自動車）	副委員長　田中 洋祐 （いすゞ自動車）
	7月	グローバルな知財情報の電子的流通の実現に向けたグローバルドシエへの提言	情報システム	委員　菊池 康史 （東芝IPRソリューション）	2015年度委員　金澤 義博 （セイコーエプソン）
		開放可能な自社特許の活用のあり方に関する研究　～社会のための有効かつ適正な活用の観点から～	マネジメント第2	委員長　遠藤 充彦 （富士ゼロックス）	副委員長　伊田 厚志 （カルソニックカンセイ）
		知的財産に関する国際的な税とマネジメント上の課題	マネジメント第1	副委員長　水戸 道晴 （日本電信電話）	副委員長　水戸 道晴 （日本電信電話）
		続・「モノ」から「コト」へと変化する競争源泉における知財マネジメントの研究	マネジメント第2	副委員長　佐々木 成典 （富士通）	副委員長　佐々木 成典 （富士通）
	9月	進歩性判断における阻害要因	特許第2	2015年度副委員長 松下 和正（キヤノン）	2015年度副委員長 松下 和正（キヤノン）
		クレームの限定解釈主張および無効主張に関する研究	特許第2	副委員長　中津川 勇二 （ダイヘン）	副委員長　中津川 勇二 （ダイヘン）
		分割出願に係る特許権の訴訟における留意点	特許第2	委員長代理　室山 竜太 （日立国際電気）	委員長代理　室山 竜太 （日立国際電気）
		特許侵害訴訟の近時判例の調査分析 ～特に数値限定発明について～	特許第2	2015年度副委員長 渡邊 和良（富士通ゼネラル）	2015年度副委員長 渡邊 和良（富士通ゼネラル）
	10月	今なぜ活性化なのか	知財活性化PJ	JIPA専務理事　久慈 直登	
		知財紛争処理システムの機能強化の経緯と現状	知財活性化PJ	JIPA事務局長　西尾 信彦	
		(1) 企業経営者向けグローバルビジネスシンポジウム（6/3開催）報告 (2) 訪欧団の報告と今後の計画	知財活性化PJ	PJリーダー・副理事長 櫻井 克己（鹿島建設）	
		懸念国による情報収集活動	特別講演	公安調査庁調査第二部 第一課長　町田 鉄男	
	11月	マーカッシュ形式物質クレームに特徴のあるライフサイエンス分野におけるコスト面から見た出願・権利化戦略の研究	医薬・ バイオテクノロジー	委員　神林 佑輔 （武田薬品工業）	委員　向平 貴文 （持田製薬）
		包袋から解析する限定要求に対する有効な対応の調査・研究	国際第1	委員　亀井 晃 （日本電気）	委員　亀井 晃 （日本電気）
		中南米カナダの特許制度・運用における留意点	国際第1	2015年度委員　廣田 純 （キヤノン）	2015年度委員　廣田 純 （キヤノン）
		EP口頭審理に関する研究	国際第2	副委員長　仁井田 大輔 （日立製作所）	副委員長　仁井田 大輔 （日立製作所）
	12月	ライフサイエンス分野における明細書の開示要件に関する多極間審査・審判比較研究	医薬・ バイオテクノロジー	委員　梅津 新 （日立製作所）	委員　木ノ村 尚也 （大日本住友製薬）
		日中企業連携プロジェクト活動報告	日中企業連携PJ	2015年度委員　上野 智行 （キヤノン）	2015年度委員　槻尾 泰信 （パナソニック）
		韓国＆台湾訪問代表団報告	アジア戦略PJ	東アジアWGリーダー 吉原 利樹 （東芝IPRソリューション）	東アジアWGリーダー 吉原 利樹 （東芝IPRソリューション）
		トヨタの知的財産活動	特別講演	JIPA理事長　近藤 健治 （トヨタ自動車）	JIPA理事長　近藤 健治 （トヨタ自動車）
	1月	広島の挑戦を、世界の喜びに ～SKYACTIV技術と知的財産活動～	特別講演	JIPA副会長　素利 孝久 （マツダ）	
		ソニーと知的財産	特別講演		JIPA副会長　御供 俊元 （ソニー）
		2017年の知財の課題 ～国の平成29年度予算概算要求を参考にして～	特別講演	JIPA専務理事　久慈 直登	JIPA専務理事　久慈 直登
		標準化の戦略的活用で広がる市場創出の可能性	特別講演		経済産業省産業技術環境局 基準認証政策課 基準認証広報室長 斉藤 和則
		（国際標準化戦略）IDECにおける『開発・標準・知財』の三位一体戦略	特別講演		IDEC　国際標準化・ 知財推進センター 知財戦略グループ 推進リーダー　笠間 俊幸
	2月	アジア戦略プロジェクトの活動紹介 [東アジア編]	アジア戦略PJ	リーダー　小薗江 健一 （バンダイ）	リーダー　小薗江 健一 （バンダイ）
		日米協働調査試行プログラムの実態調査・分析	特許第1	副委員長　木村 充 （オリンパス）	委員　稲岡 智子 （コベルコ建機）

年　度		講演内容		関東部会　講師	関西部会　講師
2016	2月	拒絶理由通知における記載要件判断の五極比較 -日米欧各特許庁を受理官庁としたPCT出願における比較検討-	特許第1	委員　井出 和典 （リコー）	副委員長　島野 哲郎 （宇部興産）
	3月	2017年度JIPA研修計画について	人材育成	副委員長　澤竹 正光 （凸版印刷）	副委員長　渡邉 賢一 （新明和工業）
		アジア戦略プロジェクトの活動紹介 ［東南アジア・インド編］	アジア戦略PJ	担当役員（常務理事） 別宮 智徳（日産自動車） 委員　寒江 威元 （TANAKAホールディングス） 宮佐 英紀（キヤノン） 猪田 健一朗（日本電気）	担当役員（副理事長） 熊谷 英夫（東芝） WGリーダー　大久保 淳 （ヨネックス） 委員　宇野 元博（GSユアサ） 中尾 義和（ダイキン）
		日本及び海外主要国（欧米中韓）における意匠の実務・侵害の考え方の調査・研究	意匠	委員　手島 悠太 （三菱電機）	副委員長　徳元 孝 （トヨタテクニカルディベロップメント）
		事業の海外展開を視野に入れた知財（権）MIXにおける意匠権の活用についての研究	意匠	副委員長　山田 真幸 （オムロンヘルスケア）	副委員長　山田 真幸 （オムロンヘルスケア）
2017	4月	IoT関連技術等の審査基準等について	特別講演	特許庁審査第一部　調整課 審査基準室 基準企画班長　太田 良隆 基準企画係長　藤崎 詔夫	特許庁審査第一部　調整課 審査基準室 基準企画班長　太田 良隆
		企業内情報システムについて ～ビッグデータ解析を踏まえて～	情報システム	委員　西山 哲法 （セイコーエプソン）	委員　原口 正義 （バッファロー）
		情報システムを利用した知財業務の効率化施策について	情報システム	副委員長　白石 達弥 （三菱日立パワーシステムズ）	副委員長　大原 俊介 （スズキ）
	6月	中国・韓国・台湾における面接審査の実態調査	国際第3	2016年度副委員長 榊原 孝典 （トヨタテクニカルディベロップメント）	副委員長　山本 忠史 （旭硝子）
		米国企業の協業活動に関する知財戦略の考察	国際第1	委員　河村 知史 （豊田合成）	委員　淺井 法廣 （積水化学工業）
		米国審判請求のススメ ～実態調査に基づく有効活用法～	国際第1	委員　吉田 晴信 （ソシオネクスト）	委員　南 靖彦 （ヤマハ）
		米国特許におけるTeaching Awayの調査研究	国際第1	副委員長　白水 豪 （ギガフォトン）	委員　廣田 翔平 （三菱電機）
	7月	グローバルな営業秘密管理の研究	マネジメント第1	2016年度副委員長 永井 立紀（日立製作所）	2016年度副委員長 永井 立紀（日立製作所）
		これからの知財人材のあり方と育成に関する研究	マネジメント第2	副委員長　佐々木 成典 （富士通）	副委員長　佐々木 成典 （富士通）
		IoT、AI、BDによる変化が知財制度と知財活動に与える影響について	マネジメント第2	委員長　山本 裕哉 （セコム）	副委員長　岡本 貴洋 （サントリーホールディングス）
		特許情報検索に関するWIPO、PDG訪問代表団報告	情報検索	副委員長　金井 貴和子 （味の素） 委員　内野 文子 （コニカミノルタ）	委員長　戸田 敬一 （オムロン）
	9月	戦略的、柔軟かつ効率的な共同研究契約締結を目指す ≪さくらツール（通称）≫のご紹介	特別講演	文部科学省科学技術・学術政策局　産業連携・地域支援課 大学技術移転推進室長 村瀬 剛太	文部科学省科学技術・学術政策局　産業連携・地域支援課 大学技術移転推進室長 村瀬 剛太
		裁判所におけるサポート要件判断に関する考察	特許第2	2016年度委員長代理 室山 竜太（日立国際電気）	2016年度委員長代理 室山 竜太（日立国際電気）
		特許権侵害訴訟における損害賠償額の減額要素に関する研究	特許第2	委員長代理　中津川 勇二 （ダイヘン）	委員長代理　中津川 勇二 （ダイヘン）
		進歩性判断時における発明の課題に関する検討	特許第2	2016年度副委員長 高田 俊佑（大塚製薬工場）	2016年度副委員長 高田 俊佑（大塚製薬工場）
		明確性要件における裁判所判断の分析	特許第2	2016年度委員長代理 室山 竜太（日立国際電気）	2016年度副委員長 勝地 浩基（大阪ソーダ）
	10月	最新の知財行政とその動向	特別講演	特許庁企画調査課長 今村 亘	
		最新中国知財事情について	日中企業連携PJ	リーダー・参与 竹本 一志 （サントリーホールディングス）	
		最新の中国知財・ビジネス政策および知財の動き	特別講演	隆天知識産権代理有限公司 （賛助会員） 副所長　李 英艶	
		中国裁判事件を見る	特別講演	北京集佳知識産権代理有限公司 （賛助会員） 東京事務所　所長　経 志強	

年　度		講演内容		関東部会　講師	関西部会　講師
2017	11月	国際政策プロジェクトの活動紹介 [手続ハーモナイゼーション編]	国際政策PJ	WGリーダー　大塚 章宏 （日本メジフィジックス）	WGリーダー　大塚 章宏 （日本メジフィジックス）
		米国特許出願の情報開示に関する実態調査・研究	国際第1	委員　吉田 真志 （三菱重工業）	委員　四方 孝 （富士通）
		IoT（Industrie4.0/Industrial Internet Consortium）関連企業の特許出願状況の分析	情報検索	2016年度委員 鈴木 浩三郎（ミツトヨ）	2016年度副委員長 柴原 庸介（タツタ電線）
		新検索技術の到来と特許調査の今後	情報検索	2016年度副委員長 藤田 尚吾（凸版印刷）	2016年度委員 片山 博子（住友化学）
	12月	再生医療分野における特許戦略および特許審査の三極比較研究	医薬・ バイオテクノロジー	委員　福島 伸也 （東レ）	2016年度副委員長 池上 廣（田辺三菱製薬）
		医薬品産業におけるライセンス契約の留意点	医薬・ バイオテクノロジー	委員長　迫 敏史 （中外製薬）	委員長　迫 敏史 （中外製薬）
		2016年度日中企業連携会議と最新中国知財事情について	日中企業連携PJ	担当理事（常務理事） 木下 達也（キヤノン） 委員　椿 正俊（富士通） 北京品源知識産権代理有限公司 （賛助会員） 中国弁護士　朴秀玉	担当理事（常務理事） 木下 達也（キヤノン） 委員　原 孟史（ソニー） 北京品源知識産権代理有限公司 （賛助会員） 中国弁護士　朴秀玉
		国際政策プロジェクトの活動紹介 [実体ハーモナイゼーション編]	国際政策PJ	委員　金平 裕介 （日本アイ・ビー・エム）	委員　池嶌 裕介 （パナソニック）
	1月	富士フイルムの目指すイノベーションと知的財産戦略 ～ IoT、AI時代の知的財産戦略を考える～	特別講演	JIPA副会長　浅見 正弘 （富士フイルム）	JIPA副会長　浅見 正弘 （富士フイルム）
		新しい時代の知財戦略	特別講演	内閣府知的財産戦略推進 事務局長　住田 孝之	知的財産戦略推進事務局長 事務局長　住田 孝之
	2月	欧州における中間一般化に関する考察	国際第2	委員　米田 茂 （富士ゼロックス）	委員　川合 真一朗 （ブラザー工業）
		PCT国際段階と五極国内段階における先行技術文献調査に関する考察	国際第2	副委員長　田中 寿志 （鉄道総合技術研究所）	副委員長　田中 寿志 （鉄道総合技術研究所）
		無効審判事件分析による情報提供制度の有効な活用方法の検討	特許第1	副委員長　佐伯 文佳 （ロート製薬）	副委員長　井崎 孝昌 （東レ）
		査定系審決取消訴訟における進歩性の傾向分析、及び 「特許審査基準「進歩性」の解説　改訂版」発行について	特許第1	副委員長　谷川 徹 （セイコーインスツル）	副委員長　森 慎一郎 （大日本印刷）
	3月	2018年度JIPA研修計画について	人材育成	副委員長　鳥畑 満 （本田技研工業）	副委員長　上本 浩史 （ダイキン工業）
		審決取消訴訟（査定系）における記載要件判断に関する検討	特許第1	副委員長　島野 哲郎 （宇部興産）	副委員長　島野 哲郎 （宇部興産）
		効率的な知財活動のためのグローバルドシエの現状調査と課題への活動	情報システム	委員　三井 雄士 （本田技研工業）	副委員長　伊藤 智恵 （大塚製薬）
		分野別に見る欧州圏での権利取得ルートの解析	国際第2	委員　北脇 仁史 （フジクラ）	副委員長　今井 周一郎 （栗田工業）
		ポーランド知的財産制度の利用実態に関する調査研究	国際第2	副委員長　仁井田 大輔 （日立製作所）	副委員長　仁井田 大輔 （日立製作所）
2018	4月	訪問団報告 （タイ・ベトナム/インドネシア/インド）	アジア戦略PJ	2017年度委員　中井 啓 （ポリプラスチックス） 2017年度委員　宮佐 英紀 （キヤノン） 委員　方京 智明 （キヤノン）	WGリーダー　大久保 淳 （ヨネックス） 委員　皆川 量之 （東レ） 委員　方京 智明 （キヤノン）
		企業情報システムについて ～知財関連データの活用に関して～	情報システム	副委員長　松本 顯一郎 （LIXIL）	副委員長　落合 昌孝 （富士ゼロックス）
		知財管理システム内情報の「見える化」について	情報システム	副委員長　濱名 美津子 （日本電気特許技術情報センター）	委員　山口 証 （神戸製鋼所）
	6月	第4次産業革命における米国企業の特許出願戦略	国際第1	委員　青柳 成則 （日産自動車）	委員　濱口 礼雅 （シャープ）
		グローバル知財マネジメントの研究 ～現地知財人材マネジメントを中心に～	マネジメント第1	委員長　石田 達朗 （パナソニック）	委員長　石田 達朗 （パナソニック）
		色彩のブランド戦略への効果的な活用方法 ～新しいタイプの商標の出願登録例及びその活用例からの考察～	商標	副委員長　齋藤 建彰 （セコム）	2017年度委員長代理 本田 順一（大塚製薬）

年　度		講演内容		関東部会　講師	関西部会　講師
2018	7月	ICT時代の知財戦略 ～競争と協調における知財マネジメント～	マネジメント第2	2017年度副委員長 奥田 慶文 （日本電気特許技術情報センター）	2017年度副委員長 奥田 慶文 （日本電気特許技術情報センター）
		バイオ医薬品分野におけるバイオシミラー等をふまえた特許戦略研究	医薬・ バイオテクノロジー	2017年度副委員長 高尾 幸成（ロート製薬）	2017年度副委員長 高尾 幸成（ロート製薬）
		日立における知財戦略	特別講演	JIPA副理事長　戸田 裕二 （日立製作所）	JIPA副理事長　戸田 裕二 （日立製作所）
		コンピュータソフトウエア関連発明に係る審査基準及び審査ハンドブックの改訂のポイントについて	特別講演	特許庁審査第一部 調整課審査基準室 室長補佐・基準企画班長 松岡 徹	特許庁審査第一部 調整課審査基準室 室長補佐　伊藤 真明
	9月	デザイン経営を支える意匠制度の未来	特別講演	特許庁審査第一部長 澤井 智毅	特許庁審査第一部長 澤井 智毅
		早期審査における審査の質に関する調査・研究	特許第1	副委員長　二木 智 （サントリーホールディングス）	副委員長　川口 剛史 （パナソニック）
		AIを利用した知財活動に関する研究	マネジメント第2	副委員長　山本 裕哉 （セコム）	副委員長　大谷 憲一 （花王）
		インターネット上の諸問題に関する商標担当者の備え	商標	委員　中村 賢一郎 （ニコン）	副委員長　姫野 茂樹 （アシックス）
	10月	改訂版「特許ライティングマニュアル」のご紹介	特別講演	Japio特許情報研究所調査研究部長　清藤 弘晃	
		医薬・医療分野のAIに関する技術・知的財産研究	医薬・ バイオテクノロジー	副委員長　海津 新 （日立製作所）	
		裁判所におけるクレームの文言解釈の動向に関する考察	特許第2	2017年度副委員長 松田 心平（カシオ計算機）	
		知財部門からの情報発信のあり方の研究 ～経営層に効く情報発信とは～	マネジメント第2	副委員長　倉貫 北斗 （IHI）	
	11月	不正競争防止法平成30年改正の概要	特別講演	経済産業省経済産業政策局 知的財産政策室 室長　渡邊 佳奈子	経済産業省経済産業政策局 知的財産政策室 室長　渡邊 佳奈子
		米国特許システムはプロパテントに向かうのか？	国際第1	委員　浅井 興二郎 （本田技研工業）	委員　川部 浩俊 （日鉄住金総研）
		裁判所における発明者認定方法に関する研究	特許第2	2017年度副委員長 塚原 剛（キヤノン）	副委員長　伊波 興祐 （新日鐵住金ステンレス）
		商用特許DBの比較検討	情報検索	2017年度委員　太田 文徳 （ブリヂストン）	2017年度委員　加地 英之 （住友重機械工業）
	12月	新興国および先進国における医薬品の強制実施権の比較	医薬・ バイオテクノロジー	委員　寺内 輝和 （アステラス製薬）	委員　寺内 輝和 （アステラス製薬）
		特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の新機能紹介	特別講演	特許庁総務部総務課 情報技術統括室 特許情報企画調査班長 長部 喜幸	特許庁総務部総務課 情報技術統括室 特許情報企画調査班長 長部 喜幸
		ペプチド医薬品開発の革命 ～ペプチドリーム社の強さを支える特許戦略～	特別講演	東京大学大学院理学系研究科化学専攻 生物有機化学教室 教授　菅 裕明	東京大学大学院理学系研究科化学専攻 生物有機化学教室 教授　菅 裕明
	1月	転換期の医薬品業界と知財	特別講演	JIPA常務理事　奥村 浩也 （武田薬品工業）	JIPA常務理事　奥村 浩也 （武田薬品工業）
		自動車業界におけるアライアンスと知的財産	特別講演	JIPA副理事長　別宮 智徳 （日産自動車）	JIPA副理事長　別宮 智徳 （日産自動車）
		知的財産権の価値評価手法	総合企画	関西グループ委員 山中 繁暢（ダイキン工業）	関西グループ委員 関 章（パナソニック）
	2月	欧州特許庁における第4次産業革命関連技術の出願権利化の現状と留意点	国際第2	副委員長　竹内 均 （テルモ）	委員　小野寺 正徳 （富士通テクノリサーチ）
		日本企業によるPCT制度等の利用・活用実態に関する考察	国際第2	副委員長　佐々木 暁嗣 （住友ベークライト）	副委員長　田中 寿志 （鉄道総合技術研究所）
		イノベーティブデザイン（今までにない意匠）の意匠権保護のあり方についての調査研究	意匠	副委員長　米山 顕司 （能美防災）	副委員長　木村 成利 （住友電気工業） 副委員長　石井 秀賢 （ソニー・インタラクティブエンタテインメント）
		IoTに関する三極特許庁における審査の調査・研究	特許第1	副委員長　藤澤 優 （ダイセル）	副委員長　藤澤 優 （ダイセル）
2019	4月	AI関連技術に関する特許審査事例について	特別講演	特許庁審査第一部調整課 審査基準室 室長補佐　松岡 徹	特許庁審査第一部調整課 審査基準室 室長補佐　齋藤 正貴

年　度		講演内容		関東部会　講師	関西部会　講師
2019	4月	効率的な知財活動のための各国グローバルドシエ活用法提案と課題への活動	情報システム	副委員長　佐藤 洋明 （東芝IPRソリューション）	2018年度副委員長 中馬 真子（パナソニック）
		知財業務におけるRPAの活用事例について	情報システム	2018年度委員　佐藤 洋一 （住友大阪セメント）	2018年度委員　遠藤 和雄 （日本電産）
	6月	住友電工の知財戦略 ～ BtoB製造業の取組み例～	特別講演	JIPA副理事長　佐野 裕昭 （住友電気工業）	JIPA副理事長　佐野 裕昭 （住友電気工業）
		近年の重要判決による米国裁判地戦略への影響と日本企業への提言	国際第１	副委員長　田中 成治 （日本電気）	副委員長　田中 成治 （日本電気）
		先行技術と重複した数値限定クレームを非自明と認められるための方法	国際第１	2018年度委員 鈴木 信一郎（富士通）	副委員長 渡辺 喜彦（花王）
		知的財産デューデリジェンス（知財DD）における商標リスク観点での留意点	商標	委員長代理　宗形 賢 （ソフトバンク）	副委員長　杉崎 亨 （武田薬品工業）
	7月	『経営における知的財産戦略事例集』のご紹介	特別講演	特許庁企画調査課特許戦略企画調整官 横井 巨人	特許庁企画調査課特許戦略企画調整官 横井 巨人
		近年における米国終局的差止の容認基準（eBayの４要素テスト）に関する研究	国際第１	2018年度委員　三宅 祐輔 （三菱重工業）	委員　杉野 真也 （三菱電機）
		パブコメ等の有効活用を意図した社外への情報・意見発信に関する研究	マネジメント第２	副委員長　前川 武之 （三菱電機）	2018年度副委員長 深津 信一（豊田自動織機）
		IPランドスケープに関する実態調査と考察	情報検索	副委員長　金子 浩之 （富士通）	委員長　戸田 敬一 （オムロン）
	9月	味の素グループの「ASV」とブランド価値向上の取組み	特別講演	JIPA常務理事　池村 治 （味の素）	JIPA常務理事　池村 治 （味の素）
		税関による特許権に基づく輸入差止に関する一考察	特許第２	2018年度副委員長 矢ヶ部 喜行 （フィリップス・ジャパン）	2018年度副委員長 矢ヶ部 喜行 （フィリップス・ジャパン）
		知財部門における多様な人材のマネジメントに関する研究	マネジメント第１	副委員長　佐藤 和代 （アサヒグループホールディングス）	副委員長　牛久保 学 （富士ゼロックス）
	10月	WIPO GREENストラテジックプラン （よりグリーンな世界経済への移行の加速）	特別講演	WIPOグローバル・チャレンジ部ディレクター Marion（Amy）Dietterich	
		裁判所における知財調停という新たな運用について	特別講演	最高裁判所事務総局行政局 第一課長　中島 崇	
		第四次産業革命時代における知財の利活用に関する考察	第四次産業革命PJ	リーダー・参与　近藤 健治 （トヨタ自動車）	
		第四次産業革命のインパクト ～知財部門はどう対応すべきか～	第四次産業革命PJ	JIPA常務理事　足立 和泰 （パナソニック）	
	11月	「ミーンズ・プラス・ファンクション」の解釈を回避するための対策	海外賛助	Greenblum & Bernstein, P.L.C.（US） William S. Boshnick	
		PCT出願のイタリア国内移行について及び欧州における人工知能	海外賛助	Studio Torta S.p.A.（IT） Simone Bongiovanni	
		Subject Matter Eligibility at the USPTO, U.S. District Courts, and Congress: Trends and Updates	海外賛助		Sughrue Mion, PLLC（US） Fadi N. Kiblawi
		先使用権の判断動向と実務上の課題	特許第２	2018年度副委員長 早野 一樹（DIC）	2018年度副委員長 浜島 大和 （三井･ケマーズ フロロプロダクツ）
		SDGsに対応した企業知財のあり方と知財マネジメントに関する研究	マネジメント第２	委員長　岡本 貴洋 （サントリーホールディングス）	委員長　岡本 貴洋 （サントリーホールディングス）
	12月	欧州特許庁における進歩性	海外賛助	SSM Sandmair（DE） 中野 直樹	SSM Sandmair（DE） Maximillian Engelhard
		知的財産法制度改定に思う	特別講演	JIPA副会長　萩原 恒昭 （凸版印刷）	JIPA副会長　萩原 恒昭 （凸版印刷）
		ヘルスケア産業の未来像と次世代技術に関する知財研究	医薬・ バイオテクノロジー	副委員長　荒谷 哲也 （中外製薬）	委員　法村 圭 （大日本住友製薬）
		公然実施発明に基づく進歩性欠如の特許無効を争う裁判例の研究	特許第２	2018年度副委員長 流石 大輔（アステラス製薬）	2019年度副委員長 流石 大輔（アステラス製薬）
		事業を強くする知財ガバナンスに関する研究	マネジメント第２	副委員長　小笠原 淳 （富士フイルム知財情報リサーチ）	2018年度副委員長 倉貫 北斗（IHI）
	1月	知財部門によるサポートが、スタートアップ･ベンチャーを活かす	総合企画	関東グループ委員 照沼 貴史（富士通）	関東グループ委員 照沼 貴史（富士通）

年　度		講演内容		関東部会　講師	関西部会　講師
2019	1月	ラテンアメリカの主要国における外国特許出願の典型的な問題	海外賛助	Herrero&Asociados（ES） Karla Islas Gustavo Gonzalez Manuel Tiedemann	Herrero&Asociados（ES） Karla Islas Gustavo Gonzalez Manuel Tiedemann
		トヨタグループ発展の歴史と知的財産	特別講演	JIPA副理事長　伊東 正樹 （豊田自動織機）	JIPA副理事長　伊東 正樹 （豊田自動織機）
	2月	Recent Updates to Standard Essential Patent（SEP）Enforcement in the U.S.	海外賛助	Sughrue Mion, PLLC（US） Fadi N. Kiblawi	コロナ感染拡大により 開催中止
		欧州におけるIoTおよびAI関連技術の特許権取得	海外賛助	MEWBURN ELLIS（GB） Graeme Moore John Addiss	
		近年の進歩性審査の質に関する考察	特許第1	副委員長　中島 裕美 （日本電信電話）	
		特許権侵害立証の実務実態に関する研究 ―証拠の直接取得が困難な場合を対象として―	特許第2	2018年度副委員長 細谷 克年（花王）	
2022	6月	外国への技術流出のリスクとその対策について	特別講演	警察庁　警備局　外事情報部 外事課 経済安全保障室長 警視正　藤原 麻衣子	
		外国への技術流出のリスクとその対策について	特別講演		大阪府警察本部 警備部外事課長　砂田 武俊
		共感を得る提言に必要な共創視点と4つのプロセス	マネジメント第1	副委員長　五嶋 高裕 （中国電力）	副委員長　五嶋 高裕 （中国電力）
		ASEAN・BRICS各国特許庁データベースサイトの実状および課題の調査研究	情報システム	2021年度委員　山田 浩司 （ソニー知的財産サービス）	2021年度委員　鬼塚 俊行 （シスメックス）
	12月	特許庁の審査部門におけるコロナ対応の総括と特許庁における最近の取組について	特別講演	特許庁　特許技監 桂 正憲	特許庁　特許技監 桂 正憲
		次世代バイオテクノロジー関連ビジネスにおける特許戦略	医薬・ バイオテクノロジー	委員長　米田 隆実 （第一三共） 2021年度副委員長 川本 英二（テルモ）	委員長　米田 隆実 （第一三共） 2021年度副委員長 川本 英二（テルモ）
		イノベーション創出に貢献する「架け橋」としての知財部門のあり方	マネジメント第2	副委員長　板東 友理 （富士通）	2021年度副委員長 岡 潤（清水建設）

東西部会動画配信

年　度		講演内容		講師
2020	6月	JIPA活動の最新状況について	特別講演	JIPA専務理事　久慈 直登
		社内スタートアップに対応した知財活動のあり方	マネジメント第1	副委員長　藤井 憲 （スリーエム ジャパン）
		IPランドスケープに用いる分析ツールについての研究 （同一事例を複数のツールで分析してみた）	情報システム	副委員長　森脇 將 （パナソニック）
	7月	知財トピックス	特別講演	JIPA事務局長　志村 勇
		第6回 営業秘密官民フォーラムの概要	特別講演	JIPA副理事長　淺井 俊雄 （日本電気）
		JIPA研修会について	人材育成	副委員長　澤竹 正光 （凸版印刷）
		同一特許に対する後続IPR請願の審理開始決定に関する研究	国際第1	2019年度委員 松谷 慎太郎（トヨタ自動車）
		拡大審判部へのG1/19付託質問 -ソフトウェアシミュレーションと物質的世界を超えた発明	海外賛助	HOFFMANN EITLE（DE） Michele Baccelli
	8月	AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方― 中間とりまとめ」について	特別講演	JIPA事務局長代行 伊藤 寛
		米国特許出願後登録に至るまでの手続き費用を抑える方法	海外賛助	HEA Law PLLC（US） Dennis Hubbs
	9月	JIPAオンデマンド研修開始!	特別講演	JIPA総務部長　井上 進一
		製品の変化が争点となった裁判例分析	特許第2	副委員長　平川 敏弘 （日本ガイシ）

年　度		講演内容		講師
2020	9月	主要な米国地裁のローカルパテントルールが与える訴訟地戦略 および訴訟対応への影響	国際第１	2019年度委員　土江 健司 （デンソーテン）
		B2B企業と技術のブランド化　～技術ブランドの必要性と効果～	商標	2019年度委員　三浦 朋子 （島津製作所）
		コスト削減 - ドイツで直接知財権利化する利点	海外賛助	Kuhnen&Wacker（DE） Michael Zeitler
		アメリカでは強い特許が重要	海外賛助	Lerner David LLP（US） 小野 奈穂子
	10月	「知的財産推進計画2020」について	特別講演	内閣府　知的財産戦略推進事務局長 田中 茂明
		特殊パラメータ特許の記載要件に関する研究	特許第２	2019年度副委員長 津村 直宏（GSユアサ）
		欧州特許庁及びドイツ特許庁で権利化を促進する方法	海外賛助	TBK（DE） Jürgen Faller
		Brazil Overview and recent developments in patent practice」	海外賛助	Daniel Law（BR） Rana Gosain
		Artificial Intelligence（AI）as an Inventor：Indian Perspective	海外賛助	Mehta & Mehta Associates（Mehta IP）（IN） Ankush Mehta
	11月	標準講演会「ここが知りたい！国際標準と特許の基礎」	第４次産業革命PJ	前　経済産業省　産業技術環境局 国際標準課　統括基準認証推進官 現　特許庁審査第二部医療機器 治療機器技術担当室長　高田 元樹
		知財高裁大合議判決（平成30（ネ）10063）と令和元年改正特許法が 今後の実施料相当額を争う裁判に与える影響についての考察	特許第２	2019年度副委員長 小川 裕之（三菱電機）
		米国における公然実施による特許無効の抗弁に関する調査研究	国際第１	委員　河内 祥光 （SCREENホールディングス）
		医薬品ライフサイクルマネジメントに実効性のある特許戦略の研究	医薬・ バイオテクノロジー	2019年度副委員長 荒谷 哲也（中外製薬）
		外部事業者との関係および35 U.S.C. 101条 特許適格性に関するガイダンス	海外賛助	Hamre, Schumann, Mueller & Larson, P.C（US） Douglas P. Mueller
		EPC およびドイツ特許法（PatG）における審査厳格度	海外賛助	TBK（DE） Georgi Chivarov
	12月	ASEAN-6の特許制度における権利化阻止/ 対抗手段に関する調査・研究	国際第４	委員　柴田 有香 （日本たばこ産業）
		医薬分野における産学連携及びオープンイノベーションに関する 知財研究	医薬・ バイオテクノロジー	2019年度副委員長 平林 学（武田薬品工業）
		標準必須特許（SEP）の調査・分析に関する研究	情報活用	2019年度副委員長 垣津 晴彦（アイピックス）
		フランスにおける従業員発明に対する報酬	海外賛助	REGIMBEAU（FR） Jerome collin 田原 正宏
	1月	アシックスのブランド保護活動 ～ 中国での模倣品対策の事例	特別講演	JIPA常務理事　齊藤 浩二 （アシックス）
		国際政策プロジェクトの活動紹介 [実体ハーモナイゼーションを中心として]	国際政策PJ	実体ハーモWGリーダー 濱田 清司（パナソニック）
		シェアリング時代の知財制度・知財マネジメント	マネジメント第２	2019年度副委員長 前川 武之（三菱電機）
		最後の拒絶理由通知後の権利形成：ベストプラクティス	海外賛助	Maier & Maier（US） Timothy J. Maier
		効果的な証拠収集手段：ドイツにおける査察手続の実務	海外賛助	HOFFMANN EITLE（DE） Dirk Schüßler-Langeheine
		AIの保護 - 特許で保護するか？ 営業秘密（トレードシークレット）で保護するか？	海外賛助	ISERN PATENTES Y MARCAS（ES） Áxel Perez
	2月	米国における再発行特許制度の利用に関する調査研究	国際第１	2019年度委員　廣本 敦之 （クラレ）
		補充国際調査の活用に関する考察	国際第２	2019年度委員　宮崎 公平 （積水化学工業）
		知財組織における複業人材マネジメント	マネジメント第１	2019年度副委員長 牛久保 学（富士ゼロックス）

年　度		講演内容		講師
2020	2月	米国特許商標庁におけるバイデン政権の潜在的な目標	海外賛助	HEA Law PLLC (US) Dennis Hubbs
	3月	現在のJIPA活動状況（最近の知財ワールドの関心事項）	特別講演	JIPA専務理事　久慈 直登
2021	4月	共創（Co-creation）の事業創造と知財の連携 ～「悩みや課題」を起点に、各社の解決に向けた取組事例の紹介～	特別講演	特許庁 総務部企画調査課 特許戦略企画調整官 遠山 敬彦
		データの越境フロー規制の現状と課題	特別講演	古谷 真帆 （JIPA事務局/東京大学未来ビジョン研究センター・客員研究員）
		中国の技術秘密の侵害事件の判例紹介_賠償金額が史上最高の1.59億人民元（裁判所：最高人民法院、判決日：2021年2月19日）	海外賛助	北京銀龍知識産権代理有限公司（CN） 杜嘉璐
		Mannheim地裁におけるDaimler v Nokia事件の解説	海外賛助	Winter Brandl (DE) 長谷川 寛
	4月	最新米国知財ライセンス判例と実務への影響	海外賛助	Paul Hastings LLP (US) 萩原 弘之
	6月	特許侵害訴訟と並行するIPRの審理開始決定を自己に有利に導くには？	国際第1	2020年度委員　齋藤 匡史 （ダイキン工業）
		新型コロナウイルス感染症を契機にした企業知財部門における課題と対応	情報システム	副委員長　小野 裕三郎 （本田技研工業）
		EPOにおけるCII（Computer Implemented Inventions：コンピュータ実装発明）、シミュレーションと医療ソフトウェアに関する最近の審決	海外賛助	SSM Sandmair (DE) Maximilian Engelhard
		産業財産権法第40条補項（特許権の存続期間を最低10年保証する規定）を違憲とする最高裁判所判決を考慮したブラジル特許期間の分析と結果	海外賛助	Dannemann Siemsen (BR) Joaquim E. Goulart
		新中国特許法における懲罰的損害賠償の問題	海外賛助	北京三友知識産権代理有限公司（CN） Xiaolin DANG
	7月	令和3年著作権法改正の経緯検討 ～権利制限規定とソフトロー活用に対する一考察～	著作権	委員長　佐保 優一 （ソフトバンク）
		有知財の維持放棄判断の効率化を実現可能な情報システムの調査	情報システム	委員　佐藤 晶子 （セイコーエプソン）
		商標の国際登録制度（マドプロ）利用の企業実務	商標	副委員長　藤井 慎也 （バンダイ）
		特許審査ハイウェイおよび商業的実施報告について	海外賛助	S.S. Rana & Co. (IN) Vikrant Rana
		台湾・中国の特許審査実務の比較 （実験成績証明書の取り扱い、訂正、マーカッシュ形式）	海外賛助	維新国際専利法律事務所（CN） 黄 瑞賢
		中国裁判所の最新動向	海外賛助	北京品源知識産権代理有限公司（CN） 朴 秀玉
		EPOのビデオ会議による口頭審理	海外賛助	MEWBURN ELLIS (GB) Chris Denison
	8月	韓国特許（実用新案）制度の現況、実務および展望	海外賛助	崔達龍国際特許法律事務所（KR） 崔達龍
		商標の使用証拠について―不使用取消審判に関わる使用証拠の提出を中心に	海外賛助	北京路浩国際特許事務所（CN） 石 聡
		世界規模のIPおよび販売データを用いた知的財産運用方法	海外賛助	Greenblum & Bernstein, P.L.C (US) Bruce Bernstein
		EPOの新審査基準（2021年3月改訂）： ドラフト、出願、手続への影響とアドバイス	海外賛助	Vossius and Partner (DE) Jürgen Meier
		改正特許法に基づくドイツ特許訴訟の最新状況	海外賛助	HOFFMANN EITLE (DE) Dirk Schüßler-Langeheine
	9月	訂正等における通常実施権者の承諾不要化について	特別講演	特許庁審判部審判課審判企画室 課長補佐　鷲﨑 亮
		2020年度　第四次産業革命プロジェクト オープンイノベーション分科会報告	第4次産業革命PJ	OI分科会リーダー 浅見 正弘（JIPA参与）
		メキシコにおける特許侵害訴訟制度	国際第1	委員　谷元 史明 （住友化学）
		オープンイノベーションに資する知財活用に関する研究 『外部ニーズに基づく価値提供手法』に関する一考察	情報活用	2020年度委員　中村 雅彦 （鹿島建設） 2020年度委員　増嶌 稔 （昭和電工）

年　度		講演内容		講師
2021	9月	欧州連合知的財産庁（EUIPO）における グラフィカルユーザーインターフェース及び内装の保護	海外賛助	Studio Torta S.p.A.（IT） Simone Bongiovanni
		EPCにおけるAI/MLコンピュータ利用発明の保護 - G1/19後の変化は？ EPCにおいてダブルパテントはどうなるか？ - 拡大審判部の決定G4/19に注目	海外賛助	TBK（DE） Jürgen Faller
		非正常出願」を駆逐せよ！～出願の件数から質への転換～	海外賛助	北京柏杉松知的財産権代理事務所（CN） 袁 波
		特許ライセンシングの国際的問題：フォース・マジュール（不可抗力）・国際交渉	海外賛助	HEA Law PLLC（US） Dennis Hubbs
	10月	商標のプレゼンス及び実務者のキャリアに関する検討	商標	副委員長　鶴見 卓史 （日清製粉グループ本社）
		最新の秘密管理のポイント -日常の管理からテレワーク・副業まで-	フェアトレード	委員長　湯澤 啓介 （神戸製鋼所）
		中国意匠類否判断 -- 侵害訴訟における類否判断を中心に	海外賛助	北京路浩国際特許事務所（CN） 敖蓮
		中国商標審査状況	海外賛助	北京品源知識産権代理有限公司（CN） 朴 秀玉
		最新（2021年度）米国最高裁知財判決の解説	海外賛助	Paul Hastings LLP（US） 萩原 弘之
		様々な登録様式による商品の保護法：3D商標と意匠	海外賛助	ISERN PATENTES Y MARCAS（ES） Ana Casas
	11月	令和元年改正意匠法施行後の状況	特別講演	特許庁 意匠制度企画室長 久保田 大輔
		差止の認容／非認容を分ける要因に関する研究	特許第２	副委員長　松田 巧 （アサヒグループホールディングス）
		仮出願を多く利用している出願人による米国仮出願の利用方法に関する研究	国際第１	委員　東本 健一 （アステラス製薬）
		イギリス・ドイツにおけるライセンス・オブ・ライト制度に関する考察	国際第２	委員　和田 学 （凸版印刷）
		中国専利法の第４回改正による実務への影響及びその対応	海外賛助	北京三友知識産権代理有限公司（CN） 李 艶艶
		欧州におけるNPE訴訟の最新動向	海外賛助	BARDEHLE PAGENBERG（DE） Christof Karl Michael Kobler
		インドにおける特許審査の実践的な対応	海外賛助	Chadha & Chadha（IN） NIDHI ANAND
	12月	国内と欧米企業の比較考察に基づく知財人材活用、組織のあるべき姿に関する研究	マネジメント第２	副委員長　林 加奈子 （日本化薬）
		『戦わずして勝つ』、協創時代に求められる知財戦略の研究	マネジメント第１	委員長　前川 武之 （三菱電機）
		日本企業がドイツの職務発明法に対応するためには	海外賛助	HOFFMANN EITLE（DE） Michael Pfeifer
		合併及び買収に重点を置いた知財デューデリジェンス	海外賛助	HEA Law PLLC（US） Dennis Hubbs
		Brexitの知的財産権への影響 ― 今知っておくべきこと	海外賛助	MEWBURN ELLIS（GB） Tanis Keirstead
		商標実務者のためのヒントとトレンド： ブラジルにおけるマドリッド協定、非伝統的な商標、および高名なステータスへの対処法	海外賛助	Dannemann Siemsen（BR） Filipe Fonteles Cabral
		インドの知財動向	海外賛助	K&S Partners（IN） Ashish Marbaniang Naveen Suriya
	1月	知的財産推進計画2021」とその推進状況について	特別講演	内閣府　知的財産戦略推進 事務局長　田中 茂明
		特許権侵害訴訟における損害賠償額の推定覆滅の主張立証に関する研究	特許第２	副委員長　箱崎 伸幸 （日本触媒）
		イタリア・スペイン・ポーランド・スウェーデンの知財制度に関する調査報告	国際第２	副委員長　村上 加奈子 （三菱電機）
		2035年の知財業務と知財組織 -2035年の知財に期待される機能と役割に関する研究-	マネジメント第１	2020年度副委員長 柴崎 明（出光興産）

年　度		講演内容		講師
2021	1月	日本発祥の世界的ブランド保護における商標の役割	海外賛助	Greenblum & Bernstein, P.L.C. (US) Jeff Handelsman Jill Browning Bill Boshnick
		EPOにおける混合型発明： 混合型発明の特許審査を最適化するための出願明細書の作成方法	海外賛助	SSM Sandmair (DE) Maximilian Engelhard
		欧州における新型コロナワクチン関連特許と強制実施権について	海外賛助	Studio Torta S.p.A (IT) Alessandra Bosia
		IoT分野での中国特許出願動向並びにその権利化実務について	海外賛助	立群専利代理事務所 (CN) 毛 立群
	2月	ビジネス関連発明の適切な保護制度に関する一考察	特許第2	副委員長　田上 彦紀 （日立製作所）
		次世代医療基盤法施行後のデータ利活用の現状と今後の展望	医薬・ バイオテクノロジー	委員長代理　宮本 宏 （コニカミノルタ）
		適切な商標管理手法の在り方	商標	副委員長　杉崎 亨 （武田薬品工業）
		米国の上位5地方裁判所における特許訴訟の抗弁の比較研究	海外賛助	Davidson, Berquist, Jackson & Gowdey LLP (US) Eric D. Kirsch
		IPABの廃止と今後の展望	海外賛助	Chadha & Chadha (IN) TARUN GANDHI
		ヨーロッパ、日本、および主要なラテンアメリカの管轄区域における デザインアプリケーションの比較	海外賛助	Herrero&Asociados (ES) Gustavo Gonzalez Manuel Tiedemann Rafaela Matto Karla Islas Rocio Gendra Adriana Peñaranda
		11月：FRANDの最新情報 - ドイツの裁判所のSEP訴訟の扱いについて	海外賛助	BARDEHLE PAGENBERG Partnerschaft mbB (DE) Christof Karl Michael Kobler
	3月	マルチマルチクレームの制限について（令和4年4月1日開始）	特別講演	特許庁調整課審査基準室 室長補佐　喜々津 徳
		JIPA2021年度活動状況	特別講演	JIPA専務理事　久慈 直登
		単一効特許と統一特許裁判所に備えて	海外賛助	Kuhnen&Wacker (DE) Rainer K. Kuhnen
		欧州のEPOおよび国内裁判所における優先権の法的権利	海外賛助	HOFFMANN EITLE (DE) Clemens Tobias Steins
		BtoBビジネスに係る特許権を行使する際の証拠形成について	海外賛助	立群専利代理事務所 (CN) 毛 立群
		越境ECにおける商標権紛争及びその対応	海外賛助	北京三友知識産権代理有限公司(CN) 王 新艶
		ブラジルおよびその他の主要なラテンアメリカの管轄区域における 特許の分割出願およびクレームの修正。EPOの実務と比較した場合の 主な違い	海外賛助	Herrero&Asociados (ES) Sanjeev K Tiwari
2022	4月	商標起点の知財ミックス	商標	副委員長　田中 健太郎 （サカタのタネ）
		台湾特許出願の実務及び対策　～ AEPとPPHを中心に～	海外賛助	連邦国際専利商標事務所 (TW) 劉 勝芳
		欧州特許の無効化：欧州特許庁での異議申立手続きか、それとも国内で の取消手続きか。また、UPCによってどう変わるか	海外賛助	BARDEHLE PAGENBERG Partnerschaft mbB (DE) Tobias Kaufmann Christof Karl
		インドにおける特許侵害訴訟	海外賛助	K&S Partners (ID) Sanjeev K Tiwari
	6月	パラメータ発明に関する韓国特許実務の変化	海外賛助	Lee International IP & Law (KR) 金眞會
		中国版パテントリンケージ制度の要点及び紛争処理の現状について	海外賛助	北京三友知識産権代理有限公司(CN) 顧 営安
		国境における知的財産権の行使について	海外賛助	S. S. Rana & Co. (IN) Vikrant Rana

年　度		講演内容		講師
2022	6月	ブラジルの新・国家知財戦略プロジェクト	海外賛助	DANIEL LAW (BR) Rana Gosain
	7月	日中企業連携会議（知財ワークショップ/フォーラム）報告	日中企業連携PJ	委員　佐藤　晴彦 （パナソニックホールディングス）
		米国における機能的クレームの明瞭性に関する事例研究	国際第1	副委員長　五十嵐 梢 （日立製作所）
		ロングセラー商品ブランドへの商標実務からのアプローチ	商標	副委員長　美間 忠弘 （カシオ計算機）
		台湾における商標登録出願実務の説明及び関連実例の紹介	海外賛助	連邦国際専利商標事務所（TW） 江 芸瑄
		米国特許法の最近の動向	海外賛助	Hamre, Schumann, Mueller & Larson, P.C. (US) Douglas P. Mueller
		欧州における特許出願戦略の一案	海外賛助	Dennemeyer (LU) 関口 一哉 Kazuya Sekiguchi
	8月	米国特許侵害訴訟における提訴前調査義務（FRCP11）に関する事例研究	国際第1	副委員長　英保 和男 （住友ファーマ）
		東南アジア商標制度	商標	副委員長　松島 裕樹 （寿ホールディングス）
		ドイツ特許庁と欧州特許庁における特許手続きの主な相違点、 最近の判例を踏まえて	海外賛助	SSM Sandmair (DE) Maximilian Engelhard
		EPO審査基準2022年3月版 - 主な改正点	海外賛助	MEWBURN ELLIS (GB) Eleanor Maciver
		最近の韓国における改正特許法及び改訂特許審査基準の主要内容	海外賛助	KOREANA PATENT FIRM (KR) 尹辰薫
	9月	早期審査された特許の無効性に影響を与える要因の分析	特許第2	副委員長　加藤 浩嗣 （帝人ファーマ）
		意匠権のブランド寄与に関する研究	意匠	副委員長　開道 孝之 （カシオ計算機）
		欧州特許庁＆ドイツ特許庁での手続きの促進/遅延	海外賛助	TBK (DE) Tobias Schob
		出願から権利化までの実務的な手続きと、新たな特許存続期間に向けた 取り組み	海外賛助	Dannemann Siemsen (BR) Marc Hargen Ehlers
		特許付与日から起算して10年という特許の最短存続期間を非合法とする 最高裁判決を受け、日本の弁理士が考慮すべきこと	海外賛助	Dannemann Siemsen (BR) Joaquim Eugenio Goulart
		特許訴訟における裁判地と人的裁判管轄権を中心とした公判前の検討事項	海外賛助	HEA Law PLLC (US) Timothy Caine
	10月	IPR後の特許無効化手段としての査定系再審査の検討	国際第1	2021年度委員 大橋 亜沙美（旭化成）
		自社技術のブランド力を高める知財戦略の研究	マネジメント第1	2021年度副委員長 戸崎 麻衣子（三菱ケミカル）
		登録商標の使用に関する欧州での判断基準	海外賛助	Studio Torta S.p.A. (IT) Elisa Tricerri
		インドにおける非伝統的商標へのアプローチと保護	海外賛助	S.S. Rana & Co. (IN) Shilpi Sharan
	11月	5庁以外の国際調査機関の調査能力に関する研究	国際第2	副委員長　久田 亮太 （本田技研工業）
		IPランドスケープによる分析・提案事例集 ～経営・事業とのコミュニケーションツールとして～	情報活用	2021年度 副委員長 二木 智 （サントリーホールディングス） 2021年度 副委員長 高橋 洋（オルガノ） 副委員長　長田 恵祐 （京セラ）
		増加傾向にある米国での特許トロールの活動への対処法	海外賛助	Greenblum & Bernstein, P.L.C. (US) Steven B. Pollicoff
		コンピューター利用発明（CII）- EPCにおける最近の動向	海外賛助	TBK (DE) Jürgen Faller
		中国無効審判の判例に基づく特許権利化実務の考え	海外賛助	北京三友知識産権代理有限公司（CN） 李 艶艶

年　度		講演内容		講師
2022	12月	米国特許弁護士意見書	海外賛助	Weihrouch IP (US) Steven P. Weihrouch
		台湾パテントリンケージ制度の実務及び対策	海外賛助	連邦國際專利商標事務所 (TW) 邱 柏 評
		欧州単一効特許・統一特許裁判所の制度の有効活用～ オプトアウト、統一効申請、二重特許保護に関する考察	海外賛助	HOFFMANN EITLE (DE) Dirk Schüßler-Langeheine
		中国の部分意匠及び意匠国際出願について	海外賛助	北京路浩国際特許事務所 (CN) 敖蓮
		持続可能な技術の特許権利化 - 傾向とヒント	海外賛助	MEWBURN ELLIS LLP (GB) Eleanor Maciver
	1月	特許活用制度における活用事例に関する考察 ～ドイツLORにおける日本企業の活用事例について～	特許第2	副委員長　福本 雅弘 (日油)
		SPC満了前の医薬品製造の例外を認める改正規則について	海外賛助	Studio torta S.p.A (IT) Lidia Casciano
		国内特許 vs. 欧州特許の束 vs. EU統一特許： 冷静な費用対効果の分析とダブルプロテクションのための選択肢	海外賛助	BARDEHLE PAGENBERG (DE) Tobias Kaufmann Christof Karl
		韓国の特許実務における「発明の課題」	海外賛助	Lee International IP & Law (KR) 宋眞旿
	2月	EPOの審査スピードと審査の品質に関する研究	国際第2	副委員長　井下 健輔 (富士通)
		「DSI（デジタル配列情報）と知的財産権」業界を問わず無視できない状況に？ ～利益配分議論に追いつくための基礎知識～」	医薬・ バイオテクノロジー	委員　鷲 和之 (資生堂)
		新商品エリアに参入する際の特許ライセンス戦略	海外賛助	Greenblum & Bernstein, P. L. C (US) Jill Browning. Esq Bill Boshnick. Esq
		For Your Eyes Only ドイツ特許侵害訴訟における秘密情報の保護に関する最新動向	海外賛助	HOFFMANN EITLE (DE) Holger Stratmann
		適切な出願明細書作成による、 EPO審査手続における典型的な落とし穴の回避	海外賛助	SSM Sandmair (DE) Maximilian Engelhard
	3月	JIPA 2022年度活動状況	特別講演	JIPA専務理事　上野 剛史
		欧州における意匠の保護について日本の出願人が知っておくべきこと	海外賛助	TBK (DE) Matthias Grill

東西部会出席者人数推移（敬称略）

	関東部会				関西部会			
年　度	平均出席会員数(社)	参加割合(%)	平均出席者数(人)	関東部会担当理事	平均出席会員数(社)	参加割合(%)	平均出席者数(人)	関西部会担当理事
2008	234	34.0	234	大野 茂（大成建設） 百瀬 隆（ダイセル化学工業）	77	33.8	83	首藤 英明（新明和工業） 小林 博也（日本触媒）
2009	214	31.1	214	大野 茂（大成建設） 大山 光典（大林組）	72	31.4	78	渡辺 一弘（住友化学） 奥村 洋一（武田薬品工業）
2010	218	31.8	218	大山 光典（大林組） 高松 信彦（新日本製鐵）	76	33.6	82	井床 利之（川崎重工業） 渡辺 一弘（住友化学）
2011	214	31.0	270	高瀬 敏則（清水建設）	79	33.8	90	渡辺 一弘（住友化学）
2012	207	29.4	230	高瀬 敏則（清水建設）	84	36.5	96	井上 二三夫（シスメックス）
2013	204	28.5	228	櫻井 克己（鹿島建設）	78	34.2	86	井上 二三夫（シスメックス）
2014	210	29.6	232	櫻井 克己（鹿島建設）	71	30.6	79	樋口 松男（東洋紡）
2015	200	28.0	226	櫻井 克己（鹿島建設）	71	30.2	84	樋口 松男（東洋紡）
2016	173	24.2	191	櫻井 克己（鹿島建設）	65	27.7	73	髙山 裕貢（塩野義製薬）
2017	194	27.2	218	櫻井 克己（鹿島建設）	68	28.9	77	佐野 裕昭（住友電気工業）
2018	234	32.4	240	淺井 俊雄（日本電気）	66	27.8	76	佐野 裕昭（住友電気工業）
2019	242	25.1	274	淺井 俊雄（日本電気）	68	28.2	78	佐野 裕昭（住友電気工業）

	関東部会				関西部会			
年　度	平均出席会員数(社)	参加割合(%)	平均出席者数(人)	関東部会担当理事	平均出席会員数(社)	参加割合(%)	平均出席者数(人)	関西部会担当理事
2020			6,372※	淺井 俊雄(日本電気)			6,372※	佐野 裕昭(住友電気工業)
2021			5,755※	湯浅 洋一(竹中工務店)			5,755※	若代 真吾(パナソニック)
2022	132	13.7	145	湯浅 洋一(竹中工務店)	46	19.5	49	若代 真吾(パナソニック)
			3,227※				3,227※	

※のべ視聴数(回)

東海地区協議会

東海地区協議会は、1971年に「東海地区懇談会」として設立され、1983年に「東海地区協議会」として活発に活動している協議会である。

6月（又は7月）、10月、2月の年3回開催を基本とし、担当役員及び幹事会社（2017年度まで1社、2018年度より2社）により会の運営を行っている。

2019年度は、コロナウィルスの感染拡大に伴い第3回開催を急遽中止とし、2020年度～2022年度は、感染状況を考慮して参集開催、オンライン開催又はハイブリッド開催とした。

また2021年度、2022年度は、第2回を中国・四国・九州地区協議会との合同協議会をオンラインで開催した。

東海地区協議会講演一覧（敬称略）

年　度		講演内容	講師
2008	第1回	夢見る力は生きる力 ～中小企業における知的財産の創造と経営戦略～	取締役会長　生方 眞（生方製作所 ）
	第2回	ミツカングループと商標	コミュニケーション戦略室　齋藤 岳之（ミツカングループ本社 ）
		工場見学：株式会社ミツカングループ「酢の里」	
	第3回	知財一筋 私の知財人生を振り返って	副会長　大門 悟（JIPA参与・ブラザー工業）
2009	第1回	教育の荒廃と高賃金が日本を潰す!	取締役社長　松久 信夫（森松工業）
	第2回	中国特許事務所の実情	集佳知識産権代理有限公司　東京事務所　首席代表　経 志強
		工場見学：合資会社 八丁味噌「八丁味噌の郷」	
	第3回	IBMのグローバルな知的財産戦略	知的財産部長　上野 剛史（JIPA理事・日本アイ・ビー・エム）
2010	第1回	アイシンAWのあゆみ-技術開発・特許への取り組み-	顧問・技監　谷口 孝男（アイシンAW）
	第2回	キリングループの知的財産に関する取組	知的財産部長　名川 誠（キリンホールディングス）
		工場見学：キリンビール株式会社 名古屋工場	
	第3回	ダイキン工業における知財協化の取り組み	法務・コンプライアンス　知財センター部長　西井 光治 （ダイキン工業）
2011	第1回	ナベルのあゆみ―技術開発・特許への取り組み―	取締役社長　南部 邦男（ナベル）
	第2回	これからの知的財産活動の方向性 ―会社、知的財産協会の20年の知財経験から考えたこと―	知的財産部　次長　八木 孝雄（大塚製薬）
		工場見学：大塚製薬株式会社 袋井工場	
	第3回	インドの最新知財状況	特許部　井上 敦　商標部　天野 英　事業開発室　飯野 昇司 （日本技術貿易）
2012	第1回	他人（ひと）のやらないことをやる ～一寸法師の針が会社を強くする ～	代表取締役会長　本多 克弘（本多プラス）
	第2回	キユーピーの会社概況と知的財産活動の紹介	知的財産室長　濱千代 善規（キユーピー）
		工場見学：キユーピー株式会社 挙母工場	
	第3回	ヤクルト本社におけるブランド価値の考え方	開発部理事（知的財産）　野方 健一郎（ヤクルト本社）
2013	第1回	見えない世界を大切に生きたい	代表取締役社長　野田 泰義（KTX）
	第2回	製薬企業における特許とエーザイのアプローチ	知的財産部長　石田 善昭（エーザイ）
		工場見学：エーザイ株式会社 内藤記念くすり博物館	
	第3回	花王の知財管理について	知的財産センター長　加藤 実（花王）
2014	第1回	世界にない新商品の開発	代表取締役社長　月岡 忠夫（ツキオカフィルム製薬）
	第2回	AGFの知財活動とコーヒーオリゴ糖の紹介	開発研究所　西村 和彦（味の素ゼネラルフーズ）
		工場見学：AGF鈴鹿株式会社	
	第3回	三菱重工の知財戦略	技術統括本部　知的財産部　浦野 晋（三菱重工業）
2015	第1回	最近の進歩性及び特許適格性の判断の傾向とその意義について	ユアサハラ法律特許事務所　弁護士　飯村 敏明 （前知的財産高等裁判所長）
	第2回	東レの知的財産活動	知的財産部長　吉沢 浩明（東レ）
		工場見学：東レ株式会社 オートモーティブセンター	
	第3回	富士フイルムの知財戦略	知的財産本部　知財技術部長　小池 充（富士フイルム）

年　度		講演内容	講師
2015	第３回	警察における営業秘密侵害事犯捜査	警察庁　生活安全局　生活経済対策管理官付理事官 兼　知的財産権保護対策官　小栗 宏之
2016	第１回	MTGの知的財産活動	知的財産戦略室　室長　長谷川 徳男（MTG）
	第２回	工場の概要説明と工場の品質管理・品質向上の取組み	浜松工場　工場長　田中 雅彦（東海旅客鉄道）
		工場見学：東海旅客鉄道株式会社 浜松工場	
	第３回	元審査官・審判官（17年間）から見た 米国特許の効果的取得方法	オンダ国際特許事務所　米国特許弁護士　マイク・オニール
2017	第１回	「日本一社員が幸せな会社」に学ぶマネジメント術	社長 山田 雅裕（未来工業）
	第２回	トヨタホームの知的財産活動について	技術開発センター　設計推進部　技術管理室長　永岡 努 （トヨタホーム）
		工場見学：トヨタホーム株式会社 春日井事業所	
	第３回	MPDP理論と知財管理技能士の役割（効果）	代表取締役社長　高崎 充弘（エンジニア）
2018	第１回	進化した日本的経営 ありえないレベルで人を大切にしたら24年連続黒字になった仕組み	会長　近藤 宣之（日本レーザー）
	第２回	年輪経営および人材育成について	監査役　丸山 勝治（伊那食品工業）
		工場見学：伊那食品工業㈱ かんてんパパガーデン	
	第３回	特許庁における産学官連携推進への取組につい て	特許庁　総務部　企画調整課　知的財産活用企画調整官 柴田 昌弘
		名古屋大学における産学官連携の現状と今後に ついて	名古屋大学　教授　鬼頭 雅弘
2019	第１回	トヨタの知的財産活動	知的財産部　知財推進室長　川越 健司（トヨタ自動車）
		道路トンネル換気制御システムの知財戦略	代表取締役　中堀 一郎（創発システム研究所）
	第２回	特許庁施策について	特許庁　総務部　企画調査課長　小松 竜一
		支援機関からみた産学連携の現状と課題	中部　TLO　事業部長　羽田野 泰彦（名古屋産業科学研究所）
2020	第１回	ニデックの知的財産活動	薬事法務本部　法務部　知的財産課　課長　水越 邦仁 （ニデック）
		工場見学：株式会社ニデック 本社、浜町工場	
	第２回	標準必須特許～現状と実務～	深見特許事務所　顧問弁護士、弁理士　十河 陽介 弁理士　加治 隆文
2021	第１回	空飛ぶクルマの現状と未来	エアモビティー事業部　事業開発リーダー　羽賀雄介 （SkyDrive）
	第２回 合　同	日産自動車の研究開発戦略と知財戦略	別宮 智徳（JIPA理事長・日産自動車）
	第３回	中国の均等論について	オンダ国際特許事務所　中国弁理士　関 英澤
2022	第１回	ベンチャー企業と知財	代表社員　有定 裕晶（Patentup）
	第２回 合　同	豊田自動織機の事業と知的財産	伊東 正樹（JIPA理事長・豊田自動織機）
	第３回	ものづくりスタートアップ企業のインハウス知財 活動の勘所	IP & Legal Function　リーダ 弁理士　木本 大介 （ピクシーダストテクノロジーズ）

東海地区協議会出席者人数推移（敬称略）

年　度	開催回数	平均出席会員数（社）	平均出席者数（人）	担当理事
2008	3（うち宿泊1）	57	80	中山 克彦（豊田合成）　宝池 隆史（日本ガイシ）
2009	3（うち宿泊1）	52	77	中山 克彦（豊田合成）　宝池 隆史（日本ガイシ）
2010	2（うち宿泊1）	53	71	宝池 隆史（日本ガイシ）　長谷川 徳男（INAX）
2011	3（うち宿泊1）	55	79	宝池 隆史（日本ガイシ）　長谷川 徳男（INAX）
2012	3（うち宿泊1）	61	93	鈴木 嘉浩（デンソー）
2013	3（うち宿泊1）	52	73	鈴木 嘉浩（デンソー）
2014	3（うち宿泊1）	54	75	鈴木 嘉浩（デンソー）
2015	3（うち宿泊1）	70	92	近藤 健治（トヨタ自動車）
2016	3（うち宿泊1）	65	69	青木 昇（日本特殊陶業）
2017	3（うち宿泊1）	68	96	青木 昇（日本特殊陶業）

年　度	開催回数	平均出席会員数（社）	平均出席者数（人）	担当理事
2018	3（うち宿泊1）	57	80	青木 昇（日本特殊陶業）　伊東 正樹（豊田自動織機）
2019	2（1回中止）	65	97	伊東 正樹（豊田自動織機）
2020	参集1 ハイブリッド1	52	67	伊東 正樹（豊田自動織機）
2021	オンライン2	67	88※	伊東 正樹（豊田自動織機）
	中国・四国・九州地区合同1（オンライン）	70	79※	
2022	オンライン2	39	66	山中 昭利（デンソー）
	中国・四国・九州地区合同1（オンライン）	48	75※	

※のべ視聴数（回）

中国・四国・九州地区協議会

中国・四国・九州地区協議会は、地方活動の活性化の一環として、2010～2011年に「西日本地域特別講演会・意見交換会」として始動し、2012年は「プレ協議会」としての開催を経て、2013年から正式に中国・四国・九州地区協議会として創設された。

広島、福岡を中心に年3回の本会合を開催し、可能な限り工場見学等も実施した。

2020年度～2022年度は、感染状況を考慮して参集開催、オンライン開催又はハイブリッド開催とした。また2021年度、2022年度は、第2回を東海地区協議会との合同協議会をオンラインで開催した。

中国・四国・九州地区協議会講演一覧（敬称略）

年　度		講演内容	講　師
2010	西日本地区特別講演会	将来の経営に知財が貢献するには… パナソニック電工の三位一体知財戦略…	横山 勝（パナソニック電工）
2011	西日本地区特別講演会	ホンダのグローバル知的財産戦略	久慈 直登（本田技研工業）
2012	プレ協議会第1回	シスメックスの経営に連動したグローバル知的財産活動	井上 二三夫（シスメックス）
	プレ協議会第2回	グローバル化する知的財産活動の課題とその方向性について	渡部 俊也（東京大学先端科学技術センター教授）
		見学：TOTO小倉第一工場	
2013	第1回	特許情報活用による経営への貢献	鶴見 隆（戦略データベース研究所）
	第2回	米国改正特許法と米国特許最新事情	服部 健（米国特許弁護士）
		見学：九州工業大学・宇宙環境技術ラボラトリー	
2014	第1回	特許情報の戦略的活用	五丁 龍志（TechnoProducer）
		見学：マツダ自動車生産ライン	
	第2回	サントリーの知的財産戦略	竹本 一志（JIPA理事長・サントリーホールディングス）
		見学：タダノ・クレーン生産ライン	
2015	第1回	事業に貢献する知財活動	山崎 忠司（PROPERTY INNOVATION CONSULTING）
		見学：安川電機みらい館とロボット工場	
	臨　時	情報検索委員会成果報告	委員長総括、3テーマの概要報告、パネル展示
	第2回	知財から経営へのアプローチ	亀井 正博（JIPA理事長・富士通）
	第3回	職務発明制度の改正・ガイドライン	石川 浩（持田製薬）
2016	第1回	知財戦略のススメ	鮫島 正洋（弁護士・弁理士）
		見学：TOTOミュージアム・工場	
	第2回	オープン＆クローズ時代の到来	小川 紘一（東京大学特任教授）
	臨時	情報検索委員会成果報告	全体説明「知財情報検索の可能性」、パネル展示
	第3回	少人数で知財マネジメントに取組む東リの事例	大野 泰寛（東リ）
2017	第1回	第4次産業革命と知財	近藤 健治（JIPA理事長・トヨタ自動車）
	第2回	産学連携・ベンチャー支援	坂本 剛（QBキャピタル）
	臨　時	情報検索委員会成果報告	全体説明「委員会の活動報告」、パネル展示
	第3回	IPランドスケープ/第4次産業革命	菊地 修（ナブテスコ）
		見学：マツダミュージアム	
2018	第1回	パナソニックの知財活動	足立 和泰（JIPA副理事長・パナソニック）
		見学：JMS工場	
	第2回	富士フイルムの知的財産戦略	浅見 正弘（JIPA理事長・富士フイルム）
		見学：大塚製薬工場	
	臨　時	特許委員会成果報告	全体説明「委員会の活動報告」、パネル展示
	第3回	先人に学ぶ特許の道	松原 幸夫（元九州大学）
		見学：TOTOミュージアム・工場	
2019	第1回	発明塾における新事業・研究テーマ創出、人材育成に関する事例紹介	楠浦 崇央（TechnoProducer）
		見学：コベルコ建機工場	
	第2回	日立製作所の知的財産戦略	戸田 裕二（JIPA理事長・日立製作所）

年　度		講演内容	講　師
2019	臨　時	ライセンス第１・第２委員会	概要説明「委員会との意見交換会」、パネル展示
2020	第１回 オンライン	動画視聴「製品の変化が争点となった裁判例分析」 （９月度東西部会　特許第２委員会）	平川 敏弘（日本ガイシ）
	第２回 オンライン	動画視「知財高裁大合議判決（平成30（ネ）10063）と令和元年改正特許法が今後の実施料相当額を争う裁判に与える影響についての考察」（11月度東西部会　特許第２委員会）	黒沢 利崇（小松製作所）
2021	第１回 ハイブリッド	企業視点での中間処理ノウハウ・戦術-中間処理を中心とした特許日常業務-	荻野 誠司（JIPA人材育成委員会副委員長・住友電気工業）
	第２回合同 オンライン	日産自動車の研究開発戦略と知財戦略	別宮 智徳（JIPA理事長・日産自動車）
	第３回 オンライン	商標のプレゼンス及び実務者のキャリアに関する検討 （10月度東西部会　商標委員会）	商標委員会 副委員長　鶴見 卓史（日清製粉グループ本社） 元副委員長　千葉 牧子（東芝）
2022	第１回 ハイブリッド	共感を得る提言に必要な共創視点と４つのプロセス （６月度東西部会報告テーマ）	五嶋 高裕（JIPAマネジメント第１委員会副委員長・中国電力）
	第２回合同 オンライン	豊田自動織機の事業と知的財産	伊東 正樹（JIPA理事長・豊田自動織機）
	第３回 ハイブリッド	令和元年改正意匠法についての活用テクニックおよび最新動向	加島 広基（日本橋知的財産総合事務所） 押谷 昌宗（弁理士法人IPX）

中国・四国・九州地区協議会出席者人数推移（敬称略）

年　度	開催回数	平均出席会員数（社）	平均出席者数（人） ※のべ視聴数（回）	担当理事
2013	2	26	53	味能 弘之（中国電力）
2014	2	24	47	味能 弘之（中国電力）
2015	4	20	72	味能 弘之（中国電力）
2016	4	20	71	白髪 信一（マツダ）
2017	2	26	53	白髪 信一（マツダ）
2018	3	22	60	白髪 信一（マツダ）
2019	3	17	46	鹿嶋 慎一郎（中国電力）
2020	オンライン１ ハイブリッド１	16	26	鹿嶋 慎一郎（中国電力）
2021	オンライン２	32	63※	鹿嶋 慎一郎（中国電力）
	東海地区合同１ （オンライン）	70	79※	
2022	参集１ ハイブリッド１	21	54※	鹿嶋 慎一郎（中国電力）
	東海地区合同１ （オンライン）	48	75※	

※のべ視聴数（回）

【コラム】

中国・四国・九州地区協議会の活動を通じて
～ JIPAへの期待～

味能 弘之（元常務理事　現広島県発明協会専務理事）

私は、中国・四国・九州地区協議会活動（以下「協議会」）の最初から関り、2013年からは、JIPAの常務理事として活動の責任者となりました。今日まで、多様な協議会活動が展開され、大きな成果を挙げてい

ることを非常に嬉しく思っています。先ずは、そのような活動に関わる機会をいただいたことに心からのお礼を申し上げます。

85年史にコラムを書く機会をいただいたので、協議会創設前後の思いと、今後のJIPA・協議会への期待を書かせていただきたいと思います。

2013年度から始まった協議会の正式な活動について、2014年4月の理事会で、私は、次のように活動報告をしました。

中国・四国・九州地区の会員間および地域の知的財産関連団体との情報交換、意見交換、人材交流等を促進し、会員による知財活動の活性化を図ることを目的として、下記重点活動方針の下に協議会活動を企画実施した。

〔重点活動方針〕

(1) 知的財産実務を支える専門情報および人材育成のための情報の提供

(2) 協議会会員相互の情報共有と親睦

(3) 地域の知的財産関連団体との幅広い連携

〔活動実績〕

第1回：2013年9月20日（金）。中国電力株式会社で42社・129名（含 非会員13社・18名）が参加。鶴見隆氏による講演会と参加者によるグループディスカッション形式での意見交換（31社60名が参加）を実施。

第2回：2014年2月13日（木）。九州工業大学で36社・76名（含 非会員 16社・24名）が参加。服部健一氏による講演会と見学会（九州工業大学・宇宙環境技術ラボラトリー）を実施。

〔特記事項〕

第1回会合は、一般社団法人広島県発明協会、第2回会合は、一般社団法人福岡県発明協会、同広島県発明協会との共催として開催。

この活動報告にあるように、JIPAのその他の活動と異なる協議会活動の最大の特色は、地域の知的財産関連団体との連携を重要なミッションとしていることです。この実現が、協議会創設時の役員（担当理事：味能 弘之（中国電力株式会社）、会場担当幹事：白髪 信一（マツダ株式会社）、石橋 一郎（株式会社安川電機）、山野 秀二（TOTO株式会社）、会計担当幹事：湊 真雄（株式会社ジェイ・エム・エス））の総意でした。

会合の共催の外にも、サテライトセミナーの実施、協議会会合での部会報告、委員会活動報告の実施等の提案をし、協議会の2年間の正式活動も踏まえ、2015年5月13日のJIPAの意見交換会で、慶應の松浦先生の「日本企業の本社部門の立地について」というレポートを引用する形で、次のようなお願いをさせていただきました。

『JIPAの会員候補となる会社は、概ね全国で5千社ある。JIPAの会員数は1千社なので、20%がJIPA会員。結構な比率かなとも思う。

中四国九州地区には、550社あるので、中四国九州地区のJIPA会員は、その20%の100社以上いても良いということになるが、実際の会員数は50社に過ぎない。これは、JIPAの会員サービスが東京、大阪に偏っているのがその一因ではないか。それを、地域に根ざした知的財産関連団体と連携したサービス提供で、少しでも解消し、結果として会員の拡大に繋げたいというのが、協議会の目的。毎回、母数が少ない中で、可なりの方に集まっていただいており、終了後のアンケートでも高い評価をいただいている。今後とも、こうした活動を継続し、協議会ならではという活動もしていきたいと考えているが、最終的には、研修を含め、関東部会、関西部会で提供されているようなサービスが、地理的なハンディキャップを持つ、中四国九州地区の企業に等しく提供されることが理想だと考えている。皆様方のご支援をお願いしたい。』

残念ながら、JIPAの見解は、「JIPAの定款（会員のための協会）から、他団体とのコラボ（特に、収入のある活動〔研修〕）については、小規模であるなら看過されるものの、一定以上の割合では定款変更の問題

が発生すると思料」というものでした。

協議会活動・地域の知的財産団体との連携に対する制約が「定款問題」だとするのならということで、何度も、次のような説明・提案をしましたが、私の在任期間中に状況が変わることはありませんでした。竹本理事長在任時に、広島県発明協会との連携協定締結の方針が総会資料に明記されましたが、実現しませんでした。

『他団体とのコラボは、JIPAの大義のためであり、現在の定款と矛盾するものではない。「会員のため」という曖昧なもので活動を自ら制約すべきではない。「非営利団体」としての認定には、解散時の残余財産処分の規定さえあれば良い（全く疑義が入り込む余地が無い）のだが、定款策定時に、そのような規定を置くと、JIPAが営利活動をする団体だと思われる懸念;税務問題が発生するという誤認があったのだと思う。定款は神聖不可侵のものではなく、状況変化に応じ改定すれば良い。改定理由は「税務上の懸念を払拭し、JIPAの活動の幅を広げるため」で十分だと思う。』

JIPAの定款は、何度か改定されましたが、現在まで、上記の改定はなされていません。時代は移り変わっています。今も、JIPAの定款問題は存在しているのでしょうか。

業種別委員会

業種別部会
関東金属機械部会

1. はじめに

関東金属機械部会は、輸送力・動力用機械関連の第1分科会と、機械器具関連の第2分科会と、鉄鋼・金属関連の第3分科会の3つの分科会で構成されている。当部会は金属機械関係という括りで会員企業数は177社（第1分科会：76社、第2分科会：72社、第3分科会：29社（2022/11/21））である。会員企業の技術分野は多岐に渡り、ビジネス形態も各社各様であり、知財部の規模・位置づけも同じではない。このように異なる環境の会員が親交を重ねる場として、当部会が一役を担っている。幹事、副幹事は各分科会から1名ずつ選任され、業種担当役員1名を含めた7名で運営している。

部会は例年5回/年で開催しており、その際に会員企業の方や、弁理士、弁護士、大学の先生など様々な講師をお迎えし、講演をお願いしている。講演のテーマは、部会開催時に実施しているアンケート結果を基に、幹事・副幹事がご登壇頂きたい先生、講演頂きたいテーマを持ち寄り、幹事会で意見をまとめ決定している。

従来は、部会を参集型で開催し、第3回部会は宿泊部会としていた。しかし、新型コロナウィルスの感染拡大に見舞われた2020年度以降は、部会の開催形態・開催頻度を変更せざるを得なかった。特に2020年度は、新型コロナウィルスの感染拡大に対して、各社行動制限が設けられる中、幹事会開催も難しく、手探り状態で活動を進めていった。参集型の部会開催が難しい状況のもと、Web配信形式を導入し、参集型の部会1回を含めて計3回の部会開催となった。2021年度も難しい状況は変わらず、幹事・副幹事の各社での出張制限もあり、計4回の部会開催となった。全部会ともに参集型での開催は出来なかったが、この年度の第4回部会では、会員の利便性を考慮し、ビデオオンデマンド（VOD）形式を当部会としては初めて採用した。第4回部会を視聴頂いた方のアンケート結果からは“参加し易い”という回答が多く、好評であった。

部会の参加者は、例年年間400人以上であった。しかし、新型コロナウィルスの感染拡大後は年間350人程度に減少した。そのため部会参加者増を意図し、現在（2022年度）は会員が参加し易いVOD形式を中心に、年間5回の部会開催としている。また、会員同士の親交を深めるために第4回部会は、2年ぶりに参集型の部会を開催した。

さて、部会での講演のテーマをみると、過去においては各企業の知財活動に関するものが各年度1回以上行われていた。また、法改正や審査基準に関するものも多かった。一方、最近は、企業の国際化に伴う中国関連のテーマや、無形資産としての知財の重要性増に伴う知財戦略関連のテーマが関心の高いテーマとなっている。講演内容については、アンケート結果では“期待通り”若しくは“期待を上回った”という回答が多く大変好評である。ご登壇頂いた先生に感謝する次第である。今後も継続して会員の要望に沿ったテーマとしていくことが大切であると考える。

今後の課題としては、第一に今般の新型コロナウィルスの感染拡大といったような、部会の活動が困難な状況においても継続的に活動できる新しい体制作りである。約半数の会員企業で出張制限が残っており、参集型の部会開催が難しい状況が続いているからである。そのため現役の幹事・副幹事は参集型の部会運営経験が殆どなく、宿泊部会に至っては部会運営経験が全くない。このような状況では、例えば当部会の歴代の業種担当役員、並びに幹事・副幹事の方々と連携することも一つの方法であると考える。また、参集型の部会開催には、人数制限を設け、複数回開催といった施策が求められているかもしれない。第二に、会員同士の親交を深めるための新たな施策の検討である。部会アンケート結果によると、参集型の部会開催よりもWeb配信形式の方が参加し易いこともあり多くの会員に支持されている。一方、当部会の歴代の業種担当役員、幹事・副幹事の方々を中心に参集型の部会開催要望が強い。異なる要望にも応えられ、親交を深められる新しい仕組みの模索が必要であると考える。第三に、幹事・副

幹事、業種担当役員候補の確保についてである。次年度の副幹事の選出では、各社の事情もあり引き受けて頂けないケースが多い。引き受けて頂けない理由は様々であるが、参集型の部会が殆ど出来なくなり、会員相互の関係性の希薄化が進んでいることも影響していると思われ、今後深刻化する恐れがある。また、業種担当役員の選出では、多忙との理由とともに、異動や、転勤等が生じることで、引き受けられなくなるケースがある。業種担当役員の候補の方には、副幹事になる際に予め将来業種担当役員を担っていただくことに承諾頂いているものの、副幹事として部会運営に参画してから3年後に就任ということもあり、支障となるような環境の変化が生じうる。業種担当役員は現役幹事から選出するため、候補の方が引き受けて頂けなくなると、残り2名の現役幹事から選出する必要があり、選出が難航することがある。幹事、副幹事、業種担当役員には所属会社で多忙な中、部会運営にご尽力頂くことになるため、部会運営に係ることのメリットをより強く、より明確に発信できるように、改革していく必要があると思われる。

2. 各年度の活動

この15年間の部会のテーマと講師を列挙する。なお、講師の敬称は省略させて頂く。

2008年度

①「シフト補正と出願の分割について」
特許庁特許審査第三部　日比野、小谷内
②「経営戦略に活かすための特許解析方法の研究」
ブリジストン　青木 勢
③「JFEスチール社の知的財産戦略について」
JFEスチール　長浜 裕
④「特許戦略の組織的検討」
弁護士　末吉 亙
⑤「特許行政の最近の動向」
特許庁特許審査第三部長　新井 正男

2009年度

①「中国特許法の改正について」
日本技術貿易　小林 栄一
②「知財初心者のための進歩性検討手法」
日本知的財産協会特許第1委員会
大日本印刷　山口 健一
③「産業技術総合研究所の知財戦略について」
(独) 産総研　知財部門長　桂 正憲
④「特許紛争で押さえておきたい実務上の留意点」
TMI総合法律事務所　弁理士　佐藤 睦
弁護士　根本 浩
⑤「企業における三位一体の知財戦略経営」
東京農工大学　大学院　教授　鶴見 隆

2010年度

①「中国特許法第三次改正以後の問題点」
中島敏法律特許事務所
弁護士・弁理士　中島 敏
②「最近10年間における裁判所の特許の進歩性判断を回顧し、これからを考える」
知的財産高等裁判所　前所長　塚原 朋一
③「INAXの知財活動」
INAX　長谷川 徳男
④「米国における特許の売買・ライセンスの際に有効な特許の価値評価方法」
Greenblum & Bernstein P.L.C.
弁護士　バーンスティン
⑤「インド最新知財状況」
日本技術貿易　本田 竜一　他3名

2011年度

①「ノウハウ・先使用権に関する判例等に基づく最新の動向と企業における管理上の留意点」
中村合同特許法律事務所
弁護士・弁理士　熊倉 禎男
②「中国の知財訴訟事例の紹介とそこから得られる教訓」
志賀国際特許事務所
中国弁理士　李 英艶 (リエイエン)
③「サントリーのブランド保護活動」
サントリーホールデイングス　高本 知己
④「特許侵害係争とこれにまつわる法改正の影響について」
内田・鮫島法律事務所

弁護士・弁理士　鮫島 正洋
⑤「特許権に関係する契約問題について～特許法改正を含めて～」
ビンガム・マカッチェン・ムラセ外国法事務弁護士事務所
坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業）
弁護士　牧野 知彦

2012年度

①和彊館
「中国における最新知財情報と訴訟、審判実務における経験にもとづく対応指南」又は「中国における民事再審制度及び知財侵害訴訟の最新事例と対応指南」
CHINA PATENT AGENT（H.K.）LTD
弁護士　毛 立群
②アサヒビール
「ライセンス交渉のポイント」
丸島特許事務所　所長　弁理士　丸島 儀一
③「ヤマハの知財活動のご紹介（中国での事例を交えて）」
ヤマハ　大下 晋
④本田技研工業　青山ビル
(1)「出願人の視点によるプロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する検討
～知財高裁大合議判決を受けての留意点～」
特許第1委員会第5小委員会
小委員長　横尾 知容
（昭和電線ビジネスソリューション）
(2)「事業のグローバル化と連携した特許出願戦略の研究～ 外国特許出願からグローバル特許出願へ」
知的財産マネジメント第2委員会
第1小委員会　内藤 明（ダイキン工業）
⑤JFEスチール　本社
「新時代の経営における知財マネジメントの役割　～市場創造の視点から知財マネジメントの機能を再考する～」
土生特許事務所　所長　弁理士　土生 哲也

2013年度

①日立金属　高輪和彊館
「中国・アジア地域への技術移転に伴うライセンス契約のポイント」
黒田法律事務所・黒田特許事務所
代表弁護士・弁理士　黒田 健二
②キリンビール　横浜工場
「勝つための知的財産権訴訟～裁判官的観点からの実戦アドバイス～」
長島・大野・常松法律事務所
弁護士　三村 量一
③富士重工業　群馬製作所　矢島工場
「富士重工業の知財活動」
富士重工業　名取 潔
⑥本田技研工業　青山ビル
「キヤノンにおける知的財産マネジメント」
キヤノン　長澤 健一
④JFEスチール　本社
「金属機械業界における知的財産戦略の新たな潮流と課題」
みずほ情報総研　野口 博貴
アドマイオーラコンサルティング
渡邊 雅樹

2014年度

①エッサム　本社
「最近の知的財産訴訟の現状と留意点」
知的財産高等裁判所部総括判事　清水 節
②キリンビール　横浜工場
「オープン＆クローズ戦略－日本企業再興の条件－＝知財マネージメントの再構築が必須となった＝」
東京大学　政策ビジョン研究センター
小川 紘一
③花王　豊橋工場
「花王の知的財産活動」
花王　中山 和彦
⑦本田技研工業　青山ビル
「新興国における権利行使とその対策－本田技研の実践に基づく実務者が留意すべき点を中心に－」
本田技研工業　別所 弘和
④JFE　本社ビル
「知財活動とダイバーシティ－女性が活躍する

ことのメリット-」
帝人　三原 秀子
旭硝子　永井 久仁子
アステラス製薬　矢野 恵美子
ソニー　矢藤 有希
日本製紙　小田 淳子

2015年度

①エッサム　本社
「中国での最新特許事情」
北京林達劉知識産権代理事務所　劉 新宇
②キリンビール　横浜工場
「知財戦略策定」(含 グループディスカッション)
東京工業大学　教授　田中 義敏
③TKP名古屋　伏見ビジネスセンター
「デンソーの知的財産活動」
デンソー　鈴木 嘉浩
「マネジメント情報としての特許」
名古屋大学大学院　准教授　犬塚 篤
⑧本田技研工業　青山ビル
「WTBからCTBへ-転用の時代!事業撤退から新規ビジネス構築へ-」
アルプス電気株式会社　梅原 潤一
「未利用特許の活用とパテント・トロール対策～NHKドラマ「太陽の罠」の撮影裏話を含めて～」
プロファウンド　石橋 秀喜
④JFE　本社ビル
「喧嘩の作法」
JIPA　専務理事　久慈 直登

2016年度

①全国家電会館
「ASEAN特許実務入門」
グローバル・アイピー 東京特許業務法人
高橋 明雄
②キリンビール　横浜工場
「「知財人材育成の実際」- 企業が望む知財人材と、その育成法 -」
知財コンサルタント＆アナリスト
菅田 正夫
③金太郎温泉
「YKK株式会社知財活動概要」
YKK　林 隆典
「ブランディング・マーケティングと販売戦略」
金沢大学　人間社会研究域法学系
教授　大友 信秀
⑨本田技研工業　青山ビル
「知恵と知財でがんばる中小企業」
旭精工、伸和コントロールズ、レーザーテック
④JFEスチール　本社
「知財戦略のススメとその実践」
内田・鮫島法律事務所代表パートナー
弁護士・弁理士　鮫島 正洋

2017年度

①全国家電会館
特許業務法人　酒井国際特許事務所
「米国の特許適格性に関する最新動向」
弁理士　香島 拓也
「単一効欧州特許の概要」
弁理士　足立 能啓
「中国審査基準の改定及び最新事情」
中国弁護士・弁理士　兪 江
②キリンビール　横浜工場
「著作権の常識・非常識～日本企業の従業員が職務上留意すべき点を中心に～」
BLJ法律事務所　代表弁護士　遠藤 誠
③東北大学
「最近の商標権侵害に関する裁判例の動向
-権利行使制限の抗弁を中心として-」
東北大学　法科大学院　教授　蘆立 順美
⑩本田技研工業　青山ビル
「知財情報戦略で炙り出す自動車分野の技術開発動向と将来予測自動運転を中心として」
三井物産戦略研究所　山内 明
④JFEスチール　本社
「知財戦略理論とその限界（技術のコモディティ化・権利行使）」
内田・鮫島法律事務所
代表パートナー　弁護士・弁理士　鮫島 正洋

2018年度

①全国家電会館
「事業の弱みを消し、強みを増す、知財戦略の要諦　～経営（事業）戦略に参画する戦略的知財

活動～」
弁理士　丸島 儀一
②キリンビール　横浜工場
「知財大国たる中国で勝ち抜くための「攻め」と「守り」のエッセンス」
日本技術貿易　中国弁護士・中国弁理士・日本弁理士　張 華威
③ナブテスコ
「ナブテスコ株式会社の知的財産経営戦略・ナブテスコ株式会社のIPランドスケープ」
ナブテスコ　菊地 修、井上 博之
⑪本田技研工業　青山ビル
「IoT時代の自動車業界～業態・知財業務の変革期～」
IPNJ国際特許事務所
所長　弁理士　乾 利之
④JFEスチール　本社
「第4次産業革命の経営インパクトと知的財産戦略～IoT、AI時代の知財戦略と人材育成～」
富士フイルム　浅見 正弘

2019年度

①いすゞ自動車　藤沢工場
「いすゞ自動車の知財活動について」
いすゞ自動車　佐野 雅幸
②キリンビール　横浜工場
「中国知財侵害対策に関する最新実務・各種事例紹介」
IPフォワードグループ総代表
弁護士・弁理士　分部 悠介
弁護士　本橋 たえ子
③コマツ　粟津工場
「コマツの成長戦略と知財活動の取り組み」
コマツ　山口 博明
⑫本田技研工業　青山ビル
「IoT時代の新たな知財戦略」
デロイトトーマツ　知的財産グループ
小林 誠、峰 岳広
④JFEスチール　本社
「知財紛争における証拠収集」
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁護士　城山 康文

2020年度

①Web開催
「知的財産マネジメントを成功に導く組織」
オクターヴBC
代表取締役・弁理士　吉川 万美
⑬本田技研工業　青山ビル
「B2Bにおけるマーケティング・ツールとしての知的財産　～ブランディングからIPランドスケープまで～」
KIT虎ノ門大学院（金沢工業大学）
イノベーションマネジメント研究科
教授・Ph.D.　杉光 一成
②Web開催
「中国特許侵害訴訟の実践」
バード＆バード法律事務所
シニア弁護士　道下 理恵子

2021年度

①Web開催
「経営戦略のための知財」
JIPA　専務理事　久慈 直登
②Web開催
「中国企業との特許ライセンス契約と中国の独禁法・技術輸出入管理条例・民法典」
BLJ法律事務所
弁護士・博士（法学）　遠藤 誠
③Web開催
「米国特許訴訟の最新動向－テキサス州西部連邦地裁の現状、および、ITC訴訟の状況を中心に」
キルパトリック・タウンゼント知財総合事務所
所長　弁理士　穐場 仁
④VOD開催
「DX化を進める上での最新デジタル特許戦略～製造業にとってのAI特許/NFT特許戦略～」
河野特許事務所
所長　弁理士　河野 英仁

2022年度

①VOD開催
「オンライン上の模倣品の流通の現状と対策からオフライン対策への展開について」
OpsecSecurity　湯山 泰成、 渡部 翼

②VOD開催
「専利法第4次改正の実務に与える影響及び今後の展望」
NGB株式会社
中国弁護士・弁理士、日本国弁理士　張 華威
③VOD開催
～貝印の知財戦略～「“ナンバーワン”、“オンリーワン”実現のための差別化担当部門としての活動」
貝印　地曳 慶一
④銀座菊地ビルディング
「日本企業知財部プロフィットセンター化の推進　特許マネタイズ－NPE活用のすすめ」
Meister Tech Alliances LLC
ファウンダー　兼　CEO　松本 祥治
⑤VOD開催
1) 国境を越えた研究開発と技術提携におけるデータおよび輸出入のコンプライアンス要件
2) 中国ハイテク企業の認定について
King & Wood Mallesons 金杜法律事務所
中国弁護士、弁理士、ニューヨーク州弁護士
傅廣鋭
中国弁理士　馬立栄

業種担当役員・幹事OB/OGらと

3. 終わりに

これまでの当部会の活動を担いつつ、ここまで発展させてこられた歴代の業種担当役員、並びに幹事･副幹事の方々に心より感謝する次第である。

アフターコロナの新しい世界で、当部会が重要な役割を担い、発展していくことを祈念する。

（2022年度　業種担当役員・藤岡 徹）

関東電気機器部会

1. 組織及び運営

当部会は、会員数253社からなる組織であり、協会全体の会員数の約1/4を占め、他の部会と比べ最も大きな組織となっている（2022年12月20日時点）。また、その構成は、第1分科会（総合電機、発電･送電･配電用機器、原子力、産業用ロボット、電装品、電池、その他：36社）、第2分科会（電子計算機・同付属装置、通信機器、通信放送業、事務用機器、電子応用装置、交通信号・防災装置：133社）、第3分科会（民生用電子機器、TV・AV機器、電気計測器、医療機器、電球・照明装置：45社）、第4分科会（電線・ケーブル、機器用電子部品：39社）であり、非常に多岐に渡る分野から成る。

このような当部会の特徴を踏まえた上で、部会の運営方針として、基本的に毎年以下の3点を掲げている。

①会員相互や講師との交流の場を増やす
②参加者の人数や幅の拡大を図る
③会員の要望を反映した運営を行う

但し、2009年～2012年においては、参加者が年配及び男性に偏っていることへの対応として「若手・女性の参加の幅を拡大する」方針が更に追加されている。また、2020年及び2021年においては、新型コロナウィルスの感染防止対策として従来通りの行動が制限される環境下での活動を考慮し、「新たな部会のあり方を提案する」等が掲げられている。

上記運営方針のもと、業種別担当理事（1名：任期1年）、幹事（8名：任期2年）にて運営が行われている。基本的に年5回の部会が開催され、異業種交流会、宿泊部会、東西合同部会、工場等見学会、及び懇親会等が含まれる。

2. 部会への参加状況

年度毎の部会への参加人数、参加企業数、及び部会に登録している会員企業数を図1に示す。

会員企業数については、年度毎に変動はするものの全体的に微増傾向にあるが（2008年：238社、2021年251社）、参加人数、及び参加企業数については、全体的に減少傾向である。2009年は、前年のいわゆるリーマン・ショックの影響により企業業績が悪化したことに起因して大きく落ち込んだものと思われる。2019年、及び2020年は、新型コロナウィルス感染予防のため部会の回数がそれぞれ3回、4回と減ったことにより、参加人数、及び参加企業数が大幅に減少した。2021年は新たな取り組みとして全ての部会をWeb配信で行ったことにより4回の開催にも関わらず参加人数、及び参加企業数が2018年と同等にまで回復している。なお、2019年までは、宿泊部会や講演会後の懇親会等を催し、相互の交流を図る場を提供していたが、2020年、及び2021年は開催を見送っている。部会の存在意義が改めて問われることとなった。

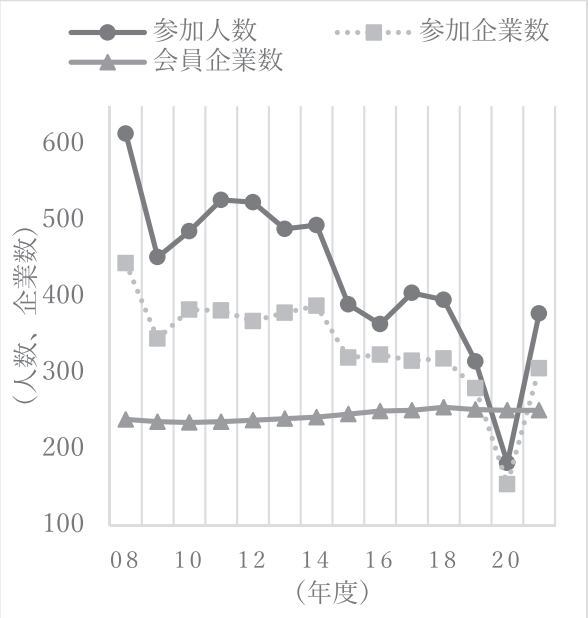

［ 図1　部会参加状況 ］

3. 参加者内訳

例えば2021年では、部会参加者の年齢層は20代（2%）、30代（17%）、40代（32%）、50代以上（49%）であり、年齢層が上がるほど参加者が増えているといえる。また、女性参加者については同年で14%という状況である。

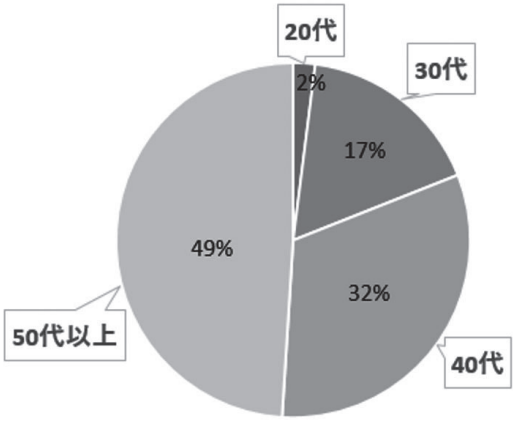

［ 図２　年齢層別の部会参加割合 ］

4. 講演内容

前回部会のアンケート結果を参考にしつつ、参加者が興味を引く講演となることを心掛け、国内外企業、特許庁、特許・法律事務所、会計士・税理士・中小企業診断士等から広く講師を募っている。また、「三位一体の戦略」、「IoT特許出願」、「デザイン思考」、「IPランドスケープ」、「リーガルテック」等、その時期の旬なテーマが取り上げられている。なお、講師の敬称は省略させて頂く。

5. 各年度の講演・工場見学詳細

2008年度

①特許情報をベースにした三位一体の戦略展開東京農工大　教授　鶴見 隆
②「国内外情勢に対応した我が国の知財戦略」
特許庁特許審査第四部長　櫻井 孝
③「キリンの知的財産戦略」
キリンホールディングス　小川 隆由
④「富士通における知的財産戦略」
富士通　小沢 秀雄 氏
「米国での特許紛争対応策」
シュグルー・マイアン外国法事務所
弁護士　岸本 芳也
「ソフトウェア特許の最新動向」
NTT　武石 英二（ソフトウェア委員長）
⑤「経営学的な視点から見た知的財産権の価値評価」
東京大学大学院経済学研究科
教授　高橋 伸夫

2009年度

①「京都花街から学ぶプロフェッショナル人材の育成」
京都女子大　教授　西尾 久美子
②「知財をとりまく最新の状況と今後について」
特許庁特許審査第四部　部長　櫻井 孝
工場見学（ナガノトマト松本工場製造）
③「ビールのおいしさ科学への挑戦」
サッポロホールディングス　金田 弘挙
④「事業と経営に役立つ実践事例の紹介」
参加会員
「特許事務所活用の現状とこれから」
凸版印刷　木村 淳
［知財マネジメント第2委］
「標準知財戦略の問題点と企業の対応策」
三菱電機　小高 邦夫
「諸外国のライセンス規制の実態と技術契約に関する留意点」
NTTコミュニケーションズ　金山 和則
［ライセンス第1委］
⑤「意匠権を活用した知財戦略」
特許庁審査業務部意匠課　課長　川崎 芳孝

2010年度

①「知的財産権と企業戦略－特許出願と紛争対応への実務的助言－」
長島・大野・常松法律事務所
弁護士　三村 量一
②「国内外の知財をとりまく最新の状況と今後について」
特許庁特許審査第四部長　櫻井 孝
工場見学（AGF鈴鹿　コーヒー製造見学）
③「国際宇宙ステーション「きぼう」での宇宙環境」
元JAXA研究開発本部　五家 建夫
「JAXAにおける知財の取り組み」
JAXA産業連携センター　関忠 生氏
施設見学「JAXA筑波宇宙センター」
④「イノベーションを推進するためのIBMのグローバルな知的財産戦略」

日本アイ・ビー・エム　太佐 種一
「中国知財事情と中国企業からの権利行使対策」
特許庁総務部企画調査課長　後谷 陽一
「弁理士による知的財産価値評価について」
日本弁理士会知的財産価値評価推進センター
センター長　久保 司
⑤「ある視点から知財経営を考える－知財業界の現状と2015年問題、法改正とゲーム理論－」
正林国際特許商標事務所　所長　正林 真之

2011年度

①「特許調査の「基礎体力」を高めよう～企業内研修の経験から～」
スマートワークス　代表取締役　酒井 美里
②「国内外の知財をとりまく最新の状況と今後について」
特許庁特許技監　櫻井 孝
特許審査第四部長　関 和郎
工場見学（フクロイ乳業）
③「米国連邦商標法の下での使用立証」
東京青山・青木・狛法律事務所及びベーカー＆マッケンジー外国法事務弁護士事務所
パートナー　外国法事務弁護士・弁理士
中山 健一
施設見学（キリン横浜ビアビレッジ）
④「グローバルにみた「意匠権侵害の判断基準」－日米欧中の比較法的考察 －」
ユアサハラ法律特許事務所
パートナー　弁理士　青木 博通
「デジタル化時代の著作権－事例、判例の紹介と課題の解説－」
ヤフー知的財産部　マネージャー　今子 さゆり
⑤「特許庁の企業グローバル戦略支援策」
「特許庁の技術動向調査」
「中国知財事情と日本企業の対応手法」
特許庁総務部企画調査課長　後谷 陽一

2012年度

①「未来のパテント・ポートフォリオ戦略」
DLA Piper法律事務所
シニアカウンセルニューヨーク州弁護士
ヘンリー 幸田
②「今後の特許の重点施策」
特許庁特許審査第四部長　関 和郎
「YKKにおけるグローバル知財活動について」
YKK　知的財産グループ長　永安 孝志
工場見学（YKKセンターパーク）
③「味の素における知的財産の取組みについて」
味の素　理事・知的財産部長　柳生 一史
工場見学（味の素　川崎事業所）
④「セイコーエプソンの知的財産戦略」
セイコーエプソン　知的財産本部　山口 隆
「凸版印刷の知財教育」
凸版印刷　知財推進チーム 部長　加藤 達夫
「標準化戦略に連携した知財マネージメント」
特許庁特許審査第四部　審査官　永野 志保
⑤「企業の利益に貢献する知的財産活動」
みずほ情報総研　チーフコンサルタント
野口 博貴

2013年度

①「中国における知財の戦略的出願のための諸課題」
永新専利商標代理有限公司特許弁理士日本部
マネージャー　胡 建新
②「特許行政の最近の動向」
特許庁審査第四部長　嶋野 邦彦
工場見学（富士通 沼津工場）
③「アジアにおける花王の知財戦略」
花王　知的財産センター長　吉田 憲正
「花王の模倣品対策」
花王　法務コンプライアンス部門
ブランド法務部　課長　宮川 博之
工場見学（花王　すみだ事業場）
④「国際税務と日本におけるパテントボックス導入の可能性」
EY税理士法人　エグゼクティブディレクター
税理士　西田 宏之
「米国最新知財事情～新法の下での知財戦略～」
シュグルー・マイアン外国法事務弁護士事務所
代表パートナー　岸本 芳也
「ブラジル特許法の現状と今後の発展」
ブラジル弁護士　カラペト ホベルト
⑤「これからの知的財産戦略と知財部門からの新しい情報発信のあり方」

新日本有限責任監査法人
ビジネスリスクアドバイザリー部
エグゼクティブディレクター技術士(機械部門)
山﨑 忠史

2014年度

①「ブリヂストンのグローバル戦略と知財人材育成」
ブリヂストン　知的財産本部長　峯木 英治
「産官学連携と人材育成」
ブリヂストン　グローバルイノベーション管掌付兼　知的財産本部フェロー　前田 裕子
②「知的財産制度をめぐる現状について～新興諸外国の最近の知財状況を中心に～」
特許庁審査第四部長　嶋野 邦彦
工場見学(スズキ　スズキ歴史館)
③「日本航空の現状と課題～JALフィロソフィをベースとした販売活動～」
日本航空㈱本店　広域関東エリア販売部長
江澤 一則
工場見学(日本航空 JAL SKY MUSEUM)
④「知的財産の経済的価値評価～会計・税務の観点から～」
デロイト トーマツ
ファイナンシャルアドバイザリー
シニアバイスプレジデント　公認会計士AIPE認定知的財産アナリスト　長谷部 智一郎
「インドの知財制度・ブランド保護概要」
長島・大野・常松法律事務所
パートナー弁護士　小原 淳見
「インドにおけるIP戦略」
Nishith Desai Associates
パートナー　Gowree Gokhale(ガウリーゴカリ)
「特許の経済的価値評価～米国における特許侵害訴訟における算定から～」
AMSTER ROTHSTEIN & EBENSTEIN LLP
ニューヨーク州弁護士　藤森 涼恵
⑤「真の企業価値創造とは?～見えない資産の成果をどのように企業の業績に結びつけるのか」
バリュークリエイト
代表取締役　公認会計士(日本・米国)
三冨 正博

2015年度

①「企業活動のグローバル化と国際知的財産法制の発展(政府間交渉の立場から)」
明治大学法科大学院　教授　高倉 成男
②「ヤマハ発動機における知財活動」
ヤマハ発動機　法務・知財部
グループリーダー　黒田 久次
工場見学(ヤマハ発動機　本社工場)
③「経営に貢献する知財機能と人材育成」
トヨタテクニカルディベロップメント
常務取締役　佐々木 剛史
工場見学(ヤクルト本社　富士裾野工場)
④「国際競争力強化のための知財制度・知財戦略について」
特許庁　審査第四部長　後谷 陽一
「この3つを守れば知財部は会社から評価される‼～経営者に喜ばれる知財部の仕事とは～」
特許業務法人 落合特許事務所
弁理士　山﨑 薫
「職務発明規定の見直しと相当利益算定実務」
法律事務所 フラッグ
弁護士・弁理士　高橋 淳
⑤「知財紛争で知っておきたい基礎知識(相手方より一歩リードしたい方へ)」
大野総合法律事務所
弁護士・弁理士　大野 浩之

2016年度

①「営業秘密の保護に関する新しい動きと実務的課題」
長島・大野・常松法律事務所
弁護士・弁理士・米NY州弁護士　山内 貴博
②「コマツの成長戦略と知財活動の取組み」
小松製作所　CTO室
知的財産部長　山口 博明
工場見学(コマツ　金沢工場)
③経営に貢献する知財機能と人材育成」
国立研究開発法人　海洋研究開発機構
イノベーション・事業推進部　部長　山田 康夫
工場見学(国立研究開発法人 海洋研究開発機構横須賀本部)
④「ASEAN諸国での知財保護に関する統計的分

析、権利化にあたり注意すべき事項、ブランド保護のために注意すべき事項」
伊東国際特許事務所
副所長・弁理士　鶴谷 裕二
「非出願の職務発明に対する報奨」
伊東国際特許事務所
所長代理・弁理士　横山 淳一
「米国特許法101条に対する特許出願人の対応について」
秀和特許事務所　理事・弁理士　髙田 大輔
所長代理・弁理士　中村 剛
「中国における技術的範囲の解釈～事例を通じて中国クレーム解釈のコツをつかむ～」
河野特許事務所　所長・弁理士　河野 英仁
⑤「中国における知的財産権行使の環境と実務」
IP FORWARDグループ総代表・CEO
IP FORWARD法律特許事務所
代表弁護士・弁理士IP FORWARD China
董事長・総経理　分部 悠介

2017年度

①「IoT特許出願の傾向・権利化のポイントについて」
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK
弁理士・特定侵害訴訟代理人　鶴田 健太郎
②「新聞印刷技術の発展推移と最近の新技術動向」
朝日プリンテック技術・システム担当
兼　技術センター長　村瀬 岳彦
工場見学（朝日プリンテック　名古屋工場）
③「ファンケル創業の歴史と特許事例について」
ファンケル　総合研究所　研究推進室
室長　宇田 正紀
知財管理グループ　課長　栗村 元
工場見学（ファンケル美健　千葉工場）
④「デザイン思考に基づく知財権ミックス戦略」
東京理科大学　専門職大学院
教授　鈴木 公明
「知的財産活動に資する発明の捉え方と発明の創出方法」
影山法律特許事務所
弁護士・弁理士・工学修士　影山 光太郎
「日本国税関の効果的な活用方法」
瀧野国際特許事務所
所長・弁理士　瀧野 文雄
⑤「IPランドスケープ実践のための知財情報戦略～特許マーケティングを中心として～」
三井物産戦略研究所
技術・イノベーション情報部　知的財産室
室長　山内 明

2018年度

①「米国特許権の侵害行為の態様・米国特許権の消尽と、それを踏まえたクレーム作成」
矢作外国法事務弁護士事務所
米国ニューヨーク州弁護士　矢作 隆行
「YKK知財活動について」
YKK　知的財産グループ長　林 隆典
工場見学（YKKセンターパーク）
②「日本のイノベーションに求められるものとは?」
特許庁審査第一部長　澤井 智毅
工場見学（ANA機体メンテナンスセンター）
③「知財担当者が知っておくべき、ブランディングの基本」
Brand. Communication. Design.　平野 朋子
「AIが発明を考える時代へ!」
AI Samurai　白坂 一
「フィールドからのイノベーション：発明の質を変革する知財アプローチ」
パロアルト研究所　日本代表　伊賀 聡一郎
④「企業における知財価値評価」
IPTech特許業務法人
代表弁理士・公認会計士　安高 史朗

2019年度

①「プロが語る「特許調査のノウハウ」」
インフォストラテジー特許事務所
弁理士　中小企業診断士　尼崎 浩史
②「マツダの知的財産活動について」
マツダ　知的財産部長　白髪 信一
工場見学（マツダ）
③「宇宙開発と知的財産」
JAXA研究開発部門　皆川 健太

工場見学（JAXA（つくば））
④「リーガルテック」
日本法務システム研究所　弁護士　堀口 圭
「グローバル知財戦略」
志賀国際特許事務所　弁理士　清水 雄一郎
「強い特許を生み出す「発明者インタビュー」のコツと実践」
ソナーレ特許事務所　弁理士　右田 俊介
⑤中止

2020年度

①中止
②中止
③中止
④（Web配信＋参集）「マーケティング・ツールとしての知的財産 ～ IPランドスケープからSDG's、そしてコーポレートガバナンス・コードの関係まで～」
金沢工業大学大学院　虎ノ門大学院
イノベーションマネジメント研究科
教授　Ph.D.　杉光 一成
⑤（Web配信）「知財部門内の教育手法－知財契約担当者の育成を中心に－」
日立金属　知的財産部　主任技師　冨澤 浩
臨時（Web配信）「CASE時代におけるデンソーの知的財産活動」
デンソー　知的財産部長　山中 昭利

2021年度

①（Web配信）「富士通知財の世界観」
富士通
法務・知財・内部統制推進本部知財グローバルヘッドオフィス
知的財産戦略室長　大城 貴士
②（Web配信）「社会課題解決に向けたパナソニックの知的財産活動」
パナソニック　知的財産センター
知財戦略部　上田 健一
工場見学（川崎火力発電所　オンライン見学）
③中止
④（Web配信）「US特許最前線 －現役スタートアップ企業社長、元審査官に聞く－」
Anioplex ,LLC CEO Devang Thakon（PhD,JD）
⑤（Web配信）「進歩性を中心とする最近の知財裁判例と裁判所とのコミュニケーションについて」
柳田国際法律事務所
清水 節（元知的財産高等裁判所 所長）

2022年度

①（Web配信）「イノベーションの現状と知財、そして環境」
世界知的所有権機関（WIPO）日本事務所
所長　澤井 智毅
②「知財部門の役割とは!? QRコードにおける知財活動から見えること」
デンソーウェーブ　技術開発部　知的財産室
室長　牛嶋 隆雄
「企業価値の持続的成長の実現を支援する知財活動」
セイコーエプソン　知的財産本部
部長　小林 利彦
③「味の素（株）ってどんな会社？知財活動の紹介」
味の素　知的財産部　特許グループ
グループ長　堀田 正幸
「最近の知財情勢と特許庁の施策紹介」
特許庁審査第四部　部長　大森 伸一
④「農研機構農業機械研究部門における知財の取組」
農研機構　農業機械研究部門
機械化連携推進部　部長　古山 隆司
見学会（農研機構）

6. おわりに

末筆ながら、関東電気機器部会について執筆させて頂いたこと、並びに当部会を支えてこられた歴代の業種別担当理事・幹事、及びJIPAの事務局・関係者の皆様に深く感謝致します。

（2022年度　業種担当役員・青木 哲平）

関東化学第一部会

1. はじめに

関東化学第一部会（会員会社数145社：2022年12月1日現在）は、関東業種別部会のひとつであり、第1分科会（一般化学：33社）、第2分科会（有機化学：30社）、第3分科会（ゴム、プラスチック、塗料、インキ：64社）および第4分科会（石油、石油化学、その他：18社）の4つの分科会で構成されている。この15年間に参加会員数は138社から145社へと増加した。

部会運営は「人の繋がり」と「知財力UP」をキーワードに、以下のような方針で運営を行っている。

①若手からベテランまで多くの会員が参加しやすく、会員のグローバルかつ広範な知財活動に役立つ部会の企画・運営を図る。

②会員相互の親睦と研鑽を目的として、業種や世代を超え、人的交流の図れる場を提供する。

③会員相互の情報交換や会員が興味あると思われる情報を提供することにより、会員の知財力UPを図る。

キーワードとそれに連なる3つの方針に基づく活動は2010年度より行われており、文言について少しずつ変更が加えられ2014年度以降上記方針による活動が行われている。

2. 運営

部会運営の責務を担う幹事会は、業種担当役員1名（任期1年）と正幹事4名（任期1年：第1～4分科会の会員会社から各1名ずつ）副幹事4名（任期1年：第1～4分科会の会員会社から各1名ずつ）の合計9名で構成されている。

副幹事として1年間活動した後に、引き続き正幹事として1年間活動し、その正幹事の中から、翌年に1年任期の業種担当役員1名が正幹事間の互選により選任されるのが通例で、一般の幹事は合計2年間、業種担当役員は合計3年間活動することになる。

3. 活動

以前は分科会単位での活動と部会全体での活動としての部会が行われていたが、1999年以降現在の形に集約され、基本的に年5回の部会が開催されている。年5回の部会のうち3回（通例第1回、第3回、及び第5回の部会）は都内の講演会場において講演会（勉強会）を行い、他の2回は、初夏にバスを利用した日帰り工場見学会及び講演会を東京近郊で行うバス部会と、晩秋に地方へ赴き宿泊を伴う工場見学会及び講演会を実施する宿泊部会を実施しているのが通例である。講演テーマは知財戦略、国内外の知財判例や法改正動向の他、知財および経営部門にまたがる注目のトピック等広い範囲で行われる。幹事会は年10回開催され、5回の部会の講演テーマおよび講師、バス部会および宿泊部会の見学会の内容、これらの実施計画等を決め、併せて準備状況の確認を行っている。

2010年代後半においては講演会後の参加者によるディスカッション等を通じ、知識の定着や親睦の機会の提供を行った。2020年度以降はCOVID-19ウィルスによるパンデミックの影響により従来通りの参集型部会の実施が困難となり、年3～4回のWeb配信による講演会の実施が中心となった。2022年度はパンデミックの影響が弱まったことから、都内会場において参集型の講演会と同時にWeb配信を行うハイブリッド型部会の実施に続き、バス部会、宿泊部会を実施しており、パンデミック後の世の中の考え方を取り入れながら、従来の活動も取り戻しつつある状況である。

以下、2008年度～2022年度の年度毎に活動について開催場所、講演テーマ、講演講師を記す。なお、講師の敬称は省略させて頂く。

2008年度

①全国家電会館
「理想の知財活動を求めて」
旭硝子　上野 徹

②日産自動社　追浜工場/キリンビール　横浜工場
「日産自動車における知的財産の最近の動きと今後の重点活動」
日産自動車　河本 健二

「わが国がイニシアティブを取るべき国際特許制度」
早稲田大学客員教授　藤末 健三
③島津製作所本社・三条工場
「島津製作所におけるR&Dと知財の取組み」
島津製作所　大谷 文彦
④全国家電会館
「中国の特許をめぐる最近の動向」
協和法律特許事務所
副所長・弁理士　黒瀬 雅志
⑤全国家電会館
「特許紛争におけるクレーム訂正をめぐる諸問題―最近の重要判例にみる法理と実務上の留意点―」
長島・大野・常松法律事務所
弁護士・弁理士　田中 昌利

2009年度
①全国家電会館
「特許情報をベースとした三位一体の戦略展開」
東京農工大学大学院　教授　鶴見 隆
②新日本石油精製　根岸製油所/
味の素　川崎事業所
「味の素㈱における知的財産の取組みについて」
味の素　柳生 一史
③日本製紙　石巻工場
「日本製紙株式会社の知財活動」
日本製紙　黒山 良弘
④全国家電会館
「特許発明の技術的範囲認定手法の新たな展開」
早稲田大学大学院　法務研究科
教授　高林 龍
⑤全国家電会館
「『暗黙知と形式知』をキーワードに、知財人材育成を考える。」
スマートワークス　代表取締役　酒井 美里

2010年度
①全国家電会館
「クレーム・明細書記載要件とその実務」
三好内外国特許事務所　弁理士　小西恵
②ライオン　小田原工場
「少子高齢化社会における商品開発について」
ライオン　森 貞光
③全国家電会館
「知的財産権と企業－特許出願と争訴対応への実務的助言」
長島・大野・常松法律事務所
弁護士　三村 量一
④本田技研工業　鈴鹿事業所
「知財活動の拡大」
本田技研工業　久慈 直登
⑤全国家電会館
「中国知財の最新の状況について」
北京林達劉知識産権代理事務所
弁理士　劉 新宇

2011年度
①全国家電会館
「『これからの目指すべき知財活動』とはどうあるべきか」
金沢工業大学大学院教授　弁理士　丸島 儀一
②かずさDNA研究所/新日本製鐵　君津工場
「新日鉄の状況と知的財産に関する取り組み」
新日本製鐵　矢田部 英爾
③全国家電会館
「インドにおける最新の知財状況」
日本技術貿易特許部
小林 栄一、井原 克誠、関 大
④近畿セキスイハイム工業　奈良工場
「積水化学工業の知的財産活動」
積水化学工業　石原 幹也
⑤全国家電会館
「特許制度の将来について」
明治大学特任教授　弁護士　中山 信弘

2012年度
①全国家電会館
「新興国の特許調査手法の研究/中国特許調査の重要性と各種選択岐の考察」
昭和電工　赤壁 幸江
「新興国の特許調査手法の研究/インド特許調査手法に関する研究」
トヨタテクニカルディベロップメント

森田 陽介
「中国への事業展開のための情報収集・解析手法に関する研究」
村田製作所　谷﨑 透
②サントリー白州蒸溜所/天然水白州工場
「サントリーのブランド保護活動～黒烏龍茶裁判を中心に～」
サントリーホールディングス　高本 知己
③キユーピー　伊丹工場/グリコピア神戸
「キユーピーの会社状況と知的財産活動の紹介」
キユーピー　濱千代 善規
「ブランドの育成、利用　江崎グリコの場合」
江崎グリコ　古池 俊彦
④全国家電会館
「企業の成長戦略に資する知財マネジメント～市場創造の視点から知財マネジメントの機能を再考する～」
弁理士　土生 哲也
全国家電会館
⑤全国家電会館
「職務発明に関する補償金請求訴訟の最新動向」
北海道大学大学院法学研究科教授　田村 善之

2013年度

①全国家電会館
「最近の知的財産訴訟の動向について」
知的財産高等裁判所　所長　飯村 敏明
②ANA機体工場/
キリンビール　横浜ビアビレッジ
「新しい飲料文化の創造を目指して～キリンのブランド戦略」
キリンビバレッジ　山田 精二
③全国家電会館
「日本の化学産業の未来へ～知的資本経営を目指して～」
王子ホールディングス
顧問・京都大学　産官学連携本部
特任教授　宗定 勇
④ソニーセミコンダクタ　白石蔵王テクノロジーセンター/JAXA角田宇宙センター/
ニッカウヰスキー　宮城峡蒸溜所
「ソニー　知的財産　クロニクル」
ソニー　守屋 文彦
⑤全国家電会館
「中国特許侵害訴訟の侵害論の現状と将来、実用新案の特殊性を含めて」
中科専利商標代理有限責任公
弁理士　張 立岩

2014年度

①全国家電会館
「激動するイノベーション環境-知財ファイナンスからデザイン思考まで-」
東京理科大学専門職大学院
イノベーション研究科
知的財産戦略専攻教授　鈴木 公明
②森永製菓　鶴見工場/アサヒビール　茨城工場
「アサヒグループの知財活動」
アサヒグループホールディングス　横田 豊一
③北海道キッコーマン/トヨタ自動車北海道/サッポロビール　北海道工場
「トヨタ自動車の知財活動」
トヨタテクニカルディベロップメント
奥野 良平
④全国家電会館
「テキストマイニングとは何か」
日本アイ・ビー・エム　那須川哲哉
「知識創出・共有ツールに基づくテキストマイニング手法」
埼玉学園大学　経済経営学部
教授　菰田 文男
⑤全国家電会館
「審決取消訴訟の実務及び審決取消訴訟における知財高裁の判断の動向」
阿部・井窪・片山法律事務所
弁理士　加藤 志麻子

2015年

①江戸東京博物館/花王　すみだ事業所/
東京スカイツリー
「東京スカイツリーの建設～世界一の高さへの挑戦～」
大林組　高木 浩志
②全国家電会館

「プロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する審査運用について」
特許庁審査第一部調整課審査基準室
室長補佐　石原 徹弥
「技術流出リスクへの実務対応」
三菱UFJリサーチ＆コンサルティング
肥塚 直人
③全国家電会館
「近大マグロ誕生の秘密　ブランドマグロはこうして生まれた」
キャリア特待館　大久保 良雄
「企業のデザイン・ブランド戦略～新しいタイプの商標出願事例からの考察～」
大塚製薬　本田 順一
④薬種商の館・金岡邸/YKKセンターパーク/
北陸コカコーラボトリング　砺波工場/
若鶴酒造株式会社　大正蔵
「YKK株式会社の知財活動について～中国での知財活動を中心に～」
YKK　永安 孝志
⑤全国家電会館
「技術法務のススメ～知財マネジメントのあるべき姿を探る」
弁護士法人　内田・鮫島法律事務所
弁護士　鮫島 正洋

2016年度

①全国家電会館
「企業の収益性と持続的成長を決定する特許活動」
技術と経営アドバイザー　村井 啓一
②草加煎餅丸草一福/雪印メグミルク　野田工場
「雪印メグミルクの消費者重視経営と知財グループ業務」
雪印メグミルク　小林 章裕
③全国家電会館
「楽天における知財活動＝ブランド活動と特許活動＝」
楽天　今枝 真一、今村 剛、安田 麻衣子
④神戸製鋼所加古川製鉄所/カワサキワールド/
神戸港クルーズ
「㈱神戸製鋼所の複合経営と知財活動」
神戸製鋼所　亀岡 誠司
⑤全国家電会館
「トヨタのオープンイノベーションと知財戦略」
トヨタ自動車　伊藤 公一

2017年

①全国家電会館
「<「伊右衛門」と「コカ・コーラ」>の著者が語る、”リスクマネージング”のための”オープン・クローズ”戦略」
知財コミュニケーション研究所
代表弁理士　新井 信昭
②明治　坂戸工場/
理化学研究所仁科加速器研究センター
「理化学研究所における知的財産の確保とオープンイノベーションの取り組みについて」
理化学研究所　古林 亮介
③塩野義製薬　金ヶ崎工場/岩手ヤクルト工場/
小岩井農場
「塩野義製薬の知的財産戦略」
塩野義製薬　清川 貢
④全国家電会館
「知財部員からみた、中国模倣対策ビジネスとの付き合い方」
日産自動車　江原 晋作、大橋 正憲
⑤全国家電会館
「三菱ケミカルの知財戦略活動について：三菱化学、三菱樹脂、三菱レイヨン3社知的財産部統合を経て」
三菱ケミカル　正木 泰子

2018年度

①全国家電会館
「米国訴訟に巻き込まれたら?-巻き込まれた際のリスクの低減のために今できること-」
DSA Legal Solutions Professional Corporation
代表　カリフォルニア州弁護士・日本弁理士
大平 恵美
②産業技術総合研究所（つくば）/筑波ハム
「技術を社会へ～産業技術総合研究所におけるイノベーションの推進と知的財産～」
産業技術総合研究所　永石 哲也
③全国家電会館

「IPランドスケープ　知財情報戦略に基づく特許マーケティングの理論概要と実践事例」
三井物産戦略研究所
技術・イノベーション情報部　知的財産室
室長　山内 明
④シスメックス　テクノパーク/布引ハーブ園/布引水源地
「シスメックスの知的財産活動」
シスメックス　井上 二三夫
⑤全国家電会館
「デジタル革命時代の知的財産」
デロイト トーマツ
ファイナンシャルアドバイザリー合同会社
シニアヴァイスプレジデント　小林 誠

2019年度

①日本化薬　機能化学品研究所
「事業経営と知財戦略～ビジネス起点の知財戦略～」
上柳特許事務所　所長　上柳 雅誉
②JAXA筑波宇宙センター/つくばエキスポセンター
「つくばから世界へ～国際産学連携本部の挑戦～」
筑波大学国際産学連携本部　本部審議役
教授　内田 史彦、教授　尾内 敏彦、
技術移転マネージャ・教授　徳川 和久
③全国家電会館
「異業種に学ぶビジネスモデル～「モノ売り」から「コト売り」への変革」
早稲田大学ビジネススクール大学院
経営管理研究科　教授　山田 英夫
④ブリヂストン　プルーフビンググラウンド
「ブリヂストンの事業戦略と知財活動～知財情報分析の活用～」
ブリヂストン　荒木 充
「みんなで作ってきた餃子のまち宇都宮!～挑戦の物語～」
宇都宮餃子会理事兼事務局長　鈴木 章弘
「特許検索・特許分析・特許の収益化に適用されるAI技術およびAI技術搭載ソフトの最新動向」
TT Consultants創業者兼役員Xlpat Labss共同創設者　Komal Sharma Talwar、ランドンIP社長　井上 敦
⑤全国家電会館
「国内外企業の最新知財戦略」
JIPA　専務理事　久慈 直登

2020年度

①Web開催「オリンピックと商標」
ユアサハラ法律特許事務所
パートナー弁理士　青木 博通
②Web開催「知財関連契約の要点」
高橋雄一郎法律事務所　弁護士　高橋 雄一郎
③Web開催「経営デザインとIPランドスケープの活用」
正林国際特許商標事務所　調査部
中小企業診断士　林 省吾

2021年度

①Web開催「Withコロナ or Afterコロナにおける知的財産～様々な分野での変化を踏まえて～」
高橋国際特許事務所　弁理士　高橋 雅和
②Web開催「ダイキン工業の知財強化の取組み～グローバル戦略/オープンクローズ戦略など～」
ダイキン工業　松本 宗久
③Web開催「特許を出さない技術の守り方～法的保護を受けるための準備～」
須藤特許事務所　所長　須藤 晃伸
④Web開催「電機業界と鉄道業界の知財の違い～私の半生から～」
東日本旅客鉄道　髙村 公啓

2022年度

①全国家電会館+Web開催「知財情報の戦略的活用～旭化成グループにおけるIPランドスケープ活動を中心に～」
旭化成　中村 栄
②かずさDNA研究所
「DNAと研究所の知財について」
かずさDNA研究所公報・研究推進グループ
「化学分野におけるAI関連技術を利用した発明に関する特許実務と考察」
三枝国際特許事務所　弁理士　池上 美穂
③Web開催「パラメータ発明の権利化/権利化阻

止の実務」
ソナーレ特許事務所　弁理士　高橋 政治
④長野県木曽郡南木曽町妻籠宿
「南木曽町の観光戦略、南木曽町リニア活用基本構想、妻籠宿街並み交流センター」
南木曽町
「地方創生の取組み」
南木曽町の事業主の皆様
⑤全国家電会館
「経営・事業に貢献するための知財戦略～ IP ランドスケープを通じた知財部門の在り方と人材育成～」
シクロ・ハイジア
代表取締役CEO　小林 誠

4. おわりに

最後に、この関東化学第一部会について、執筆させて頂いたこと、また、これまでの活動にご尽力されてきた諸先輩の方々、JIPA の事務局・関係者に深く感謝致します。

（2022年度　業種担当役員・佐々木 暁嗣）

関東化学第二・商社部会

1. はじめに

関東化学第二部会・商社部会は、東日本に拠点を置く化学系メーカーから構成される部会の1つである「関東化学第二部会」（会員企業数139社、2023年1月11日現在）と、「商社部会」（同1社）と合同で活動している業種別部会である。関東化学第二部会は、さらに業種別に、第1分科会（「繊維」関連企業17社）、第2分科会（「製薬」関連企業53社）、第3分科会（「食品・化粧品」関連企業71社）から構成される。2008年時点で会員企業は123社であったので、この15年間で会員数は増加したことになる。

当部会の運営は、各分科会から選出された業種担当理事1名・正幹事3名と副幹事4名の計8名によって行っている。業種担当理事の取りまとめの下で、正幹事はそれぞれ渉外担当、総務担当、会計担当の役割で活動しており、副幹事は業種担当理事・正幹事の活動をサポートしている。通常、副幹事を1年務めた後、正幹事を1年務める計2年間の任期である。副幹事として部会運営を経験してから正幹事を務めるので、運営ノウハウ等を引き継ぎしやすい体制になっている。

当部会の活動として、各年度で若干の違いはあるものの、「会員企業への価値ある情報の提供」と「会員企業間の情報交換の場の提供」という一貫した運営方針の下で、例年4～5回の部会を企画・開催している。部会テーマについては会員企業の興味のあるテーマを幹事間で協議し選定している。後述する過去15年間の部会テーマを振り返ってみると、特許のみならず、商標、著作権、営業秘密、契約、人材育成等、多岐の法域にわたっている。これは幅広い会員企業に参加いただくことを考えて、部会テーマが偏らないよう心がけているためである。また、「経営に資する知財」、「AI関連発明」、「iPS細胞」、「職務発明」、「コーポレートガバナンスコード」等、その時々の話題となっているトピックを部会テーマに積極的に取り込むようにしている。また、企業の知的財産部の部門長に各社の知財戦略を講演いただく部会では、現場

での経験や課題を共有いただけており、会員企業から好評を得ている。また、部会の開催形式について、従来、集合型の部会であったが、COVID-19の感染拡大により大人数での集合開催ができなくなったため、事務局の協力の下、2020年度からWeb型の部会を導入した。Web開催の導入により部会の参加人数が増加してきており、これは視聴のしやすさや、従来では現地参加が難しかった遠隔地の会員企業の参加が増えたことが理由であると考えられた。このようなメリットがある一方で、Web開催では会員企業間での情報交換が難しいという課題も見えてきた。今後は、COVID-19終息後においてどのような開催形式が会員企業にとって有益であるか検討していく必要があると思われる。

また、開催する部会のうち、年1回ずつ、工場見学を兼ねた宿泊部会を開催している。北は北海道から南は熊本まで全国各地で宿泊部会を開催しており、例年非常に盛況である。2020年度及び2021年度はCOVID-19の感染拡大の影響から残念ながら宿泊部会の実施を見送ったが、2022年度はCOVID-19対策を徹底した上で宿泊部会を復活した。会員企業や講師と時間をかけて密に意見交換できるという意味において、宿泊部会は非常に有益な場であると考えている。

また、その他の部会活動として、関東化学第一部会と関西化学部会との化学関連東西合同幹事会を開催している。これは各部会の幹事だけが参加する幹事会であり、各部会の持ち回りで開催され、部会運営上のノウハウや課題等を共有・議論している。

2. 各年度の部会活動

次に2008年度から2022年度までの活動実績を列挙する。なお、講師の役職や所属先の名称等は当時のものである。講師の敬称は省略させて頂く。

2008年度

［講演］

①「知財人生を語る」
　キヤノン　顧問　弁理士　丸島 儀一

②「宇宙大麦研究と宇宙農業」
　岡山大学　資源生物科学研究所
　准教授　杉本 学

③「日本が生んだ世界食　～インスタントラーメンと知財戦略」
　日清食品ホールディングス　知的財産部
　部長　加藤 正樹

④「特許行政の現状について」
　特許庁特許審査第三部　部長　胡田 尚則

⑤「裁判例からみた『立体商標の保護』-その傾向と実務対策-」
　ユアサハラ法律特許事務所
　弁理士　青木 博通

［見学］

　インスタントラーメン発明記念館（大阪府）

2009年度

［講演］

①「『除くクレームに』ついて -知財高裁大合議部判決の実務的意義と三極制度比較-」
　阿部・井窪・片山法律事務所
　弁護士　服部 誠 氏、弁理士　小林 浩

②「インターネット出願、一本化へのカウントダウン～特許庁・業務システム最適化計画で何が変わるのか？～」
　東芝　知的財産部　参事　太田 博之

③「三協･立山ホールディングスにおける知財管理」
　三協・立山ホールディングス　知財管理部
　伊藤 祐子

④「知財高裁が特許事件で審決を取り消す場合」
　知的財産高等裁判所長　塚原 朋一

⑤「知的財産侵害物品の水際取締りについて」
　財務省関税局　知的財産専門官　水谷 浩隆

［見学］

　三協立山アルミ　新湊工場（富山県）

2010年度

［講演］

①「知的財産紛争と企業戦略～出願と訴訟の場面での実践的助言～」
　長島・大野・常松法律事務所

弁護士　三村 量一
②「中国特許法の現状」
白洲知的財産権事務所　弁理士　白洲 一新
③「ルネサスエレクトロニクス（株）の知財活動について」
ルネサスエレクトロニクス
知的財産権統括部長　関 浩徳
④「イノベーションのための特許情報の活用」
東京農工大学大学院　教授　鶴見 隆
⑤「商標・ブランドのマネジメントについて～日本におけるコカ・コーラ社の活動を中心に」
日本コカ・コーラ
ディレクター＆シニアリーガルカウンセル
足立 勝
［見学］
ルネサスエレクトロニクス　那珂事業所（茨城県）

2011年度

［講演］
①「権利行使に強い特許・弱い特許　～特許法36条判例を中心に特許の権利行使性を検討する」
内田・鮫島法律事務所　弁護士　鮫島 正洋
②「インド最新知財状況」
日本技術貿易　小林 栄一、井原 克誠、関 大
③「ヤマハ株式会社における知財管理」
ヤマハ　知的財産部　部長　大下 晋
④「オープンイノベーションのための知財マネジメントとは」
東京大学先端科学技術研究センター
教授　渡部 俊也
⑤「勝ち残るためのブランド戦略」
博報堂コンサルティング
代表取締役社長　首藤 明敏
［見学］
ヤマハ　掛川工場（静岡県）

2012年度

［講演］
①「プロダクト・バイ・プロセス・クレーム～大合議判決を受けて～」
阿部・井窪・片山法律事務所
弁護士　北原 潤一
②「米国改正特許法の留意点及び実務に与える影響について」
フィネガン・ヘンダーソン・ファラボー・ギャレット＆ダナー L.L.P.　弁護士　吉田 直樹
③「トヨタ自動車の知的財産活動」
トヨタ自動車　知的財産部長　佐々木 剛史
④「伝統産業から学ぶプロフェッショナル人材マネジメント～京都花街の自律的人材育成方法～」
京都女子大学現代社会学部
准教授　西尾 久美子
⑤「著作権の実務2013：業務・研究目的でどこまで出来るか」
骨董通り法律事務所　弁護士　福井 健策
［見学］
トヨタ自動車　堤工場（愛知県）

2013年度

［講演］
①「iPS細胞の研究成果を社会に還元～実用化の現状と特許ライセンス～」
iPSアカデミアジャパン
取締役　ライセンス部長　白橋 光臣
②「中国特許侵害訴訟の対応策と裁判の最新動向」
北京林達劉知識産権代理事務所
代表取締役　弁護士・弁理士　魏 啓学
③「ヤマハ発動機における知財マネジメント」
ヤマハ発動機　法務・知財部　部長　小栗 眞
④「これからの知財人材の育成　～暗黙知経営の視点から考える～」
新潟大学産学　地域連携推進機構
教授　松原 幸夫
⑤「B to Bブランディングの最近の傾向と、成功のポイント」
インターブランドジャパン
エグゼクティブ ストラテジー ディレクター
薄 阿佐子
［見学］
ヤマハ発動機　コミュニケーションプラザ
および本社工場（静岡県）

2014年度

［講演］

①「日本のものづくり再考－グローバル市場で勝ち抜くために－」
東京大学大学院　経済学研究科
ものづくり経営研究センター特任研究員
吉川 良三
②「当社に係る営業秘密盗用訴訟の概要と教訓、営業秘密保護法制の整備、技術情報管理について」
新日鐵住金
参与　知的財産部長　実原 幾雄
③「震災復興への取り組み」
日本製紙　石巻工場技術室長　上野 隆
「日本の知財戦略と企業知財部への期待」
元特許庁長官　荒井 寿光
④「日本企業のブランド戦略 ～ ASEAN市場への事業強化のために～」
博報堂コンサルティング
執行役員エグゼクティブマネージャー
吉田 芳弘
⑤「日本の職務発明制度の変遷と今回の法改正について」
竹田・長谷川法律事務所　弁護士　竹田 稔
［見学］
日本製紙　石巻工場（宮城県）

2015年度

［講演］
①「審決取消訴訟における進歩性、記載要件その他の論点」
ユアサハラ法律特許事務所
弁護士　飯村 敏明
②「知的財産実務の諸問題」
高橋雄一郎法律事務所
弁護士・弁理士　高橋 雄一郎
③「産と学の立場からみた産学連携　～よりよい連携にするには～」
大分大学 産学官連携推進機構 知的財産部門
部門長　教授　富畑 賢司
④「インターネットと知的財産権」
ヤフー　社長室
知的財産マネージャー　今子 さゆり
⑤「非技術的知財のマネジメント」
東京理科大学　専門職大学院
イノベーション研究科知的財産戦略専攻
教授　鈴木 公明
［見学］
クラレ　岡山事業所（岡山県）

2016年度

［講演］
①「知財戦略のススメ　知財マネジメントのあるべき姿を探る」
内田・鮫島法律事務所　弁護士　鮫島 正洋
②「キリングループの知的財産活動」
キリン　R&D本部　知的財産部長　水谷 悟
③「函館税関の概要について」
函館税関　知的財産調査官　西出 真志
「税関における知的財産侵害物品の水際取締りについて」
知的財産調査官付上席調査官　磯場 厚子
④「知的財産の経済的価値評価　～財務・税務戦略を含めた『四位一体の知財戦略』～」
デロイト　トーマツ
ファイナンシャルアドバイザリー合同会社
知的財産グループ　シニアヴァイスプレジデント
小林 誠
⑤「近時の知財判決の紹介」
阿部・井窪・片山法律事務所
弁護士　片山 英二 氏、弁護士　黒田 薫
［見学］
函館税関（北海道）

2017年度

［講演］
①「最近における特許の進歩性の判断の予測性について」
創英国際特許法律事務所
弁護士・弁理士　塚原 朋一
②「急速に変化する中国の知財環境を考慮した－中国事業と知財戦略－」
黒瀬IPマネジメント
代表　弁理士　黒瀬 雅志
③「わが社の歴史と知的財産」
澁谷工業　知的財産部 部長　高桑 建樹
④「事業競争力強化の協調と競争の戦略の実践」

丸島特許事務所　所長　丸島 儀一
⑤「知財ミックスを利用したブランド戦略」
ユアサハラ法律特許事務所
弁理士　青木 博通
［見学］
澁谷工業　本社工場（石川県）

2018年度

［講演］
①「紛争事例から考える訴訟にしないための実務上の留意点」
阿部・井窪・片山法律事務所
弁護士　服部 誠
②「マーケティングツールとしての知的財産～ IPランドスケープから技術のブランド化まで～」
KIT 虎ノ門大学院
イノベーションマネジメント研究科
教授　杉光 一成
③「サントリーの知的財産活動」
サントリーホールディングス
知的財産部長　竹本 一志
④「知財・特許部員のための知財契約書作成・チェックの要点」
小林・弓削田法律事務所
所長　弁護士・弁理士　小林 幸夫
⑤「海外特許調査-AIを巡る潮流と 調査実務のトピックス」
スマートワークス　代表取締役　酒井 美里
［見学］
サントリービール　九州熊本工場（熊本県）

2019年度

［講演］
①「いま知っておくべきオンライン上の企業ブランド侵害事例 ～ブランド保護戦略の実務とそのポイント～」
クラリベイト・アナリティクス・ジャパン
シニアリージョナルアカウントマネージャー
鈴木 壮
②「欧州における AI関連発明の保護に対する取り組みの最新事情について」
ゾンデルホフ＆アインゼル法律特許事務所
代表・弁理士
アインゼル・フェリックス＝ラインハルト
③「訴訟における裁判所と当事者の認識　－青色発光ダイオード事件を中心として－」
不二法律特許事務所
弁護士・弁理士　吉澤 敬夫
④「経営に資する知財活動の勘所」
日立製作所
理事　知的財産本部長　戸田　裕二
⑤「事例から学ぶ特許分析の急所　～戦略的にデータを分析するための検索技術～」
オンダ国際特許事務所　弁理士　畔上 英樹
［見学］
テーブルマーク　魚沼水の郷工場（新潟県）

2020年度

［講演］
①「経営戦略のための知財」
JIPA　専務理事　久慈 直登
②「新型コロナウイルスの下での知財紛争の最近の傾向と対策」
小林・弓削田法律事務所
弁護士・弁理士　小林 幸夫
③「味の素㈱の知的財産活動」
味の素　理事　知的財産部長　池村 治
［見学］
なし

2021年度

［講演］
①「電子契約導入経験者が語る、電子契約の基礎知識と導入・運用の手引」
阿部・井窪・片山法律事務所
弁護士　柴山 吉報
②「中国の模倣品対策」
Bird&Bird法律事務所　弁護士　道下 理恵子
③「知財部門で発生する諸問題の現実的な対応方法」
高橋雄一郎法律事務所　弁護士　高橋雄一郎
④「ブリヂストンの知財マネジメント変革～ IPL可視化と知財ミックスによるDX事業価値創出～」
ブリヂストン　知的財産部門
部門長　荒木 充

［見学］
なし

2022年度
［講演］
①「知財政策の一丁目一番地を論じる」
内田・鮫島法律事務所　弁護士　鮫島 正洋
②「欧州単一特許制度の最新情報」
Hasegawa弁理士事務所　弁理士　長谷川 寛
③「発明者認定実務に関する法的諸問題（日米比較も含めて）」
大江橋法律事務所　弁護士　重冨 貴光
④「大王製紙における知的財産活動の変革（黎明期）～事業に貢献できる知財活動とは～」
大王製紙　執行役員　知的財産部長　今泉 隆司
［見学］
白川郷合掌造り集落、三郎丸蒸留所、源ますのすしミュージアム（岐阜県）

3. 最後に

関東化学第二・商社部会の14年間の活動について執筆する機会を与えていただいたことに感謝するとともに、これまでの活動にご尽力されてきた諸先輩の方々、JIPAの事務局に深く感謝する。

（2022年度　業種担当役員・池田 雄吾）

関西金属機械部会

1. はじめに

関西金属機械部会の会員数は47社（2022年10月5日現在）であり、JIPAの中で比較的会員数が少ない部会である。そのため、名簿上は第1分科会（輸送用・動力用機械；17社）、第2分科会（機械器具；26社）、第3分科会（鉄鋼・金属；4社）の3つの区分があるが、実際には各分科会での活動はなく、1つの部会全体で活動を行っており、全会員の顔が見えるという特徴を持っている。

2. 運営

2. 1　部会運営の形態

過去15年間の活動を振り返ると、2008～2019年度は例年通り年間5回の部会を開催し、2020～2021年度については、新型コロナウイルス（COVID-19）の流行による影響を受けたため、2020年度は3回、2021年度は4回の開催数に留まった。

異業種交流という点から、年間の部会の内、1回は関西化学、電気機器との三業種合同部会とし、1回は電気機器との二業種合同部会として開催している。その他は関西金属機械部会単独の部会として開催している。2008年度には、第5回目の部会を、初の関東・関西の合同部会として開催するという試みもなされた。

また先に述べた通り、2020～2021年度は、感染対策を確実に実施することを基本方針として運営を行ったため、現地での見学会や懇親会を開催することが困難な状況となり、年間の開催回数も少なくせざるを得なかった。

そこで対策の一環として、オンラインによるWeb開催を併用して開催されたところ、参加者数については、過去の最大参加者数を更新する結果となったようである。

参考までに、2008～2019年度の単独部会の参加者数は最大41人（平均約30人）であるのに対し、2020年度の第3回部会は62人（会場：6人、

Web：56人）、2021年度の第4回部会は57人（会場：28人、Web：29人）の参加者が集まった。

これは開催地による移動の制限が無くなったことで、気軽に参加できるようになったことが一つの要因と推測でき、今後は感染対策の必要が無くなったとしても、現地開催とWeb開催のそれぞれのメリットを活かし、複合的な開催も視野に入れて運営を行うことで、より活発な交流の場を持てることが期待される。

2. 2　理事・幹事

関西金属機械部会は第1項で述べたように会員数が少ないため理事・幹事の選出に限りがある。また事務局メンバーの負担をできるだけ減らすため、任期は1年とし、業種担当役員1名、幹事3名（会場、会計、記録の各1名）を毎年選出している。また選出に当たっては、他の部会のように各分科会での割り当てはない。

関西金属機械部会はコンパクトな部会で、みんなで助け合っていく風土があるため、毎年、新任役員・幹事であっても部会運営に支障がでるような心配はない。

3. 部会の講演テーマのトレンド

過去15年の講演テーマを振り返り、そのトレンドを見ると、各社の知財活動の取り組みや、法改正情報のアップデートなどの定番のテーマの他、特許紛争への備えや、経営と知財との関わり、グローバルを意識した知財戦略などは、やはり常に意識されて講演テーマとしてピックアップされているようである。

2015年度ごろからは、急激に普及しつつあるデジタル化社会を意識し始めたためか、インターネット社会やIoT・AI等と知財との関わりについて、実務上の課題や戦略などをテーマとする講演が増えた。

また、この15年間の中で登場した用語として、経営戦略に対して知財情報を積極的に活用すること等を意味する「IPランドスケープ」という用語が、業界で大きく取り上げられ話題となったこともあってか、2019～2022年度にかけては、これをメインとした講演会が開催され、反響を呼んでいる。

4. 各年度の活動

この15年間（2008～2022年度）における開催内容（見学先、講演テーマと講師）を以下に列挙する。なお、講師の敬称は省略させて頂く。

2008年度

第1回［単独］
　見学：ダイフク「日に新た館」
　講演：「企業における特許紛争に備えた取組み」
　コベルコ建機　田中 精一
第2回［単独］
　見学：サントリー　京都ビール工場
　講演：「経営戦略に生かすための特許解析手法の研究」
　知的財産情報検索委員会　青木 勢
第3回［三業種合同］
　見学:KDDI 山口衛星通信所「KDDIパラボラ館」
　講演：「グローバルな特許取得戦略について ～特許制度の調和動向を踏まえた展望～」
　パナソニック　IPRオペレーションカンパニー　知財開発センター所長　内藤 浩樹
第4回［二業種合同］
　講演：「知財部門の役割と戦略的知財活動」
　キヤノン　丸島 儀一
第5回［関東・関西合同］
　見学：パナソニック電工　津工場
　講演：「特許行政の最近の動向」
　特許庁特許審査第二部　新井 正男

2009年度

第1回［単独］
　見学：シスメックス「テクノパーク」
　講演：「事業活動と技術開発に融和した知的財産活動」
　シスメックス　西野 卓嗣
第2回［単独］
　見学：アサヒビール　吹田工場

講演：「企業経営と知財戦略の関わり」
パナソニック　櫻木 茂
第3回［三業種合同］
見学：近畿大学 水産研究所　白浜実験場
講演：「激変する経済環境下での経営戦略と知的財産～イノベーション、研究開発戦略、そして知的財産戦略～」
神戸大学　経済経営研究所　教授　伊藤 宗彦
第4回［二業種合同］
講演：「経営に資する知的財産活動について～イノベーションと知財戦略～」
デロイト・トーマツ・FS　永田 伸之
第5回［関東・関西合同］
見学：ヤマハ　豊岡工場
講演：「積水化学の知財活動～経営者は知財に何を求めているのか、我々はそれにどう応えたらよいのか～」
積水化学工業　石原 幹也

2010年度

第1回［単独］
見学：インスタントラーメン発明記念館
講演：「日本が生んだ世界食「インスタントラーメン」～ヒット商品に学ぶ特許戦略～」
日清食品ホールディングス　加藤 正樹
第2回［単独］
見学：月桂冠大倉記念館
講演：「中国の知財状況とセイコーエプソンの知財戦略」
セイコーエプソン　上柳 雅誉
第3回［三業種合同］
見学：三菱自動車工業水島製作所
講演：「中国事業展開において日本企業が留意すべき点 ～主として知的財産の観点から～」
弁護士法人フラーレン 弁護士　谷口 由記
第4回［二業種合同］
講演：「インドにおける特許出願及び知財訴訟の実務的観点」
Lakshmi Kumaran & Sridharan事務所
（インド） 法廷・特許弁護士　Suresh Jallipeta
第5回［単独］
見学：四国化工機
講演：「日亜化学の知財戦略」
日亜化学工業　芥川 勝行

2011年度

第1回［単独］
見学：神鋼神戸発電所
講演：「本当の知財戦略を目指して ～自分たちの会社に合った知財戦略を考えるためのヒント～」
神鋼環境ソリューション商品市場・
技術開発センター　西岡 泉
第2回［単独］
見学：サントリー　京都ビール工場
講演：「サントリーの知的財産活動～ブランド保護を中心に～」
サントリーホールディングス　高本 知己
第3回［三業種合同］
見学：デンソーギャラリー
講演：「デンソーのグローバル知財戦略」
デンソー　碓氷 裕彦
第4回［二業種合同］
講演：「インドの知財状況、およびBRICsにおける特許情報調査」
日本技術貿易　小林 栄一
第5回［単独］
見学：ブリヂストン　下関工場
講演：「知財による経営課題解決への提案」
溝口国際特許事務所　弁理士　溝口 督生

2012年度

第1回［単独］
見学：フジテック　本社・工場
講演：「企業におけるマネージメントと一体の知的財産戦略遂行のあり方」
大阪工業大学　大学院知的財産研究科長
知的財産学部　学部長　田浪 和生
第2回［単独］
見学：白鹿記念酒造博物館酒蔵館
講演：「アジア諸国における営業秘密、取扱い上のリスクと実務上の諸問題」
道頓堀法律事務所　弁護士　尾近 正幸
第3回［三業種合同］
見学：マツダ　本社工場・マツダミュージアム

講演：「マツダの知的財産戦略の紹介」
マツダ　安藤 誠一
第4回［二業種合同］
講演：「企業のグローバル特許戦略のあり方」
丸島特許事務所　所長　弁理士　丸島 儀一
第5回［単独］
見学：バンダイホビーセンター
講演：「バンダイの知財活動の今と、変革の歩み」
バンダイ　小薗江 健一

2013年度

第1回［単独］
見学：川崎重工業　兵庫工場
講演：「先使用権の確保に向けた実務戦略」
大江橋法律事務所　弁護士　重冨 貴光
第2回［単独］
見学：アサヒビール　吹田工場
講演：「知的資本経営を目指して」
王子ホールディングス　宗定 勇
第3回［三業種合同］※台風により開催中止
見学：大塚製薬　徳島工場
講演：「侵害訴訟を制する明細書 －原告の立場から－」
関西法律特許事務所　弁護士　岩坪 哲
第4回［二業種合同］
講演：「先進国型製造業としての日本企業の方向性／知財マネージメントが主役になる時代の登場」
東京大学　大学政策ビジョン研究センター
シニア・リサーチャー　工学博士　小川 紘一
第5回［単独］
見学：クラレ　岡山事業所
講演：「特許関係訴訟のかんどころ －裁判官的観点からの実践アドバイス－」
長島・大野・常松法律事務所
弁護士　三村 量一

2014年度

第1回［単独］
見学：ワコールミュージアム
講演：「侵害訴訟を制する明細書－原告の立場から－」
インテリクス特許法律事務所
弁護士　岩坪 哲
第2回［単独］
見学：日本盛　本社・工場
講演：「商標法改正－新しいタイプの商標を中心に－」
三協国際特許事務所　弁理士　川瀬 幹夫
第3回［三業種合同］
見学：大塚製薬能力開発研究所、
大塚食品ナミポカリ工場
講演：「FRAND宣言と損害賠償請求～アップル対サムソン（iPhone）知財高裁2014年5月16日判決に関連して～」
前知的高等裁判所長　弁護士　飯村 敏明
第4回［二業種合同］
講演：「新興国における権利行使とその対策－本田技研の実践に基づく実務者が留意すべき点を中心に－」
本田技研工業　別所 弘和
第5回［単独］
見学：スズキ歴史館
講演：「特許関係訴訟のかんどころ　Part2－続・裁判所的観点からの勝つためのアドバイス－」
長島・大野・常松法律事務所
弁護士　三村 量一

2015年度

第1回［単独］
見学：キユーピー　伊丹工場
講演：「知財部の向かう方向とあるべき実務の一考察」
内田・鮫島法律事務所
弁護士・弁理士　鮫島 正洋
第2回［単独］
見学：サントリー　山崎蒸溜所
講演：「インターネットと知的財産権」
ヤフー　今子 さゆり
第3回［三業種合同］
見学：航空自衛隊　浜松広報館「エアーパーク」
講演：「三菱重工における知財活動の取り組み」
三菱重工業　伊藤 弘道
講演：「『何のための法改正か』－デジタル化・

ネットワーク化の進展と著作権制度の変容から考える－」
JIPA　理事長　亀井 正博
第4回［二業種合同］
講演：「ASEAN諸国の知財の現状とASEANN統一知財の状況・方向」
オンダ国際特許事務所　所長　弁理士　恩田 誠
第5回［関東・関西合同］
見学：安川電機　ロボット工場、みらい館
講演：「知財関係訴訟のかんどころPart3」
長島・大野・常松法律事務所
弁護士　三村 量一
講演：「企業やJIPAでの知財経験と所感」
JIPA　関西事務所　岡崎 秀正

2016年度

第1回［単独］
見学：象印マホービン まほうびん記念館
講演：「もしP.F.ドラッカーの理論を知財部に応用したら ～新しい知財リーダーのために」
正林国際特許商標事務所　弁理士　正林 真之
第2回［単独］
見学：オムロンコミュニケーションプラザ
講演：「サントリーのブランド保護活動」
サントリーホールディングス　高本 知己
第3回［三業種合同］
見学：万田発酵 万田びっくりファーム
講演：「第4次産業革命に知財部門が準備すべきこと」
JIPA　専務理事　久慈 直登
講演：「電力システム改革とエネルギア丸の知財戦略」
中国電力エネルギア総合研究所　味能　弘之
第4回［二業種合同］
講演：「アシックスの知財活動 ～昨今の模倣品対策を中心に～」
アシックス　齊藤 浩二
第5回［単独］
見学：富士フイルム小田原サイト
講演：「富士フイルムにおける知財戦略」
富士フイルム　小笠原 淳
講演：「ナブテスコ知的財産戦略」
ナブテスコ　菊地 修

2017年度

第1回［単独］
見学：グローリー　ショールーム
講演：「グローリーの知財財産活動」
グローリー　松本 和久
第2回［単独］
見学：アサヒビール　吹田工場
講演：「SCREENホールディングスにおける知財部門分社化について」
SCREEN IP ソリューションズ　和田 宏隆
第3回［三業種合同］
見学：福岡地区　水道企業団　海水淡水化センター
講演：「TOTOの知的財産戦略」
TOTO　山野 秀二
講演：「中国知財訴訟の傾向と日本企業の留意点」
華誠知識産権代理有限公司 Watson & Band IP Agent Ltd、華誠律師事務所　Watson & Band Law Offices
相澤 良明
第4回［二業種合同］
講演：「知財部門発で実践する研究開発改革」
如水　弁理士　中村 大介
第5回［単独］
見学：YKK AP　四国製造所
講演：「IoT・AI発明の把握と出願への落とし込み－機械・金属分野を想定して－」
ユニアス国際特許事務所　弁理士　梶崎 弘一

2018年度

第1回［単独］
見学：理化学研究所放射光科学研究センター
講演：「知財訴訟における立証の工夫」
弁護士業務法人中央総合法律事務所
弁護士　加藤 幸江
第2回［単独］
見学：オムロン京阪奈イノベーションセンタ
講演：「事業統合に伴う知財業務の取組みについて」

ソシオネクスト　川口 謙一
第3回［三業種合同］
見学：宇部興産
講演：「宇部興産の知的財産活動について」
宇部興産　宮田 博之
講演：「ASEANの知財概況」
特許庁　地域国際協力課地域協力第一班
班長　袴田 知弘
第4回［二業種合同］
講演：「オープン＆クローズの戦略思想を必要とする時代の到来=IoT時代の知財・法務をどう方向付けるか=」
東京大学　政策ビジョン研究センター
小川 紘一
第5回［単独］
見学：ヤマハイノベーションロード
講演：「技術情報秘密管理（事例も交えながら）」
新日鐵住金　矢田部 英爾

2019年度

第1回［単独］
見学：アシックススポーツミュージアム
講演：「第二次オープンイノベーション時代の幕開け ～中小企業と大企業のパートナーシップ～」
内田・鮫島法律事務所
弁護士・弁理士　鮫島 正洋
第2回［単独］
見学：白鹿記念酒造博物館
講演：「IPランドスケープと、特許情報を用いた技術マーケティング」
TechnoProducer　楠浦 崇央
第3回［三業種合同］
見学：MRJミュージアム、あいち航空ミュージアム
講演：「第四次産業革命のインパクト ～知財部はどう対応すべきか～」
パナソニックIPマネージメント　足立 和泰
第4回［二業種合同］
講演：「イノベーション先進都市ベンガルールの近況と知財」
Asia Wise Group Cross Border IP Expert
奥 啓徳
第5回［単独］
見学：水島発電所、倉紡記念館
講演：「国際知財訴訟への心構えと戦術」
阿部国際総合法律事務所
弁護士・弁理士・NY州弁護士　阿部 隆徳

2020年度

第1回［単独］
見学：ダイキン工業　テクノロジー・イノベーションセンター
講演：「ダイキン工業の知財強化の取組み　～グローバル戦略/オープンクローズ戦略など～」
ダイキン工業　松本 宗久
第2回［二業種合同］
講演：「企業活動におけるIoT/AIアイディアに対する実務上の注意点とAI学習用データの保護」
河野特許事務所　所長　弁理士　河野 英仁
第3回［単独］（参集型+Web開催）
講演：「事業戦略に資するIPランドスケープ・知財戦略」
シクロ・ハイジア　小林 誠

2021年度

第1回［単独］（Web開催）
講演：「意匠の実務的利用方法（改正法や外国意匠制度も踏まえて）」
レクシア特許法律事務所　松井 宏記
第2回［単独］（Web開催）
講演：「事業の邁進を経営層に理解してもらうためのツールとしてのIPランドスケープ」
正林国際特許商標事務所　正林 真之
第3回［二業種合同］（参集型+Web開催）
講演：「SDGs時代のイノベーションと知的財産制度 ～インド・アフリカの事例をふまえて～」
関西大学　法学部　教授　山名 美加
第4回［単独］（参集型+Web開催）
見学：DMG森精機　伊賀事業所
講演：「DMG森精機における知財活動について ～ AI・IoT分野での取り組み事例及び今後の活動における課題～」
DMG森精機　金本 誠夫

2022年度
第1回［単独］（Web開催）
講演：「マルチアンドマルチクレーム実務上の留意点」
弁理士法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK
弁理士　伊藤 茂稔
講演：「VRと意匠法、著作権法」
大阪大学　准教授　青木 大也
第2回［単独］（Web開催）
講演：「Blockchain Technology US Patent Strategy」
Stoel Rives法律事務所　弁護士　伊藤 みか
講演:「WIPOの役割とWIPO日本事務所の取組」
WIPO日本事務所　参事官　廣田 健介
第3回［三種合同］（参集型）
講演：「知財を巡る最新トピックス」
JIPA　事務局長　志村 勇
講演：「中国電力の知財活動について」
中国電力　エネルギア総合研究所
知財部長　JIPA　常務理事　鹿嶋 慎一郎
第4回［単独］（Web開催）
講演：「事業に伴走する知財活動」
パナソニックIPマネジメント
代表取締役社長　足立 和泰
講演：「IPランドスケープを用いた企業の知財戦略」
デロイトトーマツ
ファイナンシャルアドバイザリー合同会社
ヴァイスプレジデント
峰 岳広、久保村 賢司
第5回［二種合同］（参集型）
講演：「IPランドスケープの活用と実践」
シクロ・ハイジア　小林 誠

（2022年度　業種担当役員・髙野 洋一）

関西電気機器部会

1. はじめに

関西電気機器部会の会員会社数は74社（2022年11月28日現在）であり、第1分科会（重電機）、第2分科会（軽電機）及び第3分科会（電線）の3つの分科会で構成されている。但し、第1分科会、第3分科会の会員会社数の数が第2分科会と比較して極端に少ないため、分科会ごとに分かれた活動をしておらず、部会全体で統一した活動を行っている。2008年～2022年までの過去15年間、若干の増減はあるものの、会員会社数は70社台で推移してきている。

2. 運営

部会の運営方針としては、年度毎に業種担当役員の考えによる多少の差異はあるが、会員相互の交流を図り、情報の共有化を促進することは、伝統的に一貫してきている。しかしながら、2020年初頭に新型コロナウイルス蔓延により、運営方針の一部変更を余儀なくされ、2020年～2021年では、工場見学は実施できず、講演会は完全にWeb会議になり、活動自粛の下での学び・交流は現在も継続しているところである。

当部会の部会活動については年間5回の部会を開催している。そのうち単独の部会は年間2回の開催となっている。また、内3回が関東関西電気機器合同部会、関西三業種合同部会（電気機器・金属機械･化学）、関西二業種合同部会（電気機器･金属機械）と他の部会との合同部会になっている。可能な限り、工場見学と講演会とをセットで実施してきている。工場見学では、電気機器業界の会員会社が常日頃触れることない異業種の開発・製造現場を見学する機会を提供している。また、講演会および質疑応答に加え、グループディスカッションを実施して、異業種の交流を図る企画も実施してきた。

単独電気機器部会では、電気機器業界特有の課題を取り上げて議論している。一方、関東電気機器部会との合同部会では、両部会の最大のイベン

トとして、関東および関西から両方の会員がアクセスしやすい場所を選び、講演会および懇親会を実施して、共通の話題について会員相互の交流を図り、親睦を深めてきた。また、関西三業種合同部会では、業界にかかわらない共通の知財問題のテーマについて議論し、異業種での会員の交流および親睦を深めてきた。

講演会テーマについては、2006年度から「経営に資する知財マネージメント」という基本的な方針に従いつつ、この15年間で、その時代に応じて変遷してきている。2008年～2014年には、関東関西電気機器合同部会では特許庁の電気機器関係の審査部長をお迎えし、知財をとりまく最新の状況と今後等のテーマについて講演をしていただいていた。また、この15年間の講演会テーマのキーワードを見てみると、「中国」「アジア」「ASEAN」「グローバル」「イノベーション」「AI/IoT」「IPランドスケープ」「SDGs」といった時代に対応したキーワードが挙げられる。これらのキーワードの中には、2008年以前には存在しなかった最新のキーワードもあり、部会ではこれらのキーワードを絡めた知財問題をテーマにした講演会が多く、また議論されてきている。

今後の課題としては、引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図りつつ、その時々の状況に応じた部会をいか運営していくかということが挙げられる。ただ、そのような環境の中でも、会員会社に役立つ講演会テーマを選定し、会員相互の交流を促し、親睦を深める活動をしていくことが、今後も何より重要であると思う。

3. 役員・幹事

部会運営を行う業種担当役員は1年任期で1名、幹事は2年任期で3名選出している。部会の引継ぎや運営をスムーズに行うために、幹事は1～2名が交代し、役員・幹事4名のうち必ず前年度の幹事が1名残るようにしている。関西金属機械部会・関西化学部会は、役員・幹事が毎年総入れ替えする方式を採用しているが、関東関西電気機器合同部会では多数の参加者があり、その準備に取り掛かるため、当部会では経験のある幹事の残留が必須となっている。また、役職の名称が、業種担当理事から業種担当役員に変更されているものの、2008年以来のこの方式が当部会での伝統である。

また、当部会では3つの分科会があるが、部会ごとの活動は行っていないので、分科会ごとの役員・幹事の選出は行っておらず、分科会の垣根なく、毎年役員・幹事を選出している。

4. 各年度の部会の講演会テーマ

次に各年における部会ごとの講演会テーマと見学先を以下に列挙する。なお、スペースの関係で、講演者は、所属されている組織名（企業名、大学名等）と氏名のみにさせていただいている。

2008年度［平成20年度］

①［見学］
キリン　ビアパーク神戸
［講演］
「企業における知財戦略の現代的課題（グローバル化に対応した新たな知的財産活動を探るために）」
山本・内藤法律事務所・山本 忠雄

②［見学］
ヤマハ　来客会館
［講演］
「国内外情勢に対応した国の知財戦略」
特許庁特許審査第四部・桜井 孝

③［見学］
KDDIパラボラ館
「グローバル化に対応した知財戦略・知財活動のあり方」
パナソニック・内藤 浩樹

④［講演］
「知財部門の役割と戦略的知財活動」
キヤノン・丸島 儀一

⑤［見学］
日本盛　酒蔵通り煉瓦館
［講演］
「サントリーの知財管理活動について（中国問題を中心に）」

サントリー・竹本 一志

2009年度［平成21年度］

①［講演］
「Japan as No.1の復活に資する知的財産活動のあり方」
パナソニック・中村 泰世
②［見学］
ナガノトマト　松本工場
［講演］
「知財をとりまく最新の状況と今後について」
特許庁特許審査第四部・桜井 孝
③［見学］
近畿大学水産研究所白浜実験場
［講演］
「激変する経済環境下での経営戦略と知的財産…イノベーション、研究、開発戦略、そして知的財産戦略…」
神戸大学・伊藤 宗彦
④［講演］
「経営に資する知的財産活動について～イノベーションと知財戦略～」
デロイトトーマツFAS・永田 伸之
⑤［講演］
「CSRから学ぶサムスン経営」
日本サムスン・難波 健一

2010年度［平成22年度］

①［見学］
アサヒビール　吹田工場
［講演］
「米国企業相手に11連勝した訴訟戦略とは?」
ニデック・鈴木 和見
②［見学］
AGF鈴鹿　本社工場
［講演］
「知財をとりまく最新の状況と今後について」
特許庁特許審査第四部・桜井 孝
③［見学］
三菱自動車　水島工場
［講演］
「中国事業展開における日本企業の留意点～主として知的財産の観点から～」
弁護士法人フラーレン・谷口 由記
④［講演］
「インドにおける特許出願及び知財訴訟の実務的観点」
Lakshimi Kumaran&Sridharan事務所
・Suresh Jallipeta
⑤［見学］
月桂冠大倉記念館
［講演］
「グローバルな事業展開を支える知財人材の育成について」
新潟大学・松原 幸男

2011年度［平成23年度］

①［見学］
川崎重工業　兵庫工場
［講演］
「アジアと渡り合う知財戦略の課題」
クロスディメンション・黒須 悟士
②［見学］
フクロイ乳業　本社工場
［講演］
「国内外の知財をとりまく最新の状況と今後について」
特許庁特許技監・桜井 孝
特許庁特許審査第四部・関 和郎
③［見学］
デンソー　本社ギャラリー
［講演］
「デンソーのグローバル知財戦略」
デンソー・碓氷 裕彦
④［講演］
「インドの知財状況、およびBRICsにおける特許情報調査」
日本技術貿易・小林 栄一
⑤［見学］
白鹿記念酒造博物館
［講演］
「中国実用新案制度～日本企業への攻めと守りの提案～」
隆天国際知識産権代理有限公司・向 勇

「外資系NPEからみた日本企業の知財戦略に対する提案」
シズベルジャパン・尾形 偉幸

2012年度［平成24年度］

①［見学］
関西電力堺メガソーラー発電所
［講演］
「中国知財事情と企業の対応」
特許庁総務部・後谷 陽一
②［見学］
YKK　黒部事業所
［講演］
「今後の特許審査の重点施策」
特許庁特許審査第四部・関 和郎
「YKKにおけるグローバル知財活動について」
YKK・永安 孝志
③［見学］
マツダ　本社工場
［講演］
「マツダの知的財産戦略の紹介」
マツダ・水嶋 浩治
④［講演］
「企業のグローバル特許戦略のあり方」
元キヤノン・丸島 儀一
⑤［講演］
「米国特許実務の問題点と将来の業務改善への提言」
Posz Law Group PLC・吉田 哲
「米国特許に関わる近年の傾向-訴訟・活用の観点から-」
Amster Rothstein&Ebenstein LLP・
藤森 涼恵

2013年度［平成25年度］

①［見学］
阿部野防災センター　体験視察
［講演］
「ビジネス技術戦略と知財」
文部科学省科学技術学術審議会委員・
大津留 榮佐久
②［見学］
富士通　沼津工場
［講演］
「特許行政の最近の動向」
特許庁特許審査第四部・嶋野 邦彦
③［見学］
大塚製薬　徳島工場
［講演］
「侵害訴訟を制する明細書-原告の立場から-」
関西法律特許事務所・岩坪 哲
④［講演］
「先進国型製造業としての日本企業の方向性＝知財マネージメントが主役になる時代の登場＝」
東京大学・小川 紘一
⑤［講演］
「特許情報の戦略的活用」
戦略データーベース研究所・鶴見 隆

2014年度［平成26年度］

①［見学］
ダイフク　日に新た館
［講演］
「これだけは知っておきたいモノづくり企業の知財戦略」
IMP国際特許商標事務所・小林 正樹
②［見学］
スズキ歴史館
［講演］
「知財制度をめぐる現状について～新興諸外国の最近の知財状況を中心に～」
特許庁特許審査第四部・嶋野 邦彦
③［見学］
大塚食品　徳島工場
大塚製薬　能力開発研究所
［講演］
「FRAND宣言と損害賠償」
知的財産高等裁判所・飯村 敏明
④［講演］
「新興国における権利行使とその対策－本田技研の実務に基づく実務者が留意すべき点を中心に－」
本田技研工業・別所 弘和
⑤［講演］

「企業における戦略的特許取得」
日本電産・北村 秀明
「特許情報を活用した次世代の他社動向分析と自社特許取得」
新日本有限責任監査法人・山崎 忠史

2015年度［平成27年度］

①［見学］
ヤンマーミュージアム
［講演］
「中国における知財動向と日本企業の対策～特許、実用新案の出願戦略を中心に～」
康信日本事務所・金高 善子
②［見学］
ヤマハ発動機　本社工場　見学
［講演］
「ヤマハ発動機における知財活動」
ヤマハ発動機・黒田 久次
③［見学］
航空自衛隊　浜松広報館　エアーパーク
［講演］
「三菱重工における知財活動の取り組み」
三菱重工業・伊藤 弘道「何のための法改正か－デジタル化・ネットワーク化の進展と著作権制度の変容から考える－」
JIPA　理事長・亀井 正博
④［講演］
「ASEAN諸国の知財の現状とASEAN統一知財の状況・方向」
オンダ国際特許事務所・恩田 誠
⑤［見学］
サントリー　京都ビール工場
［講演］
「サントリーの知的財産活動」
サントリー・加藤 厚

2016年度［平成28年度］

①［見学］
神戸海洋博物館　カワサキワールド
［講演］
「積水化学工業の知的財産活動」
前積水化学工業・石原 幹也
②［見学］
小松製作所　金沢工場
［講演］
「コマツの成長戦略と知財活動の取組み」
小松製作所・山口 博明
③［見学］万田発酵
［講演］
「第4次産業革命に知財部門が準備すべきこと」
JIPA　専務理事・久慈 直登
「電力システム改革とエネルギア丸の知財戦略」
中国電力・味能 弘之
④［講演］
「アシックスの知財活動-昨今の模倣対策を中心に-」
アシックス・齋藤 浩二
⑤［講演］
「アルプス電気の知財活動」
アルプス電気・中村 麻紀

2017年度［平成29年度］

①［見学］
ワコール　ミュージアム　商品展示サロン
［講演］
「営業秘密保護法則の概要と動向」
三木・伊原法律特許事務所・伊原 友己
②［見学］朝日プリンテック　名古屋工場
［講演］
「新聞印刷技術の発展水と最近の新技術動向」
朝日プリンテック・村瀬 岳彦
③［見学］
海の中道奈多　海水淡水センター
［講演］
「TOTOの知財活動」
TOTO・山野 秀二
「中国知財訴訟の最近の動向」
華誠律師事務所・相澤 良明
④［講演］
「知財部門発で実践する研究開発改革」
如水・中村 大介
⑤［見学］
月桂冠大倉記念館
「知財英語コミュニケーションから見えてきた

知財人材の育成」
エスキューブ・田中 康子

2018年度［平成30年度］

①［見学］
アシックススポーツミュージアム
［講演］
「M&Aと知財ディーデリジェンスの実務～初めてのM&Aもこれだけ知っておけば怖くないから」
デロイトトーマツ
ファイナンシャルアドバイザリー・中道 規雄
②［見学］
YKKセンターパーク
［講演］
「YKK知財活動について」
YKK・林 隆典
③［見学］
宇部興産
［講演］
「宇部興産㈱の知的財産活動について～戦略的知財活動に向けた取り組み～」
宇部興産・宮田 博之
「ASEANの知財概況」
特許庁総務部・袴田 知弘
④［講演］
「オープン＆クローズの戦略思想を必要とする時代の到来-IoT時代の知財・法務をどう方向付けるか-」
東京大学・小川 紘一
⑤［見学］
河内ワイン
［講演］
「ナブテスコの知財経営戦略におけるIPランドスケープの実践」
ナブテスコ・菊池 修

2019年度［令和元年度］

①［見学］
万博記念公園太陽の塔
［講演］
「シリコンバレー アメリカの経済エンジンにおける知財の役割」
Alleman HCT LLP・Mark D.Alleman
②［見学］
マツダ　マツダミュージーアム
［講演］
「マツダの知的財産活動」
マツダ・白髪 信一
③［見学］
あいち航空ミュージアム
MRJミュージアム
［講演］
「第4次産業革命のインパクト～知財部はどう対応すべきか～」
パナソニックIPマネージメント・足立 和泰
④［講演］
「イノベーション先進都市ベンガルールの近況と知財」
Asian Wise Group Cross border IP Expert・奥 啓徳
⑤［講演］
「深圳 中国のシリコンバレーイノベーションの道」
隆天国際知識産権代理有限公司・陳 林

2020年度［令和2年度］

①［Web講演］
「東南アジア主要国の知財動向とその対策について」
Masuvalley and Partners・舛谷 威志
②［Web講演］
「企業活動におけるIoT/AIアイデアに対する実務上の注意点とAI学習用データの保護」
河野特許事務所・河野 英人
③［web講演］
「格式会社シマノにおける知財活動の現状と課題」
シマノ・小松 厚志/西野 高史

2021年度［令和3年度］

①［Web講演］
「日産自動車の技術開発と知的財産活動について」
②［オンライン見学］
東京電力　川崎火力発電所
［Web講演］

「環境対策、各種社会課題（ISO、SDGs、ESGなど）への対策と知財活動」
パナソニック・上田 健一
③［Web講演］
「SDGs時代のイノベーションと知的財産制度-インド・アフリカの事例を踏まえて-」
関西大学・山名 美加
④［Web講演］
「変化する中国先進企業の知財戦略　立ち向かう日本企業の戦略は!」
工業所有権電子情報化センター・
後谷 陽一

2022年度［令和4年度］

①［講演］
「豊田自動織機の事業と知的財産」
豊田自動織機・伊東 正樹
②［講演］
「企業価値の持続的成長の実現を支援する知財活動」
セイコーエプソン・小林 利彦
「知的財産部門の役割とは!?デンソーウェーブの知財活動から見えること」
デンソーウェーブ・牛嶋 隆雄
③［講演］
「知財を巡る最新トピックス」
JIPA事務局長、関西事務所長・志村 勇
「中国電力の知財活動について」
中国電力・鹿嶋 慎一郎
④［講演］
「シスメックスの知財活動　～当たり前のことを当たり前に～」
シスメックス・井上 二三夫
⑤［講演］
「IP ランドスケープの活用と実践」
シクロ・ハイジア・小林 誠

5. 終わりに

このたび、関西電気機器部会の活動について執筆する機会を与えていただいたこと、またこれまでに部会活動を発展させてこられた歴代の業種担当役員及び幹事の方々に心より深く感謝する次第である。

今後、100周年までの15年の間に、持続可能な社会の実現に向けて、これまでの継続的な活動と時代に即した新たな取り組みを期待するとともに、JIPAの益々の発展を祈念する。

（2022年度　業種担当役員・酒井 滝吉）

関西化学部会

1. はじめに

関西化学部会（会員会社数121社、2022年10 月1日現在）は、一般化学関連会社（第1分科会：86社）、繊維関連会社（第2分科会：13社）および製薬関連会社（第3分科会：22社）で構成される関西業種部会のひとつである。

そして、部会の活動としては、これら会員会社に共通する話題や特有の事項を中心とする講演会と工場見学、併せて会員間の情報・意見交換および親睦を図ることを目的とする懇親会を行ってきた。

2. 運営

2. 1　運営方針の変遷

以下に運営方針の変遷を示す。時代の要請にもとづき年度ごとに変化しているが、関西化学部会会員企業の知的財産経営に貢献することを目的とした運営方針に基づく企画・活動を行ってきた。

2008年度
①会員各社の知財関係者の育成、並びに知財部門の充実と強化に寄与する有用な情報取得の場を提供する
②情報交換と親睦の場を提供し、会員相互の研鑽を図る

2009年度
①知的財産に関わる人材を育成し
②経営に資する知的財産を研究することの支援を目指し、さらに
③会員企業に役立つ知的財産に関する情報を提供する

2010年度
①世界から期待される知的財産に関わる人材を育成し、
②経営のグローバル化に資する知的財産を研究することの支援を目指し、さらに
③会員企業にタイムリーに役立つ知的財産に関する情報を提供する

2011年度
〈運営方針〉
関西化学部会会員企業の知的財産経営に貢献することを目的として、下記重点活動方針の下に関西化学部会活動を企画展開する。
重点活動方針
①グローバル活動を支える知財情報の提供と研究
②知財実務を支える専門情報の提供と研究
③部会会員相互の情報共有と親睦

2012年度
①グローバル活動を支える知財情報の提供と研究
②知的財産実務を支える専門情報および人材育成のため情報の提供と研究
④部会会員相互の情報共有と親睦

2013年度～ 2022年度
①グローバルな知財活動に役立つ情報を提供する
②知財実務を支える専門情報及び人材育成の為の情報を提供する
③世代を超えた会員相互の情報交換と親睦を深める交流の場を提供する

2. 2　部会運営の形態

関西化学部会単独の部会または関西三業種合同部会（関西金属機械部会および関西電気機器部会との合同部会）の形態で、2008年度から2013年度は、年に関西化学部会単独の部会を4回、関西三業種合同部会1回開催してきた（2013年度の三業種合同部会は台風ため中止）。

関西化学部会単独の部会においては、第1回および第4回はJIPA関西事務所等の大阪市内の施設で午後から講演会と懇親会を開催し、第2回部会で工場見学と講演会を午後の日帰りで実施した。2008年度のみ第5回は宿泊部会が実施され、それ以降は午後の日帰りで工場見学と講演会を行う傾向が続いた。第3回部会は三業種合同部会として宿泊部会を実施した。

2014年度から2019年度は、年に関西化学部会単独の部会を3回、関西三業種合同部会1回開催してきた。関西化学部会単独の部会では、第1回はJIPA関西事務所等の大阪市内の施設で午後から講演会と懇親会を実施し、第2回は三業種合同部会として宿泊部会を行い、第3回および第4回は、工場見学と講演会を午後の日帰りで実施した。

2020年度と2021年度は、コロナ禍の影響により、関西化学部会単独の部会を2回の開催となり、それぞれWEB配信のみか、WEB配信と現地集合の組み合わせでの実施となった。

2022年度はコロナ禍の影響が残る中、関西三業種合同部会および関西化学部会単独の部会の合計2回の現地開催形式の部会を実施できた。

2. 3　役員・幹事

部会運営の責務を担う幹事会は、基本的に、業種担当役員1名と幹事3名（第1～3分科会 の会員会社から各1名ずつ）で構成されてきた。

第2分科会では2011年度より、第3分科会では2020年度より担当幹事選出において順番性が導入された。

3. 部会の講演テーマのトレンド

関西化学部会では、講師としては、知的財産権の専門家（弁理士・弁護士・特許庁審査官）、企業の知的財産部門長、および大学教授と、3つのジャンルから講師を招き、実務者向けあるいはマネージャー向けのテーマに関し幅広く講演をいただき、年間を通して幅広い会員層からの多数の参加が可能となるように講演テーマを設定してきた。以下に各年度の講演テーマのトレンドを示す。

2008年度

実務者向けテーマ2件（「EPC2000とロンドンアグリーメント」、「電子実験ノートの導入および活用について」）とマネージャー向けテーマ3件（「グローバル化における知財戦略のあり方」、「事業・研究開発・知財の三位一体の活動を支える人材」）を開催した。実務者向けとマネージャー向けのバランスの良い講演テーマで講演を開催できた。

2009年度

実務者向けテーマ1件（「中国改正特許法」）とマネージャー向けテーマ4件（「特許戦略とは何か?」、「激変する経済環境下での経営戦略と知的財産･･･イノベーション、研究開発戦略、そして知的財産戦略･･･」、「特許行政の現状」、「事業活動と技術開発に融和した知的財産活動～シスメックス知的財産活動のアレコレ」）を開催した。2009年度は実務者向けテーマが少なかった。

2010年度

実務者向けテーマ3件（「化学分野における進歩性判断の実務」、「中国事業展開において日本企業が留意すべき点」、「職務発明の対価請求事件の分析と実務」）とマネージャー向けテーマ2件（「管理知財から経営知財へ」、「島津製作所におけるR&Dと知財の取り組み」）を開催した。バランスの取れたテーマでの開催となった。

2011年度

実務者向けテーマ2件（「進歩性の判断基準」、「近時の中国知財問題と日本企業としての対策」）とマネージャー向けテーマ3件（「企業マネージメントと知的財産戦略遂行のあり方」、「デンソーの知財戦略」、「企業における知財活動について」）を開催した。2010年度に続きバランスの取れたテーマでの開催となった。

2012年度

実務者向けテーマ2件（「青色LED特許裁判を再考する－イノベーションダイヤグラム法入門－」、「交渉学研究を活用した人材育成」）とマネージャー向けテーマ3件（「費用対効果を考慮した特許コスト戦略」、「中国事業に対応する企業の知的財産マネジメントの構築」、「マツダの知的財産戦略の紹介」）を開催した。2012年度は2011年度に実施したアンケートに基づき、人材育成に重点を置いてテーマ設定がおこなわれた。

2013年度

実務者向けテーマ4件（「知財･標準化戦略」、「知財契約に係る留意点」、「iPS細胞技術に対する知的財産の最新状況」、「インドにおける知財事情」）を開催した。2008年度より比較的、実務者向けテーマとマネージャー向けテーマをバランスよく開催してきたが、2013年度は実務者向けテーマのみの開催となった。

2014年度

実務者向けテーマ3件（「商標法の改正　-新しいタイプの商標の採用を中心に-」、「FRAND宣言と損害賠償請求　アップル対サムソン（iPhone）知財高裁2014年5月16日判決に関連して」、「実務に役立つ特許調査のコツおよび外国調査について」、マネージャー向けテーマ1件（「サントリーの知的財産活動」）を開催した。2014年度も2013年度に引き続き実務者向けテーマが多く開催された。実務者向けテーマにおいては、商標、特許、調査とバラエティーに富んだ講演内容なった。

2015年度

実務者向けテーマ3件（「翻訳者目線で見る特許明細書」、「何のための法改正か」「輸入差止申立手続き及び認定手続きの基礎知識」）、マネージャー向けテーマ2件（「キリングループの知的財産活動のご紹介」、「三菱重工における知財活動の取り組み」）を開催した。2015年度は実務者向け3件、マネージャー向け2件とバランスの取れたテーマでの開催となった。

2016年度

実務者向けテーマ2件（「パラメータ特許～その功罪～」、「平成27年改正特許法下の職務発明制度に残された課題」）、マネージャー向けテーマ3件（「第4次産業革命に知財部門が準備すべきこと」、「電力システム改革とエネルギア丸の知財戦略」、「複合経営における知財活動」）を開催した。2015年度に引き続き2016年度も実務者向け、マネージャー向けバランスの取れた開催となった。

2017年度

実務者向けテーマ3件（「職務発明規定の改定の現状-法改正後の対応状況の分析と実務上の留意点-」、「中国知財訴訟の最近の動向」、「知財情報を用いた将来予測および未来創造の考え方」）、マネージャー向けテーマ2件（「TOTOの知的財産活動について」、「企業関係者に知って頂きたい大学知財の取り組み」）を開催した。

2017年度もバランスの取れたテーマでの開催となった。

2018年度

実務者向けテーマ2件（「中国における化学分野の特許訴訟及び無効審判の最新動向及び留意事項について」、「ASEANの知財概況」）、マネージャー向けテーマ3件（「宇部興産の知的財産活動について」、「アサヒグループの歴史と知財管理」、「Hondaの知財活動」）を開催した。2018年度は実務者向けテーマが中国・アセアンと外国関連のテーマで開催されたのが特徴であった。

2019年度

実務者向けテーマ3件（「裁判例に基づく用途発明の論点解説」、「WIPO GREENについて」、「最近の特許行政の動向と特許異議申立制度の運用状況について」）、マネージャー向けテーマ2件（「第4次産業革命のインパクト～知財部はどう対応すべきか～」、「ダイキン工業におけるグローバル知財強化の取り組み」）を開催した。2019年度はMarion Amy Detterich（WIPO Director）をお招きしての講演が特徴であった。

2020年度

2020年度はコロナ禍の影響で、実務者向けテーマ2件（「特許権侵害訴訟の実務と将来の紛争処理に向けた知財管理の注意点」、「開発品導入/M&Aにおけるデュー・デリジェンスと契約交渉」）の開催に留まった。

2021年度

前年度に引き続きコロナ禍の影響で、マネージャー向けテーマ2件（「実践に基づいたコンサル

型人材育成～中間処理から見える、企業戦略～」、「大学における知的財産教育～大学教育を通じて『知財の学び』を考える～」）の開催に留まった。

2022年度

第1回、第3回の関西化学部会単独部会では実務者向けテーマ2件（「裁判例からみる化学系特許の留意点 」、「五極特許庁の記載要件に関連する論点と実務上の注意点」）を、関西三業種合同部会ではマネージャー向けテーマ2件（「知財を巡る最新トピックス 」、「中国電力の知財活動について 」）を開催した。関西化学部会単独の部会において、弁護士・弁理士による実務系の話題に集中した点が反省点である。

4. 各年度の部会の主要テーマ

次に各年度における部会ごとの主要テーマを以下に列挙する。なお、講師の敬称は省略させて頂く。

2008年度

①「EPC2000とロンドンアグリーメント～概要と、実務への影響～」
青山特許事務所　弁理士　森住 憲一
②「電子実験ノートの導入および活用について」
塩野義製薬　出願グループ長　清川 貢
③「グローバル化における知財戦略のあり方」
JIPA　常務理事
パナソニック　IPRオペレーションカンパニー
知財開発センター所長　内藤 浩樹
④「知的財産の経済的価値評価～M&Aに絡めて～」
監査法人トーマツ　パートナー
証券アナリスト　中道 規雄
⑤「事業・研究開発・知財の三位一体の活動を支える人材」
JIPA　常務理事
ダイセル化学工業　知的財産センター
副センター長　百瀬 隆

2009年度

①「特許戦略とは何か？～研究開発に役立つ知的財産活動の展開～」
東京農工大大学院教授　鶴見 隆
②「中国改正特許法」
林達劉特許事務所弁護士・弁理士　魏 啓学
③「激変する経済環境下での経営戦略と知的財産･･･イノベーション、研究開発戦略、そして知的財産戦略･･･」
神戸大学経済経営研究所教授　伊藤 宗彦
④「特許行政の現状」
特許庁　特許審査第三部長　胡田 尚則
⑤「事業活動と技術開発に融和した知的財産活動～シスメックス知的財産活動のアレコレ」
シスメックス執行役員
知的財産本部長　西野 卓嗣

2010年度

①「管理知財から経営知財へ～経営戦略策定のためのパテント・ポートフォリオによる経営課題の発見方法～」
大阪工業大学大学院教授　山﨑 攻
②「化学分野における進歩性判断の実務～最近の知財高裁判決を踏まえた進歩性判断手法の検討～」
大阪工業大学大学院教授　山﨑攻
③「中国事業展開において日本企業が留意すべき点～主として知的財産の観点から～」
弁護士法人フラーレン
弁護士・弁理士　谷口 由記
④「職務発明の対価請求事件の分析と実務」
関西法律特許事務所　弁護士弁理士　松本 司
⑤「島津製作所におけるR&Dと知財の取り組み」
島津製作所　知的財産部
パテントマネージャ　江口 裕之

2011年度

①「企業マネージメントと知的財産戦略遂行のあり方」
大阪工業大学大学院知的財産研究科長
田浪 和生
②「進歩性の判断基準」
細田国際特許事務所　所長弁理士　細田 芳徳
③「デンソーの知財戦略」
デンソー　知的財産部　部長　碓氷 裕彦
④「近時の中国知財問題と日本企業としての対策」

有古特許事務所　所長弁理士　中尾 優
⑤「企業における知財活動について」
日本大学大学院知的財産研究科教　渡辺 稔

2012年度
①「費用対効果を考慮した特許コスト戦略」
大阪工業大学大学院知的財産研究科
教授　宇佐見 弘文
②「中国事業に対応する企業の知的財産マネジメントの構築」
謝国際特許事務所　所長弁理士　謝 卓峰
③「マツダの知的財産戦略の紹介」
マツダ株式会社　知的財産部長　安藤 誠一
④「青色LED特許裁判を再考する－イノベーションダイヤグラム法入門－」
同志社大学大学院　総合政策科学研究科
教授　山口 栄一
⑤「交渉学研究を活用した人材育成」
金沢工業大学大学院　教授　一色 正彦

2013年度
①「知財・標準化戦略」
経済産業省　産業技術環境局
基準認証政策課　鈴木 俊吾
②「知財契約に係る留意点」
中央総合法律事務所　弁護士　加藤 幸江
③「侵害訴訟を制する明細書」
関西法律特許事務所　弁護士　岩坪 哲
④「iPS細胞技術に対する知的財産の最新状況」
京都大学　iPS細胞研究所
知財管理室長　高尾 幸成
⑤「インドにおける知財事情」
関西大学法学部　教授　山名 美加

2014年度
①「商標法の改正　－新しいタイプの商標の採用を中心に－」
三協国際特許事務所　弁理士　川瀬 幹夫
②「FRAND宣言と損害賠償請求　アップル対サムソン（iPhone）知財高裁2014年5月16日判決に関連して」
知的財産高等裁判所　前所長　飯村 敏明
③「サントリーの知的財産活動」
サントリーホールディングス
知的財産部長　竹本 一志
④「実務に役立つ特許調査のコツおよび外国調査について」
ネットス　国際部リーダー　田中 志帆里

2015年度
①「翻訳者目線で見る特許明細書」
IP-Pro　杉原 誠・白岩 敬
②「キリングループの知的財産活動のご紹介」
キリン　知的財産部長　水谷 悟
③「三菱重工における知財活動の取り組み」
三菱重工業　知的財産部長　伊藤 弘道
④「何のための法改正か」
JIPA　理事長　亀井 正博
⑤「輸入差止申立手続き及び認定手続きの基礎知識」
神戸税関　業務部　知的財産調査官　松谷 敏治

2016年度
①「パラメータ特許～その功罪～」
インテリクス特許法律事務所
弁護士　岩坪 哲
②「平成27年改正特許法下の職務発明制度に残された課題」
京都大学大学院法学研究科　教授　愛知 靖之
③「第4次産業革命に知財部門が準備すべきこと」
JIPA　専務理事　久慈 直登
④「電力システム改革とエネルギア丸の知財戦略」
中国電力エネルギア総合研究所
知的財産部長　味能 弘之
⑤「複合経営における知財活動」
神戸製鋼所　技術開発本部　亀岡 誠司

2017年度
①「職務発明規定の改定の現状－法改正後の対応状況の分析と実務上の留意点－」
弁護士法人御堂筋法律事務所
弁護士　髙畑 豪太郎
②「TOTOの知的財産活動について」
TOTO　山野 秀二
③「中国知財訴訟の最近の動向」

華誠律師事務所　相澤 良明
④「企業関係者に知って頂きたい大学知財の取り組み」
山口大学　知的財産センター長　佐田 洋一郎
⑤「知財情報を用いた将来予測および未来創造の考え方」
イーパテント　代表取締役社長　野崎 篤志

2018年度
①「中国における化学分野の特許訴訟及び無効審判の最新動向及び留意事項について」
King & Wood Mallesons
パートナー弁護士　秦 玉公
②「宇部興産の知的財産活動について～戦略的知財活動に向けた取り組み～」
宇部興産　知的財産部　部長　宮田 博之
③「ASEANの知財概況」
特許庁　総務部
国際協力課地域協力第一班長　袴田 知弘
④「アサヒグループの歴史と知財管理」
アサヒグループホールディングス研究開発部門
知財戦略室　室長　酒井 範夫
⑤「Hondaの知財活動」
本田技研工業　知的財産・標準化統括部
二輪・パワープロダクツ事業知的財産部長
遠藤 嘉浩

2019年度
①「裁判例に基づく用途発明の論点解説」
ユニアス国際特許事務所所長　梶崎 弘一
②「WIPO GREENについて」
WIPO Director Marion Amy Detterich
③「第4次産業革命のインパクト　～知財部はどう対応すべきか～」
パナソニックIPマネージメント
社長　足立 和泰
④「最近の特許行政の動向と特許異議申立制度の運用状況について」
東京理科大学大学院教授　淺見節子
⑤「ダイキン工業におけるグローバル知財強化の取り組み」
ダイキン工業
知的財産グループ長　部長　松本 宗久

2020年度
①「特許権侵害訴訟の実務と将来の紛争処理に向けた知財管理の注意点」
青山特許事務所共同代表　田村 啓
②「開発品導入/M&Aにおけるデュー・デリジェンスと契約交渉」
国立循環器病研究センター産学連携本部長
浅野 滋啓

2021年度
①「実践に基づいたコンサル型人材育成～中間処理から見える、企業戦略～」
住友電気工業知的財産部
弁理士　荻野 誠司
②「大学における知的財産教育～大学教育を通じて『知財の学び』を考える～」
大阪工業大学知的財産部
大阪工業大学専門職大学院知的財産研究科
教授・弁理士　五丁 龍志

2022年度
①「裁判例からみる化学系特許の留意点」
弁護士法人関西法律特許事務所
弁護士・弁理士　田上 洋平
②「知財を巡る最新トピックス」
JIPA　事務局長・関西事務所長　志村 勇
③「中国電力の知財活動について」
中国電力エネルギア総合研究所
知的財産部長・JIPA　常務理事　鹿嶋 慎一郎
④「五極特許庁の記載要件に関連する論点と実務上の注意点」
創英国際特許法律事務所
副所長・弁理士　清水 義憲

5. おわりに

末筆ながら、この関西化学部会について、執筆させて頂いたこと、また、これまでの当部会の活動を担いつつ、ここまで発展させてこられた歴代の業種担当役員並びに幹事の方々、JIPAの事務

局・関係者に深く感謝する次第である。

（2022年度　業種担当役員・胡内 成浩）

建設部会

1. はじめに

建設部会（会員会社数　49社、2022年12月20日現在）は、建設会社、住設・建材メーカー、住宅メーカー、建設コンサルタント・設計会社により構成されている。

特色は、地域を分けることなく全国を対象とした業種別部会ということであり、関東地区、関西地区、東海・北陸地区の企業が一つの部会として活動している。ただし、部会への参加率は大変高く（常時8割以上）、会員相互の情報交換も活発に行われ、会員同士の結束の固い部会である。

2. 部会の企画と運営

部会の企画と運営は、幹事会によって行われている。業種担当役員1名（任期1年）、幹事2名（任期2年：2名の任期が1年ずつ重複するように交代する）、会計幹事1名（任期1年）の合計4名である。

また、過去2年間の業種担当役員、幹事を加えた「アドバイザー会議」を年間2回開催し、年次方針立案、年度をまたがる課題等を議論する機関として機能しているのも特徴である。

3. 建設部会の特色

建設部会の独自の取組として「研究会活動」を実施している。研究会は、毎年、一つのテーマを決めて参加者を募り、参加者による自主運営を原則としている。

テーマの詳細、活動方法は多様である。研究会参加者の討議にとどまらず、アンケート調査・その考察、講師を招いたレクチャー、特許事務所や異業種企業への訪問、特許庁審判の傍聴、特許庁審査官との交流などであり、参加者は積極的に外部の情報を取入れ、研究・考察することで、実務に生かしている。当部会は「建設」に関連する企業の集まりではあるが、建設会社、メーカー、設計会社の間では、対象事業や利害関係者が大きく

異なるため、知財管理の考え方や取組み方も異なる。会員同士が深く交流できる「研究会」を通して、企業内だけでは得られない情報や知見を得る貴重な場として位置づけられている。

4. この15年の歩み

部会運営は、年度毎に業種担当役員の考えにより多少の違いはあるものの「会員の啓発および会員相互の交流と親睦をはかる」ことでほぼ一貫している。

部会活動は、年5回開催している。

第1回部会は、年次活動方針の伝達、会員相互の自己紹介と講演、第2回部会は日帰りによる企業訪問と講演、第3回部会は宿泊を伴う企業訪問と講演並びに建設関連施設の視察、第4回部会は特許庁行政報告と講演、第5回部会は研究会報告と講演、を基本としている。

特許庁の建設部門（自然資源、住環境）による行政報告では、法改正の解説、特許行政にかかわる情報提供や他分野の動向報告等を、特許庁の担当者から説明いただいている。また質疑にも丁寧に回答いただいている。

企業訪問は、異業種の知財活動を知る良い機会であり、併せて、可能であれば工場見学を企画している。

講演は、その時々の知財にかかわるトピックス、法改正等をテーマとして、弁護士・弁理士、企業・機関の有識者、異業種企業の知財担当者や経営者、などを講師に迎えて実施しており、会員の知見を深めている。

2018年度は、建設部会設立40周年であった。第4回部会を「40周年記念部会」と位置付け、8名の有志による準備委員と幹事団にて「準備委員会」を立上げて企画・準備を行った。記念部会では、特許庁審査部長・澤井智毅氏とJIPA 久慈専務理事の祝辞を頂戴した後、建設部会OBによる座談会、元五輪マラソン日本代表の宗茂氏の講演、ヴィジュアリストの手塚 眞氏（漫画家・手塚治虫氏のご子息）によるコンテンツ制作に係る講演、岡野玲子氏による空間認識・建築都市計画に係る講演を開催した。

以下に、年度毎の議事、企画について記述する。

2008年度

［報告・講演］
「特許情報をベースとした三位一体の知財活動」
「サントリーの知的財産活動について」
「不正競争防止法上の形態模倣」
「特許庁　最近の知的財産に関する取組」
「特許庁　住環境業務概要説明」
「特許庁　自然資源業務概要説明」
「特許庁　審判の現状と運用について」
「裁判員制度について」
［見学］
「サントリー　京都工場　見学」
「京セラ　鹿児島国分工場　見学」
［研究会テーマ］
「専門委員会活動との意見交換・情報交換」

2009年度

［報告・講演］
「知財の基本　数か条」
「キリングループの知財戦略」
「2008年エネルギアグループ知的財産報告書」
「今、知財リーダーに何が必要か?」
「特許庁　最近の知的財産に関する取組」
「デジタルコンテンツビジネスの現状と著作権法改正」
［見学］
「キリンビール　横浜工場　見学」
「出雲大社本殿屋根葺替え工事　見学」
［研究会テーマ］
「知財若手による討議」

2010年度

［報告・講演］
「発明の発掘と知的財産権の活用について」
「島津製作所における知的財産管理」
「デンソーの知財戦略」
「専門委員会の運用細則について」
「医薬業界における知的財産の現状と課題」
「特許庁　近年の特許庁の取組み、三極特許庁の方針や世界の動向」

「ダブルトラックにおける特許有効性の判断」
［見学］
「島津製作所工場　見学」
「豊川稲荷伽藍　見学」
［研究会テーマ］
「判例を通じて進歩性の考え方を学ぶ」

2011年度
［報告・講演］
「経営と知財～三位一体実現のための知財の役割～」
「サッポログループにおける環境への取組み」
「シスメックスの知財活動」
「建設業における特許の位置づけ」
「特許庁　特許行政の今後の方向性」
「知財マネジメントの重要業績指数（KPI）」
［見学］
「エビスビール記念館　見学」
「シスメックステクノパーク　見学」
［研究会テーマ］
「開発と知財」

2012年度
［報告・講演］
「秘密保持契約の実務について」
「サントリーのブランド保護活動について」
「最新の知財の動きと日本企業のとるべき戦略について」
「有名企業名ドメイン名の第三者取得に対しての商標・不競法などによる対応策について」
「著作権法の基礎及び平成24年改正の解説について」
「特許庁　今後の特許審査の重点施策」
「WIPO GREEN スタート　について」
「イノベーターの知財マネジメント　技術マネジメントからオープンな知財戦略まで」
［見学］
「サントリー　山崎蒸留所施設見学　見学」
「新日鐵住金室蘭製鐵所　見学」
［研究会テーマ］
「社内表彰・奨励制度」

2013年度
［報告・講演］
「知的財産創造のために」
「アサヒグループの知財活動について」
「セイコーエプソンの知的財産戦略」
「特許明細書作成ノウハウ」
「タニタの社員食堂健康セミナー」
「特許庁　今後の特許審査の重点施策」
「知的財産契約と税務」
「海外事業展開と知的財産権の保護・活用」
［見学］
「アサヒビール　茨城工場　見学」
「セイコーエプソン　塩尻事業所　見学」
「黒部ダム　見学」
［研究会テーマ］
「パテントマップ・特許分析（検索）ツール」
「特許無効審判事件口頭審理」

2014年度
［報告・講演］
「事例からみる企業の知的財産戦略～成功と失敗～」
「キリングループの研究開発活動と知的財産活動」
「アルプス電気古川工場の早期震災復興」
「電子部品業界の知的財産活動について」
「iPS細胞技術と知的財産」
「特許庁　社会インフラメンテナンス技術動向」
「特許庁　特許異議の申立て制度の概要」
「特許関係訴訟のかんどころ～裁判所的観点からの勝訴アドバイス～」
［見学］
「キリンビール　名古屋工場　見学」
「アルプス電気　古川工場　見学」
「平泉・中尊寺　見学」
［研究会テーマ］
「共同開発技術の展開に向けた潜在リスクの排除」

2015年度
［報告・講演］
「明治時代の先人に学ぶ特許戦略」
「バンダイにおける中国知財紛争への向き合い方」
「マツダの歴史、知財戦略の基本方針について」

「技術者間の関係維持が発明者に与える影響～自前主義からの脱却～」
「特許庁　土木・建築分野における最近の出願動向等について」
「特許庁　意匠行政を巡る最近の動向」
「研究開発者のモチベーションマネジメント」
［見学］
「バンダイホビーセンター　見学」
「マツダ　本社工場　見学」
「呉市海事歴史科学館　見学」
「厳島神社　見学」
［研究会テーマ］
「社内（グループ内を含む）知財教育」

2016年度
［報告・講演］
「知財担当者の意匠・商標とのつきあい方」
「サッポロHDにおける知財戦略」
「東洋紡の知財活動」
「土木構造物・建築物と著作権」
「特許庁　土木・建築分野における最近の出願動向」
「特許庁　意匠行政を巡る最近の動向」
「中少数知的財産部門の課題と対策」
［見学］
「サッポロビールグランポレール勝沼ワイナリー　見学」
「東洋紡庄川工場　見学」
「九頭竜川流域防災センター　見学」
「永平寺　見学」
［研究会テーマ］
「特許事務所との共生」

2017年度
［報告・講演］
「各業界の事例からみた知的財産活用」
「三菱電機の知財戦略」
「王子グループにおける知財戦略」
「知財の重要性を理解してもらうために知財部門は何をすべきか」
「特許庁　土木・建築分野における最近の出願動向」
「特許庁　意匠行政を巡る最近の動向」
「知財業務を効率よく進めるために知財部門はどのようなことをすべきか」
［見学］
「三菱電機　名古屋製作所　見学」
「王子製紙　富岡工場　見学」
「金刀比羅宮　見学」
「瀬戸大橋記念館　見学」
［研究会テーマ］
「建設業と他の業界との知財活用法の違い」

2018年度
［報告・講演］
「商標の『類似』と『混同のおそれ』」
「シマノの知財戦略の現状と課題」
「ヤクルト本社における模倣品対策の実例」
「マラソン現役時代から指導者へ」
「コンテンツ制作の現場から」
「特許庁　知財行政の最近の動向」
「特許庁　産業競争力の強化に資する意匠制度の見直し」
［見学］
「シマノ自転車博物館　見学」
「ヤクルト　岩手工場　見学」
「岩谷堂タンス　見学」
［研究会テーマ］
「建設技術と異業種技術の融合と知財部門の役割」

2019年度
［報告・講演］
「宇宙開発と知的財産」
「タキイ種苗の知財戦略の現状と課題」
「ヤマハ発動機における知財活動」
「海と地球とJAMSTEC」
「特許庁　建設分野を取り巻く知財行政の最近の傾向」
「特許庁　意匠行政をめぐる最近の動向と意匠審査基準の改訂」
「改正意匠法について」
［見学］
「タキイ種苗研究農場　見学」
「ヤマハ発動機　オートバイ工場　見学」

［研究会テーマ］
「建設分野のICT化 現状と課題」

2020年度
［報告・講演］
「挑戦する日本製造業」
「特許庁　建設分野を取り巻く知財行政の最近の傾向」
「特許庁　意匠制度を巡る最近の動向」
「建設会社の知財戦略を考える」
「なぜ新規事業は失敗するのか」
［研究会テーマ］
「建築物および内装の意匠」

2021年度
［報告・講演］
「企業における知的財産の価値と事業への貢献について」
「誰も知らない特許権侵害品・意匠権侵害品の差止方法」
「健常者と障がい者が協働する知財活動」
「Zoom活用における現状の課題」
「特許庁　建築分野を取り巻く知財行政の最近の動向」
「特許庁　建築物・内装の意匠に関する最新動向」
「東京・下町・町工場の挑戦!」
［見学］
「オムロン　福祉工場　バーチャル見学」
［研究会テーマ］
「建設業界における改正意匠法が与える影響」

2022年度
［報告・講演］
「研究開発の俯瞰から見えてきた環境・エネルギー分野動向」
「クラフトビールを通した地域・人との繋がり」
「建設業界とIPランドスケープ-CGC改訂およびSDGsを中心に」
「ARAV株式会社の事業紹介およびOSS戦略の紹介」
「特許庁　建築分野を取り巻く知財行政の最近の動向」
「特許庁　建築物・内装の意匠に関する最新動向及びご意見について」
「旭化成グループの知財インテリジェンス活動」
［見学］
「横浜ビール　バーチャル見学」
［研究会テーマ］
「知財ガバナンス」

5. おわりに

末筆ながら、これまで当部会の活動を続け発展させてこられたのも、諸先輩方のご尽力のおかげである。心より感謝する次第である。

（2022年度　業種担当役員・田中 伯明）

専門委員会

専門委員会
総合企画委員会

前総合企画委員長　前専務理事　久慈 直登

1. はじめに（全体の俯瞰）

総合企画委員会が委員会の一つとしてスタートしたのは、JIPA創立50周年の1988年である。

スタート時の名称は調査企画委員会だが、1998年に総務企画委員会に変更、2006年に総合企画委員会に変更し、スタートから35年後の現在に至っている。

総合企画委員会が検討するテーマは、JIPAのありたい姿、組織運営および他のJIPA組織では対応していない新テーマである。

そのようなテーマは、本来なら理事会と事務局が担当するものなのだが、理事は比較的短期間で交代してしまうことと、以前は事務局機能が弱体であったため、より長期的にJIPA運営を検討できるように、経験豊富な理事OBや専門委員会OBをメンバーとして総合企画委員会を編成して検討するのが慣例になった。

70年史の時の2008年の委員長は中山喬志元専務理事だが、その後は2009年～2012年度久慈直登元理事長、2012年～2014年萩原恒昭元理事長、2014年～2017年奥村洋一元理事長（途中奥村洋一氏の武田薬品工業退職に伴い同社から関口陽氏が推薦されて委員長となりその間奥村氏はオブザーバーとして継続した）、2018年～2022年まで再度、久慈が現役の専務理事として委員長を兼務した。委員長は、基本的にはJIPAの運営を行った経験のある元理事長にお願いすることが多いのだが、専務理事を委員長とした理由は、JIPAの一般社団法人化にともない、法律にしたがいフルタイムで従事する専務理事のみが組織運営の法的責任を負うため、総合企画委員会による検討を通じてJIPA運営の整備を可能にするためであった。

2016年には、関西部会に所属する会員を委員とした総合企画委員会関西チームを作り、関西および地方会員に関連するテーマの検討をスタートした。関西チーム設立の理由は関西をベースにする委員会やプロジェクトがなかったことから、関西企業のメンバーによる会議体を作り、関西企業の意見を取り入れることが目的であった。この関西チームのリーダーは、2016年～2022年まで、志村勇事務局長兼関西事務所長である。

過去の検討テーマを振り返ると、70年史までの総合企画委員会の20年は、JIPA活動の成熟期と国の知財立国宣言が重なった時期でもあり、内外からJIPAに寄せられる期待を受けながら、それにふさわしいJIPAの基盤を確立するテーマが多く、それ以降はJIPA法人化により確立した基盤の上で、次の時代への進化を考えるテーマが多い。

ちょうどこの切り替わりの頃にJIPAスローガンが変更されたが、これはJIPAのこのタイミングでの姿勢の変化を表している。それまでは「チャレンジするJIPA、世界をリードするJIPA、専門家集団としてのJIPA」がスローガンであった。

これが「世界から期待され、世界をリードするJIPA」に変更された。JIPAは、もはや専門家という知財の枠内にとどまらず、広く日本の産業、グローバル競争力強化を視野に入れた、社会から期待される活動をすべき存在であると自他に示すことが目的の変更であった。

その後、総合企画委員会での検討により、2014年の定例総会でJIPAは一般社団法人になった。

法人化は過去の総合企画委員会でも繰り返し検討されてきたテーマであった。JIPAのそれまでの歴史では、様々な先輩たちによって、任意団体の居心地の良さが語られてきた。それは任意団体であることにより監督官庁の介入や天下りの受け入れをする必要がなく、自分たちの思うとおりの自由な活動ができ、特許庁や経産省などの政府に対しても真っ向から対立する意見を言える、という自由さであった。

しかし任意団体であることは重大な弱点がある。

法人格がないため、人として扱われず責任を負うことができないのである。例えば、任意団体が政府のパブリックコメントの募集にたいして意見を提出する場合、法人格がないため、誰かの個人名で提出しなければならず、それに理事長や専

務理事の肩書きがついているとしても、結局は個人名に過ぎない。法的には団体の意思表示にならず、街の仲良しクラブの個人の意見と同じ位置づけである。ある程度の敬意は表されるとしても、法的な位置づけが個人の意見と同列であれば、他の法人格をもつ知財団体の意見よりも、JIPAの意見の位置づけは後退する。

この監督官庁からの介入を忌避することと、任意団体の弱点を克服することの2つの条件をクリアしなければいけなかったのだが、1998年にできたNPO法人制度や、2002年にできた中間法人制度は、いくつかの点でJIPAの活動内容には適しておらず、結局、2006年の一般社団法人制度まで待たなければいけなかった。総合企画委員会では法人化ワーキングを作って検討を進め、2014年5月総会でJIPAは法人となった。

以下に総合企画委員会の扱ったテーマの概要を年度別に紹介する。

文字数が許せば、理事長による諮問内容と総合企画委員会からの答申、さらに検討に参加した委員や交代した委員を時系列に詳細に記載したいところだが、それは他の記録に譲り、ここではテーマ検討の推移と新編成のタイミングでの委員の氏名を記載した。途中で退任した委員や途中から参加した委員のお名前を紹介しきれていないが、ご容赦いただきたい。

2. 年度別の活動内容の紹介

➢ 2008年度（主な検討テーマ：知財中小へのサービス強化）

2008年半ばまでの活動は、この年の委員長であった中山喬志元専務理事の手により70年史に書かれている。2008年9月にリーマンショックが起き、それから70年史の原稿締め切り直前の12月までの世界経済の印象的な新聞記事を中山さんがいくつか紹介しているが、リーマンショックによる企業業績の減退は、JIPA活動を大きく見直す機会になった。

2008年度の碓井裕彦理事長による諮問事項はリーマンショックの前のタイミングで発せられ「正会員のうち、知財活動に従事する要員の数が少ない、いわば知財中小の会員に対するサービスの在り方、知財中小の会員の意見をJIPA活動に反映するにはどうすればいいか」という内容であった。

諮問の背景は、JIPA正会員で委員会やプロジェクトに参加しているのは約4分の1で、他の4分の3の企業は参加していない。知財部員の比較的少ない企業は、JIPAに何を期待しているか聞きたいということであった。

知財中小のJIPA活動状況を調べるために、総合企画委員会は、関東電気機器部会、化学第二・商社部会、関西電気機器部会およびマネジメント委員会に協力を求め、情報や意見を収集した。

その結果、知財中小はJIPAの運営への不満はあまりないが、それでも自社経営者へのJIPAからの発信を強化してほしいこと、自社で講演をしてくれることが可能な講師の紹介をして欲しいことなどが希望として出された。

また知財中小にとって、業種別部会は参加しやすいが、業種別部会の分科会の構成の仕方には違和感があるという意見もあり、これがその後のJIPA少数知財研究会の発足につながった。現在、少数知財研究会は関東部会、関西部会、東海および中国・四国・九州地区協議会主催で活発に行われている。

➢ 2009年度（スローガン見直し、5年先のJIPAビジョン）

2009年度から委員長は久慈直登元理事長に交代した。総合企画委員会は新編成をし、志村勇さん、西尾信彦さん、竹本一志さん、加藤泰助さん、鈴木元昭さん、大野茂さん、倉永宏さん、三原秀子さん、光主清範さん、百瀬隆さん、北尾善一さん、石原俊明さん、オブザーバーとして澤井敬史さん、浅井彰彦さん、碓井裕彦さんである。志村さんと西尾さんは、後にそれぞれJIPA事務局長になるのだが、他の委員も正副理事長、委員長経験者たちで長期間にわたってJIPAを支えてくれているメンバーである。多くの人が2013年度まで継続してくれた。

2009年度理事長の萩原恒昭さんからの諮問事項は、JIPAスローガンの見直しであった。

それまでのJIPAスローガンは「チャレンジするJIPA、世界をリードするJIPA、専門家集団としてのJIPA」であったが、5年先の知財ビジョンにふさわしいスローガンを検討し、JIPAがとるべき施策を示して欲しいという内容である。

スローガンの見直しは、委員の多くがJIPA執行部経験者中心であったため、内部検討を中心にし、さらに外部の有識者に意見を聞いた。有識者は元裁判官の竹田稔氏、元WIPO事務局次長の植村昭三氏、特許庁高倉茂男氏、東大教授渡部俊也氏の4名であった。

それ以前のJIPAスローガンは、社会におけるJIPAのプレゼンス拡大を図った時期に採用されたもので、その志を「チャレンジ」という言葉で表現していた。いわば若い時代のJIPAである。

いくつかの案を検討し「世界から期待され、世界をリードするJIPA」を総合企画委員会の案として理事長に答申した。

そのための施策としては「現在の世界の知財環境に関して経済の変化、経済圏の変化も含めた多角的な分析を行い、将来の世界の知財制度のあり方をJIPAから世界に向けての意見発信すること（4 same、すなわち書式統一、調査統一、審査統一、世界特許の4つのステップ）、環境技術と知財についてJIPAから世界に向けて解決策を発信すること（WIPO GREEN）、日米欧の三極ユーザー会議の拡大として中韓の候補団体への打診および多極ユーザー会議の開催すること（日米欧中韓5極ユーザー会議）」ことを掲げている。これらの施策は順次実行されたが、方向性を明確にしたのは2009年のスローガン改定であったことになる。

「5年先のJIPAビジョン」は以下のような内容で答申された。

「今後、知財制度に反対する意見が世界で目立つようになり、20世紀後半に発展してきた知財制度が21世紀には相当に変革を迫られる可能性があるかもしれない。JIPAの様々な活動、会員数と会員企業による出願数がいずれも世界最多であること、さらに海外ユーザー団体との連携実績、などにより、JIPAの発信は国内外特許庁や知財関連団体・企業からきわめて重要な意見として受けとめられることになる。そのため将来の世界の知財制度・知財活動の在るべき姿について世界に向かって価値ある提案をし続ける組織であることが、期待されるJIPAの近未来ビジョンである」

➢ 2010年度（リーマンショックを受けて）

守屋文彦理事長から2つの諮問事項があった。

(1) 諮問の一つ目は「将来の我が国が進む方向を読み、知財環境のありようを研究し、中期的にどのようなテーマがあるのか、そのための制度設計やアプローチはどうしたらいいのかを研究する場が必要ではないか」である。

総合企画委員会からの答申は「研究する場は理事会そのものである」とした。

JIPAは理事会が意思決定機関であるが、そこに人材を集め、理事が担当するプロジェクトや専門委員会を研究機関として使うことにより広く知見を集め、それを持ち寄る理事会が「研究する場」としての機能を果たすべきであると答申をした。

中期的テーマとしては「多くの権利を保有する日本企業の潜在的な競争力は非常に高いと考えられるが、海外での権利行使に焦点をあてることが、現在、会員企業にとって重要なテーマである」との答申であった。

(2) 諮問の二つ目は「JIPAのオペレーション規模のありかた、運営の収入源、賛助会員の活動範囲の見直し」である。これはリーマンショックにより、前年度の収入が大きく減っていたことに関連するものである。

答申は「企業が次の時代に生き延びるために経費削減などあらゆる検討をしているこの時期にJIPAの収入がダウンするのは当然であり、その最中に、JIPAの収益拡大のため、オペレーション規模のあり方の見直しを行う必要はなく、JIPAの活動の充実を心がければよい」さらに「運営の収入源として、JIPA研修の魅力が他団体に比較し相対的に低くならないよう努力しつづけることが必要で、そのためにもJIPAの運営と財政を預かる専務理事（当時は中山専務理事）が人材育成委員会の担当理事になり、直接、JIPAの事業として見るべきである」とした。

その後、人材育成委員会と会誌広報委員会は、専務理事自身が担当理事になり、現在に至っている。

賛助会員の活動範囲の見直しという諮問の背景には、賛助会員からそれを広げて欲しいという意見があったためである。

答申は「賛助会員の活動の場の拡大として、東海地区協議会については、会合の会務報告を正会員に行い、それに引き続く講演会と懇談会に賛助会員参加可との運営を行っている。これは人数的に可能な中規模の会合であることや地方での賛助会員からの要請にしたがうものである。関東部会では賛助会員の参加は人数が多すぎて難しいが、関西部会については年2回程度なら賛助会員を入れる会合が可能」というものであった。賛助会員の業種別部会への参加については「賛助会員は業種区分に合致しないため参加になじまない」と答申した。

賛助会員の活動は、この答申内容にしたがい現在も運用されている。

➢ 2011年度（組織見直し）

河本健二理事長から6つの諮問事項があった。

(1) 専門委員会とプロジェクトの再編成

諮問は特定の組織に関するものではなかったため、答申内容は一般的な内容になった。

「専門委員会のテーマの選び方は、主として30代から40代の委員の仕事の内容に合ったテーマが多く、やや限定的な自分たちの専門分野での勉強のためのテーマになる傾向がある。したがって、世界の知財の最新動向を、より広い視野で考えて選ぶアプローチではないため、JIPA意見として世界に発信する最新の政策提言にはあまり適していない。そのような研究は、むしろ委員OBたちが50代になって自己の職域が広くなったときに対応してもらうことが適している。JIPA組織は、50代の人たちが活動に参加できる場が比較的少なく、したがって彼らの知見を取り込めていない。ベテランにもっと積極的に参加してもらうため、タスクフォース、ワーキンググループ、研究会などの軽くて柔軟な組織を作れば、彼らが参加しやすくなり、知見を取り込む効果がある」

この答申の結果、いくつかタスクフォースなどが生まれたが、その後組織管理上の観点から、やはりミッションを明確にする政策プロジェクトとして構成するように戻している。

(2) 東日本大震災関連で協会入会金の要否、休会制度の採否等

2011年3月に発生した大震災により企業業績が低迷し、会員企業の一部から年会費免除のための休会制度の問い合わせがあったことによる諮問であったが、総合企画委員会では「休会制度はつくる必要がない」と答申し、そのように運用された。

(3) 知財グローバル人材の育成

諮問は、グローバル人材育成に関する一般的な問いかけであった。答申は以下である。

「知財の知識の習得、専門委員会における議論のスキルアップの機会提供はJIPA研修として既に行っており、各人の語学力向上は個人の努力である。JIPAが新たにグローバル人材育成のためにできることは、国際会議への参加、場馴れという経験の機会を提供することである。特に海外で、各国政府や団体が主催する国際会議やセミナーへのスピーカーになる機会は、JIPAに依頼が集まるため、会員に機会提供が可能である。国際会議やセミナーでは世界各国のスピーカーによるパネルディスカッションが行われることが多く、英語で他のスピーカーと議論をすることが要求される。その機会提供がグローバル人材育成に役立つ」

この答申のフォローとして、その後、ジンバブエ、ケニア、南アフリカ、モロッコなどのアフリカ各国の知財シンポジウム、ブルガリア特許庁のシンポジウムのスピーカー派遣をJIPAが行った。これらのスピーカーは理事や院長にお願いした。たとえ知財部門責任者であっても、JIPAによるこのような機会提供はグローバル人材育成につながるものである。

(4) JIPA財政基盤の再構築

東日本大震災の影響により、研修収入が大きく減じる可能性を考えての諮問だったが、リーマンショックのときほど悪化しておらず、状況の推移を見ることにして財政の再構築についての答申はしなかった。

(5) 海外派遣の代表団と調査団の中長期計画策定

諮問の背景にある事情として、それまでのJIPAでは、代表団も調査団も、委員会やプロジェ

クトの海外出張の提案を、その都度、理事会で審議し、ほとんどそのまま承認する繰り返しだった。いわば長期計画がなく、さらに出張の成果報告も不十分であった。海外派遣にはJIPAが多額の費用補助をしているため、派遣の必要性や成果を明確にした中長期計画を立てるべき、というのが諮問の趣旨である。

答申は以下の内容であった。

「JIPAは会費で運営する団体なので、使う費用は効果がきちんと会員にフィードバックされる必要がある。会員企業の中には国内ビジネスが中心の企業も多く、もし海外派遣の成果が参加者個人にのみ帰するなら、会員にとって公平ではない。インターネットにより、各国知財制度などの公開されている情報はその国の特許庁や関係団体のホームページ上から入手可能であり、そのレベルでの調査団派遣は今後、全く不要である。したがって海外派遣は、出張者が国際会議で発言する場合と各国関係者との信頼構築を目的とする場合とし、それに合致する案件を派遣すべきである。しかし中長期計画として何年か先の将来の派遣先を想定するよりも、世界の実際の動きに合わせて年度毎に訪問国を決める方が現実的に役に立つ」

この答申後、事務局が中長期計画案を策定しテスト的に運用してみたが、その後、年度毎の計画策定に戻った。理由は、海外派遣は予算案とリンクするため前年度末に次年度の計画を考える方が合理的で、直近の事情に合わせることが可能だからである。

(6) 地域協議会の拡大

中国地方、四国、九州をカバーする協議会の設立が総合企画委員会から提案され、その結果、中国・四国・九州地区協議会が正式に発足した。

➢ 2012年～2013年度（総合戦略会議による戦略検討）

この2年間の総合企画委員会活動は、それまでの理事長諮問事項への委員会答申ではなく、総合戦略会議という名称をつけて、企業の知財戦略検討を行った。総合戦略会議の座長は萩原恒昭元理事長にお願いし、4つのワーキンググループを作った。知財戦略WG（志村リーダー、三原サブリーダー）、広報活動WG（鈴木リーダー、竹本サブリーダー）、社団法人化WG（萩原リーダー）、TPP対応WG（今子リーダー、水野サブリーダー）である。

戦略会議としたのは、前年度までにJIPA運営の多くの課題が検討を終了し、必要なテーマとして戦略研究が浮かび上がったことが理由である。2000年代に非常に強い日本のグローバル競争力がこの頃徐々に弱くなり、日本企業の戦略見直しの必要性が大きくなっていた。しかしJIPAには本格的な戦略研究の場がなく、これを総合企画委員会で取り上げたのである。

知財戦略研究の狙いは、それまで世界をリードしていた電機大手がなぜグローバル産業競争で優位性を失ったか、その理由の原因と今後の対策を研究し、他の日本企業の参考にすることであった。

2年間の研究の後、2014年4月号「知財管理誌」特集号に以下を要点とする論説文を掲載した。

- 各業界は世界における知財状況が全く異なり、業界毎の知財戦略を策定する必要がある。
- 電機業界は各社ともに多すぎる特許権を保有し、ライセンスを行わざるを得ない状況である。
- 材料・素材は電機と正反対に位置し、独占を常態化（ノウハウ管理が重要）することが可能。
- 金属機械は、電機業界と材料・素材業界の両方の要素をもつ混合戦略が可能。
- 各業界の中でも自社のポジション（トップ・ランナーか、競合状態か）と連携状況により知財戦略は変化。
- 日本企業の知財戦略は、主に米国の知財環境（プロパテント政策、特許裁判・判例）により、変化する。
- 日本政府の知財戦略は全く不十分なため、JIPAから国に向けた戦略発信はきわめて重要。

知財戦略のほか各ワーキンググループもそれぞれの活動成果を報告した。

2012年10月にはパテントボックスワーキンググループを作った。これは経団連の「2013年度税制改正に関する提言」により、英国の制度を参考にしたパテントボックス（イノベーションボック

ス）税制の新設が提言され、日本政府がこれを受け「知的財産政策ビジョン」で検討するとしたためである。もし日本でパテントボックス制度が導入されたなら、グローバルで活動している日本企業はその出願戦略に非常に大きな影響を受ける。ただしこのテーマについては、その後政府の検討が進展しなかったため、活動は中止した。

➢ 2014年～2015年度（NPE対策の検討）

前年までの2年間の総合戦略会議による戦略研究は、論文発表により目的を達成した。そこであらためて総合企画委員会の組織に戻し、新たにメンバー編成を行った。委員長は奥村洋一元理事長にお願いし、委員は、吉原拓也さん、田中精一さん、関口陽さん、鈴木頼子さん、浅田学さん、平山龍太さん、矢藤有希さん、竹野晃さん、大野郁英さん、細田達矢さん、今子さゆりさん、事務局からは西尾さん、赤井さん、久慈である。

研究すべきテーマとして、専門委員会とプロジェクトで取り上げていないものをリストアップし、その中から選ぶようにした。そこで取り上げたのは、NPEの問題である。

かつてJIPAの会員にパテントトロールを入れるべきではない、という答申が総合企画委員会から提出されたことがある。理由は、JIPA会員になると名簿が閲覧可能になり、日本企業の組織状況や責任者にアクセスできて、場合によっては実態調査のデータから知財活動レベルを調査され、把握されるためである。しかしその後パテントトロールたちは自分たちへの批判を回避するために多様化し、一見して企業活動のサポートのように見える活動も行うようになっていた。

もしJIPAが、NPEをパテントトロールと一括りにして新しいビジネスの実態を知らなければ、そこへの対策もとれず、日本から新しい知財ビジネスも生まれない。そこでNPEの実態を調査し、NPEへの対応やNPEから学ぶべき知財ビジネスをJIPA会員に情報提供することは意味があると考えた。

そこでまず、RPX、Acaciaなどが公開している統計データや財務諸表の分析、NPEに詳しいDLA Piperのヘンリー幸田弁護士やIntellectual Venturesの幹部にNPEの最新情報についてヒアリングを行った。特にヘンリー幸田弁護士からは彼の米国での経験にもとづく多くの情報を教えてもらった。彼はそのヒヤリングの少し後に、出張先で惜しくも亡くなられた。私にとっては大学の先輩で長く親しくしていたが、ヒヤリングが彼との最後の会話になってしまった。

総合企画委員会によるNPEの研究は、2014年度中にまとめるまでに至らず、2015年度も引き続き検討することにした。2015年度には、NPE（Non Practicing Entity）という語が大学や研究機関も入るため、PAE（Patent Assertion Entity）という語に切り替えた。日本企業は彼らに対してどのように対処すべきか、具体的には以下の項目を調べた。

- PAEの実際、およびそれを取り巻く環境。
- なぜ米国で多くのPAEが活動しているのか、台頭の背景やどのように収益を上げているのか。
- PAEに対する米国での制度改正の動きと注意点。
- 日本における業界別のPAEの影響。
- PAEの新たな動きや今後の予想。
- どのようなパターンで交渉や訴訟を仕掛けてくるのか。
- PAEとの訴訟における過去の訴訟履歴調査の重要性。
- 将来米国でPAEとの特許訴訟に巻き込まれたときの具体的な対処法。
- 訴訟に巻き込まれないための事前対策。

2年間の検討結果は、2016年4月「知財管理誌」特集号に「PAEを巡る動向と日本企業としての対策」のタイトルで掲載した。

➢ 2016年度（第4次産業革命への対応）

2016年度に研究したテーマは、第4次産業革命である。

これはこの年の世界経済フォーラムで初めて使われた言葉で、IOT、AI、ビッグデータの利用によるデジタル革命を意味し、一気にブームになったものである。しかしJIPAにはまだ、この言葉の下でどのように知財を考えるか検討する委員会

やプロジェクトがなかった。そこで総合企画委員会で急ぎこのテーマを研究することにし、テーマに合わせてメンバー編成を変更した。

この年から総合企画委員会は、関東チームと関西チームの2つに分かれて、それぞれ課題を検討し、一定期間経過後に合同会議を行う形式をとった。理由は、委員会の開催頻度が多くなるにつれて、企業の知財部長の委員が多い総合企画委員会では、関西部会所属の会員による会議を東京に出張する負担なしに行うようにするためであった。これはその後継続して2022年に至っている。新関西チームのメンバーは、福岡誠さん、松尾まゆみさん、山中繁暢さん、関章さん、志村勇さんで、後に高島喜樹さんが参加した。

(1) 関東チーム

日本政府の第4次産業革命に関する動きの情報収集を行った。その結果、政府の各省では統一的な議論がなされていないこと、各企業の取り組みは、まだ相当異なっていることが分かった。いくつかの問題点も認識したが、企業は第4次産業革命という言葉に惑わされて拙速に動くよりも、むしろ同業・異業に関わらず各社との連携やデータ利活用の可能性、オープンイノベーションにおける情報管理を行うことでまだ十分との認識をした。

(2) 関西チーム

関西チームも第4次産業革命を研究した。第4次産業革命という出来事を契機として「知財部門を変貌させる大きなチャンス」と位置付けての研究であった。

第4次産業革命への対応は、むしろ次世代に向けて準備しなくてはならない。そこで次世代に向けた知財部門のあるべきミッション・組織を明確にし、そのための人材育成や次世代には消滅する知財の業務と、新たに発生する業務を検討した。第4次産業革命では新たなビジネスが発生することが予見され、モノの発明よりも、ビジネスのコトの発明が多く出願されること、そのためさらに事業・経営に近い領域に踏み込んでいく知財活動が必要なこと、第4次産業革命というチャンスの下で知財部門が変化すれば、より経営レベルでの活動になるとの提言がまとめられた。

総合企画委員会の2016年度の研究結果を踏まえて、翌2017年度からJIPAは新たに第4次産業革命プロジェクトを発足させ、このテーマの研究は同プロジェクトに引き継がれた。これにより総合企画委員会の第4次産業革命研究は終了した。

➢ 2017年～2019年度（関東チームのベンチャー対応と関西チームの知財評価）

2017年度の総合企画委員会は、関東チーム、関西チームとも新テーマに取り組んだ。関東チームは「日本におけるベンチャー育成・新規事業創出」であり、関西チームは「知的財産価値評価」である。この2つのテーマの検討には、両チームとも2年以上を費やし、3年目にようやく成果発表ができた。関東チームは新編成をし、前年度からの継続メンバーのほか、熊谷英夫さん、高橋正治さん、峯木英治さん、高江端一さん、照沼貴史さんがあらたに加わった。

検討の途中、ベンチャーの理解のため、新しくJIPA会員になったSpiber Inc.（スパイバー）を東西チーム合同で、本社のある鶴岡市に訪問して意見交換をしている。

（写真：スパイバー 訪問時の東西合同チーム）

(1) 関東チーム（日本におけるベンチャー育成・新規事業創出）

まず各社の新事業創出の問題点の整理を以下のように行った。

・ 企業にはヒト・モノ/技術・カネ・情報/経験があるものの、必ずしも有効活用されていない。
・ 政府の産業政策の多くはベンチャー/スタートアップ育成に向けられるが、既存企業が保有す

る技術の有効活用に着目した施策は少ない。これは既存企業の自己努力に期待し、政府が余計な介入をしないためである。

・知財組織にはビジネスチャンスを含む社内の多くの情報が集積されており、新事業創出に多くの貢献ができる可能性がきわめて高い。

以上のような問題点の整理に従い、ベンチャー育成に関する日本及び世界の最新活動状況調査と先進的な取り組みを行っている日本企業やベンチャーにヒヤリングを行った。そこで得られた情報をベースにして、既存企業の視点、ベンチャー/スタートアップの視点、日本の文化的・社会的背景を考えながら、企業知財部がベンチャー育成に貢献する方法を検討した。

関東チームの3年間の成果発表は、知財管理誌2019年11月号に「知財部門によるサポートがスタートアップ・ベンチャーを活かす」というタイトルで掲載し、その内容を東西部会で2020年1月に総合企画委員会報告としてプレゼンテーションを行った。

(2) 関西チーム（知財評価）

関西チームの研究テーマを「知財評価」としたきっかけは、この時期に大きな話題になっていた懲罰的損害賠償問題である。

この問題は、2017年特許庁長官による「日本の知財訴訟は損害賠償額が低いために、権利の価値が低いと考えられ、それを理由として日本の出願件数が増えていない。そのため権利侵害に対しては懲罰を入れて賠償額を高くすべき」という主張により、日本の知財関係者間で議論が沸騰したものである。背景には出願件数の減少による赤字問題があったのかもしれないが、懲罰賠償はそれまでも過去も何度か議論の対象になっていた。

総合企画委員会関西チームでは、懲罰から一歩離れて、知的財産権の価値評価の問題として研究することにした。

日本では民事訴訟において懲罰という構成をすることは法的構成から考えると無理がある。さらに本質的に知的財産の権利侵害ははっきりした黒とも白とも言えないグレーであることが多く、それに懲罰を科すという構成は、違法行為にただでさえ神経質な日本企業の研究開発を、懲罰など受けたくないという理由で、さらに萎縮させるであろう。そのため懲罰について検討するより、むしろ権利価値を算定する合理的な方法の検討が重要と考えたのである。

2017年度は情報収集をした。まず日本の金融が知財をどのように評価して融資を行っているかを調査した。

知財評価に関する資料は既存の公開資料はたくさんあり、例えば「活用知財融資と知財訴訟の損害賠償額の日本の課題」「金融機関職員のための知的財産活用のススメ及び応用編」「中小企業の強みを評価しませんか?」「知財を切り口とした融資～事業性評価融資の動き」「知財と金融　知財ビジネス評価書事業」などがあった。しかしどれを見ても、ビジネスや知財を一括りにした一般論でしかなく、我々にとっては不満足なものであった。

この年、内閣府知財戦略推進本部でも「知財のビジネス価値評価検討タスクフォース」を設置したので、JIPAから総合企画委員会委員の関さんに参加してもらい、そこでの情報収集も行った。

その結果、企業の知財実務の経験のない人が損害賠償額や知財評価を語るときは漠然とした権利イメージで語っているのがほとんどで、それは実際のところ、一般論すぎて役に立たないということが分かった。

例えば電機の数千件の特許による一製品と製薬の数件の特許による一製品など業種の違いにより価値には非常に大きな違いがある。またビジネスと知財は、会社単位ではなく、事業単位で考えなければいけない。時間軸で考えると、初めて市場投入した時の知財の圧倒的な強さと、その後フォロワーが改良した技術をもって参入してきたときの急速に知財価値は下落する。つまり知財価値は極めて相対的なもので、ライバルの存在や動向と組み合わせて評価しないと、一人よがりの架空の評価になる。それは実務者が肌で感じている既存の評価方法の欠点であった。

知財を評価するときに事業の特性と時間による変化を考慮するという、関西チームの検討結果の発表は、2019年1月の東西部会で総合企画委員会報告としてプレゼンテーションを行い、その後、

知財管理誌2019年4月特集号に「知的財産権の価値評価手法」のタイトルで掲載した。

➢ 2020年～2021年度（関東チームの2030年に向けてのJIPAビジョンと関西チームの知財戦略ゲーム）

(1) 関東チーム（2030年に向けてのJIPAビジョン）

2020年度という区切りになる年にふさわしいテーマとして「2030年JIPAビジョン」を選んだ。

これは、テーマがテーマだけに、過去からの変化を踏まえてまず事務局が叩き台を作り、これを事務局グループリーダー、5人の理事長OBであるJIPA参与、6人の正副理事長を総合企画委員会の臨時メンバーとして、彼らに意見を聞いた。委員会はコロナ下でオンライン会議にせざるを得なかったが、この臨時メンバー編成はとても有効に機能した。

総合企画委員会は過去、2000年や2010年のような区切りのいい年にもその先の将来ビジョンを作っているので、2020年度はちょうどいいタイミングであった。また2020年度は世界の将来がきわめて不透明になった年でもあった。それはコロナウイルスの広がりで人々の行動が著しい制約を受け、米中貿易摩擦によって世界経済のブロック化が進んだ2つが重なったためである。本稿を執筆中の2022年秋においてもまだコロナウイルスの影響は続いており、ロシア・中国などの覇権主義国家と欧米日本などの民主主義国家の対立はウクライナ戦争の現実になっている。

日本企業の経済活動は著しく影響を受けており、ロシア・中国に対しての機微技術提供や投資・事業売買への制約、特許出願による技術情報公開への懸念はますます強くなっている。対立下では、日米欧の知的財産権をロシア・中国が尊重することは少なく、特許出願は最新の技術資料として利用されるからである。

そのような状況下で作成した2030ビジョンは以下のような内容である。

・ スローガンの見直し

「世界から期待され、世界をリードするJIPA」と英語スローガン「Creating IP Vision for the World」の2つのうち日本語スローガンを終了させ、英語スローガンに一本化することを提案した。これは求心力を単純にする方がいいと考えたもので、2021年度5月社員総会の理事長方針で一本化が宣言された。

・ 研修強化

コロナ下の状況に合わせてオンライン研修が定着したが、その定着により他の知財団体でも、JIPA研修と同じ講師、同じテーマでビデオ配信を簡単にできる環境になった。それが増えるにつれ、JIPAの研修受講者の数は減少してゆくであろう。そこでJIPA研修の魅力を一層強化する必要がある。そのためJIPA本来の研修スタイルである、企業の先輩たちが他企業の後輩たちを指導するという強みをより明確にすることを意図した「研修強化策」を提案した。具体的には、各企業の経営や事業内容に合わせたカスタマイズ研修を提案し、この提案による新研修は2022年度11月にスタートした。

・ 新たな知財価値の探究

2030年の知財を取り巻く状況を想像すると、特許権は「産業の発展のため」から「人類と社会の幸福のため」に向かうと考えられる。国連提唱のSDGs活動は、さらに進化してグローバルコモンズに向かい、デジタルトランスフォーメーションは一企業内のテクノロジーの問題ではなく業務の進め方のカルチャーの変化として社会全体の基盤になる。これに合わせて新たな知財の価値を探究する芽となるべき研究組織が必要になることを提案した。

具体的な一つ目は、SDGsプロジェクトである。世界のSDGs関連の情報を調査し、日本企業は何をすべきかを研究する組織の提案で、その結果、2021年4月に発足した。

二つ目は、社会全体の共創を考えると今後知財のネットワーキングがより重要になるが、そこで企業間、産学、ベンチャー／スタートアップの連携を、JIPAの場を利用する新たなオープンイノベーション可能性として研究する組織の提案で、その結果、2022年4月にオープンイノベーションプロジェクトとして発足した。

・ 地区協議会の拡大

現在、JIPAでは東海地区協議会および中国・

四国・九州地区協議会の2つが活動している。

しかしながら北海道、東北、中部のJIPA会員は非常に少なく、これらの地区の有意の企業がJIPA活動に参加できていない。そのため北海道、東北、中部地区でのJIPAの認知を高める活動を行い、この地区での会員数を増やし、北海道・東北・中部地区協議会を設立すべきであると提案した。このテーマはその後、地方会員拡大を以前から検討している関西チームの担当として、2022年度中に東北地方のネットワーク拡大に着手した。

・ JIPAの将来の財務構造

事務局長の志村さんが、JIPAの今後の収入と支出の展望について検討し、報告を行った。

(2) 関西チーム（知財戦略ゲーム）

2020年度の関西チームは、知財評価の研究から派生して知財戦略ゲームにチャレンジした。

その前の3年間の関西チームの研究によると、知財の価値は相対的なものであり、ライバル企業の打つ手により時系列で価値が変動する。それには一定のパターンがある。例えば、ライバルの出願、訴訟、新事業などにより自社の持つ知財の価値は変わる。これを考えると、知財活動は相手があってのゲームであり、ゲームの得点のように知財価値の変動をとらえることが可能ではないか。

一般にビジネスゲームや経営ゲームと呼ばれるゲームがあるが、これは財務諸表、会計基準、営業上の仕入れや販売の仕組み、資金調達、在庫管理など、様々なビジネスの知識の習得を、ゲームをしながら学ぶことができる勉強と楽しさを兼ねたツールである。

それでは知財活動の要点はゲームを通じて学べるものだろうか。

まず既存の知財関連のゲームを調べてみたところ、扱っている知財活動の範囲は限定的で我々の想定したものではない。我々の想定は、知財が事業と研究開発に密接に関係し、グローバル展開として各国の知財制度の特徴を入れる、限りなく現実に近いものであった。

ゲームの主な構成は次のような内容である。

一定の知財知識がある人向けのゲームとし、多数のカードを利用することにより、簡単な初級レベルから複雑な上級レベルまで、また業種別の変化への対応も可能にして、事業や研究開発の要素、国別の要素を入れる。ゲームスタート時は同一の条件から開始し、途中でゲーム参加者の選択によりそれぞれの知財活動の特徴が形成される。ゲームは1時間程度で終了し、ルールは複雑になり過ぎず、さらに知財カード、事業カードおよび研究開発カードを、たくさん用意する。4、5人が参加するボードゲームのような形式にし、ゲームを楽しくするため激変カードや幸運カードなども加える。

以上のようにして、ゲームに成りそうなところまでは漕ぎつけたが、実は完成版とは言えずテスト版である。理由はゲームをどのように利用するか、その目的に合わせた仕上げが必要なためである。

例えば、これをJIPAの研修で利用するならば、内容は不十分である。結局のところゲームとして一定の割り切り方をしているため、その範囲での知識にしかならず、現実はより多くの条件を考えて判断しなければならない。ゲームよりも、JIPAの提供する研修内容の方が現実に使える知識が正確に得られるであろう。ゲームはゲームのルールの下でのみ機能する。そのため誤解を招き、実務判断を間違う恐れがある。このように考え、知財管理誌への投稿も差し控えることにした。

JIPAがもし将来、営利活動を行う団体に方向転換し、知財戦略ゲームの市販を企画するならば、そのときには、関西チームのこの検討が生きるであろう。

➢ 2022年度（関東チームの85年史準備と関西チームの北海道・東北・北陸地区協議会準備）

(1) 関東チーム（85年史準備）

2022年度の関東チームのミッションとしては、85年史の準備とした。

70年史準備のときは、その前の50年史から20年が経過したこともあり、関係者の協力を得やすくするために70年史プロジェクトとしたが、85年史は事務局が編集をリードすることにした。したがって関東チームのメンバー編成は、事務局員を中心とする85年史に関係する人たちということになる。85年史準備が終わったときに次のテー

マを決めて、あらためて関東チームの新編成を行うことになる。

(2) 関西チーム（北海道・東北・北陸地区協議会準備）

2030年JIPAビジョンの地方会員拡大のテーマのため、2022年度は、まずJIPAと東北地方のキーになりうる人々とのネットワーク拡大を目標にした。最近では東北地方で岩手県発明協会のセミナーで2017年での講演しており、東北大学知財シンポジウムで志村さんが2021年度、久慈が2022年度に基調講演を行っているが、それでも東北地方は現在、JIPA正会員5名、賛助会員2名だが、中国地方（正18名、賛2）、四国地方（正16名、賛3名）、九州地方（正10名、賛1名）に比較して半分以下と少なく、今後、JIPA会員が増える可能性は十分にあるエリアである。

2022年度は、東北地方の拠点になりうる宮城県と岩手県を訪問した。訪問先は、仙台の東北経済産業局・地域経済部産業技術革新課・知的財産室、東北大学産学連携機構、岩手県庁政策企画部、同商工労働観光部、同ふるさと振興部科学・情報政策室、岩手県発明協会、岩手県工業技術センター、岩手県沿岸広域振興局および現地企業である東北電子産業、AIシルク（以上は宮城県）、イーハトーブスクエア、アイカムス・ラボ、セルスペクト（以上は岩手県）である。各訪問先において活発な意見交換がなされ、ネットワークの基盤ができた。今後はそれを生かし、イベントを共催するなど、東北地方でのJIPAの認知度を高め会員を勧誘するフォローを行うことになる。

また北海道に関しては、現在、正会員0、賛助会員1であり、各地方の中ではJIPAの活動が最も低迷している。そのため東北地方と同様に現地関係者とのネットワークを確立する必要がある。

3. おわりに

総合企画委員会で取り上げたテーマを年度別に紹介してきたが、過去に検討したテーマを整理してみると、(1) JIPAの方向性、(2) 組織運営、(3) 個別テーマ、の3つに大きく分類できる。その観点で70年史までの20年間と85年史の15年間を比較すると以下のようになる。

①1988年から2008年までの20年間の検討テーマ（詳細は70年史を参照して下さい）

(1) JIPAの方向性に関するテーマ

特許協会から知財協会への名称変更、中長期ビジョンの提案、会員の入会基準見直し、賛助会員の定義設定、PIPA終了後の活動、広報のあり方、スローガン改訂、オペーレーション規模、法人化の是非。

(2) JIPA組織運営上の課題

理事の選任方法、総会の運営、財務構造、役員負担軽減化の方法、OBの活用、企業トップへの啓蒙のしかた、総会のあり方、表彰制度の改訂、専門委員会PJの再編成、業種別部会のあり方、事務局のOA化、関西事務所のサービス機能強化、事務局海外運営強化、専門委員会に参加していない企業へのサービス、グローバル人材育成、若手知財部員への教育、政策部会活動の見直し、関係団体との交流。

(3) 個別テーマ

海外派遣への費用補助、HP充実。

②2008年から2022年までの15年間の検討テーマ（今回の85年史に記載）

(1) JIPAの方向性

スローガン見直し、5年先のJIPAビジョン、JIPAのオペレーション規模の検討、JIPAの行うべき中期的テーマの策定、財政基盤の充実、一般社団法人化、JIPA2030年ビジョン。

(2) JIPA運営上の課題

少数知財へのサービス強化、リーマンショック対応、地方会員拡大への施策、中国四国九州地区協議会の設立、委員会・PJの再編、大震災関連休会制度の是非、中長期海外派遣計画の策定、グローバル人材育成。

(3) 個別テーマ

総合戦略会議の設置による日本企業の戦略見直し、パテントボックス税制の研究、NPE、PAEの研究、第4次産業革命に関連した政府の動き情報収集と企業知財部門が行うべきこと、ベンチャー/スタートアップ支援のために企業知財部のできること、知財価値評価の新しい方法、価値評価の派生として知財戦略ゲームの検討。

あらためてテーマを振り返ると、70年史までの20年間のテーマは基盤構築と事務局強化が多く、その後の85年史までの15年間のテーマは専門委員会やプロジェクトで取り上げていない個別テーマが多く選ばれている。

この違いは、後半の15年間はJIPAの基礎がしっかりしたことにより、組織運営の課題は事務局自ら対応できるようになり、他方、従来の知財活動に収まりきれない新しいテーマが急速に増えている結果と考えられる。

私自身は2003年度に総合企画委員会委員になり、それ以降、現在に至るまで継続して総合企画委員会に参加しているので、活動歴がちょうど20年になる。JIPAの85年間の歴史で、青年期から成熟期に変化する重要な時期の総合企画委員会活動に参加でき、これをあらためて85年史の紙上に記録できたことは、次のJIPAの展開につなげるために、とても良かったと思う。

以上

人材育成委員会

1. はじめに

人材育成委員会は「会員の、会員による、会員のための研修」をモットーに、当協会主催の各種研修会の企画・運営を担当している。この研修の目的は、会員企業の知的財産担当のみならず、技術者を始めとする企業内で知財マインドが必要とされる方々の、知的財産スキル及び管理能力をアップし、各会員企業の知的財産力向上に貢献し、結果的に技術立国を目指す我が国全体の知的財産活動を更に活発化することにある。

今回、JIPA創立85周年の記念誌発行に当たり、直近15年の人材育成委員会の活動を取り纏めることとなった。そこで、歴代委員長に集まって頂いて座談会を催し、その内容を記録することを企画した。座談会は2022年10月31日（月）に日本橋のJIPAの会議室で行われた。座談会には、直近15年間の歴代委員長5人と共に、常に人材育成委員会の活動にお力添え頂いている久慈顧問（前専務理事）、現在の担当役員である下川原副理事長（東芝）にも御出席頂いた。また、座談会の司会は、現JIPA･人材育成グループの久山が担当した。この座談会の内容を掲載することによって、人材育成委員会の直近15年間の活動記録としたい。

2. 座談会の内容

(1) 出席者（敬称略）

久慈 直登（JIPA顧問、前専務理事）
下川原 郁子（副理事長／東芝）
長谷川 治雄（08 ～ 09年度委員長／日本合成化学）
大坂 茂（10 ～ 11年度委員長／旭硝子）
久山 秀人(12～15年度委員長／東芝ライフスタイル）
芳之内 淳（16 ～ 19年度委員長/IHI）
木村 吉秀（20 ～ 22年度委員長／日本ポリケム）

(2) 15年間の概要と自己紹介

久山：今日はお忙しい中お越し頂き、ありがとうございます。御承知の通り、JIPAの85年史を来年出すに当たって、専門委員会でも記事を書くと

いうことで、こういう形での座談会を開催させて頂くことになりました。

では早速ですが、最初に御出席の皆さんの、人材育成委員会での活動を紹介させて頂きます。

2005年から長谷川さん、大坂さん、私（久山）が委員会活動を開始し、長谷川さんは1年目でいきなり小委員長補佐として活動されています。そして長谷川さんが委員長になられたのが2008年と9年。大坂さんもずっと委員会活動をされて2010年と11年に委員長。そして私が2012年から4年間委員長。この間、2010年に芳之内さんが委員会に入られました。私も2005年から2年間委員会活動をしましたが1度退任し、3年後にリーマンショックで委員の数が減ったので、当時の事務局の露木さんに再度呼ばれて2010年から委員会活動を再開しました。2008年のリーマンショックでは、委員の数だけでなく受講者が大幅に減った、という状況でした。

そして2014年と15年は私が委員長で、芳之内さんに委員長代理をやって頂いて、2015年に 木村さんが委員会に入ってきた。そしてこの2015年は、委員の数が51名という2008年以降では最高の人数になっています。そして2016年から芳之内さんが4年間委員長をされて、その後木村さんが委員長を今年で3年目、という状況です。因みに、委員の数は2015年に51名だったのが、今年は27名とほぼ半減するというようなところまで落ち込んでいます。

図1は参考までに、受講者数の推移を示しています。2007年には18,333人というJIPA研修の中では最高の受講者数だったのですが、それ以降はリーマンショックの後に13,000人ぐらいまで減ってしまいました。そして何とか盛り返して15,000人まで増加したのですが、木村さんの代になって、コロナの影響で一気に減ってしまいました。今回の減り方は受講者数が6,000人台前半になった、半分以下になったということで、リーマンショックの時よりも厳しい状況になっています。しかし、昨年度は11,000人を超えるところまで回復し、今年度は10月27日現在で11,300人というところまで回復してきています。

ということで、長谷川さんから順番に、自己紹介をして頂きたいと思います。

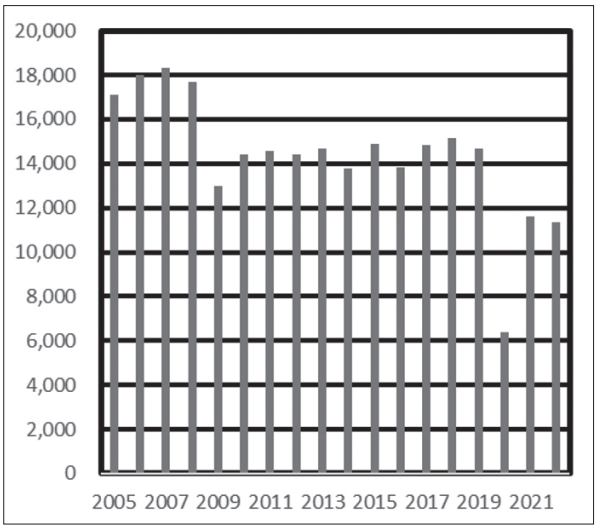

図1　JIPA研修受講者数推移

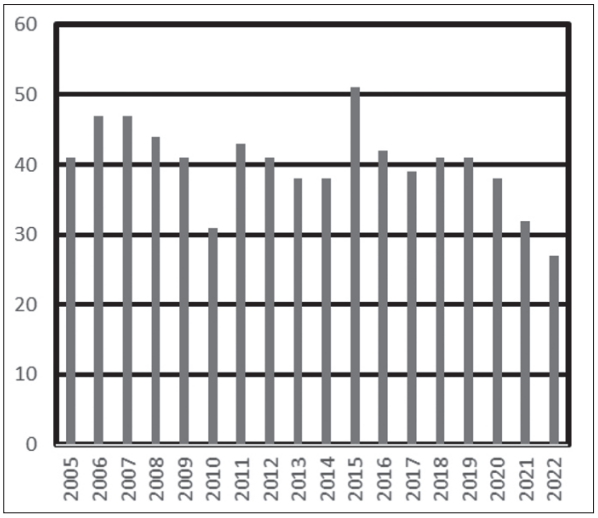

図2　人材育成委員会委員数推移

長谷川：私は、2005年から、教育をやりたくて委員会活動を始めたんです。私は当時の三菱化学所属でしたが、当時私の上司だった宗定さんが、「社内だけで人材育成をやっても、社内だけだと範囲が狭いから」ということで、2003年度からJIPAの専務理事に就任し、人材育成を一生懸命やりたい、と言っていた。そして、僕も人材育成をやりたいと思って、自ら進んできたんです。それまではJIPAの活動をやりたいって社内で言ったら、最初は（人材育成委員会の前身の）研修委員会で1年間か2年間雑巾がけをやって、それから特許委

員会とか国際委員会とか行きなさい、そういう感じだった。だから人材育成委員会というか、研修委員会に対する認識が、それほど高くなかった。私自身もそうだった。研修委員は受付の「ハンコ押し」をやって。そんな中でも、私は教育が大事だと思っていて、教育がやりたいと思って、自発的に委員になりました。それが2005年。それから委員長やったのは2年間です。

その後は、JIPAの方で何年か残って2012年くらいまで、色々な委員会活動に関わり合いが有りました。一方講師は2003年から去年まで、ずっとやらせて頂いた。そういう意味では、人材育成はいまだにライフワークとして大事だと思っていて、今でも講演活動をしています。以上です。

大坂：大坂です。私は出身がAGC、昔の旭硝子です。その当時、人材育成委員会で委員長代理までやった斎藤さんという方がちょうど委員会を辞める時に、じゃあ誰か次に、ということで、たまたま私に白羽の矢が立ちました。その後何年か委員をやって、うちは比較的短い年数で委員を辞めていくことが多かったんですが、ちょうど私が委員長代理をやっていた頃に、その時の上司が「そういう業界の団体の活動って結構重要だから、もう少しやってみたら」ということで、更に委員長を2年間やらして頂きました。

会社では65歳まで働きまして、辞めてすぐに久山さんに声をかけて頂いて、研修運営スタッフ、略称TESって言ってるんですけども、その仕事を、今2年半ぐらいやっています。

今日は大したお話はできないと思いますが、よろしくお願いします。

久山：では、順番で。私は2012年から4年間委員長をやりました。その前は、先ほど言いましたが、東芝コンシューマエレクトロニクス・ホールディングスで大阪にいる時に、1回目の委員を務めさせて頂きました。その時は関西勤務だったので、当時は定例研修の関西担当をやらせて頂きました。その後3年間ブランクが有って、先ほど言ったように委員会のメンバーがどんどん減った、ということで、当時事務局の露木さんに再度呼ばれて委員会活動を再開し、2012年から4年間委員長をさせて頂きました。私の前の長谷川さんも大坂さんも委員長は2年間だったんですが、私が委員長を4年間できた理由というのは、所属企業が社内分社となり、同時に私が会員代表になったので、委員長として4年間、長く務める事が出来ました。その後皆さんご承知のように、今は縁が有って事務局の方に居て、ずっと研修に携わることができています。不束者ですが、どうぞよろしく願いします。

芳之内：芳之内と申します。私はIHIにいて、最初はベンチャーみたいな事業で製品を売っていたんですが、その事業が終わったので、知財部に2008年だったと思うんですが異動しました。その当時ですね、知財部に異動したての頃で知財には素人だったので、いろんな他社の知財部の人に、「知財活動のレベルアップするのはどうしたらいいんですか」というような質問をしていたんですね。そうするとある時、ある人が「知財業務は料理を作るのに似ている。我々は料理人なんですよ。与えられた材料で、美味しい料理を作れればいいんですよ」という話をされたんです。ああ、なるほどな、とその時思ったんです。だけど、美味しい料理を作るには、結局料理の腕が良くないといけない、と思って、じゃあどうしたらいいんだろうと考えた。そして、JIPAの人材育成委員会に入って研修情報を入手して、会社の教育に活かせばいいんじゃないかと思って、人材育成委員会に入りました。それから結局人材育成委員会に10年いる事になりました。そして最後の年、自宅近くをジョギングしていると、畑で老人が作物を作っているんですよ。これはミツバだな、と思いながら聞いたら、これは高級料亭に出す高級食材で普通のミツバじゃない、かくかくしかじか蘊蓄をしばらく聞かされた。農業にも戦略があって、種からこういう食材を作るという成果に向かって育てている。もしかすると、これが理想の知財活動じゃないのか、とこの時思いました。最初は料理人だけでいいのかと思ったんですが、その食材も自分で作る。どんな料理を作るのかを決めて、どんな食材がいいのか、自分で育てて、そして実

をならす、ということが知財活動なんだろうな、と自分では結論に至っています。ということで、10年かけて他人の研修に携わりながら、自分が成長できました。今は富山大学に行って、研修で身につけたT01研修（知財変革リーダー育成研修）の、まさに変革リーダーをやっています。それについては時間が長くなるので、別途お話させて頂きます。以上です。

木村：木村です。2015年から委員をしてまして、小委員長を4年間やって、委員長が今年3年目です。私は、皆さんと違って知財やJIPAに来た動機があまり立派なものじゃありません。知財に異動した当時は三菱化学に居て、RDの時に、自分でRDやってもモノにならないな、と思ってました。その頃に社内公募の制度が出来て、初めて知財が人を募集したので応募したんです。当時、知財部長は後のJIPA専務理事の宗定さんだったんですが、その時は落とされました。そのまま2年ぐらいRDをやって、宗定さんがJIPAに出られた次の年にまた公募が有った時にもう一度手を挙げました。そうしたら、ここにいらっしゃる長谷川さんに「木村君は2回目だからね」と言って採って頂いて、知財に移った、ということです。その後、三重県の四日市で勤務しているんですが、今いる日本ポリケムに当時の三菱化学から出向になりました。そうしたらその時に、どうだ、JIPAの専門委員を希望する人はいるか、と当時の部長が言ったので、取り敢えず手を挙げました。その頃は専門委員会の事が分からなかったので、応募した委員会から「もう人数足りてますから来なくていいです」と言われても嫌だな、と思っていました。そうすると、人材育成委員会は早くからずっと募集してるから嫌だとは言われないんじゃないか、と思ったのが人材育成委員会を選んだ理由の一つ。あと、私は2006年にF5研修という中国に行く研修の第1回目に参加したので、その時に事務局にいらっしゃった露木さんが色々面倒を見て下さった。JIPAの局員の方で唯一知ってるのがその露木さんで人材育成グループだった、というのもあって、人材育成委員会に手を挙げて参りました。そして4月に集まった第一回目の委員会で自己紹介した時に、先ほど人数の紹介が有ったように、15年は非常に大量の新人が入った年で、新人は皆大体「研修企画の仕方とかを色々勉強して、自分の会社に持って帰って応用したい、適用したい」という感じの話をするんです。ところが、2年目3年目の委員の皆さんは、「日本の知財人材やその教育はどうあるべきか」というような話を自己紹介でされるんですね。仰ってることが1年目の人と全然違うな、と思って、非常に驚いたというか、印象的でした。そんな中で、久山さんとか芳之内さんと色々お話させて頂きながら、色々な経験をさせて頂いて今に至ります。そして先ほどの話にもあったように、今委員が非常に少なくなって、今年はもう背に腹は変えられない、ということで、第2小委員会の小委員長を兼務しております。今後とも、よろしくお願いします。

久山：歴代委員長の皆さん、ありがとうございます。では、今日参加して頂いている下川原さんも、1991年から92年に研修委員をして頂いているので、自己紹介をお願いします。

下川原：調べて頂いて、ありがとうございます。下川原です。今は人材育成委員会の担当の理事をしております。私は東芝なんですが、久山さんと同期、1987年に入りました。入社した時から、私たちは特許部に入りました。当時ですね、研修委員会の委員長をやった高橋さんっていう方がいらっしゃったんですけど、その人の秘書をやりなさい、ということで色々なことをやってました。そして91年から、確か当時研修委員長をその高橋さんがされていて、委員会に出なさいよ、ということになり、私も若かったんですけど参加させて頂きました。当時は研修受付のハンコ押したり、研修の合間に講師の先生とケーキを食べながらお茶を飲まないといけないのに、何を話したらいいんだろう、とかすごくドキドキしたりとか。あとは年に何回か泊りの研修委員会があって、その懇談会の席で、大広間の大舞台で歌を歌ったりしました。ということを、ちょうど「季刊じぱ」に、書かせて頂いたところですので、ご興味がある方は後ほど見て下さればと思います。そして研修委員

会は2年ぐらいで辞めて、あとライセンス委員会に参加していたんですけども、今は理事としてもJIPAに関わらせて頂いています。

ということで、今日は皆さんのいろいろなお話を伺える、という風に聞いて来ましたので、よろしくお願いします。以上です。

久山：ありがとうございます。先ほどの高橋委員長は1987年から5年間、人材育成委員会と研修委員会では一番長く委員長をされた方です。

では、専務理事をされた10年間、人材育成委員会の面倒を見て頂いた、久慈さんの方からもお願いします。

久慈：はい、久慈です。私自身は人材育成委員会の委員としての活動はしたことがないんです。ライセンス委員会もありません。2003年頃から総合企画委員会というところにずっと入っていて、それがもう20年ぐらい続いている状況です。総合企画委員会というのは、JIPAの運営について色々と意見を出し、提案をする委員会ですね。ちょうど2008年に総合企画委員長が東芝の中山さんになった。そして2009年から総合企画委員長を私がやるんですけども、「人材育成委員会は、JIPAにとって本来一番重要な委員会で、事業としてちゃんと見なければいけない委員会なので、専務理事がマストで人材育成委員会を見るようにしなければいけません」という提案を、2008年に総合企画委員会として出したんです。そして2009年に中山さんが専務理事になって、久慈君の言う通り俺が専務理事としてちゃんと見るよ、というようにされました。その後中山さんは3年で体調を悪くされて、後任は久慈君やってよ、ということで、専務理事になりました。その時に、専務理事が人材育成委員会を見なければいけない立場だ、ということで、どうあるべきか私も考えて言わなければいけないんだ、と改めて考えて、それ以来10年間、2012年から人材育成委員会に関与させて頂いております。人材育成委員会は他の事業の中で、一番大切な委員会ですし、これから先はもっとJIPAらしさとか強みを出していって欲しいなと思っています。専務理事は退任してますので、今日は気楽な気持ちで楽しみに来ました。よろしくお願いします。

久山：ありがとうございます。

(3) 15年間の歩みと振返り

表1　人材育成活動に関する変遷

2001年	研修運営スタッフ（TES）発足
2003年	「研修委員会」から「研修企画委員会」に名称変更
2007年	「人材育成委員会」に名称変更 「人材育成グループ」に名称変更

久山：それでは、15年間の歩みを振り返りながら、お話を伺おうと思います。

2008年から長谷川委員長になって、ちょうどこの年、一番大きかったのがリーマンショックを経験されたということです。ここでお伝えしたいのが、2005年以降で一番定例研修の受講者が多かったのが2008年で、18,000人弱です。では、当時委員長だった長谷川さんから、お願いします。

長谷川：さっき言ったように、当時は人材育成委員会の見方がどうしても低かった。駆け出し者がやってる、という感じ。でもそうじゃない、教育しないといけないというので、研修委員会を研修企画委員会、「企画」という名前を付けた。実務のための知識研修とか、演習による実務研修というのは基盤固めとして大事だから、委員会はその企画もやった方がいい、ということで、研修企画委員会とした。でも専門委員会の名前が並んだ時に、研修と会誌広報は最後に有るわけですよ。上の方は自分たちがやりたいという希望で、勉強もやってる委員会。下はコーポレートとしてやらざるを得ない委員会だから、考えてみたら位置付けが違うんですよ。でも、皆あまりボランティアでもやりたくないって言って、なるべく上の方の専門委員会がやりたいと言ってる。それはおかしいんじゃないか、と言われるきっかけになったのは、リーマン。リーマンショックで収入が、約半分チョイまで減った。会社経営として見たら、研修はJIPAの経営基盤なわけ。そして人材育成が

大事だという意味は、人を育てるという意味もさることながら、JIPAとしては経営基盤だから、経営としてものすごく大事だ。皆そんなこと言われなくたって分かってるんだけど、普段忘れて何も考えない。そしてそういう現実をリーマンショックの時に突き付けられた。現実に直面して、困ったもんだ、海外派遣も費用を削らないと駄目だし、行きたい所にも行けない。会社で言ったら、もの凄い大合理化をしないといけない。ということで、その時専務理事だった中山さんが、経費を先ず削減しろ、と言って、経費を削減した。でも経費削減だけではなくて、できることなら受講生も増やしたい、両方やっていかないといかん。そのキャッチフレーズが中山さん提唱の「アクション50-50」。ところが、人を増やすのはいろいろやってもなかなか難しい。でも経費節減は、かなり確実にやりました。だから会場を受講人数に合わせた大きさの会場にしたりとか色々と。さっきのお昼のケーキも廃止して、昼食は安いお弁当に変えたり、コーヒーも喫茶店から頼まずに缶コーヒーにしたりとか。先生に対してちょっと失礼な感じも有ったけど、そんな事なりふり構っていられないから、と言って徹底的な合理化をした、というのが、私がちょうど委員長だった時のリーマンショックでの対応です。そしてその過程では、大議論が有りました。リーマンショックが後どうなるのか、誰も分かっていない。一過性ですぐ来年終了、という希望的観測も有りました。JIPAの経営にとっては大変なことだから、研修費も値上げしたらいいんじゃないか、という値上げ論も出てきた。私は合理化案に賛同していましたが、人材育成委員会の中では合理化案と値上げ論で、先が見えない分からないところでちょっと険悪な雰囲気になるくらい、もの凄い議論をした。そして合理化を「アクション50-50」という中山専務理事提唱のキャッチフレーズでやりました。受講人数は出来るだけ我々委員会が努力して踏ん張って、18,000だったけど14,000くらいの所で踏みとどまって、という時代でした。

大坂：長谷川さんの時に、定例コースは9コマのコースを8コマにして、しかも1日2コマずつ4日間にしましたよね。

長谷川：そう、半日の講義だったのを午前午後の1日コースにして、会場も受講人数に合わせて、とかね。考えられるありとあらゆる手をやりました。それはちょっと出来ないんじゃないかとか、講師の方に失礼じゃないかとか言いながらも、この際緊急避難的、非常事態だから、と皆で協力しました。文句のある人、批判のある人もいっぱいいたけど、やっていましたね。そして、当時は大変でしたね、委員長はボコボコに叩かれる。

久山：因みに「アクション50-50」というのは、収入を5,000万円増やして、支出を5,000万円減らす、ということで活動して、これでほぼ予算を達成した、という活動です。

長谷川：そう、収入は増やしたけど人が減ってしまった。人を増やすのは会員を増やすか受講生を増やすということだから、委員会としては、受講生が減ってるからどうするか、ということ。なかなか難しいことだけど、受講生増やすには魅力的な研修を考えていかないと、と言ってやってきました。でも、その効果はあまり大きくなかった。やはり経費節減が一番ダイレクトにきいた。JIPAの中でも日頃は皆、お金の事はあまり深刻に考えなくて。当時海外派遣とかは、200万です、300万掛かります、まあいいですよ、なんて常務理事会で審議していた。だけどそのお金っていうのは、全部JIPAから出てる。勿論、JIPA全体にも協力を求めて、海外派遣するのも、各委員会最小必要限度の人数に絞ってください、コースも、昔は折角行ったんだからある程度ゆとりをもって行く、という感じだった。でも、それも圧縮して最小必要限度で、皆が我慢しないといけないから、ということで、皆が我慢して、緊縮財政で活動していました。

久山：長谷川さんが理事の時に、海外派遣のお金を研修でいくら稼がないといけないのか、と言って頂いた。例えば1,000万稼ぐには、どれだけ受講人数が必要か、と言って頂いて、それが皆さんに

通じたのかな、と思います。

長谷川：私が常務理事の時も委員会の人数が減って来て、常務理事を派遣している会社は人材育成委員会に委員を出すように、と何回か協力要請したのを覚えてます。常務理事の皆さんはJIPAの経営を担っているんだから、その収入源として大事な活動している人材育成委員が足りないと言ってる時に、各社に1名協力を御願いします、とお願いぐらいすることは当然のことだと思う。私は当時そう思っていましたけども、その後どうなっているのかは知りません。

久山：今も一応声を掛けてはいますが、なかなか委員の数は増えません。

長谷川：あともう一つ。委員会活動をやる時には、常に思ったのは、自分達自身のレベルアップ。人様の人材育成だけじゃなくて、委員自身が人材育成委員会活動でレベルアップする。小委員長とか委員長とかの時には、それを心掛けて活動してました。その結果、結構、皆が刺激を受けて、というか前向きになって、積極的になったように感じてます。私は、例えば小委員長だったときは、小委員会が終わった後に必ず、会社の実務で皆が共通で教訓になるようなことを、いつも紹介していました。会社の中でこういう事例が有って、こういう時はこういう考えでこういう風にやった、とかいう事例紹介なんかを小委員会でやってました。委員自身のレベルアップ。それととにかく楽しい委員会活動というのを目指してて、地方に行く時なんかは、名付けて「大人の遠足」と言ってました。結構楽しい委員会活動をやりました。

合同委員会なんかでは、ディスカッションずっとやってて、夕方6時過ぎても盛り上がってやってる。そしたら女将が出てきてね、今日は折角、お料理もお魚も美味しいし、お風呂もゆっくり入って頂きたいんで、早く食事にして下さい、6時過ぎてこんなに議論してるの、長年旅館をやってるけどこんな変な団体は初めてです、とか言われた。

それと、人材育成のメンバーって後も続いてるよね。公式に集まって、というだけじゃなくて、小グループ、個人的なグループで、結構ずっと関係が続いてるよね。

久山：結構OB会やったり、とかですね。

長谷川：絆がね。結構できてるよね。

久山：確かに合同委員会に行って、2次会3次会やってる時も、本当に人材育成について議論してる人達がいる。ここまで来てこの人達何なんだ、と思いましたよね。

長谷川：楽しい委員会活動っていうのが、やはり大事だよ。そして、自分も成長していく。

久山：そうですね、長谷川さん、ありがとうございます。では、大坂さん、お願いします。

大坂：では、トピックスを。私の委員長時代、ちょうど1年目の終わりが2011年で、東日本大震災が3月11日に起きました。この時は年度末で、研修ももう終わりの時期でしたが、これが研修を始める6月だったら、その年の研修は相当パニックになったかなと思います。地震当日に開催してるコースが1コースあったんですが、その講義も急遽中止して、対応して頂きました。あと、その年度に残っていた研修は、当面延期対応です。4月以降も、一部の研修は延期してスタートしたりしました。あと皆さんも経験あったと思いますが、停電対応というのが全国的な規模であって、特に電力を使う企業はウィークデーを休日にして、土日は働くという勤務になる。つまり、平日の研修日に行くと休日出勤になるから、研修が受けられない、という受講生がいるという事態になりました。これは露木さんが色々頑張って、受講生の会社としては経済対応で休日変更になってしまって、研修を受けられないということであれば、次年度受けてもいいですよ、という対応にして一応乗り切った。そして、委員会活動も3月から中止になったりとか、色々ありました。とにかく、事務局の露木さんが結構頑張ってくれて、何とか乗

り切ることが出来ました。

それからもう一つ、「グローバルコース群（Wコース）」というのが、自分としては一番記憶に残っています。私は最初、間接部門にいて、98年に知財に来ました。そして知財に来た当時は、外国出願と言うとUSとEP、EPも国は英仏、大体それが一般的でした。うちの会社もそうでしたし、多分多くの会社もそうだったと思います。でも2000年くらいになって、中国の改革開放もあって、2006年にF5研修（中国訪問研修）が始まった。私も2回目のF5研修には、第1小委員会の時に参加したんですが、当時知財グローバル化というのが浸透してきた。先進的な会社は、多分その前からやられてたと思うんですが、一般的な多くの会社がやりだしたのは2000年代に入ってからじゃないかと思います。じゃあ、その頃JIPAの知財研修はどうだったかと言うと、外国関係の研修というのは、関東と関西で別々に始まった経緯が有って、実はコース名称が関東と関西で異なって、しかも内容が違う、ということが有ったんです。具体的に言いますと、例えば関東ではヨーロッパ特許のC4Bというコースが有ったんですが、関西ではヨーロッパ特許と特許協力条約を一緒にして、そしてこの名前がC4BではなくてC4Iというコースになっていた。関東と関西でコース名も違えばコースの構成も違うということです。これだと、委員会の中で統一した議論をやろうとしたり、TESさんと議論しようとしても、名称で混乱してすごく障害になっていたんです。そしてもうひとつは、当時C4というコースに外国関係の研修が集まっていました。それで名称はどうしてたのかというと、C4の後ろにABCDのアルファベットを付けて対応してたんです。ところが、このままグローバルと言って色々な研修が増えていくと、C4の中にアルファベット付けていって大丈夫か、という議論が結構出てきました。そこでどうしたのかというと、最初にW、ワールドワイドのWというコース名を付けて、次に国別とか地域別、例えばアジアだったらWA、USだったらWUとか、ヨーロッパだったらWEとかですね。そういう名称を付けて、Wという中でいろんな外国関係のコースを扱うということで、名称を思い切ってグローバルコース群に変えました。私が委員長の代で研修案内にそのグローバルコース群を入れて、実際のWコースとして開催したのは、久山さんが委員長の時だったんですけど、私としてはそれが一番、結構記憶に残っています。関西と関東で別々に発展してきて、その長い歴史を背負ってる研修コースを、それまでのしがらみを一旦消すために、グローバルコース群、Wコースというのを作ったということです。

長谷川：グローバルだけじゃなくて、皆ちょっとずつ違ってましたよね。生い立ちが違うし、先生も違うから。関西は関西の先生で、独自に発展してきたから、しょうがない。それが悪いわけじゃないけども、でも一緒にやろうと思うと、微妙に違ってる、ということですね。

大坂：そうなんですよ。だから新しく何かをやる時に、それがどうしてもしがらみになってしまう。関東は関東の研修をベースに考えるし、関西は関西の研修をベースに考える。

あとグローバルコース群に関係して少しだけ。恥ずかしいですけど、「グローバル化に対応した知財人材の取り組み」という論説を、2011年に知財管理誌に投稿しました。内容は、その当時の人材育成委員会の海外コースを見直して、どんな人材が良いのかっていうのを書いてます。あまり考えられた内容ではないんですけども、取り敢えず個人の考えを委員長としてここに述べさせて頂いた。そういうことが、ちょうどグローバルコース群の宣伝になれたかな、ということがありました。取り敢えず以上です。

久山：はい、ありがとうございます。グローバルコース群について補足しますと、私は大坂さんが委員長の時に委員長代理でしたが、大坂さんが言われた通り、その時に大坂さんが企画をされて、私の委員長1年目でグローバルコース群として2,600人という大きな纏まりができた、ということになります。

続いて私ですが、私がいた時は関東、関西、東海でそれぞれ講師の方がいて、各小委員会も第1

小委員会が関東、第2小委員会が関西・東海を担当していました。でも、やはり統一化をしていかないといけないな、ということで、実は私は4年間かけて、やっと委員会の統一化をやって、私が委員長を降りて芳之内さんの時から、委員会の編成を全く変えたということになります。それが一番苦労したところです。やはり、結構関西の委員会の方に反対が多い。関西の委員会に私が委員長として出ていくと、もう味方が誰もいなかった。そんなの絶対おかしい、と皆からも色々なことを言われる。とにかくもう大反対だったんですが、私が委員長という立場で、最後は苦労しながら今の委員会構成にした。そしてそこから、今では結構コースの中身も東西統一化できてオンラインにも対応してる、ということで、流れとしてはいい流れが作れたんじゃないかなと思っています。

長谷川：新幹線が速くなったのと、飛行機代が安くなったということが大きいんじゃないですか。やはり関東と関西で先生が移動するのも大変だから、それぞれの場所で先生に御願いするということだった。今は関東と関西で両方、共通の先生に講義して頂く、というのが多くなりましたよね。昔はああいうことは出来なかった。

久山：それぞれの地域の講師の方を使うべきだ、という意見も大きかった。

長谷川：でも、僕は関西の小委員長やってたから、それも分かる。やはり、講師は関西弁で話してもらわないとしっくりこない、という人も多いんです。それは大阪を理解していないと、分からない。商売してる人なんかは当然分かるんだけど、そういうのが有るんですよ、やはり。関西の有名な先生なんかは、関西弁でボケと突っ込み、冗談言いながら講義して頂くから、よく分かる、という意見がね。そして関東みたいにオツに澄まして、淡々といいことしゃべってるのが気に食わないという人もいる。やはり文化の違いが大きいから、関西として反対するというのは、そういうのが有る。

芳之内：関東と関西、委員会を変えてたのがまずかったのかな、と思います。第1小が関東で、第2小が関西。それを久山さんが苦労されて、関東・関西合体した。結果的に組織を変えたのが一番よかった、と思います。同じ名前なのに、コマ数まで違う、なんて研修までありましたし。

久山：あと、受講者が一旦多くなったんですが、途中から減ったということで、研修の中でも臨時研修を増やした。その後芳之内さんにそこを変えて頂いたんですが、研修の数を先ず増やして受講者を増やす、というようなことをやりました。あと他にも、例えば演習、知財の演習だけではなくて、交渉学とかそういうちょっと知財からは離れたコースも、色々取り入れながらやってきた。その結果、知財だけじゃなくて、知財以外の受講者も少しは増やせるようになったな、というのが私の委員長の時にやったことです。以上です。芳之内さん、お願いします。

芳之内：その流れを汲んで、私が委員長をやり始めた時に関東と関西統一した委員会の組織で活動を始めました。先程の話でもなかなか文化を変えるのが非常に大変で、東西統一化は少しずつ進めてるんですが、一気には進まない。そして久山さんを引き継いで、私がスタートした。今言ったように東西を統一するということをやりましたが、組織が変わったので組織運営の方に注力してしまって、ボーっとしてるうちに、1年目に受講者数が1,000人ほど減ってしまったんですよ。そもそもリーマンショック以降、なかなか受講者数が増えないという話がずっと続いてたのに、これはいかんな、と。2年目からちょっと奮起しました。色々やらないといけないな、というので、「10年後のあるべきJIPA研修」。今後、この先10年後どうなるかをちゃんと見通してやっていかないといけない、ということで2年目に皆で議論を開始したんです。この時に、その前の10年間どうだったのか、という事実を整理してみたんです。10年間の振返りをすると、課題が明らかになりました。この10年間一体何をしてきたのかと言うと、受講者数を増やそうとしていた為に、新しい研修を企

画して研修の数をどんどん増やしていった。そうすると、受講者数は一見増えるんですが、研修の数を増やすということは、色々出費もかかって、結局収益は減少しているということにこの時気が付いた。それが一つ。そして研修数が増えるということは、TESの方々に助けて頂いてはいるけれど、委員がその研修を担当しなければいけないので、委員の負荷がどんどん増えている。こういう二つの問題に、この時に気が付いたんです。そして今は良いけど、この先このまま続けていって10年後どうなるのか、と考えました。そもそも今でも委員が足りません、御願いします、とお願いしてる委員会なのに、必要な委員の数も増大する、収益も受講者増やしても儲からない、ということに気が付いた。じゃあ3年目どうしようか、ということで、合同委員会の中で議論をしながら、10年後のあるべき研修というディスカッションをしたんです。その時に皆にブレーンストーミングしてもらって、出てきた話は2つの事でした。一つは、こんな研修が有ったらいい、という研修の内容について。研修のコンテンツについての話が一つ。もう一つは、受講者の移動を軽減するような研修。その頃始めていたサテライト研修、そういうものは受講者の移動を軽減するので、移動しなくて済む。そして究極は、オンデマンド研修で、部屋にいて聞いたり受講できたらいい、というような話。大きなこの二つの話が出てきた。そして議論した結果、コンテンツはその時その時の委員が考えるべきものだろう。一方、受講する研修の形態をどういう風にしていくか、ということについては、時間も掛かる。そんな直ぐに、例えば来年からオンデマンドやろう、というのも無理だから、これをちゃんと計画的にやらないといけないな、ということが結論でした。そして、そうすることによって、最初に言っていた課題が解決するんです。例えばオンデマンド研修をすると、会場では録画するだけなので、会場にかけるお金が減る。今でいうウェブの話になるんですけども、そういうスタイルに持っていけば、さっきの課題も解決するだろう、一石二鳥だ、ということで、そういう方針に決めました。ちょうどその頃、3年目は受講者数の目標を15,000人にしてたんですが、目標も達成して、受講者は増えたんです。ただ、これをピークとして負荷もかかる、費用も掛かる何とかしないといけない。で4年目に、その時出来ることは、サテライトでやる研修を増やすしかない、と思っていたんです。それによって、講師が移動する負荷も減る、講義を検証する委員の負荷も減る、いうことで、これを粛々と実施していけばいい。あとは木村さんにタッチしていったんですけど、そこから先の話は、木村さんにバトンタッチしたいと思います。

木村：私が委員長をやってる2020年のちょうど頭くらいからコロナが出てきました。芳之内さんが委員長だった最後の2月の合同委員会がコロナで吹っ飛んでしまった。そして委員長になった私よりも、事務局の久山さんが研修の実際の運営の面で、会場を予約しなおしたり、講師とスケジュール調整したり、非常に苦労された。そして、芳之内さんの話にあった「10年後のあるべき姿」でアクションプランを10年分策定してまして、先ずはサテライトを増やしたり、オンデマンドが出来るかどうか、先ず候補となる研修を選んで試しに録音してオンデマンドでやってみて、受講生が集まるようだったら本格的に移行するとか、そういうことをやっていくことになっていた。その時の計画では、実は3、4年目くらいから、オンデマンドに移行する研修を録画してるくらいの時期だったんです。だけどコロナで一気に、スピードが早まったというよりも、10年後が目の前に迫ってきたんですね。それで対応せざるを得なくなって、久山さんと一緒に集合をどうする、何をPCライブにするのか、とか言いながら対応した。その頃はコロナがどこまで続くのかも分からなかったので、研修は6月開始だけど取り敢えず7月以降に延ばす。7月もダメだったら9月以降に延ばすとか、そういう案を調整して頂きながら対応していました。そういう対応で、集合研修をPCライブ研修に変更して、Zoomとかを使いながら、何とか開催できました。受講人数は、2019年に15,000人弱だったところから一気に6,000人台に減ってしまった。8,000人くらい減ってしまいました。そして、当然集合研修は開催出来ないの

で、海外に行くFコース（海外訪問研修）は、計画していたんですが全て中止になった。そして委員会はともかく、寧ろ事務局の方に非常に苦労を掛けたし、TESさんにも色々御迷惑をお掛けしたと思います。集合開催なので中止となったEコース（研究コース群）とかFコース（海外訪問研修）とか、そういう研修はあるんですが、そういう中でも座学の研修は何とかPCライブ研修が出来た。Tコース（特別研修）は、T03研修（企業若手知的財産要員育成研修）は専門委員会の方に講師を御願いするので中止にしましたが、T02（知財戦略スタッフ育成研修）とT01（知財変革リーダー育成研修）は何とかオンラインで、いつもと同じような集合でのディスカッションというわけにはいかないんですが、開催できた。あとそういう中で、21年からMコース（海外オンライン研修）を開催した。Mコースというのは、海外に行くFコースが開催できないので、オンラインで海外の事務所と繋いで開催するようにしたコースです。受講者数としてはそれほど多くはないんですけど、そういうことをしながら、なんとか一定の受講生は得られてるのと、少しずつ人数も回復して、今年も何とか去年は超えるだろうという状況です。とは言っても、受講者数もいつかは頭打ちにならざるを得ないでしょうから、そこを何とかしていかなければいけないと思っています。そして、コースとしてはA（入門コース）とかB（初級コース群）とか座学で既存の知識を教えるようなタイプの研修は基本的にオンデマンドに。臨時研修はPCライブ。PCライブの研修に関してはZoomウェビナーで配信しながら録画して、後でオンデマンドで流すという。そういう形で、色々なことをして、案を出していきながらやっていってます。

久山：2020年は上期の研修は全て中止にして、取り敢えず日程を繰り下げました。そして、下期に一度感染者数が減ったので、少しだけ、集合でやりました。だからこの年は、下期に一部を集合で開催して、臨時は全部PCライブで開催した。そしてさっき言った芳之内さんが10年後に向けてこうやろう、ということで進めて、未だ完全に準備は出来ていなかったんですけど、一応そういう準備が少しできていた。そして、2021年は完全にPCライブだけ。集合研修が残念ながらできなかったんですが、色々なコースでZoomとかのテクニックを使って、Tコース（特別研修）とかも含めて、グループディスカッションとかも急遽出来るようにして、現在に繋がっています。

木村：委員会活動も、この2年間は皆顔を合わせることができなくて、全部Zoomでやりました。そして、集合で研修を開催した経験がある委員が段々いなくなっていった。例えばTコース（特別研修）も、もう委員会の中で集合して開催した経験が有る人は僕だけで、あとは事務局の久山さんと竹野さんぐらい。そんな感じになってしまった。それでも何とか今年は集合で開催できて、委員会活動も集合で開催してます。委員会活動を集合でやった経験が無いのに、そういう委員が集合開催のコースの企画運営ができるんだろうか、という不安も有りましたが、何とか今年委員会活動で集まれるようになったのは、委員会活動としてもギリギリのタイミングだったと思っています。

長谷川：常務理事会なんかも、リアルで集まってできるようになったんですか?

下川原：ハイブリッドですね。自宅から出席される方もいらっしゃいます。

長谷川：常務理事になったけど、オンラインの画面だけで顔と名前がなかなか分からないとか。昔だったら、終わったら何人かで一寸飲みに行こうか、とか。そういうのが出来ない。いつもはインフォーマルの情報交流で親しくなっていくんだけど、リモートだとなかなかインフォーマルなのが無いから。

久山：オンラインで研修を開催すると、受講生同士も雑談が全くできない。一応オンライン飲み会とかもやってるんですけれど、例えばZoomでオンライン飲み会しても、こういうインフォーマルな話が出来ない。今年度やっと懇談会も集合で開催して、そういうインフォーマルが出来るように

なると、やはり受講生同士のコミュニケーションがすごく取れるようになったな、ということがあります。委員会活動も、昨年度はほぼオンラインのみだったので、結局一回も顔を見ないで、1年で辞めた方とかも居る。やはり委員会としても、リアルでやらないと長く委員会活動に参加できるような人が減ってくるんじゃないのかな、という気がします。

長谷川：僕も推薦した人がいて、人材育成委員会に出てたんだけど、こないだ辞めました。おいどうしたんだって、聞いたら、長谷川さん、委員会活動は何か飲み会も有って、色々と楽しそうだって言ってましたけど、オンラインばかりで結局全然面白くない。委員会が何をやってるのかも分からない、なんて言って辞めた。難しいよね。

久山：私もそうでしたが、1年目は研修の全体を理解するだけでした。今は委員会も、長く続ける人がなかなかいらっしゃらなくて。

長谷川：いや、そうだった。僕も、委員会の1年目は分からなかったね。そして1年たって、例えば合同委員会が何なのか何やるのかとか、どうやって決まるプロセスなのかとか分からなくて。分かってる人が取り仕切ってるでしょ。だから最初は分からなかったよね。1年経って、あっそうか、って分かって。あ、こりゃいかん、と。やっぱり最初にこう説明しなきゃ、ということで説明するように、僕はそう心がけてやるようにしたけどね。分かんないよね、1年目ね。それにも増してリモートだから、分かんないよな。

久山：そろそろ、時間ですね。

木村：皆さん、今日はありがとうございました。今後も、人材育成委員会や研修がどうあるべきか、ということを考えないといけない、と思っています。JIPAの研修なので、JIPAらしい研修をどういう風にやっていくか、JIPAらしい研修とは何か、そう言った議論が今後も必要になると思っています。そういう議論をしていくと、また皆さんに教えて頂くことも多くなると思うんですが、その時にはまた、色々お言葉を頂ければと思います。今日は、本当にありがとうございました。

一同：ありがとうございました。

3. おわりに

今回の座談会は大変な盛り上がりを見せ、私が知らない、嘗ての委員会活動や研修のエピソードに花が咲き、直近14年間を凝縮した濃厚なお話を伺うことが出来た。

今回の座談会は、JIPA創立85周年に際しての記念誌執筆がきっかけではあるが、この14年間、リーマンショックやコロナによる影響、委員の減少など、様々な状況変化は有ったものの、「会員の、会員による、会員のための研修」をモットーに掲げ、JIPA研修とそれを支える人材育成委員会活動が、連綿として継続されていたことが、改めて感じられた。

過去の記憶を辿り、当時の委員会でのトピックスをお話頂いた歴代委員長の方々並びに専務理事の立場で10年間に亘り人材育成委員会の活動に御協力頂いた久慈顧問、そして担当理事の下川原副理事長に心から敬意を表すと共に、感謝の言葉を最後に申し添えたい。

（2022年度　委員長・木村 吉秀）

（左より）下川原副理事長、久山、長谷川、
芳之内、木村、大坂、久慈顧問

会誌広報委員会

1. はじめに

JIPA会誌「知財管理」の起源は1950年1月発刊の「重陽会会報」である。そこから70年の歳月を重ねた現在では、知的財産の専門誌として業界で高い評価を得るに至っている。

当委員会は、会誌「知財管理」の編集企画を担う機関として1952年に発足し、会員に有用な情報をタイムリーに発信することを一貫した基本方針として活動してきた。85年史の発行にあたって、以下ではこの15年間における最大のトピックスである広報誌「季刊じぱ」創刊に関して、座談会等を通じて得られた創刊メンバーの思いや、今後の委員会活動に対する期待等を紹介する。その上で、25周年、50周年及び70周年記念誌と同様に、記録を残すという観点から2008年度以降の各年度の活動概要を記す。

2. 広報誌「季刊じぱ」創刊について

2. 1 「季刊じぱ」発行への思い

（前JIPA専務理事　久慈 直登 氏寄稿）

「季刊じぱ」発行のきっかけは、2006年作成の「JIPAの広報方針」にまで遡る。

実はこの前年の理事長は私で、理事長としてJIPAの運営課題を検討する総合企画委員会に広報方針の検討を問いかけ、その翌年理事長を降り今度は総合企画委員会メンバーとして「JIPAの広報方針」を作成した。広報方針は「知財立国時代になり、JIPAへの期待も高まる中、JIPAは会員への情報提供が中心であり、外部への発信力があまりに弱い。今後、政府の審議会や委員会等で、JIPAの発言力や信用を高めるためには、JIPA活動を知らせる外部発信（広報）を強化しなければならない」という内容である。

「季刊じぱ」の提案はこの時点ではまだない。しかし「知財専門家の中でJIPA活動は認知されておりその範囲ではいいが、それに加えて誰を対象にして何を変えるために広報活動を行うのか明確にした上で、その方法を考えるべき」とも記載した。

当時の知財は、経営者や他部門にとって関心が高いものの、知財管理誌とJIPAホームページだけでは、やはり内容が専門的すぎて、結局、知財専門家以外は、JIPAの姿を知りたくても媒体がなかったのである。

それから10年後の「JIPA企業経営者向けグローバルビジネスシンポジウム」の準備の際に、広報の必要性をあらためて痛感することになった。

このシンポジウムはWIPOのフランシス・ガリ事務局長、国会議員4人、JIPA正副会長等が知財のスピーチをするもので、対象となる聴講者は知財部門の人たちではなく、企業経営者のみという特別なイベントであった。企業経営者を集めるためにJIPAから多くの工業会（JAMA、JEITA、JEMA、JBMIA、JCIA、JPMA、JSIF、JAPIA等）に企画を説明し、その結果、企業経営者、各工業会幹部が100名近く会場に集まってくれた。

しかしこの事前説明が実に大変であった。企業経営者たちがわざわざ時間を割いて、よく知らない存在であるJIPA主催のイベントにどうすれば参加してくれるのか。

このとき、もし会員外に広くJIPA活動を理解してもらう媒体としてJIPA広報誌があればいいのにと痛切に思った。それがあればもっと日本の産業界にJIPAや知財の大切さをうまく浸透させることができるのに。

その思いが「季刊じぱ」に結びつくことになった。このシンポジウムで講演いただいたJIPA会長の三井化学　田中稔一会長からの「経営者は知財管理誌を読まない」という一言も後押しになった。すぐに会誌広報委員会に広報誌のコンセプトを相談し、シンポジウム終了後1ヶ月も経たないうちに、「季刊じぱ」の企画ができ、その半年後には早くも創刊号を発行できたのである。

2006年の「JIPAの広報方針」では、JIPAは知財に閉じた団体でなく、日本の産業競争力の在り方についてまで広く考え、発信する組織であるべきとしている。

「季刊じぱ」がその目的の一助となってくれるといい。

2. 2　創刊メンバーによる座談会

＜座談会参加者：所属会社名は当時＞
熊谷 英夫（2016年度担当理事／東芝）
大塚 善徳（委員長／ソシオネクスト）
新井 孝昌（季刊じぱWGリーダー／キヤノン）
前川 聡（2022年度委員長／パナソニックHD）
二階堂 宏央（副委員長／サントリーHD）
井上 昌章（副委員長/ENEOSマテリアル）
定行 智子（委員長代理／三菱ケミカル）
向瀬 香名（季刊じぱWGリーダー／キヤノン）

(1)「季刊じぱ」創刊に至るまで

前川：まず、「季刊じぱ」のコンセプトが決まった経緯は何だったのでしょうか？

新井：「知財管理」誌は分厚いので、経営者に持って行き知財活動を説明することに使うのは難しいですよね。手軽に知財活動を説明できるようなものを創ろうとしたことが「季刊じぱ」の原点だったと思います。最初WGは私1人しかおらず、私と当時の委員長だった大塚さんの2人、カフェ等でどうするか何度か話し合いました。最初は全然形にならなかったのですが、WGメンバーが加わって議論を重ね、当時特許庁が発行していた「特許ウォーカー」等の色々な知財媒体を持ち寄ってレイアウト・構成を1つずつ検討していき、久慈さんがイメージされているものを徐々に形にしていきました。

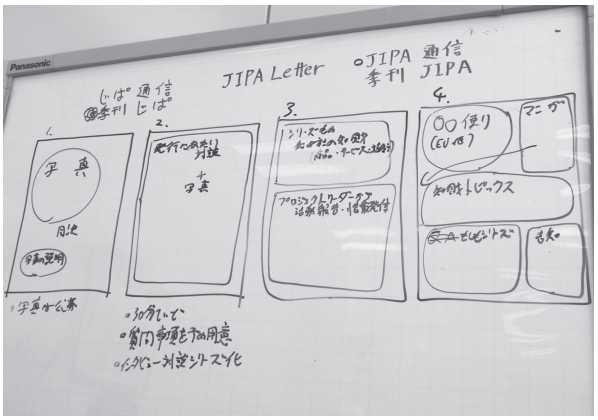

企画段階の名称、構成案

大塚：広報誌の名称も「季刊じぱ」にするか「JIPA通信」にするか迷ったし、配布する対象、ターゲットの読者もどうするか全て1から検討しました。

新井：熊谷さんは当時の担当理事でしたが、「季刊じぱ」の創刊に向けてWGメンバーとして参加し、積極的に協力していただきました。

熊谷：当時JIPAの理事長だった近藤さんには創刊号でインタビューをしましたが、近藤さんも理事会の際に「季刊じぱ」に触れる等、色々と活動を応援してくれていましたよ。

熊谷：「わが社のこだわり」という企画は、私が提案し、その1社目にマツダ株式会社を取り上げました。マツダさんは自社にしか表現できない赤色にこだわりを持っている企業でしたので、そうしたこだわりについて執筆してもらう企画が読者に響くのではと考えました。

新井：事前の面談やインタビューも熊谷さんが全て対応してくださり、熊谷さんがいなかったら「季刊じぱ」の創刊は相当難しかったと思います。

前川：WG発足から創刊まで準備期間が短い中での活動はかなりハードだったと思います。会誌広報委員会のメインの活動である知財管理誌の企画・編集とのバランスはどのように保っていたのでしょうか？

大塚：当時を振り返ると、本当にやる気がある人でないとなかなか対応できなかったと思います。当時、新井さんは「ユーザーフレンドリーWG」のリーダーを担当していて、「知財管理」誌をより読みやすくするにはどうしたらいいかをちょうど議論していたので、その活動の一環、延長として「季刊じぱ」の活動に取組んでいただく方向に持って行きました。ただ、やっぱり相当大変でしたね。WGメンバーからも、やりがいは非常に大きいが、負担も大きすぎるという声もありました。

熊谷：創刊号を発行してWGの活動が軌道に乗っ

た後も、毎週のように集まり、すぐ次の企画をどうするか等の話し合いをした記憶があります。

新井：当初は、WGで行う作業と事務局が行う作業との切り分け等も決まっていませんでした。インタビューの文字起こしから印刷前の原稿確定までを自分たちで対応するのはやっぱり負担が大きかったですね。

前川：WGが全て担うのは大変ですよね。現在は、インタビュー等を行ったらその文字起こしを事務局経由で外注する等、役割分担と作業の効率化を図っています。

(2) 印象に残った点・苦労した点

前川：インタビューを通して著名な方等のお話を直接伺う機会もありますが、今でも鮮明に残っているインタビューはありますか?

熊谷：2018年春号に掲載した、当時の株式会社神戸製鋼所顧問の佐藤さんへのインタビューでしょうか。全文を読んだ方がいいと会誌広報の委員全員に紹介しましたし、「季刊じぱ」では全文掲載できないので、編集して知財管理誌にも載せようかという話にもなりました。特許庁長官にインタビューする機会もありますが、紙面には載せきれないくらい色々な話を聞けますし、直接質問できることもあります。このような方々と会える点は「季刊じぱ」ならではの良さだと思います。

前川：本当にそう思います。コロナ禍に入ってからは、インタビューが対面ではなくリモートで行われるケースも増え、そうした利点、良さを感じる機会が減っているのは少し残念です。それでは逆に、苦労したエピソードはありますか?

大塚：インタビューやその他の企画での苦労はあまり感じなかったのですが、表紙写真の選定は苦労しましたね。季節感だけでなく技術や知財を感じさせる写真を選ぶという点が難しかったです。今でも同様の基準で選んでいるのでしょうか?

向瀬：候補となり得る写真にも限りがあり知財と絡めることが難しいケースも出てきたので、現在は必ずしも技術や知財と絡めることに強く拘ってはいません。

大塚：毎回知財と絡めるのはなかなか難しいですよね。

定行：当初は知財と絡められるよう飛行機等のメカ系の表紙写真が多かった印象がありますが、2021年の冬号で、インパクトのある「だるま」を表紙写真にしました。その時は、地域団体商標を絡めたと思いますが、この回あたりからパッと目を引く写真の選定が増えているように思います。

前川：目を引くことで広報誌を手に取ってもらいやすくなるので、経営者に知財の興味を持ってもらうという当初の狙いやコンセプトからも逸れてはいないかなと考えています。

定行：構成案を検討していく中で、不採用となった企画はありますか?

新井：まだレイアウトや構成を検討していた初期の頃には、知財のシャレを取り入れた4コマ漫画のアイデアを提案したことがありますが、それは不採用になりましたね。(笑)「じーぱ君」というキャラクターを考えていました。

(3) 今後の「季刊じぱ」や、知財管理誌を含め会誌広報委員会に期待していること

熊谷：「わが社のこだわり」については、現在はパターンが固まってきていて、取り上げている企業はJIPAの理事を務めるような大手企業が主となっています。その意義や意図は十分に理解できますが、当初の「季刊じぱ」創刊の狙いやコンセプトを踏まえて、あえて今後の期待を言わせていただくと、例えばスタートアップや中小企業等幅広く知財にこだわりを持っている企業に登場していただいてもいいかと思います。会誌広報委員会のメンバーは、調整作業等大変になるかもしれませんが、中小企業やスタートアップ企業を取り上

「季刊じぱ」の表紙写真（2017年春号～2023年冬号）

げることは、新たな会員の獲得にも繋がるのではないかと思います。

大塚：あと、「わが社のこだわり」は、ともすれば知財というより製品や会社の紹介になってしまう傾向もあるので、その企業ならではのこだわりを執筆してもらうことを気にしてほしいです。

定行：現在は限られた候補の中から企業を選んでいる側面が強いですが、企業選定の自由度を拡げると、「わが社のこだわり」がより有意義になると感じました。

新井：現在「季刊じぱ」の企画が定常してきたのであれば、少し目線を変えて、例えばスポーツ選手に話を聞いてみる等もいいと思います。スポーツ業界の企業でも靴等色々と知財に強みをもつ企業はあると思いますし。年に1回、「知財管理」の特集号のように大きいテーマを決めて、複数の企業にインタビューするのも面白いかもしれません。

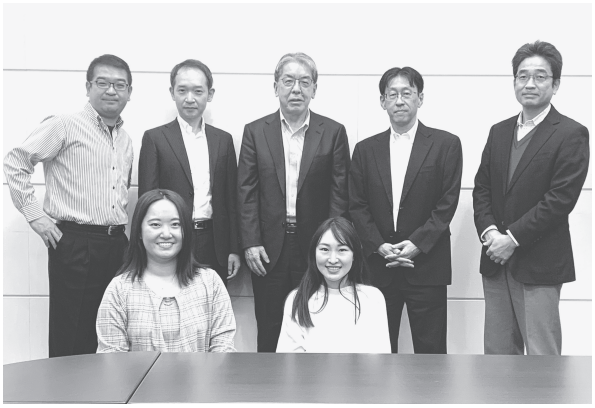

後列左より：前川、新井、熊谷、大塚、井上
前列左より：定行、向瀬　撮影者：二階堂

前川：本日は、創刊当時の想い等に加えて、今後に向けた前向きな意見も沢山頂きました。知財の重要性を広めていこうというコンセプトから、インタビューや「わが社のこだわり」の企画も生まれているという点を再認識して、今回頂いた助言を今後の委員会活動に活かしていきたいと思います。本日は貴重なお時間をいただき誠にありがとうございました。

3. 各年度の活動（2008 ～ 2022年度）

2008年度

＜委員長：高城 真／松下電工＞

(1) 委員会の構成と運営

全体24名（期中2名退任）で、第1小委員会16名と第2小委員会8名を基本として、各種WGを組み合わせて活動を行った。運営上の変化点としてJIPA事務局が当委員会を直接担当することになり、事務局との意思疎通や連携を行いやすくなった。掲載原稿が減少傾向にあったため、活動ビジョンとして「魅力ある委員会活動」を掲げ原稿企画を積極的に推進した。

(2) 活動概要

「知財管理」誌の企画編集を行い、102本、総頁数1,550の論文原稿を掲載、内訳は企画原稿が全体の58%、専門委員会原稿が31%、外部投稿原稿が11%であった。特集号は、2009年3月掲載で「標準化活動の動向と知財戦略」のメインテーマで企画した。

(3) 主な取組みや成果

実務上級者は熟知するものの実務経験の浅い初心者や若手は意外と知らない諸手続や法制度等に焦点を当て、コンパクトかつ平易に解説する初級者向けの新企画として「今更聞けないシリーズ」を2007年度から試行してきた。読者に好評であることから、資料区分での定常連載シリーズに格上げして毎月掲載を目標に推進することとした。

JIPA創立70周年記念誌に関連して、2001年以降の歴代理事長による座談会を開催し、会誌に記事掲載した。また会誌広報委員会でも、当委員会の過去20年間の歴代委員長に参集頂き、現役正副も参加して座談会を開催した。同じ会誌の編集活動に携わったという立場から年代のギャップを越えて共感するものがあり、大いに盛り上がった。過去の苦労談や活動背景等、70周年記念誌用の原稿執筆に非常に参考になる情報を得ることができた。

マニュアル・投稿規程を改訂し、本格連載を開始した今更聞けないシリーズの運用規定の新設、内部運用であった20頁超の分割掲載基準の明文化、ネット上も含めた未発表原稿に限る旨の投稿

規定への明記、投稿者による確認書の提出要請等の変更を行った。

2009年度

<委員長：高城 真/松下電工>

(1) 委員会の構成と運営

全体23名で、第1小委員会15名と第2小委員会8名を基本として、各種WGを組み合わせて活動を行った。リーマンショックの影響もあり委員派遣に消極的な会員企業も多いなか、事務局の強い後押しもあって何とか前年度並みの委員数を確保した。新任委員が過半数を占めることから正副委員長を中心にサポート体制を強化し、副査読制度も拡充した。

(2) 活動概要

「知財管理」誌の企画編集を行い、134本、総頁数1,834の論文原稿を掲載、内訳は企画原稿が全体の53%、専門委員会原稿が32%、外部投稿原稿が15%であった。特集号は、2010年3月掲載で「知財創造サイクルの実現に向けて」のメインテーマで企画した。

(3) 主な取組みや成果

特集号の原稿企画の一つとして、「三位一体経営」に関する座談会を企画し、各業界の知財トップ4名と中小企業の知財戦略支援に注力されている専門家にご参集頂き、土井事務局長の司会で座談会を開催した。

また、専門委員会とのコラボ企画として「知的財産の動向と将来」というテーマで中山信弘東京大学名誉教授へのインタビューを企画。特許第1・第2、意匠、商標、デジタルコンテンツの各委員会からもメンバー参画して頂きインタビューを実施した。この記事は2010年5月号に掲載した。

マニュアル・投稿規程について、内規として運用してきた同一執筆者の短期連続投稿を規制する1年ルールについて見直し検討を行った。見直した新運用ルールは2010年度のマニュアル改訂で反映した。

前年度から原稿企画を強化推進した効果が表れ、会誌掲載原稿の年間本数と総頁数を大幅増強できた。

2010年度

<委員長：高城 真/松下電工>

(1) 委員会の構成と運営

全体21名で、第1小委員会13名と第2小委員会8名を基本として、各種WGを組み合わせて活動を行った。

(2) 活動概要

「知財管理」誌の企画編集を行い、139本、総頁数1,952の論文原稿を掲載、内訳は企画原稿が全体の54%、専門委員会原稿が29%、外部投稿原稿が17%であった。特集号は、2011年4月掲載で「グローバル経営時代の知財管理」のメインテーマで企画した。

(3) 主な取組みや成果

特集号の原稿企画の一つとして、守屋理事長はじめJIPA理事を務める各業界知財トップ4名と知財戦略の有識者である東大・渡部教授にお集まり頂き、中山専務理事の司会で座談会を開催した。

弁理士会パテント誌編集部と当委員会とでJIPA会議室にて意見交換会を開催。両誌の編集方針や活動内容等を紹介し、企画の進め方等率直な意見交換を行った。

JIPA内には、当委員会における「広報」活動を強化すべしという意見があり、委員会名称も「広報委員会」と変更する提案も挙がったが、当委員会で担う具体的な広報活動が明確になっていないことから、名称変更は常務理事会で見送られた。

2008年度から3年間通じて原稿企画の活動強化を継続的に行った結果、企画原稿の掲載本数が大幅に増加し、会誌紙面の充実化を図ることができた。

2011年度

<委員長：尾崎 正明/デンソー>

(1) 委員会の構成と運営

2008年度から徐々に減員し、今年は最少人数の20名で、第1小委員会13名と第2小委員会7名を基本として、各種WGを組み合わせて活動を行った。

(2) 活動概要

「知財管理」誌の企画編集を行い、127本、総頁数1,843の論文原稿を掲載、内訳は企画原稿が全

体の55%、専門委員会原稿が34%、外部投稿原稿が11%であった。特集号は、2012年4月掲載で「事業で勝つ!」のメインテーマで企画した。
(3) 主な取組みや成果
委員の減少傾向から脱却すべく、「価値を実感してもらえる委員会活動」を方針とし、行動指針として、委員が価値を実感すること、職場にフィードバックすることに重点を置き、各職場が抱えている課題や業界の課題にアンテナを張って、企画してもらった。
判例研究は、仙元隆一郎氏を編者とする判例評釈論説の長期連載企画であり、第2小委員会及び関西事務所の協力体制のもとで活動推進してきたが、仙元先生の意向により、360号(11月号掲載)をもって終了することになった。当委員会では、学術的観点からの判例評釈は継続すべきと判断し、仙元先生、関西大学の山名美加先生、大阪大学の茶園成樹先生の協力を得ながら、「続・判例研究」と名を改め、1月号からスタートした。
日本弁理士会との初めてのコラボとして、中央知的財産研究所のメンバーとの座談会を行った。係属中のテーマ「審判及び関連する制度の研究」の研究会を見学させていただき、研究員の先生方にインタビューをさせていただいた。

2012年度

<委員長:尾崎 正明/デンソー>
(1) 委員会の構成と運営
全体27名で、第1小委員会17名と第2小委員会10名を基本として、各種WGを組み合わせて活動を行った。
(2) 活動概要
「知財管理」誌の企画編集を行い、127本、総頁数1,815の論文原稿を掲載、内訳は企画原稿が全体の59%、専門委員会原稿が30%、外部投稿原稿が11%であった。特集号は、2013年4月掲載で「知財立国10年、成長戦略に寄与するこれからの知財」のメインテーマで企画した。
(3) 主な取組みや成果
2011年9月～2012年8月までの配本後3ケ月間のダウンロード件数を調査し、会員企業、業界が注目しているテーマの分析を行った結果、会員企業は「戦略やマネジメント」に興味があるということが分かった。
また委員会活動の効率化として、会議時間、資料の準備を効率化すべく、小委員会と定例委員会の同時開催、JIPAのサーバを利用した情報の共有化をトライアルで開始した。2013年度は本格的に導入を開始する。

2013年度

<委員長:井上 進一/大鵬薬品工業>
(1) 委員会の構成と運営
行動指針として「①委員自らが課題形成し企画立案推進する、②読者アンケートを実施し、活動に反映する、③メルマガで各号の注目テーマを紹介する」を掲げ、全体30名で、第1小委員会21名と第2小委員会9名を基本として、各種WGを組み合わせて活動を行った。
(2) 活動概要
「知財管理」誌の企画編集を行い、145本、総頁数1,683の論文原稿を掲載、内訳は企画原稿が全体の57%、専門委員会原稿が35%、外部投稿原稿が8%であった。特集号は、2014年4月掲載で「知財パラダイムシフト」のメインテーマで企画した。
(3) 主な取組みや成果
続・判例研究は学術的観点からの判例評釈が目的なので、諮問委員として、同志社大学の井関涼子先生、大阪大学の茶園成樹先生、福岡大学の堀江亜以子先生の協力を得ながら、11本を掲載することができた。
委員会活動の効率化の観点から、毎月の委員会の運営、及び資料の準備を効率化すべく、JIPAのサーバを利用した情報のアップデート・共有化について本格運用を開始した。また2014年4月のJIPA法人化を見据えた知財管理誌の表紙の変更、2015年1月の知財管理誌リニューアルに向けた既存コンテンツの見直し・新規コンテンツの検討を実施した。

2014年度

<委員長:井上 進一/大鵬薬品工業>
(1) 委員会の構成と運営
全体24名(期中1名退任)で、第1小委員会18

名と第2小委員会6名を基本として、各種WGを組み合わせて活動を行った。
(2) 活動概要
「知財管理」誌の企画編集を行い、129本、総頁数1,903の論文原稿を掲載、内訳は企画原稿が全体の50%、専門委員会原稿が35%、外部投稿原稿が14%であった。特集号は、2015年4月掲載で「知財を活かす!」のメインテーマで企画した。
(3) 主な取組みや成果
続・判例研究は、仙元隆一郎氏を編者として長期連載した判例研究の続編として2012年1月よりスタートした企画であるが、判例と実務シリーズと一本化するとともに、2015年1月号から下記の新企画を開始する方針を決定し、2014年11月号のNo.32をもって掲載終了とした。
判例と実務シリーズでは主に国内判決を取り上げてきたが、急速なグローバル化に伴い、会員企業にとっても重要な海外判決が増えてきていることを鑑み、2015年1月号からこれら海外判決を取り上げた新シリーズ「海外注目判決」を開始した。米国、欧州、中国等を中心に、会員企業が注目すべき判決を取り上げていく予定であり、2014年度としては3本の企画を掲載した。
論説のページ数について、昨年度からの移行期間を経て、各専門委員会のご協力のもと2015年1月号より上限を16ページとした。文章や図、表を簡潔に判り易くまとめ、必要と思われるデータ等はホームページに掲載するという基本方針を委員会内で共有し、読者の視点での査読を今年度も継続していく。

2015年度
<委員長：大塚 善徳/ソシオネクスト>
(1) 委員会の構成と運営
全体27名(期中1名退任)で、第1小委員会18名と第2小委員会9名を基本として、各種WGを組み合わせて活動を行った。
(2) 活動概要
「知財管理」誌の企画編集を行い、117本、総頁数1,679の論文原稿を掲載、内訳は企画原稿が全体の48%、専門委員会原稿が43%、外部投稿原稿が9%であった。特集号は、2016年4月掲載で「知財とマネー」のメインテーマで企画した。
(3) 主な取組みや成果
「知財管理」誌の原稿中に会員企業名を記載する場合の規定検討を専門委員会、会誌広報委員会の担当理事の意見をいただきながら行った。規定方針は原稿に記載される会員企業側の立場を考慮し、原則伏せ字とし、会員企業名を記載する場合は当該企業の了解を得た場合に限るとした。2016年度より運用を開始し、移行期間を経て正式に適用することとした。
「知財管理」誌の円滑な発行のためには月2回の委員会開催はやむを得ないが、委員会活動に多くの時間を割かなければならない点は当委員会への委員派遣が敬遠されている原因の一つになっている。従って、委員の継続的な確保という観点から、委員1人1人の負担を減らすような運営方法について検討した(TV会議の利用、議事録の簡略化等)。

2016年度
<委員長：大塚 善徳/ソシオネクスト>
(1) 委員会の構成と運営
全体29名で、第1小委員会22名と第2小委員会7名を基本として、各種WGを組み合わせて活動を行った。
(2) 活動概要
「知財管理」誌の企画編集を行い、128本、総頁数1,750の論文原稿を掲載、内訳は企画原稿が全体の56%、専門委員会原稿が35%、外部投稿原稿が9%であった。特集号は、2017年4月掲載で「第4次産業革命と知財」のメインテーマで企画した。広報誌「季刊じぱ」創刊に向けた検討と準備を行った。
(3) 主な取組みや成果
読者から「知財管理」誌は難しい、読みにくい、といった声が聞こえてきていたので、読みやすい原稿のあり方について議論し、今後の企画、査読をする上での参考すべき点を明確化するために「ユーザーフレンドリーWG」として活動を行った。WGメンバーで過去5年分の記事を再読し、読みやすいもの、読みにくいものの事例を抽出し、委員会内で情報共有した。
新たにJIPA広報誌として、JIPAの活動と知財の動きをわかりやすく簡潔に伝えることを目的

に季刊誌「じぱ」の発行準備を行った。創刊号は2017年4月とし、年4回（4月7月10月1月）の発行とする。対象者はJIPA会員のほか会員外へも配布、JIPAのホームページに掲載する。会員への配布部数は各社5部でA4 4頁、カラーで作成し、発行部数は7,500部でスタートすることとした。

2017年度

＜委員長：大塚 善徳／ソシオネクスト＞

（1）委員会の構成と運営

全体31名（期中1名退任）で、第1小委員会20名と第2小委員会11名を基本として、各種WGを組み合わせて活動を行った。

（2）活動概要

「知財管理」誌の企画編集を行い、141本、総頁数1,912の論文原稿を掲載、内訳は企画原稿が全体の51%、専門委員会原稿が38%、外部投稿原稿が11%であった。特集号は、2018年4月掲載で「知財のターニングポイント」のメインテーマで企画した。年4回発行する「季刊じぱ」を創刊し、各号の企画編集を行い、夏号で特許庁の小宮長官、冬号で東京大学の中山名誉教授のインタビューを実施した。

（3）主な取組みや成果

年度初めの委員数が31名と過去最大であったが、委員募集期間内に新規の申込みがなく、会員企業に対し個別に委員派遣を依頼することで何とか委員数を確保しているのが現状となっている。2017年度より新規に「季刊じぱ」も発行していくことになり、委員数の確保と継続委員の増加が最も大きな課題となっている。委員不足の対策として、委員派遣の特典にJIPA研修への参加無料の資格を設けたり、JIPAシンポジウムや「知財管理」誌の編集後記において当委員会の活動内容や参加することによるメリットについて会員企業に知っていただく取り組みを実施したりしているが、まだまだ委員数増加には結びついておらず、引き続き改善への取り組みが必要と考える。

また今後「季刊じぱ」を継続的に発行していくため、各企画のコンセプト、手順等のマニュアルの整備等を行っていく必要がある。

2018年度

＜委員長：井出 達徳／日本電気特許技術情報センター＞

（1）委員会の構成と運営

全体29名（期中1名退任）で、第1小委員会18名と第2小委員会11名を基本として、各種WGを組み合わせて活動を行った。

（2）活動概要

「知財管理」誌の企画編集を行い、125本、総頁数1,814の論文原稿を掲載、内訳は企画原稿が全体の48%、専門委員会原稿が43%、外部投稿原稿が9%であった。特集号は、2019年4月掲載で「つながりと知財」のメインテーマで企画した。「季刊じぱ」の企画編集を行い、夏号で知財高裁の清水所長、冬号でWIPO高木事務局長補のインタビューを実施した。

（3）主な取組みや成果

特集号とは別に、専門委員会と連携して第4次産業革命のミニ特集を企画し、計14本の論説を内容の近いテーマでまとめて4回（8月号10月号11月号2月号）に分けて掲載した。関心の高いテーマを取り上げたためか、後述のアンケートでは読者の認知度が高い結果となっており、情報発信力を高めることが出来た。

読者からのフィードバックを今後の企画・編成に活かして、よりよい紙面にするため、読者アンケートを実施した。「知財管理」は6年ぶりの実施となり、会員、特許庁、知財高裁に対して行ったが、ページ数・掲載記事数、難易度、他誌に比べた有用性とも読者に支持されていること及び、専門委員会原稿への関心が高いことが分かった。「季刊じぱ」は発刊から約1年半経過したことを受け実施し、他社動向に関心を持つ読者が多いこと及び、JIPAの活動を伝えるという目的はある程度達していることが分かった。改善につながる指摘を今後の編集に活かしていきたい。

2019年度

＜委員長：井出 達徳／日本電気特許技術情報センター＞

（1）委員会の構成と運営

全体28名で、第1小委員会20名と第2小委員会

8名を基本として、各種WGを組み合わせて活動を行った。
(2) 活動概要
「知財管理」誌の企画編集を行い、119本、総頁数1,594の論文原稿を掲載、内訳は企画原稿が全体の46%、専門委員会原稿が46%、外部投稿原稿が7%であった。特集号は、2020年4月掲載で「知財を超える」のメインテーマで企画した。「季刊じぱ」の企画編集を行い、春号で東京大学の渡辺教授、夏号で経団連の吉村本部長、冬号で特許庁の松永長官インタビューを実施した。
(3) 主な取組みや成果
JIPA専門委員会の委員長を2016年度から3年間務めた6名の委員長経験者による座談会を実施した。各専門委員会の活動、参加するメリット、委員長としての成果、委員長として得たもの、委員会のマネジメントに携わるメリットや、貴重な経験や苦労、それをどのように乗り越えたか、どのように社業に活かしているか、さらに委員会活動を3年以上継続して小委員長以上を務めるメリットを語っていただいた。
「季刊じぱ」については、「知財管理」誌とは別の広報誌として、委員数が潤沢でない委員会の中から更に限られたWGメンバーで運用せざるを得ず、WGメンバーの負荷低減が課題であり、編集活動の効率化を推進すると共に、マニュアルへの反映を行った。

2020年度

<委員長：井出 達徳/日本電気特許技術情報センター>
(1) 委員会の構成と運営
全体28名で、第1小委員会20名と第2小委員会8名を基本として、各種WGを組み合わせて活動を行ったが、コロナ禍下での運営となり、ウェブ会議中心の活動を余儀なくされた。
(2) 活動概要
「知財管理」誌の企画編集を行い、135本、総頁数1,655の論文原稿を掲載、内訳は企画原稿が全体の56%、専門委員会原稿が38%、外部投稿原稿が7%であった。特集号は、2021年4月掲載で「ヘルスケア×知財」のメインテーマで企画した。「季刊じぱ」の企画編集を行い、春号で明治大学の高倉教授、冬号で特許庁の糟谷長官インタビューを実施した。
(3) 主な取組みや成果
コロナ禍下での運営となり、ウェブ会議中心の活動を余儀なくされたが、4月10日の年度最初の全体委員会開催までに、最も多くの委員が参加できるウェブ会議ツールとしてTeamsを選択し、4月から例年通りに委員会を開催した。委員の意見を引き出しにくい、議論が深まりにくい、反応を把握しづらい、といったウェブ会議のデメリットを打破すべく、積極的に指名する、少人数チームに分けた議論、意図的に合図値を打つ、といった対策に努めた。
逆に、開催場所や移動時間を考慮する必要がない、というウェブ会議のメリットを活かすべく、関東、関西の委員が集まる正副委員会等を小まめに開催した。特にウェブ会議中心での委員会活動の活性化を議論するプロジェクトを立ち上げて秋に集中的に議論し、少人数チームに分けることによる議論の活性化、特に4月から6月の委員への負荷集中低減のため、例年4月に発行していた特集号を2022年度より10月に発行するよう変更することで年間を通じた負荷の平準化を図ることとした。また、対面会議に比べて減らざるを得ない委員同士の交流の機会を少しでも増やすべく、年度当初からオンライン懇親会を開催し、新任委員にも積極的に声掛けして早期に委員会に馴染んでもらえるよう努めた。

2021年度

<委員長：前川 聡/パナソニック>
(1) 委員会の構成と運営
全体29名（期中2名退任）で、第1小委員会20名と第2小委員会9名を基本として、各種WGを組み合わせて活動を行ったが、依然、新型コロナの影響があった。
(2) 活動概要
「知財管理」誌の企画編集を行い、126本、総頁数1,710の論文原稿を掲載、内訳は企画原稿が全体の60%、専門委員会原稿が34%、外部投稿原稿が6%であった。特集号は2022年10月掲載予定で

「変わりゆく知財活動 ～持続可能な社会を目指して～」のメインテーマで企画した。「季刊じぱ」の企画編集を行い、春号で東京大学の田村教授、冬号で特許庁の森長官インタビューを実施した。

(3) 主な取組みや成果

引き続きウェブ会議中心の活動を余儀なくされたが、急用等が生じても欠席ではなく部分的な参加が可能なため、議題の順序入れ替え等柔軟な対応によって、企画提案者自らの説明を踏まえた十分な議論ができた。

2017年の「季刊じぱ」創刊に伴い業務量が増えたことから委員40名体制を目標としてきたが、現実は30名を大幅に下回り続け、委員の負荷軽減が大きな課題となってきた。更にはコロナ禍もあり、当面委員の大幅増も見込めないことから業務内容の見直しに着手した。将来的には委員会原稿の査読業務を止める方向で、まずは査読のポイントや留意点を文書化して各専門委員会に共有、2022年4月の入稿分よりチェックシートも導入し、専門委員会側で原稿を十分に査読するための環境を整備した。

2022年度

<委員長：前川 聡/パナソニックHD>

(1) 委員会の構成と運営

全体25名（期中1名退任）で、第1小委員会10名、第2小委員会8名と第3小委員会7名を基本として、各種WGを組み合わせて活動を行ったが、依然、新型コロナの影響があった。

(2) 活動概要

「知財管理」誌の企画編集を行い、118本、総頁数1,564の論文原稿を掲載、内訳は企画原稿が全体の58%、専門委員会原稿が34%、外部投稿原稿が8%であった。特集号は2023年10月掲載予定で「知財立国20年これまでとこれから」とするメインテーマで企画した。「季刊じぱ」の企画編集を行い、春号で学習院の米山教授、冬号で特許庁の濱野長官インタビューを実施した。

(3) 主な取組みや成果

委員の負荷軽減という課題解消のため、運営体制変更とともに委員会原稿についてはJIPA会誌広報グループとの役割分担変更も含め検討した。具体的には、第3小委員会を新設して「季刊じぱWG」を組込み、「特集号WG」を第1小委員会に組込むことにより、昨年度まで別日・別途で行っていたWG活動を極力無くすような運営体制とした。また各専門委員会側で必要十分な原稿査読が出来るようになったことを踏まえ、2023年4月より当委員会では委員会原稿の査読は行わず、JIPA会誌広報グループで最小限の内容確認を行いゲラ刷りに進めるフローに変更した。

こうした環境整備により委員会が本来注力すべき企画・編集業務に集中できるようにした中で、「季刊じぱ」のスペシャルインタビュー及び2023年10月特集号の執筆のため、上野専務理事と共に米国への取材団派遣（実施は次年度）を企画する等、広報活動の強化とともに委員会の魅力向上に繋がる取組みを行った。

4. おわりに

過去15年間の活動を振り返ると、「会員に有用な情報を提供する」という方針の下、歴代の諸先輩が真摯に取り組んでこられてきたことを再確認した。

その上で、「広報」の重要性の高まりを受けて誕生した「季刊じぱ」であるが、これは初めの一歩にすぎず、今後JIPAが国内外でのプレゼンスを更に向上させて、団体として継続的に発展していくためには、広報面でより大きな役割を果たすことが当委員会として今後進むべき方向性である、ということを改めて認識した。

最後に、委員会活動をこれまで牽引してきた歴代委員長と献身的に推進してきた歴代の諸先輩委員の皆さまに対して、そして「知財管理」と「季刊じぱ」とを委員会と一緒になって創り上げてきたJIPA会誌広報グループ、専務理事及び歴代の担当理事の方々に対して、深く感謝の意を表すことで本稿の結びとしたい。

（2022年度　委員長・前川 聡）

特許第１委員会

1. はじめに

特許第1委員会は、JIPAの専門委員会のうち、最も長い歴史を有する委員会である。日本の特許出願のうち、出願から登録までの権利化段階を主に担当し、国内及びグローバル視点で、特許制度のあるべき姿や実務における諸問題について検討している。そしてその成果を、知財管理誌への論説投稿及び東西部会を通して発表するとともに、国内外特許庁への提言等を行っている。

本稿は、2008年度～2022年度の年間活動報告に基づいて執筆したものである。紙面の都合上、各年度の主要な活動のみを取り上げることとし、研究テーマの詳細や対外活動の一部を割愛させていただいた。

(1) 委員会の運営方針

外部の研究会等に積極的に委員を派遣して、委員会の活動成果等を発信しながら、外部から得られる知見等を委員会活動に活用してきた。

また、JIPA内の関連PJ及び関連委員会（特許第2委員会、国際委員会など）と連携しながら、審査制度・運用のグローバル化などに向けて、対特許庁/対三極ユーザとの意見交換・意見発信などを活発に行っている。

(2) 活動体制・概要

委員会内に4つ（～2019年度までは5つ）の小委員会を設置し、小委員会毎に活動を推進する体制としている。各小委員会は平均月1回の会合を開催し、個々の検討課題及びパブリックコメント、特許庁への要請等を含めた外部への意見発信のための議論を行っている。

また、委員長と副委員長により構成される正副委員長会議を開催し、各小委員会の検討課題についての横断的な対応を行っている。特許第2委員会の正副委員長とは、年1回の意見交換会を行って情報交換に努めている。

さらに、年3回の全体会合（年度により、「総会」「全体委員会」など呼称が異なるようである。）を行い、各小委員会の研究成果を委員会内で共有している。

2. 各年度の活動

2008年度［平成20年度］

委員長：中村 敏夫（田辺三菱製薬）

(1) 構成及び運営

2008年度の委員会は、委員長1名、副委員長（小委員長、小委員長補佐）13名、委員58名の計72名の構成で活動した。

(2) 各小委員会の研究テーマ

［第1小委員会］特許制度ハーモナイゼーションについての検討

「各国特許制度・運用の調和に向けて、日本の特許制度のあり方を検討する」を基本方針に掲げ、日米両国において申請されたPPH（特許審査ハイウェイ）案件を分析・比較した。

［第2小委員会］記載要件に関する研究

(1)「米国判例をベースとしたファミリー出願の比較検討」

(2)「記載要件を満たすために必要な開示のボーダーについての研究」

［第3小委員会］進歩性に関する検討

(1)「進歩性判断（技術的まとまり）の研究」

(2)「拒絶理由通知対応ハンドブック（進歩性編）の作成」

［第4小委員会］権利化手続き（補正、分割等の権利化手続き）についての研究

優先権の客体的要件につき、特に、①審決例での判断基準（「新規事項の例による」等）、②一見して基礎出願に記載が無い事項の追加と優先権認否の関係、を明確化し、さらにこれらの結果を基に、優先権の有効な活用形態について検討した。

［第5小委員会］出願人からみた審査過程における諸問題の検討

「審査基準からみた審査プロセスの検討」

(3) その他（主な対外活動など）

・ 日本特許情報機構主催「特許版・明晰日本語策定委員会」及び「技術用日本語プラットフォーム委員会に委員（1名）を派遣
・ 特許性検討会（特許庁審判部主催）への委員派遣
・ 特許庁審査基準室・品質管理室との定期意見交換会（7月、2月）　※前年度より開始
・ 特許庁技術懇話会との意見交換（12月）
・ 弁理士会特許委員会との合同委員会（12月）

2009年度［平成21年度］

委員長：中村 敏夫（田辺三菱製薬）

(1) 構成及び運営

2009年度の委員会は、委員長1名、副委員長（小委員長、小委員長代理、小委員長補佐）10名、委員50名の計61名の構成で活動した。

なお、日本経済の景気悪化に対応し、出張旅費削減のために、関西地区の全委員は第5小委員会に、名古屋地区の全委員は第4小委員会に配属いただいた。

(2) 各小委員会の研究テーマ

［第1小委員会］特許制度ハーモナイゼーションについての検討

ワークシェアリング推進の仕組みとして、PPH（プルリPPH、PCT成果物を利用するPPHを含む）、新ルート、トライウェイ等、種々の出願ルートの特徴を整理するとともに、ユーザにメリットがある出願ルートの提案及びハーモナイゼーションの進展につながる提言を検討した。

［第2小委員会］記載要件に関する研究

(1)「記載要件に関するEP審決をベースに、そのEP審決における判断と対応日本出願における判断の異同の検討」
(2)「日本の裁判所と特許庁との間で判断が異なった事例についての検討」

［第3小委員会］進歩性に関する検討

(1) 審査基準「進歩性」の解説作成

日本の審査基準は、審査官の目線、つまり拒絶する立場から記載されている。出願人の立場からすれば、特許の権利化する方向への記載がないのに加え、わかりづらい記載も多いため、審査基準のわかりにくい部分の解説及び、出願人目線での反論手法を掲載した資料の作成に着手した。
(2)「進歩性ケーススタディ」の作成支援

［第4小委員会］特許出願における諸問題（補正等）の検討

(1)「最近の新規事項の判断」
(2)「シフト補正の審査状況」

平成19年4月1日より導入されたシフト補正要件が審査される時期になってきたため、その審査状況の検証を行った。

［第5小委員会］審査過程における諸問題（PLT対応、審査基準見直し等）の検討

(1)「出願人の様々な権利化タイミングニーズに応じ得る柔軟な審査実現の検討」
(2)「有効な情報提供制度のあり方について」

(3) その他（主な対外活動など）

・ 産業構造審議会　審査基準専門委員会にオブザーバー（2名）を派遣
・ 特許庁審判部主催「特許性検討会」に委員（12名）を派遣
・ AIPPI主催の「特許を受ける権利を有する者の適切な保護の在り方に関する調査研究」に委員（1名）を派遣
・ 日本特許情報機構主催「特許版・産業日本語委員会」に委員（1名）を派遣
・ 特許庁審査基準室・品質管理室との定期意見交換会（7月、2月）
・ 特許庁技術懇話会との意見交換（11月、2月）
・ 弁理士会特許委員会との合同委員会（11月）
・ 知財高裁・東京地裁との意見交換
・ 三極ユーザ会議への参加（6月、11月）

2010年度［平成22年度］

委員長：荘林 啓（リコー）

(1) 構成及び運営

2010年度の委員会は、委員長1名、副委員長（小委員長、小委員長代理、小委員長補佐）12名、委員50名の計63名の構成で活動した。

なお、前年度は委員の出張旅費削減のために地域に応じた編成としたが、本年度はメンバーの希望に基づき編成した。

(2) 各小委員会の研究テーマ

［第1小委員会］特許制度ハーモナイゼーションについての検討

(1)「特許法条約（PLT）」

(2)「特許の質（パテントクオリティ）」

特許の活用・流通が盛んになり、それを支える「特許の質」に国際的に注目が集まる現況下において、特許の質に関する各方面の取組みの現状を把握し、提言を行うための調査研究を行った。またユーザの視点から特許の質の客観的指標の活用の可能性について検討を行った。

(3)「標準化活動と特許出願戦術」

［第2小委員会］記載要件に関する研究

(1)「記載要件の審査基準改訂（審査基準専門委員会）の対応」

(2)「日本の記載要件（サポート要件、実施可能要件、明確性要件）を具備する質の高い明細書のための留意事項」

［第3小委員会］進歩性に関する検討

(1)「進歩性に関する裁判例研究」

(2)「審査基準（進歩性）の解説」の発行

審査基準のわかりにくい部分の解説と出願人目線での反論手法を掲載した資料（資料第395号）を2010年11月に発行した。また多くの方々に本資料を参照いただけるよう、東西部会で本資料の概要を解説した。

［第4小委員会］特許出願にかかる諸問題の検討

いわゆる除くクレーム大合議判決（ソルダーレジスト事件）により、新規事項追加の判断について新たな抽象的基準が示されたことを受け、実際の案件に影響を与えたかどうかを分析するため、前年度に引き続き、最新の判決例を調査した。

［第5小委員会］審査過程における諸問題の検討

出願人の視点から、PBP（プロダクト・バイ・プロセス）クレームについての裁判例及び審決例について事例検討を行い、事例から導かれる実務上の留意点について検討した。

(3) その他（主な対外活動など）

- 産業構造審議会 審査基準専門委員会にオブザーバー（2名）を派遣
- 日本特許情報機構主催「特許版・明晰日本語策定委員会」及び「技術用日本語プラットフォーム委員会に委員（1名）を派遣
- 特許性検討会（特許庁審判部主催）への委員（12名）派遣
- 特許庁審査基準室・品質管理室との定期意見交換会（8月、2月）
- 特許庁技術懇話会との意見交換（2月）
- 弁理士会特許委員会との合同委員会（12月）
- 知財高裁・東京地裁との意見交換
- 三極ユーザ会議への参加

2011年度［平成23年度］

委員長：荘林 啓（リコー）

(1) 構成及び運営

2011年度の委員会は、委員長1名、副委員長（小委員長、小委員長代理、小委員長補佐）12名、委員54名の計67名の構成で活動した。

(2) 各小委員会の研究テーマ

［第1小委員会］特許制度ハーモナイゼーションについての検討

「PCT-PPH案件を対象としたISRと国内外の審査結果との相関についての調査、研究」

［第2小委員会］記載要件に関する研究

(1)「特許審査基準『明細書及び特許請求の範囲の記載要件』の解説」の作成

(2)「記載要件の審査基準改訂の対応」

［第３小委員会］進歩性に関する検討
(1)「知財高裁の進歩性判断の変化に対応した知財活動の推進」
(2)「進歩性に関する判例研究」

［第４小委員会］特許出願における諸問題（補正等）の検討
(1)「特許法30条改正対応」
特許庁が出願人向けに公開している、新規性喪失の例外を受けるための手続の手引き集が法改正により改訂されることに伴い、出願人サイドの観点から記載内容を検討した。
(2)「シフト補正・発明の単一性の検討」
出願人サイドで不満の多いシフト補正・発明の単一性の運用に関し、課題の把握と改善すべき点を検討し、その検討結果を要望書として審査基準室に提出した。

［第５小委員会］審査過程における諸問題（PLT対応、審査基準見直し等）の検討
平成５年法改正から18年経過したこの機会に、実用新案制度を再考することを目的として、実用新案の利用状況並びに出願人の認識についてその実態を把握するとともに、今後のあるべき姿を考察した。

(3) その他（主な対外活動など）
・産業構造審議会 審査基準専門委員会にオブザーバー（２名）を派遣
・審判実務者研究会（特許庁審判部主催：旧・特許性検討会）への委員（13名）派遣
・知財フォーラム関西に、グループディスカッション（テーマ名：質の高い特許明細書とは何か）のコーディネーターとして参加
・平23法改正「期限徒過後の手続」についての特許庁との意見交換会及び救済ガイドライン（案）に対するパブコメ提出
・特許法30条に対する意見書の提出
・特許庁審査基準室・品質管理室との定期意見交換会（９月、２月）
・弁理士会特許委員会との意見交換会
・知財高裁との意見交換
・三極ユーザ会議への参加

2012年度［平成24年度］
委員長：荘林 啓（リコー）

(1) 構成及び運営
2012年度の委員会は、委員長１名、委員長代理（小委員長を兼任）１名、副委員長（小委員長、小委員長代理、小委員長補佐）11名、委員58名の計71名の構成で活動した。

(2) 各小委員会の研究テーマ
［第１小委員会］特許制度ハーモナイゼーションに向けた検討
「審査促進（早期権利化）に関する各国制度についての調査、研究」

［第２小委員会］記載要件に関する研究
「拒絶理由通知における記載要件の三極比較−三極での拒絶理由の傾向比較−」

［第３小委員会］進歩性に関する研究
(1)「知財高裁、特許庁における進歩性判断の変化に関する統計的研究」
(2)「特許庁と知財高裁で判断が異なった事例解析（周知技術について）」
(3)「進歩性に関する３極（日米欧）比較に関する研究」

［第４小委員会］特許出願における諸問題の検討
「シフト補正・発明の単一性の検討」

［第５小委員会］審査過程における諸問題の検討
「誤記に関する検討」
実務において「誤記」に気付いた場合、どこまで補正が認められるかが明確ではなく、補正すべきか迷うことがある。どの程度なら「誤記」として認められるのかを誤記の態様別にまとめることとした。

(3) その他（主な対外活動など）
・産業構造審議会 特許制度小委員会にオブザーバー（１名）を派遣

・産業構造審議会 審査基準専門委員会にオブザーバー（2名）を派遣
・知的財産研究所の要請を受け、委員（2名）を派遣
・審判実務者研究会（特許庁審判部主催）への委員（7名）を派遣
・PPHシンポジウム（大阪大学主催）にパネリスト（1名）を派遣
・第3回JIPA知的財産フォーラム関西に、コーディネーター（1名）を派遣
・「シンポジウム～特許制度の国際的な調和に向けて～」（特許庁主催）にパネラー（1名）を派遣
・「手続救済措置の拡充」についての特許庁との意見交換会、並びに意見書提出。
・特許庁審査基準室・品質管理室との定期意見交換会（9月、3月）
・知財高裁との意見交換
・弁理士会特許委員会との意見交換会
・三極ユーザ会議への参加（11月）

2013年度［平成25年度］

委員長：豊田 義元（日本電信電話）

（1）構成及び運営

2013年度の委員会は、委員長1名、副委員長（小委員長、小委員長補佐）10名、委員53名の計64名の構成で活動した。

（2）各小委員会の研究テーマ

［第1小委員会］特許制度ハーモナイゼーションに向けた検討
「クレーム課金及びクレーム記載要件に関する各国制度の調査・研究」

［第2小委員会］記載要件に関する研究
「拒絶理由通知における記載要件の三極比較-日本を受理官庁としたPCT出願における傾向比較-」

［第3小委員会］進歩性に関する研究
「拒絶理由通知における新規性・進歩性判断の三極（日・欧・米）比較研究」

［第4小委員会］特許出願における諸問題の検討
「分割出願制度の検討　-特許査定後の分割-」

［第5小委員会］審査過程における諸問題の検討
「拒絶理由通知に関する諸問題の検討」
面接に関連する項目については、「面接ガイドライン」の改訂にあわせて、特許庁に意見書を提出した。

（3）その他（主な対外活動など）

・知的財産研究所「特許請求の範囲に係る課金制度と記載要件の在り方に関する調査研究」委員会へ委員（1名）を派遣
・最近判決例研究会（知的財産権法研究会）に委員（3名）を派遣
・第4回JIPA知的財産フォーラム関西に、コーディネーター（1名）を派遣
・特許庁審査基準室・品質管理室との定期意見交換会（9月、3月）
・特許庁国際課との意見交換会（記載要件：11月、2月、3月）
・三極ユーザ会議への参加

2014年度［平成26年度］

委員長：豊田 義元（日本電信電話）

（1）構成及び運営

2014年度の委員会は、委員長1名、副委員長（小委員長、小委員長補佐）14名、委員47名の計62名の構成で活動した。
特に、特許庁が特許審査基準の全面見直しの検討に入ったことに対応し、審査の質向上へ向けての審査基準上の課題と見直しの方向性を議論し、取り纏めた結果を要望として特許庁へ提出した。

（2）各小委員会の研究テーマ

［第1小委員会］特許制度ハーモナイゼーションに向けた検討
「審査の質向上」に着目した国際調和の必要性について検討した。
(1)「情報提供制度の各国制度の調査・研究」
(2)「審査の質の向上に向けた各国文献調査結果

の相互活用状況の調査・研究」

［第２小委員会］記載要件に関する研究
(1)「拒絶理由通知における記載要件の三極比較－米国特許商標庁を受理官庁としたPCT出願における傾向比較－」
(2)「拒絶理由通知における記載要件の５極比較－日本国特許庁を受理官庁としたPCT出願における傾向比較－」

［第３小委員会］進歩性に関する研究
「拒絶理由通知における進歩性判断の三極（日・欧・米）比較研究」

［第４小委員会］特許出願に関する諸問題の検討
「審査時の先行技術調査の範囲に基づく審査の質の検証」

［第５小委員会］審査過程における諸問題の検討
「拒絶理由通知の定型化に関する検討」

(3) その他（主な対外活動など）
・産業構造審議会 審査基準専門委員会にオブザーバー参加
・知的財産研究所 出願公開制度に関する調査研究委員会（特許庁委託）へ委員（1名）を派遣
・第５回JIPA知的財産フォーラム関西に、コーディネーター（1名）を派遣
・特許庁審査基準室・品質管理室との定期意見交換会（9月、3月）
・特許庁審判部との意見交換会（4月、1月）
・三極ユーザ会議への参加

2015年度［平成27年度］
委員長：豊田 義元（日本電信電話）

(1) 構成及び運営
2015年度の委員会は、委員長1名、副委員長（小委員長、小委員長補佐）16名、委員48名の計65名の構成で活動した。

特に、特許庁が進める特許審査基準の全面見直し検討に対応し、審査の質向上等の観点から、審査基準上の課題と見直しの方向性、さらに具体的な案を議論し、取り纏めた結果を要望として特許庁へ提出した。

(2) 各小委員会の研究テーマ
［第１小委員会］特許制度ハーモナイゼーションに向けた調査・研究
(1)「日米協働調査」
(2)「PBP（プロダクト・バイ・プロセス）クレーム」
(3)「グローバルドシエ」

［第２小委員会］記載要件に関する研究
(1)「拒絶理由通知における記載要件の三極比較－欧州特許庁を受理官庁としたPCT出願における傾向比較－」
(2)「拒絶理由通知における記載要件の５極比較－米国特許商標庁を受理官庁としたPCT出願における傾向比較－」

［第３小委員会］進歩性に関する研究
「動機づけに係る進歩性判断の日米比較研究」

［第４小委員会］特許出願に関する諸問題の検討
「審査時の先行技術調査の範囲に基づく審査の質の検証」

［第５小委員会］審査過程における諸問題の検討
「手続違背の検討」

(3) その他（主な対外活動など）
・産業構造審議会 審査基準専門委員会にオブザーバー参加
・知的財産研究所「プロダクト・バイ・プロセス・クレームの審査の取扱いに関する調査研究」委員会へ委員（2名）を派遣
・第６回JIPA知的財産フォーラム関西に、コーディネーター（1名）を派遣
・各国の品質目標・管理体制及びユーザ評価に関する調査研究（AIPPI主催、特許庁委託）に委員（1名）を派遣
・特許庁審査基準室・品質管理室との定期意見交換会（9月、3月）

・特許庁審判部との意見交換会（4月、1月）
・五極ユーザ会議、三極ユーザ会議への参加
・韓国知的財産協会（KINPA）との意見交換会

2016年度［平成28年度］

委員長：田中 裕紀（富士通）

（1）構成及び運営

2016年度の委員会は、委員長1名、副委員長（小委員長、小委員長補佐）17名、委員36名の計54名の構成で活動した。

特に、近年技術の進展が目覚ましいAI、IoT分野の審査ハンドブックへの事例追加について積極的な意見発信を行った。また、審査の質向上を重要事項とし、委員会の検討結果に基づいて、拒絶理由通知の記載、漏れの無い先行技術サーチについて、特許庁と意見交換を行い、審査の質向上に向けた提言を行った。

（2）各小委員会の研究テーマ

［第1小委員会］特許制度ハーモナイゼーションに向けた調査・研究
（1）「日米協働調査」
（2）「（製造）方法特許のとり方・あり方」
（3）「PBP（プロダクト・バイ・プロセス）クレーム」
（4）「グローバルドシエ」

［第2小委員会］記載要件に関する研究
（1）「拒絶理由通知における記載要件の5極比較－欧州特許庁を受理官庁としたPCT出願における傾向比較－」
（2）「審決取消訴訟における実施可能要件の判断動向」

［第3小委員会］進歩性に関する研究
（1）「拒絶査定不服審判の審決取消訴訟の検討」
（2）「JIPA資料（No.395：特許審査基準『進歩性』の解説）の改版」

［第4小委員会］特許出願に関する諸問題の検討
（1）「無効審判事件分析による情報提供制度の有効な活用方法の検討」
（2）「特許審査に関する情報開示についてのユーザアンケート」

［第5小委員会］審査過程における諸問題の検討
「審査迅速化に伴う審査の質についての検討」

（3）その他（主な対外活動など）

・産業構造審議会 審査基準専門委員会にオブザーバー参加
・産業構造審議会 弁理士制度小委員会にオブザーバー参加
・特許庁審査基準室・品質管理室との定期意見交換会（10月、3月）
・特許庁審査第一部との意見交換（10月、12月、3月）
・弁理士会との意見交換会
・三極庁・ユーザ会議への参加
・industry IP5会合への参加

2017年度［平成29年度］

委員長：田中 裕紀（富士通）

（1）構成及び運営

2017年度の委員会は、委員長1名、副委員長（小委員長、小委員長補佐）14名、委員40名の計55名（年度途中から1名減）の構成で活動した。

特に、図面からの発明認定、面接審査、国際施策に関して特許庁と個別意見交換会を行い、ユーザニーズに基づく提言を積極的に行った。また、CS審査基準・ハンドブックの改訂（案）について、特許第2委員会、ソフトウェア委員会と連係して詳細分析を行い、タイムリーに意見発信することにより、明快で適切な審査を促す審査基準の構築に向けたて貢献するとともに、グローバル視点で審査のハーモを可能とするロードマップを提案した。

なお、副委員長の負荷軽減を目的とし、正副委員長会と小委員会を同日開催するなどして、JIPA運営の合理化施策を実行した。

（2）各小委員会の研究テーマ

［第1小委員会］特許制度ハーモナイゼーションに向けた調査・研究
（1）「IoTの審査に関する調査・研究」
（2）「早期審査における審査の質に関する調査・

研究」

［第２小委員会］記載要件に関する研究
(1)「拒絶理由通知における記載要件の５極比較－日本特許庁を受理官庁としたPCT出願における更新調査－」
(2)「審決取消訴訟（査定系）における記載要件判断に関する傾向」

［第３小委員会］進歩性に関する研究
JIPA資料（No.395：特許審査基準「進歩性」の解説）の改版

［第４小委員会］特許出願に関する諸問題の検討
「面接審査の有効な活用方法の検討」

［第５小委員会］審査過程における諸問題の検討
「EPO審査をリファレンスとした、JPO審査品質の更なる向上の可能性の研究」

(3) その他（主な対外活動など）
・ 産業構造審議会 審査基準専門委員会に委員を派遣
・ 特許庁審査基準室・品質管理室との定期意見交換会（9月、3月）
・ 特許庁との意見交換（審査第一部：8月、地域イノベーション促進室：10月、1月）

2018年度［平成30年度］
委員長：田中 裕紀（富士通）

(1) 構成及び運営
2018年度の委員会は、委員長1名、副委員長（小委員長、小委員長補佐）14名、委員37名の計52名の構成で活動した。

特に、第1小委員会の研究成果であるクレームの記載様式・料金体系のハーモナイゼーションの必要性についてAIPLA訪問団に説明し、課題認識をグローバルに共有することができた。

また、日中共同研究事業において第四次産業革命におけるAI、IoT関連発明の審査のグローバル動向などについて中国の研究者等と意見交換し、AIに関する中方の関心事項を把握した。

更に、特許制度小委員会における審査の質に関する問題提起に応じ、特許庁品質管理室と審査の質（特に進歩性判断）の適正について個別意見交換会を立ち上げ、質の検証について議論を開始した。

(2) 各小委員会の研究テーマ
［第1小委員会］特許制度ハーモナイゼーションに向けた調査・研究
(1)「日米協働調査（CSP）」
(2)「ZITを用いたIoT関連発明の研究」

［第２小委員会］記載要件に関する研究
(1)「審査のばらつきに関する調査」
(2)「審判部における判断に関する調査」

［第３小委員会］進歩性に関する研究
「IoT関連発明を中心とした進歩性判断について」

［第４小委員会］特許出願に関する諸問題の検討
(1)「審査段階における特許査定の検討」
(2)「図面に基づく補正の範囲についての検討」

［第５小委員会］審査過程における諸問題の検討
「ZIT付与正確性の調査と、ZIT付与対象の定義への提言」

(3) その他（主な対外活動など）
・ 産業構造審議会 審査基準専門委員会に委員を派遣
・ 特許庁審査基準室・品質管理室との定期意見交換会（9月、3月）
・ 日中共同研究事業 晴海会議への参加
・ AIPLA意見交換会
・ WIPOジャパンへの参加（講師派遣）
・ JIPA臨時研修講師を派遣（J18「特許審査基準『進歩性』の解説」）

2019年度［令和元年度］
委員長：横山 幸司（ヤマハ）

(1) 構成及び運営

2019年度の委員会は、委員長1名、副委員長（小委員長、小委員長補佐）14名、委員33名の計48名の構成で活動した。

(2) 各小委員会の研究テーマ

［第1小委員会］特許制度ハーモナイゼーションに向けた調査・研究

「日米協働調査試行プログラムについての研究」

［第2小委員会］記載要件に関する研究

(1)「実施形態の記載量について―日本の出願人と欧米の出願人との比較―」

(2)「化学分野における、実験例がなく計算科学のデータのみの特許出願における記載要件について」

［第3小委員会］進歩性に関する研究

近年、日本の審査が「甘い」という産業界の声が散見される。そこで、日本の進歩性審査の質の検証と改善を目的として、統計的観点及び個別事案の分析の観点から調査研究を行った。

［第4小委員会］特許出願に関する諸問題の検討

「日本に導入したい諸外国の特許制度の検討」

［第5小委員会］審査過程における諸問題の検討

「日本国特許庁におけるPCT国際調査と国内移行後の審査結果との乖離についての検討」

(3) その他（主な対外活動など）

- 産業構造審議会 審査基準専門委員会に委員を派遣
- 特許庁産業財産権制度問題調査研究（日米及び日欧間の進歩性等の判断の乖離事例に関する調査研究）へ委員（2名）を派遣
- 特許庁審査基準室・品質管理室との定期意見交換会（9月、3月（書面による意見交換））
- 特許庁調整課審査企画班との意見交換（日米協働調査）
- 弁理士会との意見交換会
- JIPA臨時研修講師を派遣（J18「特許審査基準『進歩性』の解説」）

2020年度［令和2年度］

委員長：横山 幸司（ヤマハ）

(1) 構成及び運営

2020年度の委員会は、委員長1名、副委員長（小委員長、小委員長補佐）14名、委員35名の計50名の構成で活動した。

また、本年度から小委員会の編成を4つとし、第4小委員会では新たなテーマである「共創時代の特許権利化に関する調査研究」について検討した。

なお、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大に伴って、本年度はすべての会合をWeb会議で行った。

(2) 各小委員会の研究テーマ

［第1小委員会］特許制度ハーモナイゼーションに向けた調査・研究

(1)「早期審査における審査の質に関する調査・研究」

(2)「事業・立場に応じたAI技術の知財保護」

［第2小委員会］記載要件に関する研究

(1)「AI関連技術の特許出願における記載要件について」

(2)「パラメータ発明（数値限定発明を含む）における記載要件について」

［第3小委員会］審査の質・進歩性に関する研究

日本の特許審査が「甘い」と言われる実態と原因を調査するために、進歩性審査の質を検証した。

(1)「異議申立てからみた特許審査の質の検証」

(2)「情報提供制度の活用検討」

［第4小委員会］共創時代の特許権利化に関する調査研究

小委員会編成の変更に伴って、新たに「共創時代の特許権利化」について調査した。共創においては、プラットフォームや契約に注目されること

が一般的と考えられるが、特許出願において特有の特徴があるか否かを調査するとともに、特有の特徴があるとすれば共創においてはどのような特許出願が望ましいのか、などについて検討した。
(1)「共同出願調査からのアプローチ」
(2)「成功事例の検討からのアプローチ」

(3) その他（主な対外活動など）
・ 産業構造審議会 審査基準専門委員会に委員を派遣
・ 特許庁審査基準室・品質管理室との定期意見交換会（9月、3月）
・ 弁理士会との意見交換（特許委員会、法曹界連携WG）
・ JIPA臨時研修講師を派遣（J18「特許審査基準『進歩性』の解説」）

2021年度［令和３年度］
委員長：横山 幸司（ヤマハ）

(1) 構成及び運営
2021年度の委員会は、委員長1名、副委員長（小委員長、小委員長補佐）9名、委員29名の計39名の構成で活動した。

なお、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大に伴って、前年度に引き続きWeb会議で行い、3月の全体委員会のみをハイブリッド形式（対面+Web併用）で行った。

(2) 各小委員会の研究テーマ
［第1小委員会］特許制度に関する調査研究
(1)「早期審査に関する諸考察」
(2)「先行技術文献としての中国公報の活用状況に関する調査・研究」

［第2小委員会］記載要件に関する調査研究
(1)「審査事例から見る機械学習の発明における記載要件について」
(2)「パラメータ発明（数値限定発明を含む）における記載要件について」
［第3小委員会］審査の質・進歩性に関する調査研究
(1)「特許法50条の2からみた審査における判断の均質性の検証」
(2)「情報提供制度の活用検討」

［第4小委員会］トレンドを踏まえた特許に関する研究
前年度から「共創時代の特許権利化に関する調査研究」を開始したが、本年度は、共同発明や共同出願に限らず、事業共創・共創事業として幅広く検討した。また、昨今話題となっている「SDGs」に注目し、SDGsと特許の現状を調査することを試みた。
(1)「SDGs」
(2)「ベンチャー共創」

(3) その他（主な対外活動など）
・ 特許庁審査基準室・品質管理室との定期意見交換会（9月、3月）
・ 特許庁との意見交換
・ 弁理士会との意見交換会

2022年度［令和４年度］
委員長：吉岡 恒幸（メタウォーター）

(1) 構成及び運営
2022年度の委員会は、委員長1名、副委員長（小委員長、小委員長補佐）11名、委員24名の計36名の構成で活動した。

新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大防止のために、前年度に引き続きWeb会議主体で活動を開始した。その後、感染状況や委員の希望等を踏まえつつ、下半期には、対面での開催を併用するハイブリッド形式を活用しながら活動した。

(2) 各小委員会の研究テーマ
［第1小委員会］特許制度に関する調査研究
(1)「早期審査の活用判断に関する調査・研究」
(2)「中国から日本への出願に関する調査・研究」
［第2小委員会］記載要件に関する調査研究
(1)「実験成績証明書の参酌可否に関する調査・研究」
(2)「AI発明における記載要件審査に関する調査・研究」

［第３小委員会］審査の質・進歩性に関する調査研究
「拒絶査定不服審判から見た進歩性に関する調査・研究」

［第４小委員会］トレンドを踏まえた特許に関する研究
「コロナ禍における出願権利化に関する調査・研究」

本年度のトレンドとして「コロナ禍」に着目し、特許第１・第２委員会の委員を対象にアンケート調査などを行い、①発明相談、②事務所面談、③審査対応（面接）の３フェーズの実態を調査し、ウィズコロナでの出願権利化の在り方を提言する。

(3) その他（主な対外活動など）

・特許庁審査基準室・品質管理室との定期意見交換会（9月、3月）
・特許庁との意見交換
・弁理士会との意見交換会

3. おわりに

特許第１委員会では、特許制度の在り方や実務の関心が深いテーマなどについて、年齢・性別・業種の異なる委員が集まり、互いに協力しながら調査・研究を進めてきた。また、毎月の会合後には懇親会を開催し、多くの委員が参加して親睦を深めてきた。委員会の場は、社内では得ることのできない研鑽の場であるとともに、広く情報交換の場であり、人材交流の場となっていた。そして、委員会を離れたあとも「知財業界の仲間」としての交流が続いている。

2020年１月頃から拡大した新型コロナウイルス（COVID-19）の影響を受け、専門委員会を含めたJIPAの活動は、2020年２月以降、対面での会合がすべて見送られることとなった。本稿を執筆している2022年12月現在、特許第１委員会の活動は、ハイブリッド形式（対面とWebの併用）を部分的に取り入れてはいるものの、Web会議による活動が中心となっている。そのため、従来と比べると、テーマ研究における意思疎通や議論、委員間の懇親を深める機会などに課題が生じており、試行錯誤を続けている状況にある。

しかしながら、オンラインでの委員会活動は、決してデメリットばかりではない。例えば、移動の制約がなくなったことで、遠方の会員や時短勤務者など、従来は参加しづらかった委員が参加しやすくなるという声もある。また、短時間のオンライン会議によって、コミュニケーションの機会を増やすことが容易になってきた。

今後は、ハイブリッド形式だけにとどまらず、対面での活動とオンラインでの活動をうまく使い分けながら、それぞれのメリットを活かした委員会運営が進んでいくのではないだろうか。そうしてJIPAが100周年を迎える頃には、今言われている「withコロナ」や「ニューノーマル」が当たり前に受け入れられた時代となっており、私たちの試行錯誤が次の世代への知見となって、新たな形で、テーマ研究の推進と委員間の交流（懇親）とが両立できていることを期待したい。

（2022年度　委員長・吉岡 恒幸）

特許第２委員会

1. はじめに

特許第２委員会は、特許第１委員会と合わせて当協会の専門委員会のうちで最も長い歴史を有する委員会である。本節は、2022年度特許第２委員長によって執筆されたが、過去15年間の委員長OBに伺った内容を逐次参照して記載した。

(1) テーマについて

特許第２委員会の主たるテーマは、15年間変わらずに「権利化後の諸問題の研究」であり、特許法改正に伴う特許庁等からの問合せ、改正後の検討、重要判決の検討等を行ってきた。これらは当協会会員会社の利害に最も影響のあることから優先的に検討されたと思われ、これらテーマの検討が特許委員会の１つの使命であったとも言える。

特にこの15年間は幾度も特許法改正がなされ、また重要判決が出されてきた。特に、特許無効に関するキャッチボール現象を防止するための訂正審判等に関する制度の拡充（2011年）、特許異議の申し立て制度の創設（2014年）等は当委員会でも度々取り上げられ、現在でも重要なテーマの一つであり、会員企業からの関心も高いと思われる。その他にも、インカメラ手続の拡充と判定制度の改善（2018年）、損害賠償額算定の見直しと査証制度の創設（2019年）、第三者意見募集制度の導入（2021年）等、企業の知財活動に大きく影響を与える法改正が行われ続けており、事例の積み上げとその分析による制度の利用活性化、改善に向けた研究が必要である。

特許第１委員会を含む特許委員会では、2000年頃より事前に設定した研究方針で委員募集しており、小委員会毎に特色を出しつつ検討を行っている。第４小委員会はやや広範な研究方針であったが、企業の知財活動が損害賠償・差止請求主体からオープンクローズ、共創･協調、調達、価値評価、知財ミックス等多様化していることに伴い、2020年度より中長期テーマへと変更し、事業活動に資するための特許活用戦略のあり方について調査・研究を行っている。

《小委員会の研究方針》
第１小：権利化後の諸問題の研究
第２小：特許権侵害訴訟の実務に関する研究（侵害論、損害論等）
第３小：審判（無効、訂正、拒絶査定不服、異議申立）及び審決取消訴訟に関する研究
第４小：判例研究（侵害、審決取消を含む裁判例全般）　→　［2020年度より中長期テーマ］特許活用戦略の研究
第５小：［中長期テーマ］特許制度の在り方（法改正、知財推進計画の課題等）の研究

(2) 委員構成について

1990年代と比較して2000年代は委員が若年化し、会員会社がJIPAでの活動を若い知財部員の勉強の場と考えているように思われた。これに伴い、特許第２委員会の活動の目的も、従来からの「意見発信」を踏襲しつつ、「人脈の構築」や「知財知識の養成」に重きを置くようになっている。

2000年前後では、定員を大幅に超える70～80名を越す委員推薦があり、委員長が委員会の定員にまで絞る役目を担っていたようだが、最近は、募集人数を上回っているものの、委員削減が必要とまでは言えず、制限を行っていない。

(3) 全般について

特許委員会では知財担当者が通常業務を離れて１つのテーマを一緒に検討を行うため、非常に仲が良くなる。その関係は委員会活動が終わった後も長く続いており、委員会の年代毎に集まっているようである。

2019年度末より始まった新型コロナウィルスの流行を受けて委員会活動が大きく制限された。流行初期では企業毎に利用可能なWeb会議システムが異なることにより、Web会議の開催自体への困難さや不慣れなWeb会議による会議の進行への影響があった。ワクチン接種等が進んだ2023年現在でも企業毎の出張制限の相違により、対面での小委員活動が難しい小委員会もある。また、企業業績への影響も大きく、推薦委員の数から委員派遣を断念する会員企業もあると推定される。

2. 各年度の活動

2008年度

［第１小委員会］「特許が製品の一部にかかわる場合の損害賠償額の算定について－特許法102条における寄与率等の概念とその主張のあり方に関する考察－」

特許の対象が製品の一部にかかわる場合や、特許の対象が製品全体となっていても、その発明の特徴部分が製品全体の特徴の一部に過ぎない場合がある。損害額の算定を規定する102条１項乃至３項における寄与率等による減額について、これらにかかわる学説と裁判例を概観して、寄与率等の概念を検討し、侵害被疑者及び権利者の主張のあり方について考察した。

［第２小委員会］「日本における特許消尽の研究－Quanta事件米連邦最高裁判決との対比」

米国最高裁判所において特許権の消尽に関し争われていたQuanta事件に対して、2008年６月９日に注目の判決がなされた。本事件をケーススタディとし、同様の事件が日本国内で起きた場合にどのように判断されるかについて、各ポイントに対して日本の判例、学説を調査し考察した。

［第３小委員会］「審決取消訴訟の研究－一回的解決型審理範囲の問題と対応」

審決取消訴訟の審理範囲は、審決理由に示された事実に対する認定判断の違法性の審理に限られる。審理範囲に関して裁判所が最近どのような考え方を示しているのか、今後どのような方向に向かうのかを分析し、それに対して我々当事者はどのように対応してゆくべきかについて提言した。

［第４小委員会］「特許権者勝訴判決と権利解釈の関係について」

キルビー特許最高裁判決（H12.4.11）以降、特許権者が勝訴している判決について、権利者／侵害被疑者の主張に着目しつつ、裁判所の権利範囲の認定について考察し、実務に役立つポイントを取りまとめた。

［第５小委員会］「拒絶理由通知制度の要請する手続的適正の保障について」

手続違背を理由として審決取消となった事案を中心に裁判例を分析・検討し、手続違背を３つの類型（①新たな周知技術が追加された事例、②主たる引用例が変更された事例、③拒絶理由通知の記載についての事例）に分類して、それぞれの類型毎の基本的考え方を考察し、特許庁及び出願人への提言をまとめた。

［第６小委員会］（中長期テーマの１年目）

「特許権侵害事件における企業の対応の研究」

日本国内における特許権侵害事件における企業の対応について実態を把握し、現行制度における訴訟実務の実態分析と問題点の抽出、法的整備を含めてその対応策について３年計画で研究することとし１年目の活動として、特許権侵害事件における企業の対応の実態や訴訟制度･法令等について、JIPA会員企業へのアンケート及びヒアリングを行い、その結果を集計・分析して、特許権侵害訴訟の問題点やその解決方法の方向性等を検討した。

2009年度

［第１小委員会］「複数者による特許権侵害と権利行使に関する一考察」

複数者による侵害を、３つの類型（第①類型：各人の行為は非侵害であるが、全体として侵害を構成する類型、第②類型：各人の行為も全体の行為も侵害を構成する類型、第③類型：第三者に侵害の実行を決意させたり、侵害行為を容易にさせたりする類型）に分類して、裁判例を分析し、複数者による侵害の実態を把握すると共に、このような侵害に対応するための実務者への提言をまとめた。

［第２小委員会］「侵害訴訟における無効抗弁の研究－地方裁判所判決と特許庁１次審決との判断齟齬－」

地方裁判所判決と同時に係属した無効審判の１次審決との間で判断齟齬のあった事案について、その原因と裁判所と特許庁の判断基準に存在する

であろう差異を検討して、無効抗弁での留意点を示すこととした。

［第３小委員会］「審理範囲のダブルトラック問題に関する考察」

審理範囲のダブルトラック問題の具体的中身を検証した結果、問題が起こるのは極めてレアケースであり、殆ど問題が生じていないという興味深い結果を得た。そこで、審理範囲のダブルトラック問題に対応することが今後増えると予想される当事者の指針とすべく、問題の実体に関して得られた知見を踏まえ、特許侵害訴訟及び審判・審決取消訴訟の審理の今後の方向性に関し、当事者の立場から考察した。

［第４小委員会］「間接侵害規定の活用に関する考察」

平成14年特許法改正により、間接侵害規定に追加された条文で規定されている要件の判断基準、特許権者による間接侵害の主張方法、の観点から考察した。また、間接侵害規定が有効な場合を類型化して、各類型の間接侵害を主張する際の留意点をまとめた。

［第５小委員会］（中長期テーマの２年目）

「特許権侵害事件における企業の対応の研究」

2008年４月から３年計画で、中長期テーマの２年目の活動として、ここ最近、特許法の改正を検討する動きがあることから、その中からダブルトラック及び公衆審査制度に関する法改正ついて会員企業にアンケートを行い、検証した。

2010年度

［第１小委員会］「イ号特定の諸問題に関する一考察」

イ号の特定に焦点をあて、裁判例からイ号特定に由来する様々な侵害成否の問題を分析し、侵害問題に対処する実務者への指針を検討し、原告・被告の立場から実務者への提言をまとめた。

［第２小委員会］「侵害訴訟における無効抗弁の研究－侵害訴訟における進歩性判断の傾向について－」

実際の侵害訴訟で進歩性判断がどのような傾向にあるのか調査した。調査においては、ユーザ観点からの甘め・辛め判定や、判断ロジックの丁寧さ等を基準とした判断類型分類のほか、進歩性判断で採用された証拠の数等客観的なデータも踏まえて分析した。また、技術分野毎（機械、電気、化学）にデータを分類し、それぞれの分野から抽出した事例についても具体的な考察した。

［第３小委員会］「裁判所における記載要件判断の動向に関する考察－無効審判の審決取消訴訟及び侵害訴訟等の検討－」

特許権に係る、無効審判の審決取消訴訟及び侵害訴訟等の判決を対象とし、裁判所における記載要件の判断の動向を検討した。この検討を通じ、判決において記載要件を判断した事例がどのように推移しているか、更には技術分野の違いや外内案件と国内案件との違いによって記載要件の判断結果に違いが生じているのか等といった観点から考察した。

［第４小委員会］「侵害訴訟におけるクレーム解釈－明細書の記載がイ号の属否判断に与える影響－」

特許発明の技術的範囲は、「特許請求の範囲」の記載を解釈することによって決定される。近年の特許侵害訴訟におけるクレーム解釈について、イ号の属否判断の際に明細書の記載内容に基づいて裁判所の判断が示された事案を中心に考察し、技術分野毎に整理して考察した。

［第５小委員会］（中長期テーマの３年目）

「特許権侵害事件における企業の対応の研究」

2008年度から３年計画で、中長期テーマとして、３年目となる2010年度の活動としては、法改正の動きがある審判制度や差止請求（パテントトロール）について会員企業にアンケートを行い、その検証を行うとともに、前２年を通して問題・課題が指摘されていた寄与率・損害賠償について、裁判例から解決の糸口がないかを検証した。

2011年度

［第１小委員会］「渉外的要素を有する特許権侵害訴訟に関する一考察」

涉外的要素を有する特許権侵害訴訟に焦点をあて、裁判例から問題を分析し、①国際裁判管轄に関する問題、②準拠法に関する問題、及び③特許発明の実施行為が国境を越える場合の問題に分類した上で、当該事件に対処する実務者への指針を検討した。

［第２小委員会］「特許権侵害訴訟におけるクレーム解釈の分析」

平成17年以降の特許権侵害訴訟の権利者勝訴案件から、同一事件で抵触の有無と特許の有効性がともに判断された事案を取り上げて、特許発明の技術的範囲の認定と発明の要旨の認定のためのクレーム解釈がどのように行われているかを調査した。その結果、クレームを限定解釈した場合と限定解釈しない場合とで、限定解釈した場合は権利範囲にイ号を含み無効理由を有さないことになるが、限定解釈しない場合は権利範囲にイ号を含むものの無効理由を有することになる場合に、クレームの限定解釈に基づき、イ号の侵害と特許の有効を認めたと思われる案件があった。これらの事案を解析し、実務者として侵害訴訟でどのような対応をすべきかについて提言をまとめた。

［第３小委員会］「進歩性判断における主引用発明の選定に関する考察－引用発明の組合せ手法が論理づけに与える影響－」

進歩性判断において、拒絶査定不服審判及び無効審判の審決取消訴訟の判決を対象とし、発明を、課題を解決する手段を示す構成（以下「特徴部」と呼ぶ）と基本構成とに分けて捉え、特徴部を開示する引用例を主引用例とし、基本構成を開示する引用例を副引用例として組み合わせる「第１手法」と、逆に基本構成を開示する引用例を主引用例とし、特徴部を開示する引用例を副引用例として組み合わせる「第２手法」とに分類し、各手法における進歩性判断の傾向や論理づけに係る争点の傾向を検討した。この検討を通じて、各手法の特徴を明らかにし、更には主引用発明の選定について当事者への提言をした。

［第４小委員会］「方法特許の意義に関する検討」

方法特許に係る最近の侵害訴訟を調査対象とし、イ号方法立証の困難性、方法クレームの有用性等を検討した。被疑侵害者がイ号方法を実施しているという心証を裁判所に抱かせ得る証拠価値の高い間接証拠が得られる場合には、方法特許の権利行使は積極的に検討されてもよいと考えられた。方法特許の有用性に関しては、権利者にとって有利な権利解釈に導くためには、物及び方法の両クレームを設けるに際し、物クレームを方法クレームへ単に表現変更する類似型の方法クレームに留まらず、物理的な構成に依存せずに物クレームとは別の視点から発明を捉えなおした非類似型の方法クレームを設けることが有効であることを提言した。

［第５小委員会］（中長期テーマの１年目）
「特許制度の在り方の研究」

2011年４月からの中長期テーマとして、１年目の本年度は、企業の知財活動のベースで、自社技術の独占実施を確保する防御壁を構築する「守り」と、知財を外部との積極的なやり取りで「活用」の両面で検討した。「守り」の面では、自社技術の実施確保の手段の一つである先使用権制度について、企業が運用する上での課題を整理するとともに、実際の活用実態と問題意識を把握するためのアンケートを準備した。「活用」の面では、その手段の一つである特許ライセンス推進策として、ライセンス・オブ・ライト制度を研究した。

2012年度

［第１小委員会］「判定制度に関する一考察」

裁判外紛争処理の一つに位置づけられる特許庁の判定制度に関する実態調査を行った。裁判と判定の双方で争われた案件を確認したところ、技術的範囲の認定、イ号との対比において裁判所における判決と実質的には相違がなく信頼性の高い鑑定であることが確認できた（判断が異なる事例：6、判断が同じ事例：15）。また判定当事者の40％は資本金３億円以上の企業で占められており、個人、中小企業の為だけの制度ではないことも確認できた。他方で判定の利用状況は不活性であり、また、判定後に無効審判等で無効となる等の制度上の問

題もある。より利用しやすくするため、実務者及び制度への提言をまとめた。

［第２小委員会］「特許法102条3項により算定される損害賠償額の予測可能性」

平成10年の改正後に102条3項で損害賠償金額が判断された案件について、損害額総額、販売総額等と実施料率の間の関係を調査した。また、各判決文のレビューを行った結果、ライセンス実績や当該技術分野の平均的な実施料率等の「出発値」と、それに対する個別事情からなる「加算減算要素」が最終的な判断に影響していることを得た。さらにどの「加算減算要素」が料率の高低に影響しているかを調査した。紛争解決に臨むにあたり損害賠償額の予測はある程度は可能であること、そして実務者として予測可能性を上げるために留意する点について提言した。

［第３小委員会］「補正、訂正等の新規事項追加に関する考察」

過去10年分の補正や訂正等に関する新規事項追加について判断した裁判例を抽出し、(1) 全体の判断傾向を調査分析し、(2) 我々が注目した特定観点（①構成要件を削除する補正、②構成を上位概念化する補正、③図面を根拠とする補正、及び、④新たな用語を導入する補正）に該当する具体案件を調査分析した。特に、知財高裁平成20年5月30日大合議判決「ソルダーレジスト事件」大合議判決前後の違い、技術的意義・作用効果、数値限定、第三者の不測の不利益の観点から、考察した。そして、これらの調査分析・考察から、実務者への提言を纏めた。

［第４小委員会］「均等論の検討－近年の下級審裁判例の分析－」

均等の5要件の判断について、平成18年1月1日から平成24年5月31日までの最高裁のサイトに掲載された知財事件から、均等論が争われた事件（62件）について検討した。統計的な傾向分析として、技術分野毎の勝敗、5要件別の棄却／認容判断の状況について分析した。また、実務者が参考にすべき代表的な裁判例を分析し、裁判所との意見交換事項を踏まえつつ、5つの要件毎に考察を加え、実務者への提言をまとめた。

2013年度

［第１小委員会］「特許権の侵害に対する警告における留意点の研究」

権利無効または非侵害となった場合、その警告が不正競争行為とされ、さらに過失により損害賠償の責任が生じる恐れがある。特許権者が、競合他社の取引先に侵害の警告を行う場合に、損害賠償の責任を生じないようにするためには、警告に当たりどういう注意を払う必要があるのか、あるいはどのような警告であれば不正競争行為に該当しないとされるのか、最近15年間の裁判例を基に検討を行い、提言をまとめた。

［第２小委員会］「特許法102条を踏まえた特許の有効活用」

特許侵害訴訟における損害賠償額の算定について、企業が自社にとって好適な損害賠償額の認定を受けるためのヒントを過去の裁判例から企業実務家の視点で抽出し、出願段階における特許明細書の作成や侵害訴訟における主張や証拠の提出等といった企業実務へのフィードバックとして提案した。

［第３小委員会］「発明の進歩性判断における周知技術の取り扱い」

周知技術を適用する場合、動機づけの傾向が高い原因を考察し、審査基準にある「論理づけ」として示されている観点[①最適材料の選択・設計変更及び単なる寄せ集めか、②動機づけ（技術分野の関連性、課題の共通性、作用・機能の共通性、引用発明の内容中の示唆）、③その他]に該当する裁判例を調査分析した。その使い方から、当事者系の無効審判における留意すべき点を見出し、実務者への提言をまとめた。尚、本検討では、過去5年分の無効審判に係る審決取消訴訟での周知技術適用の進歩性について判断した裁判例を調査分析対象とした。

［第４小委員会］「間接侵害に関する諸問題の研究

－近年の下級審裁判例の分析－」

近年の間接侵害に関する裁判所の判断の傾向を把握するという観点から、平成20年（2008年）1月1日から平成25年（2013年）12月31日までの最高裁のサイトに掲載された知財事件から、間接侵害の主張がなされた事件（87件）を抽出し、検討し、3つの論点を抽出した。第1の論点は、消耗品の製造販売行為が「その物の生産に用いる物」に該当するか否かという論点、第2の論点は、「その発明による課題の解決に不可欠なもの」についての解釈に関する論点、第3の論点は、ユーザによる対象製品の使用態様が間接侵害の成否に与える影響についての論点である。対象製品から侵害誘発要素を抽出し、間接侵害の予見可能性を高めることができるか検討を行い、実務者への提言をまとめた。

［第5小委員会］（中長期テーマの3年目）

「特許制度の在り方の研究：侵害発見（特許の監視性）に関する検討」

侵害発見に関連する制度である104条の2、105条等に関する過去の判決、論文や他組織による検討（知財訴訟検討会等）を確認し、現状と課題を抽出した結果、特に訟前の侵害発見について中心に検討した。

2014年度

［第1小委員会］「無効理由として公知発明・公用発明を用いる場合の留意点」

特許無効審判や特許権の侵害訴訟で特許の無効を争う場合において、公知発明・公用発明に基づく無効主張が行われた裁判例を過去15年分抽出し、その傾向を分析すると同時に、上記のような公知発明、公用発明に基づく無効主張を行う場合に特有の留意点について検討した。

［第2小委員会］「クレームの文言解釈における出願経過参酌の研究」

企業実務において、他社特許権への対応を検討する場面においては、出願経過を参酌した上で技術的範囲を解釈することがたびたび行われる。そこで、特許侵害訴訟において、特許権者が意見書等で主張した事項が参酌されて特許発明の技術的範囲が狭く解釈された事件、されなかった事件を分析し、権利化プロセスや他社特許リスク評価といった企業実務へのフィードバックとして提案する。

［第3小委員会］「特許法29条の2における発明の実質同一の判断」

特許法29条の2における同一性の判断に関し、審査基準で示されるような相違点に係る発明特定事項の形態と効果等の技術的意義の開示の形態との観点等から、過去の裁判例を検討し、実質同一の判断において実務者が留意すべき点について提案した。

［第4小委員会］「侵害訴訟における近年のクレーム解釈に関する研究間接侵害に関する諸問題の研究－特に機能的クレームについて－」

実際にクレームが「いわゆる機能的クレームである」と判示された近年の裁判例5件を抽出し、検討した。まずは上記裁判例を「機能的クレームへの言及」、「クレームの機能的表現」、「実施形態」、「イ号構成」、「課題解決原理（動作原理等）」、「実施し得るに関する言及」、「クレーム充足論における先行技術、周知慣用技術、動機づけ」の観点から整理した。これに基づき訴訟の結果の予測性を高めることができるか否か検討を行い、「イ号と実施例の比較」、「当業者が実施し得る範囲か否か」、「中位概念化」の3点に特に着目した「機能的クレーム解釈の判断フロー」を新たに作成し、合わせて実務者への提言をまとめた。

［第5小委員会］（中長期テーマの3年目）

「特許制度の在り方の研究：侵害発見（特許の監視性）に関する検討」

昨年度に行った調査研究に基づき、現状の様々な証拠取集手段から、「訴訟提起前の証拠収集制度」に着目し、国内外の制度の調査や関係機関へのヒアリング、特許委員会構成企業へのアンケート調査を行い、顕現性（権利の監視性）の低い特許についても有効に活用できるように、侵害の立証が容易となるような新たなスキーム（日本版査

察制度）を提言した。

2015年度

［第１小委員会］「分割出願の権利化後の諸問題」

企業実務として重要発明ほど分割出願を行うが、分割出願には分割要件等の特有の問題がある。分割出願特許権に関する裁判例を過去10年分抽出し、分割出願に特有の問題点、特に「分割出願の明細書等に記載された事項が、原出願の出願当初の明細書等に記載された事項の範囲内であるか」という実体的要件を分析し、企業実務家に向け分割出願に関する留意点を提言した。

［第２小委員会］「クレームの限定解釈主張および無効主張に関する研究」

企業実務においては、他社特許権のクリアランスを行うに際して「限定解釈をして非侵害」といった判断をすることにはリスクが潜んでいる。そこで、リスクの大小を推し量ることができるよう、限定解釈主張が認められた割合の統計を取ると共に、解釈手法別・技術分野別等の切り口から分析した。また、無効主張が認められる割合や無効主張がクレームの解釈に与える影響についても分析した。

［第３小委員会］「特許の進歩性判断における阻害要因主張に関する研究」

特許の進歩性判断における阻害要因について、近年の裁判例を確認したところ、阻害要因ありと判断された裁判例の半数以上は、審査基準で示されるものではなく、主引用発明から本件発明に到達する過程における阻害要因であった。これをふまえ、本研究では、裁判所の阻害要因に関する判断をふまえた適切な阻害要因主張について提案した。

［第４小委員会］「数値限定発明による権利行使に関する近時判例の調査・分析」

請求項の発明特定事項に何らかの数値限定を含む数値限定発明に関して特許侵害が争われた裁判例を過去10年分抽出し、その傾向を分析すると同時に、数値限定発明の技術的範囲の属否を判断する際に実務者が考慮すべき要素をまとめた判断フローを提案した。

［第５小委員会］（中長期テーマの１年目）

≪テーマ１≫「特許の有効活用（裁定制度）に関する検討」

日本において強制通常実施権である「裁定制度」が定められているが、適用される要件（不実施、利用関係、公共の利益）が曖昧なため殆ど利用されていない。諸外国での同様な制度を調査するとともに、日本における特許法以外の裁定制度の運用状況を参考に、新たな制度の可能性として、行政庁が強制介入する裁定だけでなく、調停、仲介、あっせん等、介入度合いが異なる紛争解決手段の導入について議論を進めた。

≪テーマ２≫「特許権の活用を促進しつつ係争にかかる両当事者の負担を軽減できる制度の検討」

現状の「判定請求制度」は、有効に利用されているとは言い難い。そこで、諸外国（英国、韓国、オーストリア）での類似制度の調査を行い、第三者に対する権利活用の可能性について事前に確度の高い判断をすることが出来、最終的には訴訟手続に連携できる（法的拘束力を持った判断ができる）制度と、侵害成立のための最も重要な要件である技術的範囲の属否について法的拘束力のある判断を行い、その後の紛争解決は、裁判、調停、交渉等様々な解決手段に対応できる制度について検討した。

2016年度

［第１小委員会］「裁判所におけるサポート要件判断に関する考察」

サポート要件（特許法第36条６項１号）の判断は、審査基準において、『請求項に係る発明が発明の詳細な説明において「発明の課題が解決できることを当業者が認識できるように記載された範囲」を超えるものであるか否かを調べることによりなされる』とされている。サポート要件の判断が行われた過去10年分の裁判例に基づいて、裁判所の近年の判断傾向、裁判所と特許庁とで判断が異なった点、裁判所による発明の課題の認定傾向を分析し、実務での留意点を検討した。

［第２小委員会］「特許権侵害訴訟における損害賠償額の減額要素に関する研究」

我が国の特許権侵害訴訟においては、損害賠償の認容額が特許権者の主張額から大幅に減額される裁判例が見られるが、特許権者にとっては損害賠償額の予測が難しく、特許権侵害訴訟の提起を躊躇する一因になっていると言われている。そこで、当小委員会では、損害賠償額の減額主張に焦点をあて、減額のメカニズムを明らかにするとともに、減額主張の容認割合、減額要素毎の傾向、特許法102条１～３項別の傾向等を分析することで、損害賠償額の予測精度向上を試みた。

［第３小委員会］「進歩性判断における課題の検討」

特許における争いにおいて課題が重要視される傾向にあるとされているが、この課題を如何に認定し取り扱うか、特許法では示されていない。そこで、過去の裁判例をもとに、本件発明、主引用発明、副引用発明の課題のうちいずれの課題を用いて裁判所が課題の共通性を判断したのかを調べ、さらに、発明の分野毎等に分類し、分析した。また、特許請求の範囲に課題に類する言葉が記載されているケースに着目し、このようなケースにおいて、裁判所がいかに課題を判断したかを分析し、進歩性判断における課題の共通性を検討する際に、実務者が留意すべき点について提案した。

［第４小委員会］「明確性要件における裁判所判断の分析」

裁判所が明確性要件に関連した判断を行った事例を抽出し、まずはケーススタディを通して、共通する考え方の外延をつかむと共に、いくつかの特異なケース（PBP、測定方法、使用条件、除くクレーム）における裁判所の判断を分析した。明確性要件の判断の際に考慮されうる事項を<Mindset>及び<Points>としてまとめ、当該<Mindset>及び<Points>を念頭において実務に取組むべきであることを企業実務者へのフィードバックとして提案した。

［第５小委員会］（中長期テーマの２年目）

≪テーマ１≫「「裁定制度」の在り方に関する一考察」

我が国の特許法では、行政処分によって強制的に通常実施権が設定される裁定制度が存在する。しかし、現行の裁定制度は形骸化しているといわざるを得ない。そこで、国内を中心とした裁定制度の調査、関係機関へのヒアリング、特許委員会構成企業へのアンケート調査を通じて、形骸化している裁定制度の問題点を把握すると共に、今後の裁定制度について考察を行なった。

≪テーマ２≫「特許発明の技術的範囲への属否を判断する諸制度に関する一考察」

特許発明の技術的範囲への属否について判断を得られる手続としては裁判･特許庁判定･センター判定・専門家による鑑定等がある。技術的範囲への属否について判断を得られる種々の手続について調査や特許委員会構成企業へのアンケートを行いその活用状況や問題点等を明らかにするとともに、更なる活用に向けた考察した。

2017年度

［第１小委員会］「裁判所におけるクレームの文言解釈に関する考察」

近年、発明の要旨認定と特許発明の技術的範囲の確定という２つのクレームの文言解釈を同一の基準で行うこと（シングル・スタンダード）が望ましいとの見解がある。過去の裁判例を基に、発明の要旨認定と特許発明の技術的範囲の確定とにおける裁判所の近年のクレームの文言の解釈の傾向、及びリパーゼ最高裁判決の「特段の事情」に関する裁判所の判断傾向を分析し、実務での留意点を検討した。

［第２小委員会］「特許権侵害訴訟における訂正手続に関する研究」

侵害事件において被疑侵害者から無効主張がなされる、もしくは無効審判が並行審理されると、特許権者は無効理由を回避するためにクレームを訂正しなければならない場合がある。特許権者の勝率という観点から2007年に当委員会で調査がなされているが、侵害事件に絡んで訂正審判もしくは訂正請求がされた場合の特許権者の勝率は、2001～2007年の期間において17%であり、同期間における侵害事件全体の勝率28%と比べ

て低いとされている。無効主張によって訂正を余儀なくされる場合があることを鑑みると、特許権者は、勝率の低さを根拠に権利行使そのものを躊躇してしまう可能性がある。そこで当小委員会では、侵害事件に絡んで特許権者が訂正する場合の実務上の留意事項を検討した。

［第３小委員会］「異議申立に関する分析－新規性に焦点をおいて－」

平成27年４月に新しい異議申立制度の運用が開始されたが、旧異議申立制度と比較して維持決定率が非常に高く、取消理由通知が１回も出ていないケースも多い。そこで、２年間の異議申立における取消理由通知の有無の割合、申立理由毎の取消理由への採用率、訂正の有無等の統計分析をおこなった。さらに、新規性違反の申立理由に用いられた文献に着目して、審査時の引用文献と異議申立に用いられた文献との重複状況の分析をおこなった。これら文献が重複するケースにおいて、申立人がどのような主張をすることによって取消理由に採用され、さらには訂正に至ったかを確認し、申立人にとって有効な主張の方法について検討した。

［第４小委員会］「裁判所における発明者認定基準の分析」

裁判所における発明者認定基準を把握することが諸問題の未然防止や円滑な解決に寄与するものと考え、まずは裁判所が発明者の認定を行った事例を抽出した。その上で、抽出事例を分析し、各判決で判示されている発明者の認定基準が包括的に記載された判決（規範判決）から、裁判所の考える発明者の認定基準を明らかにした。また、発明完成までの経緯を着想段階と具体化段階に分け、各段階における発明者の認定基準に関するポイントを見出した。以上を踏まえ、発明者を認定するに当たって考慮すべき事項をまとめ、実務者が発明者認定に関する争いを回避または解決するために留意すべき事項を提案した。

［第５小委員会］（中長期テーマの３年目）
「特許制度の在り方の研究」

本年度は論説執筆に向けたテーマの選定を行う年であり、特許権に基づく輸入差し止めにおける問題にフォーカスして、「水際取締りに関する検討」を次年度の論説執筆のテーマとすることとした。継続して特許権に基づく輸入水際取締りに関して、我が国の制度と比較してより慎重に認定を行う米国（ITC）や韓国（KTC）の制度を紐解きながら、我が国においてよりバランスの良い水際取締りとはどのような制度であるかを考察し、アンケートによりJIPA会員の意見をヒアリングして産業界の要望を取り入れつつ制度改善提案を行う。

2018年度

［第１小委員会］「先使用権の判断動向と実務上の課題」

先使用権の確保にあたっては、特許庁ガイドライン「先使用権制度の円滑な活用に向けて」が企業での一定の指針となっている。会員企業へのヒアリング調査を通して、先使用権の確保への取り組み状況や、先使用権に関する悩み等を把握した。また、近年の裁判例の分析を通して、先使用権を取り巻く実務上の課題とその解決策を検討した。なお、本研究は、およそ４ヶ月にわたり東京弁護士会と共同で検討した。

［第２小委員会］「特許権侵害特定のための証拠準備の実務実態に関する研究」

知財紛争処理システムの活性化に資する特許制度・運用に関する調査研究報告書（H27特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書）にて、代理人や当事者のアンケート結果が報告がされているが、、訴訟検討段階の証拠収集の困難性に関する経験があると回答した企業担当者は、証拠収集の経験があると回答した104者中79者と、76%にのぼる。またその理由として、証拠の遍在、化合物やプログラムの分析ができなかった、営業秘密に関わる証拠であったこと等が挙げられている。そこで、権利行使の際及びその検討の際の一助となるようなヒントを実務家に提供することを目的として、侵害事実を立証するための証拠の準備に困難性が存在すると考えられる類型の過去の裁判例

に着目し、その特徴や実務上の留意事項を検討した。

［第３小委員会］「異議申立に関する分析－要素分析－」

平成27年に開始された特許異議申立制度は、特許取消となる割合が無効審判と比べて低いことが指摘されているものの、ユーザである企業の注目度は高い。一方で、制度設計上の理由から申立側は関与に制限があり、過度な期待はできないというのが現状である。そこで、申立人の立場から、異議対象特許の書誌的な因子から簡易的且つ客観的に取消理由の発行確率や主となる根拠条文が判別できるかどうかの検討を、統計的手法により試み、さらに申立人が事前に揃えておくべき証拠として、特許文献以外にどのようなものが有効なのかについて実務上の指針を明らかにすることとした。

［第４小委員会］「公然実施発明に基づく進歩性欠如の特許無効を争う裁判例の研究」

①公然実施発明を用いた進歩性欠如の主張がなされた裁判例の有無、②公然実施発明と刊行物記載発明との進歩性の判断手法の相違点、③公然実施発明に内在する課題や技術的意義の認定方法、④公然実施発明と副引例を組み合わせる動機付け、の４つのポイントを中心に裁判例を分析し、実務者への提言を行うべく検討した。なお、本研究は、９月～１月の５か月間にわたり、大阪弁護士会の先生方と協働して行ったものである。

［第５小委員会］（中長期テーマの２年目）「特許制度の在り方の研究」

昨年度に論説執筆のテーマとして選定した「特許権に基づく税関における輸入差止制度（水際取締制度）」について、関税法、税関通達等により手続の詳細について調査した。さらに、制度の実際の運用について、税関や制度利用者にヒアリングした。また、会員企業の意見を聴くために特許第２委員会の委員にアンケートを行った上で、より良い水際取締制度について検討した。

2019年度

［第１小委員会］「対象製品の変化が争点となった判例動向と実務上の課題」

製品は、製造直後から変化する場合がある。対象製品が変化するという不確定性に起因して、侵害・非侵害の判断が不明確になり得る。対象製品が変化する裁判例を調査・抽出し争点を明確にしつつ、重要裁判例であるカビキラー事件（東京地裁、平成11年11月４日判決、平成９年（ワ）938号）から導かれた「必然性」の観点との対比を通じて実務者への提言を行うべく検討した。

［第２小委員会］(1)「通りやすくなったと言われる日本特許の検証」

2010年以降の特許査定率の上昇・高止まりに伴い、「審査（特に進歩性判断）が甘くなっている」との意見が散見される。そこで、近年登録された特許と以前登録された特許について、無効率・クレーム訂正率等を調査した。なお、本研究は、特許第１委員会第３小委員会のメンバーと協働して行った。

(2)「損害賠償額における「推定覆滅」に関する調査」

特許権侵害訴訟において権利侵害が認定されたとしても、被疑侵害者の推定覆滅の主張が認容されることにより、損害賠償額が減額されることがある一方、被疑侵害者にとっては、どのような主張をすれば減額へと結び付くか判然としないことが多い。そこで、損害賠償額の減額について争われた事件について裁判例を調査した。なお、本研究は、大阪弁護士会の先生方と協働して行った。

［第３小委員会］「特殊パラメータ特許の記載要件に関する研究」

当業者に汎用されていない特性値（特殊パラメータ）により特定された特許は、特許権者・第三者双方に予測可能性を害する課題をもたらす場合があると考える。そこで、具体的に無効審決が確定している特殊パラメータ特許を検証し、こうした特許が実施可能要件違反の無効理由を包含しやすいことを見出した。また、特許の類型毎に指摘を受けやすい無効理由を検証し、特許権者側・第三者側の双方の立場からの対応策について、考察した。

［第４小委員会］「損害賠償額の算定における実施料率の認定について争う裁判例の研究」

特許権侵害訴訟における損害賠償額に関し、令和１年６月７日に知財高裁大合議判決が、また令和元年法改正により特許法102条３項の実施料相当額の算定に関して改正が行われた。これらを踏まえると、今後の特許権侵害訴訟において損害賠償額・実施料率が上振れする可能性が高まってきていると考え、知財高裁大合議で示された考慮要素（４要素）を中心に大合議前後の裁判例を分析し、今後の裁判において認定される実施料率の予見可能性を高めることを目的として実務者への提言を行うべく検討した。なお、本研究は、2019年８月から11月にわたり、東京弁護士会の先生方と協働して行ったものである。

［第５小委員会］（中長期テーマの１年目）

「特許制度の在り方の研究」

今年度は論説執筆のテーマ選定の年であり、ビジネス関連発明を取り巻く現状を整理し、有効な保護制度や活用方法のありかたについて検証・提案することとした。今後当小委員会では、ビジネス関連発明について異議申立、無効審判、特許権侵害訴訟の対象となった案件の検証、会員企業へのアンケート・会員企業へのヒアリングを行うことで、知財実務者が感じる課題の抽出し、本テーマにおける課題の検証、及び解決策に対する議論を進め、論説を執筆する。

2020年度

［第１小委員会］「差止請求の認容／非認容を分ける要因に関する研究」

差止請求は、特許権等の侵害に対する有効かつ直接的な対抗手段であるが、企業等の実務家が経験する裁判は限られ、経験を通して差止の判断基準を理解することは困難と言える。そこで、その判断基準についての知見獲得と実務家への提言を行うべく、差止請求の認容／非認容が争点に挙げられた裁判例を調査し、差止請求権に関する100条第１項及び付帯請求権に関する100条第２項に大別した上で、差止請求の認容／非認容を分ける基準や要因について検討した。

［第２小委員会］(1)「損害賠償額算定における推定覆滅に関する研究」

特許権侵害訴訟において権利侵害が認定されたとしても、損害論の段階で侵害者が推定覆滅事由を主張することより、認容額が低くなることがある。このため、特許権者にとっては得られる損害賠償額の予測が難しく、訴訟提起を躊躇する一因となっている。一方、侵害者にとっては、どのような主張をすれば減額へ結び付くのか判然としないことが多い。そこで、損害賠償額について争われた事件を対象に推定覆滅に影響を与える考慮要素とその判断基準を調査・分析した。

(2)「除くクレームに関する検討」（次年度継続）

ソルダーレジスト事件（知財高裁、平成20年５月30日判決、平成18年（行ケ）第10563号）で「新たな技術的事項」を導入しないものであるときは補正や訂正ができるものと判事され、それまで例外的な位置づけで認められていた「除くクレーム」の補正が、通常の補正と同様に適正なものとなった。そこで、「新たな技術的事項」が争点となった近時の裁判例を対象に、「除くクレーム」を中心に類型化を試み、補正や訂正を行う際の実務上の留意点を検討した。

(3)「多様化するビジネスモデルにおける損害賠償額算定に関する検討」

特許発明に直接関係ないサービスへの課金や広告収入で収益をあげるプラットフォーム型ビジネスに係る侵害行為や損害賠償額を適切に認定できるかが議論されている。そこで、上記観点から、特許法による保護の必要性、現行特許法による保護の可能性、適切な保護を実現するための法改正案、侵害態様の想定と救済方法について、ユーザ視点から検討を試みた。

［第３小委員会］(1)「早期審査による登録特許の異議申立内容の傾向」

早期審査により登録された特許に関し、出願公開前に登録される特許がしばしばみられる。かかる特許が権利として十分に活用できるものであるのか、また、公開後に登録される案件との間に、異議申立で取消される理由に差があるか、に着目して検討した。結果、公開前／後の登録の違いで記

載要件違反の適用の傾向に違いがみられたことが判明し、今後の傾向も注目点であると結論付けた。

(2)「裁判所における優先権主張の判断に関する研究」

優先権の効果が否定された裁判例として、人工乳首事件（東京高裁、平成15年10月8日判決、平成14年（行ケ）第539号）もあり、優先権の利用には注意が必要となる。このため、近年の優先権に関する裁判例を分析し、どのような場合に優先権主張が認められるか、優先権を利用する場合にどのような点に注意するべきかを検討し、また、優先権の効果が認められるか否かに関わる要件を裁判例から検討した。

(3)「近年の知財高裁判例に見る実験成績証明書の役割」

実験成績証明書は企業の知財担当者が関わる場面が少なくないが、どのような書面を提出できれば良いかの判断が難しく、悩む担当者も多いと思われる。このため、実験成績証明書に関する判断がされた近年の裁判例に着目し、裁判例の判断傾向を確認すると共に、無効理由毎に裁判所がどのような判断を下しているかについて整理した。なお、本テーマを進めるにあたり、大阪弁護士会の先生方にご助言を頂いた。

(4)「審判段階における訂正の拡張・変更に関する考察」

審判実務における訂正について、特許権者が訂正審判により特許登録前に存在した補正の瑕疵を治癒しようとしたが、認められるべきでないという判決があった（知財高裁、令和元年7月18日判決、平成30年（行ケ）第10133号）。そこで、本テーマでは、訴訟における攻防を検討する上で、特許登録後の拡張・変更の訂正がどこまで許容されるかについて、検討した。

［第4小委員会］（中長期テーマ1年目）「特許活用戦略の研究」

事業運営・経営に必要なビジネスマインドを強化し、実務者の持つリーガルスキルとの融合を図ることを目的として、実務者視点による特許活用戦略の研究を新たなテーマとして選定した。今年度は、特許活用戦略の研究として、経営戦略の変化に対する特許出願傾向の動向を調査し、経営戦略に対して特許戦略の変化を知財関連情報からどこまで把握できるかを調査した。また、オープンイノベーション推進のための制度の研究では、英独で実施され中国での導入も始まる等、制度が浸透しつつあるライセンス・オブ・ライツ（LOR）制度に対し、特許情報分析により、日本企業の利用実態を調査した。

［第5小委員会］「ビジネス関連発明の有効性の研究」

ビジネス関連発明を取り巻く現状を整理し、有効な保護制度や活用方法のありかたについて検証した。具体的には、ビジネス関連発明について異議申立、無効審判、特許権侵害訴訟の対象となった案件の検証、会員企業へのアンケート・会員企業へのヒアリングを行い、知財実務者が感じる課題を抽出し、本テーマにおける課題の検証、及び解決策に対する議論を進めた。

2021年度

［第1小委員会］

(1)「日本における特許異議申立と無効審判の両方で争われた事案についての研究」

2015年4月1日に異議申立制度が復活してから2021年度で6年が経過し、制度自体は浸透しているとみられるものの、一方で異議申立制度を活用していない企業が見られる。そこで、特許異議申立と無効審判の両方で争われた事例の分析を通じて異議申立制度を有効活用する方法や懸念事項について検討した。

(2)「ウェブ上で公開された動画を証拠として使用する際の基本的留意点について」

YouTube等の動画共有プラットフォームのようなウェブ上で公開される動画が、特許権を巡る裁判や審判事件において、現在、どのように取り扱われているのかを調査するとともに、今までこのような動画情報を証拠として扱ってこなかった企業の特許担当者が、動画情報を証拠として扱う際に留意すべき基本的な事項について整理することを試みた。

［第２小委員会］「数値限定における記載不備要件に関する調査・研究」

数値限定の記載不備が争点となった裁判例をもとに、数値限定に関する実務上の留意点について検討した。民事系と行政系では、判断された記載不備の要件が異なること、サポート要件違反が多いという傾向がみられた。なお、本テーマは、東京弁護士会の先生方のご助言を頂きながら検討を進めた。

［第３小委員会］

(1)「早期審査された特許無効性の要因分析」

早期審査で登録され異議申立された特許を対象に、審査過程における拒絶査定の有無で細分類し、取消理由の適用条文を比較・統計分析することを試みた。この結果、無効リスクの一因に記載要件違反、殊にサポート要件違反が重要であると結論づけた。

(2)「近年の審決取消訴訟における逆転判決事例の分析」

審決取消訴訟を提起する際に、判断材料の一つとして、審決を覆すことができる可能性がどの程度あるのか把握しておくことが肝要であり、実務上有益といえる。そこで、近年の審決取消訴訟での取消判決の傾向を分析するとともに、裁判所と特許庁での判断傾向の違いについて整理した。

［第４小委員会］（中長期テーマ２年目）「特許活用戦略の研究」

実務者視点による特許活用戦略の研究の２年目となる2021年度は、オープンイノベーション推進のための制度として、英独で実施され中国でも導入されたライセンス・オブ・ライツ（LOR）制度に着目し、調査・解析した。様々な観点での特許情報分析と会員企業へのアンケートを行い、ドイツのLOR制度における日本企業の利用実態の調査・分析を進め、LOR制度の活用目的やLOR対象案件の選定基準について整理した。

［第５小委員会］

(1)「国境を跨いだ侵害行為への対応の研究」

日本国で取得された特許権に基づき、国境を跨いで行われる侵害行為に対し、権利侵害主張の可否やその考え方について研究した。今後当小委員会では、現状の法制度では保護されない侵害行為に対し、どのような制度設計を行えば適切に保護ができるのかについて、国際調和の観点も含めて検討する。なお、本テーマを進めるにあたり、大阪弁護士会の先生方にご助言を頂いた。

(2)「標準必須判定制度に関する研究」

「標準必須性に係る判断のための判定」が2018年に開始されたが、特許庁からは当制度の利用率は低いとの情報があり、標準必須判定の設立の経緯や制度内容の分析を通して、利用者が制度利用をためらう原因の推定と、原因の排除を阻止する法的制限の有無について議論した。

2022年度

［第１小委員会］「異議申立における公然実施の事実認定に関する事例研究」

公然実施による公知は、いわゆる刊行物公知と比較して立証が難しい場合があるが、異議申立においては、申立人が証拠、主張を補充できる機会が限定されており、争点に即した証拠等を後から補充することは容易ではない。公然実施の事実認定に関する論点について、異議申立事件の中からいくつかの類型を抽出し、各類型における注意点や対策を提案することを考え、検討を実施した。

［第２小委員会］

(1)「無効資料としての非特許文献の活用に関する調査・研究」

審決取消訴訟や民事控訴事件の裁判例を調査・分析することで、無効化における非特許文献と特許文献との比較や非特許文献の種類の比較を数値化することを目的とした。さらに、これらの分析を基に、発明の技術的思想や課題等が明示されていない場合が多い非特許文献を用いて新規性や進歩性の観点から特許を無効化する場合の注意点や非特許文献の日付などの証拠の信憑性における注意点について考察し、非特許文献を用いる場合の実務者への提言を目的とし、検討を実施した。

［第３小委員会］

(1) 無効の抗弁に関する研究

特許侵害訴訟（裁判所）の無効の抗弁による無効判断率（48%）は、特許庁の無効審判（32%）と比較して高く、当事者が同一で、訴訟と審判の無効判断が相違した事件を解析した。無効審判請求なく、侵害訴訟・無効の抗弁のみの事件が3割認められ、審判請求の有無のメリット・デメリットを考察し、審判・訴訟の戦略についてコラボレーション研究報告会にて研究成果を報告した。

(2) 異議申立制度の有効活用に関する研究

近年、異議申立件数は低下傾向であり、その要因解析の結果、異議申立後の全取消率の低下を認め、特に化学分野は顕著に低下した。化学分野ではサポート要件違反（Ⅰ・Ⅲ類）の取消率低下、と申立件数低下に強い相関を認めた。当該サポート要件違反を深掘りし、取消・維持決定の判例から本制度の有効活用するための方策、権利者として異議申立後の取消リスクについて検討した。

(3) 拒絶査定不服審判の請求成立率に関する研究

2021年の拒絶査定不服審判の請求成立率は77%と高い水準であり、権利化し易い傾向にある。本研究では請求成立率の低い分野（バイオテクノロジー）に潜む無効理由を分析した。当該分野では、拒絶査定不服審判で新たに29条又は36条違反を指摘され易いことが問題と考えられ、当該問題の回避策を考察し、請求成立率の上昇及び拒絶査定不服審判後の権利安定性について検討した。

［第4小委員会］「特許活用戦略の研究」（中長期テーマ1年目）

(1)「コモディティ化した市場における特許戦略に関する調査研究」と、(2)「大企業とスタートアップ企業との協創（共創）支援に関する調査研究」の新たに2テーマを選定し、各テーマの成功事例に関する、特許を中心とした関連情報の調査・解析を行った。(1) に関しては、差別化を図った特徴や技術をどのように保護し、維持していくかという観点で、(2) に関しては、成功事例をプレスリリースしているスタートアップ企業を選定し、大企業との共同出願特許を中心に、事業化と特許出願のタイミングをどのように図り、スタートアップ企業と大企業が有する、各々の技術内容をどのように棲み分けているかという観点で検討を進めた。

［第5小委員会］「国境を跨いだ侵害行為への対応の研究」（中長期テーマ2年目）

企業活動の国際化やITの普及により、発明の実施行為が国内に閉じない可能性が高まっている。国境を跨いで実施される行為を日本特許に基づいて保護する可能性について検討した。

また、「ドワンゴ対FC2事件」において知財高裁が実施した意見募集について検討を行い、当小委員会の検討結果に基づいてJIPA理事長から意見書が提出された。

なお、本テーマの検討に当たっては日弁連知財センターおよび大阪弁護士会知財委員会の弁護士の先生方に助言をいただいた。

（2022年度　委員長・田上 彦紀）

国際第１委員会

1. 活動概要

国際第1委員会は北米、中米、南米を担当領域とする専門委員会である。2008年から2022年の間で最も注目すべき点は米国特許法改正America Invents Act（AIA）であった。先発明主義から先出願主義への大転換に対して、会員企業が進むべき道を論説や資料の形で示せたこと、パブコメや会合を通じて会員企業の要望をUSPTO等に提示できたことは本委員会の重要な成果である。本委員会に所属していた委員、その委員をサポートしてきた同僚や家族の皆様に感謝を申し上げたい。

以下に本委員会の活動の軌跡を記す。

2. 活動内容

2008年度［平成20年度］

(1) 委員会の構成

委員長、委員長代理、副委員長4名、委員40名計46名。

(2) ワーキンググループ活動

1）「米国特許をうまく取得する方法（第3版）の改訂」

最新の判例を踏まえ、審査の迅速化のための新手続きについての解説、最新の規則、MPEP、各種データに関する情報を中心に追加し、マニュアルの改訂を行った。

2）「米国におけるプレアピール制度及びその活用について」

米国におけるプレアピール制度が、日本企業にどの程度浸透し、実務上の一選択肢として活用されているか調査することを目的に、アンケート及び個別案件の調査を実施した。この調査結果を踏まえ、日本企業の当該制度に対する認識の現状について把握し、会員企業の本制度の理解を促し、同制度を米国実務上での選択肢の一つとして活用できる指針を提示できるよう検討を行った。

3）「米国における故意侵害の新基準に関する実務的視点での考察～Seagate事件CAFC判決後の動向～」

Seagate事件は、米国特許侵害訴訟において、故意侵害の判定を行うための新たな基準を示した。Seagate事件以後、当該新基準に基づいて故意侵害の審理を行った判決を検討し、これらの判決から、新基準を実務上どのように考えるべきか防御側の視点から考察した。

4）「Quanta最高裁判決に見る米国における特許権の消尽について」

米国最高裁は、特許品の一部であっても、また、方法クレームに係る特許権であっても、特許品の一部が特許権の本質的特徴を具備している場合、特許権が消尽すると判断した。本最高裁判決での3つの争点について、これまでの判例と比較しながら、米国での特許権の消尽について検討した。

5）「MedImmune事件の影響に関する研究」

MedImmune事件最高裁判決において、ライセンシーによる契約対象特許の無効、非侵害の判断を求める確認訴訟が認められた。本判決の影響を受け、その後の多くの判決において確認訴訟が認められた。MedImmune事件以後のCAFC判決を分析し、特許権者のどのような行為が、確認訴訟が認められる要因となり得るのかを考察した。

(3) その他

1）2007年度の研究テーマ5件について 関東部会・関西部会にて報告した。

2）米国における審査請求制度導入に関するUSPTOへのパブコメを提出した。

2009年度［平成21年度］

(1) 委員会の構成

委員長、委員長代理、副委員長5名、委員37名計44名。

(2) ワーキンググループ活動

1）「USPTOの審査における記述要件の判断について～Written Description Training Materialsを中心として～」

USPTOでは、記述要件の判断について解説した「Written Description Training Materials」を発行している。これは、実務家にとっても知っておくべき情報が多々含まれている。本WGでは、「Written Description Training Materials」の事例分析等を行い、USPTOの審査における記述要件

の判断基準を考察した。

2）「米国におけるパテントマーキング制度およびその活用について」

米国におけるパテントマーキング制度は、一般公衆に対する特許の存在の公示を特許権者等に促すことを趣旨とするものであり、損害賠償の要件にもなっている。本WGでは、当該制度の活用状況に関するアンケート結果を報告するとともに、特許表示の実務的な指針を提供した。

3）「不衡平行為に関する米国判決動向と実務上の留意点～情報開示陳述書の提出義務違反を中心として～」

米国特許侵害訴訟において、不衡平行為による権利行使不能を有力な抗弁事由の１つとして主張することがある。本WGでは、不衡平行為に関するCAFCの近年の判決を整理・分析するとともに、不衡平行為による権利行使不能を回避するために留意すべき点についてまとめた。

4）「米国特許クレーム解釈の動向と実務上の留意点の改訂」

第１版は、1999年～2005年５月のクレーム解釈に関連するCAFC判決300件（一部地裁判決）に基づき作成された。今回はその後の2009年12月までのCAFC判決より約150件を差し替えた。

5）「米国特許侵害訴訟実務マニュアルの改訂」

2004年に発行した同第３版に以下の情報を追加する改訂を行った。

（A）第３版発行後の判例を踏まえた改訂（eBay事件判決を踏まえた差止請求への対処方法、Seagate事件を踏まえた故意侵害の留意点等）

（B）第３版発行後の規則改正、各種データを踏まえた情報のアップデート（eディスカバリへの対処方法、規則及びCAFC判事等の情報のアップデート、再審査請求に関する情報及び統計データの更新）

（3）その他

2008年度の研究テーマ５件について関東部会・関西部会で発表した。

2010年度［平成22年度］

（1）委員会の構成

委員長、委員長代理、副委員長４名、委員40名計46名で構成し、活動を行った。

（2）ワーキンググループ活動

1）「米国特許商標庁の改革に伴う審査環境の変化とそれに対応した実務」

Kappos長官の就任以来、USPTOにおいて様々な改革が行われている。この改革に伴って、審査環境も大きく変化している。本テーマでは、近時のUSPTO内部での改革の内容、特に審査官周辺の環境変化を調査した。また、この環境変化に対応した実務のあり方についても検討した。

2）「非自明性判断における二次的考慮事項に関する米国判決動向と実務上の留意点」

米国では、非自明性を議論する際、商業的成功等の二次的考慮事項を主張することができる。本テーマでは、過去５年間の二次的考慮事項に関するCAFC判決の動向と、これらの判決から抽出された実務上の留意点を検討した。

3）「損害賠償額の算定方法に関する考察」

米国の特許侵害訴訟において、損害額の認定が高額になる判例が散見される。そこで、近年のCAFCの判決を調査・分析したところ、「損害賠償額の算定根拠の立証を厳格に求める傾向にある」との見解に到達した。そして、この見解に基づき、侵害訴訟における特許権者、及び被疑侵害者それぞれの立場での立証の観点から注意を払うべき事項を検討した。

4）「米国特許クレーム解釈の動向と実務上の留意点の改訂」

本テーマでは「米国特許クレーム解釈の動向と実務上の留意点」の改訂版の作成を行った。本資料は、2005年６月から2009年12月までのCAFC判決を対象とし、クレーム解釈に関連する約150件を分析対象とした。そして、「序論」、「クレーム」、「明細書」、「審査履歴」、「外部証拠」、「先行判決」に整理し、クレーム解釈の動向、留意点を明らかにした。

5）「eディスカバリの実態とその対応策～これでeディスカバリなんか怖くない？～」

2006年12月１日付の連邦民事訴訟規則の改正により、電子情報の取り扱いに関する規定が整備された。当時、適切にeディスカバリを行わな

かった当事者に対し厳しい制裁が科されていた。電子情報の性質上、従前とは異なる対応が必要なことから、日本企業にとっても対応が急務であった。本テーマでは、eディスカバリ時代の幕開けにおいて、企業がeディスカバリへの対策として日頃から留意すべき点につき検討した。

(3) その他

関東部会・関西部会で以下の件を報告した。

・「USPTOの審査における記述要件の判断について～ Written Description Training Materialsを中心として～」
・「不衡平行為に関する米国判決動向と実務上の留意点～情報開示義務違反を中心として～」
・「米国におけるパテントマーキング制度およびその活用について」
・「「米国特許侵害訴訟実務マニュアル」改訂第4版」

2011年度［平成23年度］

(1) 委員会の構成

委員長、委員長代理、副委員長4名、委員41名、計47名。

(2) ワーキンググループ活動

1)「米国特許法改正America Invents Act（AIA）の調査」

AIAの概要を会員に説明するための資料「米国特許法改正America Invents Act（AIA）の概要について」を作成し、JIPA会員専用ページにアップした。米国弁護士と、特許庁国際課と面会し、AIAの疑問点等を議論した。宣誓書等、AIAに対応した11の規則改正案に関して、パブコメ案を作成した。

2)「米国主要連邦地裁のローカルパテントルール」

特許訴訟が多い11の連邦地裁のローカルパテントルールを調査し、手続内容や時間的制約を比較した。それらの連邦地裁での特許訴訟において、攻める側、守る側から注意すべき点を論文に纏めた。

3)「類似技術判断に関する米国判決傾向と実務上の留意点」

類似技術について判断がされたCAFCケースを調査し、その判断基準を解析した。出願時の留意点、及び拒絶理由の対応などで類似技術が争点となった場合の留意点を論文に纏めた。

4)「Google社の知的財産戦略について」

Google社の出願状況、企業買収、訴訟対応、ビジネスモデル等から、同社の知財戦略を考察した。その結果を論文に纏めた。

5)「メキシコ知財制度の調査」

メキシコに訪問団を派遣し、同国の知財制度の利用状況・運用状況、模倣品の取締り状況などを調査した。JIPA会員専用ページに、調査報告の速報をアップした。調査報告書は、資料として発行した。

(3) その他

1) 2010年度の研究テーマについて、関東部会・関西部会にて報告を行った。
2) IDS規則改正案、及び先使用権に関するパブコメを取り纏めた。
3) 国際第2委員会及び国際第3委員会と合同委員会を開催し、中・長期テーマの方向性のすり合わせ、活動状況の共有化などを行った。

2012年度［平成24年度］

(1) 委員会の構成

委員長、委員長代理、副委員長5名、委員44名、合計51名。

「楽しんで学ぶ場、フラットな人のネットワークを構築する場の提供」、及び「会員企業に対する、有益な知財情報・知財実務指針・知財戦略の発信」を活動方針とした。

(2) ワーキンググループ活動

1)「米国特許法改正America Invents Act（AIA）の対応」

資料「米国特許法改正AIAの概要」について、Final Rule等の内容を盛り込んで、第4版を作成し、JIPAのホームページ上に掲載した。その他、以下活動を実施した。

・「先願主義の概要」資料を作成、施行日前にHP上に掲載し、会員企業への注意喚起を行った。米国特許弁護士と面談し、AIAの疑問点等を議論した。
・ USPTOからPatent Reform CoordinatorのJanet Gongola氏を招いて、米国特許弁護士の矢部先生

とともに、臨時研修R29「米国特許法改正－先願主義を中心に」を開催した。
・AIA関連の合計9件のパブコメを作成し、USPTOに提出した。
・「米国特許をうまく取得する方法」の第5版の作成に着手し、検討を進めた。

2）「ITCにおける最近の傾向及び特有点について」

ITCにおける決定の内容を調査し、分野別、国籍別、判事別等の勝率及び和解の割合等を比較、分析した。また、ITC特有の「国内産業要件」にスポットを当て、留意点等をまとめ、論説を作成した。

3）「Therasense大法廷判決後の不衡平行為を争点とする米国判決を踏まえた実務上の留意点」

Therasense大法廷判決の前後におけるCAFC判決を調査し、不衡平行為が争点となった事件の分析等を行った。また、米国特許法施行規則1.56の案文について、会員企業が留意すべき点をまとめ、論説を作成した。

4）「Apple社の知財戦略について」

Apple社の事業、出願傾向、訴訟状況、ビジネスモデル等から、同社の知財戦略を考察した。また、仮出願やトレードドレス等の戦術的な利用についても検討し、論説にまとめた。

5）「ブラジルにおける権利活用状況の調査と活用を意識した権利取得での留意点」

現地代理人、特許庁、JETRO等からのヒアリングを通じて、「ブラジルにおける訴訟動向、訴訟手続、早期権利化、審査ガイドライン、および権利活用の事例等について調査研究した。研究成果は論説としてまとめた。

(3) その他

1）2011年度の研究テーマについて、関東部会・関西部会にて報告を行った。
2）「料金値上げ」、「明細書の作成準備」に関するパブコメをUSPTOに提出した。
3）国際第2委員会及び国際第3委員会との合同委員会を2回開催した。
4）JIPAシンポジウム実行委員に委員を派遣し、ポスターセッションに参加した。
5）知財研の調査研究委員会（各企業における知財の出願戦略について）に副委員長1名を派遣した。

2013年度［平成25年度］

(1) 委員会の構成

委員長、委員長代理、副委員長5名、委員47名、合計54名。

「米州地域における最新の知財状況、特有の制度等を明確にする」、「楽しんで学ぶ場、フラットな人のネットワークを構築する場の提供」、及び「会員企業に対し、有益な知財情報・知財実務指針・知財戦略の発信」を活動方針とした。定期的（原則月に一度）に全体会議及び正副委員長会議を開催した。

(2) ワーキンググループ活動

1）「AIA（米国特許法改正）のその後～IPR（付与後レビュー）の包袋解析～」

新設されたIPRの審査経過書類の分析を行った。その結果に基づいて、IPRを効果的に進めるための留意点と請求人の訴訟との関係を考察した論説を投稿した。また、資料「米国特許法改正America Invents Act（AIA）の概要」について、Statement提出時の留意点等の内容を盛り込んで、第5版を作成した。

2）「eBay判決後の差し止め判断（4要素テスト）に関する調査研究」

差止請求事件の4要素テストに対する直近3年間の地裁及びCAFCでの判決を調査対象として、4要素の判断基準の傾向を調査・分析した。請求側・被請求側が熟慮すべき事項、課題等を考察した論説を投稿した。

3）「米国における共同開発の成果物取り扱いの留意点」

仮想事例を用いて、特許制度の側面及び米国における環境の側面から、日米の相違点について考察し、日本企業の事業目論見を実現するための留意点、及び対応案について検討した。

4）「企業とNPEとの関係に関する調査研究」

米国では、企業側において、防衛的にNPEを活用する動きや特許権をNPEに譲渡して提携する等、企業とNPEとの関係が多様化しつつある。そこで、企業とNPEとの関係をアンケートによって調べ、企業における特許権の価値評価に関して考察した。

5）「ブラジル知財の運用実態調査」

JIPAとしてブラジルに調査団を派遣し、現地実務に即した最新の知財情報を入手した。その成果として、「ブラジルの知的財産制度」について、得られた最新情報を追加するとともに、国際第1委員会における調査結果を加筆、修正した第2版を発行した。

6)「米国特許をうまく取得する方法の改訂」

本テーマは、昨年度からの継続テーマである。米国特許法史上最大と言える法改正や、Bilski最高裁判決、Ariad CAFC大法廷判決、Prometheus最高裁判決、Therasense CAFC大法廷判決等の多くの重要な判決も盛り込み、「米国特許をうまく取得する方法」（第5版）を発行した。

(3) その他

1) 特許制度調和委員会に委員長を派遣し、JIPA全体の制度調和の動きに加わった。また、三極ユーザ会議に参加した。
2) 2012年度の研究テーマについて、関東部会・関西部会にて報告を行った。
3)「PLAについてのルール改正」、及び「真の当事者の明確化」について、USPTOへパブコメを提出した。
4) 他国際委員会との合同委員会を開催し、中長期テーマの方向性のすり合わせや活動状況の共有化等を行った。
5) T3研修に副委員長を派遣した。

2014年度［平成26年度］

(1) 委員会の構成

委員長、委員長代理、副委員長4名、委員48名、合計54名。

(2) ワーキンググループ活動

1)「当事者系レビュー（IPR）の実務上の留意点」

IPRの審理経過書類の分析及び情報収集を行い、PTABの開始判断基準の詳細解析、及び、PTABの開始判断と最終決定との差異の検討等を行った。その成果として、IPRを効果的に進めるための留意点を考察した論説を投稿した。

2)「米国特許改正法（AIA）の権利化前の研究」

資料「米国特許をうまく取得する方法」の内容を、実務経験の浅い知財部員にも理解しやすい臨時研修として企画、開催する取り組みを行った。講師も委員会から派遣し、東京、大阪で臨時研修を開催し、好評を得た。

3)「標準必須特許の損害賠償額算定方法に関する調査研究」

米国の地裁において、標準必須特許侵害時の損害賠償額がどのように算定されているのかを調査、研究した。その成果を紹介するとともに、そこから見える留意点を提言する論説を投稿した。

4)「発明の単一性についての各国の判断の違いに関する調査・研究」

「限定要求」の実態を調査・把握し、制度調和の推進を図るための取り組みを行った。具体的には、日、米、欧、中の1st Actionにて、単一性違反の指摘を受けている割合を技術分野毎に調査する等の取り組みを行った。その結果、米国の制度、運用実態の特異性を明確にすることができ、調査結果をまとめた論説を投稿した。

5)「米国企業の戦略的特許買収」

スマートフォンやインターネット関連の米国企業8社に着目して特許買収の動向を分析した。そして、各社の戦略性について考察した論説を投稿した。

6)「ブラジル特許出願における記載要件に関する留意点」

ブラジル特許に関する法律を調査し、ブラジルでの拒絶理由の傾向に日米欧と比較して差があるかどうかを確認するため、日米欧のファミリーの拒絶理由についても調査した。さらに、記載要件を満たすために重要な留意点を調査研究した。その結果をまとめた論説を投稿した。

(3) その他

1) 国際政策PJに派遣（委員長）し、五極の特許庁に対して各種の説明や提言を行った。
2) 2013年度の研究テーマについて、関東部会・関西部会にて報告を行った。
3)「Inter Partes Review（IPR）」等について、USPTOへパブコメを提出した。
4) 他国際委員会との合同委員会を開催し、中長期テーマの方向性のすり合わせや活動状況の共有化等を行った。
5) JIPAシンポジウム実行委員に委員を1名派遣し、ポスターセッションにも参加した。

6）特許庁委託事業の研究員として委員を2名派遣し、活動を行った。

2015年度［平成27年度］

(1) 委員会の構成

委員長、委員長代理、副委員長5名、委員41名、合計48名。

「楽しく学び、発信する」を活動ポリシーに定め、活動のコアは米州（北米及び中南米）の調査研究としながら、発信先を意識し、楽しく活動することを心がけて活動した。全体委員会、国際第2、第3及び第4委員会との合同委員会、合同正副委員長会も定期的に開催した。

(2) ワーキンググループ活動

1）「米国特許権侵害訴訟実務マニュアルの改訂」

前版以降の重要判例、米国特許法改正、連邦民事訴訟規則改正及びPAEによる訴訟急増による影響等を検討し、検討結果を踏まえて第5版としてまとめた。またIPR改訂規則案の日本企業への影響を検討し、USPTOへパブコメを提出した。さらに、解説資料「米国特許法改正（AIA）の概要」をアップデートした。

2）「米国特許クレーム解釈の動向と実務上の留意点の改訂」

前版に掲載した以降の判例360件を分析し、その成果を第3版としてまとめた。また、「米国特許をうまく取得する方法（第5版）」に沿った臨時研修を開催した。

3）「米国の限定要求等、単一性関連のOAに関する実態調査、研究」

米国の特異な特許制度の一つである「限定要求」の実態を調査・把握し、出願人が取るべき措置を検討し、成果を論説にまとめた。

4）「米国特許法第112条（明確性）に関する判例研究」

Nautilus最高裁判決で示されたクレームの明確性に関する基準について、実務への影響を明らかにすべく、138件の判例を類型化して分析し、実務上の留意点とあわせて論説としてまとめた。

5）「中南米カナダの特許制度・運用における留意点の調査研究」

米州諸国（ブラジル、メキシコ、アルゼンチン、コロンビア、チリ、カナダ）の制度運用を調査研究し、各国の状況を比較整理して留意点をまとめた。またメキシコ産業財産権庁長官のJIPA訪問の際の情報交換や、JPO/IPR研修の報告会での中南米各国の審査官との情報交換等も行った。

(3) その他

1）国際政策PJに委員3名を派遣し、3極、5極の特許庁に対して説明や提言を行った。

2）USPTO副局長、Kappos前長官のJIPA来訪、国際政策PJとIPOとの意見交換時に当委員会の活動や成果を紹介した。

3）判例概要等を知財管理誌の外国特許ニュースに投稿した（6～8本/月）。

4）2014年度の研究テーマについて関東部会、関西部会にて報告を行った。

5）JIPAシンポジウム実行委員会に委員を1名派遣した。ポスターセッションにも参加した。

6）T3研修（企業若手知的財産要員育成研修）に講師を1名派遣した。

2016年度［平成28年度］

(1) 委員会の構成

委員長、委員長代理、副委員長5名、委員46名、合計53名（途中退任3名、交代での新任2名）。「楽しく学び、発信する」を活動ポリシーに定め、活動のコアは米州（北米及び中南米）の調査研究としながら、発信先を意識し、楽しく活動することを心がけて活動した。年に二度、他国際委員会との合同委員会及び合同正副委員長会を開催した。

(2) ワーキンググループ活動

1）「臨時研修 米国特許権侵害訴訟実務マニュアルの解説」

資料「米国特許権侵害訴訟実務マニュアル（第5版）」に沿った研修を企画、実施した。企業実務者にとって留意すべきポイントを初学者にもわかりやすく伝えた。臨時研修として東京、大阪で開催し講師もWGにて務めた。質問（23件）にも丁寧に回答した。

2）「Final OA後の取り得る措置の有効性の検討」

審判の本審理までに拒絶を解消できれば、費用の高額化を避け、効率的に権利化できるのではないかという観点から、過去の審判請求事例の実態

調査を行った。拒絶理由における審査官の瑕疵の程度と審判手続内における拒絶解消のタイミングとの間に一定の相関関係があることを見出し、論説投稿した。

3）「情報開示義務、IDSの実態調査、研究」

米国の情報開示義務（IDS）の実態をJIPA会員企業へのアンケート及び包袋調査から明らかにし、知見をまとめた。さらにUSPTOの実情等も考慮し、あるべき制度、運用についても検討し、論説を投稿した。

4）「103条の阻害要因に関する判例の分析」

KSR最高裁判決では、自明性の検討において、先行文献を組み合わせる動機を柔軟に見つけてもよいと判断された。一方で、MPEPには、その組み合わせを阻害する理由の一つとしてTeaching Awayが重要であると示されている。そこで、KSR最高裁判決以後のTeaching Awayに関するCAFC判決42件を分析して、権利化時の留意点を抽出し、論説を投稿した。

5）「米国における協業戦略と特許ポートフォリオの関係性の研究」

多くの米国企業が実施している協業事例と特許ポートフォリオの関係については明らかにするため、IT・機械・化学/バイオの3分野の米国企業の協業事例に着目し、特許ポートフォリオをいつどのような観点で構築したのか分析した。日本企業が協業を行う際に知財部門として考慮すべき事項を考察した。この成果を実務上の留意点とあわせて論説として投稿した。

(3) その他

1）USPTOに対し、2件のパブコメ（IDS、Final OA）を提出した。

2）国際政策PJに委員3名を派遣し、国際制度調和の動きを推進すべく、3極、5極の特許庁に対して説明や提言を行った。

3）AIPLAとの会合での2015年度の成果プレゼン、ブラジル審査官研修へのアドバイザ出席、中南米代理人のJIPA訪問対応等を通じて当委員会の活動や成果の紹介、情報交換等を行った。

4）R4A研修「米国特許をうまく取得する方法」（東京、大阪）に講師を派遣した。

2017年度［平成29年度］

(1) 委員会の構成

委員長、委員長代理、副委員長2名、委員51名、合計55名。

(2) ワーキンググループ活動

1）「米国特許においてCommon senseに基づく自明性判断を覆せるか?」

「Common sense」に依拠した自明性の判断基準は不明確であった。そこで、CAFC判決26件を分析し、判断基準を明確にするとともに、当該判断基準に基づき自明性主張に対する反論の検討手順を整理した。この成果については論説にまとめ、投稿した。

2）「審査官データベースを活用した米国ファイナルオフィスアクションへの対応」

米国でFOAに対する最適な手続きを選択するために、審査官データベースの掲載情報を検証した上で、当該掲載情報に基づく、手続き選択フローを整理した。この成果については論説にまとめ、投稿した。

3）「Halo最高裁判決後の故意侵害の事例における増額賠償の判断」

Halo最高裁判決により変更された故意侵害の判断基準に関する地裁判決24件（故意侵害が認定され、かつ、増額賠償要否が判断されたもの）を分析し、これらの分析結果から、故意侵害及び増額賠償の認定を回避するための実務上の留意点を整理した。この成果については論説にまとめ、投稿した。

4）「自明型ダブルパテントへの有効な対応の調査研究」

主要技術分野において、自明型のダブルパテントの拒絶理由を受けて特許になった2,400件（出願人は日米）の対応状況を調査し、ターミナルディスクレーマを提出する前に検討すべき事項を整理した。この成果については論説にまとめ、投稿した。

5）「Inter Partes Reviewにおける禁反言に関する調査研究」

CAFCの判例3件（IPRに関する禁反言について説示）及びPTABの判断状況等を分析することにより、IPRの禁反言の適用範囲等を明らかにす

るとともに、請願者及び特許権者のそれぞれの立場から当該禁反言を考慮した留意点をまとめた。この成果については論説にまとめ、投稿した。

6）「第４次産業革命における米国IT/もの作り企業の特許出願戦略」

第４次産業革命において、もの作り企業とIT企業との間でビジネス範囲が重複してきている。そこで、このような動きが先行している米国において、もの作り企業とIT企業との間でどのように特許ポートフォリオが構築されているのか調査し、そのポイントをとりまとめた。この成果については論説にまとめ、投稿した。

(3) その他

1）無審査登録に関して、ブラジル産業財産庁へパブコメを提出した。

2）AIPLAとの会合、ブラジル産業財産庁長官との会合、ブラジル審査官研修へのアドバイザ出席、中南米代理人のJIPA訪問対応等を通じて、情報交換等を行った。

3）CAFCの判例概要等を知財管理誌の外国特許ニュースに投稿した（6～8本/月）。

4）2016年度の調査研究テーマ6件について関東部会、関西部会にて報告を行った。

5）JIPAシンポジウム対応として実行委員会に委員を1名派遣した。ポスターセッションにも参加した。

6）R4A/H18「米国特許をうまく取得する方法」の各会場に講師を2名派遣した。

7）R72「企業実務者観点による米国訴訟対応」の各会場に講師を2名派遣した。

8）T3「企業若手知的財産要員育成研修」に講師を1名派遣した。

2018年度［平成30年度］

(1) 委員会の構成

委員長、委員長代理、副委員長5名、委員46名、合計53名。

全体委員会、国際第2、第3及び第4委員会との合同委員会、合同正副委員長会も定期的に開催した。

(2) ワーキンググループ活動

1）「米国特許をうまく取得する方法の改訂」

今回の第6版では、第5版以降のMPEP等の改正を反映するとともに、重要な判決等の最新の内容を追加した。特に、101条の保護適格性について説明を充実させた。また、審査官カウントシステム等の情報も追加した。

2）「TC Heartland最高裁判決、In re Cray CAFC大法廷判決が与える裁判地戦略への影響」

TC Heartland最高裁判決やIn re Cray CAFC大法廷判決で示された判断基準の具体的適用や、被告が外国企業の場合の判断基準について調査分析し、日本企業の裁判地戦略のポイントをまとめた。

3）「先行技術と重複した数値限定クレームを非自明と認められるための方法」

権利化したい特許クレームの数値限定が先行技術の開示と重複する場合、非自明性が否定されやすい。そこで、CAFC判決を検討し、数値限定を用いたクレームにおける自明性の判断基準を明確にするとともに、非自明性が認められるための対応を整理した。

4）「IPRにおけるクレーム補正申立の実態」

Aqua CAFC大法廷判決において補正クレームの特許性の立証責任は請願者にあるとの基準が示された。そこで、CAFC判決等を分析し、特許権者及び請願者それぞれの立場でIPRにおけるクレーム補正の留意点を整理した。

5）「近年における終局的差止の容認基準（eBayの4要素テスト）」

終局的差止の容認基準を分析し、訴訟において終局的差止を争う際に、特許権者及び被疑侵害者の立場における検討項目や主張内容をまとめた。

6）「USPTOの審査段階における非特許文献調査」

USPTOの審査品質を調査・分析した。その結果、審査官の非特許文献調査が不十分である可能性を見出し、特許出願人が出願前の先行技術文献調査において留意すべき点について、技術分野別に非特許文献の種類の観点から提言をまとめた。

(3) その他

1）2017年度の活動成果2件について、東西部会で発表した。

2）USPTOに対し、4件の意見を提出した。

3）AIPLA、Kappos前USPTO長官及び米国弁護士、メキシコ産業財産権庁長官、IPO、ブラ

ジル産業財産庁と意見交換を行った。
4）特許審査マネージメントコース、IP-PACに委員を派遣した。
5）JIPAシンポジウムのポスターセッションに参加し、2018年度の活用内容の紹介を行った。
6）2つの臨時研修（「特許をうまく取得する方法」、「企業実務者観点による米国特許訴訟対応」）を開催した。

2019年度［平成31年度］

（1）委員会の構成

委員長、委員長代理、副委員長4名、委員37名、合計43名。国際第2、第3及び第4委員会との合同委員会（6月）及び合同正副委員長会議（4月、10月）を開催した。

（2）ワーキンググループ活動

1）「米国特許適格性に関する審査官向けガイダンス公表後の審査実態」

米国特許適格性に関する審査官向けガイダンス発行後のオフィスアクションに、当該ガイダンスの審査観点が反映されているかを調査することで、当該ガイダンスの浸透度合いの実態調査を行った。

2）「再発行特許出願制度」

再発行特許出願制度を利用する場合、出願時に原特許における瑕疵を認める旨を宣言するリスクが想定される。そこで、再発行特許の出願・審査状況を調査し、許可率を高めるために、特許権者が再発行特許を出願・権利化する際の留意事項を整理した。

3）「主要な米国連邦地裁のローカルパテントルールが与える訴訟地戦略及び訴訟対応への影響」

米国の連邦地方裁判所は、特許権侵害訴訟の手続きについて、独自のローカルパテントルールを設けている場合がある。そこで、9つの裁判所のルールを調査し、その結果から、原告の訴訟地戦略及び被告の訴訟対応に関する提言を取りまとめた。

4）「米国における公然実施による特許無効の抗弁」

米国における公然実施による特許無効の抗弁に関し、近年の判決を調査することで、公然実施による特許無効の認否に関する最新の判断基準を明らかにした。

5）「同一特許に対する後続IPR請願における審理開始決定」

General Plastic決定で示された審理開始決定の判断基準となる7要素の個別判断と、実際の審理開始判断の結果との関係について分析を行い、請願人及び特許権者の両面から後続IPRに関して取り得る手段について取りまとめた。

（3）その他

1）2018年度の活動成果として、東西部会において、3件の発表を行った。
2）USPTOに対し、AI関連発明とIPRに関して2件の意見を提出した。
3）外部（AIPLA、Kappos前USPTO長官及び米国弁護士）との意見交換をした。
4）特許審査マネージメントコース、IP-PACに委員を派遣した。
5）J08「米国特許をうまく取得する方法」（関東、関西、東海（サテライト会場））、J16「企業実務者観点による米国特許訴訟対応」（関東、関西（サテライト会場））、T3「企業若手知的財産要員育成研修」に講師を派遣した。

2020年度［令和２年度］

（1）委員会の構成

委員長、委員長代理、副委員長3名、委員42名、合計47名。

（2）ワーキンググループ活動

1）「仮出願を多く利用している出願人による米国仮出願の利用方法に関する研究」

仮出願明細書の分析、及び、CAFCにおいてサポート記載の有無が争点となった仮出願明細書の分析を行った。分析の結果、出願時に将来権利化したい発明をクレームとして記載することが重要であることがわかった。この成果については論説として投稿した。

2）「米国におけるAI関連発明の特許取得に関する事例紹介」

機械学習関連発明につき、審査事例を調査分析した。審査事例から、機械学習アルゴリズムの明確化、機械学習アルゴリズムによるコンピュータ機能向上への寄与や推論結果に基づく制御の明確

化、機械学習モデルによる推論結果の出力やNNへの入出力の明確化が有効であることがわかった。この成果については資料として投稿した。

3)「米国特許侵害訴訟実務マニュアルの改訂」

第5版改訂以降の重要判決、連邦民事訴訟規則の改正等に対応させ、会員が米国特許侵害訴訟に関わった際の実務上の留意点等を加筆･修正した。この成果については第6版として発行した。

4)「特許侵害訴訟と並行するIPRの審理開始決定を自己に有利に導くには?」

Fintiv決定のIPRに与える影響を検討した。その結果、IPR請願人がとるべき対応として、早急なIPR請願、訴訟手続き停止の申立て、IPR対象クレームと引用文献の選定、説得力の高い無効主張、及び、特許権者がとるべき対応として、訴訟とIPRの日程関係の主張、訴訟とIPRの重複投資の主張、争点の同一又は実質同一の主張、IPR請願人の無効主張への反論が重要であることがわかった。この成果については論説として投稿した。

5)「メキシコにおける特許侵害訴訟制度の調査･研究」

メキシコにおける特許侵害訴訟の制度や手続きを調査した。その結果、仮処分を請求された場合、被疑侵害者は非侵害や無効による反論ではなく、逆担保を提供することで仮処分を解除できること、被告が非侵害議論により反論可能な期間、または無効審判を請求可能な期間は非常に短いこと、などの留意点が抽出できた。この成果については論説として投稿した。

(3) その他

1) 2019年度の活動成果について、東西部会にて発表した。
2) PTAB実務規則やPTABの審理開始に関して、USPTOへパブコメを提出した。
3) 日本特許庁、USPTO、AIPLA日本委員会等、外部組織との意見交換を行った。
4) J08「米国特許をうまく取得する方法」に講師2名を派遣した。

2021年度［令和３年度］

(1) 委員会の構成

委員長、副委員長3名、委員35名、合計39名。期中に委員1名が退任したため、38名で終了した。また、2～3ヶ月毎に全員が参加する全体委員会を開催した。

(2) ワーキンググループ活動

1)「米国におけるAI関連発明の特許適格性及びミーンズプラスファンクションに関する事例紹介」

AI関連発明のうちMachine learningとVisionに分類される発明の特許出願について、特許適格性違反の拒絶を受けた審査事例やミーンズプラスファンクションの認定を受けた審査事例を抜粋し、各審査事例から得られた権利化ノウハウを論説としてまとめた。

2)「米国における機能的クレームの明瞭性に関する事例紹介」

USPTOにおける機能的クレームに求められる記載要件について、どの程度の開示が必要なのか判断に迷うことがある。そこで、CAFC判決を分析することにより、機能的クレームを用いて明細書を作成する際の留意点を検討し、論説にまとめた。

3)「査定系再審査はIPR後の特許無効化手段になり得るか?」

米国において、IPRで特許無効化に失敗した後のさらなる特許無効化手段の一つとして査定系再審査が挙げられる。当委員会では、IPR後に査定系再審査を請求する場合に留意すべき点を検討し、論説にまとめた。

4)「米国特許侵害訴訟における提訴前調査義務違反に対する制裁の回避と活用」

米国特許訴訟では、特許侵害訴訟を提起しようとする特許権者に対し、訴訟提起前に被疑侵害品の調査を行う義務及び当該義務違反に基づく制裁を課している。当委員会では、当該義務違反が争われたケースから、FRCP11の制裁がどのような場合に適用されるのかを分析した。

(3) その他

1) 2020年度の活動成果3件を東西地域別部会において発表した。
2) JETRO主催のIP-PACにおいてWG3の調査研究結果をUSPTOに報告した。

3） WIPO PJ及びAI研究会に委員を派遣した。
4） J08「米国特許をうまく取得する方法」に講師2名を派遣した。J16「米国特許侵害訴訟マニュアル」に講師2名を派遣した。
5） 米国最高裁やCAFC判決を毎月3件抽出し、判決の概要を知財管理誌の外国特許ニュースとして投稿した。
6） JIPAシンポジウムでは、委員会紹介用の動画を作成した。

2022年度［令和4年度］

(1) 委員会の構成

委員長、副委員長3名、委員27名、合計31名。期中に委員2名が退任したため、29名で終了した。また、2～3ヶ月毎に全員が参加する全体委員会を開催した。

(2) ワーキンググループ活動

1）「米国特許クレーム解釈の動向と実務上の留意点の改訂」

2014年12月から2022年2月までのCAFC判決約500件から、知財管理誌の外国特許ニュースに掲載された判決を中心に、クレーム解釈に関する77件を抽出して第3版に追加した。本資料では、Alice判決に影響を受けた特許適格性に関する判決も含めた。

2）「SEP関連訴訟に用いられるSEPの傾向」

米国地方裁判所において標準必須特許（SEP）が関連した特許訴訟、及び訴訟対象となっているSEPの傾向を分析した。SEP関連訴訟は無線通信分野が活発であること、訴訟対象SEPは分割・継続出願が多いこと、特許権者は非実施主体が多いこと、異議申し立てが積極的に行われていることがわかった。

3）「米国における誘引侵害に関する判例の動向と実務上の留意点」

米国における間接侵害の形態の一つである誘引侵害が争われた特許侵害訴訟において、誘引行為及び侵害の意図並びに訴訟における立証行為について調査した。調査の結果、仕様書の記載や鑑定書の有無が立証に重要であることがわかった。

(3) その他

1） 2021年度の活動成果3件を東西地域別部会において発表した。
2） 特許適格性と分割・継続出願についてUSPTOへパブコメを提出した。
3） AIPLA日本委員会、USPTOと意見交換をした。
4） WIPO PJおよびAI研究会に委員を派遣した。
5） J08「米国特許をうまく取得する方法」に講師2名を派遣した。J16「米国特許侵害訴訟マニュアル」に講師2名を派遣した。
6） CAFC判決を毎月3件抽出し、判決の概要を知財管理誌の外国特許ニュースとして投稿した。
7） JIPAシンポジウムでは、委員会紹介用のポスターを作成、展示した。
8） JIPA85年史用の原稿を作成した。

（2022年度　委員長・白水 豪）

国際第２委員会

1. はじめに

この15年間、世界中で新たなテクノロジーの導入が進み、特にIoTの活用により様々な新しい製品やサービスが人々の生活をより豊かなものにしている。例えば、2007年に発売開始されたiPhoneに代表されるスマートフォンの登場・普及は人々の生活を一変させたといっても過言ではない。また、スマートフォンやタブレットの技術の進展や、2020年に端を発した新型コロナウイルス（COVID-19）の影響により、数多くの日本企業でもリモートワークが普及し、世界のグローバル化、ボーダーレス化の流れはこの15年でより加速され、その加速は今もなお続いている。

このようなグローバル化のもと、各産業を支える技術の保護も全世界的な保護が必要となり、各企業は、近年注目されているIPランドスケープ等ビッグデータも活用して、経営と紐づいた知財戦略の構築を進めるケースが増えてきている。

このような各企業の知財戦略を支援するため、JIPAの専門委員会の一つである国際第2委員会は、欧州、PCT及びアフリカの特許制度、特許関係の訴訟の動向等を調査研究してきた。その調査研究結果から、各会員企業へ欧州での効率的な知的財産活動やPCTを活用した国際的な特許取得の戦略策定に関する情報発信を行ってきた。また、各国へ訪問団・調査団を派遣し、EPO、WIPOと直接、意見交換・意見発信を行ってきた。

本稿では、2008年～2022年までの15年間を振り返り、国際第2委員会の活動を紹介する。

2. 活動内容

2008年度［平成20年度］

1） 委員会運営

委員長（アイシン精機、森田 哲也）、副委員長3名及び委員33名の計37名で構成した。

2） 小委員会活動

（1）第１小委員会

2つのテーマに分かれて活動を行った。

WG1は、「欧州特許条約における発明の単一性」をテーマとした。EPC2000の発効により単一性が否定された場合の対応手続が制限されることになった背景の下、留意点の検討を行った。具体的には、EPO審判部審決から単一性に関する課題を抽出し、単一性違反の形態や様々な出願パターン毎に課題を層別して調査研究を行った。調査結果は、知財管理誌に論説として投稿した（59巻（2009年）/7号/817頁）。

WG2は、資料311号「欧州特許を上手に取得する方法」について、EPC2000を始めとした最新の実務に活用できる資料の提供を狙いとして改訂を行った。昨今の法改正に伴う留意点の追加、過去の論説に対応する章の記載の充実や、論説テーマとして採り上げなかった各種疑問点に対する回答をまとめた。その内容は、資料として2009年8月に発行された（資料No.382）。

（2）第２小委員会

「ドイツ特許権侵害訴訟実務マニュアル（第1版））」の発行に向け、法制度及びその実態を調査し、マニュアルの作成を行った。実務者が現実の問題に直面し判断する際にポイントとなる基準、考え方を盛り込みながら、紛争発生から訴訟終結までのプロセスを分かり易く解説するマニュアルの作成を進めた。2009年度中の資料発行を目指し、次年度も活動を継続する。

（3）第３小委員会

2つのテーマに分かれて活動を行った。

WG1は、「日米審査ハイウェイ（PPH）の調査・分析」をテーマとした。オフィスアクション発行の実態や審査期間等の調査・分析及び日米審査結果の対比・分析を行い、PPHの有用性、サーチの質を考察した。調査結果は、知財管理誌に論説として投稿した（59巻（2009年）/8号/923頁）。

WG2は、「PCTにおける国際調査の分析・検討」をテーマとした。具体的には、日米欧の国際調査報告書（ISR）と国内段階審査の引用文献とを比較検討し、ISRよりも国内段階審査が厳しい割合やISRの相互利用の割合等の分析・検討を行った。来年度も研究を継続する。

3） 対外会合・意見発信

第10回三極ユーザ会議に参加した（11月）。三

極共通サーチレポート（COMMON CITATION DOCUMENT（CCD））の導入について検討を行い、日米PPHの分析結果報告と併せて統一サーチレポートについて意見交換を行った。また、特許庁及びWIPOから国際段階と国内段階の重複作業低減を主たる目的として提案されているPCT改革案について検討を行い、課題を抽出し、JIPAの意見として取り纏めた。

2009年度［平成21年度］

1）委員会運営

委員長（アイシン精機、森田哲也）、副委員長3名及び委員30名の計34名で構成した。

2）小委員会活動

（1）第１小委員会

まず、「欧州で特許を取得する上での留意点・戦略の検討」をテーマとした。会員各社の欧州における知財戦略に大きな影響を与えうる「ロンドン協定」について、会誌広報委員会からの執筆依頼もあり、協定の利用に関する留意点の検討を行った。適用国での翻訳要否の相違点を調査し、各国での注意事項や翻訳費用の削減効果等について考察した。調査結果は、知財管理誌に資料として投稿した（60巻（2010年）/2号/295頁）。

次に、2010年4月施行の「EPC規則改正」について、改正内容を調査し、問題点及び注意事項を抽出した。知財管理誌に知的財産Q&Aとしてとして投稿した（60巻（2010年）/5号/839頁、60巻（2010年）/6号/1001頁）。

（2）第２小委員会

2つのテーマに分かれて活動を行った。

WG1は、昨年度から継続して「ドイツ特許権侵害訴訟実務マニュアル（第1版）」の発行に向け、法制度及びその実態を調査し、マニュアルの作成を行った。ドイツ特許法律事務所へ質問状を送付し、その回答内容を検討後、新たな疑問点等をドイツ弁護士と面談を行いながら深く検討を行った。その内容は、資料として2010年6月に発行された（資料No.388）。

WG2は、「欧州連合（EU）における知財権の活用とEU競争法との関係」をテーマとした。知財権の活用が、EU競争法で禁止された市場支配的地位の濫用と判断された事例の調査･研究を行い、欧州委員会の判断の根拠や背景、今後の動向等を考察した。調査結果は、知財管理誌に論説として投稿した（60巻（2010年）/10号/1669頁）。

（3）第３小委員会

昨年度に引き続き「PCT国際調査報告（ISR）の質」をテーマとした。今年度は2008年度の調査対象128件に2005年、2006年PCT出願約100件を追加して、国際調査報告（ISR）と日米欧の国内段階審査の引用文献とを比較検討し、ISRよりも国内段階審査が厳しいケースの原因分析やISRより国内段階審査が緩くなるケースの発生割合等分析・検討を行った。来年度も研究を継続する。

3）対外会合・意見発信

第11、12回三極ユーザ会議に参加した（6、11月）。

三極共通サーチレポート（COMMON CITATION DOCUMENT（CCD））の導入ついて検討を行いJIPA意見として取り纏め、ユーザ会議にて三極特許庁への提案内容の議論を行った。

WIPO主催の国際会合であるPCT-WGに参画した（5月）。国際段階での調査、審査の質向上等を目的としたPCT改革案の議論に対し、ユーザの観点から国際調査の質向上を強く要請する旨の意見表明を行った。

2010年度［平成22年度］

1）委員会運営

委員長（積水化学工業、太田宜衛）、副委員長3名及び委員29名の計33名で構成した。

2）小委員会活動

（1）第１小委員会

2つのテーマに分かれて活動を行った。

WG1は、「欧州における数値限定発明」をテーマとした。ドイツ特許裁判所において無効とされた数値限定特許について、侵害裁判所がEPO基準を採用して有効の判断を示し、さらに最高裁がこれを支持したケースがある（BGH, 16.12.2008, X ZR 89/07）。これを踏まえ、EPO基準による数値限定発明の審査の実態を調査した。調査結果は、知財管理誌に論説として投稿した（61巻（2011年）/9号/1341頁）。

WG2は、「欧州におけるコンピュータ・ソフトウエア関連発明の取り扱い」をテーマとした。2010年2月に、EPO拡大審判部が、コンピュータ・ソフトウエア関連発明の特許適格性について判断のバラツキがないことをG03審決にて示した。そこで、特許適格性の判断が、技術的性質の有無に基づき判断することに収束しているか否かを調査した。調査結果は、知財管理誌に論説として投稿した（61巻（2011年）/8号/1165頁）。

(2) 第２小委員会

「欧州における統一的な特許付与・特許訴訟制度に関する調査・研究」をテーマとした。2009年12月、欧州連合理事会がEU特許と統一特許訴訟制度の基本的な取り決め事項について合意したが、日本ユーザの制度の理解は十分でない。そこで、EPO、欧州委員会及び欧州連合理事会等から関連する情報を集め、実際の運用時における留意点を検討した。調査結果は、知財管理誌に論説として投稿した（61巻（2011年）/10号/1489頁）。

(3) 第３小委員会

昨年度に引き続き「PCT国際調査の有効性」をテーマとした。今年度はさらにサンプルを追加し、統計データの有意性を高めた。また、足掛け3年の調査・分析結果を基に、国際段階での補正の活用法等実務の指針を検討した。調査結果は、知財管理誌に論説として投稿した（61巻（2011年）/4号/549頁）。

また、「PCTマニュアル」を編纂した。今年度は2年計画の初年度であり、まず、マニュアルの構成を確定させた。

3) 対外会合・意見発信

①第13、14回三極ユーザ会議参加した（5、11月）。
②WIPO主催の国際会合であるPCT-WGに参画した（5月）。
③EPO審査官との意見交換会（5月）
④特許審査ハイウェイユーザセミナーへの講演者派遣（7月）
⑤プーリーWIPO副事務局長との意見交換（10月）
⑥WIPOグローバル知的財産保護制度に関するスタディープログラムへの講師派遣（11月）
⑦特許庁国際出願課との意見交換会（12月）
⑧企業若手知的財産要員育成研修（定例T3コース）への講師派遣
⑨7、9、3月度東西部会報告
⑩JIPA知的財産フォーラム関西へのモデレータ派遣（12月）

2011年度［平成23年度］

1) 委員会運営

委員長（積水化学工業、太田宜衛）、副委員長3名及び委員33名の計37名で構成した。

2) 小委員会活動

(1) 第１小委員会

2つのテーマに分かれて活動を行った。

WG1は、「欧州で特許を取得する上での留意点・戦略の検討およびロシアの特許取得・権利活用に関する検討」をテーマとした。本テーマは2ヵ年計画とし、1年目の今年度は、資料収集と分析の方向性の検討を行った。マクロ分析用として、①WIPO、EPO、JPOから提供された各種統計データ、②各種DBでの調査結果、③企業情報等を調査し、必要なデータを入手した。ミクロ分析として、データ分析と併せて特定企業へアンケートも行うこととし、ヒアリング内容をまとめる等準備を行った。入手したデータやアンケート結果をもとに日欧出願人の出願戦略の違いを整理した。

WG2は、「ロシアの特許取得・権利活用に関する検討」をテーマとした。本テーマは2ヵ年計画とした。ロシアの特許制度の安定性・有効性を確認するための調査項目を整理した。情報の入手に際しては、国内外代理人、JPOの協力を得た。審査基準や行政規則はロシア語原文しかないことも明らかになった。

(2) 第２小委員会

「欧州でのSeizure（フランス起源の証拠保全制度）」をテーマとした。Seizureは、権利者にとって非常に強力な証拠収集手段である一方、その利用に当たっては制約がある。権利者に対する制限・ペナルティ、利用頻度、各国でのルール相違点、実施タイミング、効果及び活用法、費用、被告側の対応等について、国内外専門家にヒアリングを行った。

(3) 第３小委員会

「PCT国際段階での補正の有効性」をテーマと

した。国際段階の補正及びPCT第2章手続に焦点を当て、国際予備審査報告（IPER）にて肯定的結果を得た案件（約100件）について各国移行後のファーストアクションを調査し、IPER及び19/34条補正の実効性について定量分析を行った。調査結果は、知財管理誌に論説として投稿した（62巻（2012年）/7号/951頁）。

また、昨年に引き続き、当小委員会によるこれまでの分析・知見を盛り込んだ、「PCTマニュアル」を編纂した。その内容は、資料として2012年12月に発行された（資料No.414）。

3）対外会合・意見発信

①第15、16回三極ユーザ会議（5、11月）にて、三極特許庁の審査の質に関する比較結果を提示した。
②WIPO主催の国際会合であるPCT-WGに参画した（5月）。
③訪欧団（EPO、ドイツ特許庁、WIPO訪問）へのメンバー派遣（5月）
④弁理士会国際委員会との情報交換（7月）
⑤AIPLA日本チームとの意見交換（9月）
⑥特許庁審査企画室との意見交換（9月）
⑦企業若手知的財産要員育成研修（定例T3コース）への講師派遣
⑧東西部会4テーマ報告（9、10月）
⑨JIPA知的財産フォーラム関西へのモデレータ派遣（11月）

2012年度［平成24年度］

1）委員会運営

委員長（積水化学工業、太田宜衛）、委員長代理1名、副委員長4名及び委員29名の計35名で構成した。

2）小委員会活動

（1）第1小委員会

「欧州企業における知財戦略の調査・分析」をテーマとした。日本は、単位開発費用あたりの出願件数が多く、グローバル出願率は低い。その対極にあるのが欧州と言われてきた。日欧グローバル企業（日本：14社、欧州：13社）の特許出願動向について調査・解析し、①本拠地外第一国出願の第1国出願全体に占める割合、②本拠地外発明者のR&D寄与率、③新興国での現地発明率等を解析した。

（2）第2小委員会

昨年度から継続して、「ロシアの特許取得・権利活用に関する検討」をテーマとした。特許システムの安定性、有効性を確認することを目的とし、現地調査団を派遣し情報収集を行った。訪問先は、①ロシア特許庁、②ユーラシア特許庁、③最高商事裁判所、④JETROモスクワ、⑤現地法律事務所（2箇所）であった。現地調査団の報告も含め2年間の検討結果は、資料として2013年9月に発行された（資料No.425）。

（3）第3小委員会

「中国におけるPCTルートの有効性」をテーマとした。過去にも三極特許庁に対するPCTルート（国際調査・国際予備審査・補正等）の有効性を定量的に示してきたが、今年度は新興国の代表である中国について有効性を調べることとした。具体的には、①ISR/IPERとCN 1st O.A.の間での特許性に関する判断の一致率、②ISR/IPER見解が否定的な場合と肯定的な場合の間での、O.A.回数の差等、包袋約100件をもとに調査・分析した。調査結果は、知財管理誌に論説として投稿した（64巻（2014年）/7号/1121頁）。

（4）第4小委員会

「インドにおけるPCTルートの有効性」をテーマとした。新興国の代表であるインドについてPCTルートの有効性を調べることとした。具体的には、①ISRとIN 1st O.A.の間での特許性に関する判断の一致率、②ISRで引用された文献の1st O.A.での採用率等、約1,000件をもとに調査・分析した。その結果、ISRが肯定的な場合、50%強のケースで拒絶され、上記②に関し、ISR引用文献の採用率は高いことが確認できた。インドにある4支部庁間で大きくデータが異なることが分かった。

3）対外会合・意見発信

①第17、18回三極ユーザ会議にて、PCT国際段階での補正が移行後の審査における効果について意見発信を行った。
②IP5ユーザ会合。審査の質の改善に関する意見発信。

③EPOのQualityチームとの意見交換会(4月、11月)
④第5回PCT作業部会（5月）
⑤WIPO-PCTチームとの意見交換会（5月）
⑥WIPO主催のPCTワークショップ（バンコク）への委員派遣（5月）
⑦知的財産研究所への委員派遣（2テーマ）
⑧東西部会で1テーマ報告（7月）
⑨第10回特許庁定期意見交換会、PCT改善提案に関する特許庁との意見交換会（9月、3月）。
⑩インド・ブラジル審査官、ドイツ連邦特許裁判所長官との意見交換会（10月、11月）
⑪PCT改善と分割出願に関し、EPOへパブコメ提出。

2013年度［平成25年度］

1） 委員会運営

委員長（日立製作所、熊切謙次）、委員長代理1名、副委員長3名及び委員20名の計25名で構成した。

2） 小委員会活動

(1) 第1小委員会

「移行期間中における欧州単一効特許制度の有効な利用方法」をテーマとした。2013年2月に統一特許裁判所協定（Agreement on a Unified Patent Court）にEUの24カ国が署名し、英国、ドイツ、フランスを含む13カ国の批准によって、欧州単一効特許制度及び欧州統一特許裁判所制度の運用が開始されることとなった。日本ユーザの視点から両制度をどのように活用すべきか調査研究し、両制度の問題点や在り方について提言、意見発信を行っていくこととした。調査結果は、知財管理誌に論説として投稿した（64巻（2014年）/12号/1810頁）。

(2) 第2小委員会

「欧州特許庁での審査段階における口頭審理への対応」をテーマとした。EPO独自の制度である審査段階での口頭審理について調査・研究を行い、権利化を進める上での有効な対応策を検討した。分野別の傾向をみるため、IPC分類A61K（医薬）、H04K（電気通信）、B60-68（車両、運輸）について詳細な解析を行った。調査結果は、知財管理誌に論説として投稿した（65巻（2015年）/2号/204頁）。

(3) 第3小委員会

「PPHを利用したグローバルな権利取得の研究」をテーマとした。具体的には、日本・米国・中国に着目し、①申請不備としてPPH適用ができなかった案件、②申請からO.A.までの期間、③第1回Office Actionの状況調査を行った。③では各庁により肯定的見解が異なることが確認された。調査結果は、知財管理誌に論説として投稿した（65巻（2015年）/1号/51頁）。

3） 対外会合・意見発信

①三極ユーザ会議では、主に審査の質に関する部分を担当し、特許制度調和推進委員会と連携して、意見発信を行った。
②EPOのQualityチームとの意見交換会(12月、2月)
③第6回PCT作業部会（5月）
④WIPO事務局との意見交換会（6月）
⑤東西部会で3テーマ報告（12月、3月2テーマ）
⑥PCT改善提案に関する特許庁との意見交換会（2月）
⑦統一特許裁判所規則へのパブコメ提出
⑧EPO主催のシンポジウムにパネリストを派遣（2月）
⑨AIPPIへの委員派遣（「アフリカ諸国における知的財産権制度運用実態等の関する調査研究」）
⑩WIPO主催の「グローバルビジネスセミナー」への講師派遣

2014年度［平成26年度］

1） 委員会運営

委員長（日立製作所、熊切謙次）、委員長代理1名、副委員長3名及び委員24名の計29名で構成した。

本年度は台風のため夏の国際合同委員会は中止となった。

2） 小委員会活動

(1) 第1小委員会

2009年以来改訂されていない資料「欧州特許を上手に取得する方法」の改訂をテーマとした。小委員会内を2チームに分け、①欧州特許制度（EPC）と各国特許制度の制度比較を行い、出願戦略・事業戦略を提案する、②欧州に特徴的な審査について検討し、欧州審査の上手な対応を提案す

る、との2つの観点で検討を行った。①については得られたデータをEPOに送付し、ディスカッションを行った。②では「除くクレーム」の審決を研究した。本テーマは中長期テーマであり、来年度も活動を継続する。

(2) 第２小委員会

「アフリカ諸国の特許取得・活用に関する検討」をテーマとした。経済状況、出願状況を把握し、調査団を派遣する候補を抽出した。アフリカに関する調査研究は、2014年度が初めてであるため、会員企業にアンケートを実施した。本テーマは中長期テーマであり、来年度も活動を継続する。

(3) 第３小委員会

「PCT国際調査報告（ISR）非追認の実態調査と原因考察」をテーマとした。具体的にはISRと移行後審査の見解一致/不一致実態調査を行い、ISRで特許性有とされた出願が移行後の審査で拒絶されるケースの原因を調査、考察した。本テーマは中長期テーマであり、来年度も活動を継続する。

3) 対外会合・意見発信

①三極ユーザ会議では、主に審査の質に関する部分を担当し、特許制度調和推進委員会と連携して、意見発信を行った。
②EPOのQualityチームとの意見交換会(12月、3月)
③第7回PCT作業部会（6月）
④PCT改善提案に関する特許庁との意見交換会（2月）
⑤統一特許裁判所規則へのパブコメ提出
⑥EPOとの意見交換会（9月、11月、3月）
⑦WIPO主催の「グローバルビジネスセミナー」へ講師派遣

2015年度［平成27年度］

1) 委員会運営

委員長（日本電気、吉岡章夫）、委員長代理1名、小委員長3名及び委員24名の計29名で構成した。

活動方針は、①委員の人脈形成及び成長のための気づきの場を提供する、②国内外におけるJIPAプレゼンスの向上に繋がるアウトプットを行う、とした。

2) 小委員会活動

(1) 第１小委員会（15名）

2つのテーマに分かれて活動を行った。

テーマ1（10名）は、昨年に引き続き、2009年以来改訂されていない資料「欧州特許を上手に取得する方法」の改訂をテーマとした。前回改訂からの6年間における法改正、規則改正及び運用変更（ロンドンアグリーメントの拡大、サーチレポートへの応答義務化、PPH拡大、PACEの運用変更、ECfSの実施等）に対応すること、そのうえで欧州特許を取得するための調査を行った。調査結果は、資料として2016年9月に発行された（資料No.474）。

テーマ2（5名）は、EPの口頭審理をテーマとした。口頭審理が召喚された又は開催された欧州特許等の審査経過を統計的に分析するとともに、国際委員会参加企業及び欧州代理人へのアンケートを実施し、口頭審理への対応法を会員企業に提供することを目的とした。調査結果は、知財管理誌に論説として投稿した（67巻（2017年）/2号/179頁）。

(2) 第２小委員会（7名）

昨年度に引き続き、「アフリカ諸国の特許取得・活用に関する検討」をテーマとした。2015年9月7日から11日にかけて南アフリカ・ジンバブエ調査団を派遣し、南アフリカの特許庁にあたる企業知的所有権委員会、アフリカ広域知的所有権機関（ARIPO）を訪問し、特許取得に関する実態調査を行うとともに、権利行使の実態も調査した。調査結果は、資料として2016年6月に発行された（資料No.463）。

(3) 第３小委員会（7名）

「国際段階とシンガポール移行段階の特許性判断の関係」をテーマとした。SGの国内段階における特許成立までの期間等を視点に、国際段階の状況との関係を調査した。調査結果は、知財管理誌に論説として投稿した（66巻（2016年）/8号/940頁）。

3) 対外会合・意見発信

①第8回PCT作業部会（5月）
②EPOとの意見交換会（9月、11月、3月）
③EPOによる審判部の改革に関する意見発信
④欧州統一特許裁判所準備委員会による裁判所の

費用等に関する意見発信
⑤AIPPIによる「PCTにおける各国ユーザの国際調査報告の評価及び国際調査機関の選択基準に関する調査研究」（特許庁委託研究事業）に対し講師１名派遣。

2016年度［平成28年度］

1）委員会運営

委員長（日本電気、吉岡章夫）、副委員長5名及び委員30名の計36名で構成した。

活動方針は、①委員の人脈形成及び成長のための気づきの場を提供する、②国内外におけるJIPAプレゼンスの向上に繋がるアウトプットを行う、とした。

2）小委員会活動

（1）第１小委員会（22名）

3つのテーマに分かれて活動を行った。

テーマ1（9名）は、「欧州出願ルートに基づく知財戦略の解析」をテーマとした。具体的には、特定業種/技術分野の欧州での特許取得に利用された出願ルート（EPC経由各国、EPCを経由せずに各国等）を解析した。

テーマ2（6名）は、「欧州補正要件の調査研究」をテーマとした。具体的には、近年の関連審決126件を抽出して概要を調査、そこから補正が認められたケースを10件強選定して、詳細分析を行った。詳細分析から示唆される分野毎の違いについての考察と、実務上の留意点を抽出した。調査結果は、知財管理誌に論説として投稿した（67巻（2017年）/10号/1512頁）。

テーマ3（7名）は、「欧州各国の訴訟・判例に関する調査・研究」をテーマとした。具体的には、DE、FR、GB、IT、ES、NLの各国訴訟制度を俯瞰すると共に、各国の実務上の特徴をオフェンス・ディフェンスそれぞれの視点で比較・分析した。

（2）第２小委員会（7名）

ビシェグラード（ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア）グループについて調査研究を行った。各国のGDP規模、人口、日本企業の進出状況等を踏まえ、侵害訴訟、無効訴訟の提起状況等を調査した。調査結果は、知財管理誌に論説として投稿した（68巻（2018年）/6号/780頁）。

（3）第３小委員会（7名）

PCTルートで得られる国際段階成果物に注目し、国際段階と国内段階とにおける引用文献・特許性に関する見解等の異同について、近年の動向を調査・分析し、ISRと5極での実態審査結果を比較した。調査結果は、知財管理誌に論説として投稿した（67巻（2017年）/9号/1345頁）。

3）対外会合・意見発信

①第9回PCT作業部会（5月）
②WIPO PCT法務部との意見交換会（10月、12月）
③EPOとの意見交換会（10月、1月）

4）その他

資料第474号「欧州特許を上手に取得する方法（第4版）」を発行すると共に、同資料の内容を踏まえた臨時研修R4B「欧州特許を上手に取得する方法」に講師を派遣した。同研修の受講実績は関東59名、関西38名であった。

2017年度［平成29年度］

1）委員会運営

委員長（日本電気、吉岡章夫）、委員長代理1名、副委員長3名及び委員29名の計34名（委員1名が途中退任したため33名）で構成した。

活動方針は、①委員の人脈形成及び成長のための気づきの場を提供する、②国内外におけるJIPAプレゼンスの向上に繋がるアウトプットを行う、とした。

2）小委員会活動

（1）第１小委員会（19名）

3つのテーマに分かれて活動を行った。

テーマ1（6名）は、2010年以来改訂されていない冊子「ドイツ特許権侵害訴訟実務マニュアル」の改訂作業をテーマとした。主要判決の入手とその内容の確認、判例の選定及び原稿の作成を行った。本テーマは中長期テーマであり、来年度も活動を継続する。

テーマ2（8名）は、「EP特許のナショナル裁判所での判断」をテーマとした。具体的には、英独仏の3国で有効性の判断が分かれた欧州特許13ファミリに対する各国判例を抽出、その内容を精査した。判例の詳細な分析から示唆される3国での違いについて考察した。調査結果は、知財

管理誌に論説として投稿した（69巻（2019年）/5号/689頁）。

テーマ3（5名）は、「EP formal issueに基づく異議申立ての実態調査」をテーマとした。具体的には、異議申立人/権利者が日本企業であるか否かによる差異を分析し、実務上の留意点を抽出した。調査結果は、知財管理誌に論説として投稿した（69巻（2019年）/6号/804頁）。

（2）第２小委員会（７名）

Industry 4.0技術の権利取得に関する調査研究をテーマとした。IoT、AI、BD分野を対象としたJP、US、EP、CNでの権利化状況を調査した。最も低い特許査定率であったEPにおける拒絶理由の傾向を分析した。調査結果は、知財管理誌に論説として投稿した（69巻（2019年）/7号/947頁）。

（3）第３小委員会（６名）

PCT制度を利用するための参考情報を会員企業へ提供することを目的に、PCT制度に関するアンケートを行った。2006年度の回答結果との対比を行うことにより、経時変化についても調査した。調査結果は、知財管理誌に論説として投稿した（69巻（2019年）/2号/247頁）。

３）対外会合・意見発信

①第10回PCT作業部会（6月）
②WIPO PCT法務部との意見交換会（11月）
③EPO Partnership for Quality Meeting（9月）

2018年度［平成30年度］

１）委員会運営

委員長（栗田工業、今井周一郎）、副委員長5名及び委員33名の計39名（委員1名の交代、委員1名が途中退任したため38名）で構成した。

活動方針は、①委員の人脈形成及び成長のための気づきの場を提供する、②国内外におけるJIPAプレゼンスの向上に繋がるアウトプットを行う、とした。

２）小委員会活動

（1）第１小委員会（13名）

2つのテーマに分かれて活動を行った。

テーマ1（6名）は、昨年度に引き続き、冊子「ドイツ特許権侵害訴訟実務マニュアル」の改訂作業をテーマとした。地裁ごとの侵害訴訟データの追加、消尽とSEPについて新たに調査を行った。本テーマは中長期テーマであり、来年度も活動を継続する。

テーマ2（7名）は、「予備的請求に関する調査・研究」をテーマとした。具体的には、審査段階及び異議段階の補正における予備的請求の活用度合を調査し、活用方法の提言を作成した。調査結果は、知財管理誌に論説として投稿した（70巻（2020年）/3号/325頁）。

（2）第２小委員会（13名）

2つのテーマに分かれて活動を行った。

テーマ1（5名）は、英国知的財産企業裁判所（IPEC）の実態調査を行った。IPECは2013年に設立されたが、判決がなされた訴訟において日本企業は存在しておらず、十分に認知・活用がなされていない。Brexitの影響も未知数であり、英国での戦略的な権利化・権利活用に有用な情報を提供することを目的とした。調査結果は、知財管理誌に論説として投稿した（70巻（2020年）/7号/982頁）。

テーマ2（8名）は、「欧州における主要企業の知財戦略」をテーマとした。2011年に独政府が掲げたIndustry 4.0に端を発した第4次産業革命（4IR）に含まれる技術分野の出願（4IR関連出願）の傾向・分析を行った。調査結果は、知財管理誌に論説として投稿した（70巻（2020年）/2号/195頁）。

（3）第３小委員会（11名）

2つのテーマに分かれて活動を行った。

テーマ1（5名）は、2012年に発行されて以来改訂されていなかった冊子「PCTを巧く活用する方法」の改訂作業をテーマとした。ダイレクトPCTとPPHの活用等の記載を追加した。本テーマは中長期テーマであり、来年度も活動を継続する。

テーマ2（6名）は、「PCT国際段階における第三者情報提供制度の研究」をテーマとした。情報提供制度の統計データをまとめ、各国移行後の審査段階における情報提供の採用率を調査した。調査結果は、知財管理誌に論説として投稿した（69巻（2019年）/11号/1540頁）。

３）対外会合・意見発信

①第11回PCT作業部会（6月）
②EPOとユーザとの審査の品質に関する会議（第

3回SACEPO）（10月）
③EPO Partnership for Quality Meeting（10月）
④英国公認代理人協会（CIPA、CITMA）との意見交換会（2月）

4）その他

（1）外国特許ニュース

欧州及びPCTに関する最新ニュースをチェックし、月2報のペースで外国特許ニュースを執筆し、知財管理誌に投稿した。

（2）論説投稿・部会発表

2017年度の成果である、①日本企業によるPCT制度及び審査促進策の利用に関する考察、②EPOルートの特許に対する各国裁判所の有効性判断に関する比較研究、③欧州異議申立理由としての新規事項追加の有効性と、実務上の留意点、④欧州特許庁における第4次産業革命関連技術の出願権利化の現状と留意点を知財管理誌に論説として投稿した。また、①と④については2月に部会発表を行った。

2019年度［平成31年／令和1年度］

1）委員会運営

委員長（栗田工業、今井周一郎）、副委員長6名及び委員21名の計28名（委員1名が途中退任したため27名）で構成した。

活動方針は、①グローバルに活躍できる知財人材となるための機会を提供する、②国内外への情報発信によりJIPA会員の知財活動に貢献する、とした。

2）小委員会活動

（1）第1小委員会（18名）

3つのWGに分かれて活動を行った。

WG1（5名）は、「英国訴訟における均等論／経過参酌の動向調査」をテーマとした。Actavis最高裁判決（2017）により再構築された基準による近年の判決動向を調査し、英国裁判における権利解釈の指針となる情報を提供することを目的とした。調査結果は、知財管理誌に論説として投稿した（71巻（2021年）/2号/216頁）。

WG2（6名）は、「EPO審査における 1st OAとしての口頭審理召喚に関する研究」をテーマとした。具体的には、技術分野、出願人国籍、拒絶理由種、口頭審理の開催有無、口頭審理における代理人出席有無、口頭審理召喚後の補正状況、口頭審理召喚後のインタビューの状況を調査した。調査結果は、知財管理誌に論説として投稿した（71巻（2021年）/5号/674頁）。

WG3（6名）は「SEP特許に関する欧州裁判例研究」をテーマとした。2017年5月に出されたUnwired Planet v. Huawei事件等の4つの判決を通じ、グローバルライセンスのみがFRANDになるのか、外国特許を含むグローバルライセンスの管轄権について等を検討した。

また、3名により2010年以来改訂されていなかった冊子「ドイツ特許権侵害訴訟実務マニュアル」の改訂作業が昨年度から継続して行われた。改訂版は2020年3月に発行された（資料No.495）。

（2）第2小委員会（9名）

「PCT出願における補充国際調査の活用に関する考察」をテーマとした。年間利用件数は100件程度と限定的であり、その利用実態と活用可能性について検討を行った。調査結果は、知財管理誌に論説として投稿した（71巻（2021年）/1号/43頁）。

また、3名により2012年以来改訂されていなかった冊子「PCTを巧く活用する方法」の改訂作業を昨年度から継続して行った。改訂版は2020年1月20日に発行され（資料No.494）、本改訂に関する臨時研修を2月に実施した。

3）対外会合・意見発信

①第12回PCT作業部会（6月）
②EPOとユーザとの審査の品質に関する会議（第4回SACEPO）（10月）
③JPOとの意見交換（5月：若手意見交換会、1月：PCT-MIAに向けた準備会合）
④EPO Partnership for Quality Meeting（11月）

4）その他

（1）外国特許ニュース

欧州及びPCTに関する最新ニュースをチェックし、月2報のペースで外国特許ニュースを執筆し、知財管理誌に投稿した。

（2）論説投稿・部会発表

2018年度の成果である、①欧州特許制度における予備的請求に関する調査・研究、②英国知的財

産企業裁判所（Intellectual Property Enterprise Court（IPEC））に関する検討、③欧州主要企業による第4次産業革命の特許出願に関する研究、④PCT第三者情報提供制度の活用に関する考察を知財管理誌に論説として投稿した。また、①について部会で発表を2月に行った。

2020年度［令和2年度］

1）委員会運営

委員長（栗田工業、今井周一郎）、副委員長4名及び委員18名の計23名で構成した。

コロナ禍のため、原則としてTeamsを用いたウェブ会議で小委員会活動を行った。

夏と春の国際合同委員会が中止となったため、委員会の中で成果報告会を実施した（3月）。

活動方針は、①グローバルに活躍できる知財人材となるための機会を提供する、②国内外への情報発信によりJIPA会員の知財活動に貢献する、とした。

2）小委員会活動

（1）第1小委員会（8名）

「イギリス・ドイツにおけるライセンス・オブ・ライト（LOR）に関する考察」をテーマとした。LORの有用性を把握するため、イギリス・ドイツにおけるLORの利用実態、そこから読み取れるLOR活用企業の戦略について調査・分析を行った。調査結果は、知財管理誌に論説として投稿した（71巻（2021年）/8号/1096頁）。

（2）第2小委員会（8名）

「英独仏以外の欧州諸国の知財制度の研究」としてイタリア、スペイン、スウェーデン、ポーランドを対象として、欧州における主要国（英独仏）以外への事業展開の際に有用な知財情報として、経済状況、知財制度及び出願・訴訟等の実態について調査を行った。調査結果は、知財管理誌に論説として投稿した（72巻（2022年）/7号/864頁）。

（3）第3小委員会（7名）

「PCT協働調査試行プログラムへの期待」をテーマとして、5庁が2018年7月から2020年6月まで試行的に実施したPCT協働調査試行プログラムの主庁と副庁の調査結果の解析を行った。調査結果は、知財管理誌に論説として投稿した（71巻（2021年）/12号/1629頁）。

3）対外会合・意見発信

コロナ禍の影響により、リモート（ビデオ会議）形式で実施されたが、以下の国内外の会議に出席した。

①第13回PCT作業部会（10月）
②EPOとユーザとの審査の品質に関する会議（SACEPO）（6月）
③JPOとの意見交換（7月：欧州知財庁の取り組みに関する意見交換会、9、3月：定期意見交換、3月：PCT-MIAに向けた準備会合）
④パブコメ対応（UKIPOからのAI発明、WIPOからのPCTの書式）

4）その他

（1）外国特許ニュース

欧州及びPCTに関する最新ニュースをチェックし、月2報のペースで外国特許ニュースを執筆し、知財管理誌に投稿した。

（2）論説投稿・部会発表

2019年度の成果である、①PCTにおける補充国際調査に関する調査・研究、②英国均等論に関する検討、③欧州特許庁における口頭審理に関する研究を知財管理誌に論説として投稿した。また、上記①ついて部会で発表を行った。

2021年度［令和3年度］

1）委員会運営

委員長（栗田工業、今井周一郎）、副委員長5名及び委員15名の計21名（委員1名が途中退任、1名途中で産休。実質19名）で構成した。

コロナ禍のため、原則としてTeamsを用いたウェブ会議で小委員会活動を行った。

夏と春の国際合同委員会が中止となったため、委員会の中で成果報告会を実施した（3月）。

活動方針は、①グローバルに活躍できる知財人材となるための機会を提供する、②国内外への情報発信によりJIPA会員の知財活動に貢献する、とした。

2）小委員会活動

（1）第1小委員会（7名）

「EPOの審査スピードと審査の品質に関する研究」をテーマとした。EPOでは、審査スピードが

迅速化する施策を進めているが、審査品質がそれに伴いどのように変化しているのかについて調査した。調査結果は、2022年度に知財管理誌に論説として投稿した（73巻（2023年）/3号/339頁）。

(2) 第２小委員会（６名）

「英独仏以外の欧州諸国の知財制度の研究」としてオランダ、フィンランド、ロシアを対象として、欧州における主要国（英独仏）以外への事業展開の際に有用な知財情報として、訴訟等の知財リスクや、出願国の選定に役立つ各種統計・制度情報を取りまとめた。調査結果は、2022年度に知財管理誌に論説として投稿した。

(3) 第３小委員会（５名）

「PCT出願における国際調査機関の調査品質に関する考察」をテーマとして、5庁以外の国際調査機関である、シンガポール、ロシア、インドに着目し、調査能力に関する実態調査を行った。調査結果は、2022年度に知財管理誌に論説として投稿した。

3） 対外会合・意見発信

コロナ禍の影響により、リモート（ビデオ会議）形式で実施されたが、以下の国内外の会議に出席した。

①第14回PCT作業部会（6月）
②EPOとユーザとの審査の品質に関する会議（SACEPO）（6、10、2月）
③JPOとの意見交換（5月：PCT作業部会に向けた事前意見交換会）

4） その他

(1) 外国特許ニュース

欧州及びPCTに関する最新ニュースをチェックし、月2報のペースで外国特許ニュースを執筆し、知財管理誌に投稿した。

(2) 論説投稿・部会発表

2020年度の成果である、①イタリア・スペイン・ポーランド・スウェーデンの知財制度に関する調査、②PCT協働調査プログラムへの期待を知財管理誌に論説として投稿した。また、上記①と③イギリス・ドイツにおけるライセンス・オブ・ライト制度に関する考察について部会で発表を行った。

2022年度［令和４年度］

1） 委員会運営

委員長（キヤノン、林潤平）、副委員長2名及び委員13名の計16名で構成した。

コロナ禍のため、原則としてTeamsを用いたウェブ会議での委員会活動を行ったが、10月以降は2か月に1回の頻度で計3回のハイブリッド会議を実施した。

夏と春の国際合同委員会が中止となったため、委員会の中で成果報告会を実施した（3月）。

活動方針は、①グローバルに活躍できる知財人材となるための機会を提供する、②国内外への情報発信によりJIPA会員の知財活動に貢献する、とした。

2） 小委員会活動

(1) 第１小委員会（８名）

「欧州単一特許制度・欧州裁判所に関する調査・研究」をテーマとした。欧州単一特許裁判所協定（UPC）の発効および単一特許制度（UP）の開始を2023年6月1日に控え、欧州弁理士・裁判官との意見交換会や、各種セミナー等から得たUPおよびUPCの制度の最新情報をまとめ、想定活用事例から考え得るUPおよびUPCの活用方針を検討した。検討結果は、知財管理誌に論説として投稿する。

(2) 第２小委員会（７名）

「PCT出願言語の国際調査及び各国審査への影響」をテーマとした。日本特許庁を国際調査機関に指定したPCT出願の国際調査報告はその国際出願の言語で作成される。しかし、国際出願の言語の違いが、国際調査報告の調査結果に与える影響は明らかになっていない。国際出願言語と、国際調査報告で引用される英語文献率・非特許文献率の解析等を行った。その解析結果から得られた、出願言語毎のメリット・デメリットを踏まえた提言を知財管理誌に論説として投稿する。

3） 対外会合・意見発信

②③④はコロナ禍の影響により、リモート（ビデオ会議）形式で行われた。①はハイブリッドで実施されたが、当委員会の参加は全てリモート形式であった。

①第15回PCT作業部会（10月）

②第16会PCT作業部会（2月）
③EPOとユーザとの審査の品質に関する会議（SACEPO）（4、6、10、2月）
④JPOとの意見交換（5月：PCT-MIAに関する意見交換会、9、1月：PCT作業部会に向けた事前意見交換会、3月：審査基準室との定期意見交換会）
⑤欧州裁判官＆弁護士とのUP/UPCに関する意見交換会（9月）

4）その他

（1）外国特許ニュース

欧州及びPCTに関する最新ニュースをチェックし、月2報のペースで外国特許ニュースを執筆し、知財管理誌に投稿した。（2）論説投稿・部会発表

2021年度の調査成果として、①欧州特許庁の審査スピードと審査の品質に関する研究、②オランダ・フィンランド・ロシアの知財制度の研究、③PCT出願における国際調査機関の調査の品質に関する考察、を知財管理誌に論説として投稿し、上記①と③について部会発表を行った。

（3）研修講師

企業若手知的財産要員育成研修（定例T03コース）へ1名を講師として派遣した。

3. 今後の展望

今回振り返ったこの15年だけでも、リーマン・ショック（2008年）、東日本大震災（2011年）、英国の欧州連合離脱（2016年～2020年）、新型コロナウイルス（COVID-19）の流行（2020年～）、ロシアのウクライナ侵攻（2021年～）といった人々の生活を一変させるような出来事が次々に起き、時代の流れが一気に加速した。

その中で国際第2委員会は、歴代のメンバーが時間をかけて積み上げてきたEPOやWIPOとの関係を活かし、現在もSACEPO、PCT-WGといった会合への参加を行うことで、最新の法改正や庁としての取組についての情報を入手したり、国際会議で意見発信ができたり、EPOやWIPOのメンバーと直接意見交換を行うことができている。また、各会合に参加することで、EPOやWIPOから、日本のユーザの代表としてJIPAの意見を発信することが求められていることを強く感じている。また、2023年に発効が予定されている欧州単一効特許・統一裁判所制度が開始されると、その期待はより強いものになると考えられる。

今後も国際第2委員会は、ユーザフレンドリーな制度の実現に向けて知的財産制度の段階的な国際調和を図る、というJIPAの基本方針の下、世界の最新の情報を各会員企業に伝達し、各会員企業を代表して意見発信をし続けるべきであると考える。日本のユーザを代表して発信するという立場の重みを、意見を発信できる喜びとして捉え、今後も委員がいろいろなイベントに積極的に取り組める環境を維持し続けたいと考える。

最後に、これまでの歴代正副委員長、委員会メンバー及びJIPA執行部の方々に経緯及び深く感謝の意を表し、本稿を締めくくることにする。

（2022年度　委員長・林 潤平）

国際第３委員会

1. 活動方針

国際第3委員会は、アジアやオセアニアの国・地域という広い領域においての知財関係の活動を担当する委員会であるため、各年度の出来事に応じて状況の変化は受けながらも、共通する活動方針は、調査研究活動や対外活動による委員と企業の知財活動の環境の向上であると思われる。

活動方針を達成するための委員会活動として以下が挙げられる。

(1) 法制度や運用についての調査研究。
(2) 法改正への対応と意見発信。
(3) 知財関連の諸機関や諸団体との連携や意見交換。
(4) JIPA研修への参画。

活動の経緯を年表にまとめたが、法改正への対応と意見発信、諸機関や諸団体との連携や意見交換等の対外活動に関しては、JIPA の政策プロジェクトであるアジア戦略プロジェクト（PJ）等へ委員の派遣や連携により協力して活動を行ってきた。アジア戦略PJの2020年度末での発展的解消を受け、国際第3委員会では、2020年度頃から、委員会内での対外活動の実施に向けて委員会内の運営方針を構築した。

これらの委員会活動によって、委員の人脈形成と成長ができた。

なお、2019年度の末頃からは新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、オンライン形式での委員会活動となった

2. 各年度の活動

2008年度

昨年度に引き続き、中国について調査・検討を継続すると共に、台湾及びASEAN諸国について調査・検討を行った。アジア戦略PJの東南アジアWGが設置されなかったため、東南アジア諸国の知財関係機関に意見発信を行った。

a） 委員会の構成と運営

委員長、委員長代理1名、副委員長8名及び委員38名の計47名で活動を行った。

委員会は、担当の副委員長をWGリーダーとする4つのワーキンググループ（WG）を編成し、毎月の全体会議及びWGの会議、必要に応じて臨時の会議を開催してWG活動を行った。

委員長・委員長代理及び副委員長は、アジア戦略PJ、JIPA シンポジウム実行委員会での活動も行い、対外活動を行うアジア戦略PJには、委員長及び副委員長を中心にWGの枠を越えて委員も参加する体制とした。

b） 調査研究活動

WGに分かれて調査研究活動を行った。現地での調査や、必要に応じて、会員企業や現地の特許法律事務所へのアンケート等も行った。

第1WG「中国における進歩性（創造性）の考え方の調査研究」と、第2WG「中国現地発明の取り扱いの留意点の研究」と、第3WG「中国における権利行使に関する調査研究　別冊資料：中国における専利権行使上の留意点（仮称）」の発行）」について活動を行った。

第4WGは、アジア、オセアニア、インドなどにおける権利取得、権利行使に関する調査研究に関して、2つのグループに分かれて活動を行った。アジア・オセアニアグループでは「アジア・オセアニア諸国での特許取得上の留意点の改訂」を、インドグループでは「インドにおける特許制度、司法制度、特許侵害に対する救済措置などに関する特許権行使上の手続きなどの調査研究」について活動を行った。

c） 対外活動（意見発信、訪問、講演など）

(1) タイ・シンガポール訪問団

2008年10月13日～18日にて、アジア戦略PJへの支援として訪問団に参加し、特許庁をはじめとする知財関係機関を訪問し、主に日本企業の視点で議論し、意見発信。

(2) インド・UAE訪問団

2008年11月23日～12月1日にて、アジア戦略PJへの支援として訪問団に参加し、特許庁をはじめとする知財関係機関を訪問し、主に日本企業の視点で議論し、意見発信。

(3) 中国調査団

2009年1月10日～17日にて、現地発明の取り

扱い及び専利権行使について実情調査。

d） その他（JIPA シンポジウム、研修など）

（1）JIPA 臨時研修（R12）「企業若手知的財産要員育成研修」への講師派遣。

（2）JIPA シンポジウムのポスターセッションに参加し、委員会活動の紹介。

2009年度

昨年度に引き続き中国について調査・検討を継続すると共に、台湾及びASEAN諸国について調査・検討を行った。アジア戦略PJの東南アジアWGが設置されなかったため、東南アジア諸国の知財関係機関に意見発信を行った。

a） 委員会の構成と運営

委員長1名、委員長代理1名、副委員長9名及び委員29名の計40名で活動を行った。

委員会は、担当の副委員長をWGリーダーとする5つのワーキンググループ（WG）を編成し、毎月の全体会議及びWGの会議、必要に応じて臨時の会議を開催してWG活動を行った。

また、委員長及び委員長代理は、対外活動を行うアジア戦略PJの委員を兼務する体制とした。

b） 調査研究活動

WGに分かれて調査研究活動を行った。必要に応じて、会員企業や現地の特許法律事務所へのアンケート等も行った。

第1WG「中国の記載不備の拒絶理由に関する調査研究」と、第2WG「中国における権利行使の実態に関する調査研究」と、第3WG「中国における無効審判の実態に関する研究」と、第4WG「台湾の権利行使に関する調査研究」と、第5WG「東南アジア諸国に関する調査研究」について活動を行った。

c） 対外活動（意見発信、訪問、講演など）

（1）インドネシア特許法改正に関する要望書、タイのPCT加盟に関する質問書を提出。

（2）特許庁国際課、インド審査官、及びインド特許事務所との意見交換会に参加。

（3）訪問団・調査団への派遣は行わなかった。

度　年	国・地域	対外活動	備　考
2008	アジア・オセアニア	アジア戦略PJに委員派遣。	
2009	↑	↑	
2010	↑	↑	
2011	↑	↑	
2012	↑	↑	
2013	中国・韓国・台湾	↑	中国・韓国・台湾以外は、 新設された国際第４委員会が担当。
2014	↑	↑	
2015	↑	↑	
2016	↑	↑	
2017	↑	↑	
2018	↑	↑	
2019	↑	↑	新型コロナウイルスの感染拡大が、 年度末頃から委員会活動に影響。
2020	↑	アジア戦略PJと 国際第３委員会とで合同実施。	↑
2021	↑	国際第３委員会で実施。	↑

d） その他（JIPA シンポジウム、研修など）
(1) JIPA 臨時研修（R12）「企業若手知的財産要員育成研修」へ講師を派遣。
(2) 特許庁主催「新興国知的財産制度シンポジウム」のインド、インドネシアセッションに講師を派遣。
(3) JIPA シンポジウムのポスターセッションに参加し、委員会活動の紹介。

2010年度

ASEAN、台湾、韓国、中国について調査･研究、及び、アジア戦略PJの法改正WGと連携しアジア諸国の法改正の検討と意見発信を行った。

a） 委員会の構成と運営

委員長・委員長代理1名、副委員長9名及び委員31名の計41名で活動を行った。

委員会は、担当の副委員長をWGリーダーとする5つのワーキンググループ（WG）を編成し、毎月の全体会議及びWGの会議、必要に応じて臨時の会議を開催してWG活動を行った。

委員長及び委員長代理は、対外活動を行うアジア戦略PJにも参加する体制とした。

また、特許庁国際課との意見交換、代理人よる講演なども開催し、企業だけでなく行政や代理人の視点を研究に反映させるようにした。

b） 調査研究活動

WGに分かれて調査研究活動を行った。必要に応じて、会員企業や現地の特許法律事務所へのアンケート等も行った。

第1WG「アジア・オセアニア各国の無効審判制度に関する調査研究」と、第2WG「ASEANの審査協力制度に関する調査研究」と、第3WG「台湾権利取得マニュアルの作成」と、第4WG「韓国権利取得に関する調査研究　別冊資料：韓国における特許権取得上の留意点（改訂第3版）の発行」と、第5WG「中国権利取得に関する調査研究　別冊資料：中国における特許権取得上の留意点（改訂第3版）の発行」について活動を行った。

c） 対外活動（意見発信、訪問、講演など）
(1) 特許庁国際課とMSEの企業の利用状況について意見交換。
(2) インド特許庁審査官との意見交換。
(3) インドの強制実施権に関するパブコメをアジア戦略PJと連携しインド特許庁に提出。
(4) 特許庁主催「ASEAN特許庁シンポジウム」にパネリストの派遣。
(5) 白洲弁理士の講演を開催。
(6) 東京大学政策ビジョン研究センター主催の、新興国におけるイノベーション・技術標準と知的財産戦略研究会に参加し、中国におけるJIPA活動の紹介と意見提言。
(7) 2011年2月20日～23日で調査団をシンガポールとマレーシアの知財関係機関に派遣。

d） その他（JIPA シンポジウム、研修など）
(1) JIPA シンポジウムのポスターセッションに参加。

2011年度

中国、インド及びASEANについて調査・研究を行った。対外活動は、アジア戦略PJと連携して活動を行った。

a） 委員会の構成と運営

委員長、委員長代理2名、副委員長9名及び委員45名の計57名で活動を行った。

委員会は、担当の副委員長をWGリーダーとする5つのワーキンググループ（WG）を編成し、毎月の全体会議及びWGの会議、必要に応じて臨時の会議を開催してWG活動を行った。

対外活動を行うアジア戦略PJには、3名の委員を派遣し、アジア諸国への法改正対応をサポートする体制とした。

b） 調査研究活動

WGに分かれて調査研究活動を行った。必要に応じて、会員企業や現地の特許法律事務所へのアンケート等も行った。

WG中国1「実用新案の活用に関する調査研究」と、WG中国2「拠点設立時の留意点の研究」と、WG中国3「公知技術の抗弁に関する判例研究」と、WGインド「インド特許制度の研究とインド進出にあたっての留意点の研究」と、WG：ASEAN「グローバル企業のASEAN知財戦略の研究および各国の制度調査」について活動を行った。

c） 対外活動（意見発信、訪問、講演など）

(1) インド特許庁審査官との意見交換。
(2) 東京大学政策ビジョン研究センター主催の、新興国におけるイノベーション・技術標準と知的財産戦略研究会に参加し、新興国におけるJIPA活動の紹介と意見提言。

d) その他（JIPAシンポジウム、研修など）

(1) JIPAシンポジウムのポスターセッションに参加。

2012年度

中国、韓国及びASEANについて調査・研究を行った。対外活動は、アジア戦略PJと連携して活動を行った。

a) 委員会の構成と運営

委員長、委員長代理2名、小委員長11名及び委員53名の計67名で活動を行った。

委員会は、担当の小委員会をリーダーとする6つの小委員会を編成し、毎月の全体会議及び小委員会の会議、必要に応じて臨時の会議、有識者との意見交換会を開催し、小委員会担当のテーマの検討を行った。

対外活動を行うアジア戦略PJには、2名の委員を派遣しアジア諸国への法改正対応及びインド訪問団準備のサポートを行う体制とした。

b) 調査研究活動

グループに分かれて調査研究活動を行った。現地での調査や、必要に応じて、会員企業や現地の特許法律事務所へのアンケート等も行った。

(1) 中国

「中国企業の特許出願戦略に関する調査研究」と、「中国訴訟の攻めと守りに関する研究」と、「機能的表現のクレーム解釈に関する中国の判例研究」と、「中国の専利政策と今後の対応」について活動を行った。

(2) 韓国

「韓国特許庁のグローバル戦略と日本企業の対応」について活動を行った。

(3) ASEAN

「諸国における特許制度と運用事例の調査研究」について活動を行った。

c) 対外活動（意見発信、訪問、講演など）

(1) AIPPI『中・韓・台の進歩性・記載要件の判例に関する調査研究委員会』への委員2名の派遣。

2013年度

東南アジア、インド、オセアニア及び中東地域は、本年度に新設された国際第4委員会の担当範囲となり、国際第3委員会は、中国、韓国及び台湾が担当範囲となった。

本年度は、中国、韓国及び台湾について調査・研究を行った。対外活動は、アジア戦略PJと連携して活動を行った。

a) 委員会の構成と運営

委員長、委員長代理（小委員長兼務）1名、小委員長9名及び委員36名の計47名で活動を行った。

担当の小委員長をリーダーとする5つの小委員会を編成し、毎月の全体会議及び小委員会の会議、必要に応じて臨時の会議、有識者との意見交換会を開催し、小委員会担当のテーマの検討を行った。

対外活動を行うアジア戦略PJと連携して、アジア諸国への法改正対応を行う体制とした。

b) 調査研究活動

小委員会、WGに分かれて調査研究活動を行った。必要に応じて、会員企業や現地の特許法律事務所へのアンケート等も行った。

(1) 第1小委員会

「中国におけるハイテクパークの知財戦略に関する調査研究」について活動を行った。

(2) 第2小委員会

「中国の権利行使/訴訟に関する研究」について活動を行った。

(3) 第3小委員会

「間接侵害の認定に関する中国の判例研究」について活動を行った。

(4) 第4小委員会

「中国の権利取得に関する調査研究」と、「別冊資料：韓国における特許権取得上の留意点（第3版）の改訂」について活動を行った。

(5) 第5小委員会

「別冊資料：台湾における特許権取得上の留意点（初版）の改訂」について活動を行った。

c) 対外活動（意見発信、訪問、講演など）

(1) 知的財産研究所が主催した日中知財有識者の意見交換会に4名派遣。
(2) 台湾知慧財産局との意見交換会に4名派遣。

2014年度

中国に関するテーマを中心に調査・研究を行った。韓国及び台湾についてはアジア戦略PJと連携して検討を行った。

a) 委員会の構成と運営

委員長、小委員長8名及び委員32名の計41名で活動を行った。

委員会は、担当の小委員長をリーダーとする4つの小委員会を編成し、毎月の全体会議及び小委員会の会議、必要に応じて臨時の会議、有識者との意見交換会を開催し、小委員会担当のテーマの検討を行った。

対外活動を行うアジア戦略PJと連携してアジア諸国への法改正対応を行う体制とした。

b) 調査研究活動

小委員会に分かれて調査研究活動を行った。必要に応じて、会員企業や現地の特許法律事務所へのアンケート等も行った。

(1) 第1小委員会

「中国子会社での職務発明規程の導入と運用」について活動を行った。

(2) 第2小委員会

「中国における審査官の先行技術調査および審査を考慮した特許権利化対応」について活動を行った。

(3) 第3小委員会

「中国専利権紛争の行政摘発に関する日本企業の現状」について活動を行った。

(4) 第4小委員会

「中国専利権侵害訴訟における『禁反言法理」の判例調査研究」について活動を行った。

c) 対外活動（意見発信、訪問、講演など）

(1) 2014年12月11日にソフトウェア委員会と合同で韓国の金・張法律事務所の金鎮伯弁理士を招き「韓国IT大手企業の最新知財戦略」と題するセミナーを開催。
(2) 2014年12月18日に知的財産研究所が開催した日中知財有識者の意見交換会に2名を派遣。実用新案権、技術輸出入管理条例、部分意匠制度に関する意見交換。
(3) 経済産業省が招聘した中国最高人民法院の裁判官との意見交換会（2015年3月3日）に3名を派遣。間接侵害の判断などに関する意見交換と、中国知財法院の設立/運用動向についての情報収集。

2015年度

中国に関するテーマを中心に調査・研究を行った。韓国及び台湾についてはアジア戦略PJと連携して検討を行った。

a) 委員会の構成と運営

委員長、小委員長6名及び委員36名の計43名で活動を行った。

担当の小委員長をリーダーとする3つの小委員会を編成し、毎月の全体会議及び小委員会の会議、必要に応じて臨時の会議、有識者との意見交換会を開催し、小委員会担当のテーマの検討を行った。

対外活動を行うアジア戦略PJと連携してアジア諸国への法改正対応を行う体制とした。

b) 調査研究活動

小委員会、WGに分かれて調査研究活動を行った。

(1) 第1小委員会

「中国復審（拒絶査定不服審判）に関する調査研究」と「別冊資料：中国における特許権取得の留意点　第3版改訂」について活動を行った。

(2) 第2小委員会

「中国において専利権に基づき権利行使された際の留意点」について活動を行った。

(3) 第3小委員会

「中国企業の事業戦略、知財戦略の調査研究－急成長する華為技術のケース－」と「リチウムイオン電池における中国企業の知財戦略」について活動を行った。

c) 対外活動（意見発信、訪問、講演など）

(1) 2015年8月21日に知的財産研究所主催で開催された日中有識者の意見交換会に委員1名を派遣し、中国知財制度について意見交換。
(2) 2015年10月26日にJIPA東京で開催された

日中企業連携会議に計７名が陪席。
(3) 2016年３月15日に台湾経済部知慧財産局長とアジア戦略PJの意見交換において委員１名を派遣し、実用新案制度等について意見交換。
(4) 2016年３月15日から19日にかけてアジア戦略PJが派遣した中国訪問代表団に委員１名を派遣し、中国専利法における間接侵害規定導入の建議を実施。

d) その他（JIPAシンポジウム、研修など）

(1) JIPAのT3研修の中国テーマの講師として副委員長を派遣し、指導。

2016年度

中国に関するテーマを中心に調査・研究を行いつつ、韓国及び台湾については個別テーマにおいて中国と比較する形で調査・研究を行った。対外活動はアジア戦略PJと連携して行った。

a) 委員会の構成と運営

委員長、小委員長６名及び委員31名の計38名で活動を行った。

委員会は、担当の小委員長をリーダーとする３つの小委員会を編成し、毎月の正副委員長会議、全体会議及び小委員会の会議、必要に応じて臨時の正副委員長会議、小委員会の会議、外部との意見交換会等を開催し、小委員会担当のテーマの検討を行った。

対外活動を行うアジア戦略PJと連携して意見発信を行う体制とした。

b) 調査研究活動

小委員会、WGに分かれて調査研究活動を行った。必要に応じて、会員企業等へのアンケート等も行った。

(1) 第１小委員会

「中韓台における面接審査に関する調査研」と、「別冊資料：中国における特許権取得の留意点第３版改訂」について活動を行った。

(2) 第２小委員会

「別冊資料：中国専利権行使実務マニュアルの改訂」について活動を行った。

(3) 第３小委員会

「中国政府の専利出願戦略：量から質への転換に関する調査」と、「中国における国策と企業の出願・権利化戦略の調査研究」について活動を行った。

c) 対外活動（意見発信、訪問、講演など）

(1) アジア戦略PJと連携して中国「専利審査指南修改草案（意見募集稿）」への意見提出。
(2) 2016年９月６日に台湾智慧財産法院裁判官とアジア戦略PJの意見交換において委員２名を派遣し、裁判書類の品質、過失の推定、間接侵害などについての意見交換。
(3) 2017年３月３日に日本特許庁審査第一部に、中国における中国企業の出願動向に関して紹介し、意見交換。

2017年度

中国及び韓国に関するテーマを中心に調査・研究を行った。台湾についてはアジア戦略PJと連携して意見提出等を行った。

a) 委員会の構成と運営

委員長、小委員長６名及び委員26名の計33名で活動を行った。

担当の小委員長をリーダーとする３つの小委員会を編成し、毎月の正副委員長会議、全体会議及び小委員会の会議、必要に応じて臨時の正副委員長会議、小委員会の会議、外部との意見交換会等を開催し、小委員会担当のテーマの検討を行った。

対外活動を行うアジア戦略PJと連携して意見発信を行う体制とした。

b) 調査研究活動

小委員会、WGに分かれて調査研究活動を行った。

(1) 第１小委員会

「中国実用新案・特実併願に関する実態調査」について活動を行った。

(2) 第２小委員会

「別冊資料：中国専利権侵害対応実務マニュアル　改訂第２版」の発行について活動を行った。

(3) 第３小委員会

「IoT関連特許に関する中国の出願動向」と「韓国における間接侵害に関する判例研究」について活動を行った。

c） 対外活動（意見発信、訪問、講演など）
(1) アジア戦略PJと連携し台湾「間接侵害規定導入」に関して意見提出。
(2) 2017年10月13日に知的財産研究所主催の日中共同研究ワークショップにアジア戦略PJメンバーとともに委員2名を派遣し、中国研究者及び日本研究者との意見交換。
(3) 2017年11月7日に中国広州市知識産権局他と日中企業連携PJとの意見交換において委員2名を派遣し、広州市での行政ルート知財侵害対応について意見交換。
(3) 2017年12月1日に中国国家知識産権局実用新案審査部とアジア戦略PJの意見交換において委員5名を派遣し、実用新案の審査実務に関する意見交換。

d） その他（JIPAシンポジウム、研修など）
(1) JIPAのT3研修の中国テーマの講師として副委員長を派遣し、指導。
(2) 2017年8月に発行された別冊資料第481号「中国における特許権取得上の留意点（改訂第4版）」をテキストとしたJIPAの臨時研修R11の企画。

2018年度

中国及び韓国に関するテーマを中心に調査・研究を行った。台湾についてはアジア戦略PJと連携して意見提出等を行った。

a） 委員会の構成と運営

委員長、小委員長6名及び委員33名の計40名で活動を行った。

担当の小委員長をリーダーとする4つの小委員会を編成し、毎月の正副委員長会議、全体会議及び小委員会の会議、必要に応じて臨時の正副委員長会議、小委員会の会議、外部との意見交換会等を開催し、小委員会担当のテーマの検討を行った。

対外活動を行うアジア戦略PJと連携して意見発信を行う体制とした。

b） 調査研究活動

小委員会、WGに分かれて調査研究活動を行った。必要に応じて、会員企業や現地の特許法律事務所へのアンケート等も行った。

(1) 第1小委員会
「専利審査指南改正（2017年施行）の影響の調査研究」と、「日中PPHの現状と2国間における審査実態の違いに関する考察」について活動を行った。
(2) 第2小委員会
「中国における無効審判の実態調査」について活動を行った。
(3) 第3小委員会
「5Gに関する中国の特許戦略」と、「外国企業の中国における知財戦略」について活動を行った。
(4) 第4小委員会
「韓国の数値限定発明に関する裁判例研究」について活動を行った。

c） 対外活動（意見発信、訪問、講演など）
(1) アジア戦略PJと連携し、中国「中国専利法改正草案」に対する意見提出。
(2) 2018年7月23日に雲南省知識産権局との意見交換に委員を1名派遣し、雲南省の知的財産制度、実務に関して意見交換。
(3) 2018年度（全3回）日本国際知的財産保護協会の「海外庁における特許審査ハイウェイの実効性に関する調査研究」に委員1名をオブザーバとして派遣。

d） その他（JIPAシンポジウム、研修など）
(1) 2017年8月に発行された別冊資料第481号「中国における特許権取得上の留意点（改訂第4版）」をテキストとしたJIPAの臨時研修R11の企画。

2019年度

中国に関するテーマを中心に調査・研究を行った。対外活動は、アジア戦略PJと連携して意見提出等を行った。なお、本年度の終盤から、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、集合形式からオンライン形式での委員会活動の模索など、活動に影響が出ることとなった。

a） 委員会の構成と運営

委員長、小委員長5名及び委員39名の計44名で活動を行った。

担当の小委員長をリーダーとする3つの小委員会を編成し、毎月の正副委員長会議、全体会議

及び小委員会の会議、必要に応じて臨時の正副委員長会議、小委員会の会議、外部との意見交換会等を開催し、小委員会担当のテーマの検討を行った。

対外活動を行うアジア戦略PJには、1名の委員を派遣し、連携して意見発信を行う体制とした。

b） 調査研究活動

小委員会、WGに分かれて調査研究活動を行った。必要に応じて、会員企業や現地の特許法律事務所へのアンケート等も行った。

(1) 第1小委員会

「日本企業の中国特許出願に対する審査意見通知の分析研究」と「中国特許の審査における引用文献の分析」について活動を行った。

(2) 第2小委員会

「中国における専利権の権利行使の実態と留意点」と、「中国で権利行使を受けた場合の備えに関する調査研究」について活動を行った。

(3) 第3小委員会

「中国での実用新案権の活用戦略に関する調査研究」について活動を行った。

c） 対外活動（意見発信、訪問、講演など）

(1) アジア戦略PJと連携し、中国、韓国及び台湾の特許法関連法令改正に関して検討し、意見提出。

d） その他（JIPAシンポジウム、研修など）

(1) JIPAシンポジウムに、ポスターを投稿。

2020年度

中国に関するテーマを中心に調査・研究を行った。対外活動は、専任の小委員会を編成し、アジア戦略PJ法改正WGと連携して意見提出等を行った。本年度は、全体を通して、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、オンライン形式での委員会活動であった。

a） 委員会の構成と運営

委員長、小委員長3名及び委員42名の計45名で活動を行った。

担当の小委員長をリーダーとする3つの小委員会を編成し、毎月の正副委員長会議、全体会議及び小委員会の会議、必要に応じて臨時の正副委員長会議、小委員会の会議、外部との意見交換会等を開催し、小委員会担当のテーマの検討を行った。

対外活動は、国際第3委員会内に対外活動を専門に行う第3小委員会を編成し、アジア戦略PJ法改正WGとの定例の会合を原則毎月開催し、連携して意見発信を行う体制とした。

b） 調査研究活動

小委員会、WGに分かれて調査研究活動を行った。必要に応じて、会員企業や現地の特許法律事務所へのアンケート等も行った。

(1) 第1小委員会

権利取得までに関して、第1WG「中国における専利権等の取得に関する調査研究」と、第2WG「中国における専利権等の取得に関する調査研究」と、第3WG「中国における専利権等の取得に関する調査研究」と、第4WG「中国における専利権等の取得に関する調査研究」について活動を行った。

(2) 第2小委員会の活動

権利取得以降に関して、第1WG「中国における権利活用に関する調査研究」と、第2WG「中国における権利活用に関する調査研究」について活動を行った。

c） 対外活動（意見発信、訪問、講演など）

(3) 第3小委員会

今まで、中国、韓国、台湾の対外活動は、主に政策プロジェクトであるアジア戦略PJ法改正WGにて対応していたが、専門委員会も対外活動の機能を担うこととなり、同法改正WGと共同検討する小委員会を立ち上げた。

パブコメ募集に関しては、他のPJ・専門委員会の分も含め、88件（中国29件、韓国54件、台湾5件）に対応し、その中で意見発信は、他のPJ・専門他委員会の分も含め15件（中国12件、韓国1件、台湾2件）を実施した。その中で、国際第3委員会の意見を反映して提出したものは7件であった。

外部との交流は、2020年7月21日にJETROソウルとの意見交換に小委員長、委員を派遣し、知的財産制度、実務に関する意見交換を実施した。2020年7月15日に台湾交流協会との意見交換に小委員長、委員を派遣し、知的財産制度、実務に関する意見交換を実施した。

なお、アジア戦略PJは、本年度をもって発展的解消となることが決定した。それを受けて、今後

の中国・韓国・台湾の主に特許と実用新案に関する対外活動は、国際第3委員会にて担当することとなった。

d） その他（JIPAシンポジウム、研修など）

（1）JIPAシンポジウムへポスターを投稿。

2021年度

中国、韓国及び台湾の主に特許と実用新案に関する調査研究・対外活動を通じて、委員の知見の向上と、企業の知財活動へのフィードバックを活動方針として活動を行った。調査・研究は、中国に関して行った。対外活動は、今年度から国際第3委員会の担当となったことを受け、専任の小委員会を編成して、要望の整理、意見提出、外部との意見交換会等を行った。昨年度に引き続き本年度も、全体を通して、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、オンライン形式での委員会活動であった。

a） 委員会の構成と運営

委員長1名、小委員長4名及び委員30名の計35名で活動を行った。

委員会は、調査研究を担当する3つの小委員会と、アジア戦略PJの発展的解消を受けて設置した対外活動を担当する1つの小委員会の合計4つの小委員会を編成し、担当の小委員会をリーダーとして、毎月の正副委員長会議、全体会議及び小委員会の会議、必要に応じて臨時の小委員会の会議等を開催し、小委員会担当のテーマの検討や対外活動を行った。

上記の会議の他に、外部との意見交換会や、WIPO-PJとの連携WG等へ参加し、意見発信や情報収集を行った。

b） 調査研究活動

小委員会、WGに分かれて調査研究活動を行った。必要に応じて、会員企業や現地の特許法律事務所へのアンケート等も行った。

（1）第1小委員会

中国における専利権等の取得に関する調査研究として、第1WG「中国におけるAI/IoT関連発明の出願動向と明細書作成の留意点に関する調査研究」と、第2WG「中国における分割出願の活用方法に関する調査研究」について活動を行った。

（2）第2小委員会

中国での専利権活用に関する調査研究として、第1WG「標準必須特許（SEP）に関する訴訟現状の把握」と、第2WG「不実施主体（Non-Practicing Entity、NPE）関連訴訟現状の把握」について活動を行った。

（3）第3小委員会

中国での知財に関する管理や戦略に関する調査研究として、第1WG「中国現地法人の知財活動とガバナンス構築状況の調査研究」と、第2WG「中国の気候変動への対応の調査研究」について活動を行った。

c） 対外活動（意見発信、訪問、講演など）

（1）第4小委員会

昨年度のアジア戦略PJの発展的解消を受け、本年度から、中国、韓国、台湾の主に特許と実用新案に関する対外活動は国際第3委員会が担当することとなった。そこで、アジア戦略PJの経験者にアドバイザー委員として協力を得ながら、対外活動を行う第4小委員会を編成した。今後の対外活動の継続のために、課題や進め方の把握をしながら対外活動を行った。

中国、韓国、台湾の主に特許と実用新案に関する要望の整理を行い、現状の把握を行った。

外部団体との意見交換としては、整理した要望を参考に、2021年6月には第9回日中法制度・運用意見交換会に他の専門委員会と共に参加し、国際第3委員会からは、補正の時期要件、分割出願時期要件、権利化後の訂正範囲拡大について要望を行った。また、2021年10月には令和3年度知的財産保護包括協力推進事業である日中共同研究意見交換会に他の専門委員会と共に参加し、国際第3委員会からは、訂正審判制度の導入と、訂正範囲の拡大について講演を行った。

パブコメについては、実務への影響度と整理した要望も参考にして検討を行い、意見の発信を行った。

d） その他（JIPAシンポジウム、研修など）

（1）JIPAシンポジウムへポスターを投稿。

（2）JIPAのT3コース（企業若手知的財産要員育成研修）の中国における進歩性判断についてのテーマの講師として副委員長1名を派遣。

2022年度

中国、韓国及び台湾の主に特許と実用新案に関する調査研究・対外活動を通じて、委員の知見の向上と、企業の知財活動へのフィードバックを活動方針として活動を行った。調査・研究は、中国に関して行った。対外活動は、要望の整理、意見提出、外部との意見交換会等を行った。昨年度に引き続き本年度も、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、年度の始めはオンライン形式での委員会活動であったが、年度の後半はハイブリッド型会合が開催できる小委員会も散見されるようになり、年度末の国際第３委員会全体での成果報告会は、ハイブリッド型会合での開催に至った。

a） 委員会の構成と運営

委員長１名、小委員長５名及び委員20名の計26名で活動を行った。

委員会は、調査研究を担当する５つの小委員会を編成し、担当の小委員会をリーダーとして、毎月の正副委員長会議、全体会議及び小委員会の会議、必要に応じて臨時の小委員会の会議等を開催し、小委員会担当のテーマの検討や対外活動を行った。対外活動は、正副委員長を中心とする体制で、外部との意見交換会や、WIPO-PJとの連携WG等への参加し、意見発信や情報収集を行った。

b） 調査研究活動

小委員会に分かれて調査研究活動を行った。必要に応じて、会員企業や現地の特許法律事務所へのアンケート等も行った。

(1) 第１小委員会

中国の審査制度と審査の実態から見える効果的な出願方法に関する調査研究を行った。具体的には、中国の審査制度や審査傾向の実態を把握し、より積極的に特許を取得するために取り得る行動や手法を提言することを狙いとして、改正審査指南の審査官面接の制限の緩和による影響調査、外国出願人による優先審査制度の利用実態調査、中国の審査における先行技術調査と審査傾向の調査等を、会員企業と現地代理人へのアンケートも織り交ぜながら行った。

(2) 第２小委員会

中国第１国出願に関する調査研究中国での専利権活用に関する調査研究を行った。具体的には、中国第１国出願の利用実態を把握し、知財リスク対策や留意点を紹介することを狙いとして、中国第１国出願の実態調査、秘密保持審査制度への対応調査等を、会員企業と現地代理人へのアンケートも織り交ぜながら行った。

(3) 第３小委員会

中国専利権の被行使に関する調査研究を行った。具体的には、中国専利権による日本企業への警告書や提訴の増加を受けてその対応を探ることを狙いとして、提訴を受けた際の抗弁の利用状況の調査等を、会員企業と現地代理人へのアンケートも織り交ぜながら行った。

(4) 第３小委員会

中国における専利権行使の実態調査及び権利行使時の留意点に関する調査研究を行った。具体的には、JIPA会員企業の中国権利行使の実態調査と中国権利行使における課題とその対策を提案することを狙いとして、権利行使の実態や課題の調査、訴訟準備や訴訟中の留意点の調査等を、会員企業と現地代理人へのアンケートも織り交ぜながら行った。

(5) 第３小委員会

中国企業におけるSDGsに対する特許出願動向に関する調査研究を行った。具体的には、中国ではSDGsに対して企業に求める期待値が高く、それを満足するために中国企業がSDGsにどのように取り組んでいるのか読み解くことを狙いとして、特許出願の傾向の調査、特定企業の調査等を行った。

c） 対外活動（意見発信、訪問、講演など）

対外活動は、委員会内での対応の流れを見える化して委員に活動の内容を把握できるようにした。活動は、委員長と対外窓口とし、正副委員長を中心として必要に応じて委員も参加する体制で、委員会を横断する体制で行った。

中国、韓国、台湾の主に特許と実用新案に関する要望の整理を行い、現状の把握を行った。

外部団体との意見交換としては、整理した要望を参考に、2022年10月に特許庁との要望に関する意見交換（対面）、2022年10月に知的財産研究所主催の日中法制度・運用意見交換会（オンラ

イン）、2022年12月に日中韓知財国際学術シンポジウム向けに録画でのコメントの提出（オンライン）、2023年1月にJETROソウルとの意見交換（オンライン）、等を行った。また、他の専門委員会が主催する意見交換へも参加した。

パブコメについては、実務への影響度と整理した要望も参考にして複数の案件の検討を行い、複数検討を行い、その中で、中国専利審査指南へ意見の提出を行った。

d）その他（JIPAシンポジウム、研修など）

（1）JIPAシンポジウムへポスターを投稿。

3. 将来の展望

今回、JIPA85年史の執筆の機会を頂き、これまでの活動の振り返ったところ、現在の知的財産業務ができる環境は、諸先輩方の長年の継続的な活動もあって支えられ整備されていたことを痛感し、ここに深く感謝申し上げる。

日本企業にとって、中国、韓国、台湾の事業上の重要性はこれからもますます高まるものと思わる。これらの国・地域における知的財産に関する法制度や運用に関しては、随分改善されてきているものの、懸念も残っていることから、今後も継続的な対外活動によって改善を進めていく必要がある。

また、これらの国・地域において、日本の企業が知的財産業務を遂行するにあたっての実務上の留意点などは、調査・研究や判例分析等によって論説等にまとめ、企業へフィードバックし各社の事業へ貢献できるように活動を推進したいと考える。

なにより、これらのJIPA活動によって、委員の知見が向上し、国内外で活躍できる人材となれば幸いである。

最後に、これまでの委員長、副委員長、WGリーダーおよび委員会のメンバー、PJのメンバー、並びにJIPA の方々に深く感謝の意を表して、本稿を締めくくりたい。

（2022年度　委員長・寺川 耕司）

国際第４委員会

情熱とバイタリティ溢れる個性派集団?!
国際第４委員会のこれまでの10年を
振り返り、これからの10年を考えます。

国際第4委員会は、2013年に発足後、2022年で10年の節目を迎えました。ゆかりの深い7名の方々へのインタビューを通じて見えてきたのは、その10年の歩みとともに、導入期から受け継がれてきた情熱や意思。そして培われてきた国際第4イズム。今回は、委員会立上げから国際第4委員会の今後の可能性にいたるまでを、思い出とともにお届けします（編集：相馬 愛希子、芝池 由美子）。

＜インタビューにご協力いただいた方々＞
三原 健治 氏
（JETROシンガポール 知的財産部部長）
森 達也 氏
（2022年度 JIPA副理事長、三菱重工業）
永野 大介 氏
（JIPA国際制度調和グループ 部長）
関 章 氏
（2013～15年 委員長、パナソニック）
北嶋 啓至 氏
（2016～18年 委員長、日本電気）
餅田 義久 氏
（2019～21年 副委員長、サカタのタネ）
鈴木 千晶 氏
（2021年 副委員長、キヤノン）
インタビュアー：
相馬 愛希子（2022年委員、キヤノン）
芝池 由美子（2022年副委員長、ダイキン工業）
※インタビューは、2022年11月に実施

Index

1.これまでの10年。私たちの歩み。
2.個性派集団!?国際第４の秘密とは？
3.まさに思い出の宝箱!国際第４×〇〇
4.経営層、外部から見た、国際第4。
5.これからの10年に向けて。
附帯：研究成果からみた、国際第４委員会

マンガでみる国際第４委員会

これまでの10年。私たちの歩み

(1) 導入期 (2013 ～ 2015)

とにかく、現地に入り込み、有識者との徹底的な「話す、見る、聞く」を通じて挑戦した、法制度・運用実態の解明 (10カ国)

9年前、2013年

誕生、すぐに初の調査団派遣

(ベトナム / マレーシア / オーストラリア)

8年前、2014年

未開の地へ挑む

(フィリピン / シンガポール /UAE・サウジアラビア / トルコ調査団)

7年前、2015年

さらなる開拓は続く

(インドネシア / カンボジア調査団)

(2) 成長期 (2016 ～ 2018)

実務課題に切り込んだ調査研究のさらなる加速

6年前、2016年

実務課題から切り込んだ調査研究の加速

主な切り口：現地発明の取扱い / 特許訴訟データから見るインド知財戦略 / 実施報告書 / インドネシア、タイ、ベトナムの現地法律事務所の活用上の留意点

5年前、2017年

インドへの取り組み強化

主な切り口：特許審査期間 / 対応外国出願情報提出義務 (8条) / 特許権行使の実態

4年前、2018年

未来予想図への挑戦

主な切り口：特許権にかかる ASEAN-5 知的財産当局施策

(3) 挑戦期 (2019 ～ 2021)

課題提言の役割を担い、新たな挑戦へ

3年前、2019年

変化を捉え、未来に備える

主な切り口：ASEAN-6 の特許制度における権利化阻止対抗手段 / トルコ調査団派遣

2年前、2020年

新たな挑戦のスタート

主な切り口：ASEAN-6 における早期権利化手段 /IP ランドスケープを通じた ASEAN × EVC 分野での中国企業の出願戦略分析 / 各国へのパブコメ・意見発信

1年前、2021年

新たな兆し にこだわった調査研究の加速!

主な切り口：新インド特許実施報告書 (新 Form27) の運用上の留意点 /IP ランドスケープを通じた、標準必須特許を絡めた、インド×通信分野におけるグローバル企業の出願戦略分析 /IP ランドスケープを通じたイスラエルスタートアップ企業の知財分析

0年前、2022年

時代のトレンドを追う、飽くなき挑戦

主な切り口：法制度・ビジネスの両面から視た、DX 関連特許保護の「今」/ インドにおけるビジネスモデル関連発明の「今」

個性派集団？ 国際第４の秘密とは？

相馬：私は、2022年から国際第4委員会に参加しているのですが、活動を通じて得られたものは何でしょうか?

北嶋委員長：社外の方とのつながりができたことが一番の宝物です。委員長や副委員長を行うと、他の企業の知財幹部の方ともつながりができるので、有難かったですね。

関委員長：私も、やっぱり、人とのつながりを得られたことが大きかったです。国内外の現場で活躍される人とのつながりは、委員会を離れてもつながっていて、有難いです。

餅田副委員長：私は、国際第4委員会の活動を通じて、仲間と刺激をいただきました。刺激は、国際第4委員会には優秀な方が多いので、とてもプラスになりました。

鈴木副委員長：一企業では、出来ないこと、具体

的には、複数の企業の声を束ねて、特許庁などへ声を届けることの重要性を感じました。

相馬：私も国際第４委員会には魅力的な方が多いなという印象を持っています。国際第４委員会のチャームポイントって何でしょう？

北嶋委員長：強いて一言でいうと、バイタリティ溢れる方々が多いという印象です。ASEAN地域や中東などにも飛び込んでいける方が多いですね。

餅田副委員長：私は、色々なところで経験値の高い方が多いという印象を受けました。法制度や運用実態が不明瞭な地域を担当している「国際第４を選ぶ」という点でも、経験値の高い方が選んでいるのだなと感じています。

鈴木副委員長：すぐに打ち解けられる雰囲気があるな、と思いました。委員長や副委員長の方が、すべてのメンバー１人１人に話しかけてくださって、とても有難かったです。

相馬：確かに。私も初めて参加するので緊張していたのですが、委員長や副委員長の皆様が、「話しやすい雰囲気づくり」に努めてくださっている気がします。皆様は、どのようなこだわりを持って、活動に取り組まれていましたか？

関委員長：そうですね。委員会内に対しては、「皆様の笑顔」にこだわり、皆様が笑顔になれるように、国際第４委員会に行きたい！と思っていただけるように、行動してきました。

また、委員会外に対しては、「政府系」、「JIPA内」、「他の委員会」、この三方向にこだわっていました。まず、政府系。日本におけるアジア法制度の第一人者とみられるように、外部や政府に対して接してきました。そして、JIPA内や他の委員会に対しては、他の委員会にはない情報発信に、こだわったと思います。

相馬：「メンバーが笑顔になるように」という点は、しっかり受け継がれていますが、国際第４イズムなのですね。

北嶋委員長：副委員長の時は、「現地に、調査団を派遣し、現地の生の情報を得る」という点にこだわりました。

当時はセミナーなどで、ASEAN地域などの情報を入手することは可能でしたが、審査実態等、現地に行かなければならない情報を入手することに使命感を覚えていました。

一方で、委員長の時には、またこだわりが異なりまして、委員長を拝命した当初は、委員会参加メンバーが減ったので、会員企業の皆様にとにかく、委員会の活動を知ってもらうことに注力しました。具体的には、アウトプットの形を変える、という点にこだわったと思います。例えば、論説のように、電子ファイルで入手できるような媒体は、より多くの方に読んでいただけるので、論説を書いてもらうことにしました。

餅田副委員長：私は、常に、委員会メンバー１人１人が参加できる「全員参加」にこだわっていたと思います。論説も、１人１人が文章を書き、「全員でひとつのことをやり遂げる！」という点にこだわりましたね。

相馬：「全員に目を配る」という点も、代々受け継がれてきた、国際第４イズムなんですね。ところで、国際第４委員会の活動が、日々の実務に活きた経験はありますか？

関委員長：法律的には、インドネシアの特許の年金未納問題やインドの実施報告等、社内の対応方針を決めるにあたり情報収集が出来たことは良かったです。また色々なアジア地域に調査団に行かせていただいた中で感じた各国の世界観や現場ならではの感覚は、実務シーンで色々な物事を判断する際などに活きています。

北嶋委員長：他社の対応状況について、委員の方と気軽に話せるのはとても助かりました。例えば、インドネシアの特許の年金未納問題への

対応について、他社の動きを知れたのはとても有難かったです。他社ベンチマークを自由にできるのはとても良いですね。また、「こうすると、審査期間も早くなったよ」というようなヒントをいただいたのもとても助かりました。他にも、各国JETROの方々とも仲良くなれるので、例えば、現地代理人をどう選んだらよいか、等、気軽に相談できるルートができたのは、とても良かったです。

相馬：メンバー同士で生の声を聴けるのは良いですよね。他にありますか？

餅田副委員長：ASEAN地域における権利無効化に関する調査では、法制度だけでは見えない、運用実態に沿った手続きを調べたのですが、実務に直結していて、とても役立っています。

鈴木副委員長：私は、とにかくインドの新しい実施報告（新Form27）の件が、役立ちました。複数のインド代理人から、どのような手続きを取ればよいのか、という点を聞けたことは、私たち1社ではできなかったことなので、とても助かりました。

相馬：当時、委員ではなかったのですが、新Form27の情報は、実務にとても役立ちました。皆様は、OB/OGとして客観的に国際第4委員会の活動を見られていますが、どのような印象を受けられていますか？

関委員長：そうですね。追い風が吹いていた設立時に比べ、現在は、追い風が吹かない中で、根気強く続けてくださっているな、と感じます。

相馬：「設立時に、追い風が吹いた」とはどういうことでしょうか？

関委員長：国際第4委員会は、安部元首相がきっかけで設立されたと言っても過言ではないと思っています。安部元首相が最初に訪問されたのが、ベトナム・タイだったのですが、この日本の国家戦略的な動きが、ASEAN地域を中心に、「日本のプレゼンスを向上させないといけない」というメッセージにつながり、追い風になったと思います。

相馬：なるほど!そのようなきっかけがあるとは知りませんでした。

餅田副委員長：私は、外部連携をしっかりやっている点が、「国際第4すごい!」と思います。一企業に戻ると、外部連携はなかなかできることでもないので。

鈴木副委員長：一企業の声もちゃんと拾って、外部に発信している点も、とても有難いし、すごいですよね。

相馬：パブコメでの意見発信や各国特許庁との意見交換のような対外活動で、留意されていたことはありますか？

餅田副委員長：相手の国の施策などについて、「まずはリスペクトする」という点に留意していました。他国と比較し、相手に伝えるべき点があったとしても、とにかく、まずは相手国をリスペクトして、意見や表現をまとめるようにしていたと思います。

鈴木副委員長：私も、「相手国をリスペクトする」という点はすごく意識していました。また、一企業の意見に偏らず、複数の企業の意見を取り纏め、意見を発信することを心掛けていました。

相馬：「相手国をリスペクト」するという点は、まさに今も意識して活動しています。ここも国際第4イズムなのですね。

まさに思い出の宝箱！国際第４×○○

相馬：委員会発足時には様々なご苦労があったと思いますが、実際、どのような期待や思いを込めて、国際第4委員会を発足されたのでしょうか？

関委員長：政府への意見発信の頻度が高かった中で、国際第4委員会が外部から求められる姿に対

して、どうやって応えるか、という点に苦心しました。

相馬：メンバーのモチベーション維持のために、苦労された点はありますか?

関委員長：メンバーのモチベーション維持については、国際第4委員会が発足した当初から、とにかく熱意とやる気がある委員の方が集まっていたので、あまり苦労はしませんでした（笑）。

北嶋委員長：私は、国際第4委員会の前身である旧国際第3委員会を経て、発足したばかりの国際第4委員会に、副委員長として参加したのですが、付いていくので精一杯でした。委員経験が2年目程度の中で、副委員長を任され、「調査団に行ってください」と言われていたので、とても大変で、とにかく、経験者の方に手取り足取り教わりました。

相馬：国際第4委員会発足時の印象とは、どのようなものでしたか?

北嶋委員長：初代委員長である関さんの影響がとてもあると思うのですが、JIPA歴も10数年以上ある関委員長が力強く引っ張って下さった点が印象に残っています。「やりたいことをやる!」という関委員長の方針もあり、調査団の訪問先を選ぶのは楽しかったです。

相馬：運営面で、大変だったエピソードや、やりがいを感じられたエピソードはありますか?

関委員長：「実際に、見て、聞いて、何を発信するか」にこだわっていましたね。

そのために、積極的に調査団を派遣しましたが、私自身も参加したインドネシア・カンボジア調査団や、3つの知財裁判所を訪問したトルコ調査団は良い思い出です。

「実際に、見て、聞いて、何を発信するか」を意識し、「アグレッシブに活動する」という国際第4委員会の伝統は、ぜひ引継いで欲しいですね。

「非日常的な空間で、非日常的なメンバーと話をすると、人とのつながりが強くなる」という信念で、色々と、試みて欲しいとも思います。

北嶋委員長：私は、調査団に行ける方といけない方とが入り交じる小委員会の運営に苦労しました。うまく役割分担を行い、アウトプットを切り分けたりしましたね。一方で、普段、行かないような国に行けることはもちろん、調査団派遣の準備を入念に行ったうえで、実際に現地に足を運んでみて、うまくいくことには、やりがいを感じました。

相馬：積極的な調査団派遣は、国際第4の特徴のひとつである気がします。調査団について、印象に残っているエピソードはありますか?

北嶋委員長：「国際第4委員会は、海兵隊だから、先陣を切って現地を開拓し、運用実態を紐解いていかなければいけない!」という関委員長のメッセージを思い出しました。

相馬：「先陣を切って、開拓する!」という精神は、今も、しっかり受け継がれていると思います（笑）。

北嶋委員長：また、サウジアラビアに調査団を派遣した際に、入国審査の段階で、私だけ別室に連れていかれ、背の高い方々に囲まれながら手荷物をチェックされた時はどうしようかと思いました。どうも、お土産として両手いっぱいに持って行った「缶入りのお菓子」が関係していたようです（笑）。

写真1. サウジアラビア特許庁にて。
右から2人目が北嶋委員長

餅田副委員長：私は、トルコ調査団に参加したのですが、3都市15カ所以上の訪問先との打合せを調整することや、トルコ語/英語/日本語の質問状を準備し、事前回答を読み込んでいったことが大変でもあったし、面白かったです。また、現地の代理人や有識者、レストランの方などと接する中で、トルコは、第二の故郷だったと思うくらい、好きな場所になりました（笑）。

写真２. トルコ調査団での１枚。
左から２人目が餅田副委員長

相馬：ますます調査団に行きたくなりました（笑）。法制度、運用実態を紐解いていく中で、特に他国との差に驚いた制度、実体はありますか？

北嶋委員長：インドネシアを訪れた際に、特許庁において書類が溢れているのを見て、衝撃を受けました。また、インドは、実施報告（Form27）や、対応外国出願の提出義務など、独特の制度が多い印象です。

関委員長：私も、やはり、インドネシアの年金制度やインドの実施報告は、驚きました。ただし、法制度が、実際の運用とは違っていることも多いので、やはり、実際に見て、聞いて、感じる、発信することは大切だと思います。

相馬：挑戦期では、Covid-19の厳しい環境に悩まれることもあったと思いますが、苦労された点はありますか？

餅田委員長：そうですね。コロナ禍では、対面が難しくなり、雰囲気作りに苦労することもありました。一方で、逆にオンラインのメリットを活かして、短い時間の会議を繰り返し、積み重ねることで、メンバー間の交流を深めることができたかなとも思います。

鈴木副委員長：私も餅田さんと同じで、2020年は、一度もお会いできなかったのは、寂しさもありましたが、2021年は、色々工夫しながら、対面を実現でき、また、色々と対話が膨らんだので良かったです。

写真３. オンラインでも笑顔は絶えず。
Covid-19での委員会活動の１枚。

相馬：挑戦期では、IPランドスケープという新たな取り組みにも挑戦されたと思いますが、これまでの国際第４の調査と変わった点はありますか？

餅田副委員長：あります。IPランドスケープを通じた研究に取り組み、企業のアニュアルレポートなどを引っ張ってきて、ビジネス上の調査と知財面からの調査とを有機的につなぎ合わせることで、見えてくる情報も変わってきたと思います。

相馬：委員会を卒業後、客観的に見て、国際第４委員会に求められていることはどんなことだと思いますか？

北嶋委員長：IPランドスケープのように、経営判断につながる情報は、とても良いと思います。例えば、知財収益とか。経営判断につながる情報があると、最近、各社ともに、知財部門と経営幹部

との距離が近づいていると思いますので、会社の中での知財プレゼンスもさらに向上し、より良いかと。

関委員長：追い風がなくなったとは言え、中国がアジアへの進出を高めていますので、実態に根付いた活動を続けることが、より良い気がします。

餅田副委員長：やっぱり国際第４の担当エリアの知財情報は、言語面や、そもそもの情報の少なさを含め、一企業だとなかなか追いかけることが難しいので、実務上のならではにこだわった情報の発信はとても重要だと思います。

鈴木副委員長：私も、餅田さんと同じなのですが、扱う情報が「未知の国」になることが多く、代理人の間でも、意見が食い違うことも多いエリアなので、実態に沿った情報発信が必要だし、求められている所だと思います。

相馬：未知の領域を切り開いていくことへの情熱が、現在も、しっかりと受け継がれていることを感じました。

また、実際に足を運んで実態を確認することの大切さを、改めて学ぶことができました!

経営層、外部から見た、国際第４

相馬：経営層や外部でご活躍の皆様からみて、国際第４委員会の活動に対する率直な印象をお聞かせください。

森副理事長：10年前の発足時から短時間で、良くここまで、現地に足を運び、情報を収集されているな、という印象です。実際に、活発に活動されていると思います。

意見提出にしても、タイトなスケジュールでの対応が求められる場合も多いですが、対象国の法改正やパブコメに対して、しっかりと意見提出されている印象を受けています。一企業では、届かない声もJIPAでまとめると声が届くということもあり、こういった機会を十分に活かしてくれていると思います。

JETROシンガポール知的財産部　三原部長：一部地域だけでも諸問題をいろいろと抱えているにも関わらず、複数地域の知財情勢を検討されるのは、すごく大変なお仕事だというのが率直な印象です。

JIPA国際制度調和グループ　永野部長：かつて、「担当地域における意見発信や対外活動は旧アジア戦略PJの役割で、調査研究を通じて知財管理誌に投稿するのが国際第４の役割」といった時代に比べると、各国特許庁やJPO、JETROの方々のような他組織との連携を模索しながらも、積極的に対外発信に関わり、専門委員会としての現場実態に即した調査研究を推進していく現在の姿への変化は、目を見張るものがあります。

相馬：国際第４委員会のカラーについて、どんな印象をお持ちですか?

森副理事長：アジアを選ぶという時点で、非常に好奇心やアンテナの高い人が多く集まっているのではと思います。法制度も判例もデータベースも揃っていない国が多く、成果イメージが想像できる仕事ばかりではない中で、なんとかJIPA会員に役立つ情報を集めて纏めていく姿勢は頼もしいです。

相馬：これからの国際第４委員会に対する期待を、ぜひお聞かせください!

森副理事長：フレンドシップと共生を期待します。フレンドシップについて、アジアの国々の国民性は、欧米とは異なり、ウエットなところがあると思います。訪問して情報収集して、握手して、「Thank you, Good by」では、なかなか本心に届かないかもしれません。可能ならば、二度三度訪問し、人間関係を築くことも大切だと思います。

共生は、主なアウトプットにJIPA会員への情報発信がありますが、これは、JIPA会員のため（日本の発展）だけでなく、当該国の発展にも役立つものでなくてはなりません。論説などもそうで

すが、「相手の国の方が読んだときに、どう思うか」という点をこれからも意識し、表現を考えながら、今後も取り組んでいただければと思います。

また、「法制度の仕組みを知る」という点は、自社が出願戦略などを立てやすいという点もありますが、相手国の視点に立つと、「自国の制度を理解して手続きされる」という点もあると思います。双方にとってプラスになるようにという点を強く意識いただければと思います。

JETROシンガポール知的財産部　三原部長：日本からは、まだなかなか思い通りに出張できない企業様もあると聞いていますが、是非、ご担当の各地域に実際に足を運んでいただいて、生の実態を把握されることを強くお勧めいたします。

私も先月初めてジャカルタに出張し、模倣品実態調査で、実際に、市場を視察しましたが、思った以上に大変な状況であることを痛感しました。

JIPA国際制度調和グループ　永野部長：ASEANやインド諸国の若い活力と急速な経済発展に伴い、同地域の重要性がますます増していくことは言をまちません。

そのような中、個社では成しえない情報収集や分析、行政への働きかけを担い得る国際第４委員会の活動の重要性もまた増していくことは必然です。単に頭でっかちな知識の習得だけでなく、現場実態を把握してのファクトベースの調査研究や意見発信を、これからも専門家としてのプライドを持ち、かつ楽しい委員会風土を維持しつつ継続して下さることを期待しています。

これからの10年にむけて。

よりよい知財環境の実現に向けて
共生と現場実態を追求する、私たちの挑戦は続きます。

国際第４委員会は、国内外、本当にたくさんの皆様の優しさと温かさに支えられ、2022年に結成10周年を迎えることができました。

ゆかりの深い方々とのインタビューを通じて振り返った、この85年史は、私たち国際第４委員会が、「心が動く出会い」を大切にしながら、仲間と共に、コツコツ積み上げてきた成長の軌跡を12枚に凝縮したドキュメントです。

私自身、国際第４委員会の設立元年である2013年に参加させていただいた後、2015年にいったん卒業したものの、2019年から再び参加させていただき、今回、国際第４委員会の10年目に立ち会えたご縁に感謝すると共に、「常に未来と他国との共生を考えながら、不明瞭な運用実態にとことんこだわり、皆で一緒に、楽しくしっかり活動する!」という「国際第４イズム」が大切に受け継がれていることを体感しています。

これからも、国際第４委員会は、「メンバーの笑顔」と「全員主役」を主軸とし、web3.0やIoTなど、時代の変化もしっかりととらえていきながら、知財実務の運用実態にとことんこだわりながら、調査研究と対外発信との両軸経営で、会員企業の皆様や各国-日本、双方にとってより良い知財環境が育めるよう、チーム戦で挑戦して参ります。「道がなければ道をつくる!」これからも、国際第４委員会への温かいご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願いいたします。

（2022年度　委員長・首藤 美都子）

研究テーマ/成果物からみた、
国際第４委員会の歩み（2013～2021年度）

★：調査団派遣あり

年　度	研究テーマ／成果物
2013年★	資料第429号「ベトナム調査団報告書」
	資料第434号「マレーシア調査団報告書」
	資料第431号「オーストラリア調査団報告書」
2014年★	資料第446号「フィリピン調査団報告書」
	資料第454号「フィリピンにおける特許権取得・行使上の留意点」
	資料第448号「シンガポール調査団報告書」
	資料第456号「シンガポールにおける特許権取得・行使上の留意点
	資料第449号「UAE・サウジアラビア調査団報告書」

年　度	研究テーマ／成果物
2014年★	資料第451号「UAE・サウジアラビアにおける特許権取得・行使上の留意点」
	資料第455号「トルコ調査団報告書」
	資料第450号「トルコにおける特許権取得・行使上の留意点」
2015年★	資料第469号「ASEAN、インド、オーストラリア、ニュージーランドにおける特許制度対比表」
	資料第458号「インドネシア・カンボジア調査団報告書」
	資料第462号「インドネシアにおける特許権取得・行使上の留意点
	資料第464号「カンボジアにおける特許権取得・行使上の留意点」
2016年★	論説「インド・ASEAN諸国において創出される発明の取扱い上の留意点」
	論説「特許訴訟データから見るインド知財戦略に関する調査・研究」
	論説「インド特許の実施報告書の記載様式に関する研究」
	論説「インドネシア、タイ、ベトナムの現地法律事務所の活用上の留意点
2017年	論説「インドにおける特許審査機関に関する調査研究」
	論説「インドにおける対応外国出願情報提供義務（8条）に関する調査研究」
	論説「インド、ASEAN諸国における特許権行使の実態に関する調査研究」
2018年	論説「特許権にかかるASEAN-5知的財産当局施策に関する調査研究」
	論説「インド出願における拒絶理由の分析とその対処方法」
2019年★	資料第497号「トルコ調査団報告書」
	資料第499号「トルコにおける特許権取得・行使上の留意点（第2版）」
	論説「ASEAN-6の特許制度における権利化阻止対抗手段に関する調査研究」
	論説「インドにおけるヒアリングに対する留意点
2020年	論説「ASEAN-6で早く安定した権利を取得する方法」
	論説「インドネシアにおける最新の特許法改正動向と、知財実務に与える影響・問題点の調査研究」
	研究「インド特許における権利行使及び出願権利化に役立つ判決・審決事例」
	研究「IPランドスケープを通じたASEAN×EC分野での中国企業の出願戦略分析」

年　度	研究テーマ／成果物
2021年	論説「IPランドスケープを通じた、標準必須特許を絡めた、インド×通信分野におけるグローバル企業の出願戦略分析
	論説「ASEANにおける、技術提供を伴う特許活用の実態と留意点（仮）」
	報告書「新インド特許実施報告書（新Form27）の運用上の留意点」
	報告書「新インド特許実施報告書（新Form27）の運用実態と課題認識（仮）」
	資料　「インドネシアにおける特許権取得・行使上の留意点（第2版）」
	外国「IPランドスケープを通じたイスラエルスタートアップ企業の知財分析

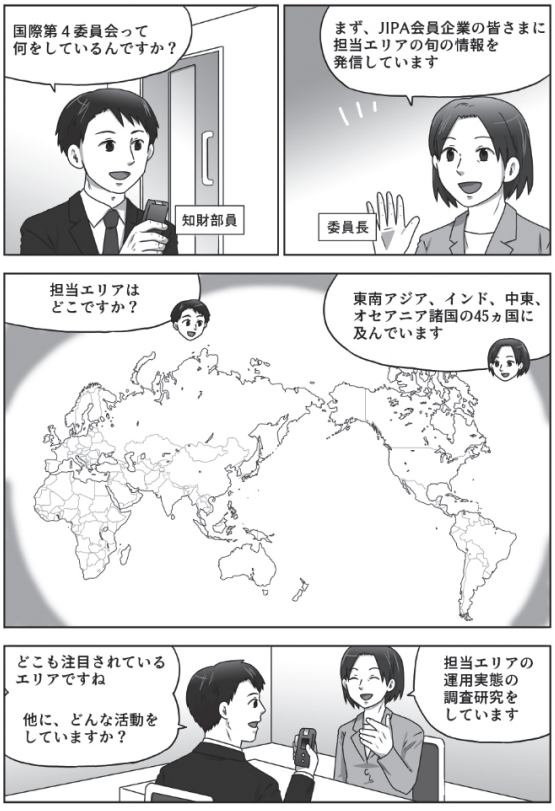

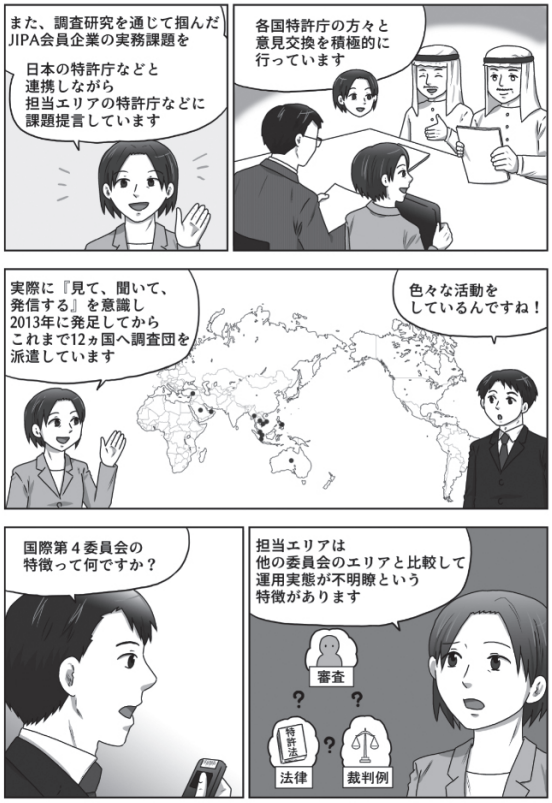

瀬川うめ／マンガ製作所

医薬・バイオテクノロジー委員会

1. はじめに

ここ数年の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の大流行により、ライフサイエンス分野への注目がますます高まってきている。

当委員会は、2010年度までバイオテクノロジー委員会として、2011年度より医薬・バイオテクノロジー委員会として、複数の小委員会・WGを設け、各々ライフサイエンス分野における知的財産の有効な権利保護のあり方の検討・提言を行うべく複数のテーマについて検討した。また、経済産業省、国内外の特許庁等からの緊急の問い合わせや日本弁理士会との意見交換会に関しては、正副委員長及び関連小委員会を中心に検討して対応した。

2. 各年度の活動

2008年度［平成20年度］

2008年度は、2つの小委員会を設け、下記のテーマについて検討した。

［第1小委員会］「分野毎の用途特許の類型と特許成立性についての検討」：機能性食品分野における用途発明の状況を検討するべく審判決及び審査事例を収集・分析した。

［第2小委員会］「抗体特許出願についての三極審査実務の比較研究の継続」：抗体クレームの保護範囲の広さに関して、明細書の記載要件との関係について検討した。「バイオテクノロジー分野の三極での最新審判決例の研究」：日米欧三極の最新の審判決を調査・検討した。

［知財管理誌］2008年7号に「抗体特許出願の審査に関する日米欧の三極比較研究」、2008年9、10号に「治療の態様に特徴がある医薬発明の審査の現状と三極比較」を掲載した。

［東西部会］「治療の態様に特徴がある医薬発明の審査の現状と三極比較」について発表した。

［意見交換会］特許第1委員会とともに、特許庁特許審査第一部調整課審査基準室及び審査部（医療、生命工学）と、「記載要件の三極比較」、「バ

イオテクノロジー分野の記載要件に関する調査研究」、「治療の態様に特徴がある医薬発明の審査の現状と三極比較」、「抗体特許出願の審査に関する日米欧の三極比較研究」について意見交換した。審判部と、「治療の態様に特徴がある医薬発明の審査の現状と三極比較」について意見交換した。日本弁理士会バイオ・ライフサイエンス委員会と、「バイオ関連・医薬発明の特許性についての国際的な比較に基づく問題点の調査・研究」、「治療の態様に特徴がある医薬発明の審査の現状と三極比較」について意見交換した。

［意見発信］東アジアWGとともに、台湾特許制度に関し、寄託に関する要件の緩和について意見書を提出した。イノベーションと知財政策に関する研究会の提言案と報告書案へのパブコメ募集に際し、コミュニティパテントレビューについて、実施対象分野についての配慮を要請する旨を要望した。「特許微生物寄託制度に関する検討委員会」に関連して、特許法施行規則に記載された分譲物の使用目的に関する「試験・研究」に関し、内容の明確化・厳格化を同委員会出席監事に要望を依頼した。寄託の要否に関する事例集（案）について意見・要望を提出した。

2009年度［平成21年度］

2009年度は、2つの小委員会と1つのWGを設け、下記のテーマについて検討した。

［第1小委員会］「ライフサイエンス分野毎の用途特許の類型と特許成立性についての検討」：再生医療分野での特許について事業のあり方から調査研究して当該分野でのあるべき特許保護形態について検討した。

［第2小委員会］「バイオマーカー特許出願についての三極審査実務の比較研究」:バイオマーカーに関する発明に対してどのような特許性判断がなされるか、主にその記載要件の観点から検討した。「バイオテクノロジー分野の三極での最新審判決例の研究」：米国重要判決であるIn re Kubinについて検討し、米国におけるバイオテクノロジー発明に対する自明性判断に及ぼす影響を検討した。

［3月特集号WG］6名からなるWGを編成して、知財管理誌3月特集号テーマ：「知的創造サイクルの実現に向けて～我々はどう対応すべきか～」に関し、「医薬品開発における知的財産上の論点と戦略」との具体的テーマで検討した。平成21年5月の知財戦略推進事務局の先端医療分野における特許保護の在り方に関する報告書を受けて改訂された「産業上利用することができる発明」及び「医薬発明」の審査基準を検討した。

［知財管理誌］2009年4号に「抗体特許出願の審査に関する日米欧の三極比較研究」、2009年8号に「バイオ分野の最近の審判決からみる実務上の指針」、2009年10号に「機能性食品分野における用途発明の権利化と権利行使上の問題点」、2009年11号に「バイオテクノロジー発明に対する米国の自明性判断に影響を及ぼすIn re Kubin判決の意義」、2010年3号に医薬品開発における知的財産上の論点と戦略」、2010年3月に「バイオマーカー特許出願の審査に関する日米欧の三極比較研究」を掲載した。

［東西部会］『改訂審査基準～「産業上利用することができる発明」～「医薬発明」～』について発表した。

［意見交換会］特許庁特許審査第一部調整課審査基準室及び審査部（生命工学）と、「抗体審査に関する意見交換」、「機能性食品分野における用途発明の権利化と権利行使上の問題点」について意見交換した。特許第1、2委員会と共同で、審査基準室と、「産業上利用することができる発明」及び「医薬発明」の改訂審査基準（案）について意見交換した。京都大学iPS細胞研究センター研究戦略本部知的財産管理室長と、先端医療発明について意見交換した。日本弁理士会バイオ・ライフサイエンス委員会と、先端医療分野に関する発明・技術・特許をテーマに意見交換した。

［意見発信］「先端医療分野における特許保護の在り方について（案）」に関する意見を知的財産戦略推進事務局宛に提出した。明細書への遺伝資源開示の記載要件化に関する提案についての意見・要望を特許庁国際課に提出した。「産業上

利用することができる発明」及び「医薬発明」の改訂審査基準（案）に対する意見・要望を特許庁審査基準室宛に提出した。JIPAステートメント「生物多様性条約（CBD）に関する基本姿勢について」を環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室に提出した。

2010年度［平成22年度］

2010年度は、2つの小委員会と1つのWGを設け、下記のテーマについて検討した。

［第1小委員会］「医薬用途発明の特許要件判断における薬理データの必要性についての検討」：医薬用途発明において実施可能性及び記載要件を満たすための薬理データの必要性について検討した。

［第2小委員会］「コンパニオン診断の出願についての三極審査実務の比較研究」：コンパニオン診断に関する発明に対してどのような特許性判断がなされるか、検討した。「医薬・バイオテクノロジー分野の三極での最新審判決例の研究」：米国重要判決であるSun対Lilly事件について検討し、米国における二重特許の判断に及ぼす影響を検討した。

［生物多様性条約に関するWG］10月の名古屋で開催されるCOP10に向けて、5名からなるWGを編成し、議論の結果によっては、医薬業界のみならず、様々な技術分野に広く影響することをJIPA会員へ警鐘する内容とするべく、遺伝資源へのアクセス及び利益配分問題について検討した。

［知財管理誌］2010年7号、8号に「バイオマーカー特許出願の審査に関する日米欧の三極比較（その1、その2）」、2010年9号に「再生医療関連ビジネスの現状と再生医療関連発明の保護について」、2010年10号に「再生医療関連発明の審査の現状と再生医療ビジネスの特許保護について」、2010年9号に生物多様性条約に関するQ&A、2011年2月に「コンパニオン診断に係る特許出願の日米欧における審査実務の研究」を掲載した。

［東西部会］「再生医療ビジネスの特許保護と再生医療関連発明の審査の現状」について発表した。

［意見交換会］特許庁審査基準室及び審査部（医療、生命工学）と、特許期間延長、コンパニオン診断及びSNPs出願に関し当委員会で作成の仮想事例について意見交換した。知財高裁と、上位クレームの記載要件判断について意見交換した。日本弁理士会バイオ・ライフサイエンス委員会と、「バイオ関連・医薬発明の特許性のついての国際的な比較に基づく問題点の調査・研究」、「再生医療ビジネスの特許保護と再生医療関連発明の審査の現状」について意見交換した。

［意見発信］記載要件に関するライフサイエンス分野に関連する「審査基準」について、修正・加筆要望事項を特許庁に提出した。台湾及び中国特許制度に関し、意見書を提出した。米国における審査着手時期に関するパブコメ用意見を提出した。インドの強制実施権に関するパブコメ用意見を提出した。産業構造審議会 知的財産政策部会 特許制度小委員会で検討された「グレースピリオドの在り方」について、意見を提出した。

2011年度［平成23年度］

2011年度は、2つの小委員会と1つのWGを設け、下記のテーマについて検討した。

［第1小委員会］「核酸の医薬及び診断薬への適用に関する発明の特許性」：核酸の用途を、アンチセンス、RNAi、アプタマー、SNPs、遺伝子治療、遺伝子診断、バイオマーカーに分類し、それぞれの用途について審判決及び2005年以降に公開された出願の審査状況を調査･検討した。

［第2小委員会］「公知の医薬品を組み合わせた併用用途特許の審査実務」：併用用途特許出願に対する三極の審査段階における主に進歩性要件の拒絶理由通知と当該通知に対する応答を検討した。

［WG］産業構造審議会の特許期間延長制度WGと「特許権の存続期間の延長」の審査基準改訂案について対応した。

［知財管理誌］2011年5号に「コンパニオン診断を保護する特許出願の日米欧における審査実務の研究」、2011年8号に「米国の自明型二重特許の判断に影響を及ぼすSun対Lilly事件判決の意

義」、2011年10号に「医薬発明の特許要件判断における薬理データの必要性についての検討」を掲載した。

［東西部会］「バイオマーカー特にコンパニオン診断特許が事業に及ぼす影響」について発表した。

［意見交換会］産構審特許期間延長WGにおける特許庁提案・審査基準改定案等について意見交換し、産業界の要望を伝えた。日本弁理士会バイオ・ライフサイエンス委員会と、「フリバンセリン事件」、「コンパニオン診断薬」について意見交換した。

［意見発信］特許庁提案・審査基準改定案等についてのパブコメ募集に対し、庁に意見を提出した。英国特許庁の免責対象に関するパブコメ募集に対し、委員会名で新薬の臨床試験も免責になることを求める意見書を提出した。「明細書及び特許請求の範囲の記載要件」の審査基準改訂案に関するパブリックコメント募集に、意見を提出した。

2012年度［平成24年度］

2012年度は、2つの小委員会と1つのWGを設け、下記のテーマについて検討した。

［第1小委員会］「米国のANDA関連訴訟における不衡平行為の類型別検討、無効理由等についての検討」：2003年以降のCAFC判決を中心にANDA関連訴訟の判決約100件の判決レビューを行って、その中から検討事例を絞り込み、各事例について論点整理を行い、特に不衡平行為の類型別検討、無効理由等について調査・検討した。

［第2小委員会］「米国判例を考慮した医薬・バイオテクノロジー分野の方法発明についての留意点」：Prometheus 事件を中心に各判決の概要を確認し、判決後のこの分野の発明をクレームする出願の出願審査状況の検討を行い、暫定審査基準の内容検討を踏まえて、既に特許登録となった過去の事案、審査中の現在の事案、今後出願予定の未来の事案について、実務上の留意点を仮想事例から検討した。

「中国のライフサイエンス分野発明の特許審査・審判実務の調査検討」：中国特許庁HPより、医薬・バイオ関連のIPC分類に基づき抽出した審決情報（計92件）について調査した。審決文の要約から興味有る案件を抽出した。また、無効審決の上級審の内容から検討に値する審決を抽出した。

［WG］2013年4月特集号に寄稿するため、タイトル「医薬品開発に関連した特許制度を中心とする諸制度の現状について」の論説作成について、正副委員長を中心に11名からなるWGを編成して対応した。

［知財管理誌］2012年8号に「日米欧における医薬品の併用用途特許出願に対する審査実務の研究」、2012年10号に「核酸の医薬及び診断薬への適応に関する発明の特許性」を掲載した。

［東西部会］「核酸の医薬及び診断薬への適応に関する発明の特許性」、「日米欧における医薬品の併用用途特許出願に対する審査実務の研究」について発表した。

［意見交換会］「WIPO配列表ST.26標準（案）」に関する三極特許庁のパブコメ募集について、問題点等をそれぞれ検討し、産業界の要望を三極特許庁にそれぞれ伝えた。審査基準室と、医薬発明の記載要件と実施可能要件について意見交換した。日本弁理士会バイオ・ライフサイエンス委員会と、「配列を限定した抗体クレームの日米欧三極比較」、「日米欧における医薬品の併用用途特許出願に対する審査実務の研究」、「核酸の医薬及び診断薬への適応に関する発明の特許性」について意見交換した。

［意見発信］「WIPO配列表ST.26標準（案）」に関し、三極特許庁に意見を提出した。「中国・韓国・台湾の知的財産制度・運用に関する議題の募集」（医薬品についての強制実施権の対象の明確化について要望事項）を提出した。ブラジルのANVISAの「医薬品・医薬の製法発明に関する審査基準の改定について」に関し、意見を提出した。英国特許庁の「研究及びボーラー条項に関する法改正について」に関し、委員会名で改正案に賛成することを求める意見書を提出した。インド特許庁の伝統知識及び生物材料に関連する特許出願の審査の為の審査基準（案）に関し、意見を提出した。韓国特許法改正案につ

いて要望事項を提出した。トルコ経済連携で要求すべき知財ルールについて要望事項を提出した。インド特許庁に、バイオテクノロジー出願の審査基準（案）に関し、意見を提出した。オーストラリア特許庁に、医薬特許評価に関し、意見を提出した。総合戦略会議TPP（環太平洋パートナーシップ）WGへ当委員会関連事項について要望を提出した。TPPに関する医薬・バイオテクノロジー分野の保護強化案について、同WGのヒアリングに参加した

2013年度［平成25年度］

2013年度は、3つの小委員会を設け、下記のテーマについて検討した。

［第1小委員会］「中国におけるライフサイエンス分野発明の特許審査・審判実務の調査検討」：中国国家知的財産局の権利復審委員会のホームページの「審査決定検索」を用いて、医薬及び抗体のIPCを主に使用、医薬に関連する物質、用途及び製剤の事案を抽出後、記載要件を中心に審査実体の把握と日米欧の三極審査との比較を行い、発明カテゴリーによる相異や後出しデータの提出の可能性等について分析した。

［第2小委員会］「医薬製剤を含む製剤関連発明の日米欧三極審査実務の調査検討」：製剤関連発明は、請求項の記載が、構成成分の数値限定を含む多種多様な表現様式で表されている発明である。これらの医薬製剤を含む製剤発明に関する新規性、進歩性、記載要件の審査実務に関する三極比較を行った。

［第3小委員会］「医薬発明やバイオテクノロジー分野発明における明細書作成のための指針の提供」：ライフサイエンス分野の発明カテゴリー毎の実務者向け明細書の作成のための指針の提供のため、仮想事例を基に特許出願明細書作成のための指針と留意事項について検討した。

［知財管理誌］2013年4号に「医薬品開発に関連した特許制度を中心とする諸制度の現状について」、2013年5号に「米国判例を考慮した医薬・バイオテクノロジー分野の方法発明の特許出願における留意点」、2013年8号に「米国ANDA関連訴訟判決における判断傾向の分析」、2013年1号に知的財産Q&A：「強制実施権について、最近の話題」を投稿した。

［東西部会］「米国ANDA関連訴訟判決における判断傾向の分析」、「米国判例を考慮した医薬・バイオテクノロジー分野の方法発明の特許出願における留意点」について発表した。

［意見交換会］特許庁国際政策課と、WIPOにおける遺伝資源に関する議論について（特許明細書中への遺伝資源情報開示に関して）意見交換した。審査基準室と、抗体－薬物複合体関連発明の進歩性、先後願関係にある化合物の塩・結晶発明の特許出願における法39条の運用について、「特許権の存続期間の延長」の改定後の審査基準の運用について、医薬用途発明の審査基準の運用について意見交換した。日本弁理士会バイオ・ライフサイエンス委員会と、「用法・用量に特徴を有する医薬発明に関する改訂審査基準の概要、審査事例の分析等」と「iPS細胞作成方法関連特許権の成立状況、iPS細胞を利用した心筋への再生医療関連特許、iPS細胞を利用した加齢黄斑変性症への再生医療関連特許についての日米欧三極比較」、「医薬品開発に関連した特許制度を中心とする諸制度の現状」、「米国ANDA関連訴訟判決における判断傾向の分析」について意見交換した。

［意見発信］「オーストラリア医薬関連特許や制度に関する方針表明」に対する意見を提出した。「韓国特許法改正」に対する意見募集」（特許期間延長回数についての要望事項）を提出した。TPPに関する内閣府への意見提出についてTPPタスクフォース経由へ要望事項を提出した。JIPAブラジル調査団へ、ブラジル訪問先との意見交換会の議題を提案した。ブラジル産業財産庁に対する当委員会関連発明の適正な審査要望、特許権の特許期間延長制度導入、ヒトの医薬品開発に係る試験データ保護制度の導入、及び強制実施権制度の適切な運用についての要望書を提出した。インド特許庁の医薬品分野における特許出願の審査基準（案）に関するパブコメ募集に対し、国際委員会へ要望事項についての意見を提出した。第20回WIPO-SCPにオブザーバー参加した。

2014年度［平成26年度］

2014年度は、2つの小委員会を設け、下記のテーマについて検討した。

［第1小委員会］「特許権存続期間延長制度のあるべき姿」：2014年5月の特許権存続期間延長に関する知財高裁大合議判決を受けて、医療ニーズ、当初の特許期間延長制度の趣旨、現行審査基準作成時の産業構造審議会での議論内容、新有効成分含有医薬品と新用量医薬品の開発期間、日欧の制度等を分析し、特許権存続期間延長制度のあるべき姿を提言した。「ライフサイエンス分野発明における特許庁と裁判所の判断相異要因の検討」：特許庁と裁判所の判断に相異があった日本の審判決事例を拒絶理由・発明の種類別に抽出し、その判断傾向分析を行った。

［第2小委員会］「海外企業の知財戦略の分析〔明細書記載方法と権利化戦略の分析〕」：海外企業の知財戦略をベンチマークにする目的で海外大手製薬企業の医薬品ごとの出願行動を調査すると共に、明細書の記載内容と権利化過程を解析した。

［知財管理誌］2014年6号に「中国におけるライフサイエンス分野発明の特許審査・審判実務の調査検討」、2014年9号に「医薬製剤発明の日米欧三極審査実務の比較検討」、2014年12号に「医薬・バイオテクノロジー分野発明における明細書作成のための指針の提供（その1）－低分子化合物の医薬用途発明を中心に－」、2015年1号に「医薬・バイオテクノロジー分野発明における明細書作成のための指針の提供（その2）（完）－抗体、核酸医薬、コンパニオン診断を中心に－」、2014年7号に「特許権存続期間延長に関する知財高裁大合議判決－平成25年（行ケ）第10195-8号　審決取消請求事件－」、2014年11号知的財産Q&A（No.172）：「再生医療等製品の特許期間延長について」を掲載した。

［東西部会］「中国におけるライフサイエンス分野発明の特許審査・審判実務の調査検討」、「医薬製剤を含む製剤関連発明の日米欧三極審査実務の調査検討」について発表した。

［意見交換会］特許庁・審査基準室と、薬事法改正に伴う「特許権の存続期間の延長」の審査基準改訂案に関し意見交換した。審査基準室と、特許存続期間延長登録・大合議判決、医薬製剤発明に関する進歩性判断、中国と日本における審査実務比較、再生医療等製品の特許存続期間延長審査基準案及び医薬・バイオ分野の特許における新規性・進歩性判断について意見交換した。特許庁国際政策課と、WIPOにおける遺伝資源に関する議論に関し意見交換した。日本弁理士会バイオ・ライフサイエンス委員会と、「ミリアド米国連邦最高裁判決とその影響」、「食品発明の審査・運用等についての調査・研究及び提言」、「FY14医薬バイオ委員会活動紹介」、「中国におけるライフサイエンス分野発明の特許審査・審判実務の調査検討」、「医薬製剤発明の日米欧三極審査実務の比較検討」について意見交換した。

［意見発信］米国101条の特許適格性のガイダンスとそのトレーニング資料に対し意見提出した。「韓国薬事法改正案（韓国版オレンジブック）」に対し意見提出した。「日本薬事法施行令等の一部改正」に対し意見提出した。「韓国国民健康保険法改正案」に対し意見提出した。「インド医薬発明審査基準案（revised）」に対し意見提出した。「米国における適切なFA期間目標」に対し意見提出した。「薬事法改正に伴う特許期間延長審査基準改訂案」に対し意見提出した。「中国専利手続に用いる生物材料保存弁法（草案）」に対し意見提出した。「韓国薬事法改正の野党発議案」に対し意見提出した。「米国101条の特許適格性のガイダンス（revised）」に対し意見提出した。第21回WIPO-SCPにオブザーバー参加した。

2015年度［平成27年度］

2015年度は、2つの小委員会を設け、下記のテーマについて検討した。

［第1小委員会］「ライフサイエンス分野における明細書の開示要件に関する多極間審査・審判比較研究」：WIPO-SCPでも議論されている開示要件（実施可能要件、サポート要件、出所開示要件）について、比較国を過去の3極から中国、

韓国、インド、ロシア、ブラジルまで広げて、発明カテゴリー別に各国の審査・審判比較を行った。また、生物多様性条約に関連した出所開示要件について、それが特許要件として規定されている中国、インド、ブラジルの制度の調査比較を行った。

［第2小委員会］「マーカッシュ形式物質クレームに特徴のあるライフサイエンス分野におけるコスト面から見た出願・権利化戦略の研究」：クレーム・明細書の質を維持しつつ、方式コストや翻訳コストを削減する方法を検討した。特に両コストに影響を与える明細書のページ数の削減策にフォーカスした。

［知財管理誌］2015年7号に「最近の医薬・バイオ関連発明における審決と判決との判断相違要因の考察」、2015年11号に「医薬品産業の知財戦略（その1）－グローバル医薬品事業における特許ポートフォリオの分析－」、2015年12号に「医薬品産業の知財戦略（その2）－医薬品の各特許タイプの権利化の分析」、2015年6号に知的財産Q&A（No.174）：「自然産物に対する米国特許法101条特許適格性」、2015年10号に「プロダクト・バイ・プロセスクレーム最高裁判決を考える－平成24年（受）第1204号　特許権侵害差止請求事件－」を掲載した。

［東西部会］「最近の医薬・バイオ関連発明における審決と判決との判断相違要因の考察」、「医薬品産業の知財戦略」について発表した。

［意見交換会］特許庁国際政策課と、WIPOにおける遺伝資源に関する議論に関し意見交換した。審査基準室と、委員会の活動報告と機能性食品クレームの審査基準、進歩性欠如の拒絶理由に対する薬理データの後出し可否、プロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する審査ハンドブック案、知財高裁大合議判決を踏まえた特許権存続期間延長制度のあるべき姿、中国の後出しデータ記載要件の緩和で救済された案件について意見交換した。日本弁理士会バイオ・ライフサイエンス委員会と、「米国特許法第101条に関する米国特許商標庁新審査ガイダンス及びそのバイオテクノロジー発明に対する影響」、「FY15医薬バイオ委員会活動紹介」、「最近の医薬・バイオ関連発明における審決・判決の判断相違要因の考察」、「知財高裁大合議判決を踏まえた特許権存続期間延長制度のあるべき姿を考える」について意見交換した。

［意見発信］ブラジル審査基準改訂案に対し意見提出した。日本審査基準改訂案（薬理データの追加提出、プロダクト・バイ・プロセスクレーム審査取り扱い）に対し意見提出した。タイ特許法改正案に対し意見提出した。第22回WIPO-SCPにオブザーバー参加した。アジア戦略PJインド訪問団に参加した。

2016年度［平成28年度］

2016年度は、3つの小委員会を設け、下記のテーマについて検討した。

［第1小委員会］「最新医療関連発明（再生医療）に関する知財戦略の検討（審査の現状確認を含む）」：開発中の再生医療等製品に関する再生医療技術発明について、特許戦略分析と三極審査比較検討を行った。

［第2小委員会］「医薬・バイオテクノロジー分野におけるライセンス契約の特徴と課題」：医薬・バイオテクノロジー分野のライセンス契約における対象技術ごとの契約書各条項の特徴と課題を以下の切り口で分析すると共に、最新医療技術（再生医療）に求められるライセンス契約の課題・特徴について検討した。「医薬分野vs.電気機器分野」及び「低分子化合物vs.抗体vs.再生医療vs.汎用技術」。

［第3小委員会］第30回WIPO-IGCに参加し、名古屋議定書に基づく国内措置に関する海外の動向を情報収集した。

［知財管理誌］2016年7号に「マーカッシュ形式で表現した医薬品物質発明のコスト面から見た出願・権利化戦略の研究」、2016年9号「ライフサイエンス分野における明細書の開示要件に関する多極間比較研究」、2016年8号に知的財産Q&A（No.177）：「特許存続期間が延長された特許権の効力について」を掲載した。

［東西部会］「生物多様性条約に関する会員アンケート結果報告」、「ライフサイエンス分野における明細書の開示要件に関する多極間審査・審

判比較研究」、「マーカッシュ形式物質クレームに特徴のあるライフサイエンス分野におけるコスト面から見た出願・権利化戦略の研究」について発表した。

［意見交換会］特許庁国際政策課と、WIPOにおける遺伝資源に関する議論に関し意見交換した。審査基準室と、再生医療分野における特許の課題について意見交換した。日本弁理士会バイオ・ライフサイエンス委員会と、「医薬の併用療法に係る発明について」、「バイオベンチャー企業の知財戦略と資金獲得について」、「米国特許法第101条のバイオ医薬系分野における最新トピックス」、「ライフサイエンス分野における明細書の開示要件に関する多極間審査・審判比較研究」、「最新医療関連発明（再生医療関連発明）に関する知財戦略の検討（審査の現状確認を含む）」について意見交換した。

［意見発信］ソフトウェア委員会と合同で、米国101条特許適格性ガイダンス事例追加に対し意見提出した。新WIPO標準ST.26に対し意見提出した。第30回WIPO-IGCにオブザーバー参加した。第24回及び第25回WIPO-SCPにオブザーバー参加した。

2017年度［平成29年度］

2017年度は、3つの小委員会を設け、下記のテーマについて検討した。

［第1小委員会］「医薬・バイオテクノロジー分野における次世代技術（例、IoT、人工知能等）に関する知財研究」：医薬・バイオテクノロジー分野におけるAI、IoTの現状とそれに関する特許について現状分析と特許課題検討を行った。今後考えられる課題として、医薬の有効成分の発明をAIがなした場合における、発明者適格性、進歩性の考え方、実施可能要件の考え方等仮想事例をもとに検討した。

［第2小委員会］「バイオシミラー等に関する知財研究」：①先発バイオ医薬品メーカーがとりうる特許戦略、②後続バイオ医薬品の特許戦略、③バイオベターの特許権利化戦略の切り口で研究した。

［第3小委員会］：「医薬・バイオテクノロジー分野における特許権の制限と例外に関する研究」：本テーマについては、①強制実施権と②試験研究の例外の二つのトピックで検討を行った。①強制実施権については各国の事例集めと、ドイツでの強制実施権の事例紹介を中心に検討し、②試験研究の例外については医薬品承認に関する試験の免責（いわゆるBolar条項）についての各国の制度についての情報収集を中心に検討した。

［知財管理誌］2017年9号に「再生医療分野における特許戦略及び特許審査の三極比較研究」、2017年10号に「医薬品産業におけるライセンス契約の留意点」を掲載した。

［東西部会］「再生医療分野における特許戦略及び特許審査の三極比較研究」、「医薬品産業におけるライセンス契約の留意点」について発表した。

［意見交換会］審査基準室と、創薬AI関係の特許出願審査についての課題、バイオ後続品の特許出願審査についての課題について意見交換した。日本弁理士会バイオ・ライフサイエンス委員会と、「CRISPR、遺伝子解析技術、iPS細胞ストック事業等の先端技術と特許」、「特許権侵害につながり得るようなジェネリック医薬品の適応外使用の可能性と特許侵害として訴求可能性」、「AI/IoT関連についてのライフサイエンスでの活用」、「バイオシミラーにおける特許戦略」について意見交換した。

［意見発信］中国に対する生物遺伝資源の取扱いに対する国内措置法案に対し意見提出した。ブラジルの化学分野における特許審査ガイドラインの改定に対し意見提出した。製薬協と合同で、台湾の特許延長登録出願制度についての公聴会に対し意見提出した。製薬協と合同で、台湾の特許延長登録出願制度についての審査改正案に対し意見提出した。第26回及び第27回WIPO-SCPにオブザーバー参加した。

2018年度［平成30年度］

2018年度は、3つの小委員会を設け、下記のテーマについて検討した。

［第1小委員会］「特許から考える未来のライフサイエンス産業（第4次産業革命を経て）」：ヘル

スケア産業における未来像を産業ビジョンとビジネスモデルの観点で検討し、今後発展していくであろうデジタル技術を取り入れた次世代技術に関する開発動向、特にヘルスケア分野におけるIoT技術の特許出願分析を行った。

［第2小委員会］「新世代医薬の特許動向の研究（核酸医薬、遺伝子治療等）」：2017年に世界で初めて米国FDAがCAR-T細胞療法を承認し、現在も欧州、中国、日本等で臨床試験が進められている。本研究では、先行してCAR-T細胞療法に関する事業を行うキープレーヤーを中心として技術・事業の概要を整理すると共に、基本特許・関連特許を調査して特許出願動向を調査した。

［第3小委員会］「ライフサイエンス分野における的確な保護を求めるためのグローバルな意見提言発信」：第28回及び第29回のWIPO-SCP参加のため、特許庁と打ち合わせを行い、Access to Medicineに関する日本製薬企業の取り組み事例を中心とする製薬協と連名してstatementを発表した。

［知財管理誌］2018年9号に「新興国及び先進国における医薬品の強制実施権の比較」、2018年10号に「医薬・医療分野のAIに関する技術・知財研究」、2018年11号に「試験研究の例外規定とBolar免責の解釈」、2019年1号に「バイオ医薬品分野おけるバイオシミラー等をふまえた特許戦略研究」を掲載した。

［東西部会］「バイオ医薬品分野おけるバイオシミラー等をふまえた特許戦略研究」、「医薬・医療分野のAIに関する技術・知財研究」、「新興国及び先進国における医薬品の強制実施権の比較」について発表した。

［意見交換会］審査基準室と、IoMT関連発明の審査についての課題、CAR-T細胞療法関連発明の審査の課題について意見交換した。日本弁理士会バイオ・ライフサイエンス委員会と、「特許から考える未来のライフサイエンス産業（第4次産業革命を経て）」、「新世代医薬の特許動向の研究（核酸医薬、遺伝子治療等）」について意見交換した。

［意見発信］他委員会と共同で、知財推進計画に対し意見提出した。第28回及び第29回WIPO-SCPにオブザーバー参加した。

2019年度［平成31年・令和元年度］

2019年度は、3つの小委員会を設け、下記のテーマについて検討した。

［第1小委員会］「医薬・バイオテクノロジー分野における産学連携及びオープンイノベーションに関する知財研究」：医薬分野では、ビジネスモデルの転換により、産学連携をはじめとしたオープンイノベーションへの注目が非常に高まっているが、業界特有の要因（長期の開発期間、高額な開発費、薬事規制、低成功確率、製品をカバーする特許の少なさ、医者と企業の関係等）が多いという特殊性がある。このような観点から産学連携及びオープンイノベーションに課題等について調査研究した。

［第2小委員会］「医薬品ライフサイクルマネジメント特許の実効性についての研究」：医薬品について、物質特許や主要な用途特許が満了し後発品が参入し得る状況下で、ライフサイクル特許と呼ばれるセカンダリー特許は、製品価値の最大化に寄与しているのか、という切り口で低分子、抗体、再生医療等製品それぞれについて具体的事例を調査し、その実効性について検討した。

［第3小委員会］「ライフサイエンス分野における的確な保護を求めるためのグローバルな意見提言発信」：第30回及び第31回のWIPO-SCP参加のため、特許庁と打ち合わせを行い、Access to Medicineに関する日本製薬企業の取り組み事例を中心とする製薬協と連名でstatementを発表した。「ライフサイエンス分野におけるビッグデータ利活用の現状と今後の展望－次世代医療基盤法施行後のデータ利活用等」：日本のライフサイエンス分野におけるビッグデータ利活用の現状について調査研究を行った。

［知財管理誌］2019年12号に「ヘルスケア産業の未来像と次世代技術に関する知財研究」、2020年1号に「CAR-T細胞療法の特許環境についての研究」、2019年10号に第29回WIPO-SCP参加報告を掲載した。

［東西部会］「ヘルスケア産業の未来像と次世代技

術に関する知財研究」について発表した。
［意見交換会］日本弁理士会バイオ・ライフサイエンス委員会と、「食品用途発明に関する日本特許庁における審査状況」、「特有効成分・用途がメカニズムで特定されたクレームの日米欧三極における審査状況」、「バイオシミラーのパテントリンケージ」、「医薬・バイオテクノロジー分野における産学連携及びオープンイノベーションに関する知財研究」、「医薬品ライフサイクルマネジメント特許の実効性についての研究」について意見交換した。
［意見発信］国際第一委員会と共同で、IP PACで米国101条に対し意見提出した。他委員会と共同で、知財推進計画に対し意見提出した。第30回WIPO-SCPにオブザーバー参加した。

2020年度［令和2年度］

2020年度は、3つの小委員会及び1つのWGを設け、下記のテーマについて検討した。
［第1小委員会］「次世代医療基盤法施行後のデータ利活用の現状と今後の展望」：医薬・バイオテクノロジー分野における次世代医療基盤法施行後のデータ利活用の現状と今後の展望について検討した。現状について諸外国の制度と比較しつつ、認定匿名化事業者にもインタビューを行い、現状をまとめ、今後の展望についても検討した。
［第2小委員会］「次世代バイオテクノロジー関連ビジネス（医薬品、食品、化粧品、環境、化学品等）における知的財産戦略」：次世代バイオテクノロジー関連ビジネスにおける知財戦略研究を行った。切り口として、①CRISPER CAS9及び②スマートセルに着目して各特許についての知財研究に取り組んだ。
［第3小委員会］「医薬・バイオテクノロジー分野におけるビジネスエコシステム（産学官連携を含む）の知的財産に関する研究」：ビジネスエコシステムにおいて連携の場を提供する組織（プラットフォーマー）とそこに集まる企業群（店子）を切り口に、プラットフォーマーと店子それぞれの取り組みについて調査を開始した。
［CBD WG］WIPO IGCにおける遺伝資源の出所又は期限の開示義務についての議論における意見提言を検討した。2月予定の会合は延期となった。DSI（Digital Sequence Information）の利用を利益配分の対象とするか否かは生物多様性条約の締約国会議での重要な議題の一つとされており、国内外の情報や締約国会議に向けた準備のために情報収集を行った。
［知財管理誌］2020年12号に「医薬分野における産学連携及びオープンイノベーションに関する知財研究」、2021年2号に「医薬品ライフサイクルマネジメントに実効性のある特許戦略研究」を掲載した。
［東西部会］「医薬分野における産学連携及びオープンイノベーションに関する知財研究」、「医薬品ライフサイクルマネジメントに実効性のある特許戦略研究」について発表した。
［意見交換会］日本弁理士会バイオ・ライフサイエンス委員会と、「抗体医薬の審査に関する日米欧三極比較」、「日本における大学発ベンチャー企業の特許面からの分析」、「次世代医療基盤法施行後のデータ利活用の現状と今後の展望」、「次世代バイオテクノロジー関連ビジネス（医薬品、食品、化粧品、環境、化学品等）における知的財産戦略」について意見交換した。
［意見発信］中国専利法改正案に対し意見提出した。韓国における医薬バイオ分野の要望に対し意見提出した。薬品特許紛争早期解決メカニズム実施弁法に対し意見提出した。中国改正専利指南改正に対し意見提出した。薬品発売審査承認に係る専利民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院の規定に対し意見提出した。中国専利法実施細則に対し意見提出した。台湾専利法改正に対し意見提出した。中国医薬品紛争裁決手続法に対し意見提出した。ベトナムにおける知財法改正案に対し意見提出した。

2021年度［令和3年度］

2021年度は、3つの小委員会及び1つのWGを設け、下記のテーマについて検討した。
［第1小委員会］「次世代バイオテクノロジー関連ビジネスにおける知的財産戦略」：次世代のバ

イオテクノロジーを用いた関連ビジネス（医薬品の他、化成品、化粧品、食品等も含む）についての知財戦略を調査・検討した。具体的な技術分野としてスマートセルやCRISPR/Cas9及びmRNA医薬にフォーカスし、これらの技術を用いた製品を有する各企業の知財活動について検討した。

［第2小委員会］「医薬・バイオテクノロジー分野におけるビジネスエコシステム（産学官連携を含む）の知的財産に関する研究」：医薬・バイオテクノロジー分野におけるエコシステムの現状を調査・検討した。ビジネスエコシステムにおいて連携の場を提供し様々なサポートを行う組織と、エコシステムに関する識者へのインタビューを行い、連携の場に集まるプレーヤー間のマッチングを成功させるためのスタートアップや事業会社の課題やそのあるべき姿について議論・検討を行った。

［第3小委員会］「近未来医薬バイオ技術に関する知財研究」：近未来医薬バイオ技術を題材とした知財研究への取り組みを開始し、近未来医薬バイオ技術として現在どのような技術が知られているかを情報収集した。次に、多種多様な医薬バイオ技術の情報を：「ウェアラブル×ヘルスケア」、「埋め込みデバイス」、「スマートセル」、「ナノテクノロジー×バイオ・ライフサイエンス分野」、「治療でのDX」の5つの候補技術分野に整理した。

［CBD WG］「生物多様性条約（CBD）と知的財産制度との関係に関する研究と意見提言」：主に1）WIPO IGCにおける特許等出願書類への遺伝資源の出所又は起源の開示義務、及び2）生物多様性条約締約国会議（COP：Conference of the Parties）におけるデジタル配列情報（DSI）の利益配分に係る議論の知財活動への影響について、情報収集と意見提言を行った。WIPO IGCにおける特許等出願書類への遺伝資源の出所等開示義務に関して、それらが特許実務及び事業へ与える影響について特許庁と意見交換した。COP15に向けたDSIに関する利益配分の議題について、DSI交渉方針検討会（生物多様性総合対策事業　タスクフォース委員会）への参加やJBAとの意見交換を行い、DSIの利益配分に係る知財制度との関係について産業界の考えを伝えた。

［知財管理誌］2021年11号に「次世代医療基盤法施行後のデータ利活用の現状と今後の展望」、2021年11号に「次世代医療基盤法施行後のデータ利活用の現状と今後の展望」、2022年1号に「DSI（デジタル配列情報）と知的財産権」を掲載した。

［東西部会］「次世代医療基盤法施行後のデータ利活用の現状と今後の展望」について発表した。

［意見交換会］日本弁理士会バイオ・ライフサイエンス委員会と、「バイオ関連・医薬発明の審査・運用等についての調査・研究及び提言」、「日本のバイオ・ライフサイエンス産業の国際的競争力の特許面からの調査、研究及び提言」、「次世代バイオテクノロジー関連ビジネス（医薬品、食品、化粧品、環境、化学品等）における知的財産戦略」、「医薬・バイオテクノロジー分野におけるビジネスエコシステム（産学官連携を含む）の知的財産に関する研究」、「近未来医薬バイオ技術（サステイナブルバイオテクノロジー、デジタルセラピューティックス、アストロバイオテクノロジー等）に関する知財研究」、「生物多様性条約（CBD）対応」について意見交換した。

［意見発信］特許庁に「中韓台要望書」を提出した。JETROソウルに「SJC建議事項」について要望を提出した。中国国家知識産権局に「専利審査指南改正草案（意見募集稿）」に対する意見を提出した。特許庁国際政策課に「2021年度中韓台要望書」を提出した。タイ知的財産局に「タイ特許法改正に関するパブリックコメント」を提出した。第33回WIPO SCPにオブザーバー参加した。

2022年度［令和4年度］

2022年度は、3つの小委員会及び1つのWGを設け、下記のテーマについて検討した。

［第1小委員会］「医薬・バイオテクノロジー分野におけるビジネスエコシステムの知的財産に関する研究」：医薬・バイオテクノロジー分野のビジネスエコシステムの現状・課題の紹介、ビ

ジネスエコシステムを成功させるための手段の提言を目指し、プラットフォーマーへのインタビューにより挙げた、事業会社とスタートアップとのマッチングを成功させるための4つの課題、①ノンコンフィデンシャルでの情報の開示方法、②事業会社とスタートアップとのマッチングに適したマクロ動向分析、③事業会社のデューデリジェンスでのプラスの評価指標、④スタートアップの知財戦略、について調査した。今後、知財管理誌への論説投稿を行う。

［第2小委員会］「近未来医薬バイオ技術（ウェアラブル×ヘルスケア、ナノテクノロジー×バイオ・ライフサイエンス分野、治療でのDX等）に関する知財研究」：近未来医薬バイオ技術の将来展望、知財の観点からみた課題提言を内容とした2023年度の論説化を目指し、2022年度は研究テーマ候補を3つ（①新しいモダリティ、治療法についての知財保護について、②デジタル医療関連技術及び法制度の調査、③人工臓器、埋め込みデバイス、失われた機能を補う新規モダリティ、特に医療機器（人工感覚器）の製品保護戦略について）に絞り込み、それぞれの技術分野の概要を把握し、論点ポイントをまとめている。

［第3小委員会］「次世代技術（エクソソーム治療薬及び/又はマイクロバイオーム）の出願や各国の審査状況に関する研究」：エクソソーム治療薬とマイクロバイオームの基本的な技術理解から始め、比較的製品開発が進み、情報の蓄積があると見込まれるマイクロバイオームを中心に検討を進めることにし、スタートアップの製品パイプラインや特許ポートフォリオについての情報を収集した。2024年度の論説化に向けて、2023年度は、これまでに集めた情報を軸に調査・検討・課題抽出等を行うとともに、エクソソーム治療薬の情報のアップデートも行う予定である。

［CBD対応WG］「CBD対応WG（中長期テーマ）：生物多様性条約（CBD）と知的財産制度との関係に関する研究と意見提言」：WIPO IGCにおける遺伝資源等の出所開示に係る「国際的法的文書」議論の検討、及び生物多様性条約締約国会議（COP15）におけるDSI（デジタル配列情報）の利益配分に係る議論の情報収集及び事業活動や知財活動への影響について検討を行い、特許庁・JBAとも意見交換を行った。また、「生物多様性のいろは」の作成を進めている。なお、WIPO総会にて異例な形で決定された「知的財産、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識に関する国際的法的文書」を採択するための外交会議（2024年までに開催）の動向についてフォローしていく。

［東西部会］「次世代バイオテクノロジー関連ビジネスにおける特許戦略」及び「DSIと知財との関係」について発表した。

［意見交換会］日本弁理士会バイオ・ライフサイエンス委員会と、「マイクロバイオームを中心とした、第三小委員会の取り組み」、「医薬・バイオテクノロジー分野におけるビジネスエコシステムに関する研究」、「再生医療製品の特許保護と標準化について」「バイオベンチャー発のバイオ知的財産についての調査、研究及び提言」及び「特許性の国際比較（AI診断発明）」について意見交換した。

［意見発信］中国国家薬品監督管理局（NMPA）宛てに中国「医薬品管理法実施条例（意見募集案）」についてのコメントを提出した。JPO国際政策課宛に中韓台要望を提出した。JPO国際協力課宛に（ブラジル）日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会に関連する要望を提出した。JETROソウル宛てに韓国向け要望を提出した。CNIPA条法司宛に中国CNIPA「専利審査指南改正草案（再意見募集稿）」に対する意見を提出した。台湾経済部智慧財産局（TIPO）との意見交換会のJIPA側出席者に意見を提出した。第34回WIPO SCPにオブザーバー参加し、Statementを発表した。

（2022年度　委員長・米田 隆実）

ソフトウェア委員会

ソフトウェア委員会は、昭和58（1983年）度にそれまでの「ソフトウエア研究会」を引き継ぐ形で設置された。当委員会の特徴は、特許法、著作権法といった法制度ではなく、ソフトウェアという保護対象を切り口として、関連する法制度（特許権法、著作権法、不競法、独禁法等）や実務課題を調査・研究している点である。

また、仮想空間、OSS（Open Source Software）、クラウドコンピューティング、サービス化、データ関連発明、AI、DX、GAFA、DARQといった、ソフトウェアに関連するビジネスのトレンドを切り口とした調査・研究を行っている点にも特徴がある。

以下、各年度の活動概要を述べるとともに、歴代委員長から当時の思い出と今後の委員会への一言を頂いた。

2008年度

当年度は、委員長1名、副委員長3名を含め計31名の構成で、2つの小委員会で活動した。

1. 第1小委員会は、「コンピュータ・ソフトウェア関連発明の権利化における国内外の諸問題の調査、提言」をテーマとし、実務者マニュアルの改訂（第2版）を中心に活動した。
   主な追補項目として、「第5章 外国での権利取得」を新たに設けた。本章においては、米国、欧州、中国を中心に「ソフトウェア発明の保護」、「クレーム作成上の留意点」、「明細書作成上の留意点」を追記した。また、OSSについての説明も追記した。

2. 第2小委員会は、「ソフトウェアに係る知財の活用・取扱いに関する調査、提言」をテーマとして、以下の（1）～（4）の検討を行った。

（1）平成14年改正法間接侵害既定の実効性の調査については、改正後に間接侵害が争われた事例51件（うちソフトウェア関連7件）を抽出、分析した。また、改正前の事例のうち、間接侵害が認められなかった事例29件（うちソフトウェア関連2件）について改正法を適用した場合に結論が変化し得るかを検討した。

（2）ネットワーク上の仮想空間における知的財産権の取扱いの調査については、仮想世界で生じたまたは取引されるソフトウェアやコンテンツに係る知財を検討した。

（3）ソフトウェア取引契約における知的財産の取扱いに関する調査・研究については、ソフトウェア取引の契約交渉における知財に関するリスクと留意点についてアンケート調査し、ソフトウェア取引において留意すべき知財条項を、各企業においてよく参照されている各種ガイドラインに基づいてまとめ、「ソフトウェア契約における知的財産権に関する実務課題への対応」と題し、知財管理誌に投稿した（2009年10号）。

2009年度

当年度は、委員長1名、委員長代理1名、副委員長4名を含む計29名の構成で、2つの小委員会の体制で活動した。

1. 第1小委員会では、「コンピュータ・ソフトウェア関連発明の権利化における国内外の諸問題の調査、提言」をテーマとし、「発明の成立性に関する審査事例・判例の調査分析」「Bilski判決後の米国の審査・判例動向の調査分析」を取り上げた。

（1）発明の成立性に関する審査事例・動向の調査分析については、「特許法29条1項柱書における「発明」成立性の判断に関する考察」と題し、知財管理に投稿した（2010年2号）。

2. 第2小委員会では、「ソフトウェアに係る知財の活動・取扱いに関する調査提言」をテーマとし、以下の（1）～（3）について検討した。

（1）OSSに関する特許訴訟リスクを巡る最新の動向の調査については、米国でのOSS関連の特許侵害訴訟事件について、OSSに関する特許訴訟リスクを巡る動向を調査した。

（2）ソフトウェア関連企業における権利活用実態調査については、ソフトウェア特許の管理や活用の実態を調査・整理する目的で、ソフト

ウェア特許の管理や活用に関する匿名アンケートを実施した。
(3) ネットワーク上の仮想空間における知的財産権の取扱い調査については、仮想世界で生じた、または取引されるソフトウェアやコンテンツに関する知的財産について研究を行い、活動成果を東西部会にて報告した。

2010年度

当年度は、委員長1名、副委員長4名を含む計29名の構成で、2つの小委員会の体制で活動した。

1. 第1小委員会では、「コンピュータ・ソフトウェア関連発明の権利化における国内外の諸問題の調査、提言」を活動テーマとして、米国WG、欧州WGを設け活動した。
(1) 米国WGでは、ビジネス方法に関する特許適格性について、Bilski最高裁判決の詳細分析を中心に検討し、特許適格性を判断するための審査官向けガイダンス(Interim Bilski Guidance)に関し、パブリックコメントを提出した。
(2) 欧州WGでは、欧州特許庁(EPO)のG3/098付託に対する拡大審判部意見書(Opinion)を中心に分析し、検討結果を「米国・欧州におけるコンピュータ・ソフトウェア関連発明の保護に関する最新動向」として知財管理誌に投稿した(2011年5号)。

2. 第2小委員会では、「ソフトウェア特許の活用」を活動テーマとして、管理・活用WG、判例WGを設け活動した。
(1) 管理・活用WGでは、「ソフトウェア関連企業における知的財産の管理・活用の調査分析」を活動テーマとして検討し、2011年度のJIPA地域部会にて発表した。
(2) 判決WGでは、Microsoft v. Salesforce.com事件、インターネットナンバー事件(平成20年(ネ)第10085号)、クローバー・ネットワーク・コム事件(平成20年(ネ)第10065号)の各事例について分析した。

3. 委員会全体としての共有テーマとして「クラウド・コンピューティングに関わる特許問題」を取り上げ、JIPA専門委員会の過去資料の調査、外部有識者講演、特許出願分析等を実施した。

2011年度

当年度は、委員長1名、副委員長4名を含め計29名の構成で、2つの小委員会の体制で活動した。

1. 第1小委員会は、「ソフトウェア特許に関する判例研究」をテーマとして、コンピュータ・ソフトウェア関連発明の判例集の作成、および、日米判決ピックアップを実施した。
(1) 判例集の作成については、コンピュータ・ソフトウェア関連発明の実務の指針すること、当委員会から2009年に発行した「役に立つ!ソフトウェア関連発明実務マニュアル第2版」の判決内容の補足説明をすることを目的とし、重要判例を抽出した。

2. 第2小委員会は、クラウド・ネットワーキング連携WG、OSS WGを設けて活動した。
(1) クラウド・ネットワーキング連携WGは、活動成果を「クラウド・コンピューティングに関する特許実務での対応」と題し、知財管理誌2013年6号に投稿した。
(2) OSS WGは、OSSライセンスの検討を、Androidの概要調査、外部(東京理科大学専門職大学院、日本Androidの会)連携、Androidに関する米国特許訴訟情報の収集、Androidに含まれるライセンスの確認等を実施し、「Androidライセンスと知財問題の解決―Apache Licenseを中心に―」と題して、知財管理誌2012年6号に掲載した。

2010～2011年度　委員長　リコー　打木 隆浩
[当時を振り返って]
私が委員長を務めた2010年、2011年は、ビジネスモデル特許の流行からおよそ10年が経ち、スマートフォン市場が急拡大し、クラウド・コンピューティングが本格的に注目されはじめた時期にあたります。
当時は30名弱のメンバーで、ソフトウェア特許

に関する継続的な判例収集、知財視点での調査分析に軸足をおいた第一小委員会と、ソフトウェア関連の最新の技術動向や企業ニーズに沿ったテーマに取り組む第二小委員会の二本立てで活動を進めておりました。前者の活動では、各国のソフトウェア特許保護の流れや判例の動向を掴み、当時注目を集めたBilski最高裁判決やUSPTO特許適格性ガイドラインの分析、JIPAからのパブリックコメント提出、判例ダイジェスト編集につなげる取り組み等を行いました。後者の活動では、クラウド・コンピューティングやOSSの利活用に関する知財面の課題整理や、Androidに関する知財問題等の調査・研究に取り組みました。何れの活動も一緒に小委員会を引っ張ってくれた4名の副委員長と委員会メンバーの協力の賜物であり真摯な取り組みに大変感謝しています。また、任期中の忘れられない出来事として2010年度末に発生した東日本大震災が挙げられます。復興に向けて様々な取り組みが始動する中で、当委員会も、当時、産学連携に取り組まれており震災前から交流があった岩手大学様、岩手県立大学様と共に、セミナー、意見交換を実施することができたことは良い思い出です。

［委員会への一言］

ソフトウェア委員会の活動は、ソフトウェアの特許保護に関する議論から始まり、各国の審査基準や判例動向の分析を経て、技術の進歩や企業活動の変化によって新たに生じる検討領域への取り組みに至る、と捉えられるのではないかと思っています。近年の委員会活動はコロナ渦、リモートワーク環境によってリアルな交流の場を設けるのが難しい状況だったと思われますが、新たな検討領域へのチャレンジを進める際には、現状の課題を俯瞰して、リアルな場での議論やコミュニケーションを交わすことが重要になると考えます。是非、リアルな交流の場も大切にして委員会活動に取り組まれ、ソフトウェア委員会の専門性に基づく新たな価値を発信いただければと思っています。

2012年度

当年度は、委員長1名、副委員長4名を含め26名の構成で、2つの小委員会の体制で活動した。

1. 第1小委員会は、「ソフトウェア特許に関する判例研究」をテーマとして、昨年度からの継続テーマである判例集の作成、および、日米判決ピックアップを実施した。

(1) 判例集の作成は、2011年度に選定した候補に対し、権利取得段階から活用段階までを網羅的に、かつ、ソフトウェア関連発明に特有の争点を有する判例を抽出し、読みやすさに重点を置きつつ体系的にポイントを整理した。2013年5月発行。

2. 第2小委員会は、クラウド・ネットワーキング連携WGと、新テーマWGの2つのWGで活動した。

(1) クラウド・ネットワーキング連携WGでは、クラウド特有の論点として「垂直分担（as a Serviceのレイヤ毎の処理）」を、クレーム作成に関しては、「単一の主体」クレームを作成する重要性を再確認し「クラウド･コンピューティングに関する特許実務での対応」と題し知財管理誌へ投稿し（2013年6号）、東西部会でその内容を報告した（3月19日：東京、3月21日：大阪）。

(2) 新テーマWGは、改めてソフトウェアに関する事業を知財で保護すること、ソフトウェア特許の現状、事業保護のためのソフトウェア特許活用の考え方の整理を含め、広く議論した。

2013年度

当年度は、委員長1名、副委員長4名を含む計26名の構成で、2つの小委員会の体制で活動した。

1. 第1小委員会は、特許・意匠・著作権などにおけるソフトウェアの横断的保護・活用を検討する横断的保護WG、JIPA研修会開催に向けた研修会WGの2テーマで活動した。

(1) 横断的保護WGでは、Apple vs. Samsung事件をきっかけに、特許法を中心に意匠法、著作権法を横断的に用いた保護を検討し、その結果を、「ソフトウェアに関する法域横断的な保護に関する検討」と題し、知財管理誌に

投稿した（2014年6号）。
(2) 研修会WGでは、「見開き判例ガイド（コンピュータ関連発明）」（資料第416号）を5月に発行し、研修会を実施した（ソフトウェア関連発明における判例紹介（関東R36））。

2. 第2小委員会

第2小委員会は、事業形態に応じた出願戦略WG、サービス化対応WGの2つのWGで活動した。
(1) 事業形態に応じた出願活動WGでは、日米判例を3タイプに分類、大手ITベンダのクレームカテゴリを統計化し、これらの結果を「事業形態に応じたソフトウェア関連発明の出願戦略に関する調査・研究」と題して知財管理誌に投稿した（2014年7号）。
(2) サービス化対応WGでは、「サービス化・グローバル化自体の事業保護の在り方に関する調査・研究」をテーマに、「ハイ・サービス300選」に選定された企業に、数値分析、詳細分析等を経て、各社が提供するサービスを類型化する方向で検討した。

2012年～2013年度

委員長　野村総合研究所　須崎 正士

［当時を振り返って］

この頃既に、ソフトウェア知財は特殊なものでなくなってきていた。歩調を合わせるように委員数も、ビジネスモデル特許ブームの最盛期からするとだいぶ少なくなっていた（両年度とも26名）。AI、IoT、ブロックチェーン、DX…といったIT用語が時代のキーワードとなっている現在では信じがたいが、委員会の存在意義が問われる時期だった。とはいえ、実務家目線で足元を固めるべきテーマが数多くあり、日米欧コンピュータ関連発明判例ガイドの発行、これを受けてのJIPA研修開催、急速に普及したクラウドの知財保護研究等、現在にもつながるテーマに皆で腰を据えて取り組んだ。同時に、委員会のタイトルであるソフトウェアを、モノの特許の対象としてだけでなく、広くサービスの知財の対象として捉えることを意識して、サービス産業の知財保護を研究したり、意匠・著作権両委員会の画像デザイン意匠法改正対応に参画したりした。その他数限りない思い出があるが、ベストワンは皆で行った松江、函館の合宿である。ちなみに、定期交流していた弁理士会のソフトウェア委員会は2013年度をもって解消（特許委員会に編入）となってしまったので、諸先輩から受け継いだタスキを後任の櫻井委員長につないだときにはホッとした。

［委員会への一言］

対面会議や合宿の機会がなかなかとれず、運営に苦労されている時期とお察ししますが、ウィルスに負けずに密に交流してください。知財部員にとって最高の財産になると思います。減価償却するハードウェアから増価蓄積するソフトウェアの時代となり、ソフトウェア委員会の出番は間違いなく増えます。応援しています。

2014年度

当年度は、委員長1名、副委員長（小委員長、小委員長補佐）4名を含む計29名の構成で、3つの小委員会の体制で活動した。

1. 第1小委員会は、「各国におけるソフトウェア知財保護」をテーマとして、以下の活動を行った。
(1) Alice事件に基づく米国特許法101条予備的ガイドラインの検討については、USPTOが、2014年6月19日の米国最高裁Alice判決に基づき、特許適格性の判断に関する予備的審査ガイドラインに対して募集したパブコメについて、判断基準を明確にすべき旨、及び、事例を追加すべき旨の意見を提出した（2014年7月31日）。
(2) 米国特許法112条(f)のMPFクレームの活用検討については、MPFクレームとして扱われる境界の明確化、CAFCによるMPFクレームの判断基準の分析、MPEPの基準とCAFC判決の基準の違いの考察、等を行った。

2. 第2小委員会では、2013年度から継続の「サービス化時代の事業保護の在り方に関する調査・研究」をテーマに、「ハイ・サービス日本300選」に選定された企業269社を対象に、以下の活動を行った。

(1) 詳細企業の分析
IT技術を利用したサービスを提供している企業102社を抽出し、戦略立案に際して特に重要と思われる「ハイ・サービスの視点」「市場特性」に注力し、計4社を詳細分析対象として抽出し、出願戦略を詳細検討した。
以上の調査・検討結果に基づいて、「サービス化時代の事業保護の在り方に関する調査・研究」と題し、知財管理誌に投稿した(2015年7号)。

3. 第3小委員会は、「事業形態に応じたソフトウェア関連発明の出願戦略に関する調査・研究(IT企業事例編)～クレームを中心に～」をテーマとして活動を行った。結果を、「事業形態に応じたソフトウェア関連発明の出願戦略の実態に関する調査・研究―企業事例を中心に―」と題し、知財管理誌に投稿した(2015年9号)。

2015年度

当年度は、委員長1名、委員長代理1名、副委員長(小委員長、小委員長補佐)4名を含め計31名の構成で、2つの小委員会の体制で活動した。

1. 第1小委員会は、「各国におけるソフトウェア知財保護」をテーマとして、ソフトウェア関連特許に関して、特に以下の活動を行った。
(1) ソフトウェア関連発明における米国特許適格性(Abstract Idea)の調査・研究については、Alice判決以降の特許適格性を、米国特許法101条審査ガイドラインの調査分析、および、実際の応答事例の分析のアプローチで調査・研究した。調査結果は、2015年9月度の東西部会で報告した。

2. 第2小委員会では、2つのWGを設け、以下の調査・研究を行った。
(1) WG1は、ネットビジネスを中心に、ソフトウェアサービスにおける各社の出願とサービス、収入源との関係等を分析し、活用できる知財権について調査・分析した。
調査結果を、『進展するITサービスやソフトウェアビジネスにおける、特許戦略に関する調査・研究』と題し、知財管理誌に投稿した(2016年7号)。
(2) WG2は、「ソフトウェアに関連するオープン/クローズ戦略に関する調査・研究」をテーマとして、ソフトウェア関連企業のオープン/クローズ戦略の事例(IoT標準化団体、過去事例etc)を調査し、オープン領域とクローズ領域それぞれに対する知財権(特許権等)の取得・活用を含めた課題を検討した。
結果を「ソフトウェアに関連するオープン&クローズ戦略に関する調査・解説」と題し、知財管理誌に投稿した(2016年8号)。

2014～2015年度　委員長　リコー　櫻井 健裕
[当時を振り返って]
私が委員長を務めた時期は、ビジネスモデル特許、クラウドなど数々のブームを経験し法制度や審査の運用等が一段落したとの見方もあった影響か比較的少数精鋭のスタートとなりました。
ところが、いざ始まってみると、米国では数年前のBilski判決に続くAlice判決によって審査ガイドライン改訂の動きを見せ、さらにはインド、韓国など各国のソフトウェア関連発明の保護の動向はまだまだ不透明な段階にあることを実感させられることとなりました。振り返ると、パブコメ対応や他の委員会と連携した外部機関(関係官庁、裁判所、外部有識者など)意見交換を通して、委員会での議論・提言をそのテーブルに乗せられる機会を非常に多く持てた大変有益なタイミングだったのではないか思っています。
当委員会は、法制度・基準における手続面だけでなく、ソフトウェア特有の、特に内容に踏み込んだ権利取得・活用を踏まえた議論や意見を期待されていることを肌で感じていました。そのため、委員会内外からの声が掛かれば(時にはこちらから売り込み)特許に限らず他法域(意匠や著作権など)にも積極的に関わっていったことが私自身を含め各委員の貴重な経験につながったのではないかと思っています。
経験と言えば、近年ではコロナ禍等の事情で自粛されていると思いますが、当時は合宿形式で、

画像意匠に関する集中討議、大学TLOを訪問しての産学連携の現場の声を拝聴するなど様々な機会を持ち、特に知財担当としての立場を同じくする委員同士が膝を突き合わせて課題や悩み事を共有したコミュニケーションは各委員の大きな財産になったはずです。

また、研究テーマとしては、当時、事業視点のテーマを意識的にアップしたと記憶しています。IoT、モバイルを活用したネットワークサービスの普及が既存の業界の垣根が無くしつつあった時代背景もあり、各企業ともソリューションやサービスを実現するソフトウェアの保護形態の在り方、分析等が高い関心事になっていたからに他なりません。

テーマを推進する過程では思い出深いエピソードがいくつもありました。委員会外の時間に大学MIPと何度も意見交換に訪問したことや、生の情報が欲しくて標準化団体にコンタクトしたいがために外部有識者の講演会後の控室を訪れて直接アポイントを取り付けるなど、積極的に人脈を広げ、知見を得ようとするどん欲さが当時の委員会にはありました。

このようなバリエーションに富んだ委員会活動を展開できたのは、委員会メンバーと担当理事の後押しがあってのことで、大変感謝しています。特に、副委員長には恵まれました。時には本気で議論し、まさに会社の枠を超えた関係を作れたことは今でも宝ですし、その後もよく語り合う飲み仲間ともなっています。

[委員会への一言]

委員長を卒業後、私は知財を離れて経営をサポートする業務を経験してきました。その経験から、経営資源の一つである知的資本について、今後は特定の事業貢献だけでなく、全社の事業ポートフォリオに応じた経営視点での活用や戦略の明確化が市場から迫られていると感じています。

当時、IoT、AIなどといったソフトウェア（ネットワークを含む）テクノロジーが普及し始め、さらにコロナ禍を経験したことによっていずれの業界においても顧客へのサービスを実現するための技術の主流の一つとなりつつあります。そのような背景から、ソフトウェア委員会の役割はますます重要になってくるはずです。

各委員の皆様には、委員会のみならず、行政・司法・大学・企業・団体など外部有識者との意見交換を活発にし、ソフトウェア関連発明に関する産業界の指針となるような提言の深化と各企業の戦略へ昇華できるようなプロアクティブな活動を展開されることを期待しています。そして、私が得られたような貴重な人脈、経験が皆様も得られる契機となることをお祈りしております。

2016年度

当年度は、委員長1名、副委員長5名を含め計33名の構成で、4つの小委員会の体制で活動した。

1. 第1小委員会は、各国におけるソフトウェア知財保護」をテーマとし、特に以下の活動を行った。

(1) ソフトウェア関連発明における各国特許適格性の調査・研究については、Alice判決以降のCAFC判決および各国の審査基準・判決等を調査し、日米欧について比較検討した。

2. 第2小委員会は、「ソフトウェアにおけるオープン/クローズ戦略に関する調査･研究」をテーマとして、巨大外国企業のビジネスをオープン/クローズ戦略の観点から調査した。結果は、全体委員会にて情報共有した。

3. 第3小委員会は、「コンピュータ・ソフトウェアの標準化に関する調査・研究」をテーマとして、OSSとの関係において特許等の知的財産権の扱い方について検討、整理することを目的に活動した。結果を「オープンソースソフトウェアと特許に関する調査・解説―最近の動向と代表的な事例紹介を中心に―」と題し、知財管理誌に投稿した（2017年12号）。

4. 第4小委員会は、IoT分野における代表的米国企業のビジネスモデルと特許に関する調査・研究を行った。「IoT分野における代表的米国企業のビジネスモデルと特許に関する調査・研究」と題して、知財管理誌に投稿した（2017年7号）。

2017年度

当年度は、委員長1名、副委員長5名を含め計35名の構成で、2つの小委員会の体制で活動した。

1. 第1小委員会は、「各国におけるソフトウェア知財保護」をテーマとし、特に以下の活動を行った。
(1) データ関連発明の特許保護における調査・研究については、データ関連発明に関する判決の調査分析、および、データ関連発明に関する国内審査状況の調査分析を実施した。結果を、「データ関連発明の発明該当性に関する調査・研究」と題し、知財管理誌に投稿した(2018年10号)。

2. 第2小委員会第1WGは、「AIにおける知財戦略に関する調査・研究」をテーマとし、ビジネスの発達を見据えた知財関連法制度の改正の検討状況、および、主なAIプラットフォーム利用上の留意点等を調査した。結果を、「AIにおける知財戦略に関する調査・研究―世界動向と法改正の方向を踏まえた、AIに係る各プレイヤーの留意点―」と題し、知財管理誌に投稿した(2018年8号)。

3. 第2小委員会第2WGは、AIの開発場面および利用場面から生じる発明に関する留意点を、ユーザー、ベンダのそれぞれの立場から検討した。詳細は、「AI発明のビジネス上の留意点に関する研究」と題し、知財管理誌に投稿した(2018年8号)。

4. 第2小委員会第3WGでは、IoT/AI関連事業を行う代表的な米国企業を複数分野(半導体、ソフトウェア、産業用ソリューション、消費者製品)から抽出し、5つの類型(自然状態、古典主義、新古典主義、モダニズム、ポストモダン)に分類した。そして、これらの結果から、第4次産業革命の下での事業と特許のあり方を考察し、「ソフトウェア特許戦略に関する調査・研究」と題して知財管理誌に投稿した(2018年11号)。

2018年度

当年度は、委員長1名、副委員長7名を含め計35名の構成で、2つの小委員会の体制で活動した。

1. 第1小委員会は、「日・米を中心とした各国におけるコンピュータ・ソフトウェア関連発明の特許保護の現状に関する調査･研究」を共通テーマとし、2つのWGを設け活動した。
(1) 第1WGは、「ソフトウェア関連発明に関する特許制度・判例に関する調査・研究」をテーマに、米国特許法101条に関する最新判例の調査分析、USPTO「Memorandum – Revising 101 Eligibility Procedure in view of Berkheimer v. HP, Inc.」に対する意見提出(国際第1委員会と連携)、同「2019 Revised Subject Matter Eligibility Guidance」に対する意見提出(国際第1委員会とりまとめ)等を実施した。
(2) 第2WGは、「データが関連する発明の保護の現状に関する調査・研究」をテーマに、データ構造やAI関連技術を中心とした発明について、審査ハンドブックへの事例追加後での審査状況の比較、JPAAソフトウェア部会その他専門家へのヒアリングを実施した。

2. 第2小委員会は、「IoT・AI・ビッグデータを背景にしたビジネスの動向とソフトウェア知財の諸問題に関する調査・研究」を共通テーマとし、3つのWGを設け活動した。
(1) 第1WGは、「データ活用型ビジネス実施時の知財戦略に関する調査・研究」をテーマに、AI、IoT、ブロックチェーン(BC)等のデータ活用型の技術を用いたビジネスを実施する際に、取得すべき特許の類型や、契約上の留意点について調査・研究した。結果を、「人工知能・ブロックチェーンを適用したビジネスの知財戦略に関する調査・研究」と題し、知財管理誌に投稿した(2019年9号)。
(2) 第2WGは、「協調と共創の領域における知財権の活用に関する調査・研究」をテーマに、企業が協調・共創する領域に焦点をあて、どのように特許権を含む知財権が活用されてい

るか、事例の整理やIPランドスケープの手法を用いた仮想事例検討を中心に、調査・研究を行った。
結果を、「ソフトウェア・IoT関連業界におけるIPランドスケープの活用方法の調査･研究」と題し、知財管理誌に投稿した（2019年8号）。

(3) 第3WGは、「ソフトウェア特許の活用事例に関する調査・研究」をテーマに、差止請求に代表される排他的な権利行使以外の活用について調査・研究した。
結果を、「ソフトウェア特許の活用に関する調査・研究」と題し、知財管理誌に投稿した（2020年2号）。

2018年度　委員長　ヤフー　高部 博

［当時を振り返って］

2014年のAlice判決以後、USPTOの特許適格性審査の不確実性が依然として実務上の課題であったところ、この年にBerkheimer判決に関するメモランダム、それに続く改訂審査ガイダンス「2019 Revised Patent Subject Matter Eligibility Guidance」が公表されました。委員の関心も高く、第1小委員会、国際第1委員会と連携して意見提出等の対応を行いました。また、IoTやAI等の新たな技術の台頭を背景に、日本特許庁によるソフトウェア関連発明の審査基準の明確化や、経産省による「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」の策定、2017年に特許庁が公表した「IPランドスケープ」といった、業界における関心が強いトピックスが多い年であったように思います。いずれも委員の関心はとても高く、第2小委員会を中心に、実務を常に意識したディスカッションが活発に行われていたのが印象深いです。この翌年からコロナ禍となってしまいますが、対面でのディスカッションや委員企業での委員会開催など、自由な委員会運営ができていたのはとても幸せなことだったとあらためて思います。

［委員会への一言］

ぜひこれからも、AI・データ利活用、Web3.0、メタバースといったテクノロジートレンドを積極的にフォローし、企業のビジネスや実務を背景にして、知財にかかる課題を広く扱っていっていただくことを期待しています。また、私自身、委員会活動を通じて得られた経験や交流関係は現在においても大変貴重な財産となっています。このコロナ過で委員会を運営する正副委員長の皆様、参加する委員の皆様も、コミュニケーション面など様々な工夫をされて活動されていると想像しますが、この委員会活動が今後の財産となることを祈っています。

2019年度

当年度は、委員長1名、小委員長2名、副委員長2名を含め計32名の構成で、2つの小委員会の体制で活動した。

1. 第1小委員会は、「ソフトウェア特許に係る国内外の法制度」を小テーマとし、3つのWGを設け活動した。

(1) 第1WGは、「ソフトウェア関連発明に関する特許制度・判例に関する調査・研究」をテーマとし、米国のソフトウェア関連発明の特許適格性を中心に、判例の調査・研究、及び2019 Patent Eligibility Guidance（2019PEG）の事例を研究し、さらに、2019PEGの事例について、「実用的アプリケーションに統合している」と判断されるための勘所、および、判例との共通点を分析した。
また、USPTO長官からの「Request for Comments on Patenting Artificial Intelligence Inventions」に対する意見を提出した（国際第1委員会とりまとめ）。

(2) 第2WGは、「ソフトウェア関連発明に求められるべき新規性・進歩性について」をテーマとし、ソフトウェア関連発明に関する早期審査案件に焦点を当てて、特許庁の審査の質について検討した。
特許庁審査基準質・品質管理室との定期意見交換会において、検討状況を報告した。

(3) 第3WGは、「データが関連する発明の保護の現状に関する調査・研究」をテーマとし、特にソフトウェア関連発明の発明該当性の判断に関する調査分析を行った。
結果を「特許庁制度審議室からの「AI・IoT

技術の時代にふさわしい特許制度の検討課題に対する提案募集」に対して提出した。

2. 第2小委員会は、「ソフトウェア関連ビジネスと関連技術の動向」をテーマとし、2つのWGを設け活動した。
(1) 第1WGは、「デジタル・トランスフォーメーション（以下、DX）と知的財産」をテーマとし、近年その必要性が多々論じられているDXに焦点を当て、各社事例を収集・分析した。結果を、「デジタル・トランスフォーメーション（DX）と知的財産」と題し、知財管理誌に投稿した（2020年10号）。
(2) 第2WGは、「協調と共創の領域におけるオープン化や標準化の動向に関する調査・研究」をテーマとし、OSSの動向に焦点を当てて活動した。
結果を、「知財部門のためのOSS対応の注意点と対応策」と題し、知財管理誌に投稿した（2020年11号）。

2020年度

当年度は、委員長1名、委員長代理1名、小委員長4名を含む計30名の構成で、2つの小委員会の体制で活動した。新型コロナの影響で、当年度は、従来のアウトプット中心の活動ではなく、情報収集などインプットを中心とする方針で活動した。

1. 第1小委員会は、「ソフトウェア特許に係る国内外の法制度」を共通テーマとし、2つのWGを設け活動した。
(1) 第1WGは、「各国のソフトウェア知財制度に関する調査・研究」をテーマとし、米国のAI関連発明の特許適格性の2019PEGとAlice判決の関係性を研究した。
(2) 第2WGは、「日本におけるソフトウェア関連発明に関する保護のあり方の研究」をテーマに、日本においてソフトウェア関連発明を出願する意義が弱まっているのではないかとの問題意識に対し、現状の保護制度の分析、今後のあるべき姿を検討した。

2. 第2小委員会は、「ソフトウェアビジネスと知財のあり方」を共有テーマとし、2つのWGを設け活動した。
(1) 第1WGは、「ソフトウェアビジネスと知財の在り方の研究」をテーマとし、特に新型コロナの影響を、ソフトウェア特許の特許情報から分析した。
(2) 第2WGは、「中国におけるソフトウェアビジネスと特許動向に関する調査・研究」をテーマとし、中国におけるソフトウェアビジネスの動向を、ブロックチェーン、産業用ロボット、ITを利用した小売販売、B2B領域におけるFinTech等について、調査・研究した。

2019年～2020年度

委員長　野村総合研究所　新井 克典

［当時を振り返って］

私が委員長をつとめた2019年度、2020年度のトピックと言えば、やはり新型コロナとなる。2019年度の2月、3月の委員会の開催は中止せざるを得ず、2020年度に入ってようやく6月に委員会のキックオフにこぎつけることができた。今ではあたり前のように使用しているweb会議ツールを委員の誰が何なら使えて、といったアンケートを集計して運営メンバーで委員会開催の仕方を検討したのが、この原稿を執筆している今からつい3年前なのに今は昔の話のように思える。だが、委員会活動を再開してからも、それまでの対面での打ち合わせからオンラインミーティングに変わったため、議論の密度をどのようにすれば上げることができるか、委員間の人的交流をいかに深めることができるかといった、JIPAに参加する意義の少なからぬ割合を占める諸点に課題が残った。そのような状況で申し訳なかったが、持ち前の明るさと前向きさで大役を果たしてくれるものと期待し、横山委員長に後任を託した。

［委員会への一言］

伝統的にソフトウェア委員会の良さは委員の仲が良いことだと思います。そのような関係性の中で議論することで、はじめて従来型の知財とは異なる観点でソフトウェア知財について世に問うべき問題提起や意見などが醸成されると思います。

期待しています。

2021年度

当年度は、委員長1名、小委員長2名、副委員長2名を含む計26名の構成で、2つの小委員会の体制で活動した。

昨年度は情報収集などインプットを中心とする方針で活動したのに対し、当年度は、全WGの論説執筆に回帰する方針とした。

1. 第1小委員会は、「ソフトウェア特許に係る国内外の法制度」を共通テーマとし、2つのWGを設け活動した。
(1) 第1WGは、「各国のソフトウェア知財制度に関する調査・研究」をテーマに、欧州のソフトウェア関連発明のうち、AI、ブロックチェーン、ビッグデータ等のソフトウェア技術に焦点を当てて、発明該当性を中心に、権利化の対象や方法を調査・研究した。結果を、「欧州特許におけるソフトウェア発明の 技術的特徴に関する事例研究」と題し、知財管理誌に投稿した(2023年1号)。
(2) 第2WGは、「ソフトウェア関連発明の出願意義」をテーマとし、リーマンショック後に日本の研究開発投資が長く回復せず、日本の特許出願件数も減少傾向にある中で、特許権の行使や利用に関する制度の調査・研究を通じ、ソフトウェア関連発明の出願意義を検討した。その結果、ソフトウェア分野に属するスタートアップ企業にとっては、資金調達を目的とした特許出願の意義があることを確認した。結果を、「スタートアップ企業における資金調達から見た 特許出願の有効性に関する研究」と題し、知財管理誌に投稿した(2022年8号)。

2. 第2小委員会は、「ソフトウェアビジネスと知財のあり方の調査・研究」を共通テーマとし、2つのWGを設け活動した。
(1) 第1WGは、「スマートシティの知財戦略」をテーマとし、スマートシティに対する取り組みが各社・各自治体において現実化しつつあるところ、先行して取り組まれている事例における知財戦略等を解析することで、今後の各社の事業やビジネス戦略に貢献すべく、調査・研究した。
結果を、「スマートシティの知財戦略」と題し、知財管理誌に投稿した(2022年9号)。
(2) 第2WGは、「プラットフォーマのビジネス動向と知財戦略に関する調査・研究」をテーマとし、Alphabet(Google)、Apple、Meta(Facebook)、Amazon、Microsoft、Alibabaの知財戦略を調査し、年度に対する出願傾向と、そこから推察される知財戦略を研究した。
研究の結果は、全体委員会にて委員会内に情報共有した。

3. その他、AIPPI, 令和3年度審査応用能力研修2への委員派遣、JIPAシンポ実務への動画作成、日中共同研究・意見交換会(国際第3委員会とりまとめ)への講演者派遣等を実施した。

2022年度

当年度は、委員長代理(小委員長)1名、副委員長(小委員長)4名を含む計26名の構成で、4つの小委員会の体制で活動した。

1. 第1小委員会
テーマ:「各国のソフトウェア知財制度に関する調査・研究」
中国、韓国、台湾のソフトウェア関連発明について、AI、ブロックチェーン、ビッグデータなど主要なソフトウェア技術に焦点をあてて発明該当性、進歩性を中心に権利化の方法を調査・研究した。特許事務所により作成・公開されている解説資料や各国特許庁の審査ガイドラインに収録されている仮想審査事例を用いて、各国の審査の特徴や日本の審査との違いを検討した。

2. 第2小委員会
テーマ:「ソリューションの保護と知財に関する調査・研究 」
本研究では、ソリューション領域において権利活用が成功していると思われる企業にフォーカス

し、それら企業の保有特許を分析し傾向を把握することで、上記の問題点が生じにくい出願戦略を検討した。

3. 第3小委員会

テーマ：「想定外の形態にも対応し得る将来を見据えたソフトウェア特許クレームのポイント」

本研究では、この想定外の態様による影響を防ぎ、将来に渡っても権利行使可能な特許権を取得するための観点の検討を行いまとめた、請求項作成のための注意点を検討した。

4. 第4小委員会

テーマ：「日本でのDAOの設立・運営における知財・法的側面からみた課題と提案」

本研究ではDAOについて多角的な視点から現状分析と課題抽出を行った。また、業務提携を目的としたDAOを日本において設立・運営を行うモデルケースを作成した。そして、前述の分析・課題抽出を踏まえ、知財・法的側面を中心に、当該モデルケースにおける課題及びその解決案を検討した。

5. 第5小委員会

テーマ：「データの利活用に関する調査・研究」

本研究では、データを取り巻く環境、法的保護の状況や管理上の注意点を整理した上で、データ関連取引における契約上の注意点を仮想事例に基づき検討し、更には昨今欧州で検討が進められているGAIA-X等のデータプラットフォームの動向等についても調査検討した。

以上

2021年～2022年度

委員長　日立製作所　横山 大輔

[当時を振り返って]

まさに未曾有の事態での委員長活動であった。本稿の執筆にあたり、過去の活動を振り返る機会を頂いたが、先輩方の活動が大変華々しく積極的なものであり、それに引き換え私のできたことは、論説執筆体制を再始動させたのが精いっぱいであった。ご参加頂いた委員のみなさまに、JIPAの魅力を十分にお伝えは出来なかった点が、今振り返っても忸怩たる思いである。感染対策等の安全面を試行錯誤しながら、オンライン中心での委員会活動、懇親会を推進してきたが、やはりコロナ禍前の、「日中は顔を突き合わせて真摯に議論し、懇親会ではざっくばらんに語り合って友好を深める」ような委員会活動には及ばないものであった。

そのような中、少しでもJIPA活動を盛り上げようとご尽力いただいた、同世代の小委員長各位に、この場を借りて心から御礼申し上げたい。時勢には恵まれずとも、仲間には恵まれたのだと改めて感謝する次第である。

具体的な研究活動としては、当委員会のメンバーの興味関心が、メンバーが入れ替わっているにも関わらず、この15年間で一貫していることに驚いた。具体的には、特許適格性（日本国特許法第29条柱書、米国特許法第101条等）、新しいソフトウェア知財の形態（データ、サービス、ソリューション等）、新しいビジネスのトレンド（OSS、AI、DX等）については、どの年度でも研究対象として挙がっている。これはひとえに、当委員会の根底に流れる理念、哲学等が、世代を通じて継承されているということであり、私としても、このバトンを無事次世代に伝えられることを光栄に思う。

[委員会への一言]

本稿を執筆している2023年1月現在、3月度全体委員会はリアルとオンラインのハイブリッド形式で開催する予定ですが、それも含め、今後はニューノーマルの時代に突入し、より自由度の高い活動が可能になるものと思います。

特許業界でも、ドワンゴ v. FC2事件で知財高裁が第三者意見募集したことは記憶に新しいですが、まさしくソフトウェア知財は、今後の知財業界の中心であり続ける事でしょう。皆さんの活動も重要性も、これから高まっていくはずです。当委員会は専門委員会の中でも特に、自由度が高い部類ですので、ぜひ貴重な機会を活かして、積極的にご活動いただければ幸いです。

（2022年度　委員長・横山 大輔）

著作権委員会

1. はじめに

刻々と変化する社会情勢や技術革新に対応するため、近年の著作権法は、平成16年（2004年）の音楽レコードの還流防止措置に関する改正から始まり、平成18年（2006年）の放送の同時再送信の円滑化等に関する改正、平成21年（2009年）インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置等に関する改正、平成24年（2012年）の違法ダウンロードの刑事罰化に係る規定の整備等に関する改正、平成26年（2014年）の電子書籍に対応した出版権の整備等に関する改正を経て、平成30年（2018年）にデジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備を中心とした大きな法改正を迎えることとなった。その後もほぼ毎年のように著作権法の改正は積み重ねられたが、その根底にある思想は一貫して文化発展に寄与するための、①著作権者等の保護の実効性確保であり、②時代の潮流に即した権利制限規定の在り方である。

最先端の時代の流れに沿う形で改正が進められる著作権法の本質を捉えるべく、委員会自体もマルチメディア委員会からデジタルコンテンツ委員会を経て、著作権委員会へとその姿を変えて活動を行ってきた。ただし、その主だった役割に大きな変更はなく、内閣府（知的財産戦略推進事務局）や文化庁（文化審議会著作権分科会）、経済産業省（産業構造審議会）等での各関係機関における議論、動向をタイムリーに把握することにより、コンテンツビジネスに与える実務的な影響を検討把握しJIPA会員企業へ情報発信を行うことや、JIPA内外と連携しコンテンツ関係法制への意見提言を行うことを主な活動方針としてきた。

加えて、2016年度からは①イノベーションが著作権実務に与える影響を調査研究するチーム、②国内外法制動向が著作権実務に与える影響を調査研究するチーム、③企業内で著作権法の啓発を検討するチーム、といった3つのチームを組織し、著作権法に関する更なる活動の広域化・深度化を目指してきた。

主な調査研究テーマも時代の流れや社会のニーズにより少しずつ変遷している。2008年以降数年は、まねきTV事件及びロクラクⅡ事件の両最高裁判決によるクラウドサービスへの影響が主流であった。一方、2016年前後からAI（コンテンツ自動生成に関する諸問題）やUGC・二次創作に関する議論が熱を帯びてきており、コンテンツ自体の質的量的な増大だけでなく、そのコンテンツが生み出される過程や流通形態の多様化が著作権法の在り方に多大なる影響をもたらしている。近年ではさらにメタバースやNFTといったテーマも著作権法研究に花を添えており、この流れは今後も継続していくものと想定され、著作権委員会の活躍の場が益々拡大するものと期待される。

2. これまでのあゆみ

2008年度から2022年度までの15年間の著作権委員会（2008年度～2010年度デジタルコンテンツ委員会を含む）の活動を振り返る。冒頭に歴代委員長からの挨拶（本人紹介、任期中に印象に残った案件、今後の著作権委員会に期待する事、等）の後、各年度の活動につき当時の著作権法改正動向と共に活動の概要を記す。

2. 1　2008年度

歴代委員長からの挨拶

「著作権委員会」の源流をたどれば、1995年度に設立された「マルチメディア委員会」にまでさかのぼる。20代で同委員会に参加して以来、著作権法がデジタル化・ネットワーク化の波に飲み込まれていく様を、その黎明期から見ることができたのは、ある意味、幸運であった。

振り返れば、2008年度は、後に最高裁でサービス事業者の侵害責任を認めるロクラク事件の検討であったり、今日の柔軟な権利制限規定の導入につながる一般規定の議論であったり、ダビング10の運用開始であったり、今も色褪せぬ論点が広く深く網羅されており、なかなかに興味深い年度であったように思う。

委員会は、その後、ソフトウェア委員会との合併時期を経て「デジタルコンテンツ委員会」、「著

作権委員会」へと名を変えていくわけだが、この変革こそがこの委員会に課された宿命なのかもしれない。AI、NFT、メタバース等々、予期せぬ新しい現実を目の当たりにしても、著作権の本質を見誤らないしなやかさと強かさを持って今後も議論を続けてほしいと願う。
（日本アイ・ビー・エム
知的財産　部長　太佐 種一
2008年度　デジタルコンテンツ委員会　委員長）

2008年度の活動（委員数31名）

「デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会」にて、コンテンツの流通促進方策、権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入、ネット上に流通する違法コンテンツへの対策の強化の検討が進められ、「文化審議会著作権分科会」のもと「法制問題小委員会」にて、デジタルコンテンツ流通促進法制、私的使用目的の複製の見直し、リバース・エンジニアリングに係る法的課題、研究開発における情報の利用の円滑化、機器利用時・通信過程における蓄積等の取り扱い、法定損害賠償制度が審議され、それらを著作権委員会内でも確認・議論した。

「私的録音録画小委員会」では、私的録音録画補償金制度の見直しが、「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」では、過去の著作物等の利用円滑化方策、保護期間の在り方（保護期間延長の是否）が審議され、それらを著作権委員会内で確認・議論し、「知的財産推進計画2007」の見直し、「デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会報告案」、「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会平成20年度中間まとめ案」に対して意見提言を行った。

また、法制度、学説等の研究は権利制限規定に関して行い、日本、米国、英国等の法制の比較を行った。加えて、ロクラク事件判決（地裁及び高裁）、映画著作物の保護期間に関する判決（黒澤映画DVD事件等）の判例研究を行った。

JIPA研修Aコース「著作権法」に対して、当委員会から講師3名を派遣した。

2. 2　2009年度～2011年度

歴代委員長からの挨拶

この時期は、一大テーマである「権利制限の一般規定」について、知的財産戦略本部、文化審議会等で長期間にわたって議論が進められた時期でした。委員会で集中的に議論を行いましたし、論説等も作成しました。

このような議論の背景には、デジタル化・ネットワーク化の進展がありました。PC、携帯電話が普及し、インターネット回線が使いやすくなり、さまざまなサービスが発展して、人々の生活が一変しました。会員企業の知財実務でも、デジタル関連等の著作権法上の課題を取り扱うことが増えたため、数年前から委員数が増加していましたし、また、委員会活動としても、著作権課等と意見交換をしたり、文化審議会等で意見提言をしたりする等の機会が増えました。委員会の名称を「デジタルコンテンツ委員会」から「著作権委員会」に変更したのは、まさにこの時期です。名称を変更すると活動の幅を狭めてしまうのではという意見もありましたが、「著作権」を主に扱っていることを公に示す必要があるとして、変更されることとなりました。

もう一点、公式な活動ではありませんが、この時期に、著作権委員会「女子会」が発足したことを、ぜひ書き記しておきたいと思います。Women's Empowermentが言われていますが、おしゃべりを楽しむだけでなく、みなさんが公私で様々なご経験をされていることを知って勇気づけられる、そうした会として発足し、現在進行形で発展しています（現役・OGが参加）。2022年3月には、記念すべき10回目の回が開催されました。

今後も、女子会を含めて著作権委員会が、知財業界の様々な人と触れ合い、人間としての学びを得られる場として発展していくことを願っています。
（ヤフー　今子 さゆり　2009年度～2011年度　著作権委員会　委員長）

2009年度の活動（委員数24名）

2009年6月12日、第171回通常国会において改正著作権法が成立した（2009年1月1日施行）。主な改正点は、1）インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置、2）違法な著作

物の流通抑止、3）障害者の情報利用の機会の確保である。

1）については、①インターネット情報検索サービスを実施するための複製等が認められ（著作権法47条の6）（以下、著作権法を「著」と略す。）、②実演家が所在不明の場合にも裁定制度の利用を可能とする等の権利者不明の場合の利用の円滑化が図られ（著67条、著67条の2、著103条等）、③国立国会図書館においては、所蔵資料を納本後直ちに電子化できるようにし（著31条2項）、④インターネット販売等での美術品等の画像掲載を可能とし（著47条の2）、⑤情報解析研究のための複製を可能とし（著47条の7）、⑥キャッシュサーバーやバックアップサーバー等における情報の蓄積は、著作権侵害とならないことを明確化し（著47条の5）、⑦電子機器の利用時に技術的処理過程で必要となる情報の一時的な蓄積行為は、著作権侵害とならないことを明らかにした（著47条の8）。

2）については、①海賊版と承知の上で行う販売の申出（広告行為）を権利侵害とし（著113条1項2号）、②違法なインターネット配信による音楽・映像を違法と知りながら複製することを私的使用目的でも権利侵害とした（著30条1項3号）。

3）においては、視聴覚障害者等のために行う複製主体を公共図書館に拡大する等した（著37条3項）。

著作権委員会では、文化審議会著作権分科会のもとに設けられた基本問題小委員、法制問題小委員会、国際小委員会での審議内容を把握・検討し、法制問題小委員会に対して権利制限の一般規定に賛成する内容の意見書、「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策」、「知的財産推進計画（仮称）の策定」について意見書を提出した。

知財管理誌へは、「平成21年度著作権法の一部改正について」、「Q&A 権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の検討について」、「知的財産の動向と将来」を寄稿した。

法制度、学説等の検討については、仏・スリーストライク法（2009年9月に仏議会可決）について、各国における同種の著作権侵害対策法令の導入状況と合わせて検討等を行った。

判例研究として、プロ野球選手肖像権事件（知財高裁H20.2.25）、スターボ広告事件（東京地裁H20.4.18）、Winny事件　控訴審（大阪高裁H21.10.8）、チャップリン映画DVD事件　上告審（最高裁H21.10.8）等を研究し、2005年度～2008年度の委員会において報告された判例から重要と考えられるものを取り上げた解説書の原稿を執筆した。

JIPA研修Aコース「著作権法」に対して、当委員会から講師3名を派遣した。

2010年度の活動（委員数24名）

「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に対して権利制限の一般規定の導入は不可欠とする意見書、「技術的保護手段に関する中間まとめ」に対して著作権委員会ではアクセスコントロール規制等を慎重に検討すべきとする意見書、「技術的制限手段に係る不正競争防止法の見直しの方向性について（案）」に関する意見書を提出し、加えて「知的財産推進計画2011の策定」に対しては著作権法観点での意見提言を行った。

知財管理誌へは、「アクセスコントロール技術の回避規制について」を寄稿した。また、権利制限の一般規定を中心とした著作権法に関する課題・動向等について、有識者にご講演を頂いた。

判例研究としては、地下鉄路線案内図事件（大阪地裁H21.2.24）、ピンク・レディー事件控訴審（知財高裁H20.8.27）、まねきTV事件上告審（最判H23.1.18）、ロクラクⅡ事件上告審（最判H23.1.20）等を研究した。

ソフトウェア委員会との合同委員会を開催し、ソフトウェア関連企業における特許の管理・活用、Microsoft vs Salesforce特許侵害訴訟（ソフトウェア委員会）、権利制限の一般規定に関する中間まとめ、アクセスコントロール技術の回避規制について（デジタルコンテンツ委員会）を中心に意見交換を行った。

JIPA研修Aコース「著作権法」に対して、著作権委員会から講師を派遣した。9月度関東部会および関西部会にて権利制限の一般規定の導入検討状況を報告した。

2011年度の活動（委員数27名）

デジタルコンテンツ関連法制への意見提言に

関して、著30条関連でヒアリング要請を受け、文化審議会著作権分科会・法制問題小委員会（2011年7月）に出席し、JIPAとしては「現在有効に機能している著30条の拙速な改正は避けるべきであり、とりわけ私的領域への過度な介入については、それによる影響や得られる効果の点から慎重に検討すべきである」等を趣旨とする意見を申し述べた。

画面デザインの保護拡大に関しては、知的財産研究所「デジタル社会におけるデザイン保護に即した意匠制度の在り方に関する調査研究」委員会及び産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会において、JIPAとして「そもそも画面デザインの法的保護はどうあるべきかを議論するべきである。意匠法の保護がなくても、著作権法や不正競争防止法等で一定の保護がなされており、さらなる保護強化の必要はないと考える。産業界に具体的なニーズが存在するとも思えない。」等を趣旨とする意見をまとめた。併せて意匠委員会と合同で検討を行った。

また、知的財産戦略本部による「知的財産推進計画2012」の策定に向けて「権利制限の一般規定の導入」「著作権の間接侵害の立法化を含め、サービス提供事業者が著作権侵害とならない範囲の明確化」「著作権においても当然対抗制度の導入」等の意見提言案を検討した。

重要判例である、まねきTV事件及びロクラクⅡ事件の両最高裁判決のクラウドサービスに対する影響、今後の著作権法制度の在り方について、知財管理誌へ寄稿（2012年6月号掲載）、12月度関東部会及び関西部会にて講演を行った。

その他、JIPA研修コースへの講師派遣、中国著作権法についての調査・検討、ソフトウェア委員会との連携、著作権法判例に関する調査研究を行った。

2. 3　2012年度～2013年度

歴代委員長からの挨拶

私が委員長を務めさせていただいた2012～2013年にかけては「出版者への権利付与」が話題のテーマでした。

私の在籍する凸版印刷は出版社ではないものの、歴史的にも近しい事業分野でもあり、そのタイミングで委員長を拝命したことは、まさにタイムリーだったと今でも感じます。

著作権は著作物の種類が多岐に渡ることから、関連団体も多いなか、このテーマでも出版関連団体はもちろん、経団連、文化庁、有識者の方々等、JIPA著作権委員会としても、調整や説明で様々な方面に駆け回っていた記憶があります。結果として2014年に法律改正に結び付くところまで見届けることができ、まさに法律（改正ではありましたが）の生まれる瞬間までを体験できた貴重な経験となりました。出版社の方々とは、当初どちらかというと対峙するスタンスでしたが、折り合いをつけて行く中で、「雨降って地固まる」といいますか、よい関係構築ができたことも財産となりました。

JIPAのバランス感覚に対する各所からの期待が大きかったことも感じましたが、著作権は消費者を取り巻く社会に直結する法律であり、社会環境の変化に応じて今後も形を変えていくと思います。将来の日本の生活を支える立法の立役者として、著作権委員会が活躍されることを期待しております。

（凸版印刷法務本部　生活・産業法務　大野 郁英
2012年度～2013年度　著作権委員会　委員長）

2012年度の活動（委員数26名）

2012年6月に成立し、翌年1月に施行された改正著作権法について、文化庁との意見交換を行うとともに、権利制限に係る規定（写り込みに係る規定等）及び権利保護強化に係る規定のそれぞれについて、改正法の解説及び企業実務への提言を取りまとめて、知財管理誌に寄稿した（2013年1月号掲載）。

デジタルコンテンツ関連法制への意見提言に関して、著作権法への間接侵害導入についてヒアリング要請を受け、文化審議会著作権分科会・法制問題小委員会（2012年8月）に出席し、JIPAとしては「物理的に著作物の利用行為を行っていない者が著作権侵害の帰責主体となる場合の類型を明確化し、製品・サービスを提供する事業者の予見可能性を高める、という観点から、間接侵害に関

する規定を設けることに賛成する。」等の内容を趣旨とする意見を申し述べた。

画面デザインを意匠権の保護対象としようとする意匠法改正の動きに対し、昨年に引き続き、著作権委員会の意見を取りまとめ、意匠委員会及びソフトウェア委員会と合同で、①特許庁との意見交換、②産業構造審議会意匠制度小委員会に対するIPA意見の検討・策定を行った。加えて、特許庁から「情報機器」を新たな保護対象の物品に加えるという改正案が示されたのを受け、「画像デザイン保護の拡充に反対である。仮に拡充するとしても、侵害成否の判断場面等において本来意図された物品を離れて画像の保護が拡大しないよう、審査基準だけでなく、法令で「情報機器」の外延を明確に規定すべきである。」等を趣旨とする意見を申し述べた。

また、「印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会」が示した、出版者に対して著作隣接権を付与しようとする法制度案に関し、「出版者に著作隣接権が付与されると、権利処理の煩雑化、末端価格の上昇等の影響が生じると考えられるため、著作隣接権付与の目的であるはずの『電子書籍の利用流通の促進」がかえって阻害される。」等を趣旨とする意見書を作成し、常任理事会の承認を得て、2012年12月20日付で公表した。

その他、関係省庁等との意見交換、JIPA研修コースへの講師派遣、中国著作権法についての調査・検討や、ソフトウェア委員会との連携、著作権法判例に関する調査研究を行った。

2013年度の活動（委員数29名）

デジタルコンテンツ関連法制への意見提言に関して、文化審議会著作権分科会下に出版関連小委員会が設置され、9月には当該小委員会による中間まとめに対するパブコメ募集がかかった。JIPAとしては「出版権の再構成の方向性を尊重する。紙出版権と電子出版権の一体型・別立て型については、違法流通抑止という趣旨実現に資する、という目的にかなう制度設計が望ましい。塩漬け問題等が生じないよう著作者にも配慮が必要であり、著作隣接権、特定版面への権利付与とも不採用とした結果は妥当である。」等を趣旨とする意見書を提出し、併せて東西部会における報告、知財管理誌へ寄稿を行った（2014年3月）。

画面デザインを意匠権の保護対象とすることを目的として、特許庁から「情報機器」を新たな保護対象の物品に加えるという意匠法改正案が示された。著作権委員会としては当該改正案に原則反対であるが、仮に保護対象に加える場合には「情報機器」の定義や外延を明確化する必要がある旨の意見を述べた。2013年10月、特許庁より「情報機器」を加える案ではなく、「プログラム」の画面デザインを新たな保護対象に加えるという案が示されたため、意匠委員会及びソフトウェア委員会と合同で、「プログラム」の画面デザインを新たな保護対象に加える案に対して、著作権委員会としては反対する意見を表明するべく、①特許庁との意見交換、②パブコメ募集への対応を行った。

その他、著作権関連判例集第4版の編集活動、神戸大学、日本弁護士連合会等各種団体等との意見交換、JIPA研修コースへの講師派遣、ソフトウェア委員会との連携、著作権法判例に関する調査研究を行った。

2. 4　2014年度～2015年度

歴代委員長からの挨拶

2014 ～ 2015年度は、わが国の著作権法制が大きく揺れ動いた時期と重なる。

それまでの懸案だった「電子書籍への出版権拡大」については平成26年著作権法改正により一応の決着をみたものの、「クラウドサービス」問題をはじめとしたコンテンツの権利者側と利用者側の意見対立は収まる気配がなく、そこに「日本版フェアユース」を求める政治家や産業界の一部の動き等も絡んだことで、著作権法の行方は混沌とした状況にあった。

そのような状況下ゆえに、当時は正副委員長で集まるたび、「利用者側の会社に属する委員だけでなくコンテンツを生み出す側の会社に属する委員も参加する委員会として、どこに軸足を置いて活動すべきか?」ということが常に話題となり、何度となく議論を重ねることとなった。

「分断」の危機が全くなかったわけではない。だが、この2年の間、多くの委員が参加して、中長

期的な視点で諸外国の「著作権リフォーム」を分析して国内の立法への視座を得ようと試みたり、日々の実務に立ち返って判決事例を分析したり…といった地道な活動を継続したこと、さらにはコンテンツを生み出す側の会社に属する委員の方々の粋な計らいで「コンテンツを知る」ための様々な企画を（常に愉快な懇親の場とともに）実現させることができたことで、業種を横断するJIPAの一組織としての当委員会の独自性は辛うじて保つことができたような気がするし、現在に至るまで続く委員会メンバーの絆も生まれたのではないかと思っている。

そして、個人的な視点で申し上げるなら、この2年間は、様々な成果物の作成から、JIPAシンポジウムのポスターセッションに至るまで、同じ目標に向かって全力で盛り上げてくれる、そんな素晴らしい副委員長達や委員の方々に助けられ続けた時間でもあった。

この間、多くの「個性」と密に接し、企業文化と「人」の多様性や、顔を突き合わせた議論から生まれる可能性を身に染みて感じられたことは、その後、自分が会社で仕事をする上でも血肉となったし、会社を離れて活動するようになった今となっては、なおさら貴重な経験として生きている。

長く続いたコロナ禍、世の働き方も変わり、密なるものは過去の遺物になりつつあるのかもしれないが、せめて、当委員会にかかわる方々が著作権の未来について論じ、次世代のビジネスへの夢を描く時間だけは、濃密なものであり続けてほしいと願っている。

（弁護士、（元）東日本旅客鉄道　藤野 忠
2014年度～2015年度　著作権委員会　委員長）

2014年度の活動（委員数27名）

電子書籍への出版権拡大に関する著作権法改正案が2014年4月に可決成立したことを受け（施行は2015年1月）、文化庁著作権課から説明を受け、外部有識者と意見交換を行った。また、同改正に関して、知財管理誌2015年1月号にQ&A形式での解説記事を掲載した。

2014年ごろ、デジタル化の進展に対応した著作権法制のあり方について、権利者側と利用者側の考え方の乖離が大きい状況が見られた。そこで、中長期的な視点に立った提言に向け、我が国と同じような状況に置かれている欧米諸国の動きを調査することとした。

国内の裁判例動向の把握分析では、2013年度から継続して行ってきた「著作権・デジタルコンテンツ判決事例集」（第4集）の作成・編集作業を完了し、2014年7月に協会資料第439号として発行した。

著作権に関する社内教育・研修に関する調査・分析等では、各委員の会社でどのような著作権教育、研修を行っているかの紹介、意見交換を行った。JIPA研修Aコース「著作権法」に関し、著作権委員会から講師を派遣した。関連して研修教材の内容等について、委員会内での紹介、意見交換を行った。

その他の活動として、株式会社ゼンリンの地図コンテンツの製作過程等を見学させていただき、コンテンツ保護の意義やそのための取組み等について、ご説明頂いた。また日本弁護士連合会、及び、東京地方裁判所との意見交換の場に参加し、「クラウドサービスと著作権」の論点を中心に、意見交換を行った。ソフトウェア委員会との合同委員会を2015年1月に開催し、当委員会からは、「米欧の著作権リフォームの動向」を中心に発表し、意見交換を行った。

尚、JIPA知財シンポジウムのポスターセッションに出展し、ベストポスター賞（会長賞）を受賞した。

2015年度の活動（委員数29名）

環太平洋パートナーシップ協定（TPP）締結に伴う著作権法改正に対しては、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会が開催したヒアリングに出席して意見を述べる等を行った。

また、知的財産戦略本部や文化庁が検討を進めている「新しい時代に対応した著作権制度」に対しては、著作権委員会内や、外部有識者との意見交換を踏まえつつ、2015年度JIPA内に立ち上げられた著作権政策研究会と連携して、関係機関に対し、意見の発信等を行った。

その他、2015年度は「知的財産推進計画」（2016）、

「世界最先端IT国家創造宣言」、「台湾著作権法改正法案」（第2稿、第3稿）、「権利者不明等の場合の裁定制度における権利者捜索のための『相当な努力』の見直し」に対する意見提出を行った。

2014年度に引き続き、委員会に設置したワーキンググループにおいて、諸外国における「デジタル化時代に対応した著作権法制見直しの動き」（著作権リフォーム）の調査・検討を行い、検討成果について、知財管理誌2015年6月号・7月号に、2回に分けて掲載した。

また、「台湾著作権法改正案稿」の分析や、米国著作権局発行の「Orphan Works and Mass Digitization」に基づき、権利者不明著作物やアーカイブの取扱いに関する米国内政策動向の調査分析を行った。

国内の裁判例動向の把握分析では、重要度の高い裁判例について、著作権委員会内で編成したチームによる発表と意見交換を行った。著作権に関する社内教育・研修事例紹介及びアンケート実施については各委員の会社でどのような著作権教育、研修を行っているかの紹介、意見交換、アンケートを行った。またJIPA研修Aコース「著作権法」に関し、当委員会から講師を派遣した。その他の活動として、大日本印刷株式会社の「DNP京都太秦文化遺産ギャラリー」を見学し、コンテンツ保存・継承の意義や今後の活用の可能性等について、ご説明いただいた（2015年9月）。またクリプトン・フューチャー・メディア株式会社を訪問し、「ピアピロ・キャラクター・ライセンス」をご説明いただいた（2015年10月）。これを踏まえ、二次創作の権利関係整理の状況について、検討を行った。

2015年10月に有識者を訪問し、著作権法の構造的課題や零細的利用に対する対策（フェアユース規定の導入）等についてご講演いただくとともに、意見交換を行った。日本弁護士連合会及び東京地方裁判所、知的財産高等裁判所との意見交換の場に参加し、「応用美術の著作物性」や「著作権で保護されないコンテンツの利用とその救済手段」といった論点を中心に、意見交換を行った。

ソフトウェア委員会との合同委員会を2016年1月に開催し、当委員会からは、「新しい時代の著作権制度検討に向けた対応」、「二次創作の現状と今後の課題」、「社内教育・研修事例に関するアンケート実施の取組み」について発表し、意見交換を行った。加えて、JIPA知財シンポジウムのポスターセッションに出展し、優秀賞（第3位）を受賞した。

2. 5　2016年度～2018年度

歴代委員長からの挨拶

委員長就任時点ではニフティ法務部（当時）所属でしたが、任期途中に株式会社アイスタイルコンプライアンス部（当時）に転職しました。「委員長を継続できること」を条件に転職活動をしていたのが良い思い出です。現在は、Ridgelinez株式会社Legal and Internal Control所属です。

任期内で印象に残った案件は、著作権法平成30年改正により「柔軟な権利制限規定」が導入されたことです。もちろん、本改正はこれまでの歴代の委員長および委員の方々が継続されてこられた様々な意見発信や政策提言の成果であって、私の果たした役割はごく僅少ではありますが、改正の大詰めの時期に委員長を務めることができたのは、個人的にはとても勉強になりました。

また、委員会の運営方法を大きく見直したことも印象に残っています。特に、疑似的な小委員会制度である「グループ」を導入したことで、論説や資料を毎年コンスタントにアウトプットできるようになったことは、JIPA全体に対しても貢献になったのではないかと考えています。

AI創作、NFT、メタバースといった次々に登場する新技術と著作権は切っても切れない関係にあると思います。それらの新技術が自らの所属企業のビジネスには関係が薄い委員の方もいらっしゃると思いますが、むしろそのほうが所属企業の方針にとらわれることなく、自由な発想で調査研究ができるのではないかと思います。知的好奇心を持って、大局的な視野から、新技術と著作権のあるべき姿を提言していただけることを期待しています。

（Ridgelinez株式会社
Legal and Internal Control　村上 隆平
2016年度～2018年度　著作権委員会　委員長）

2016年度の活動（委員数31名）

昨年度までの著作権委員会は、全体委員会とは別の活動体が必要になった場合、適宜、ワーキンググループを設置する等してアドホックに対応してきたが、本年度は、3つのチーム（イノベーションチーム、社内教育チーム、コンテンツチーム）を編成し、各委員は希望のチームに所属し、年間を通じてチーム別活動を行った。

全体会での活動としては、知的財産戦略本部、文化庁文化審議会著作権分科会各小委員会等の各政府審議の傍聴報告をふまえた意見交換や、各月の担当委員が、国内外の最新の著作権やコンテンツビジネスにかかわるトピックの解説を行った。また、国内の著作権法制度等に関する以下のパブリックコメント募集等に対応した。

1）2016年4月に、IT総合戦略本部が策定する「世界最先端IT国家創造宣言」の2016年版の改訂に向けた意見書を提出した。
2）2017年2月に、知的財産戦略本部が策定する「知的財産推進計画」の2017年版の改訂に向けて、「デジタル・ネットワーク時代の著作権システムの構築」、「コンテンツの新規展開の推進」、「通商関連協定等を活用した知財保護と執行強化」について、マネジメント委員会とも連携のうえ、意見書を提出した。
3）2017年3月に、「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめ」について、次世代コンテンツ政策プロジェクトとも連携のうえ、意見書を提出した。

加えて、海外の著作権法制度等の改正に関する以下のパブリックコメント募集等に対応した。

1）2016年5月に、台湾著作権法改正案第4稿および同法TPP対応改正について、アジア戦略プロジェクトとも連携のうえ、意見を提出した。
2）2017年3月に、中国反不正当競争法改正草案について、フェアトレード委員会、商標委員会、意匠委員会、ライセンス委員会とも連携のうえ、意見書を提出した。

このほか他の委員会との連携としては、ソフトウェア委員会との合同委員会を2017年1月に開催し、両委員会の今年度の運営体制と全体活動、各チーム別活動の概要等について共有を行った。

チーム別活動としては、イノベーションチームでは、自動生成技術と著作権法に関する調査研究、及び海外における著作権リフォームに関する調査研究（2014年度から継続）を行った。

社内教育チームでは、JIPA研修への講師派遣、JIPA研修の研修テキストの全面改訂、「著作権に関する社内教育アンケート」の結果の分析、及び、会員企業における社内教育・研修事例の紹介を行った。

コンテンツチームでは、「キャラクター」と「UGC・二次創作」について調査研究を行った。

2017年度の活動（委員数28名）

3つのチーム（イノベーションチーム、リーガルナレッジマネジメントチーム、コンテンツチーム）を編成して活動した。

全体会での活動としては、知的財産戦略本部、文化庁文化審議会著作権分科会各小委員会等の各政府審議の傍聴報告をふまえた意見交換や、各月の担当委員が、国内外の最新の著作権やコンテンツビジネスにかかわるトピックの解説を行った。また、国内の著作権法制度等に関する以下のパブコメ募集等に対応した。

1）2018年2月に、知的財産戦略本部が策定する「知的財産推進計画」の2018年版の改訂に向けて、「第四次産業革命（Society5.0）の基盤となる著作権システムの構築」、「2020年とその先の日本を輝かせるコンテンツ力の強化」について、次世代コンテンツ政策プロジェクトと連携して、意見書を提出した。
2）2018年3月に、一般財団法人ソフトウェア情報センターからの依頼を受け、著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するヒアリングに応じた。

加えて、海外の著作権法制度等の改正に関する以下のパブリックコメント募集等に対応した。

1）2018年1月に、中国著作権法改正草案第4稿について、アジア戦略プロジェクト及び次世代コンテンツ政策プロジェクトとも連携して、意見を提出した。
2）2018年2月に、タイ著作権法改正案に意見を

提出した。

このほか他の委員会との連携としては、ソフトウェア委員会とイノベーションチームが合同で、想定事例をもとに知財の課題について検討を行った（2017年8月、9月）。また、ソフトウェア委員会との合同委員会を2018年1月に開催し、両委員会の今年度の運営体制と全体活動、各チーム別活動の概要等について共有を行った。

チーム別活動としては、イノベーションチームでは、著作権リフォーム動向調査の成果物として、知財管理誌2017年12月号に論説「EUにおけるデジタル時代に適応した著作権制度リフォームの動向」を掲載し、また、AI等新技術と著作権の関係調査研究の成果物として、知財管理誌2017年11月号に論説「AI（人工知能）に関する著作権法上の現状課題と今後について」を掲載した。

リーガルナレッジマネジメントチームでは、社内教育アンケート結果をまとめ、知財管理誌2017年10月号に論説『「著作権」に関する企業内教育の現状分析とあるべき姿の研究』を掲載し、JIPA研修への講師派遣、事例集の作成を行った。

コンテンツチームでは、キャラクターについての調査研究の成果物として、知財管理誌2018年1月号に論説「キャラクターの制作およびキャラクターライセンス実務における留意点」を掲載した。

2018年度の活動（委員数30名）

2つのチーム（イノベーション＆コンテンツチーム及びリーガルナレッジマネジメントチーム）を編成して活動した。

全体会での活動では、これまでと同様、知的財産戦略本部、文化庁文化審議会著作権分科会各小委員会等の各政府審議の傍聴報告のほか、国内外の最新の著作権やコンテンツビジネスにかかわるトピックの報告を行った。また、国内の著作権法制度等に関する以下のパブリックコメント募集等に対応した。

1）2018年5月に、経済産業省が策定する「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」改訂案について、次世代コンテンツ政策プロジェクトと連携して、検討を行った。
2）2018年9月に、画像デザインの保護等を内容とする意匠制度改正について、意匠委員会、建設部会、次世代コンテンツ政策プロジェクトおよびソフトウェア委員会と連携して、検討を行った。
3）2018年12月に、文化庁の実施する著作権法施行令及び著作権法施行規則の一部改正案に対するパブコメ募集について、次世代コンテンツ政策プロジェクトと連携して、検討を行った。
4）2019年1月に、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会が策定する「中間まとめ（案）」について、次世代コンテンツ政策プロジェクトと連携して、意見書を提出した。
5）2019年2月に、知的財産戦略本部が策定する「知的財産推進計画2019」の策定に向けて、模倣品・海賊版対策、デジタル化・ネットワーク化の進展に対応したコンテンツ利活用システムの構築、デジタルアーカイブ社会の実現の各論点について、次世代コンテンツ政策プロジェクトと連携して、意見書を提出した。

また、チーム別活動については、イノベーション＆コンテンツチームでは、2019年1月1日に施行された著作権法改正について、同改正において導入された「柔軟な権利制限規定」を中心に、法改正の内容や実務への影響について調査研究し、当該結果を論説にまとめ、知財管理誌2019年1月号および2月号に掲載した。

リーガルナレッジマネジメントチームについては、企業内での著作権教育に活用できる「著作権にまつわるトラブル事例」の資料化及びJIPA研修コース（臨時研修会含む）における新規講義（「著作権教育研修」）の実施等の活動を行った。

2. 6　2019年度

歴代委員長からの挨拶

私は、かれこれ20年以上著作権政策渉外の仕事をやっている。技術が進歩し、それを活用した新たな著作物の利用形態が出現するとそこに著作権問題が発生する。そして、時々のプレイヤーによる権利の保護と利用のバランスをめぐる熱い議論が始まる。その渦中（まさしく渦の中!）で揉みくちゃにされながら、それでも（概ね）楽しくサ

バイブしてきた。

2019年度は、前年の著作権法改正で導入された「柔軟な権利制限規定」の解釈について、柔軟になったがゆえの悩みを各社の法務・知財担当者が抱えていた。この改正では著作物の「非享受」利用について大幅な権利制限が認められることとなったのだが、著作物に表現された思想又は感情の「享受」を目的としない行為とは具体的にどのような行為か、ただし書の「…著作権者の利益を不当に害することとなる場合」とはどのように判断されるのか。また、情報処理の結果の提供に付随する軽微利用が認められた権利制限では、「軽微利用」「目的上必要と認められる限度」の解釈について等、現場からの照会事案に回答しなければならない立場にある委員会メンバーでの話題は尽きなかった。ここでの議論の多くは、文化庁著作権課とのやりとりを経て、「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方」（文化庁著作権課）に反映されている。一定の指針は欲しいもののやりすぎるとせっかく「柔軟な」規定を導入した意味が薄れてしまう。そんな狭間で辿り着いた一つの成果ではないかと考えている。

JIPAの著作権委員会は様々な業界、異なる立場（コンテンツ提供者と利用者）の人たちが集い議論を交わすことのできる貴重な場であると思う。この場を十二分に活用し異なる価値観の存在をそれぞれが楽しみながら有意義な活動が続いていくことを願っている。

（ソニーグループ　知的財産・技術標準化部門
スタンダード＆パートナーシップ部
著作権政策室　河野 智子
2019年度　著作権委員会　委員長）

2019年度の活動（委員数28名）

3つのチーム（国内動向チーム、国際法制度チーム及びリーガルナレッジマネジメントチーム）を編成して活動した。

全体会での活動では、これまでと同様、知的財産戦略本部、文化庁文化審議会著作権分科会各小委員会等の各政府審議の傍聴報告のほか、国内外の最新の著作権やコンテンツビジネスにかかわるトピックの報告を行った。また、2019年1月1日に施行された著作権法改正において導入された「柔軟な権利制限規定」について、文化庁が説明資料（「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方」）を策定しようとしていたところ、発行前の段階で文化庁著作権課より個別に説明を聞いた上でJIPAからの要望等を伝える機会を得ることができ、次世代コンテンツ政策プロジェクトと共同で対応した。JIPAからは一部の記述について実務を円滑に行う観点から解釈の明確化を要望したところ、文化庁は説明資料の修正に一部応じており、本会合は一定の成果をあげることができた。

また、チーム別活動については、国内動向チームについては、①契約系サブチーム、及び②技術系サブチームの2つに分かれ、活動を行った。

①契約系サブチームについては、著作物利用契約上の様々な論点（平成30年（2018年）著作権法改正において導入された「柔軟な権利制限規定」とソフトウェアのリバース・エンジニアリングとの関係、著作権の共有、ライセンサー倒産時等のライセンシーの自衛手段、著作権譲渡契約等における第三者の権利を侵害していないことの表明保証の意義等）について、どのような考え方があり得るのか、文献調査・研究や契約条項ひな形の検討等を行った。検討の結果は知財管理誌2020年6月号に論説として掲載した。

②技術系サブチームについては、「AI自律創出物と著作権」を研究テーマとし、内閣府知的財産戦略本部（検証・評価・企画委員会「新たな情報財検討委員会」）での検討結果（「新たな情報財検討委員会報告書」（2017年3月））等を踏まえた課題の整理、イギリス著作権法のComputer Generated Worksの制度概要の調査やAI創作物に関連する既存論文の調査を行った。検討の結果は知財管理誌2020年8月号に論説として掲載した。

また、国際法制度チームについては、2019年4月に欧州議会が採択したDigital Single Market著作権指令について、検討過程及び採択内容を検討し、特にJIPA会員企業に関わりが深いと考えられる、①科学研究目的でのテキスト＆データマイニング、②オンライン利用に関する報道出版物の

保護、③オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダによる保護コンテンツの利用等について、本指令導入後の影響について考察した。検討結果は知財管理誌2020年5月号に資料として掲載した。

リーガルナレッジマネジメントチームについては、JIPA研修への講師派遣及びテキストのブラッシュアップを行うとともに、著作権教育で使える事例・判例等の情報収集・分析及び実務に役立つ資料集の作成を行った。

2. 7　2020年度～2022年度
歴代委員長からの挨拶

2015年まで2年間在籍していた国際第一委員会から2016年に著作権委員会に移籍し、その後1年間の副委員長を経て、委員長に就任させて頂きました。一方、時を同じくまん延し始めたコロナ禍に直面し、従来の委員会活動経験が全く通用しない委員会運営となり、副委員長や委員各位の多大なる支援を頂きつつも思考錯誤の日々でした。

委員会活動の最大のメリットである異業種企業間の対面でのコミュニケーションを通じた人脈形成や、大学や税関等他団体との意見交換を目的とした遠隔地での委員会開催が困難になることで、年間を通じたアウトプットや委員会に参加する委員のモチベーションの低下を如何に最小限に抑えるかが大きな課題となりました。

そのような中でも、著作権委員会として国内動向チーム、国際＆新技術チーム、リーガルナレッジマネジメントチーム等の3チームで活動を行い、この3年間で6件の知財管理誌への論説投稿、1件の東西部会報告を行い、著作権法観点で会員企業の皆さまへ微力ながら貢献を図ることが出来たのではと考えております。

また次世代コンテンツ政策プロジェクト（現デジタル政策プロジェクト）やWIPOプロジェクト、AI研究会との連携や他の専門委員会との合同施策を通じて、JIPA全体での知財ミックス戦略の一端を担うことが出来なのではないかと自負しております。特にEUデータ法制に対してはフェアトレード委員会と膝を突き合わせて約1年間検討を行い、JIPA訪問代表団として2022年度にEUに訪問し欧州委員会、WIPO、EU産業団体への政策提言やコミュニケーションチャネルの構築を行いました。

昨今の情報革新や社会情勢に連動して企業の無形資産はますますその重要性が増してきており、その潮流に沿って著作権法の在り方も少しずつ変貌を遂げようとしています。著作権委員会には今後とも各種専門委員会やプロジェクトと連携しながら時代に即した著作権法の在り方を模索して頂けると幸いです。

（ソフトバンク　法務・リスク管理本部
知的財産部　佐保 優一　2020年度～2022年度
著作権委員会　委員長）

2020年度の活動（委員数25名）

国内動向チーム、国際＆新技術チーム、リーガルナレッジマネジメントチームをそれぞれ編成して活動を行った。この年度はコロナ禍の影響もあり、定例委員会はすべてWeb会議形式で実施され（4月定例会は休会）、年度を通じて一度もJIPA会議室等での会議が開催されなかった異例な一年となった。

全体会では、国内動向チームの委員による知的財産戦略本部等、各政府審議会の傍聴とその発表や、国際動向＆新技術チーム、リーガルナレッジマネジメントチームの委員による国内外の最新の著作権法、コンテンツビジネスの関連トピックの調査研究の発表等を行った。11月の定例会では外部の法律事務所から弁護士を招聘し令和2年および3年の著作権法改正に関する講演を開催した。

チーム別活動では、まず国内動向チームが「著作権基本政策、法制度の動向調査研究」をテーマに「基本政策」「法制度」の2つのサブチームに分かれて活動を行った。前者は「放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理」を中心に、また後者では「図書館関係の権利制限規定」及び「独占的ライセンスの対抗制度と差止請求権」を中心に、それぞれ分科会傍聴及び調査研究を行った。いずれの研究も論説として知財管理誌に掲載した。

国際チームでは「諸外国の法改正動向」をテーマに、中国著作権法改正案に対する「故意侵害に対する罰則強化」や「権利制限規定」について意見

書を2回提出した。また、UKIPOパブリックコメントに対して、AI生成物の定義等に対する意見も提出した。いずれもアジア戦略プロジェクト、国際第3委員会、次世代コンテンツ政策プロジェクトとの連携対応案件である。

新技術チームでは「ブロックチェーン等新技術が著作権法実務に与える影響等に関する調査研究」をテーマに、著作権管理におけるブロックチェーン導入のメリットや課題を複数の企業視点より調査研究を行い、中間成果物として纏め資料を作成した。

リーガルナレッジマネジメントチームでは「企業の著作権関連教育、研修活動に資する調査研究」として、JIPA研修への講師派遣と、研修テキストのブラッシュアップを行った。また「著作権担当者のための実務に役立つ著作権事例集」を作成し、委員会で共有した。

その他、次世代コンテンツ政策プロジェクト等の他委員会との連携により、パブコメ対応や、上述の国際チームの意見書提出等の政策提言活動、外部の法律事務所から弁護士を招聘した講演会を開催した。

2021年度の活動（委員数22名）

前年度に引き続き、国内動向チーム、国際＆新技術チーム、リーガルナレッジマネジメントチームをそれぞれ編成して活動を行った。毎月の定例委員会を、前年度同様Web会議形式で実施した。

全体会では、国内動向チームの委員による知的財産戦略本部等、各政府審議会の傍聴とその発表や、国際動向＆新技術チーム、リーガルナレッジマネジメントチームの委員による国内外の最新の著作権法、コンテンツビジネスの関連トピックの調査研究の発表等を行った。

チーム別活動では、まず国内動向チームが「著作権基本政策、法制度の動向調査研究」をテーマとして活動を行った。「図書館関係の権利制限の見直し」「放送番組の同時配信等に係る権利処理の円滑化のための規定整備」に関する検討や、「簡素で一元的な権利処理方策」について論点整理等を行った。また「独占的ライセンシーの追加的保護」についても、その中間まとめを検討した。

国際＆新技術チームは「国内外の著作権に関連する諸問題の調査研究」をテーマに活動した。国際チームでは「国際機関、海外諸国における著作権法制度等の検討についての調査分析」を行った。WIPO関連では今年度よりJIPA WIPOプロジェクトへ委員会連携メンバーとして参画し、また国際的なハーモナイゼーションやエンフォースメントに関して文化庁著作権課国際著作権室と議論した。

新技術チームでは、「新技術によるイノベーションが著作権法に与える諸問題の調査研究」として、昨年度に引き続き著作物管理実務へのブロックチェーン技術やNFTの応用に関する調査研究を進め論説を執筆し知財管理誌に掲載した。

リーガルナレッジマネジメントチームでは「企業の著作権関連教育、研修活動に資する調査研究」をテーマに活動した。JIPA研修への講師派遣（配信で行われたため録画にて対応）、研修テキストブラッシュアップの検討、そして「ヒヤリハット事例集」の作成、著作権会員企業への展開を行った。

その他、次世代コンテンツ政策プロジェクトや、意匠委員会、フェアトレード委員会、AI研究会といった、他委員会等との連携により国内外の政策提言活動、国内外情報発信を積極的に行った。

2022年度の活動（委員数21名）

国内外政策チーム、新技術チーム、リーガルナレッジマネジメントチームの3チーム編成で活動を行った。また前年度同様、毎月の定例委員会をWeb会議形式で実施した。

全体会では、著作権法に関する政策・立法動向等を把握し、検討が進む法課題についての理解と問題意識を委員会で共有することで、参加委員の専門性をさらに強化し、所属企業内の実務に活かすことを目指して活動を行った。具体的には、①国内外政策チームが関係会合（文化庁文化審議会著作権分科会各小委員会等）を傍聴しその内容を全体委員会にて発表、それに基づく意見交換を行った。また、②国内外の最新著作権法やコンテンツビジネスに係るトピックについて、新技術チーム、及びリーガルナレッジマネジメントチームが調査研究した結果を解説・意見交換を行うこ

とで委員の理解深度化を図った。

チーム別活動では、まず国内外政策チームが文化審議会で検討が進む「DX時代に対応した著作物の利用円滑化・権利保護・適切な対価還元に係る基本政策」等につき、デジタル政策PJと連携して対応検討を行った。

新技術チームでは、「新技術によるイノベーションが著作権法に与える諸問題の調査・研究」をテーマに活動を行った。また、ヤマハイノベーションロード見学を企画し、楽器や音楽コンテンツの変遷を振り返るとともに、時代に即する著作権法の在り方につき議論した。

加えて国内外政策チームと新技術チーム共同で、デジタル・アナログイコールフッティングを切り口に急速に進行するデジタル化の渦の中における著作権のあるべき姿について具体的な考察を進め、論説「現実空間と仮想空間・デジタル空間における著作権法の働き方の比較」を執筆し知財管理誌に掲載した。

リーガルナレッジマネジメントチームでは「企業の著作権関連教育、研修活動に資する調査研究」をテーマとして活動した。JIPA著作権研修「入門コース オンデマンド配信」への講師派遣を行った。また、2021年度に法務・知財部門以外向けに作成した「著作権実務ヒヤリハット事例集（全47事例）」を、法務・知財部門向けに法的構成や実務対応を見直し、論説という形に再構築した。

加えて、WIPOプロジェクト等と連携し、フェアトレード委員会と合同でデータ法制等の意見提言のための欧州訪問代表団派遣を行った（ブリュッセル、ルクセンブルク、ジュネーブの3ヶ国に12月5日から9日まで）。欧州委員会やWIPO等との議論内容について、WIPOプロジェクトで発表し、有識者を交えてディスカッションを実施した。また詳細内容を活動報告として執筆し知財管理誌に掲載した。

終わりに、本年史は2008年度から2022年度までの歴代委員長のご協力の下、2022年度著作権委員会メンバーである、
佐保 優一（委員長：ソフトバンク）
永田 治人（副委員長：ハピネット）
都築 俊介（副委員長：BIPROGY）
今枝 朋子（副委員長：DGホールディングス）
吉野 直樹（副委員長：ソニーグループ）
榑谷 学（副委員長：ヤマハ）が執筆した。

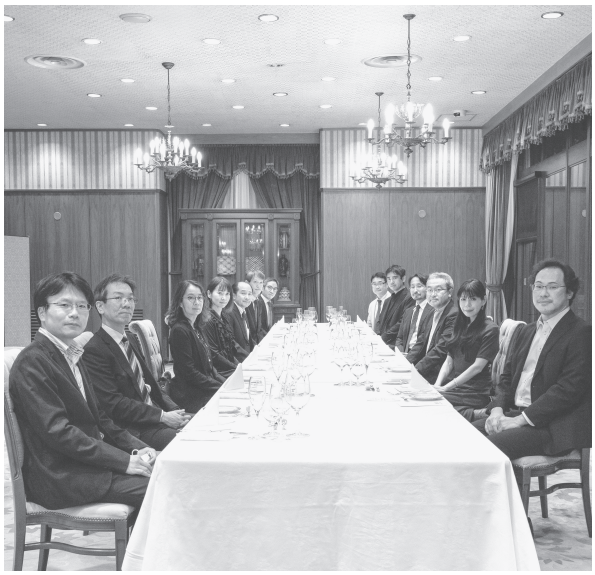

2022年11月21日 綱町三井倶楽部に於いて
左から
佐保 優一（ソフトバンク）
藤野 忠（弁護士）
河野 智子（ソニーグループ）
今子 さゆり（ヤフー）
亀井 正博（一般財団法人ソフトウェア情報センター）
太佐 種一（日本アイ・ビー・エム）
村上 隆平（Ridgelinez）
永田 治人（ハピネット）
吉野 直樹（ソニーグループ）
榑谷 学（ヤマハ）
伊藤 透（ソニー知的財産サービス）
今枝 朋子（DGホールディングス）
都築 俊介（BIPROGY）。

以上

マネジメント第１・第２委員会

1. はじめに

70周年記念史（2009年3月発行）以降の15年間のマネジメント委員会の活動記録をまとめる目的で、JIPA85周年記念史の執筆を行った。マネジメント委員会は第1委員会と第2委員会が一体となって活動しており、本稿の執筆も両委員会が合同で行っている。

執筆にあたり、2008年度以降の歴代マネジメント委員長（総計12名）に依頼して、委員長を務めた各年度の委員会研究テーマや活動トピックス、社会トピックス等を含むスライド2枚をそれぞれ作成いただいた。15年間の活動をまとめたこれらスライドは、計56枚に及ぶ。

70周年記念史には「歴代委員長との意見交換会」（2008年9月）を開催した記録があった。今回もこれに倣って、2022年11月21日に『マネジメント委員長会』を開催した。同会には、歴代マネジメント委員長および委員長代理、現役委員長に加え、2022年5月に専務理事を退任された久慈顧問にもご出席いただいた（久慈顧問を含め11名が出席、出席者のお名前は後掲の写真を参照ください）。開催場所は、2022年5月に移転したJIPA東京事務所（東京　日本橋）である。マネジメント委員長会の第1部では、前述のスライドに基づき、インタビュー形式で当時の委員会活動の思い出や注力した項目、苦労話等を歴代委員長にそれぞれ語っていただいた［第2章に記載］。

さらに第2部では、『知財の未来2035～JIPA100年に向けてのマネジメント委員会への期待～』のテーマで座談会を行った。座談会には、長年マネジメント委員会に事務局として関わっていただいた会員グループ　井上部長にもご参加いただいた。座談会では、2038年頃に恐らく発行されるであろうJIPA100周年記念史を意識しつつ、将来の知財マネジメントについて放談した［第3章に記載］。

（前川 武之/2022年度マネジメント第1委員長）

（順不同、敬称略）
マ：大谷 憲一
ネ：前川 武之
ジ：岡本 貴洋
メ：石田 達明
ン：遠藤 充彦
ト：岩崎 秀人
委：中山 千里
員：浅田 学
長：清水 尚人
会：久慈 直登（JIPA顧問）
無：西村 浩志

2. 歴代マネジメント委員長へのインタビュー

振り返りのスライド（2枚/年）に基づき、各年度の活動を現役委員長（前川、大谷）が歴代委員長にインタビューする形式でお話を伺った。

2. 1　北尾 善一
（08年度マネジメント第1委員長）：ご欠席

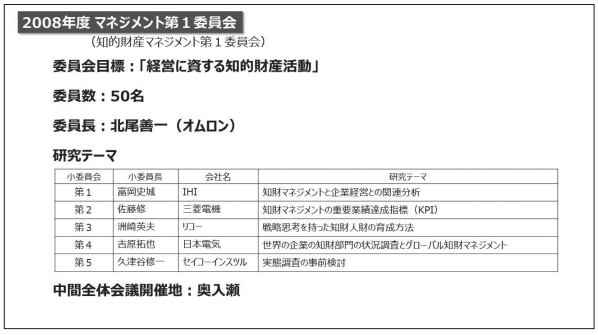
2008年度 マネジメント第１委員会
（知的財産マネジメント第１委員会）

委員会目標：「経営に資する知的財産活動」

委員数：50名

委員長：北尾善一（オムロン）

研究テーマ

小委員会	小委員長	会社名	研究テーマ
第１	高岡史城	IHI	知財マネジメントと企業経営との関連分析
第２	佐藤修	三菱電機	知財マネジメントの重要業績達成指標（KPI）
第３	洲崎英夫	リコー	戦略思考を持った知財人財の育成方法
第４	吉原拓也	日本電気	世界の企業の知財部門の状況調査とグローバル知財マネジメント
第５	久津谷修一	セイコーインスツル	実態調査の事前検討

中間全体会議開催地：奥入瀬

2008年度 マネジメント第１委員会
（知的財産マネジメント第１委員会）
委員会活動トピックス（１・２共通を含む。１・２委員会は一体的に活動）
1. 中長期テーマ２件を選定し、８テーマ・８小委員会体制を組んだ。女性委員が６名参加し、全員の来年度継続が重要な課題に。
2. JIPA創立７０周年にあたり、過去２０年間の歴代委員長との意見交換会を実施。
3. 小委員会での日々の活動成果を積極的に横展開し、見える化を図った。
4. 大野副理事長、小林常務理事が正副委員長会に毎回出席され、また、正副委員長会のプログラムに会場を提供した企業の概要説明や研究所見学を組み入れた。
5. 蛸壺知財から抜け出すため、知財部門・経営側がなすべき施策を提言。
6. 経営の観点から、バランススコアカード、KPI、知財戦略指標を基に知財戦略マップを提言。
7. 戦略的思考を持つ知財人材の育成プログラム、知財部門長の心得を具体的に提案。
8. グローバル企業モデル毎の知財マネジメントの分析や日本企業特有の課題への対応を提言。
9. 知りたい情報が得られる設問を３時間以内で回答できるようにし、経営に資する設問設定。

世の中の知財トピックス
- 経営に資する知財部門、一流の知財人材の育成、無形資産価値の向上等が知財を取り巻くキーワードであり、マネジメント委員会・委員はそれを強く意識した活動を行った。

前川：残念ながら、本日、北尾委員長はご都合がつかず、ご欠席です。北尾委員長は、2009年4月に発行されたJIPA70周年記念史（1988年～2008年の活動記録）のプロジェクトメンバーで、本日お越しの清水委員長と、マネジメント委員会分の記念史原稿を執筆されたと伺っています。お送りいただいたスライドのトピックスに、2008年にも歴代委員長との意見交換会を実施したことを挙げていただいています。前回の70周年記念史発行時の様子については、本日ご出席の清水委員長に振り返りをお願いしたいと思います。

2. 2　清水 尚人
（08年～09年度マネジメント第２委員長）

2008年度 マネジメント第２委員会
（知的財産マネジメント第2委員会）
委員会目標：「経営に資する知的財産活動」
委員数：46名
委員長：清水尚人（新日本製鉄）
研究テーマ

小委員会	小委員長	会社名	研究テーマ
第１	伊藤寛	三井化学	M＆Aにおける知財部門の役割
第２	丸山聡	大日本印刷	研究開発成果の評価（ステージゲート）
第３	鈴木裕史	中外製薬	特許事務所の活用施策と評価方法
第４	西村浩志	NTT	企業経営に貢献する強い特許を生み出す施策

中間会議開催地：奥入瀬

2008年度 マネジメント第２委員会
（知的財産マネジメント第2委員会）
委員会活動トピックス（１・２委員会共通部分を含む。１・２委員会は一体的に活動）
1. 昨年度の知財マネジメント委員会活動をステップアップして、更なる成長を期する。
2. 委員（小委員長・補佐含む）は、委員会活動を自己のマネジメントスタイル確立の場として委員会を運営し、人脈形成に役立て、研究成果を自社の知財活動で有効に活用する。
3. JIPAのリソースや成果を有効活用するため、他の専門委員会とのコラボレーションを行う。
4. 継続審議を重視。
5. M＆Aのフェーズ毎の知財部門の役割、知財部門を戦略的に活用するメリットを提案。
6. ガイド、基準化、テーマ評価、方向性提示のステージゲート法に参画する知財活動を進化させる具体的アプローチの提案。
7. 事務所に期待される業務領域、コスト認識、事務所の評価とそのフィードバック方法を提案。
8. 企業経営に貢献する強い特許を生む施策を段階や業種毎に、事例集として提案（2年テーマ）。
9. マネジメント委員会の論説が会誌広報委員会の年度トップ10記事の7を占めた。

世の中の知財トピックス
- 2008年9月にリーマンショックが発生。

2009年度 マネジメント第２委員会
（知的財産マネジメント第2委員会）
委員会目標：「経営に資する知的財産活動」
委員数：48名
委員長：清水尚人（新日本製鉄）
研究テーマ

小委員会	小委員長	会社名	研究テーマ
第１	竹内研策	カシオ計算機	知的財産経営に関する実態調査
第２	鈴木裕史	中外製薬	知財情報を活用した知的資産マネジメントの研究
第３	富岡史城	IHI	これからの知的財産組織のあり方について
第４	佐藤修	エムテック	海外特許事務所のマネジメント施策
第５	吉原拓也	日本電気	世界の企業における知財部門の状況調査とグローバル知財マネジメント

中間会議開催地：神戸（シスメックス）

2009年度 マネジメント第２委員会
（知的財産マネジメント第2委員会）
委員会活動トピックス
1. 実態調査に、会員企業の回答の負荷低減・コストの低減等を狙いとしてWebアンケート方式を導入。将来（５年後）を見据えた知財マネジメントの設問も設定。
2. 経営者の知財部門に対する情報提供の要請が高まる中、知財情報で何ができるのか、どのような活用方法があるのかについて分析と提案。
3. 知財組織を考える上で重要なポイント、特に知財組織が果たすべき機能と知財組織との相関性について整理し、自社の知財組織を検討する際の検討手順（フローチャート）を提示。
4. 米国代理人の考え方と特徴、国内と海外事務所の役割分担、コミュニケーションの施策等について研究。海外事務所の活用施策、海外出願に関する費用低減の工夫策を提言。
5. 経営のスタイルと知財マネジメントの関係を整理し、自社の知財マネジメントを検討する際に必要な知識を提示。

世の中の知財トピックス
- リーマンショックによる各社業績が悪化した中でのコストを意識した活動。
- 政権交代、裁判員制度開始。

大谷：2008年4月から2010年3月までマネジメント第2委員長をお務めの清水さん、よろしくお願いいたします。清水さんは、本日欠席の北尾さんと一緒に委員長をされていたのですよね。

清水：現在は日本製鉄で、ブランド戦略や特定プロジェクトを担当しております。第1委員会の北尾さんですが、とてもウイットがあり、大変リーダーシップがある人で、また、肌理細やかな配慮もあったので、第1、第2委員会とも小委員会活動は活発でした。委員数は年々増加しマネジメント委員会全体で90名、9小委員会を構成していた時期もありました。2008年度には、知財管理誌の記事の人気投票でマネジメント委員会の論説が上位10件中7件を占め、とても嬉しく思いました。

大谷：マネジメント委員会の活動はとても注目されていたのですね。先ほど、前川さんからも話がありましたが、清水さんは、北尾さんと70周年記念史原稿を執筆いただいたと伺っています。2008年には、本日と同様に歴代委員長との意見交換会を実施されたとのことですが、その時のお話を伺ってもよろしいでしょうか。

清水：常務理事会でのマネジメント委員会の発

言が目立っていたこともあり、JIPA70周年プロジェクトメンバーに北尾さんが就任しました。20年間の歴代委員長に連絡を取るのは大変でしたが、9月の正副委員長会議で、「歴代委員長との意見交換会」を盛大に行いました。マネジメント委員会は、特許管理委員会から、知財管理委員会、知財マネジメント委員会を経て現在の委員会の名称となっています。企業における知的財産部門の位置づけを反映して変わってきたものだと思います。特許管理委員会の時代は、弁理士会との報酬交渉、特許庁との交渉、弁理士制度、先進モデルである欧米への派遣団等、小泉知財立国宣言後の知財管理委員会の時代は、知財価値評価、知財情報開示、MOT、産学連携、知財人材育成、職務発明制度改正と、経営に関係するテーマへと移って来ています。知財マネジメント委員会の時代は、より経営に資する知財活動をどう行っていくべきか、その提言活動を行うことを深掘りしていたと認識しています。

大谷：マネジメント委員会は、より経営に資するために進歩し続けているのですね。ところで、伝説の奥入瀬についてお話を伺えないでしょうか。伝説と言う言葉が70年史にも登場しています。

清水：2001年度に奥入瀬に一度行っているのですが、その物語が委員の中に伝承されていまして、北尾さんの最終年であったこともあり、4月の正副委員長会で「奥入瀬リターン」の声が大きく出て決まりました。担当小委員会の洲崎小委員長は、研究テーマの検討以上に、その準備が大変だったと記憶しています。バスで奥入瀬に唯一あるホテルへ向かいました。中間全体会議後に十和田湖観光をして、帰路までのロジスティクスを計画実行するのはたいへんだったと思います。中間全体会議の直前でリーマンショックが起きたのですが、殆どの方が無事出席されました。その年は、奥入瀬の前にも企業の保養所で那須塩原、軽井沢と中間全体会議を行ってきたので、恵まれた時代だったと思いますね。

大谷：奥入瀬は以前よりマネジメント委員会の伝説となっていたのですね。北尾さん、清水さんをはじめ、皆さんずいぶん積極的だったですね。委員会としての活動方針、運営方針とされていたからでしょうか。

清水：経営に資する知財活動が当時のJIPA全体の活動方針でした。マネジメント委員会は、経営に資すると共に、社内における知財部門のプレゼンスの向上のために提言することを主要な目的としていました。マネジメント委員会は、多様な企業からマネージャークラスの委員が派遣されていたので、小委員会活動や全体会議で、普通の場では聞けないマネージャーの立場での話が聞けるのは、相互に大きなメリットがあります。そういう意味で、継続審議は好評であり、有効に機能していたと思います。11月は北尾さんがオムロンであることもあって、小委員会・正副委員長会は、どちらも京都が定番となっていました。小委員会活動を基本単位として、4月にテーマ趣旨を委員長が説明し、小委員会で仮説を立て、そのための調査、検証、ヒアリング等を行い、論証と提言を行います。4月から3月までの1年間で論説に仕上げるというスタイルは、この時期に確立したのではないかと思います。1年間という限られた時間で、こうした活動を行うためには、小委員会のマネジメントが重要となります。小委員長や小委員長補佐のみならず、委員一人一人が自分のマネジメント力を磨くのに絶好の場であると位置づけ、我々委員長も委員のマネジメント力向上のために適宜、アドバイスしていました。どの小委員長もしっかりされていたことに加えて、正副委員長会や全体会議には、寺島常務理事、その後大野副理事長、小林常務理事も必ず出席され、適切なアドバイスをいただけていたことも大変有難かったです。

大谷：マネジメント委員会を知財部のマネージャー育成の場としても考えられていたのですね。担当理事に正副委員長会議にも出席いただきアドバイスを頂戴していたのですね。それでは研究テーマについてお伺いします。まずは2008年度の研究テーマについて伺ってもよろしいでしょ

うか。

清水：北尾さんが担当した第1委員会では、当時、知財部門として取り組むべきテーマと考えたものに取り組んでいました。知財マネジメントの重要業績指標であるKPIは、事業への知財貢献の見える化が目的でした。バランススコアカードにおけるKPIを手法として用い、知財戦略マップの事例や委員企業の知財戦略とKPI事例を具体的に提示しました。戦略思考を持った知財人財の育成方法は、知財部門長向けの提言で、理解力、課題抽出力、描写力、実行力の4つの力をサイクルとして回すことを知財部門長の3つの心得としてまとめました。一方、私が担当していた第2委員会では、M&Aにおける知財部門の役割、具体的にはM&Aの増加に合わせM&A先の選定、条件交渉、買収後に知財部門がどう関与すべきかについて提案しました。研究開発成果の評価では、研究開発のマネジメント手法であるステージゲート法について、研究開発の各段階で、知財部門が関与し貢献する方法について提言しました。企業経営に貢献する強い特許を生む施策として、権利化段階や業種毎に事例集としてまとめ、提案もしています。このテーマは2年テーマとなりました。当時の小委員長として西村委員長や浅田委員長にまとめて頂きました。強い特許は何か、それをどう生み出すのかについて、寺島常務理事に天理の研究所でご説明を受けたのは記憶に残っています。

大谷：2009年度は5研究テーマとテーマ数が増えていますが、どのような理由からでしょうか。委員会の運営は大変だったのではないでしょうか。

清水：委員数が90名になったこと、やりたいテーマがあったので、多少少人数でも小委員会を回せると考えました。知財情報を活用した知的資産マネジメントの研究は、事業戦略に合致した知財指標の設定、経営、事業、知財が連携して必要な情報を摺り合せる、知財情報に裏付けられたメッセージ、それは、知財を語るのでなく、知財で語ることが重要だと提言しました。世界の企業における知財部門の状況調査とグローバル知財マネジメント、これも2年テーマですが、グローバル経営に対し、知財部門は情報を提供し、知財ポートフォリオを転換する、また、経営トップの知財部門へのコミットが重要で、知財部門もそれを求めるべき、語学力の向上を提言しています。吉原委員長や岩崎委員長にも当時の小委員長として尽力いただいています。実態調査アンケートは、書面でアンケートを会員企業に送っていましたが、ウェブ回答へシステム設計することで、業務効率化を図りました。そのため半年前にそれを行うための小委員会を立ち上げています。また、特集テーマとして、5年後を見据えた知財マネジメントも設定しました。

大谷：非常に積極的に研究をされていたのですね。清水さん、ありがとうございました。

2. 3　西村 浩志
（09 ～ 11年度マネジメント第１委員長）

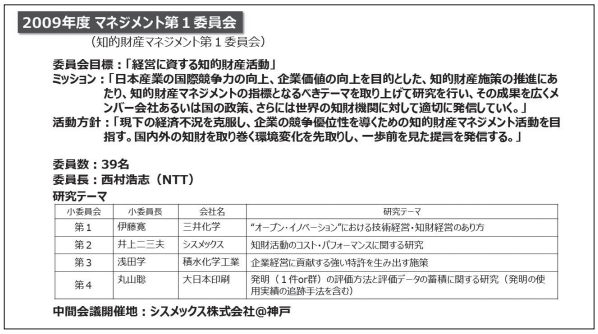

2009年度 マネジメント第１委員会
（知的財産マネジメント第１委員会）

委員会目標：「経営に資する知的財産活動」
ミッション：「日本産業の国際競争力の向上、企業価値の向上を目的とした、知的財産施策の推進にあたり、知的財産マネジメントの指標となるべきテーマを取り上げて研究を行い、その成果を広くメンバー会社あるいは国の政策、さらには世界の知財機関に対して適切に発信していく。」
活動方針：「現下の経済不況を克服し、企業の競争優位性を導くための知的財産マネジメント活動を目指す。国内外の知財を取り巻く環境変化を先取りし、一歩前を見た提言を発信する。」

委員数：39名
委員長：西村浩志（NTT）
研究テーマ

小委員会	小委員長	会社名	研究テーマ
第１	伊藤寛	三井化学	"オープン・イノベーション"における技術経営・知財経営のあり方
第２	井上二三夫	シスメックス	知財活動のコスト・パフォーマンスに関する研究
第３	浅田学	積水化学工業	企業経営に貢献する強い特許を生み出す施策
第４	丸山聡	大日本印刷	発明（１件or群）の評価方法と評価データの蓄積に関する研究（発明の使用実績の追跡手法を含む）

中間会議開催地：シスメックス株式会社@神戸

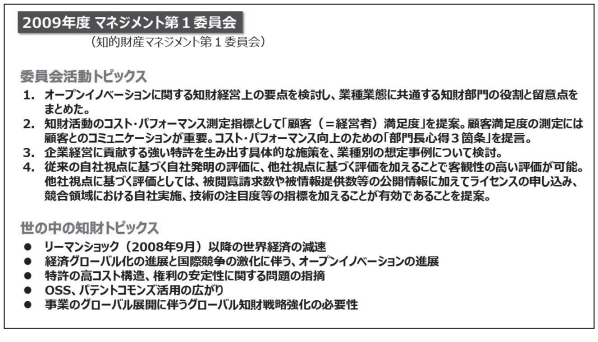

2009年度 マネジメント第１委員会
（知的財産マネジメント第１委員会）

委員会活動トピックス
1. **オープンイノベーションに関する知財経営上の要点を検討し、業種業態に共通する知財部門の役割と留意点をまとめた。**
2. **知財活動のコスト・パフォーマンス測定指標として「顧客（＝経営者）満足度」を提案。顧客満足度の測定には顧客とのコミュニケーションが重要。コスト・パフォーマンス向上のための「部門長心得３箇条」を提言。**
3. **企業経営に貢献する強い特許を生み出す具体的な施策を、業種別の想定事例について検討。**
4. **従来の自社視点に基づく自社発明の評価に、他社視点に基づく評価を加えることで客観性の高い評価が可能。他社視点に基づく評価としては、被閲覧請求数や被情報提供数等の公開情報に加えてライセンスの申し込み、競合領域における自社実施、技術の注目度等の指標を加えることが有効であることを提案。**

世の中の知財トピックス
- **リーマンショック（2008年9月）以降の世界経済の減速**
- **経済グローバル化の進展と国際競争の激化に伴う、オープンイノベーションの進展**
- **特許の高コスト構造、権利の安定性に関する問題の指摘**
- **OSS、パテントコモンズ活用の広がり**
- **事業のグローバル展開に伴うグローバル知財戦略強化の必要性**

前川：次は、2009年度から2011年度まで第1委員長をお務めの西村委員長です。自己紹介をよろしくお願いいたします。

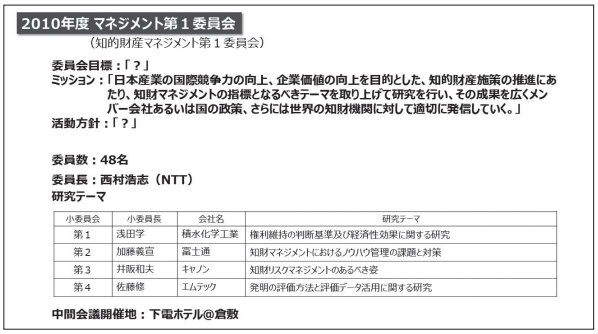

2010年度 マネジメント第１委員会
（知的財産マネジメント第１委員会）

委員会目標：「？」
ミッション：「日本産業の国際競争力の向上、企業価値の向上を目的とした、知的財産施策の推進にあたり、知財マネジメントの指標となるべきテーマを取り上げて研究を行い、その成果を広くメンバー会社あるいは国の政策、さらには世界の知財機関に対して適切に発信していく。」
活動方針：「？」

委員数：48名
委員長：西村浩志（NTT）
研究テーマ

小委員会	小委員長	会社名	研究テーマ
第１	浅田学	積水化学工業	権利維持の判断基準及び経済性効果に関する研究
第２	加藤義宣	富士通	知財マネジメントにおけるノウハウ管理の課題と対策
第３	井阪和夫	キヤノン	知財リスクマネジメントのあるべき姿
第４	佐藤修	エムテック	発明の評価方法と評価データ活用に関する研究

中間会議開催地：下電ホテル@倉敷

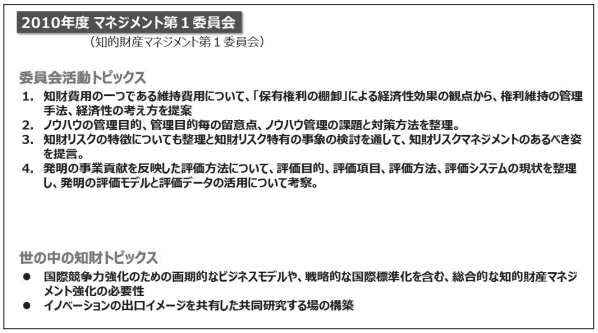

2010年度 マネジメント第１委員会
（知的財産マネジメント第１委員会）

委員会活動トピックス
1. **知財費用の一つである維持費用について、「保有権利の棚卸」による経済性効果の観点から、権利維持の管理手法、経済性の考え方を提案**
2. **ノウハウの管理目的、管理目的毎の留意点、ノウハウ管理の課題と対策方法を整理。**
3. **知財リスクの特徴についても整理と知財リスク特有の事象の検討を通して、知財リスクマネジメントのあるべき姿を提言。**
4. **発明の事業貢献を反映した評価方法について、評価目的、評価項目、評価方法、評価システムの現状を整理し、発明の評価モデルと評価データの活用について考察。**

世の中の知財トピックス
- **国際競争力強化のための画期的なビジネスモデルや、戦略的な国際標準化を含む、総合的な知的財産マネジメント強化の必要性**
- **イノベーションの出口イメージを共有した共同研究する場の構築**

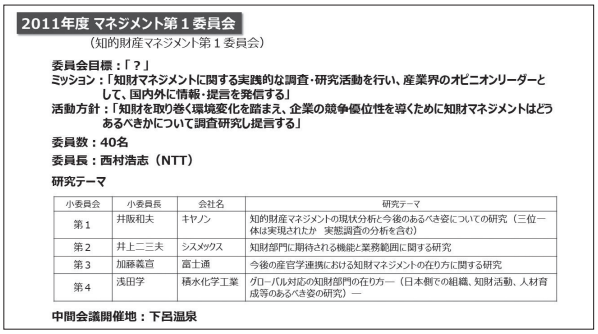

2011年度 マネジメント第１委員会
（知的財産マネジメント第１委員会）

委員会目標：「？」
ミッション：「知財マネジメントに関する実践的な調査・研究活動を行い、産業界のオピニオンリーダーとして、国内外に情報・提言を発信する」
活動方針：「知財を取り巻く環境変化を踏まえ、企業の競争優位性を導くために知財マネジメントはどうあるべきかについて調査研究し提言する」

委員数：40名
委員長：西村浩志（NTT）
研究テーマ

小委員会	小委員長	会社名	研究テーマ
第１	井阪和夫	キヤノン	知的財産マネジメントの現状分析と今後のあるべき姿についての研究（三位一体は実現されたか　実態調査の分析を含む）
第２	井上二三夫	シスメックス	知財部門に期待される機能と業務範囲に関する研究
第３	加藤義宣	富士通	今後の産官学連携における知財マネジメントの在り方に関する研究
第４	浅田学	積水化学工業	グローバル対応の知財部門の在り方―（日本側での組織、知財活動、人材育成等のあるべき姿の研究）―

中間会議開催地：下呂温泉

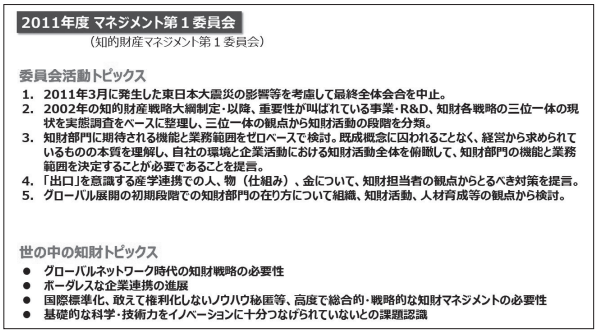

2011年度 マネジメント第１委員会
（知的財産マネジメント第１委員会）

委員会活動トピックス
1. **2011年3月に発生した東日本大震災の影響等を考慮して最終全体会合を中止。**
2. **2002年の知的財産戦略大綱制定・以降、重要性が叫ばれている事業・R&D、知財各戦略の三位一体の現状を実態調査をベースに整理し、三位一体の観点から知財活動の段階を分類。**
3. **知財部門に期待される機能と業務範囲をゼロベースで検討。既成概念に囚われることなく、経営から求められているものの本質を理解し、自社の環境と企業活動における知財活動全体を俯瞰して、知財部門の機能と業務範囲を決定することが必要であることを提言。**
4. **「出口」を意識する産学連携での人、物（仕組み）、金について、知財担当者の観点からとるべき対策を提言。**
5. **グローバル展開の初期段階での知財部門の在り方について組織、知財活動、人材育成等の観点から検討。**

世の中の知財トピックス
- **グローバルネットワーク時代の知財戦略の必要性**
- **ボーダレスな企業連携の進展**
- **国際標準化、敢えて権利化しないノウハウ秘匿等、高度で総合的・戦略的な知財マネジメントの必要性**
- **基礎的な科学・技術力をイノベーションに十分つなげられていないとの課題認識**

西村：NTTアドバンステクノロジの西村です。マネジメント委員会には、2001年度から2011年度まで11年間参加させていただき、2009年度から2011年度までは第1委員会の委員長をさせていただきました。委員長当時はNTTに在職していましたが、委員長退任後の2012年6月にNTTを退職し、グループ会社のNTTアドバンステクノロジに移りました。NTTアドバンステクノロジも2021年3月末で定年退職し、現在はNTTアドバンステクノロジのグループ会社からNTTアドバンステクノロジに出向して、NTTグループの知財業務の支援業務をしています。

マネジメント委員会に限らずだと思いますが、小委員会活動等を通して異なる業界の知財関係者の方と交流できること、時々のホットなテーマについて小委員会等で取り組めることが、委員会活動をやってよかったことだと思います。

前川：当時のホットなテーマやイシューとなると2008年のリーマンショックでしょうか。日本企業の経営戦略や知財マネジメントにも様々な変化があったのではないかと推察します。2009年や2010年の研究テーマ選定や、マネジメント委員会の活動への影響はどうだったでしょうか？

西村：日本全体の景気が良くない中で、知財コストや知財の企業活動への貢献をより強く意識するようになったのではないかと思います。マネジメント委員会の研究テーマでも、2009年度の「知財活動のコスト・パフォーマンスに関する研究」、「企業経営に貢献する強い特許を生み出す施策」や2010年度の「権利維持の判断基準及び経済性効果に関する研究」等、知財コスト、知財の貢献に関するテーマに取り組みました。マネジメント委員会の活動では、例年は第1委員会と第2委員会が合同で、秋に宿泊で開催していた中間全体会合を、2009年度は神戸のシスメックス社の会議室をお借りして日帰りで開催する等、各委員の方が参加しやすいように場所や日程を設定しました。マネジメント委員会には2001年度から2011年度まで参加しましたが、中間全体会合が日帰りだったのはこの時だけと記憶しています。

前川：2011年度には「知財マネジメントの現状分析と今後のあるべき姿について」を研究テーマとされています。知財のあるべき姿はマネジメント委員会のみならず、知財部門の永遠のテーマとも言えますが、当時はどのような結論だったのでしょうか？

西村：今でもJIPAでは2年毎に実態調査を実施

されていると思いますが、2011年度調査まではマネジメント委員会が実態調査を担当していました。実態調査の年にあたる2011年度のテーマを決めるにあたって、実態調査だけでは参加される委員の方のやる気も起きないということで、2002年に知的財産戦略大綱が制定されてから10年が経過するタイミングでもあったことから、戦略大綱で重要とされた事業・R&D・知財各戦略の三位一体がどのくらい実現されているかを実態調査を利用して検証してみてはどうかということで、テーマアップしました。通常の実態調査に加えて、三位一体に関する実態分析・提言をするわけですから、担当小委員会の皆さんには大変な苦労をお掛けしてしまいました。詳細は論説をご覧いただくとして、企業毎に様々な事情があり、すべての企業が「即座に」理想的な三位一体を目指すことが適切とは限らず、各企業の事情に合わせた知財マネジメントを行うことが重要であるというような結論に達しました。当たり前と言ってしまえばそれまでですが、世の中で「三位一体」の重要性が喧伝され、ともすれば盲目的に理想的と言われている知財マネジメントを目指そうとしがちな状況で、冷静に自社の事情を振り返って自社にあった知財マネジメントの遂行が重要であることを指摘したことは意味があったと思います。

前川：まずは自社の現状把握が重要で、当時はやみくもに三位一体を目指すべきはないという結論だったんですね。貴重なお話をありがとうございました。

2. 4　吉原 拓也
（10 ～ 12年度マネジメント第２委員長）：ご欠席

2010年度 マネジメント第２委員会
（知的財産マネジメント第2委員会）

委員会目標：日本産業の国際競争力の向上、企業価値の向上を目的とした、知的財産施策の推進にあたり、知財マネジメントの指標となるべきテーマを取り上げて研究を行い、その成果を広くメンバー会社あるいは国の政策、さらには世界の知財機関に対して適切に発信していく。

委員数：36名

委員長：吉原拓也（日本電気）

研究テーマ

小委員会	小委員長	会社名	研究テーマ
第１	鈴木裕史	中外製薬	事業戦略及び研究戦略と連携した外国出願戦略の研究
第２	井上二三夫	シスメックス	"知財経験の無い"新任知財部門長のための知財マネジメントについての研究
第３	吉田洋一	オリンパス	会社形態の変化に対応し知財部門の採るべき施策についての研究

中間会議開催地：倉敷　鷲羽山

2010年度 マネジメント第２委員会
（知的財産マネジメント第2委員会）

委員会活動トピックス

1. **2011年3月に東日本大震災が発生。最終全体会合が中止となった。**
2. **経営と知財の融合領域、境界領域の研究が増加した。**
   外国出願に関するテーマにおいても、各企業の経営と知財戦略の関連をヒアリングし、その関係を整理した。その上で、知財部門が為すべき活動を提言した
3. **参加企業へのアンケートから、約半数の企業の知財部門長が知財経験が無いことを把握し、その実態が生じさせている企業が知財部門長に求めることを明らかにした。**

世の中の知財トピックス

- **日本国内の特許出願件数は減少するが、PCT出願は増加傾向、国内出願の厳選及びグローバル出願の強化が明確化**

2011年度 マネジメント第２委員会
（知的財産マネジメント第2委員会）

委員会目標：「知財を取り巻く環境変化を踏まえ、企業の競争優位性を導くために知財マネジメントはどうあるべきかについて調査研究し提言する」

委員数：39名

委員長：吉原拓也（日本電気）

研究テーマ

小委員会	小委員長	会社名	研究テーマ
第１	吉田洋一	オリンパス	競争力強化のための知的財産マネジメントに関する研究（特許以外の知的財産を含む知的財産全体のマネジメントに関する研究）
第２	久保田圭一郎	日産自動車	海外拠点での知財マネジメントの在り方に関する研究
第３	葛尾巧	クレハ	グローバル化、オープンイノベーション時代における社内知財教育に関する研究
第４	比嘉正人	日立製作所	知財関連費用の予測と予算策定の方法に関する研究

中間会議開催地：下呂温泉

2011年度 マネジメント第２委員会
（知的財産マネジメント第2委員会）

委員会活動トピックス

1. **特許以外の知的財産を含む総合的な知財マネジメントについて報告した。**
   知財立国宣言以来、知的財産は権利のみならずノウハウ等を含むと言われていたが、実務においては、それぞれが分離していて、総合的なマネジメントに関しては調べられていなかった。それらについてヒアリング等により調査した。
2. **海外拠点における知財マネジメントについて報告した。**
   外国出願については、従来から数多く議論されていたが、海外拠点を含めた知財マネジメントについて報告した。

世の中の知財トピックス

- **知的財産推進計画においてグローバルネットワーク時代の知的財産戦略が取り上げられる**

2012年度 マネジメント第２委員会
（知的財産マネジメント第2委員会）

委員会目標：「2002年に知財戦略大綱が制定されてから、10年が経過した。その間に、知財を取り巻く環境は大きく変化した。我々は、従来の常識に捉われず、企業の競争優位性を導くために、知財マネジメントのあるべき姿について調査研究し、提言を発信する」

委員数：42名

委員長：吉原拓也（日本電気）

研究テーマ

小委員会	小委員長	会社名	研究テーマ
第１	中田知久	帝人ファーマ	知財業務におけるアウトソーシング・マネジメントに関する研究
第２	山田貞美	富士フイルム	ビジネスモデル構築における知財部門の関わり方
第３	三宅洋 ※	クラレ	知財部門からの情報発信のあり方
第４	河橋保	東芝	知財部門におけるダイバーシティ化(多様な人材)の有効活用に関する研究

※第3小委員会は、石山小委員長にかわり、9月以降三宅小委員長で運営

中間会議開催地：花巻温泉

2012年度 マネジメント第２委員会
（知的財産マネジメント第2委員会）

委員会活動トピックス

1. **知財業務のアウトソーシングのマネジメントについて報告した。**
   各企業へのヒアリングにより、どの業務をアウトソーシングしているのかという分類よりも、各企業の業務に対する考え方やアウトソーシングの目的がなんなのかがマネジメントには重要だという調査結果を報告した。
2. **知財部門におけるダイバーシティの実態と推進について報告した。**
   ダイバーシティが重要であるとの認識が広がっているが、企業内では、まだ有効に活用されていないことがわかった。それを踏まえ、女性や外国人の登用と言ったダイバーシティ化をどのように進めるべきなのかについて報告した。

世の中の知財トピックス

- **知的財産推進計画において国際競争力に関する知的財産戦略が取り上げられる**
- **経産省がダイバーシティと女性活躍の推進に関する報告書を公表**

大谷：2010年4月から2013年3月までのマネジ

メント第2委員長は吉原さんがお務めでした。任期中の2011年3月に発生した東日本大震災の影響で最終全体会合が中止となってしまったそうです。リーマンショックの影響も残るなか、企業を取り巻く環境が大きく変化した時期だったのではないかと思います。「知財経験のない新人知財部門長のための知財マネジメントについての研究」等の研究内容についても詳しくお話を伺いたかったのですが、残念ながら本日、吉原委員長はご都合がつかずご欠席となってしまいました。事前にいただきましたトピックスを参照いただき、お話を伺う代わりとさせていただきます。

2. 5　浅田 学
（12 ～ 14年度マネジメント第１委員長）

2012年度 マネジメント第１委員会
（知的財産マネジメント第1委員会）

委員会目標：
知財経営を推進するために、現実の企業活動を踏まえた知財マネジメントに関する実践的な調査・研究活動を行い、産業界のオピニオンリーダーとして、国内外に情報・提言を発信する。

委員数：31名

委員長：浅田学（積水化学）

研究テーマ

小委員会	小委員長	会社名	研究テーマ
第１	岩崎秀人	JFEスチール	知財人材の育成（知財専門力＋知財マネジメント力の育成）
第２	熊坂浩範	豊田中央研究所	基礎研究・基盤研究の知財マネジメント
第３	古田洋一	オリンパス	現状の知財制度の課題の検討とあるべき姿の提言

中間会議開催地：花巻温泉

2012年度 マネジメント第１委員会
（知的財産マネジメント第1委員会）

委員会活動トピックス
1. この年度より、全ての小委員会、東西部会での発表
（東西部会で、マネジメント委員会の日を設けてもらった。
従来は、マネジメント委員会のテーマも別日に報告。この年からか記憶怪しい？？？）
2．この年度より、全ての小委員会、知財管理への投稿
3．多年度テーマを新設（従来は単年度テーマしかなかったような記憶が？？？）

世の中の知財トピックス
- **1ドル、70円台（円は、現在の倍の価値）**

2013年度 マネジメント第１委員会

委員会目標：
知財経営を推進するために、現実の企業活動を踏まえた知財マネジメントに関する実践的な調査・研究活動を行い、産業界のオピニオンリーダーとして、国内外に情報・提言を発信する。

委員数：38名

委員長：浅田学（積水化学）
研究テーマ

小委員会	小委員長	会社名	研究テーマ
第１	水戸道晴	NTT	基礎的な特許マネジメントに関する研究（特許の出願数・保有件数の考え方）
第２	中田知久	帝人ファーマ	競争力強化のための知財マネジメントに関する研究　～特にアーリーステージにおける～
第３	仲田公明	富士フィルム	知財人材の有効活用に関する研究　～多様な知財活動を支える知財人材ミックス～
第４	岩崎秀人	JFEスチール	２０３０年、グローバル知財予測　に関する研究　～現状から予測する２０３０年の知財状況は？　日本のポジションは？　どうする日本、どうする日本企業？！～

中間会議開催地：日本知的財産協会 東京事務所（台風のため）

2013年度 マネジメント第１委員会

トピックス
1. 知的財産マネジメント委員会からマネジメント委員会へ
2. 職務発明アンケート調査実施（対象：マネジメント委員会委員）
（「職務発明に関するアンケート結果」知財管理 Vol.64 臨時増刊号）
3. これまでマネジメント委員会で行っていた「知的財産経営に関する実態調査」を事務局様に返却（2013年8月調査から、事務局様実施）

世の中の知財トピックス
- **職務発明制度改正の動き（平成27（2015）年改正）**

2014年度 マネジメント第１委員会

委員会目標：
1．我国の産業競争力向上に必要な施策に関する調査・研究活動を行い、政府等へ提言すべき政策課題について検討し、発信する。
2．知財経営を推進するために、現実の企業活動を踏まえた実践的な知財マネジメントに関する調査研究を行い、産業界のオピニオンリーダーとして、国内外に情報・提言を発信する。

委員数：36名

委員長：浅田学（積水化学）

研究テーマ

小委員会	小委員長	会社名	研究テーマ
第１	加藤道夫	凸版印刷	秘密情報防衛の研究
第２	水戸道晴	NTT	イノベーション促進のための税制度に関する研究
第３	岩崎秀人	JFEスチール	２０３０年、グローバル知財予測　に関する研究　～①現状から予測する２０３０年の知財状況は？　②将来の特許制度は？～

中間会議開催地：札幌

2014年度 マネジメント第１委員会

委員会活動トピックス
1. 研究テーマとして、従来の実践的知財マネジメント研究に加え、我国産業競争力強化のための政策提言型研究テーマ企画
2. 営業秘密管理のテーマ企画（「営業秘密管理指針」が全面改訂2015年）
3. 税制度に関するテーマ企画

世の中の知財トピックス
- …

前川：次は、2012年度から2014年度まで第１委員長をお務めの浅田委員長です。よろしくお願いいたします。

浅田：皆さん、こんにちは。委員長を務めていた当時は積水化学工業に勤務しておりました。2年半前に大学に移り、知財関係の仕事をしております。JIPAではマネジメント委員会の外、営業秘密プロジェクト、職務発明タスクフォース、総合企画委員会等多くの場で活動させていただきました。大学に移動するタイミングで多くの資料を処分したため、手元に残っている若干の資料と記憶を基にお話しさせていただきますが、なにぶん十年前のことですので、かなり記憶があやふやな点もありますこと、ご容赦ください。

前川：まず初めに、浅田委員長はマネジメント委

員会で長く活躍しておられましたが、マネジメント委員会で得られたものは何でしょうか?

浅田：マネジメント委員会では、最初は委員から始まり、副委員長（小委員長）、委員長と色々な立場で参加させていただきました。委員は、与えられた責務（担当部分を調査、まとめる）を果たす、小委員長は10人程度の小委員会をまとめ、最終的に論説にまとめる、委員長は各小委員会に研究テーマを提示し、活動を見守り（課題があれば軌道修正）、そして来年度の小委員長、小委員長補佐の人選が主な役割です。それぞれの立場で積極的に委員会活動に参画することにより、自身のマネジメント力の鍛錬になったと思っています。また、何よりも他社の同等の立場の方と知り合えたことが大きな財産です。彼らとは、様々な情報交換をさせていただき、すごくありがたい存在でした。社内では言えないが、社外だから言えることもあります。マネジメント委員会から離れて十年近くなりますが、今もお付き合いいただいている友人が何名かおられます。

前川：2012年以降、すべての小委員会の成果を知財管理誌に投稿することになったということですね。現在のマネジメント委員会も研究成果を知財管理誌へ投稿することをアウトプットとして位置づけていますが、最初はどのような反応だったのですか?

浅田：私が委員長に就任した以前から、研究成果を知財管理誌へ投稿することは推奨されていました。従って、多くの小委員会は投稿していたと思いますが、義務ではなかったので100%ではなかったように記憶しています。委員会活動に参加した以上何らかの目に見える成果を持って帰っていただきたいという思いから、知財管理誌への投稿を義務としました。結論が出にくいテーマや中長期テーマ（1年は途中だが、中間報告を書く）では、苦労されたものもありましたが、「委員の皆さんに目に見える成果を持って帰っていただく」「当初からの目標であるなら、論説1報が書けないマネジメントはない」ということで全小委員会に書いていただきました。

前川：また、東西部会での発表も義務化されたと伺ってます。

浅田：以前は、マネジメント委員会から年間2、3のテーマのみを東西部会で発表しておりました。また、その発表日も適当に割り振られ、違う日の発表でした。東西部会に出席される方の多くは部門長クラスで、彼らは特にマネジメント委員会の報告に注目されています。その観点から、違う日にマネジメント委員会の報告があるのは好ましくないと思い「東西部会にマネジメント委員会報告の日」を作っていただきました。それとともに、全テーマ発表も義務化しました。

前川：マネジメント委員会の最終報告会で「優秀研究賞」を新設されたとのことですが、これも東西部会の発表と関係があるのでしょうか。

浅田：中間報告会と最終報告会の年2回の全体報告会は、以前より行われており、継続して行っておりました。すっかり忘れていて、今日の出席者の方と雑談していて思い出したのですが、2012年度より、最終報告会で「優秀研究賞」を新設しました。東西部会での専門委員会発表は、それまでも聞いておりましが、正直「あまり面白くない、硬い」いう印象でした。そこで、東西部会で発表するなら、聞いていただく方から高い評価を受けるプレゼンをしたいと思い、この企画を行いました。インセンティブを高めるべく、正副委員長会議の費用から賞金（1位4万円、2位2万円等）も捻出しました。今も受け継がれていると聞いていますので、面白い仕掛けだったと自負しております。

前川：実践的な知財マネジメント研究に加え、2014年度より、我が国の産業競争力強化のための政策提言型の研究テーマが設定されています。また、中長期テーマについてコメントをお願いします。

浅田：研究期間ですが、単年度テーマが多かったと記憶しています（ほとんどだったかも）。実際に

私も委員や小委員長として研究しましたが、単年度テーマだと実質的な研究期間は半年ぐらいしかなく、すごく短いです。それでは、深い研究はできず中途半端になりがちなので、中長期テーマが必要だと思い、意図的に作りました。また、従来から多く研究してきた「実践的な知財マネジメント研究テーマ」だけでなく、将来の我国を見据えた「政策提言型研究テーマ」も2014年度より設けました。我が国の発展に寄与していきたいという思いから作りました。作りっぱなしで委員長任期が過ぎ、勝手な言い分ですが後の皆さんに意思を継いでいただければと思う次第です。

前川：ありがとうございました。

2. 6　吉田 洋一
（13 ～ 15年度マネジメント第２委員長）：ご欠席

2013年度 マネジメント第２委員会

委員会目標：「知財経営を推進するために、現実の企業活動を踏まえた知財マネジメントに関する実践的な調査・研究活動を行い、産業界のオピニオンリーダーとして、国内外に情報・提言を発信する。」

委員数：38名

委員長：吉田洋一（オリンパス）

研究テーマ

小委員会	小委員長	会社名	研究テーマ
第１	山田貞美	富士フィルム	知財戦略を実践するためのマネジメントに関する研究（知財戦略を回すためのＰＤＣＡ、組織論など）
第２	小笹真理子	日本電気	『中国において勝つ！』知財マネジメントに関する研究
第３	三宅洋	クラレ	新興国における知財活動に関する研究（新興国の知財活動立上げ時の『いろは』）
第４	前田三奈	日立製作所	現状の知財制度の検討とあるべき姿の提言

中間会議開催地：宇奈月温泉（延対寺荘）→　台風のため中止

2013年度 マネジメント第２委員会

委員会活動トピックス

1. **知的財産マネジメント委員会からマネジメント委員会への名称変更**
2. **中間会議合宿は黒部市補助金申請等含めて準備したが、台風直撃で中止の無念（代替を12月にJIPA東京事務所で開催）**
3. **久慈専務理事によるマネジメント委員会向けのセミナーを実施**
4. **職務発明制度改正の意識調査を委員会で実施し政府特許制度小委員会での意見に反映**
5. **政策テーマ（知財制度）以外は、すぐに実務に役立つことを意識した**
6. **小委員長、補佐を男女同数で構成**

世の中の知財トピックス

- **中国研究では当初「中国で勝つ」ためにどうすれば良いかを念頭に検討を始めたが、チャイナリスク対応の重要性が浮彫りとなり、「中国市場の変化に対応する知財マネジメントに関する研究」へトーンを転換。**
- **このころ政府も「知財で稼ぐ」を念頭においていたが、これを単純に「知財だけで稼ぐ」とすると履き違えるので留意した**
- **政府「知的財産政策ビジョン」発表**

2014年度 マネジメント第２委員会

委員会目標：「①我国の産業競争力向上に必要な施策に関する調査・研究活動を行い、政府等へ政策提言を発信する。
②知財経営推進のため、現実の企業活動を踏まえた知財マネジメントに関する実践的な調査・研究活動を行い、産業界のオピニオンリーダーとして、国内外に情報・提言を発信する」

委員数：28名

委員長：吉田洋一（オリンパス）

研究テーマ

小委員会	小委員長	会社名	研究テーマ
第１	中村俊則	セコム	知財部門の機能拡大に関する研究～関連業務への積極的関与～
第２	遠藤充彦	富士ゼロックス	「モノ」から「コト」へ変化する競争源泉における知財マネジメントの研究
第３	中田知久	帝人ファーマ	グローバルなイノベーション促進に関する研究～ビジネスを成功に導く外部智の革新的活用～

中間会議開催地：札幌（アートホテルズ札幌）

2014年度 マネジメント第２委員会

委員会活動トピックス

1. **「モノ」から「コト」へは、２年テーマであったが、１年目で論説を投稿した**
2. **知財管理誌に掲載されたばかりの「知財部門の機能拡大に関する研究」に、東西部会でキーノートスピーチに立たれた丸島儀一さんが、開口一番言及され、論説中の「知財関連業務」も「知財業務」そのものだと思わないとだめだと激をとばされていたのが印象深い**

世の中の知財トピックス

- **職務発明制度の見直し論議（特許制度小委員会）**
- **技術流出防止・営業秘密強化の議論（経産省委員会）**
- **知財ミックスや「コト」の保護といった議論が多くなっていた→マネジメント委員会でも検討**
- **知財における「競争と共創」というマインドセットが定着しつつある時期。例えばモノコトテーマや外部智テーマの検討においてもそうした観点を反映している**
- **アップルvsサムスン大合議（知財高裁）**

2015年度 マネジメント第２委員会

委員会目標：「①我が国の産業競争力向上のための施策についての調査・研究活動を行い、政府等関連機関に提言すべき政策課題について検討し、適時発信する。
②企業の知財経営を推進するために有用な調査、研究を行い実践的な情報、提言として発信する。」

委員数：31名

委員長：吉田洋一（オリンパス）

研究テーマ

小委員会	小委員長	会社名	研究テーマ
第１	町田圭	本田技研工業	技術標準と知財戦略の研究
第２	井内新輔	東芝デジタルソリューションズ	続・「モノ」から「コト」へ変化する競争源泉における知財マネジメントの研究
第３	中田知久	帝人ファーマ	グローバルなイノベーション促進に関する研究～ビジネスを成功に導く外部智の革新的活用～

中間会議開催地：別府（花菱ホテル）

2015年度 マネジメント第２委員会

委員会活動トピックス

1. **中間会議合宿（別府）ではショートプレゼンとポスターセッションを組み合わせ理解を深めた。**
2. **産業財産権制度問題調査研究（産学連携）のヒアリングに応じた。（第３小委員会）**
3. **２年テーマ「モノ」から「コト」へは、１年目で論説投稿したため約半数のメンバーを入れ替え。**
4. **ヒアリングなどから知財部署が事業のブレーキとなった事例もあり、そうならないような意識改革が必要であることがたびたび議論された。**

世の中の知財トピックス

- **オープンイノベーションについては、チェスブロウの提唱から10年あまりを経て、仲介事業者などの活動も活発になってきた。第３小委員会では合宿で見出したＮ／Ｓモデルというフレームワークを用いて分かりやすく整理した。**
- **技術標準のテーマについては、当時オープンクローズ戦略との関係、電機以外での標準化、SEP問題等課題が多く提起されている中でマネジメント委員会でも取り上げることにした。**
- **AIやデータと知財制度の関係についての議論が高まり始めた。マネジメント委員会でも検討すべきとの意見が出始めた。**
- **Huawei　vs ZTE のCJEU判決**

大谷：2013年４月から2016年３月までのマネジメント第２委員長は吉原さんがお務めでした。任期中の中間全体会合は2014年が札幌、2015年は別府と日本を縦断されて開催されていました。発表はショートプレゼンとして、ポスターセッションで委員の議論の場を設ける等の新しい取り組みを行っていたとのことです。委員会活動や研究テーマについても色々と伺いたかったのですが、残念ながら吉田委員長は、本日ご都合がつかず欠席となっております。事前にいただきましたトピックスにてお話を伺う代わりとさせていただきます。全体会合の話等は、このあとの第１委員会の岩崎さんにお話を伺いたいと思います。

2. 7　岩崎 秀人
（15 ～ 17年度マネジメント第１委員長）

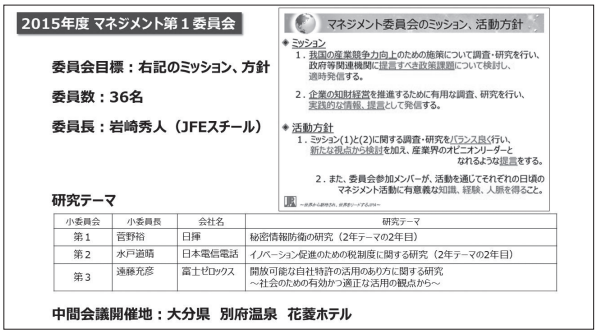

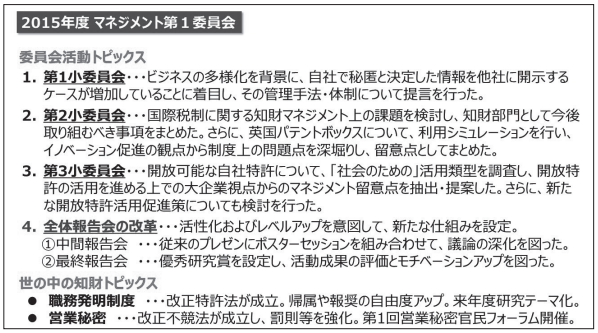

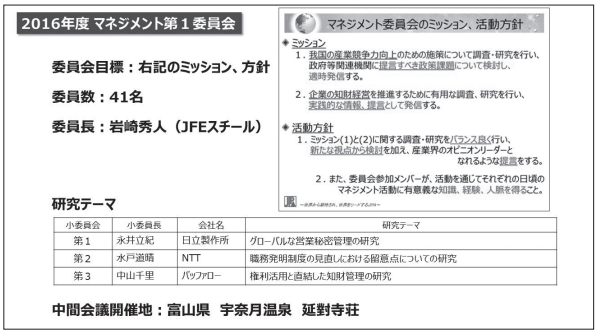

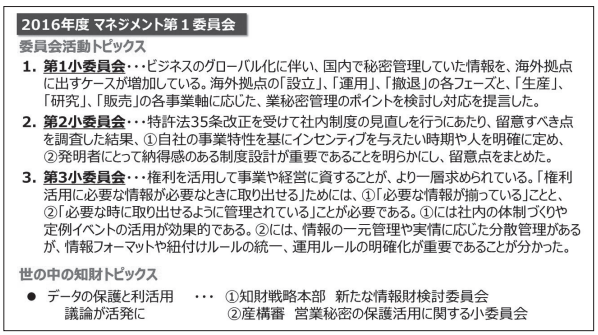

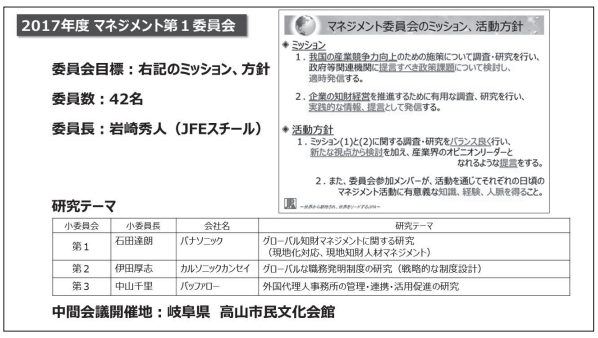

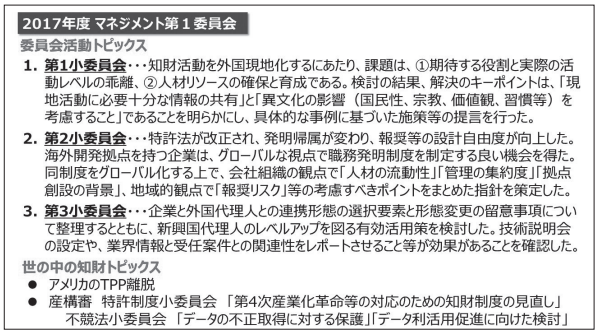

前川：次は、2015年度から2017年度まで第１委員長をお務めの岩崎委員長です。よろしくお願いいたします。

岩崎：JFEスチールの岩崎です。よろしくお願いします。浅田さんから第一委員会の委員長を引き継ぎましたが、引き継いだ2015年は研究企画部に所属していました。翌2016年から知的財産部の企画室長を拝命し、さらに2021年から知財技術室長を拝命しています。

前川：2015年度からの新たな仕組みとして、中間報告会と最終報告会に新しいイベントを始められたそうですね。当時は「会議の活性化およびレベルアップ」を狙っておられたようですが、どのような経緯があったのですか？

岩崎：中間報告会は、従来は小委員会の報告と質疑応答で構成していましたが、もっと議論を深めたいという思いがありました。理由は、質疑応答の時間が短いために、他の小委員会の研究テーマに興味があっても質問が十分にできず、消化不良で終わる感じがあったからです。また、テーマ担当の小委員会にとっても、小委員会以外の意見を幅広く聞けた方が、より広い視点で研究を進めることができると考えたからです。そこで、小委員会の報告はショートプレゼンとし、その後に、各委員が興味のあるテーマに自由にアクセスして議論できるようにポスターセッションを設けました。さらに、参加全委員がコメントメモを作成して、ポスターセッションのプレゼンターに渡して、研究の方向性に対して意見できるようにしました。最終報告会は、優秀研究賞の設定をしました。目的は、マネジメント委員会として、相応し

い優秀な研究を奨励して内容・成果のレベルアップを図るとともに、相応しいプレゼン（東西部会での報告を念頭に）力を育成し、マネジメント委員会の成長と発展に寄与することにありました。小委員会が言いたいことだけを発表して終わるようなプレゼンではなく、報告内容を普遍化しさらに提言まで結びつける報告にしたいという意図もありました。表彰対象の選出は、参加委員全員の投票結果と、担当常務理事および委員長の意見を基に選出し、優秀論文賞（+若干の副賞金）を授与することにしました。両者のイベントは、委員の意識改革にもつながり、当時の担当常務理事の方からレベルアップに寄与したとコメントを頂いています。今も、マネジメント委員会の報告会で継続しているイベントになりました。

前川：2016年度は特許法35条改正に伴う新たな職務発明制度の留意点調査が、2017年度は戦略的な職務発明の制度設計がそれぞれ研究テーマになっています。2年連続の職務発明制度に関する研究テーマはマネジメント委員会の中でどう位置付けられていましたか？

岩崎：職務発明制度に係るテーマは、マネジメント委員会らしいテーマの一つと考えています。特許法35条の改正について、当初多くの企業は、「相当の対価」が「相当の利益」に変わる程度であり社内規程の改定等の対応をしない、という意見でした。しかし、発明の帰属を変えることができ、さらに報奨金の仕組みも自由に決めることができるという法改正は、活用に仕方によっては、より発明者にモチベーションを与えることができて良い発明が生まれる施策につながります。そこで、マネジメント委員会では、2016年に、①自社の事業特性を基にインセンティブを与えたい時期や人を明確に定め、②発明者にとって納得感のある制度設計が重要であることを明らかにし、留意点をまとめて、各社の職務発明規程改定の指針を提案させて頂きました。翌2017年は、事業のグローバル化が進む中で、海外開発拠点を持つ企業は、グローバルな視点で職務発明制度を制定する良い機会を得たと考え、同制度をグローバル化する上で、会社組織の観点で「人材の流動性」「管理の集約度」「拠点創設の背景」、地域的観点で「報奨リスク」等の考慮すべきポイントをまとめた指針を策定しました。

前川：テーマの選定にも苦労されたと聞きましたが？

岩崎：マネジメント委員会の委員募集の特徴は、募集時に研究テーマが決まっていることです。マネジメント委員会に求められるアウトプットの一つに、政策提言がありますので、政策研究・提言型のテーマ設定が必要です。しかし、委員を幅広く集めるためには、企業の知財管理者の皆さんが、興味・関心のあるテーマも設定する必要があります。したがって、①政策提言型テーマ（例：データ・情報の価値創出／高付加価値化への対応）と、②実務課題対応型テーマ（例：知財組織、費用、人材育成、グローバル管理）の両者のテーマを選定する必要があります。テーマ群の良し悪しにより、応募委員の人数は、大きく変動します。翌年度のテーマ設定は、8月頃から始めて12月中に決定しますが、上記のような視点で幅広いカテゴリーからテーマを選定することが難しいです。また、その時々の流行のキーワードで6小委員会のテーマを選定すると、当初はテーマ毎に守備範囲を住み分けていたはずですが、研究の進展に伴い重複することも起こります。このような課題に対応すべく、テーマ選定のガイドラインおよびテーマツリー（マップ）を策定し、幅広いカテゴリーから、政策提言型と実務課題対応型の両方のテーマが満遍なく選定できるような仕組みを構築しました。新たな取組みとして、12月にテーマ候補が決まると、久慈専務理事と意見交換をさせて頂くことを始めました。久慈専務理事からは、「知財問題研究会とは違う視点でのテーマ設定をすべきであり、高い次元での研究成果が求められる」とご指導を受けて、何度かマネジメント委員会でご講演・指導も頂きました。たいへん勉強になったことを憶えています。

前川：次年度テーマに関する専務理事との意見交

換は現在も継続しており、毎年、様々な視点から示唆をいただいています。ありがとうございました。

2. 8　遠藤 充彦
（16 ～ 18年度マネジメント第２委員長）
中山 千里
（18年度マネジメント第２委員長代理）

2016年度 マネジメント第２委員会

委員会目標（ミッション）：
・我国の産業競争力向上のための施策について調査・研究を行い、政府等関連機関に提言すべき政策課題について検討し、適時発信する。
・ 企業の知財経営を推進するために有用な調査、研究を行い、実践的な情報、提言として発信する。

活動方針：
・上記ミッションについて新たな視点から検討を加え、産業界のオピニオンリーダーとなれるような提言をする。
・委員会参加メンバーが、活動を通じてそれぞれの日頃のマネジメント活動に有意義な知識、経験、人脈を得る。

委員数：37名

委員長：遠藤充彦（富士ゼロックス）

研究テーマ

小委員会	小委員長	会社名	研究テーマ
第１	奥田慶文	日本電気特許技術情報センター	IoT,AI,BDによる変化が知財制度と知財活動に与える影響について
第２	佐々木成典	富士通	これからの知財人材のあり方と育成に関する研究
第３	伊田厚志	カルソニックカンセイ	グローバル拠点を踏まえた知財予算のあり方

中間会議開催地：宇奈月

2016年度 マネジメント第２委員会

委員会活動トピックス

1. 第4次産業革命関連ビジネスモデルが知財制度、知財活動へ与える影響
 ・IoT、BD、AIを活用したシステム・サービスの顧客価値とその源泉の分析
 ・価値源泉の現行法での保護の検討
2.第4次産業革命時代に求められる知財人材の在り方
 ・知財部の業務領域拡大と知財業務のAI等による効率化検討
 ・知財によるビジネス強化（知財ビジネスモデルの構築）検討
3.ビジネスのグローバル化における知財ガバナンスの在り方
 ・グローバル視点で本社と現地法人との権利/費用の持ち方について類型化検討
 （集約型、分散型、ハイブリッド型）

世の中の知財トピックス

- 「インダストリ4.0」「ソサエティ5.0」の提唱に伴う知財システムの在り方再検討。
- データ利活用の課題の表面化
- オープンイノベーションに向けた知財マネジメント促進（産学＆産産連携、オープンクローズ戦略）

2017年度 マネジメント第２委員会

委員会目標（ミッション）：
・我国の産業競争力向上のための施策について調査・研究を行い、政府等関連機関に提言すべき政策課題について検討し、適時発信する。
・ 企業の知財経営を推進するために有用な調査、研究を行い、実践的な情報、提言として発信する。

活動方針：
・上記ミッションについて新たな視点から検討を加え、産業界のオピニオンリーダーとなれるような提言をする。
・委員会参加メンバーが、活動を通じてそれぞれの日頃のマネジメント活動に有意義な知識、経験、人脈を得る。

委員数：46名

委員長：遠藤充彦（富士ゼロックス）

研究テーマ

小委員会	小委員長	会社名	研究テーマ
第１	奥田慶文	日本電気特許技術情報センター	ICT時代の知財戦略　～競争と協調における知財マネジメント～
第２	佐々木成典	富士通	AI等を利用した知財活動に関する研究
第３	倉貫北斗	IHI	知財部門からの情報発信のあり方

中間会議開催地：高山

2017年度 マネジメント第２委員会

委員会活動トピックス

1.第4次産業革命時代に求められる「競争」と「協調」における知財マネジメント
 ・「共創」と「ビジネスエコシステム」二つの類型ビジネスにおける知財戦略の在り方検討
2.第4次産業革命時代に求められる知財人材の在り方
 ・ AIを利用した知財活動（「知財活動 with AI」）の在り方検討。
 ・「知財人材スキル標準」から、AI利用が想定できるスキル項目を網羅的に抽出、検討
 ・知財部門におけるAI人材の育成の重要性を提言（DX人材の重要性提言の先駆け）
3.知財部門から経営層への情報発信の在り方
 ・知財重視の経営戦略における情報発信の先進事例からそのKSFを探索。
 ・経営課題の解決に資する情報の検討（特に非知財情報の取扱い）

世の中の知財トピックス

- ビジネスにおける「エコシステム」の台頭（オープンクローズ戦略の重要性増大）
- 「知財スキル標準　Version 2.0」の発行　経産省/特許庁
- AIによる代替可能性の高い士業の第３位に「弁理士」（オックスフォード大研究報告）
- IPランドスケープの日本企業への拡大

2018年度 マネジメント第２委員会

委員会目標（ミッション）：
・我国の産業競争力向上のための施策について調査・研究を行い、政府等関連機関に提言すべき政策課題について検討し、適時発信する。
・ 企業の知財経営を推進するために有用な調査、研究を行い、実践的な情報、提言として発信する。

活動方針：
・上記ミッションについて新たな視点から検討を加え、産業界のオピニオンリーダーとなれるような提言をする。
・委員会参加メンバーが、活動を通じてそれぞれの日頃のマネジメント活動に有意義な知識、経験、人脈を得る。

委員数：40名

委員長：遠藤充彦（富士ゼロックス）

研究テーマ

小委員会	小委員長	会社名	研究テーマ
第１	岡本貴洋	サントリー	SDGsに対応した企業知財のあり方と知財マネジメントに関する研究
第２	塩崎隆広	日本電気	第4次産業革命時代のビジネス貢献のあり方に関する研究　～新たな知財活動、組織論の観点から～
第３	倉貫北斗	IHI	事業を強くする知財ガバナンスに関する研究
第４	岡間	清水建設	協調環境における知財教育のあり方

中間会議開催地：高松

2018年度 マネジメント第２委員会

委員会活動トピックス

1. SDGsに対応した知財活動のあり方
 ・知財視点でのSDGs貢献可能なポイントと課題検討
 ・公益と自社利益追求のバランス検討
2.第4次産業革命時代のビジネス貢献に資する知財活動と組織の在り方
 ・新ビジネスの貢献に資する組織の条件と組織形態の検討。
3.事業を強くする知財ガバナンスの在り方
 ・M&Aや事業再編による知財ガバナンスのあるべき姿
 ・知財ガバナンスの目的及び基本要素の明確化実施
4.協調環境における非知財部門の知財教育のあり方
 ・共創事業の活動の３フェーズ「準備」「共同検討」「事業化」における知財における留意点検討

世の中の知財トピックス

- WIPOがSDGsに関し「WIPO and the Sustainable Development Goals」を発表。
- Society5.0の取組加速とSDG s 実現に向けた機運（知的財産推進計画2018より）

大谷：2016年4月より2019年3月までマネジメント第2委員長をお務めの遠藤さんです。よろしくお願いいたします。

遠藤：私が委員長で活動した3年は、2016年にダボス会議で議論がスタートした「第四次産業革命」に関連するテーマが多くありました。具体的には、第四次産業革命の「三種の神器」であるIoT、BD（Big Data）、AIを活用したビジネスが様々な事業領域で検討され、それらビジネスの価値源泉を支え、保護可能な知的財産とはどのようなものか。また、それら知的財産を保護、活用できる知財人材の在り方、更には、三種の神器を使った知財活動とはどのようなものかと様々な観点で活動しました。中には、実際にオープンソースのAIを使って、調査ツールを構築した強者小委員会もありました。このように、活動テーマは興味深いものが多数あり、2017年度は、マネジメント委員会への応募数は、過去最高を記録したと記憶しています。まさに、この3年間は、従来型の知財ファーストの知財活動から、ビジネスファーストの知財活動に変遷した時期だったと感じています。一方、この時期、先ほど述べました様にビジネスの価値源泉やビジネスモデル自体を検討する事が活動の中心となるテーマも多くあり、JIPAマネジ

メント委員会としてのテーマ設定の多様性に問題ないかという課題も提起されていました。そこで、マネジ委員長代理の中山さんを中心とした正副委員長会でテーマ設定プロセスの構築を目指しました。

大谷：では、今、遠藤さんからお話がでました中山さんに、研究テーマ設定のプロセスの変革について詳しく伺ってもよろしいでしょう。

中山：2018年度、第2委員会の委員長代理を務めました中山です。マネジメント委員会は、次年度のテーマ内容を具体的に決めた後、委員募集をかける運用をしていました。研究テーマは、各社からの委員派遣の意向を大きく左右し、小委員会の編成にも影響する状況にありました。従前は、次年度の研究テーマは数か月かけて正副委員長会で議論して決めていましたが、その年の研究と並行して進めるため負荷がかかるという課題がありました。これらを解決するためにテーマの選定プロセスを仕組みとして整備すべく1年間の「委員長代理」を拝命したという経緯があります。私が考えたのは、ゴールから逆算してテーマを選定することでした。当時マネジメント委員会は第1第2の合計で60人～90人を6～8小委員会で回していましたが、運営面から小委員会数は6とし、各小委員会で効果的な議論を行うために1小委員会10～12人かつ多様な人材を各社から派遣して欲しいと考えました。これを達成するために、研究テーマがカバーすべき領域を知財政策課題・提言、知財マネジメント・戦略、知財人材・組織、その他の知財実務上の課題とに分け、各領域が偏らないようにテーマを抽出することを目標としました。そして、抽出プロセスは、社会の動きやトレンドを捉えるために幅広い情報ソースからキーワードの抽出を行うステップと抽出したキーワードを集約し、これに課題意識を掛け算したテーマ原案を提案してもらうステップ、さらに、提案されたテーマ原案を集約して検討対象テーマを絞り、先行研究を調査してブラッシュアップするステップ、最後にブラッシュアップしたテーマから本テーマを選定するステップの4ステップに分けて進める事にしました。このプロセスの構築で、研究領域に偏りがなく、効率的に重要課題を漏れなく抽出し、テーマ選定に結び付ける事ができました。このプロセスは、現在のマネジメント委員会でも採用されていると聞いています。

大谷：はい。現在でも研究テーマの選定では、中山さんに構築頂いたシステムを活用し、4ステップに分けてて進めています。

2. 9　石田 達朗
（18～20年度マネジメント第１委員長）

2018年度 マネジメント第１委員会

委員会目標：
1. 我国の産業競争力向上のための施策について調査・研究を行い、政府等関連機関に提言すべき政策課題について検討し、適時発信する。
2. 企業の知財経営を推進するために有用な調査、研究を行い、実践的な情報、提言として発信する。

委員数：32名

委員長：石田達朗（パナソニック）

研究テーマ

小委員会	小委員長	会社名	研究テーマ
第1	今長谷共利	日本たばこ産業	海外拠点における現地創出事業の知財マネジメント
第2	江坂文明	マクセル	特許の財程距離に関する研究
第3	牛久保学	富士ゼロックス	知財部門における多様な人材のマネジメントに関する研究
第4	前川武之	三菱電機	パブコメ等の有効活用を意図した社外への情報・意見発信に関する研究

中間会議開催地：高松市「レクザムホール（香川県民ホール）」

2018年度 マネジメント第１委員会

委員会活動トピックス

1. 第1小委員会：企業海外拠点で「親元事業に紐づかない現地独自」の事業創出が増えており、かかる事業における現地ニーズ・シーズ・リソースを踏まえた速やかな事業化対応のあるべき姿を検討した。琵琶湖遊覧船でのナイトクルーズ懇親会が思い出！
2. 第2小委員会：産業構造多様化に伴い1製品に係る特許数が増加。1特許当りのコストが利益を上回る「損益分岐点＝特許射程距離」の考え方を検証し、これを伸ばすためのマネジメント手法を検討した。総合企画委員会関西テーマ「知的財産権の価値評価手法」との差別化に苦慮しました。
3. 第3小委員会：「働き方改革」に象徴される雇用環境変化の中で供給される「多様な人材」を、拡大・複雑化しつつある今日の知財業務において活用し、組織力を強化するための具体的なマネジメント施策について検討した。最終全体会議報告でのスライドデザインがちょっとした話題に！
4. 第4小委員会：「パブコメを活用した意見発信」のあり方を検討した。実態調査のため、業界団体・個社などパブコメ提出側に加え、内閣府・知的財産戦略推進事務局、公正取引委員会など募集側行政機関にもヒアリングを実施。最終全体会議で優秀研究賞第1位を獲得！

世の中の知財トピックス

- 2017年4月特許庁公表の『知財人材スキル標準（version 2.0）』で戦略レベルのスキルとして定義された「IPランドスケープ」が、この年、関係各所で議論された。

2019年度 マネジメント第１委員会

委員会目標：
1. 我国の産業競争力向上のための施策について調査・研究を行い、政府等関連機関に提言すべき政策課題について検討し、適時発信する。
2. 企業の知財経営を推進するために有用な調査、研究を行い、実践的な情報、提言として発信する。

委員数：33名

委員長：石田達朗（パナソニック）

研究テーマ

小委員会	小委員長	会社名	研究テーマ
第1	後藤田祐己太	富士フィルム	知財経営の見地から見た経営デザインシートの活用法の探求
第2	藤井憲	スリーエムジャパン	社内スタートアップに対応した知財活動のあり方
第3	牛久保学	富士ゼロックス	知財人材の複業に関する研究

中間会議開催地：札幌市「マイステイズプレミア札幌パーク」

2019年度 マネジメント第１委員会

委員会活動トピックス

1. 第1小委員会： 内閣府・知的財産戦略本部が提唱する「経営デザインシート」の活用方法について検討を行い、企業の知財活動レベル・態様に応じて想定される活用事例を提案した。女性委員比率が高く、ワークライフバランスの下、活躍されました。
2. 第2小委員会： 新規事業開拓手段として「社内スタートアップ」に対応した知財活動のあり方について検討し、4段階のレベルに分けて整理・体系化した。付箋を用いたプレストやマップ化、BGMの採用など、議論の進め方が新鮮でした。
3. 第3小委員会：「知財人材の社外複業」を肯定的・積極的に捉え、マネジメント視点で注意点や運用法を検討した。「明日会社から"複業導入せよ"と言われたら、マネージャーの貴方はその準備が出来ていますか？」が小委員長・委員各位の目的意識にありました。

世の中の知財トピックス

- 新型コロナウイルス感染症（COVID19）拡大で2020年2月頃より対面会議自粛。最終全体会議は2020年4月に延期も中止を余儀なくされ、優秀研究賞は担当理事・正副委員長による発表資料審査で決定（幹事の第1小委員会に大変ご負担をおかけしました。）

2020年度 マネジメント第１委員会

委員会目標：
1．我国の産業競争力向上のための施策について調査・研究を行い、政府等関連機関に提言すべき政策課題について検討し、適時発信する。
2．企業の知財経営を推進するために有用な調査、研究を行い、実践的な情報、提言として発信する。

委員数：39名

委員長：石田達朗（パナソニック）

研究テーマ

小委員会	小委員長	会社名	研究テーマ
第１	清水隆弘	東京計器	知財活動の活性化のための情報発信とコミュニケーションツール
第２	前川武之	三菱電機	『戦わずして勝つ』、協創時代に求められる知財戦略の研究
第３	大谷憲一	花王	"2035 年"の知財業務と知財組織 －2035 年の知財に期待される役割と業務に関する研究－

中間会議開催地：WEBオンライン（新型コロナウイルス感染症対策のため）

2020年度 マネジメント第1委員会

委員会活動トピックス

1. 第1小委員会：「知財部門からの情報発信」について、事業貢献を図るための社内発信、企業価値向上を図るための社外発信の両視点から検討を行った。小委員長、小委員長補佐を除くと半数が女性委員、積極的に議論をけん引されました。
2. 第2小委員会： 協創時代において考慮すべき新たな知財の使い方について、「戦わずして勝つ」ことに主眼をおいた知財戦略・知財戦術の検討を行った。第1小委員会とは対照的にこちらは強者13人の「男子校」！
3. 第3小委員会：「2035年の知財に期待される役割と業務、働き方の姿」を検討するとともに、バックキャスト視点で現在から取り組むべきシナリオを提案した。掴み所のない壮大なテーマでしたが、世を先取りした良い議論ができたと思います。

世の中の知財トピックス

- コーポレートガバナンス・コードが2021年6月11日に改定。「知的財産への投資等について自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ具体的に情報開示・提供する」ことが推奨された。第1小委員会の論説（知財管理 2021年10月号）がタイムリーに。。。！

前川：次は、2018年度から2020年度まで第１委員長をお務めの石田委員長です。よろしくお願いいたします。

石田：パナソニック・知的財産センターの石田です。よろしくお願いします。弊社は2022年4月からホールディング会社化され、知的財産センターはパナソニックオペレーショナルエクセレンスという事業会社に属しています。私自身は2022年10月末で定年退職となり、現在は同じ部門で継続再雇用いただいています。

前川：岩崎委員長や石田委員長の時代より、ビジネスのグローバル化・多様化、巨大プラットフォーマーの出現等で知財マネジメントもグローバルな研究テーマが増えてきたように思います。このあたりは意識されていたのでしょうか?

石田：岩崎委員長やマネジメント第2委員会の遠藤委員長の時代から、毎年グローバルテーマを少なくとも一件と意識・努力してきました。実際なかなかテーマアップが難しくて、私が委員長の3年間では純粋なグローバルテーマはマネジメント第1第2を合わせて2、3件にとどまったと思います。

一方、ビジネス多様化や巨大プラットフォーマーに対し日本の産業界としてどうするかという観点では、もっとポリシーメーキングとかルールメーキング等に関わるマネジメント開発が必要という思いもあり、パブコメ活用、経営デザインシート、スタートアップといった政策的テーマに結び付いていったのではないかでしょうか。

前川：2018年成立した「働き方改革関連法」の影響でしょうか、多様な人材マネジメントや2035年の知財組織、ライフワークバランス、複業等、マネジメント委員会でもいくつかの知財人材テーマが散見されます。知財人材のあるべき姿が問われ、研究テーマとするニーズが高まってきたということでしょうか?

石田：マネジメント委員会のテーマには、政策課題、知財マネジメント（実務解決型～経営/戦略型）、人材・組織の3分野がありますが、例年、人材･組織はマネージャーとしての課題意識が高く、最も人気が高い傾向が有ります。その中で、働き方改革、ワークライフバランス、複業等のキーワードに基づき、個人の幸せや生き様をもターゲットとした新たな視点のテーマが挙がってきたのは、自然な流れだったと思います。

前川：新型コロナウイルス感染症の拡大で2020年2月頃から対面会議が自粛され、以降の全体会議がオンラインになってしまったことはたいへん残念でした。手探りで始まった各小委員会のオンライン活動の様子はどのような感じだったのでしょうか?

石田：2019年最終全体会議は翌年度4月に仕切り直してなお中止を余儀なくされ誠に残念でしたが、「仕方ない、どうしようもない」とあきらめる

のではなく、副委員長・委員の皆様に「何とかしよう」という熱意や工夫があったと思います。その中で2020年にはオンラインでもしっかり成果の出せる調査研究の進め方も確立され、2020年最終全体会議はオンラインながらとても充実した良い全体会議だったと思っています。

前川：いきなり始まったオンライン活動でさぞご苦労も多かったと推察します。ありがとうございました。

2. 6　岡本 貴洋
（19 ～ 21年度マネジメント第２委員長）

2019年度 マネジメント第２委員会

委員会目標：別紙ご参照

委員数：34名

委員長：岡本貴洋（サントリーホールディングス）

研究テーマ

小委員会	小委員長	会社名	研究テーマ
第１	前川武之	三菱電機	シェアリング時代の知財制度・知財マネジメントに関する研究
第２	大谷憲一	花王	SDGs 参画企業の知財マネジメント
第３	小笠原淳	富士フィルム	「知財人材のスキルシフトと非知財人材連携による知財組織マネジメントに関する研究

中間会議開催地：札幌

2019年度 マネジメント第２委員会

委員会活動トピックス
1. ６小委員会体制へ。
2. 中間合同委員会を札幌で開催。２０１４年度開催の遺産が大いに役立つ。
3. シェアリングエコノミー協会やスタートアップ企業など、ＪＩＰＡ会員以外にも積極的にヒアリングを実施。
4. ＳＤＧｓテーマにおいて、前年度に引き続き小委員会参加の知財以外の関係者の参加も募りワークショップを開催。知財が橋渡しをする先鞭を実践。
5. コロナにより最終合同委員会を延期。４月にオンラインで実施。

世の中の知財トピックス
- ＩＰランドスケープが知財業界を席巻。様々な専門委員会とテーマ名重複が発生。

2020年度 マネジメント第２委員会

委員会目標：別紙ご参照

委員数：41名

委員長：岡本貴洋（サントリーホールディングス）

研究テーマ

小委員会	小委員長	会社名	研究テーマ
第１	藤井憲	スリーエムジャパン	データ利活用を支援/促進する知財部門に向けて
第２	深津信一	豊田自動織機	国内と欧米企業の比較考察に基づく知財人材活用、組織のあるべき姿に関する研究
第３	中川健一	富士ゼロックス	知財業務・組織・人材の魅力に関する研究

中間会議開催地：WEB

2020年度 マネジメント第２委員会

委員会活動トピックス
1. 副委員長が大幅に入れ替えがあり再任者の登板など苦慮したが人選は大成功。コロナ禍中での委員会運営の難しいところを見事にやり切って頂いた。
2. コロナ禍中で、ほぼすべての活動がオンラインでの開催に。継続審議もＷＥＢ飲み会へ。
3. 中間・最終合同もオンラインで実施も、アンケート、ＷＥＢルーム、顔写真付きの報告等のさまざまな工夫で会議・懇親も盛況に乗り切った。
4. ＪＩＰＡシンポジウムのポスターセッションで3位獲得。

世の中の知財トピックス
- ニューノーマル・ポストコロナ、ＤＸ、ＳＤＧｓ、さまざまな変化が顕在化した時代へ突入。
- 2020年11月ＩＳＯに知財管理項目が導入。
  2020（イノベーションマネジメント－知的財産管理のための手法と方法－ガイダンス）
- 経営デザインシートの普及促進

2021年度 マネジメント第２委員会

委員会目標：別紙ご参照

委員数：36名

委員長：岡本貴洋（サントリーホールディングス）

研究テーマ

小委員会	小委員長	会社名	研究テーマ
第１	清水隆弘	東京計器	企業の研究開発力向上に資する知財マネジメントに関する研究
第２	渡邉潤	ブリヂストン	営業活動における知財情報の活用に関する研究
第３	板東友里	富士通	イノベーション創出に貢献する「架け橋」としての知財部門のあり方

中間会議開催地：WEB

2021年度 マネジメント第２委員会

委員会活動トピックス
1. コロナ禍の中、副委員長の大幅入れ替えがあったが積極的な副委員長の参画により順調に副委員長が決まり大変助かった。
2. コロナ禍の中、年末にかけてリアルとオンラインのハイブリッド開催も。3月最終もハイブリッドで実施。
3. ＩＰランドスケープの更なる活用に関し、特許庁と意見交換会を実施。
4. ＪＩＰＡシンポジウムのポスターセッションで会長賞を獲得。

世の中の知財トピックス
- ＣＧＣに知財項目が導入。

大谷：2019年4月より2022年3月までマネジメント第2委員長をお務めの岡本さんです。よろしくお願いいたします。

岡本：サントリーホールディングスの岡本で御座います。2009年度よりマネジメント委員会に参加させて頂き、70年史以降の15年間ほぼ在籍しておりました。途中副委員長をさせてもらったのですが社業が忙しくなり、メンバーに戻った後に、2016年から副委員長を3年、2019年から2021年の3年間、第2委員会の委員長を務めさせて頂きました。本年3月に委員長を退任したのですが、色々ありまして、6月より当マネジメント委員会の担当常務理事を拝命することになり、戻って参りましてマネジメント委員会から離れられない状況になっております。今日は、懐かしい方々も多く、楽しい会になればと思っております。本日は

どうぞ宜しくお願い致します。
大谷：岡本さんの委員長時代の後半2年間は完全にウィズコロナの時代でしたよね。先ほどの石田委員長のお話にもありましたが、委員会の運営が難しかったのではないでしょうか?

岡本：1年目は石田さんとご一緒し、毎月の正副委員長会と小委員会への参加で、本当に忙しかったのを覚えています。本当に色々なところに行かせて頂きました（笑）。1年目の最後にコロナによって、合同委員会を4月に延期し結局中止となりました。2年目は石田さんと本格的なコロナ時代に突入し、ほぼすべての委員会活動がオンラインになりました。それでも、マネジメント委員会は、4月の小委員会の開催からオンライン開催を実施し、毎月継続審議をしている小委員会もありました（笑）。他の専門委員会では、なかなか開催されなかったり、議論が進まなかったりしているようでしたが、マネジメント委員会はさすがだなと思った記憶が御座います。3年目は前川さんと一緒にさせて頂き、途中9月頃からリアルとオンラインのハイブリッドをしながら進めていきました。この時期は副委員長の入れ替わりが非常に激しくなり、副委員長の選定に苦慮致しましたが、選ばれた副委員長の方々は非常に精力的に委員会活動を進めて頂き、かえって密度の濃い委員会の成果が出てきたものだと感心した覚えが御座います。マネジメント委員会の醍醐味であるリアルな継続審議が行えない中で、副委員長をして頂いた方々に改めてこの場を借りて感謝申し上げたいと思います。

大谷：正副委員長会議では、少しでも委員の皆さんと深い議論ができるようにお互いの工夫について情報交換をしていましたよね。では、研究テーマについて伺います。前年度に引き続きSDGsと知財マネジメントについて研究を行いました。2年連続でこのテーマを扱った背景等お聞かせください。

岡本：2017年ころ、SDGsは企業のマネジメント課題になりそうなうねりが見られていましたので、副委員長の頃に翌年のテーマ立案をして2018年に小委員長としてテーマを推進させて頂きました。そして、翌年、委員長になりましたので、現第2委員長である大谷さんへバトンタッチし、続編を研究して頂きました。その時は、CSR的要素が強かったのですが、知財が解決できることが沢山あるのではないかと感じていたのと、17のゴールに関連する環境・ビジネス・技術・人権等知財が関わる要素と非常に似ていたのがテーマとして取り上げた理由として大きかったと思います。また、SDGsにあるような公共の利益と独占権である知財の私益をどのように融合させるかは非常に面白いテーマと思ったのも理由でした。1年目は大きなグランドデザインを検討し、2年目は具体的な活動に落とし込むような研究となりました。

大谷：外部講師をお招きしてSDGsに関するワークショップも開催しました。私も参加しましたがとても刺激になりました。2019年度のシェアリングエコノミーに関しても、専門家へのヒアリングを行っていました。知財関係者以外との交流を積極的に行っていたように思います。どのようなお考えがあったのでしょうか。

岡本：このころのテーマの趨勢を見ていただくと分かるのですが、知財ファーストではなく、ビジネスファーストのテーマが非常に多くなり、ヒアリング先も企業知財部だけでなく、様々な専門家や知財の部署以外の人とも交流する機会を持ちはじめました。分からないことは、分かる人に聞くということを機動力を持って進められたのではないかと思います。また、このころのマネジメント委員会は、知財部長として参加する層と、各社の知財企画部門の若手の方々の層も多く参加してきている印象で、平均年齢は徐々に下がってきている時期でもあったように記憶しています。知財部が色々なところを繋いで、架け橋となり、活動していくことが求められる時期であったと思いますし、知財部は、知財の専門家という立ち位置から、ビジネス成功へ導く専門家のような期待が寄せられ、このころのテーマもそういったテーマが多く扱われていました。

大谷：研究開発力向上に知財部門が貢献するといったテーマも面白い切り口ですよね。どのようなことを期待されて採用されたのでしょうか。

岡本：GAFAをはじめとしたプラットフォーマーの出現等もあり、日本の研究開発力の低下が叫ばれていた頃と思いますが、知財はあらゆる場面でもっと企業に貢献できると思っていて、研究開発力の概念というか定義を少し見直すことで力を入れていく方向付けができ、事業をドライブさせることができるのではと感じていました。また、営業活動にも知財が活用できるとしてテーマ化したものも御座いました。このころはやりのIPLや共創といったものを違った切り口から見てテーマ化し研究できたのは非常に面白かったと思います。研究成果である論説が会員各社のこれからの知財活動の進化に参考になれば嬉しく思います。

大谷：岡本さんが委員長を務められていた時期は、IPランドスケープが世の中でとても話題となっていたと思います。「知財管理」でも頻繁に取り上げられていたように思います。マネジメント委員会では、研究テーマでIPランドスケープ自体を扱ったものは無かったように思います。どのようなお考えがあったのでしょうか。

岡本：そうですね。新聞等でも良く取り上げられていましたし、知財の仕事はIPランドスケープでやることとおっしゃっていた方もいらっしゃったと思います。それに、特許庁や研究機関からも意見交換の申し出があったり、また他の専門委員会でテーマに上げられたりしているところが本当に多かったです。他の専門委員会の研究テーマ名を拝見し調整が必要かもということで意見交換会を実施したりもしましたが、結局はマネジメント委員会と被るものはありませんでした。我々が考えていたことは直接にIPランドスケープをテーマとして扱うのではなく、あくまでも手段として使う場面があるかもしれないという位置づけで考えていました。すなわち、ビジネスにおける課題がどこにあり、何を実現するべきかのWhatを先に決めるべきで、Howを先に決めて視野を狭くしないようにしたかったからです。また、マネジメント委員会はあらゆる業界・業種の方々の集まりなので、発想を広げてIPランドスケープを活用する場面をより研究して頂きたかったのも思いとしてありました。

大谷：2022年のJIPAシンポジウムのポスターセッションでは会長賞を頂きました。

岡本：そうなんです。マネジメント委員会は、シンポジウムのポスター優秀投票では毎回賞を頂いていました。シンポジウムに参加されるのは部門長の方々も多く、マネジメント委員会に近しい人たちが多く、組織票等と揶揄されたことがありましたが、ポスターの前の人だかりの多さは随一でしたし、良いテーマを考えてきた過去も含めたマネジメント委員会の参加の方々の功績と思います。ここ数年シンポジウムがオンライン開催になり、動画でのポスターセッションとなり、他の専門委員会のクオリティの高さに押されて負けていたのは残念でしたが、昨年は会長賞を見事頂くことになり本当に嬉しかったです。

大谷：この4月よりはマネジメント担当の理事として改めてお世話になっております。引き続きよろしくお願いいたします。

岡本：さきほど自己紹介のところでもお話致しましたが、2009年より13年間お世話になり、委員長を3年間勤めて晴れてお役御免として今年の3月に盛大に送別して頂きました。世に言うJIPAロスを経験しようとした矢先に、理事のお話を頂き、マネジメント委員会を担当とのことで、はじめに正副の委員長の方々にお話しした際は、恥ずかしながら戻って参りましたとして、とてもばつの悪い状態でした（笑）。少しでも恩返しができるようにと思っておりますが、現在の両委員長がとても素晴らしく、コロナ禍の中ですが、交流の機会を作るために例年より早めの6月に全体合宿、7月に正副合宿を行う等様々な試みをして委員会を盛り上げて頂いているので、少しでも貢献していきたいと思います。まずは継続審議（飲み会）

と遠方合宿からですかね（笑）。マネジメント委員会のいいところは、オンオフともに全力で行うところだと思っています。コロナで少し遠ざかっている同窓会も含めて、新旧様々なマネジメントの参加委員の交流が続いていくことを祈念致しております。今後とも宜しくお願いいたします。

2. 11　前川 武之
（21年度マネジメント第１委員長）

2021年度 マネジメント第１委員会

委員会目標：
1）我が国の産業競争力向上のための施策について調査・研究を行い、政府等関連機関に提言すべき政策課題について検討し、適時発信する。
2）企業の知財経営を推進するために有用な調査、研究を行い、実践的な情報、提言として発信する。
委員数：38名
委員長：前川武之（三菱電機）
研究テーマ

小委員会	小委員長	会社名	研究テーマ
第１	大谷憲一	花王	DXの活用で知財業務はどう変わるか－知財DXのススメ－
第２	牛嶋隆雄	デンソーウェーブ	自社技術のブランド力を高める知財戦略の研究
第３	五嶋高裕	中国電力	知財部門が事業貢献するために必要な非知財知識の獲得と活用

中間会議開催地：WEB

2021年度 マネジメント第１委員会

委員会活動トピックス
1．コロナ禍の2年目。オンライン会議を活用しながら小委員会活動を実施。10月にはマネジメント第２委員会と合同で中間全体会議（完全Web形式）を、3月には最終全体会議（一部現地参加を含むハイブリッド形式）を開催。
2．小委員会メンバー間の親睦を図るため、食事と飲み物の宅配サービスを活用し、オンライン懇親会を開催した。対面とは少し雰囲気は異なるが、時間・場所の制約が無いメリットを活かし、コロナ禍中での親睦方法を模索した。
3．2022年度に特許庁が実施する「企業価値向上に資する知財経営の普及啓発に関する調査研究」について、マネジメント委員会が事前ヒアリングを受けた。

世の中の知財トピックス
- **「特許法等の一部を改正する法律」及び「特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」の施行に従い、2022年4月より特許関係料金、商標関係料金及び国際出願に係る国際調査手数料および電子化手数料が改定。**

大谷：次は、2021年度に第１委員長をお務めの前川委員長です。よろしくお願いします。

前川：JIPA85年史のマネジメント委員会取り纏めをやらせていただいているので、自身がインタビューされることは照れ臭いですが、よろしくお願いします。昨年4月より、マネジ第１の委員長を拝命しています。前任の石田委員長の就任3年目（2020年度）はずっとコロナ禍だったのですが、「コロナはそんなに長くは続かないだろう」と楽観視して委員長をお引き受けしました。（笑）

大谷：委員長1年目の2021年は出口の見えないコロナ禍の真っ只中でしたが、委員会の運営はどうでしたか？

前川：2021年はデルタ株等コロナ変異株が次々と出現し、本当に先が予測できないシビアな状況でした。しかし、オンライン会合中心の小委員会活動も2年目となり、委員会メンバーもオンライ会議での発言のタイミングや議論の深堀り方法等に次第に慣れてきたように感じました。食事の宅配サービスも利用しながら、オンラインで継続審議を企画して親交を深めるやり方も浸透し、それほど活動の停滞感を感じることはありませんでした。

大谷：トピックスに挙げている「企業価値向上に資する知財経営の普及啓発に関する調査研究」とはどのようなものですか？
前川：従前から、マネジメント委員会の研究テーマは「経営に資する･･･」に関係するものが多かったですが、最近はIPランドスケープやデザイン経営という呼称となり、特許庁が主体となった調査事業もいくつか立ち上がっています。前出の調査研究は企業価値向上を目的として、庁費用で実事業でのIPランドスケープを支援するケーススタディ研究です。マネジメント委員会のメンバー企業にIPランドスケープ試行参加へ声掛けがありました。このような知財を活用した経営に関する特許庁施策が増えており、今後も意見交換等を通じて特許庁とのコンタクトを続けていく予定です。

大谷：前川委員長、ありがとうございました。JIPA70年史が発行された2008年から2022年3月までの歴代の委員長に貴重なお話を伺いました。皆様本当にありがとうございました。

2. 12　インタビューを終えて

2008年から今日までのマネジメント委員会の活動について、歴代の委員長11名の皆様に思い出や苦労話等を交えながら貴重なお話を伺った。マネジメント委員会では、一貫して「知財が如何に経営に資するか」についての議論が行われている。特にこの15年は、企業を取り巻く経営環境が激しく変化した。そのような状況のなかで、歴代の委員長の皆様が、世の中の動向をいち早くとら

えたテーマや現場で必要となる知財実務に関する課題を研究テーマに選定することで、高い課題意識を持つ多くの委員に参加を頂いてきた。ここ数年は、マネジメント層に限らず、若手の参加も多くなり、幅広い層から活発な議論が行われるようになってきている。今回、歴代に委員長の皆様のお話を伺い、マネジメント委員会が、研究成果を提言にまとめるだけではなく、情報交換や人材育成の場としても、重要な役割を担っている委員会であるということをあらためて強く認識することができた。現役の委員長として、先輩方が築いてきたものを次の世代に繋いでいきたいと決意をあらたにした。皆様ほんとうにありがとうございました。（大谷憲一/2022年度マネジ第２委員長）

3. 座談会
『知財の未来2035 ～ JIPA100年に向けてマネジメント委員会への期待～』

前川：第２部は、「知財の未来2035　～ JIPA 100年に向けてマネジメント委員会への期待～」について、皆さんにお話をいただきたいと思います。

JIPAが100年を迎えたときに知財はどのようになっているのか。その時にマネジメント委員会はどのような役割を担っているのか。15年後に向けて、歴代マネジメント委員長が後世に伝えておきたいことを自由にお話いただければと思います。

今回の放談は厚生労働省が提案をしている働き方の未来2035になぞり、知財の未来2035というタイトルにしました。2035年は、技術革新により時間や空間、情報共有の制約はゼロになり、産業構造の大転換はもちろんのこと、個々人の働き方の選択肢はバラエティに富んだ時代になると言われています。知財個人や知財部門として、マネジメント委員会にどのようなことを期待するのかをお話いただければと思います。第１部でもお話に出ましたが、マネジメント委員会では、知財人材組織、知財マネジメント、政策提言の大きく３つのテーマ区分で研究を進めています。そのそれぞれが、JIPA100年、15年後にはどのようになっているとお考えでしょうか？まずは、久慈さん、口火を切っていただけますか。

久慈：では、皆さんが考えている間に私からお話します。昨年、JIPA2030年ビジョンを作りました。私は、JIPA活動はもうちょっとビジネス寄りにシフトするだろうと予測をしています。JIPAの委員会や研修等はもっとビジネスの観点を強め、集まりの場でオープンイノベーションを起こしビジネスの起点になれるような形にJIPAがシフトすべきではないかと考えました。以前、マネジメント委員会は、知財管理委員会という名前でした。それを経営戦略委員会にすべきだという意見がありました。ちょうどJIPA70周年記念史を出した頃だと思います。当時は、いきなりそのようにすることは難しいと考え、まずはマネジメント委員会への名称変更がベストだとして今日までやって来ました。しかし、本日の皆さんのお話を聞いて、マネジメント委員会で経営戦略系のテーマの設定ができるのであれば、一方で若い人がどんどん増えているということもあるので、経営戦略委員会的なところと、従来型の知財マネジメント委員会的なところの２階層にしてもいい時期が来てるんじゃなかろうか、むしろ、そうすべきでなかろうかと思いながら聞いていました。そうはいってもJIPAは知財を起点にしているので知財に拘る方はいます。拘るだけならいいんですが、これからは、知財だけに限定してしまってはだめなんだと。JIPAの100周年のあたりでは、世界に出て行った日本企業をサポートできるような組織になっているとよいと思います。

前川：ありがとうございます。JIPA2030年ビジョンについて、現在JIPAでは具体的にどのような動きをしているのでしょか。

久慈：昨年作った提案書みたいなものを、正副理事長会に伝えたところです。まだ、JIPA全体にアナウンスすることはしておりません。まだまだ色々な意見があるはずですから。ぜひ、マネジメント委員会がその考えを引き継いでいただけたらよいと思っています。

遠藤：各種JIPA会合への出席者も少しずつ変わってきています。例えば、知財問題研究会は、以前

は部門長クラスの方が多く出席されていたのですが、最近では、若い人達も多くなり、経営的な部分の議論が少なくなったと聞きます。そういう意味では、マネジメント委員会の中で上層を作るというアイデアはよいかもしれないと思いました。

岩崎：西村さんと清水さんが委員長をされていた当時、よく語られていたフレーズが経営に資する知財活動でした。そのための研究テーマを何にするかという話をしていたのですが、ある合宿に担当常務理事が来られて、「経営に資すると言うのは会社の中では知財部だけで他の部署は言わない。どの部署も経営に資して当然なんだ。」と言われていました。一方で、「知財部は経営に資してない。もう少しやることがあるはずだ。」とも語られていたことを憶えています。そこから15年たって、今は、経営に資する知財活動とはあまり言わなくなったように思います。普通に経営の中に知財が入ってきている。そういう時代になっているのかも知れません。そうであれば、知財部員に求められるスペックも当然、それ相応のものにならなければならないのではないでしょうか。そこをサポートするような、いや、そこに仕向けていくような研究をするマネジメント委員会となって欲しいと思います。

私が委員として合宿にいったときに参加いただいた常務理事の方が会社の経営者でした。色々と話をして頂き、とても新鮮で勉強になり、次の新しい考え方を導くよい機会になりました。そういう活動も入れながら、経営に本当に寄り添う知財部となるためにどうすべきかをマネジメント委員会で考えていただきたいです。

前川：現在ちょうど次年度のテーマ設定を行っています。経営に寄りそう研究テーマが自然に生まれてくればよいのですが、なにか破壊的イノベーションのようなもの、例えば、久慈さんが言われたように研究対象や研究組織をはっきりと2つに分けてしまい、一方を思いっきり経営サイドに振るといったことをしないとなかなか難しいように思います。実務に必要な知財マネジメントをマネジメント委員会で学びたいというメンバーも多いです。

岩崎：2つに分けるというのは一つの手段だと思います。分けなければ気づきを与えられないという場合は、2段構えにするというのもあるのではないかと思います。もう一段高い視点で気づきを与えることができるのがマネジメント委員会です。どちらも一つの委員会でやっていくという手もあります。

岡本：最近は、テーマが知財ファーストのものからビジネスファーストのテーマに変わってきました。ビジネスファーストにすればするほど、知財部門がどうしなければいけないのかを考えることになり、自分達が何もできてないということが改めてわかったところだと思います。もっと殻を破ることが今後15年でやっていかなければならないことだと感じています。研究テーマを議論している中でも、知財と全然関係のない話や、JIPAとは関係のない業界や団体、またスタートアップ企業等にヒアリングに行かないと、何もわからないということがかなり多くなってきました。このような内容を含め全てを抱えていくのもマネジメント委員会というところだと思っています。2階層にすることも含め、さらに発展する余地というか、活躍する場を今から準備していく必要があるのではないかと思います。

清水：ちょっと違う視点でお話させていただきます。2035年は後期高齢者比率が日本の人口の3割となり、働き方や労働環境が大きく変わるのではないかと言われています。企業の知財部ももっとスマートになるのではないでしょうか。その時、知財部はどこに存在意義を見いだすのか。地球温暖化や環境問題、食料問題等に関わる知財権は、ワールドワイドでかなりオープン化するのではないかと思います。技術をクローズにできなくなり知財権はかなり変質し、知財部はより無形資産とか知的資産の活用にシフトしていくのではないでしょうか。経営のストーリーの中で、無形資産でどのように経営に貢献するかが問われる気がします。最近は経営環境がかなり変わってきていま

す。AIにはできない知的資産、無形資産等経営に資する価値の最大化が重要となるのではないかと思います。

浅田：ここで考えなくてはいけないことがやはり横の繋がりだと思います。コロナの時代になって、人と繋がっていることが、どれだけできているのかが気になっています。もちろん、小委員会のメンバー全員がずっと繋がっているということはないとは思いますが、繋がっている人が多いことがマネジメント委員会の特長かもしれないと思います。「他社で同じような立場の人をよく知っているね!」と人事部長から言われたことがあります。マネジメント委員会に参加する方は、企業の中でも上の立場の方が多いと思います。委員会で深い繋がりを作れる仕組みを是非考えて頂きたいと思います。それが、延いては日本の国のためになると思います。

西村：特許委員会は特許、ライセンス委員会はライセンス契約等、法律に紐づいているところがあります。マネジメント委員会は法律に紐づいていない、そういう立場で知財権の仕組みとか、企業の中での知財権がどうあるべきかという議論をやってもいいのかと思います。知財権の仕組みが、ずっとそのままでも本当にいいのだろうかと思います。会社の先輩で法律は変えられるものだと語りかけをしてくれた方がいました。法律は守らなければいけないが、人が決めたものです。企業にとってどういう知財権がよいのかをマネジメント委員会で考える、そのような意識でやっても面白いと思います。

前川：ソフトローの考え方ですね。

西村：そうですね。色々な権利に対して企業としてどのような形がいいかを先んじて考えてみてはどうでしょうか。マネジメント委員会はなんでもできてしまうと思います。

石田：マネジメント委員会では、現状では、実務レベルと戦略レベルを扱っていますが、さらに、その上の経営レベルのテーマも考えてみることは面白いと思います。例えばですが、戦略レベルのテーマで、IPランドスケープは戦略レベルで使えるスキルとして、知財スキル標準の中に書かれていますよね。しかし、書かれてもう5年経つんですよね。その間で改定されていません。去年出された改訂コーポレートガバナンスコードは、経営戦略や経営レベルの視点のものです。そういった意味で、知財人材に求められるスキルについて経営レベルを意識して整理してみてはどうでしょうか。つまり、知財スキル標準の改定版を作ってみるという試みもよいのではないかと思います。

遠藤：今の石田さんの話にもありましたが、マネジメント委員会は、僕らのときも教育的側面について議論する人と、本気でストラテジーを考える人達で、やっぱり別れたかもしれないですね。マネジメント委員会に入り、前任の吉田さん等に考え方を色々と学びました。一方、その上層で、もうすでにある程度の立ち位置に居る人、岩崎さん等、そういうレベルの人と一緒にやることで、教育的側面を持ちながら、真の戦略的な議論もできたと思います。

知財の価値、特に特許権の価値は、医療やバイオ、化学分野では、残っているんでしょうけど、将来はほぼほぼオープンになっていくのではないですかね、そんな感じがしています。そうすると先ほど浅田さんが言われていたように横の繋がりが大切になりますよね。ただ、権利をオープンにするって言っただけでは、それで終っちゃうんですよね。特許権の価値を知り、どう活かしていくかは横のチャンネルも含めて考えていかなくてはダメだと思います。そのハブにJIPAがなったらいいのではないでしょうか。INPITのようにカチッとやる必要はないと思います。JIPAでの繋がりを通じてオープンにしていくことができないでしょうか。清水さんが言われたように、この先の15年でJIPAはそういった人を育て、知財部が無形資産等の様々な資産を活用していくことが大事だと本当に思います。

前川：中山さんには、マネジメント委員会での次

年度の研究テーマ選定のしくみを作っていただきました。

中山：知財は、法律という制度なしには語れないと思います。以前の小委員会で2030年の知財制度についてやらせて頂きました。先ほど、コーポレートガバナンスコードの話が出ました。私は、今、本務がそちら寄りですが、うちの会社の規模感だと時代をそこまで持ち上げる意味はあまりないです。うちの知財部門は何をやればいいのかと言うと、その制度がちゃんと分かっていて、その制度で今いろんなことが動いているということが、わかっている人がそこに居て、何かが起こった時に、右往左往するんじゃなくて、ちゃんと対応できるようにしておくということが、基本的なミッションとして大事なんです。何か起こった時に、「大丈夫です。ここはこう押さえています。」と言えればそれでいいんです。まあ正直、そのレベルと現実との距離は遠いのですが･･･。私はJIPAに長い間来させてもらっていました。会社では知財を分かっている上司が居らず、JIPAに来てほかの大きな会社さんはどうやって考えているのかが、すごくためになったんですよ。相談させてもらう先もいっぱいできました。なので、うちと同じような規模の会社であれば、JIPAに人を出せば、すごく学びがあるし自分で考える力もついていくといった、教育に期待するところもあると思います。

研究テーマの選定では、マネジメント委員会側として、こういうアウトプットを出したいという希望と、会社側としては、このテーマであれば人を出したいとの希望を両方から満たすことで、マネジメント委員会の場が良いものになる多様な人材が集まってくれるようなテーマを用意したいという思いがあったんですよね。今後もこのまま変わらずに、そういう場を提供し続けてほしい。制度がどの程度変わっていくのかは全然分からないですが、パリ条約はこのまま生き続けるか否かとか、でもあれって改正するのは難しいからそのまま行くんだけど、なんか空っぽになっていくのかなとか、そんなこと思ったりしています。でも世の中、知的資産や無形資産はなくならないので、やり方が変わりつつも、それを扱っていく人材は絶対必要でしょうから、順繰りに受け継いでいき、さらにUpdateしてレベルを高めていってほしいなぁと思います。

岩崎：知財で仕事をしていると、まず制度があって、その制度の中で最適化を求めるような仕事の仕方をしてしまいます。マネジメント委員会はそうではなく、制度はこうあるべきだ、将来を見越してこんな制度にしていったらよいといった提案ができる委員会です。そういう点でも、色々な人を迎えて、みんなで勉強し合わなければいけないと思います。「2030年グローバル知財に関する予測」に関する2年テーマを当時の浅田委員長から指名を受けてやりました。集まったみんなと議論していると、やっぱり、現在の特許制度ありきの議論になってしまいました。そのような中で、次に向けて考えるというレベル合わせが結構大変でした。すごく頑張ってまとめた記憶があります。

岡本：当時は、知財部員がそのような議論をする機会もなく、委員長は大変だったのではないかと思います。今は、マネジメント委員会のレベルもだいぶ上がって、再びこういうテーマが議論できるレベルになりつつあるように思います。

岩崎：当時の私には力不足で、論説は出しましたけれども会誌広報委員会からそんな予測だらけの論説は掲載できないと言われました。結局、久慈さんにご支援頂いてどうにかなりました。

石田：2020年にも2035年を議論する研究テーマをやりました。

大谷：はい。このテーマは私が小委員長で、2035年の知財人材に着目したテーマでした。議論をしていると、すぐに現行の制度ありきとなってしまい、なかなか2035年に頭が切り替わりませんでした。石田委員長にたくさんのアドバイスを頂き、思い切って2035年の仮想人材をみんなで作ろうということになり、「2035年の日本は、こんな知財人が活躍しないとだめだよね。」といった視点

で考えようということになりました。実は、本日の放談テーマである知財の未来2035は、この時のテーマとも繋がっています。

前川：知財制度のテーマと知財人材のテーマでは、少し議論のレベル感が違いますか？

岩崎：今のルールでいいのかという健全なる危機感で話をすることが必要です。今の状態で本当にいいのか、どう変えなければならないのか、変えていくのかということだと思います。

西村：ルールを作った者が勝ちですよ。

岩崎：そうです。そういうアウトプットを出せばいいんです。

遠藤：岩崎さんが言われた2030年のテーマは全世界特許の話にもなっていましたよね。制度的にはかなり苦しいということで、田村先生あたりにこっぴどくやられましたけど、チャレンジブルだなぁと思いましたよ、非常に。

岩崎：当時はグローバルな知財活動の議論をしている中で、今のままではいかんだろうと考えていました。

石田：制度を変えよう、法律を変えていこうという意図の活動をJIPAの中でやろうとなると、色々な産業界の方がいるので、利益相反みたいなことになってしまう心配はないでしょうか。実際にアウトプットにはならなくても活動の考え方を検討しようということですよね。

岩崎：あのときは論説として強行して出そうとしたために、色々と言われました。JIPAの公式の見解として、将来的このような制度にしろと言うのか!とか。ちょっと論説の出し方も悪かったのかなと思っていました。

遠藤：あの論説を特許庁の長官が見て関心を持ったと聞いたことがあります。

岩崎：先進国と新興国との間の知財制度をどう賑わしていくのかといったことですね。

浅田：1年目が、2030年のグローバル知財予測に関する研究で、サブタイトルが、「現状から予測する2030年の知財状況、日本のポジションは？どうする日本企業」、2年目も2030年グローバル知財予測に関する研究で、サブタイトルが、「①現状から予測する2030年の知財状況②将来の特許制度」をやりましたよね。

岩崎：1年目はどちらかというと、特許制度は今のままとしても、グローバル展開していく中で、各企業はどういうふうにやらなければいけないのかということを念頭においていました。2年目は、そもそも知財制度に関する内容で、現状での様々な予測を受け入れられるような知財制度で折り合いをつけられればいいと思っていました。

前川：マネジメント委員会に参加してくださるJIPA会員企業には自社の課題と被るところがある方、あるいはJIPAに求めているものとは違う方等色々おられると思います。そのような先を見越したテーマもテーマのひとつとして研究しつつ、それ以外の実務的なテーマも取り上げて、両者のバランスを取っていくことが重要になるんでしょうか？

岩崎：そういうテーマもありますよっていうことで、その他のテーマを担当していても、頭の片隅に置いてもらって、色々考えてもらうことが大事かと思います。

岡本：マネジメント委員会の参加者数は、2017年ぐらいがピークでそのあと一度減ってしまうことがありました。そのあたりから、参加者の中身も変化しています。以前は、部門長の方々が参加していた委員会でしたが、若手の方々の参加者が増えてきて、2018年頃からそれが顕著に現れています。また、女性比率は、これまではだいたい10%を切るような感じでしたが、2018年ころから15～20%に上がってきました。女性比率は多分もっ

と上がっていくかなと考えています。それはやはり多様性というか、色々な意見が出やすい状況になっており、テーマ等の内容も充実してきているからです。

一つの特徴的な流れとしては、若い人が入ってきていることに加え、知財部とどこかの部署とを兼務している人がかなり増えてきたということです。知財部門と企画部門との兼務、技術部門と知財部門との兼務といった方が、マネジメント委員会で増えています。こういった方が増えてくることで、企業でもっと経営に資するようにしなければならないといった方向性が、マネジメント委員会の中で作られるのではないかと考えています。そのような人たちがマネジメント委員会にもっと参加頂くようにするやり方もあるのではないかと思います。

遠藤：委員募集時に何かリクルートのようなものをやっているのですか?

岡本:現在はテーマの内容のみで募集しています。募集要項に募集人材スペックをもっと大胆に書いてもいいかもしれません。

石田：会社ではマネージャーをやりながら実務もして、家では主婦をやって子育てもしてといって方がいましたよね。その先駆けが中山さんだと思うんですけど。

遠藤：副委員長になった女性の方は少なくとも全員がそうですね。

前川：将来に向けたテーマというお話が出ておりますが、JIPA組織の中でのマネジメント委員会はどのような位置づけでしょうか。マネジメント委員会は、「上がりの委員会」と言われ、JIPAの色々な専門委員会に所属して最後に年齢もそこそこになってマネジメント委員会にやって来るという方が多いと聞いています。私と大谷委員長はマネジメント委員会でJIPAにデビューしたので、そういうプロセスを踏んでいないですが、実務の他委員会を経験してからマネジメント委員会に来ると、色々と違うのかなぁ…と思います。このあたりも踏まえて、JIPAの中でマネジメント委員会はどのような位置づけであり続けるべきかというところをお聞かせください。

久慈：井上さんにお話していただきましょう。他の委員会のことも色々と見られていると思いますので。マネジメント委員会はJIPAの中でどうあるべきかについてお願いします。

井上：マネジメント委員会で研究した内容のアウトプットはやはり論説になると思いますが、人材育成委員会で企画する研修等で研究成果を還元していただけないかなぁと思っています。マネジメント委員会の皆さんにはご負担をお掛けするかもしれないですが、やはりそういう研修がとても貴重な内容となると思います。先ほど、経営戦略委員会といった話もでていましたが、そのような立場でマネジメント以外のことも議論して頂き、さらにその内容で研修ができたらよいと思います。

久慈：研修の講師になってくれるといいので、研修講師育成委員会としてもいいなぁ。(一同爆笑)。ぜひそういう層も作っていただきたいです。

東西部会等で、マネジメント委員会の発表への期待はとても高いです。一方で、期待外れだったというのもかなりあります。講演時間が30分しかないので表面的な話しかできないからだと思います。もっと聞きたい、もっとあるんじゃないのか、という思いもあるのではないかなぁ。他の委員会に比べて、マネジメント委員会は本当に関心が高いです。

清水：当時は、委員会同士の交流をやりました。マネジメント委員会は、他の委員会の内容も含んで、さらに大きな視点で研究を行っているので、他の委員会は、マネジメント委員会の活動に興味があると思います。ライセンス委員会や人材育成委員会等に声をかけて交流をやりました。

前川：今は、他の委員会と研究内容が重複する恐れがある場合等に他の委員長と調整をする程度で、あまり積極的に交流は行ってはいないです。

どのような交流が考えられるでしょうか?

清水：たとえば、マネジメント委員会で外部の専門家を呼んで話を聞く機会があれば、その内容が他の委員会でも興味がありそうであれば一緒に話を聞いたり、逆に他の委員会から声をかけてもらったりできるのではないでしょうか。マネジメント委員会が中心となって、互いに興味があるところを紹介しあう、例えば常務理事会等で情報交換したり、メールでやり取りしたりしてみてはどうしょうか。

前川：なるほど、参考になります。ありがとうございます。

前川：皆さんマネジメント委員会はJIPA最後の委員会でしたか?そのあと他の委員会でも活動されてますでしょうか?

遠藤：マネジメント委員会はだいたい最後の委員会だと思います。その後、常務理事になった人とか、プロジェクトリーダーになった人等はありますが、JIPAの専門委員会の中では上がりだと思います。今も他の委員会で委員長までやった人たちが結構いるでしょう。

石田：逆のルートはないのですかねぇ。

清水：当時、会誌広報委員会では、論説のランキングみたいなものをやっていました。そのランキング上位10位のうち7つがマネジメント委員会の論説でした。マネジメント委員会のテーマは皆さんの興味があるものが多かったのだと思います。

久慈：当時は2つのランキングのようなものがありました。一つはJIPAシンポのポスターを選ぶランキングです。もう一つは、当時は海外向けに会誌を出していたのですが、投稿された論説に投票を行い、ランキング上位を英訳して海外向けの会誌に掲載していました。

前川：さきほどのランキングではないですが、論説や研究の内容が、JIPA会員企業のみなさんにどう評価してもらえているのか気になっているところがあり、そういう仕組みができるといいなと思います。活動している年度は一生懸命にタイムリーな研究テーマに取り組んでいるつもりなんですが、論説の読者はどう感じているのか?　1～2年後ぐらいに何かの形で論説内容にフィードバックがかかると、さらに色々なテーマへの取り組み方に工夫が出てくるんじゃないかと思います。

前川：まだまだ、色々お話いただきたいところではありますが、お時間がきてしまいました。ぜひこの続きは懇親会でお願いします。本日はどうもありがとうございました。

4. おわりに

今回の85年記念史は、2008年度からの歴代の委員長の方々にご参集いただいて、過去15年について当時の委員会活動の思い出や注力事項、苦労話等をインタビュー形式で語っていただいたパートと、この先の15年後を見据え、『知財の未来2035　～JIPA100年に向けてのマネジメント委員会への期待～』のテーマでの座談会のパートの2部で構成されている。

第1部は、ここ15年の活動について振り返ったものであるが、テーマを眺めるだけでもその時代時代の世の中の動きやそれに対する企業の動きが非常に良く読み取れ、常に時代の先を読みながら時々刻々と変化する課題に対し懸命に答えを出そうとしてきたマネジメント委員会の苦労と創造の歴史が垣間見える。これらの時代の論説を読み返しても決して古くなっているものは無く、新しい課題に当たった際に読み返してみるときっとヒントやチャンスが見えてくるのではないかと考える。人気のあるビジネス書の中には古い時代に書かれたものでも何回も読み継がれている基本書や真髄を突いた必読書があったりするが、マネジメント委員会の論説もそういった類のものもあり、テーマは変われどあらゆる課題へ対処することができるフレームワークのように活用できるものも多いと感じ、マネジメント委員会に携わってきた

方々のご努力とご尽力、そして深い洞察に本当に敬意を表したいと思う。また、その中でも、歴代の委員長の方々には、小委員会毎の研究テーマの実行推進だけでなく、ポスターセッション、全員参加のコメントメモや優秀研究賞による合同委員会の充実化、政策提言型や実務課題解決型等のテーマがバランスよく充実するよう次年度テーマを検討するステップの確立、論説内容の充実化を図るための骨子検討会の開催等の企画、また、年度開始早期の合宿により懇親親睦の深化を図る等の様々な施策を創造し、委員会活動にご尽力いただきました。これらの施策はレガシーとなり、今もマネジメント委員会の基盤となる活動として継続されています。歴代の委員長及び副委員長の方々に本当に感謝したいと思う。

第２部では、この先15年後の未来にあるべきマネジメント委員会の姿及び期待について座談会を行った。マネジメント委員会で取り扱うテーマは、現在の政策提言型、戦略も含めた実務課題解決型、に加え、経営課題テーマに取り組む方向性に興味が集まった。取り組み方としても経営層との対話や他委員会も含めた経営層からの学びの機会を企画としてはという案も出た。知財の世界は今後益々横のつながりが大事となっていくことを確認しつつ、JIPAの中でマネジメント委員会がハブとなっていく活動や研修講師となるようなアウトプットの出し方も将来広がると思われる。また検討の仕方も制度の中での最適化だけでなく、知財権の更なるオープン化等大胆に将来を予測していけると面白い。そして、何より大事なのは、マネジメント委員会に参加する方々が良く学び、より深い交流と多様な人材となる場を提供できる活動を期待したい。幸い、この15年間、マネジメント委員会は、平均80名前後で人気の専門委員会を維持し続けているし、若手、女性の参加比率も増えており、また知財と兼務の方も増えている。兼務業務は、研究、事業、企画、新規事業等多様であり、知財という枠も取っ払ってそういう方々が参加されるような施策もマネジメント委員会の更なる多様化に期待できるのではないかと考え、マネジメント委員会がさらに発展することは間違いないと思われる。

最後に、今回の歴代委員長との意見交換会の企画、運営および本報告書のとりまとめは、2022年度知的財産マネジメント第１委員会の前川委員長と第２委員会の大谷委員長に担当頂いた。コロナ禍第八波が見舞われる忙しい委員会活動の中、お二方がリーダーシップを発揮し、まとめて頂いたことにあらためて感謝を申し上げたい。

（岡本 貴洋/2022年度
マネジメント委員会担当常務理事）

～あとがきにかえて～

本稿は、2022年11月に開催した「マネジメント委員長会」でのインタビューと座談会の内容を文章化し、第１章、第２章第11節、第４章は2022年度マネジメント委員会担当　岡本理事と現役委員長（前川委員長、大谷委員長）が執筆した。

本文中に何度も出てくる「全体会議」はここ数年のコロナ禍でオンライン開催または縮小開催となっているが、委員同士の人脈形成の場としてたいへん有意義な取り組みであることは言うまでもない。マネジメント委員会の全体像を示すものとして、コロナ禍が始まる直前の2019年10月に開催した「中間全体会議（61名参加＠札幌）」の集合写真をお示ししたい。この集合写真からマネジメント委員会の楽しさとバイタリティを感じとっていただければ幸いである。

2019年度マネジメント委員会　中間全体会議
（2019.10.18　札幌にて）

情報システム委員会

1. はじめに

JIPA創立85周年を記念し、記念誌を発行する事となった。2008 ～ 2022年度の活動報告、調査研究テーマや論説発表等を探るとともに、歴代の委員長経験者から、直接お話を伺うことを検討した。特に、年度をまたがる継続テーマや委員会活動の経年的なつながりもあるため、歴代の委員長経験者が一同に会する座談会を企画した。コロナ状況下、リアルに集まることは難しいこともあり、Web会議を2022年10月27日（木）に実施した。

委員長経験者の皆様から、各年度の調査研究テーマだけでなく、知財情報システムの変遷や社会的な環境等の変化による委員会活動の工夫やご苦労等多くを語っていただけた。

残念ながら座談会にご参加いただけなかった元委員長の方もいらっしゃるため、各年度の活動記録と座談会の内容をあわせて掲載することで、情報システム委員会の15年間の記録とした。また、活動記録においては、特許庁との意見交換やそれに伴う活動、JIPAへの講師派遣等活動は紙面の都合上、割愛した。

2. 各年度の活動概要

2008年度

(1) 委員会の構成と運営

総勢28名で組織し、正副委員長会と2つの小委員会を設けて活動した。隔月で、知的財産情報検索委員会との活動の成果を共有すべく、拡大正副委員長会を開催した。

(2) 活動の内容

1) テーマ「インターネット電子出願の検討と提言及び特許庁次期システムと企業内システムとの連携に関する検討と提言」

「特許庁総合基盤システム」による企業の出願業務の大幅な変更に対応するため、企業側における提案/出願業務系のシステムに関し、スムーズな連携が行えるよう、①各社の発明提案システムおよび②特許事務所との連携の二つについて調査研究を行った。

2) テーマ「企業における知的財産情報システムのあるべき姿について、現行のシステムの活用と今後のシステム像」

知財情報検索委員会・知財情報システム委員会メンバに、各企業における知財管理システムの費用・機能についてアンケート調査を行った。アンケート結果に基づき、企業規模や業種毎の平均的な知財管理システムの現状分析を行った。

企業活動フェーズの中流工程における経営に資する知財情報活用について、非特許情報を含めた知財情報解析システムの目的、必要な情報、解析結果の表示方法等について検討を行い、ベンダに対応を依頼する事項、ユーザが対応すべき事項等を整理し、知財情報解析システムのモデル化を行った。

2009年度

(1) 委員会の構成と運営

総勢19名で組織し、正副委員長会と2つの小委員会を設けて活動した。知的財産情報検索委員会との活動の成果を共有すべく、拡大正副委員長会を半期に1回開催した。

(2) 活動の内容

1) テーマ「インターネット電子出願の検討と提言及び発明提案管理システムの検討と提言」

インターネット電子出願へ切替える際、問題となる電子証明書の入手等について考察し、まとめた。「発明提案管理システム」の現状について委員会各社のシステム状況を整理し、必要な機能、運用の流れを研究した。

2) テーマ「知的財産情報システムのあるべき姿についての知財管理システムと知財情報システム」

企業規模に応じた知財管理システムについては、JIPA全会員宛にアンケートを送付し、知財管理システムの最新の実態を幅広く調査した。アンケート結果に基づき、特にJIPA会員企業の大多数を占める年間特許出願件数が50件以下の企業における知財管理システムの分析を行った。

次世代知財情報解析システムについて、解析要素の一つである客観的知財評価の評価手法を検討

した。その目的、評価方法、評価結果の検証、具体的な活用方法について検討を行い、客観的知財評価の考え方を明確にした。

2010年度

(1) 委員会の構成および運営

総勢20名で組織し、正副委員長会と2つの小委員会を設けて活動した。知的財産情報検索委員会との活動の成果を共有すべく、拡大正副委員長会を半期に1回開催した。

(2) 活動の内容

1) テーマ「インターネット電子出願の検討と提言及び各国電子出願制度の検討」

2009年度に実施した会員向けの「インターネット電子出願一本化後の問題点」に関するアンケート結果をまとめた。日本からの出願件数の多い9カ国の電子出願制度に関し、サービス内容・ユーザのメリット等10の観点で調査研究を行い、一覧表を作成した。

2) テーマ「企業における知的財産情報システムのあるべき姿」

昨年度実施したJIPA会員全体へのアンケート結果の詳細解析を行った。

現状の知財システムの問題点を議論し、システム連携をメインとした「統合システム」をターゲットとすることとし、来年度以降、「統合システム」を詳細検討するためのFIRST STEPとして、「統合システム」の定義を明確にした。

2011年度

(1) 委員会の構成および運営

総勢23名で組織、正副委員長会と2つの小委員会を設けて活動した。10年度に引き続き、知的財産情報検索委員会との活動の成果を共有した。

(2) 活動の内容

1) テーマ「各国特許庁のグローバル化に伴う知財システムの検討と提言」

各国特許庁の電子出願システムは、国によりサービスレベルに差があるため、知財情報の電子流通モデルにおける外部取引先との連携に着目し検討を進めた。国内では、電子流通形式の大部分がXML形式になっているが、外国においては電子流通形式がまちまちであり、当該現状をまとめた。

2) テーマ「企業内他システムとの連携を行うための知財システム」

システム連携を実現するための課題と解決手段が不明確であるので、現在の企業内システムの連携実態を調査するとともに、企業活動に有効な知財システムと社内他システムとの連携モデルを検討した。また、「特許庁次期システムを見据えた企業内知的財産情報統合システム」についても検討した。

2012年度

(1) 委員会の構成および運営

総勢25名で組織、正副委員長会と2つの小委員会を設けて活動した。

(2) 活動の内容

1) テーマ「電子化された知財情報の共有化（庁/代理人/出願人）によるデータ精度・鮮度向上策の研究」

各国特許庁の現状把握を行い、知財情報管理におけるデータ精度・鮮度向上、効率的なデータ管理に有効な、各国の電子データフォーマットの共通化につながる有効な対策を検討した。

2) テーマ「グループ会社管理の業務課題とシステム化の検討」

グループ会社全体の知財ポートフォリオを構築するためには、知財情報やその他情報の一元化に影響を及ぼす知財管理の形態が重要である。そこで、管理形態ごとに長所短所を検討するとともに、企業環境における最適な管理形態を明らかにした。さらに、海外グループ会社管理の課題についても考察した。また、昨年度に引き続き、企業内知的財産情報統合システム」についても検討した。

2013年度

(1) 委員会の構成および運営

総勢19名で組織、正副委員長会と2つの小委員会を設けて活動した。情報システム委員会の活動の方向性を明確化するためにJIPA活動方針を踏まえてミッションを新たに定義した。

ミッションは、「企業の知的財産活動を支える

ため、各国の特許庁や特許事務所を経る知財情報に関する調査・研究、並びに企業内での知財情報の活用に関する調査・研究を行い、企業内外の情報システムのあるべき姿に関する情報・提言を国内外の企業・特許庁・特許事務所に向けて発信する。」とした。

(2) 活動の内容

1) テーマ「グローバルな知財情報の効率的かつ正確・迅速なデータ処理方法の研究」

電子的な知財情報の流通の前提となる、各国庁書類の書類・項目のコード化・共通化の可能性について、出願人の立場から研究した。各国の庁書類のうち、生死に関わる情報を含むものについて、その項目の有無を比較、考察を行なった。

2) テーマ「社外管理手段活用の可能性の検討～これからの知財管理システム～」

種々の条件（例：企業規模やビジネスモデル等）に応じて社外で管理してもよい業務や情報を切り出し、社外管理手段（例：クラウド、アウトソース、庁共通基盤の実現等）の活用の可能性を検討した。出願業務を例にして出願人に特有な独自な業務が何であるかを委員各社の実例を通じて把握した。そして、クラウド型の特許管理サービスを提供している企業へのヒアリング、及びアウトソース先候補である特許事務所へのアンケートを行い、クラウドサービスを利用した効率的な知財管理の可能性を検討した。

2014年度

(1) 委員会の構成および運営

総勢22名で組織し、正副委員長会と2つの小委員会を設けて活動した。2013年度に引き続き、ミッションのもとに活動した。

(2) 活動の内容

1) テーマ「グローバルな知財情報の効率的かつ正確・迅速なデータ処理方法の研究」

前年度に続く活動として、2014年度は調査対象国をインド、ブラジル、ロシアといった新興国に拡大し「各国庁種類・項目対照表」を完成し、各国庁の書類形式や記載項目の共通化、コード化の実現可能性を検証した。あわせて、現行の各国電子出願システムの動向調査を行い、グローバルでの知財情報の電子的流通状況、及び各国庁の書類形式や記載項目の共通化、コード化との適合性についても検討を行った。

2) テーマ「経営判断に資する意思決定支援システムの検討～事業判断に必要な情報の検討とその情報システム化の検討～」

三位一体経営における各場面の意思決定において、知財情報の重要性が増している中、情報システムの観点から、三位一体の経営の推進に役立つシステムとはどのようなものなのか、そのシステムを構築するためにはどのようにすれば良いかについて調査・研究を進めた。

2015年度

(1) 委員会の構成

総勢27名で組織し、正副委員長会と3つの小委員会を設けて活動した。2013年度に引き続き、ミッションのもとに活動した。また、2015年度には知財事務業務従事者の受け皿となるべく事務業務の効率化をミッションに加えた。

(2) 活動の概要

1) テーマ「グローバルな知財情報の効率的かつ正確・迅速なデータ処理方法の研究」

グローバルドシエタスクフォース（GDTF）会合にて、XMLによる情報提供を日本特許庁が担当することとなったことから、インターネット出願ソフトより取得できるXMLファイルの構造解析を行い、XMLファイルに取り込んでほしい管理情報等の洗い出しを行った。更に、XMLに関して他国の特許庁にアンケートを行い、特許庁から出願人へのXMLファイルの提供状況について調査した。

2) テーマ「企業内情報システムについて～ビッグデータ解析を踏まえて～」

知財情報システムにおけるビッグデータについて、どのようなビッグデータが知財で扱えるか等を明らかにし、ビックデータを扱う情報システムとイノベーション創発とのつながりを調査・研究の狙いとした。ビッグデータの定義の整理、ビッグデータ利用の目的と課題の整理、ビッグデータ活用事例の収集、ビッグデータと知財情報を利用できるツールの調査、及び上記活動内容に基づく

結論と今後の課題を作成した。

3）テーマ「情報システムを利用した知財業務の効率化施策について」

知財業務の効率化に情報システムが寄与している具体的な事例を調査した。情報システム委員会内で費用削減施策についてアンケートを行い、委員会社の関心の高い事例を取り上げて検討を行った。各事例を調査し、導入難易度と導入効果の観点で分類した。各企業が事例を参考にしやすいように、事例の特徴、導入している企業の規模等を考察してまとめた。

2016年度

(1) 委員会の構成および運営

総勢25名で組織し、正副委員長会と3つの小委員会を設けて活動した（年度途中での退任と交代あり）。2015年度に引き続き、ミッションのもとに活動した。

(2) 活動の内容

1）テーマ「グローバルな知財情報の電子的流通とそれらのオープンデータを活用した管理システムについて」

2013年度からの関連テーマを進める形で、主に各国特許庁から得られる電子情報の活用に関して調査・研究を行った。特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）におけるワンポータルドシエ（OPD）への公衆アクセス開始に伴い、五大特許庁がそれぞれ提供しているグローバルドシエの比較を行い、各国のグローバルドシエの特徴をまとめた。

特許庁に対する手続きに関して問題点・課題の調査を行い、知財管理システムのデータ管理の観点から情報システムの活用による正確かつ効率的な業務の実現方法について研究を行った。

2）テーマ「企業内情報システムについて～ビッグデータ解析を踏まえて～」

知財情報システムにおけるビッグデータについて、市販されているシステムについて、イノベーション創発へつなげるために知の創造の促進や資産価値評価といった思考の手助けや判断材料となるデータがどのように得られるかについて、システムベンダにヒアリングを行った。調査したシステム毎に、保持しているデータ、分析手法等の特徴等を明らかにし、ビッグデータを活用したシステムの導入を検討している企業の助けとなる情報を成果としてまとめた。

3）テーマ「知財予算管理業務における情報システムの活用可能性」

システム化状況を含む知財予算管理業務の実態調査を行い、情報システムに求められる機能と課題解決の施策事例を整理した。また、市販（予定含む）の主要な知財管理システムについて、システムベンダへヒアリングを行い、求められる機能への対応状況を確認した。

2017年度

(1) 委員会の構成および運営

総勢33名で組織し、正副委員長会と3つの小委員会を設けて活動した（年度途中で退任あり）。2015年度に引き続き、ミッションのもとに活動した。

(2) 活動の内容

1）テーマ「効率的な知財活動のためのグローバルドシエの調査・研究」

2013年度からの関連テーマを進める形で、グローバルドシエ（GD）サイトに着目し、ユーザーニーズと課題を特許庁と共有することで、GDサイトの掲載情報の拡充や機能向上を促す活動を行った。また、より効率的な知財活動につなげられるように同サイトの有益な活用方法を検討した。さらに、特許庁、企業、情報提供ベンダ等で重複して保持している電子データについて、API（Application Program Interface）により最適化された将来像の考察を行った。

2）テーマ「企業内情報システムについて ～知財関連データの活用に関して～」

2016年度行った知財分野に関係するビッグデータを取り扱うことが可能な情報システムの調査に関する最新状況の把握を継続的に行った。企業がこれらのシステムを活用する目的の特定と、現行システムがどこまで実現可能であるのか等について探求するため、活用目的別の課題を仮想設定した上で、現行システムのベンダによる課題解決事例を提示してもらい、企業の活用目的と事例を検証する活動を行った。

3）テーマ「知財管理システムデータの「見える

化」に関する調査・研究」

知財管理システムからデータをダウンロードし出願件数推移等の表やグラフに「見える化」している。この「見える化」作業効率化のため、システム化のニーズを明らかにし、知財管理システムへの実装を促す目的とした。

年度前半は、知財管理システムデータの「見える化」の対象・手法、システム化のニーズについて委員会内でアンケートを実施した。後半は、主要な知財管理システムベンダ（参加11社）を招き、このアンケート調査結果について説明すると共に、「見える化」機能の実装等について意見交換を行った。出された意見や、システム化の動向、「見える化」手段別の導入検討ポイント等の取りまとめた。

2018年度

(1) 委員会の構成および運営

総勢30名で組織し、正副委員長会と3つの小委員会を設けて活動した。

(2) 活動の内容

1) テーマ「特許庁システムを含む企業における知財システム全体の将来像に関する調査・研究」

2013年度からの関連テーマを進める形で、各国特許庁から得られる電子情報の活用に関して調査・研究を行った。グローバルドシエ（GD）に着目し、5庁各国サイトの利用実状と課題の調査を行った。

各国サイトの有益な活用方法をベストプラクティスとしてまとめると共に、ユーザーニーズと課題を特許庁と共有することで、GDサイトの掲載情報の拡充や機能向上を促す活動を行なった。また、特許庁、企業、情報提供ベンダの各システムのAPI連携に関し、APIで取得したい項目、更新系も含めた実現ステップ等の要望を具体的にまとめ、特許庁への提案を行なった。

2) テーマ「知財業務の効率化に関する調査･研究」

RPA（Robotic Process Automation）が知財業界にどこまで浸透しているか等について調査・研究した。RPAの知財業務への導入状況について、情報システム委員会会員企業30社へアンケート調査を実施し、知財業務への浸透具合の全体像を把握すると共に、先行して導入を進めている企業に対しては、個別ヒアリング調査を行った。RPAを導入するきっかけ、ツールの選定理由、運用構築のプロジェクト体制、対象業務、結果と効果、導入後の課題等、RPAの導入に関する情報をまとめた。

3) テーマ「クラウド型知財管理システムの現状と選定段階における検討事項に関する調査・研究」

年度前半では委員会内企業に知財管理システム導入及びクラウドに対する意識に関するアンケート実施し、またベンダにも販売中の知財管理システムでクラウド型／オンプレ型それぞれの機能や今後の開発方針に関するアンケートを実施した。年度後半ではベンダ数社と意見交換を行った。これら調査から、クラウド型システム導入が有効となるために考慮すべき点をまとめた。

4) テーマ「JIPA会員向け知財管理システムに関するアンケート結果の比較分析」

2009年と2016年にJIPA会員企業向けに実施した知財管理システムに関するアンケートの結果を比較分析し、システム導入状況の変化や現状の課題の抽出を試みた。その上で、知財管理システムに関する様々な傾向を分析し、会員企業への提案を目的とした委員会活動テーマを抽出する為に、将来にわたる継続的なアンケートの実施体制及びスケジュールの提案並びにアンケートフォーマットを取りまとめた。

2019年度

(1) 委員会の構成および運営

総勢32名で組織し、正副委員長会と4つの小委員会を設けて活動した。企業の知的財産活動を支えるため、企業内外の情報システムのあるべき姿に関する情報や提言を国内外の企業・特許庁・特許事務所に向けて発信するという共通ミッションを掲げ活動を行った。

(2) 活動の内容

1) テーマ「様々な公的機関のシステムより正しいデータを入手し、企業の管理システムへの取り込みや、その他従来の業務において活用する方法の調査・研究」

PATENTSCOPEに着目し、ユーザの利用実状

と課題の調査を行なった。また、各国グローバルドシエサイトの最新状況調査も実施した。

グローバルドシエも踏まえたPATENTSCOPEの有益な活用方法をベストプラクティスとしてまとめると共に、ユーザーニーズと課題をWIPOと共有することで、PATENTSCOPEの機能向上を促す活動を行った。また、APIのトライアルを実施し、どの様に情報を取得可能か、実際の使い勝手等の確認を行い、ユーザ側の課題の共有や機能改善の提案を特許庁へのフィードバックとして行なった。

2)　テーマ「企業内での知財情報の活用に関する調査・研究」

IPランドスケープ業務を進める上での主要な分析の1つである「俯瞰図」を作成するツールを利用する際の留意事項を抽出し、企業がIPランドスケープを実践する際の参考となる情報を調査・研究した。「俯瞰図」を作成することが可能なツールに対し、実例から得られる特許群（母集団）を使用して、複数の異なるツールに対して同一の母集団を投入した時に得られる結果を比較・分析した。複数のツール間で生じる相違点を抽出し、相違点が生じる原因を明らかにした。さらに、その原因を解消させた場合に、どのような結果が得られるのかを検証した。

3)　テーマ「最新の知財管理システムの提供環境や機能、企業における利用実態や課題、また、その解決手段等」

知的財産情報システムの導入から運用プロセスまでの全体的な留意点、業務管理系ワークフロー導入時の留意点について調査研究し、過去の論説から改訂必要ポイントを抽出、論説発行以降の状況変化への対応、用語の最適化・定義の明瞭化、説明・情報の拡充、その他委員からの意見・経験に基づく留意点の追加を実施した。

4)　テーマ「知財業務の効率化に関する調査･研究」

RPAを活用した知財業務の効率化について、調査研究を行った。先進的な導入企業の事例ヒアリング等を通じて、JIPA会員企業に対し理想的な導入プロセス例を提案する事を目指した。

委員企業へのアンケートを通じて先進的導入企業を抽出し、ヒアリングを行った。一方、知財管理システムベンダや知財業務アウトソーシング会社等へのヒアリングの結果、一部ベンダ等で知財業務に特化したRPA導入支援サービスを行っていることがわかった。

2020年度

(1) 委員会の構成および運営

総勢33名で組織し、正副委員長会と3つの小委員会を設けて活動した。新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言の発令を受けて2020年4月度の活動は断念し、5月からの活動となった。臨時の正副委員長会や接続テストの実施を経ながら、各社の勤務状況の把握、今年度の運営態様の議論等を行い、オンラインでのミーティングを中心とした活動となった。

(2) 活動の内容

1)　テーマ「最新の知財管理システムの提供環境や機能、企業における利用実態や課題、また、その解決手段等」

過去の情報システム委員会での「知的財産情報システムの導入から運用プロセスまでの全体的な留意点、業務管理系ワークフロー導入時の留意点」について、IT環境も大きく進化していることを踏まえ、改訂必要ポイントを抽出し、説明・情報の拡充やその他委員からの意見・経験に基づく留意点の追加を実施した。

2)　テーマ「企業内での知財情報の活用に関する調査・研究」

「保有特許の維持放棄判断」に焦点をあて、会員企業における実態やニーズの把握と、維持放棄判断の効率化を実現可能なシステムについて調査・研究を行った。

情報システム委員会参加企業に対してアンケートを行い、維持放棄判断業務の現状・ニーズの把握と、維持放棄判断業務の効率化に求められるシステムの在り方の検討を行った。

3)　テーマ「知財業務の効率化に関する調査･研究」

新型コロナウイルス感染症拡大防止を契機に各社の知財活動に生じた課題の把握と、その課題の解決に有益な情報について調査研究した。

情報システム委員会参加企業に対してアンケートを行い、知財部門が抱える課題抽出とそれら課

題の解決の手掛かりになる情報について例示した。

2021年度

(1) 委員会の構成および運営

総勢26名で組織し、正副委員長会と3つの小委員会を設けて活動した。

全員が集合する会合は年間を通して一度も開催できず、緊急事態宣言が解除されていた期間に関東・関西の集合拠点に分かれて数名が集合する程度のハイブリッド開催を行った。

(2) 活動の内容

1) テーマ「ASEAN・BRICS各国特許庁データベースサイトの実状および課題の調査研究」

ASEAN・BRICS各国特許庁DBサイトのインターフェースや入手可能情報等の実態を調査した。あわせて、PATENTSCOPEとの比較分析を実施した。各国特許庁DBサイトの実情の使われ方・有用な使い方を調査すべく、委員会内企業へのヒアリングを実施した。

2) テーマ「企業内外の業務連携と知財管理システム構築・活用についての調査・研究」

知財管理システムの特許事務所との連携機能にフォーカスを当て、システム連携先の特許事務所へのヒアリング（賛助会員へのアンケート）、システムベンダへのヒアリングにより、全体最適化を行う為に導入検討中の企業が解決すべき課題、導入において生じる課題等を整理した。

3) テーマ「企業活動のグローバル化に伴う知財管理システムで留意すべき点の調査・研究」

企業活動のグローバル化に焦点をあてつつ、知財管理システムを海外グループ会社に導入する際の留意点として特に知財管理のガバナンスの観点、及び、法令遵守の観点で課題を整理した。会員各社のグループ会社の形態によりニーズが異なり、規制も各国ごとに異なるため、ヒアリングを通じて留意点や対応事例の調査研究も実施した。

2022年度

(1) 委員会の構成および運営

総勢24名で組織し、正副委員長会と2つの小委員会を設けて活動した。

前年度からのコロナ禍の影響をうけて4、5月度の委員会はオンライン形式とし、6月度からは現地参加を中心とするオンラインとのハイブリッド形式で活動を行った。

(2) 活動の内容

1) テーマ「企業における知財ワークフローシステム導入とシステム連携についての調査研究」

委員会内アンケートを実施し、各社のワークフローシステムの導入状況や課題を把握した。特に、複数案件をワークフローでまとめて処理する機能に着目し、具体的な課題と対策案について調査研究を実施した。また、システムベンダへのヒアリングを実施した。

2) テーマ「案件評価のための知財管理システムのデータ管理・活用」

知財管理システムに特許の評価データを適切に蓄積し、有効活用すること等を観点として、委員会内アンケートを実施した。案件評価を行うための、各フェーズでの対応事項や各社の事例の調査研究を実施した。さらに、蓄積された評価情報を用いて、年金納付要否の工数削減に取り組んでいる3社の事例のヒアリングを実施した。

3. 座談会

参加者（敬称略）：
見上 孝一（2008年度委員長、住友重工）
加藤 義宣（2013 ～ 2015年度委員長、
王子ホールディングス）
松本 智美（2016 ～ 2019年度委員長、日立製作所）
海野 大博（2019 ～ 2021年度委員長、日立製作所）
宮澤 悠（2022年度委員長、
トヨタテクニカルディベロップメント）
※2019年度は途中で交代

宮澤：本日はよろしくお願いします。年代順にお話を伺わせていただければと思います。

見上：過去のメールを見ていましたが、そういえばこんなのもあったなと思い出していました。まず、ぱっと出てくるのは業務システムの最適化ですね。

当時、いろいろな業者さんも大変だと言ってお

り、業務システムについての議論をずっと行っていたイメージがあります。
　まあ、当時の思い出としてはそれが一番印象に残っていますね。

宮澤：当時、特許庁との意見交換も活発にされていたのでしょうか。

見上：活発にしていましたよ。
　インターネット出願とか電子出願に関するペーパーレスニュースを発行していました。インターネット接続に関する要望とか、意見交換をしに特許庁によく行きました。
　業務システムの最適化といいますと、システム絡みですので、数カ月に一度くらいは、東京に行っていたような気がします。そのあと、新橋の駅前で一杯という感じでした。

宮澤：いいですね、今だと特許庁とのユーザ連絡会もオンラインになっていますね。

見上：当時は本当に頻繁だったように記憶しています。色々な人と知り合いになることもできたしね。弁理士会の方や業者の方もいたかな。大きい会議室でみんな集まってわあわあやっていたような記憶はあります。
　当時、xml出願と言って、そのフォームがどうなるかとか、すごく勉強になりましたね。

宮澤：なるほど。ほかにも、委員会報告を読ませていただくと、経営に資する情報活用というテーマをやられていたようですね。

見上：そうですね。同じようなことが10年に一度くらいの頻度で来ていました。当時は。データを管理システムにいれているだけではダメで、どう使うかとか、あるいは、データを用いて評価するといった議論がありました。
　どこの委員会も経営に資することを考えていて、当然、情報システム委員会としてもテーマを検討しました。システムが持っているデータを取り出し加工して、ユーザへの見せ方を工夫する等について、一生懸命考えていた時代だと思いますよ。

宮澤：それについては、時代が変わっても本質は変わってないかもしれませんね。

見上：そうですね。今でも同じようなことが言われていますけど、結局あまり変わってないなというのが正直な印象です。また、管理システムもなかなか変化を感じられないようにも思います。
　だけど、システムを作る側も予算の都合もあるだろうと想像します。
　少し話は変わりますが、引退してから、裏ユーザ会という会を作りまして、ユーザの声を反映していただくような活動もしていました。システムを考えるのが好きでして、委員長を離れても、21年までの13年間そういうことをしていました。今でも依頼されてシステムを作ったり、プログラムを書いたり、まだまだしています。

宮澤：ありがとうございます。
　システムの話も出ましたが、もし松本さん海野さん、コメントありましたらお願いします。

海野：ここは、松本さんにお願いします。

松本：今のお話を伺って、私の時にも、同じようなことを検討していたと振り返りました。情報をどう活用するかといったテーマはありました。
　システムを作って下さるベンダさんがいるかに関しても、現実的には難しいこともあると感じたりもしました。
宮澤：ありがとうございます。
　次に進んでいきたいと思いますが、加藤さんは、2012年から参加されたのでしょうか。

加藤：私はですね。2012年の途中からだと思いますね。グローバルドシエが始まる年からシステムがらみで委員会に参加させてもらいました。
　それまでは、マネジメント委員会に参加していたんですね。グローバルドシエが始まるということで、たまたま当時、私の前職の上司だった方がJIPA事務局長で、参加してくれないかって言わ

れて、それで入ったのがキッカケです。

前職で社内の特許管理のシステムを治して使い続けていたんですけど、もうどうにもこうにもならないということで作り直すということになって。それでシステム作りよくわからないまま、プロジェクトリーダーをやっていました。

そういったタイミングで、もう一回システムってどういうものだろうっていうのを学んだ方がいいかなと思ってですね。それで情報システム委員会というものがあるなら、入ろうかなと思っていたところに、グローバルドシエの話があって。

それ以前は全くあの情報システム委員会で何やっていたかって知らなかったんですよ。

宮澤：なるほど。加藤さんは委員長経験も長かったと思いますが。

加藤：そうですね。後継者問題は、今でも悩んでいるかと思いますけど、当時は、松本さんに途中で変わっていただき、色々あの頃は大変だった記憶があります。わたしは、3年で引退させてもらったかなと思っています

宮澤：まさにグローバルドシエが出始めた年だったのですね。

加藤：そう、なんですよ。2013年に初めて第一回の会合が開かれて、なんかJIPAとしてどう動いたらいいんだろうみたいな、ほかの国との情報交換しつつ、腹を探りながら日本がイニシアティブをとるにはどうしたらいいかっていうのも考えながら動いてね、というのがありましたね。

加藤：なので結構気が重いなと思いながらやっていたのを思い出します。

宮澤：するとやはり苦労されたのはグローバルドシエに関連する部分でしょうか。

加藤：そうですね。先程見上さんが言われたように当時の委員会のプロジェクトが、特許庁のシステム作りの話と、会社内でのシステムをどうしようかっていう、大きな二本立てでずっと動いていていたように思いますが、新たにグローバルとしての動きも入ってきたということで。

見上：なるほど。

加藤：何でしょうね。あの活動内容が広がっていったということで、その意味では大変だったかなと思います。

また言語の問題がありまして、特許庁の会合は通訳がつくので問題ないですが、他国とのユーザ会合をやるのですけど、そこはもう英語オンリーなので、自分たちが何を言うのかとか、相手が何言っているのか、とかっていうのがけっこう大変でした。

その中、松本さんとか、海野さんとか、英語ができる方たちに引き継いでもらえたのだなと思っています。

宮澤：なるほど。

加藤：もうちょっと言うと、私が委員長を受けたときに、過去の経緯とかがよくわかってなかったので、自分達は何を目指しているんだということを、自分が理解する上でも、情報システム委員会の方向感と小委員会の方向感について、共通認識を持つために、ミッションを作った方がいいかなと思いました。

過去を勉強しなおさなきゃいけなかったので、結構大変だったというのがありますよね。

宮澤：ありがとうございます。

よくまとまった活動や成果はどうでしょうか。

加藤：そうですね。成果が出たという意味では、特許庁に対して提言をしていこうということで、論文を出せるように活動を進めました。あと東西部会でも発表してもらうようにしました。

まとめた成果を各会社さんに持ってかえられると思うので、意識的に論文は出せるようにしたし、参加されたメンバが持って帰れたというのは成果だったんじゃないかなと思うところです。

宮澤：ありがとうございます 。他にも、過去の報告書を見ていますと、当時、委員会からS1コースに講師派遣しているようですが。

加藤：社内で稟議する際の考え方みたいな話を色々した記憶はあります。

見上：担当理事でしたっけ。最初は理事が話していたように思います。

加藤：ああ、そういうことだったんですね。途中から委員長がやることになったと思います。

見上：それは大変でしたね。一から作りましたから、コースを立ち上げるに際して。

加藤：見上さんの頃が最初だったのですね。

見上：最初でしたね。
　いろいろ苦労しながら作り込みました。

宮澤：先程、委員長の成り手という話もありましたが、講師の成り手も難しくなっております。委員会を引退した方、海野さんにもお願いしたことがありました。

海野：来年度はもう講師をしなくていいですかね？きっと、今年度が終わりで。

宮澤：そうですね。手を挙げてくださった方もいたので大丈夫だと思っています。

加藤：私の時は、年度の最初に、これやってね、みたいに決めちゃったような気もしますね。特に副委員長さん中心にお願いしていたような記憶があります。
　松本さんにもね、その辺はお願いしたような気がします。松本さんが入られた頃から、小委員会が一つ増えて、引っ張ってもらったような気がします。

宮澤：ちょうど松本さんに話が流れたので、松本さんの時代の活動はどうでしたか。

松本：研修コースでは、C9Eコースの対応がとても大変でした。見上さんの時代に作られたコンテンツを引き継ぎながら、最新情報にもしていく必要がありましたし。特許庁システムの最適化計画についても、ちょうどデジタルガバメンス計画に変更され、特許庁の最適化計画で計画されていた事をやるのかやらないのかの確認等を行いました。
　インターネット出願ソフトのユーザ連絡会もあるので、その前後の時間を使って弁理士会さんとも意見交換させていただいたりもしました。
　加藤さんの時代に委員会のミッションというのを作っていただいたのも大きかったように思います。
　多分、今も引き継いでいるんじゃないかなと思いますけれど、事務所や特許庁とか行政機関に対して、自分たちの意見発信・提言するという大きなミッションがある。だからこそ、自分たちの研究をしっかりやらなければならないという思いが詰まっていて、私もそこに沿いたいという強い気持ちがありました。
　だから、加藤さんの時代に成果を出す、論説を書く、東西部会も成果発表の機会と考えられたいたところは、私もそれは絶対やりましょうと。委員みんなにそれぞれの役割があって、最後は同じ目的に到達する。チームビルディングは大事だと思い、そういうことを意識的にやらせていただいたと思います。
　また他に、私の時代にやらせていただいたことがありまして、私が引き継いだ時にはメンバが、確か25名だったように思いますね。
　その中で、特許庁の対応も重要ですが、さらに、他にもやりたいことがありました。
　そうなると、もうちょっとメンバが欲しいというのはありました。2016年、17年度の募集要項を作る時は、副委員長さん達と、どうしたら人が集まるか、集まる委員会にしたいよねと。
　結果的に、17年度の記録見ると33名になっていて。自分が委員長の時には30人を下らないようにするのが目標でした。情報システム委員会が頑

張っているなっていうのを出したかったですね。19年度の時には、小委員会を4つにさせて頂いて、やりたいことがどんどん増えてきました。システムでできることもたくさん増えたじゃないですか。データを活用することで貢献したいという思いでやらせていただきました。

あとは、チームビルディングの観点では、ちょっと話は違いますけど、合宿って楽しいですよね。

宮澤：そうですね。

松本：今は、コロナで皆さんに会い難いと思いますけど、毎月の懇親会もですが、合宿ってすごく良い機会だなって思っていて。私の時は、年度の早期に合宿をやって、みんな仲良くなってもらった上で、一年間頑張ってもらうというのが良いのではないかと思い、6月に合宿を企画しました。6月に急に合宿ってどうなのかなという思いもありましたが、結果的に私の経験上は6月に合宿やったら何となく一年間みんなが腹割って話せるような感じになったように思います。

もう一個だけ言わせていただくと、C9E研修の講師ですね。

年初に役割を決めたり、次年度予定の方にあらかじめ受講してもらったりしたのですが、最後は本当に成り手がいなくて結構困りました。2日間にわたって4コマでしたが、私の時に一部整理しました。それでも、内容は結構濃いので、内容を語れる人がいるかというところで、たぶん今もご苦労されているのではないかなと思います。

委員長、副委員長、講師の成り手を育てていくのは大変ですよね。会員企業によっては委員会活動は最長2年でというところもあり、せっかく2年目で慣れてきて今後をお任せしたいのに、もう3年目には居ませんということもあるので、委員会運営は難しいですね。だからこそ、今のチームで成果を出していくことに、私の時代はこだわったつもりです。

宮澤：ありがとうございます。

他には、松本さんにRPAに関してお聞かせいただければと思います。

松本：RPAは今も導入されている企業もあると思いますが、例えば、大量に請求書を処理されるとか、決まりきった作業をやるには事務効率化を図れるということだと思います。

見上：ちょっとはりこんでもいいでしょうか？RPAの話が出たので。

私はRPAのプログラムをやっている最中でして。管理システムで全部クローズするかって言うと、そうでもありません。昔作ったサブシステムが今でも生きていたりしています。今でもそのサブシステムの需要があり、改良もしています。

松本：なかなか知財管理システムだけでは完結しない業務もあると思います。例えば、社内の経理システムとつながる仕組みを作る必要があるとか。それは知財管理システムの領域から外れると思いますので、この辺りも含めて知財業務運用全体を整理できる人材も必要とは思います。宮澤：ありがとうございます。

見上：そういえば、先程合宿の話も出ていましたが、昔は今の情報活用委員会も一緒にやっていましたよ。3月の合同合宿は大人数で、全部で70か80人ぐらい。

最近は合宿自体やっているのかなとも思っていましたが、さっき松本さんから話が出ていて安心しました。

宮澤：そうですね。そういう意味では海野さんの時代からですね、コロナで非常に難しい状態になっていますね。

海野：そうですね。今はお伺いしている話はすべて隔世の感があるというか、また今は戻っているのかもしれませんけど、私の2年間は全員参加というか、いわゆる集合形式の会議は一回も開催できませんでした。特に、20年の4月は本当にどうなっちゃうのかな？という感じでした。

今日のために少し過去資料を見返していたら、2020年の3月31日にJIPA事務局からメールをい

ただいていて、しばらくは活動自粛とする通知がありました。そこで、確か委員会の全員宛に4月は何もしませんっていうメールを打った記憶があります。今でこそTeamsとかツールが浸透していますけど、当時はみん等ういう環境で何をやっていくのかよくわからないという状態でした。

ということで、当時の副委員長達と、運営をどうしてこうかみたいな感じで、5月はとりあえずあの参加できる人だけでいいですとか、開催すること自体が目的であったように思います。

チームビルディングをしなきゃいけないけど、誰とも会ってない、じゃあ成果出せるのか、研究活動って何するんだ、と、そういった状態で始まりました。

これを話題に一杯飲みたいですねって言いながら委員会やっていましたけど、結局最後までリアルではできなかったですね。

その中でも、成果にこだわるといった話をお伺いしていると、加藤さんの時代から空気感ができてきていたという背景があったからだと思いますが、委員会でやったものは、アウトプットとして出すと、こだわりを持っていました。今年度も11月、12月に昨年度の成果物が出せそうです。

Teamsで、委員会の時はカメラオンにして、みなさんに話しかけるんですけども、皆さんがカメラオンにすると通信の負荷も多くなって推奨されないため、1人だけカメラオン。そうなると私の顔はみんな知ってもらっているけど、私はみんなのこと知らないといった状態になっていました。

研修会場に行く機会なんかに、他の方から話しかけられても、同じ委員会でありながら、「えっとお名前は？」といったこともありました。

一度は皆さんにリアルで会いたかったけど、結局誰にも会えませんでした。ただ、あのときの苦労を一緒にしてきた人たちには、すごい親近感を持っています。

とはいえ、そういう形で年度終わるのは、悲しさもあるというか、リアル開催できなかった寂しさは持っていますね。

リアルで会うってすごく大事だっていう話の延長にありますが。わたくしの後任の委員長への引継ぎは、ハイブリッド開催が実現して直接お会いできたことで、次年度への委員長のお願いできました。こういう会話はなかなかオンラインでしづらいし、リアルの良さを感じました。

C9E研修コースの講師に関しても、資料は深いことが書いてあるし、歴史も知れるし、アップデートするだけでも、勉強になりますし、後任の講師ができるのはいいことかなと。

研修の中のシステムの計画についても、コロナになったこともあり紙を廃止するという動きがさらに加速されている中で、できることできないことっていう話を、今年の最後の講義のところでやったりしました。

こういう機会でもないと、大きい流れを知れないというのもありますし、担当することにネガティブな思いはないなと。

今年度合宿とか集合形式の委員会が復活出来ているんだとすると、大変嬉しいことでもありますし、少しずつでも昔に戻りつつあるんだとすると、楽しみも増えるんじゃないかなと思います。

宮澤：ありがとうございます。海野さんの時代には、コロナならではのテーマとして、ペーパーレスを進めることや、システムでどのように対応するか等の研究もありましたね。

海野：そうですね。2020年には、テーマ募集に応じたテーマをやってもらうんですけども、この状況にあっては、コロナでどう変わるかっていう視点で研究調査研究する事の方が大事なんじゃないのかということで、一つの小委員会に急なテーマ変更を引き受けてもらいましたね。

成果は、東西部会で発表し論説にもなったし、皆さんが何か困っているということ自体を集めるだけでも価値あるんじゃないかと思い進めていただきました。

宮澤：ありがとうございます。

これで15年分、皆さんのおかげで振り返えられたかなとは思います。他にも、言い足りない事はありますでしょか。

また、今後数年間から10年後くらいまでの間で情報システム委員会に、みなさんが期待される

ことがありましたら、お聞かせください。

見上：わたしはAIの話はどうなったのかなと思いまして、AIが話題になって随分経ちますが、期待するようなAIが出てきていないように感じています。

宮澤：RPAの代わりに事務処理・検索含めて全部やれるようなAIでしょうか。

見上：RPAプラスAIと言うのかな。AIつきRPAみたいなのがいいなって思っています。

宮澤：なるほど、わかりました。ありがとうございます。

加藤さん、いかがですか？

加藤：そうですね。あんまり情報システムに望むのも限界があるように思っています。

前職では、ワールドワイドなシステムを作って、特許事務所も現地の子会社も全部繋いで、発明部門から特許事務所まで国内外一気通貫で紙がなくなるシステムを立ち上げました。

けれども、今思うと、社内にもつのではなく、外部にできないかなという思いの方が強いので、

例えば、特許庁のシステムがうまく動けば社内の管理システムはいらないかもしれないですよね。

情報システム委員会の委員長をやらせてもらいましたけど、現在の会社にいると、そういうふうに思っていたりもしますね。

また、情報システム委員会の最初の頃に将来どうなるかなということを、みんなでディスカッションする場をつくったこともあるのですけど、話しっぱなしで終わっちゃったので、常に自分の立ち位置よりも、もっと上から見ていくとまた違った結果も出るなり、成果も出せるんじゃないかなと思うので、そういうことも取り込みながらやってもらえると、いいかなと思いました。

宮澤：はい、ありがとうございます。松本さん、いかがですか？

松本：そうですね。加藤さんの話を受けて、知財管理システムの将来像について、委員会の中でも特に副委員長さんたちと結構していたと思い出しました。

加藤さんの話にもありましたが、特許庁のシステムにデータがあれば、あえて企業が全てのデータを持つ必要はないよねと。それこそ期限通知も特許庁のシステム側で賄ってくれれば、自社システムで期限管理する必要もなくなるかも知れないし、企業側で業務改革等を行うのではなく、事務所と連携する等、様々な解決策、業務運用が考えられると思います。情報システム委員会にいると、企業の知財管理システムをどうしようか？みたいな話はするけれども、もっと俯瞰的に考える力も必要というようなことも考えていました。経営や知財の体制は、組織としてどうするかという上段から入らなければいけない部分もあったりするので、システム担当者としては、そこを意識しつつ、ボトムアップの提案ができる人材が育つと良いなと思ったりもしました。

今後期待するところとしては、特許庁とのパイプは持っておくべきと思いますね。インターネット出願ソフトもその在り方や改良も必要かなと思います。

宮澤：ありがとうございます。そうですね、どうしても情報システム委員会にいると、システムありきの話が多くなりがちですけど、全体の仕組みの中のシステムという捉え方は大事かもしれないですね。

松本：システムは、使うか使わないかも含めてツールなので、違う視点も持ち合わせているとバランスがとれた解決ができるのかなと思ったりもしますね。

宮澤：ありがとうございます。海野さんいかがですか？

海野：はい、最後に回ってきたので、自由に言いたいことを言うと、企業の人たちが集まっている集団で、何らかの価値を出すようなものを検討し

て行くというのは結構貴重な機会と思っていて、プラットフォームとしての委員会活動というのは、今後もあってほしいと思います。一方で、情報システム委員会でなかなか難しいところも多いなと思っているところもありますね。何が難しいかというと、システムだけでどういう価値を出していくんだろうか、例えば。知財の活動を活発化しますというときに、システムを導入したから活発化しましたと言い切れないと思いますし。事務に特化してみれば、効率追求という道はあるかもしれませんが。

そういったところが、調査研究を重ねたとしても、それ自体が企業の強みになるとは限らないという、そこが性質的に難しいところかもしれません。

そういった中でも、価値あるテーマを生んでいくような活動が継続されていけば、議論として興味深いと思います。

今回85周年ということで、初めてお会いする委員長経験者もいて、紡いできた歴史を認識する機会となりました。歴史の積み重ねの中に自分がいたということを再認識できまして、この場をお借りしてお礼申し上げます

宮澤：みなさま、貴重なお話をありがとうございました。

4. おわりに

情報システム委員会の歩みを、各年度の活動記録から紐解くとともに、歴代委員長経験者の方々の生の声により、リアルな活動が記すことができた。今後、JIPA 100周年に向けて、情報システムの在り方がどう変わっていくか楽しみであり、大きな視点を持った委員会活動が継続することを望みたい。

（2022年度　委員長・宮澤 悠）

図：当日のWeb会議の様子

情報活用委員会

1. 情報活用委員会の15年間の歩み

情報活用委員会は、2008年以降15年の間に3度名称を変更している。年代ごとに並べると表1のとおりである。

なお、2007年以前については70年史を参照いただきたい。

委員会の研究活動は、2019年までは、正副委員長による正副委員長会、毎月の定例委員会を行い、夏のサマーセミナーまたは中間報告会と成果報告会の合宿等を行い、直接顔を合わせて議論を行いあるいは交流を行う形で進めていた。委員の所属する企業を相互訪問することで、その会社の社風を肌で感じたり、直接技術を見せていただいたりできる大変貴重な機会であった。

残念ながら2020年2月ぐらいから国内で一気に感染が拡大したCOVID-19（新型コロナウィルス感染症）の影響により、各社ともに委員会活動はおろか自社への出社もかなわず、在宅での勤務を行うという状況が続いている。当委員会では2020年度開始から、WEB会議システムでの委員会活動を始めることにより、若干の混乱はあったものの、委員会活動を継続した。小委員会後や各種イベント時にはWEBにて懇親会を行う等で、委員同士の交流をささやかながら行っている。

図2にCOVID-19の感染拡大前年度である2019

表1　年度別委員会名

年　度	委員会名	委員長
2008	知的財産情報検索委員会	臼井 祐一
2009		寺岡 岳夫
2010		寺岡 岳夫
2011		田辺 千夏
2012		田辺 千夏
2013	情報検索委員会	小畑 浩
2014		小畑 浩
2015		高山 秀一
2016		高山 秀一
2017		戸田 敬一
2018		戸田 敬一
2019		戸田 敬一
2020	情報活用委員会	石井 良明
2021		石井 良明
2022		石井 良明

（敬称略）

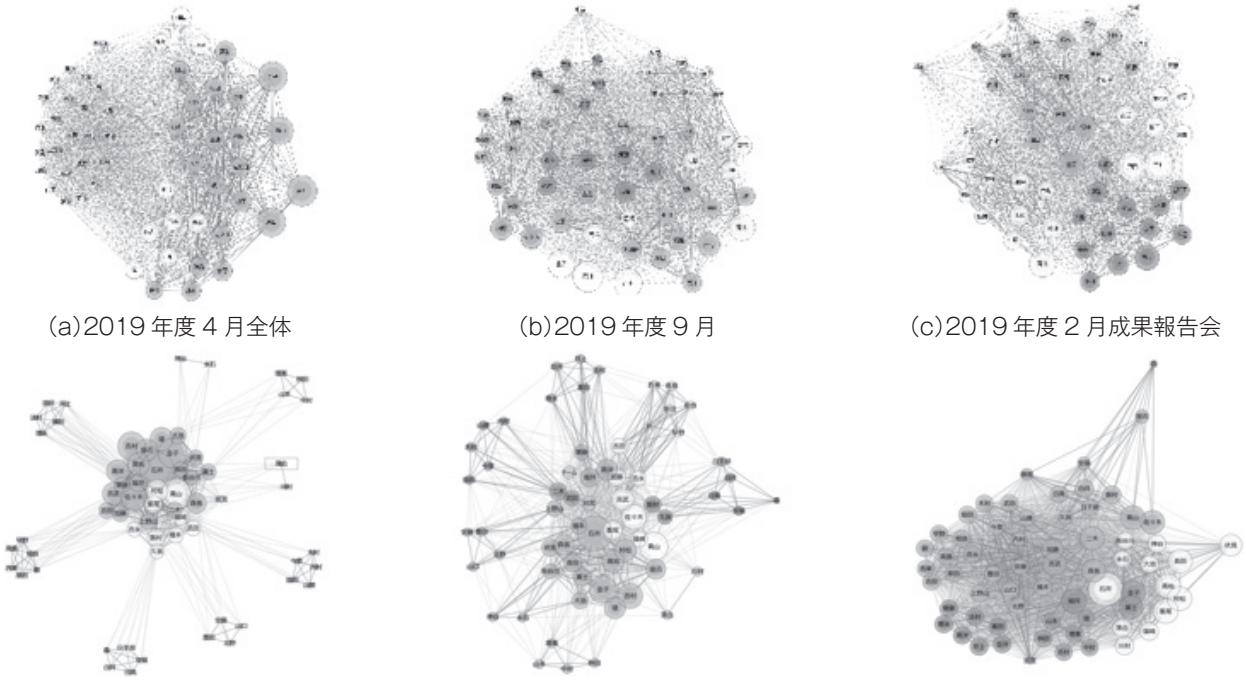

(a)2019年度4月全体　(b)2019年度9月　(c)2019年度2月成果報告会

(d)2020年度4月　(e)2020年度9月中間報告会　(f)2021年度3月

図2　委員間交流共起ネットワーク

年度と、拡大後の2020年度について、委員間の関係を共起ネットワーク化した図を示す。この図では他委員との関係が高いものは大きい円で示され、他委員との関係は線で結ばれて強い結びつきは距離が近くなっている。

2019年度の活動は従来型の委員会の活動である。図2(a)は4月の全体会議開催後の状況を示している。正副委員長を複数年経験した委員は主に右側に大きな円で示されている。2年目の副委員長はその左側に集まっており、複数年参加している委員は中央付近の白丸で示されている。中央から左側にプロットされている小さい丸が、新たに参加した委員である。このように4月の時点では新たに参加した委員と、継続委員間の交流はまだできていない。各月の小委員会単独活動あるいは合同開催等を経て、図2(b)に示す9月の中間合宿(過去行われていた夏のサマーセミナーに該当)を終わるころには、正副委員長を中心に委員間の交流が活発になっていることがわかる。かたまりも小委員会単位に変更されている。さらに2月の成果報告会(図2C)では、さらに交流が深化していることがわかる。

一方で2020年度は4月に全体会議を行うことができず、小委員会単位でのWEB会議でスタートしたため、図2(d)に示すとおり、継続委員は正副委員長を中心に中央部に固まり、新任委員は各小委員長に結び付く形のクラスターとなっている。9月にはようやく全員が共通のWEB会議システムを利用できる形になり、全体会議を兼ねた中間報告会を行ったものの、小委員会単位での交流は解消できていなかった。その後、合同の委員会を開催する等の工夫が行われて、2月の成果報告会は図2(f)のように全体が収束してきた。一見すると各委員間の交流はできているように見えるが、正副委員長と各委員の間の距離が近くなっているだけである。従来の活動のように小委員会単位を超えて、委員会全体での関係を構築することができなかった。

なお、2022年の執筆段階ではコロナに関する制限がやや緩和され、3年半ぶりにようやく対面での委員会活動を一部行った。しかし、再流行の兆しがあるため、状況に応じてWEB会議のみあるいは直接+WEBのハイブリッド会議等の対応をしている。

COVID-19等の影響によりJIPAの委員数は減少傾向にあるが、当委員会への参加数はむしろ増えており、先に述べたとおり、知財情報の活用への関心の高まりの高さをうかがい知ることができる(図3)。

また、特許庁からの要請により特許庁のE-ラーニングに、委員会活動の成果を提供することができた。この反響は大きく、特許庁へのアクセス数の中でも上位であったと聞いている。また、当時開かれていた参議院の経済産業委員会でも取り上げられ、国会議事録に当委員会の名前を記すことができた。

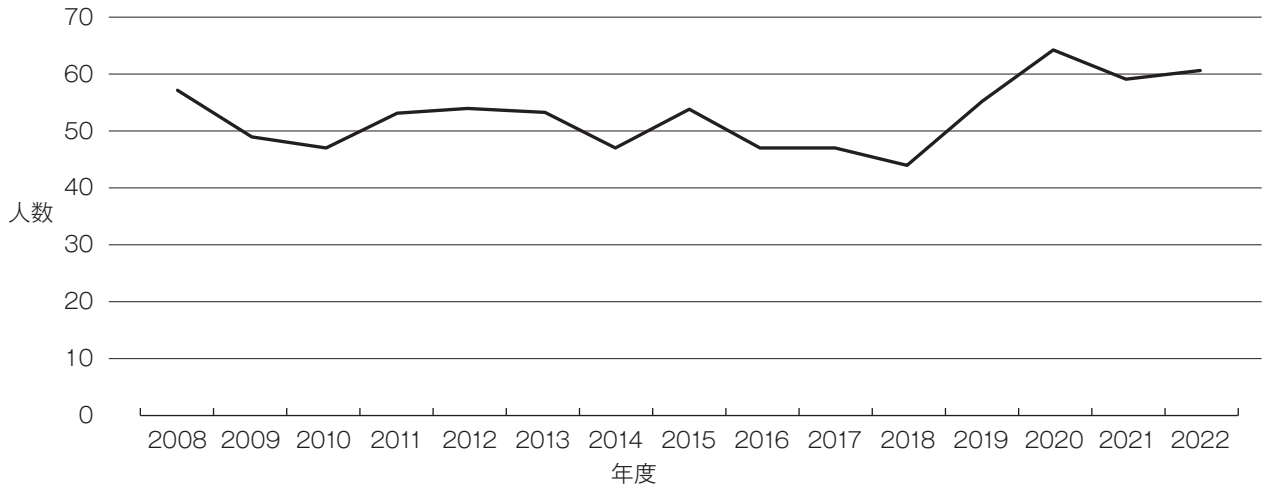

図3　年度別委員数推移

2. 情報活用委員会とその研究対象の15年

この15年間に当委員会より知財管理誌に投稿した原稿について、その内容に基づいて、検索・分析・活用に分け年代別のグラフにしたのが図4である。

知的財産情報（以下知財情報）のみの検索から、より広い情報の検索へ、そしてその活用探索へと、時代に応じて変化している。しかし、各年度の研究テーマを見ていただければわかるとおり、いくつかのテーマが多少は名前を変えつつも残っている。一方で、近年では取り上げらなくなったテーマも複数ある。

前者に関しては、例えば「経営に資する特許情報」や「特許価値評価」等が挙げられる。これらは課題としては同じに見えるが、扱うデータの種類や解析手段・手法等が時代に応じた変化に取り組んでおり、その時代の要請に合った研究をタイミングよく行っている証左といえる。

後者に関しては、「知財訴訟情報の調査」「引用被引用情報の調査」等が挙げられる。これらは現在有用なデータベースが存在しており、調査方法を研究する段階から活用方法としての研究を経て、情報活用を実践する段階に進んでいる。これらの情報がデータベース化されているのは、その情報活用に優位性があると考えられるためであり、早くから課題を意識した当委員会の研究活動の成果も貢献していると考えている。

2008年から現在までの知財情報の主な変化を振り返ってみる。

1）情報検索

特許分類：2006年にIPCが第8版に変更されその検証が行われた。さらに、2011年にはコアレベル・アドバンスレベルの区別が廃止され、アドバンスレベルがIPCの基本となった。

日米欧で進められていた、FI、USC、ECLAの調和を目指し、中韓も参加していた、CHC（Common Hybrid Classification：共通ハイブリッド分類）においては、2012年に米欧が、CPC（Cooperative Patent Classification：欧米共通特許分類）の立ち上げのため離脱し、2013年に新たな枠組みとしてGCI（Global Classification Initiative）が開始された。

上述のCPCの制定により、長らく使用されてきた、米国のUSC（U.S. Patent Classification System：米国特許分類）の廃止、中韓をはじめとする独自特許分類を持たない特許庁のCPCへの参加等大きな変化があった。

FIについては、近年多くの改定がなされており、分野ごとに異なったIPCに準拠している状態が、最新のIPCに準拠するように変わってきている。また、近年増加傾向になるIoT（Internet of Things）の出願に対応するように、広域ファセットZITが導入され、日本主導でIPC分類G16Yが制定されると、ZITが廃止されるという特許分類

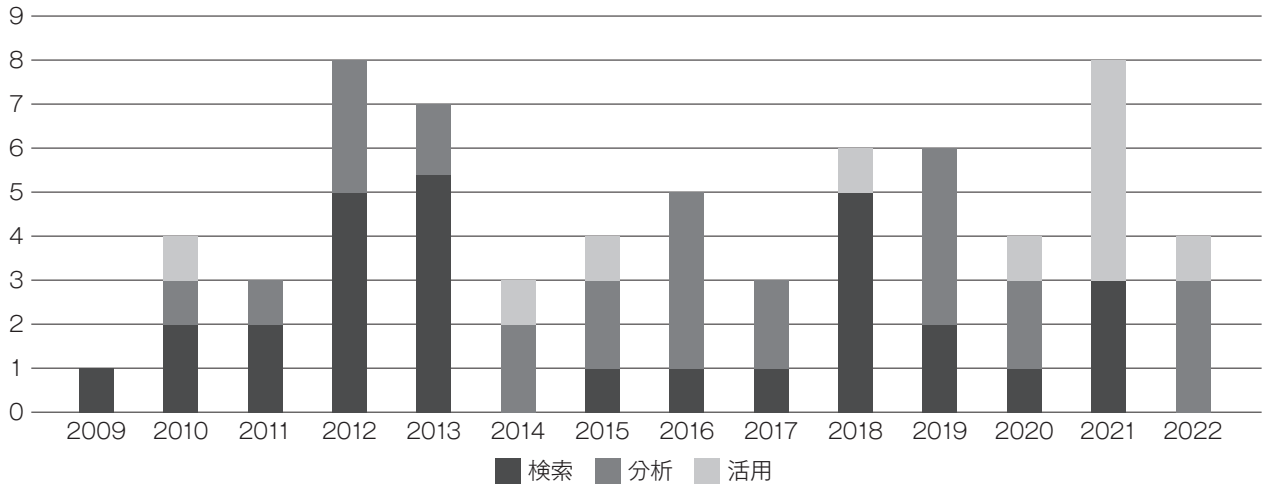

図4　年度別知財管理誌投稿種別

としては短期間での動きもあった。

電子データ化：従来日米欧PCT等では電子データ化が進んでいたが、その他の国の特許データは各国特許庁サイトからも収集が困難であった。現在では多くの国の電子データ化が進み、商用データベースも収録国・収録件数が増えてきている。一方で、DOCDB経由の収録数と各国特許庁で収集されるデータ数には乖離がある国もあり、未収録・重複収録等の状況は解決されていない。会員企業のグローバルビジネスが進み調査対象国が多くなっている現状ではデータの不完全な状態は現在も課題となっている。また、特許データの電子化が進むことに伴い大量のデータを取り扱うため、概念検索・自動翻訳・AIの活用・特許価値評価等の機能も搭載されるようになった。

また、特許情報のみではなく、意匠・商標の電子データに加え、知財と組み合わせて活用できる情報も国内外から入手できるようになり、それらの検索能力も必要になってきている。

2）情報分析

集めたデータ等は主にEXCEL（マイクロソフトエクセル）等を用いて、分析するかあるいは商用のパテントマップソフト等を用いて定量分析することが多く行われてきた。また、ソフトウェアのバージョンアップに伴いグラフや各種関数等も充実してきており、より大量なデータも扱い易くなってきた。最近は、事業上の様々なデータについて、共有・分析させるビジネスインテリジェンスが進められており、知財でもBI（Business Intelligence）ツールが活用される場面も増えてきている。

一方で商用特許検索データベースも機能を拡張し、検索結果について複数のグラフを同時に可視化するダッシュボード機能を備えたものが増えてきており、分析に関して自動作成できる選択肢が多くなってきている。

各種のデータが電子化され、ビックデータを扱う技術が進化していく中、各企業において知財情報の活用への関心はますます高まっている。

上述の状況の変化を背景に2017年に特許庁が発行した「知財人材スキル標準（version 2.0）」に記載されたIPランドスケープ（本文説明：マクロ経営・経済環境を踏まえた将来展望の提示、個別技術・特許等の動向把握）について、知財情報活用への関心が高まった。さらに金融庁と東京証券取引所が策定し2021年に改定された、CGC（コーポレートガバナンスコード）に、「知財・無形資産」の経営戦略への組み入れが明記されたことによりその公開手法として知財分析が活用できる期待感も知財情報の活用への関心を高めている要因になっていることが想像できる。

3. 各年度ごとの活動報告

各年度ごとの活動内容は以下のとおりである。

2008年度

対外活動

- 特許庁調整課審査企画室（IPC-R、特許戦略策定への支援、・検索ポータルサイト）
- 特許庁総務課業務・システム最適化推進室（業務・システム最適化計画）
- パブリックコメント
- 特許庁業務・システム最適化計画（検索系システム追補版）（案）
- （財）日本特許情報機構のYEAR BOOKへの投稿

委員派遣等

- （独）工業所有権情報・研修館「調査業務実施者育成研修評価委員会委員」
- （財）特許情報機構「特許情報活用支援アドバイザー採用委員会委員」
- 知財情報関連の研修講師

研究活動

- 経営戦略に生かすための特許解析手法の研究
- IPC第8版（IPC-R）に関する検証と提言
- 特許評価ツールの動向と有用性の研究
- アジア（広域）各国の特許調査方法の研究
- 技術者による分類検索の活用促進に向けた提言
- 外国特許データベースの比較検討
- 特許調査担当のあり方に関する調査と提言
- 知財業務の評価と情報の共有化・管理に関する研究

2008年度　臼井裕一委員長から一言

［当時を振り返って］

私自身は、2001年から8年間委員会に所属し後半の4年間を委員長として活動させていただきました。当時は日本においては1990年に電子出願が開始され、また電子出願以前の遡及分のデータのテキスト化も民間企業により行われたり、1999年にはIPDLが開始されたり、また整理標準化データの提供が始められたりという事から特許情報を利用する環境が大きく変わりだした頃であるといえるでしょう。

これによって　検索方法についても全文検索が可能になっただけでなく概念検索等という新たな検索手法が出てきたり、また従来型の特許マップだけでなく大量のデータを使用してビジュアル化を可能にした解析方法が出てきたり、エンドユーザーサーチが可能になり仕事がどう変わるのか等検討すべきテーマは山ほどあった時代だったと感じています。

ところで、この頃の委員会テーマで特に重要な課題と考えていた事は、後半2年位のテーマを見て頂ければ解るのではないかと思います。「特許調査担当のあり方に関する調査と提言」、「経営戦略に生かすための特許解析手法の研究」等がそれにあたります。よく他の委員会の方から「知的財産情報検索委員会は重箱の隅をつつくような検討ばかりしている。」と言われたり、実際委員の方自身から「しっかりした検索が出来ればそれでいい」という声を聞いたりしました。私自身は、きちんとした検索が出来るのは当たり前でそこから先何をするのかが重要であると思っていましたので敢えてこうしたテーマを与えてみた訳です。あり方のほうでは知財情報の受け取り手と考えられる経営層の方と研究開発部門の担当の方に対してアンケートを実施してもらいましたが、このようなアンケートが可能だったのもJIPAならではだと思います。いずれにしても結果としては、経営層からは当然のことながら個々の知財情報自体の必要性は低く、知財情報に基づいて知財戦略に沿った考察を含む提言・報告を求められており、研究開発担当からは、協業企業の特許情報・技術動向の解析情報や問題がある特許の情報提供を求められる一方エンドユーザーサーチを求める声もありました。経営戦略に生かすほうでは、まずテーマ担当の委員の方々に経営戦略とは何かまたそれに対して自分の現在の仕事はどういう位置付けにあるのかという事を議論して頂きましたが、委員の方からこんな事は考えたこともなかったという声を聞いた時には、してやったりと思ったりもした事を今では懐かしく思います。「経営戦略に生かすための特許解析手法の研究」は中長期テーマと位置付けて後に引き継いだつもりでいましたが、現在の委員会の名称が情報活用委員会である事を見ても正解だったのかなと思っています。

当時の委員会の雰囲気は、各小委員会に若干の違いはあったかもしれませんが、委員会活動と同程度あるいはそれ以上に懇親会を楽しんでいたかと思います。異業種やあるいは協業企業の方々と飲みながらざっくばらんな話が出来る機会等他にはそうありませんでしたから。現在はコロナ禍もあり懇親会はおろか委員会自体Web会議になっているとか、もったいない事だと思います。

［委員会への一言］

しっかりとした検索が出来ることは、最低限必要でかつ必須な事であるのは今でも変わらないと思います。解析を行うにしても母集団をどう取るかで結果は大きく変わるはずです。このための検索は非常に重要であるのは言うまでもありません。検索技術を高める努力は続けてください。また自分なりのしっかりした考えを持つと同時に他の方の意見も謙虚に受け入れる事も必要であると思いますが、いずれにしても自分の頭でしっかり考える事が重要だと思います。ちょっと抽象的な話になりましたがこの辺で。

2009年度

対外活動

- 特許庁調整課審査企画室（・特許検索ポータルサイト」）
- 特許庁総務部・普及支援課特許情報企画室（IPDLの開発）
- 特許庁総務課業務・システム最適化推進室（業務・システム最適化計画）

（財）日本特許情報機構のYEAR BOOKへの投稿。

委員派遣等

・（独）工業所有権情報・研修館「調査業務実施者育成研修評価委員会委員」
・（財）特許情報機構「特許情報活用支援アドバイザー採用委員会委員」
　知財情報関連の研修講師

研究活動

・特許分類の研究
・特許検索マニュアルの検討
・審査経過情報に関する検討
・特許の評価方法の検討
・非特許情報を中心とした検索および活用手法の研究
・経営戦略に活かすための特許解析手法の研究

2010年度

対外活動

・特許庁総務部・普及支援課特許情報企画室（IPDLの開発）
・CEPIUG（欧州特許情報ユーザー団体同盟、最近の日欧特許情報に）
・韓国KINPA（情報検索に関する質問の回答）
・（財）日本特許情報機構のYEAR BOOKへの投稿

委員派遣等

・（独）工業所有権情報・研修館「調査業務実施者育成研修評価委員会委員」
・（財）特許情報機構「特許情報活用支援アドバイザー採用委員会委員」
・（独）工業所有権情報・研修館「知財情報の有効活用のための効果的な分析方法に関する調査研究」

研究活動

・経営に資する情報解析手法の研究
・テキストマイニング手法の有用性の検討
・中国特許調査に関する研究
・特許検索マニュアルの検討
・特許情報教育に関する研究と提言
・概念検索の活用手法の検討

2009、2010年度　寺岡岳夫委員長から一言

［当時を振り返って］
背景として、小職のJIPA活動は、臼井委員長時代の2007年度から2010年度の4年間在籍していました。1年目の2007年度は、経営に資する…、2年目はWG長として、アジア（広域）各国の特許調査方法の研究をテーマにしておりました。1年目の、経営に資するは、臼井さん曰く、知的財産情報検索委員会として、初の試みとのことで、特許検索とビジネス活用がつながり始める転換期だったかなと、感じております。管理誌に載せたか覚えてないのですが、印象的だったのは、特許情報から、富士フィルムとヤマハ発動機の技術がアスタキサンチン開発に活用されているように見える、と分析できたことでした。後付けの理由としては、特許情報と経営がつながったと感じました。また、翌年のアジア各国の特許調査方法も、当時、アジア諸国の技術力が向上する中で、特許を把握するすべが、高価なデータベースを利用するしかなく、しかも全文が載っていないので、原語でも構わないから、全文にアクセスする方法ということで、比較的マイナーではあるものの、委員メンバーの気になる国の特許データベースを調べ、まとめました。

以上の背景をお伝えしつつ、拙文で申し訳ありませんが、当時を思い起こしながら記させていただきます。

［委員会テーマで特に課題と考えていたこと］
テーマ設定の際に、正副委員長会での議論としては、①サーチャーとして専門的な特許検索テクニック、②研究開発職による特許検索の実施（サーチャーの負荷低減）、③特許情報の事業への活用、という軸が存在していました。①の観点は、これまでの委員会でも継続的にテーマ化されていましたので、②や③の視点でテーマ設定をした記憶があります。テーマとして、挙げた特許検索マニュアル、概念検索、経営に資する特許情報活用は、当時、各社で共通の課題であったと思います。（参加希望は結構偏っていた記憶があります）

［トピック的な実績］
軽い検索は、研究員も実施してほしいという思

いでテーマ化した、特許検索マニュアルは、2年にわたりテーマ設定して、各社の特許調査教育担当のノウハウを結集してまとめていただきました。実務でどれだけ活用いただいたかデータはありませんでしたが、各社共通の悩み事を、研究開発者に寄り添った内容になっているものを提供できたと思っています。

［委員会の雰囲気］

ほぼ皆さん、各テーマでの議論と懇親会を半分半分の目的にして参加していただいていたかと思っています。私自身は、80%懇親会目的でした。各社、持ち回りで、会議場所、懇親会場の設定をしていただきましたが、嫌な顔をせずに、行っていただいたのは、非常に良かったです。

正副委員長（当時は、情報システム委員会とも四半期毎に実施）も同様ですが、何より懇親会好きなメンバーを揃えたということもあり、密度濃く交流させていただきました。

もちろん、研究テーマの議論も活発に行われていて、各社のノウハウ、裏事情、業界特有の事情等、を意見交換する中で、勉強になるという意見をよく耳にしました。

［印象的な出来事］

2010年度の締めとして、2011年3月に、最後の検索/システム合同委員会を仙台で予定していましたが、東日本大震災の影響で中止になってしまいました。各WG研究テーマは、発表の準備をしていましたので、全ての発表資料と、小委員長、WG長のコメントと合わせ、CDに収めて、委員全員に配布させていただきました。私が、CD焼きと発送したのですが、各委員の顔を思い出しながら、封をして、投函したことを思い出します。

［今後の委員会活動へのアドバイス］

JIPA並びに知財部門から離れて10年以上経ちますので、現状が把握できておりませんが、昨今AI技術が実践モードに入ってきたものと思います。委員長時代に、手作業で頑張っていたことが、AI技術を利用することで、いとも簡単に分析できる時代になってきたのではと想像しています。情報活用委員会となっている通り、各種データベースから集めてきた情報を、各部門（経営、研究、営業、製造…）にどのような形で提供、活用するのか、というような観点で、一社ではなしえない、各社、各業種横断的な交流がある委員会ならではの、新たな切り口に期待しています。

2011年度

対外活動

- インド訪問代表団
- 三極ユーザー/制度調和委員会（フランス、共通特許分類（CHC）におけるFIの有効性）
- 特許庁（知財情報施策について）
- 科学技術振興機構（JST、非特許情報の活用について）
- 日本PLASDOC協議会（JPA、情報ユーザー会間の協働について）
- 特許情報コンファレンスにおける講演（中国特許調査に関する研究）
- 財）日本特許情報機構のYEAR BOOKへの投稿

委員派遣等

- （独）工業所有権情報・研修館（特許調査従事者の現状と今後に関する調査研究）
- （独）工業所有権情報・研修館「調査業務実施者育成研修評価委員会委員」

研究活動

- 情報解析を用いた事業・研究戦略立案の研究
- インド特許調査手法に関する研究
- パテントポートフォリオを意識した特許調査手法の提案
- マルチカントリーデータベースの研究
- 共通特許分類（CHC）に関する研究
- 特許検索の教育に関する研究
- 経営に資する情報提供のための解析手法の検討と提言

2012年度

対外活動

- 三極ユーザー・特許庁会合（共通特許分類（CHC）におけるFIの有効性）
- AAMT-Japio（特許文書の機械翻訳結果評価方法検討会）

委員派遣等

- EPO特許情報カンファレンス派遣

・INFOSTAパネラー派遣
・ATIS例会におけるJIPA活動紹介
・（財）日本特許情報機構のYEAR BOOKへの投稿活動
・（独）工業所有権情報・研修館「調査業務実施者育成研修評価委員会委員」

研究活動

・テキスト分析ツールを活用した特許分類業務の効率化
・事業に活かす知財情報（訴訟情報、譲渡情報）の分析・活用手法
・中国の特許調査の研究
・ASEAN特許調査に関する研究
・M&Aや新規事業開拓に必要な情報の調査・解析手法
・特許分類の今後に関する研究と提言

2013年度

対外活動

・特許庁特許情報企画室との意見交換
・特許庁調整課審査企画室（PPH案件の審査、グローバルドシエ）
・IPCC検索競技大会の運営について意見交換
・JETROバンコクとの意見交換（アセアン特許情報に関する）
・産業革新機構意見交換（NPEに関して）

委員派遣等

・インドネシア・シンガポール・タイ特許庁派遣（アセアン特許情報が整備されていない原因を調査と改善要望）
・EPO特許情報カンファレンス派遣
・EPOが提供するGPIについてセミナー開催
・（独）工業所有権情報・研修館「調査業務実施者育成研修評価委員会委員」
・（財）日本特許情報機構のYEAR BOOKへの投稿活動

研究活動

・CPCの研究
・審判決にみる特許無効資料調査手法の研
・各国特許庁特許検索データベースのマニュアル
・企業間で流通する特許（売買特許及びNPE流出特許）の実態分析
・特許解析を用いた将来予測手法の研究

2014年度

対外活動

・EPO特許情報カンファレンス･PDG会合（ウィーン、FIをCPCに取り込むことによる利点等についてプレゼンテーション、意見交換）
・JPOや各関係機関との意見交換

委員派遣等

・（独）工業所有権情報・研修館「調査業務実施者育成研修評価委員会委員」
・（財）日本特許情報機構のYEAR BOOKへの投稿活動

研究活動

・欧米共通特許分類CPCに関する研究と提言
・新興国知財情報の調査に関する研究
・知財調査のクオリティアップに関する研究
・中国・欧州・米国の特許ライセンス情報の分析
・特定企業の知財戦略の推知に資する解析手法の探索
・成功した商品に関する知財出願パターン分析
・グローバル知財戦略に関する研究

2013、2014年度　小畑浩委員長から一言

［当時を振り返って］

JIPA活動としては特許第一委員会に続いての委員会でしたが、最初の1年間は毎月の活動で「宿題」をこなすのが精いっぱいだった記憶があります。各種データベースの信頼性や操作性を確認するためには操作を繰り返す必要があり、論説投稿作業の大変さを思い知った一年でした。しかしながらその成果はインド訪問団への参加等につながり、当委員会が国際的な貢献も視野に入れた活動の場であると大きく認識するきっかけになりました。翌年は小委員長となり、正副委員長会議に参加させていただくことでJIPA全体の活動も把握でき、さらにはアジア戦略プロジェクトにも参加して大変刺激を受けた1年となりました。その翌年には田辺委員長（当時）の後を受けて委員長を拝命することになりました。当時の正副委員長の大部分の方が退任されたためではありましたが、

自分にしかできないことに取り組んでみようと決意したのを昨日のことのように覚えています。当時、委員会の名称が「情報検索委員会」と変更されたことが示すように、委員会が扱う対象は知的財産に限定されないという流れがありました。この流れはさらに進んで検索した情報を基に分析・予測することがメインストリームになると考えました。前年まで検索スキルアップの場として夏季セミナーがありましたが、委員長1年目にこれを廃止しました。長年継続していたものを廃止するのは苦渋の決断ではありましたが、委員会の方向性を大きく変える象徴として必要であると考えた結果でした。また、翌年には沖縄科学技術大学院大学（OIST）との意見交換を兼ねた中間報告会を企画しました。当時からオープンイノベーション活動が盛んになってきており、当委員会としても大学（ベンチャー予備軍）の考えを知ることは重要であると考え、OISTの知財担当の方と連絡を取り、沖縄での開催にこぎつけました。ただ、ちょうどその開催時期が私の受講していたJIPA_T1研修の発表日と重なってしまい参加できませんでしたが…。振り返って見ると委員1年、小委員長1年、委員長2年というあわただしい4年間でした。委員長時代は独断で決める場面が多かったようにも記憶していて、担当理事はじめ委員長代理や小委員長の皆様には多大なご迷惑をおかけしたと思います。この場を借りてお詫び申し上げると同時に、支えていただいたことを感謝申し上げます。

2015年度

対外活動

- PDG会合・WIPO（イギリス・スイス、CPCとFIのコンコーダンスの改善提案・IPCの分類調和の加速を要望）
- JPOや各関係機関との意見交換
- （財）日本特許情報機構のJAPIO YEAR BOOK投稿

委員派遣等

- （独）工業所有権情報・研修館「調査業務実施者育成研修評価委員会委員」

研究活動

- 欧米共通特許分類 CPC に関する研究と提言」
- インド知財情報の調査に関する研究
- 新しい調査手法の探求
- 特許、意匠及び商標の公開情報に基づいた知財戦略の分析
- 知財審判／訴訟情報の検索手法の研究と状況分析
- 特許譲渡情報の入手と活用方法
- 企業の動向調査の効率化及び明確な表現に関する研究

2016年度

対外活動

- PDG会合・DPMA（オランダ・ドイツ、CPCとFIの統計コンコーダンスの改善、譲渡情報の整備を提案･ドイツ特許の譲渡情報の整備を提言）
- JPOや各関係機関との意見交換
- （財）日本特許情報機構のJAPIO YEAR BOOK投稿

委員派遣等

- （独）工業所有権情報・研修館「調査業務実施者育成研修評価委員会委員」

研究活動

- CPCの活用法に関する研究
- 新興国知財情報に関する研究
- 新しい検索手法の探求
- 知財の売買・ライセンス戦略の研究
- 知財審判／訴訟情報に関する研究
- 知財ミックス（特許・意匠・商標相互に関わるポートフォリオ）の分析

2015、2016年度　高山秀一委員長から一言

［当時を振り返って］

私が委員長を務めた当時、会員企業の最大の関心事は、欧州特許庁（EPO）が新しくスタートさせた特許分類 Cooperative Patent Classification（CPC）であった。とかく日本で入手できる情報は少なく、現地へ調査団を派遣してEPOとの意見交換会を持つことにより、有益な情報を得ることが出来、会員企業へ展開した。その際には、欧州企業の知財部門のコンソーシアムであるPatent Documentation Group（PDG https：//www.p-d-g.org/）の協力が絶大であったことに感謝し

たい。さらにはPDGの協力により、世界知的所有権機関（WIPO）の特許情報部門、とりわけ国際特許分類（IPC）の担当者との意見交換の機会も得た。EPO、WIPOとの意見交換の議題の一つには、日本特許庁（JPO）の特許分類とのハーモナイゼーションがあった。この点についてはJPOの特許分類の担当者とも活発な意見交換を行い、主要国の特許分類融合へ向けての働きかけが出来たと考えている。

こうして構築されたご縁により、WIPOからは、ASEAN各庁に向けた日本企業の知財分析の紹介要望を頂いた。これに応えるべくマレーシア特許庁でのセミナーにて、委員会の成果を披露し、好評を得た。またEPOとは、毎年開催されるCPCユーザー会に出席し、改善要望等を直接伝える機会を得ている。

特許検索という観点ではその他、5極以外の特許情報の整備、とくにASEAN各庁のデータ収録についての調査に注力した。また当時米国で「機械との競争」という本が出版され、人工知能（AI）ブームが再び沸き起こった。これに呼応するかの如く、AIを謳った特許検索ツールがリリースされ始めた。委員会ではいち早くそれらを評価し、会員企業へ展開した。

一方で特許分析は、多数の委員の関心事であった。このテーマついては特許だけでなく、訴訟、譲渡、意匠や商標とのミックス、等の新しい観点を導入して研究を行った。当委員会担当であった井上理事の掲げる「経営に資する知財情報」を具現化すべく、各種の分析手法と分析結果を会員企業へ提示できたと自負している。

［委員会への一言］

経営の羅針盤として、知財情報を分析することは大変有用だと考えます。そのためには、知財情報の整備と分析手法の両面を磨き上げることが大切です。より良い分析を実現するために、各国庁やデータベースベンダーへの働きかけを今後もよろしくお願いします。

2017年度

対外活動

・PDG会合・WIPO・Siemens社（スペイン・スイス・ドイツ、IoTに関する特許分類確立と中国のLegal Status情報整備に対する要望・特許解析に関する情報交換・IoTに対する新しい特許分類確立）
・JPOや各関係機関との意見交換
・（財）日本特許情報機構のJAPIO YEAR BOOK投稿

委員派遣等

・（独）工業所有権情報・研修館「調査業務実施者育成研修評価委員会委員」

研究活動

・新しい検索手法の探求
・オープンデータ利活用手法の探求
・商用特許DBの比較検討
・新技術の検出に関する研究
・業界別知財戦略の研究
・M&Aにおける知財情報解析

2018年度

対外活動

・PDG会合（オーストリア、中国語を日本語に翻訳する場合のヨーロッパ機械翻訳ツールの評価とスコアリング手法について意見交換）
・JPOや各関係機関との意見交換
・（財）日本特許情報機構のJAPIO YEAR BOOK投稿

委員派遣等

・（独）工業所有権情報・研修館「調査業務実施者育成研修評価委員会委員」

研究活動

・第四次産業革命関連技術の特許分類に関する研究
・オンライン調査による模倣品発見手法の検討
・テキストマイニングの活用に関する研究
・特許およびオープンな非特許情報を活用した特許分析手法の検討
・IPランドスケープに関する実態調査と考察

2019年度

対外活動

・PDG会合（ベルギー、IoT関連技術の特許分類と分類付与対象技術について意見交換）

・JPOや各関係機関との意見交換
・ベンダーやコンサルタント等との意見交換
・（財）日本特許情報機構のJAPIO YEAR BOOK投稿

委員派遣等

・（独）工業所有権情報・研修館「調査業務実施者育成研修評価委員会委員」

研究活動

・知的財産のオープン化に関わるオープンプラットフォームの研究
・標準必須特許（SEP）の調査・分析に関する研究
・AI等を活用した特許調査に関する研究
・AIを用いた業務効率化に関する研究
・新事業創出に関するIPランドスケープ
・M&Aに向けたIPランドスケープ策定
・知財情報人材に求められる役割とスキルに関する研究
・IoT関連技術の新特許分類G16Yに関する研究

2017、2018、2019年度
戸田敬一委員長から一言

［委員会テーマで特に課題と考えていたこと］

専門委員会がJIPAで果たす役割を認識したうえで、テーマ設定を行った。

すなわち、専門委員会の研究成果がJIPAの提言の根拠となり、JIPAを支えているということを念頭においてテーマを考えた。

しかし、テーマの受け手である委員個々人が、与えられたテーマに対する目的や意義を理解し責任をもって完遂することができなければ意味がない。そこで、年度初めに開催される全大会において、JIPA設立の背景や存在価値、メリット等を説明することによって各自の役割について胸を張って会社に説明できる状態になることを目指した。これは、専門委員会に対してお金と工数をかけることに対する後ろめたさを感じている委員が少なくなかったことに問題を感じていたからである。

テーマ全体の傾向としては、調査手法よりも特許情報の活用や経営・事業への提言に重きを置くようにした。これは、時代の潮流に沿った内容にすることで委員を輩出いただいた各社に少しでも貢献できる成果を還元したいと考えたからである。例えば、IPランドスケープに関するテーマやSEP、オープンクローズ等各社が興味を持つものを選定した。さらには、対外的な要素も必要と考え、ヨーロッパ最大の特許ユーザー団体であるPDGでの発表に向けたテーマ、特許庁と意見交換を行うための特許分類に関するテーマや会員企業向けアンケートを行うものを設定した。

［トピックス的な実績］

前述したとおり、テーマ内容としては特許情報の活用や経営・事業への提言に関するものが多かった。その中でもやはり、いち早くIPランドスケープに関するテーマを取り上げ、各社がどのように取り組むべきか迷う中、先行して実績を積んでいる企業にアンケートを行う等、先進企業の実態を明示することができた。

対外的には、毎年PDGへJIPAの代表団として訪問して研究テーマの発表を行った他、JIPA中国・四国・九州地区協議会への講師派遣、特許庁との意見交換会等を実施した。

PDGでは、アジア圏の機械翻訳精度向上に対する提言やJPOが世界に先駆け新設したIoTに関する特許分類の国際的な展開を要求する等、ヨーロッパの特許ユーザーに少なからず影響を与えたものと自負する。

［委員会の雰囲気］

正副委員長は、社内の同僚よりも気心の知れた関係だったと感じている。月に2回の会合や年に3回の合宿等交流の機会が多いこともさることながら、知財の中で調査・分析という少々肩身の狭い（以前は）同じ境遇にいることが強い連帯感を生んだと思われる。この正副委員長の影響もあり、委員会でも8月に行われる中間報告会の発表を見るかぎり、かなり打ち解けた雰囲気が感じられた。また、各社から調査・分析という専門性の高い委員が派遣されており、委員会活動では活発な意見が交わされていた。

［印象的な出来事］

委員長時代の2017年から2019年の3年間で最初に思い浮かぶのは、やはり年3回の合宿である。前年度末に設定したテーマがどのように具現化されるのかを毎回楽しみにしていた。全く意図しな

い内容になるものもあり、逆にそれを期待する部分もある。業種の異なるメンバーがそれぞれに特有の課題感を持ち、議論を重ねた結果が反映されており、気付きが多かった。例えば、小委員長の所属が自動車業界であればSEP、電気業界はオープンクローズ戦略、製造業はIoT特許分類といったそれぞれの特色をテーマに与えていた。合宿では、委員会全員が集まることは言うまでもないが、担当理事や調査・分析業界で名を馳せた有名人をゲストに招くこともあり、地位、立場、業種を超えた闊達な議論が交わされた。また、これらのメンバーと膝を突き合わせて夜更けまで知財の話題で盛り上がったことは今でも印象深く記憶に残っている。

［今後の委員会活動へのアドバイス］

委員長現役時代、年度初めの全体会議で皆さんにお願いしていた3つの項目は、今も同様に継続していただきたい。

①各自が研究テーマを自分事として責任を持つこと
②国内外の関係官庁及び関係団体に対する提言を念頭にテーマに取り組むこと
③相互研鑽の精神で積極的にコミュニケーションをとること

2020年以降の委員会活動は、ほぼオンライン開催と聞いている。上記3項目のうち特に③が重要と考えているが、対面で委員会活動を行うことが容易でなくなった今、コミュニケーションや信頼感の醸成をどのように構築していくのかが課題である。「社内の同僚よりも気心の知れた関係」をオンラインで構築するのはかなり困難であるが、是非この困難を克服できる方法を見つけ出してほしい。コロナ禍以前は、各委員が3年間の委員会任期中に知財調査・分析・活用という共通項で多くの人脈を形成できていた。やはり、これからも委員会経験者は活動のみで終わるのではなく、いつまでも知財調査・分析・活用のコミュニティーの一員でいてほしい。

2020年度

対外活動

・JPO他各関係機関との意見交換
・ベンダーやコンサルタント等との意見交換
・（財）日本特許情報機構のJAPIO YEAR BOOK投稿

委員派遣等

・特許庁（IPランドスケープオンラインセミナー）
・特許庁（「経営戦略に資する知財情報分析・活用に関する調査研究」委員会）
・（独）工業所有権情報・研修館「調査業務実施者育成研修評価委員会委員」

研究活動

・オープンイノベーションに資する知財活用に関する研究
・SDGsのゴールに向けた知財情報の提供に関する研究
・特許価値評価手法の検討
・AIの知財活用に関する研究
・IPランドスケープに関する研究　～報告資料に使えるデータ・分析の体系化～
・IPランドスケープに関する研究　～産学官連携関連の知財情報活用～
・知財情報活用のためのデータサイエンス手法の研究
・調査DB・分析ツール等の現状分析と環境整備

2021年度

対外活動

・特許庁との意見交換
・WIPO日本事務所との意見交換
・ベンダー等との意見交換
・（財）日本特許情報機構のJAPIO YEAR BOOK投稿

委員派遣等

・JIPA　定例研修
・（独）工業所有権情報・研修館「調査業務実施者育成研修評価委員会委員」

研究活動

・IPランドスケープ等の手法を用いた企業分析の研究
・特許情報を用いたフォーキャスト、バックキャストの特徴分析
・知的財産の価値評価の研究
・新興国情報の調査と分析に関する研究

2022年度

対外活動

・（財）日本特許情報機構のJAPIO YEAR BOOK投稿

委員派遣等

・JIPA　定例研修
・（独）工業所有権情報・研修館「調査業務実施者育成研修評価委員会委員」
・特許庁（「人工知能を利用した知財活用可能性分析の有効性に関する調査研究」委員会）
・特許庁（「中小企業等知財支援施策検討分析事業」人工知能を利用した知財活用可能性分析の有効性に関する調査研究委員会）

研究活動

・コーポレートガバナンスコード改定に関する研究
・知財ミックスを用いたIPランドスケープに関する研究
・無償ツールの活用可能性に関する研究
・IoT分野の特許調査に関する研究
・欧米共通特許分類CPCについての情報の調査と分析に関する研究

2020、2021、2022年度
石井良明委員長から一言

［委員会活動について］

私が委員長拝命した2020年は、COVID-19の猛威が世界中をめぐり、多くの国では都市封鎖（ロックダウン）が行われ、日本においては緊急事態宣言が発令され、医療崩壊の危機を避けるため不要不急の外出を控える・県境をまたいでの移動を避けるように等の要請が出された年であった。連日のニュートップは感染数であった。我々企業人も会社に出社することができず、一時帰休の形で仕事を休む・職場の人数を減らすために交替で出社する等の対応を余儀なくされた。例年であれば2月・3月の新年度正副委員長会議は、キックオフである次年度の4月の全体委員会について、どこの会社をお借りして行うか等を検討していたが、この年は、全体会の開催の断念と、テレワークが一般化していない時期であったため、どのシステムを用いてWEB会議を行うかが議論の中心であった。副委員長および委員全員が同じシステムを用いての会議が行えないため、小委員会またはWG単位での共通のシステムを用いて、何とか委員会活動をスタートさせることができた。その後各企業のテレワーク体制が整いはじめ、JIPAからも共通のWEB会議システムの利用についてのアナウンスも出されたことに伴い、9月の中間報告会で初めて全員が集まったWEB会議を行うことができた。懇親会もWEBで行う形となり、この形式が3年間続いている。

直接の顔合わせて意見を述べ合うことや、懇親会での雑談といった委員会活動の利点は無いものの、従来は月一回の出張等の問題で委員会活動をあきらめていた方が参加できるようになった点はWEB会議ならではの利点だと考える。

結局2020、2021年度は委員同士が一度も直接顔を合わせることもなくそれぞれの年度を終了してしまった（小職で言えば、この2年間は名刺交換を一度も行わなかった）。このような状況下であっても、非常に素晴らしい研究成果を残し論説の形で発表できていることは、特筆すべきことであろう。各企業が情報活用委員会の活動に評価いただき、優秀な知財部員を派遣していただけている証左であると考えている。

執筆段階は2022年度途中であるが、国によってばらつきがあるものの、ようやくCOVID-19に対する対応ができてきており、定期的に訪れる感染ピークの合間に、対面会議とWEB会議を組み合わせた、ハイブリッド形式の会議を何度か開催している。WEB会議でしか参加できない委員の方には申し訳ないが、やはり直接お会いして、相手の雰囲気等を感じながら話をすることにより、議論が深まることが改めて感じられた。

［今後の委員会活動へのアドバイス］

情報検索委員会から情報活用委員会に名称が変更し、研究の主体が分析・報告が多くなっているのは図4に示したとおりである。

しかしながら当委員会の活動のベースにあるものは優れた検索技術であると考えている。

特許の検索技術だけではなく、意匠・商標の検索技術であったり、企業報告書からWEBサイトの情報まで、我々の活動のテリトリーは広がって

おり、それぞれの検索技術が必要とされている。
・ 適切な母集団作成
・ 最適な分析手法
・ 効果的な報告資料作成
をそれぞれに組み合わせて、対応できる能力が重要であると考えている。これらは自分ひとりでスキルアップすることは困難であると考えられるので、委員会活動を通じて集合知の形で身に着けていただき、成果を発表していただければと思う。

4. おわりに

今回の85年史執筆にあたり、70年史を改めて紐解いた。冒頭にも記載したとおり知的財産情報情報検索委員会の活動では、「概念検索」、「ランドスケープマップ」、「特許価値評価」と現在も我々が取り組んでいる課題が掲載されていた。非常に先端的な研究を行っており、あらためて諸先輩方の慧眼に感服するばかりである。

一方で同じ課題に挑戦している我々も、当時からは想像できない量のデータを扱い、統計的手法・問題解決手法・自然言語処理等を活用し新しい領域へのチャレンジを行っている。

年々変わっていく状況に、素早く対処し続けた諸先輩方の活動の成果が、現在の情報活用への関心の高まりに結び付いていることを改めて感じることができた。

我々の歩みを今後も後続の委員の方がさらに先に進めていくことを期待している。

（情報活用委員会　委員長・石井 良明）

謝辞

本稿を書くに当たり、先輩委員長には快く原稿を引き受けていただき感謝いたします。また、現行副委員長、委員の方々のご協力によりできあがったこと感謝します。

（2022年度　委員長　石井 良明）

ライセンス第１委員会

1. はじめに

この度は、JIPA創立85周年を迎えられるとのこと、誠におめでとうございます。特に、ライセンス実務においては、諸先輩方の活動が取りまとめられた資料集や、それに基づく研修コンテンツのおかげで、私たち後輩の業務の一助となっていること、この場を借りて改めて感謝申し上げます。

JIPA創立85周年の記念誌発行に当たり、直近15年のライセンス委員会の活動を取り纏める事となりました。数年前の内容は、現役メンバーとして委員会に参加していた内容ということもあり、ある程度の様子はわかるものの、私自身といえば、当時参加したテーマについて検討することで精いっぱいで、他の小委員会の皆さんの取り組みを把握することも難しかったことが思い出されます。とくにここ1、2年はコロナ禍の影響もあり、対面での合同合宿や懇親会から遠のいていたことから、過去の経緯を聞く機会もなく、ましてや15年も前の様子となると把握も難しく、どのようにまとめるべきか、頭を悩ませながらの作業となりました。

そこでまずは、事務局から提供いただいた年次報告書に残された活動記録を辿るところから着手し、各年次のテーマや論説発表などの成果を把握したうえで、これらの整理を試みました。この時点では、整理した資料を基に、第1・第2の現委員長にて内容をまとめることを検討しておりましたが、やはり文書だけでは当時の様子もうかがい知ることができず、更に、活動は単年度で終了するテーマも多いことが分かったため、相談の結果、70年史の際に行われた形式に倣い、ざっくばらんに当時の活動状況や、その時代の世相や知的財産業界の置かれた環境等、座談会という形でお話を伺うこととしました。

なお、残念ながら座談会にご参加いただけなかった一部の元委員長の方からも座談会で進めたテーマに関して当時の活動について御回答を頂く事が出来ましたので、これを座談会の内容に併せて掲載することによってライセンス委員会のここ

15年の活動記録とさせていただきます。

2. 2008年度から2022年度において、当該委員会で取り扱った調査研究テーマの変遷

年度	調査研究テーマ
2008	・中国（アジア）との知的財産契約／法規制 ・技術標準のライセンスのあり方 ・知的財産ポートフォリオとライセンス戦略との関連 ・ゆるやかな知的財産権のあり方の検討－Blue Skies Scenario（EPO） ・企業グループに関する知的財産関連契約の留意点 ・税務対応を中心としたライセンス業務の留意点
2009	・中国との知的財産契約／法規制 ・通常実施権の第三者対抗 ・企業再編に伴うライセンス関連条項 ・技術契約（主に国際契約）における紛争解決条項 ・企業グループに関する知的財産関連契約の留意点
2010	・中国との知的財産契約の留意点 ・ライセンス契約における知的財産関連法その他民法等の関連法改正の留意点 ・企業再編に伴うライセンス関連条項 ・通常実施権の第三者対抗 ・企業グループに関する知的財産関連契約の留意点
2011	・中国との知的財産契約の留意点 ・企業再編に伴うライセンス関連事例 ・紛争解決条項 ・共同開発契約における成果帰属のあり方 ・国内外における産官学連携
2012	・ライセンスの観点からみた知的財産評価 ・技術契約管理（締結業務管理、履行管理、契約文書管理など） ・企業再編に伴うライセンス関連事例 ・ライセンス契約における保証条項 ・ライセンスに関わる法改正（民法（債権法）改正）
2013	・国内外の産官学連携 ・技術標準とライセンス ・技術契約における各国競争法上の留意点 ・ライセンスに関わる法改正（民法（債権法）改正）
2014	・ノウハウ、商標権、著作権等のライセンス ・中国およびその他新興国企業との技術契約 ・技術契約交渉に関する調査研究
2015	・共同研究開発契約 ・国内外の産官学連携 ・ライセンスに関わる海外判例 ・ソフトウェアのライセンス ・標準必須特許のライセンス
2016	・英文秘密保持契約の実務 ・業界別ライセンスフレームワークの比較検討及び契約実務上の留意点（独占的ライセンス～包括クロスライセンス） ・各国裁判制度が知財紛争解決に及ぼす影響
2017	・英文秘密保持契約の実務 ・各国裁判制度が知財紛争解決に与える影響 ・経営戦略に貢献するための知財コンサルティングの在り方－オープンイノベーションの推進および契約支援を中心として－
2018	・ベンチャー企業との協業 ・産官学連携に関する調査研究 ・知財契約担当者の育成・教育
2019	・最新のオープンイノベーション（ＡＩ、データ利活用、ベンチャー等）における契約事例 ・海外グループ会社との技術関連契約 ・研究開発委託契約等における知財条項
2020	・研究開発委託契約等における知財条項 ・海外子会社との技術関連契約 ・技術ノウハウライセンスの実務
2021	・DX時代の知的財産契約の実務 ・スタートアップとのオープンイノベーション ・知財交渉における仲裁機関の利用実態と活用方法
2022	・多様化する産学共創における知財契約・交渉上の留意点に関する調査研究 ・外国企業との知財紛争解決手段に関する調査研究

3. 座談会の内容

司会進行：
松田 直大（2022年度　委員長／貝印）
参加者：
宮下 知子（07 ～ 09年度　委員長／昭和電工）
下垣 裕一（10 ～ 12年度　委員長／TOA）
川下 洋一郎（16～18年度　委員長／JFEスチール）
阪部 正規（19 ～ 21年度　委員長／大阪ガス）

3. 1　自己紹介

松田：まず初めに、歴代委員長の皆様から簡単に

自己紹介をお願いしたいと思います。

図１　座談会の様子

上段：左より
阪部 正規（大阪ガス）
下垣 裕一（TOA）
松田 直大（貝印）
宮下 知子（昭和電工）
下段：左より
川下 洋一郎（JFEスチール）
永田 健悟（日本電信電話）

宮下：みなさん、おひさしぶりです。現在の勤務は昭和電工株式会社ですが、委員長のときは日本HPでした。知的財産協会の仕事としては結構長く、2002年にライセンス委員会に委員として参加し、2004年に小委員長としてノウハウライセンスの検討を行い、2007年から委員長を担当していました。2009年に委員会を卒業し、翌々年に常務理事を拝命し、ライセンス委員会を担当しました。

その後、国際政策PJでリーダーを兼ねて今でも知的財産協会にて仕事をしています。今日は楽しみにしています。よろしくお願いします。

下垣：下垣です。所属はTOA株式会社です。2010年から2012年の3年間委員長を担当していました。2007年から委員として参加し、委員・副委員長として産学連携の検討を行い、宮下さんの後任として委員長に就きました。

ライセンス委員会の前は、知的財産情報システム委員会に3年間所属していました。委員長退任後は、関西にて小規模な知的財産部門における課題を検討する少数知財研究会で10年間リーダーをさせて頂いています。本日はよろしくお願いします。

川下：JFEスチールの川下です。2012年に委員として活動を始めて、翌年に小委員長補佐、その翌年に小委員長になりました。2016年の途中から委員長として、小委員長と兼任し、貴重な経験をさせていただきました。途中から知財活性化PJの委員も担い、JIPAのAコースの研修講師として現在も継続しています。少しでも知識と経験を若手に伝授したいと思っています。本日はよろしくお願いいたします。

阪部：大阪ガス株式会社に所属しています。ライセンス委員会に2012年に委員として入りました。川下さんとは同期になります。委員4年、小委員長補佐1年、小委員長2年を経て、川下さんの後の委員長を担いました。最初の2年間はライセンス第1、その後はライセンス第2、その後に委員長としてライセンス第1に所属しました。関東C5の契約研修の講師を2020年まで4年間担当し、ライセンス契約マニュアルを昨年発行し、その解説研修も昨年から行っています。

下垣：C5コースについては私も担当しておりまして、関西では2015年から、本年度からは関東も含めて引き継ぎ実施しています。

3. 2　当時の活動方針・状況ならびに印象的だったこと

松田：宮下さん、当時の活動方針・状況ならびに印象的だったことについて、お話しいただけるでしょうか。

宮下：だいぶ記憶を戻すのに時間がかかりました。ライセンス委員会はずっと一つで活動してきて、2007年に第1と第2に分かれました。ライセンス委員会の人数が70人近くになったため、小委員会のメンバーが10人以上となり、大所帯で議論がうまくできなくなり、また、全体で集まる機会に負担があることが言われていました。

委員会を分ける目的としては、みんなで議論できる環境を作る一方、分けたとしても第1・2でテーマ等をすみ分けるのではなく、第1・2で全体

として活動しながら、委員会としての活動ができるようにやってみました。私がいたころは、第1・2のそれぞれの委員会と全体の委員会をやっていたという状況でした。委員から参加してよかったとか、みんなと話ができたよかったとか、の声が聞けるようライセンス第2の委員長とタッグを組んでやりました。

その他の当時の思い出としては、委員会活動だけでなく、外部の活動をしていくことで、当然対抗の登録制度の見直しから、法改正につなげるまでの活動を行いました。限られた委員だけでなく、第1・第2のメンバーで興味のある委員等を集めてWGを作って特許庁との対応等を行いました。最終的な法改正としては次の委員長のタイミングではありましたが、活動として印象深いところです。

委員会の活動については、ゲストスピーカーや専門家を探して、委員が講義を受けて議論するようにしました。

松田：宮下さんのころに、委員の人数が増えてきたようですが、ライセンス実務が企業としても求められてきた時流があったのでしょうか?

宮下：そうですね。ライセンスを仕事にする人が増えてきた時期ということはあったと思います。実務の担当者の層の幅が増えてきたことがありました。

松田：下垣さん、当時の活動方針・状況ならびに印象的だったことについて、お話しいただけるでしょうか。

下垣：私は宮下さんと櫻井さん（当時のライセンス第2委員長）に二つの委員会をどうやって運営するかの基礎を作ってもらって、その後を引き継ぎました。第2の委員長と相談し、シームレスに連携できる環境を作るため、小委員会で固まるだけではなく、合同委員会の機会に交じり合って議論できるようにしたり、忘年会も合同でやったりと、交流する機会をできるだけ持ちたいと思って運営してきました。議論としては小委員会で行うものの、活動自体は一つの委員会として第1・2を運営することを基本としました。

やってよかったと委員が一年後に思えるような活動になるように運営していました。論説を書くだけでなく、それにつながる議論を大事にして頂くように参加しているメンバーへは毎年伝えていました。

特に印象的だった活動としては、当然対抗制度実現に向けたタスクフォースを宮下さんから引き継ぎました。法改正がどのように行われるかに実際に触れる機会は意外に少なく、対抗制度の課題を抱える電機系の会社を中心に関わってもらい、貴重な経験をしました。JIPA全体の中での取組みをライセンス委員会としてできたのは意義深かったです。

また、2012年から民法改正のテーマも取り上げ、壮大なテーマであることから結構大変でしたが、小委員会のメンバーもパワフルに検討を進めてもらいました。当初は民法改正が知財に絡むところがあるとあまり意識していなかったのですが、情報を集めるにつれライセンスに関係することが分かりテーマにすることとしました。このテーマに参加したいメンバーが集まるのか、などテーマ開始前から心配もありましたが、弁護士会等と意見交換が密にできるなど、大変意義深い活動になったと思います。

委員会でこそできることはたくさんあり、いろんな会社が集まってやることの良さを非常に感じた委員会だったと思いました。

松田：宮下さんと下垣さんの頃は、ひとつの小委員会で二つのテーマを検討されていたようですが、当時の考え方や委員会の運営について、どのような考えで運営されていましたでしょうか?

また、それぞれの委員長の各委員会とのかかわり方などがありましたら、お聞かせ頂けますでしょうか?

宮下：私が委員長となる前からサブテーマをもつことは、運用として以前から行われていました。もしメインがうまく進められないときであっても、もう一つのテーマで活動を続けられるように

ということは聞いていました。

また、同じテーマを1年間やると嫌になるかもしれないため、気分を変える意味もあり、論説のために深く議論するものだけでなく、興味本位で勉強してみよう、議論してみようという感じで、テーマの組合せを考えることもしていました。

下垣：ベースとしてはメインテーマがあるのですが、宮下さんがおっしゃる通りメインとサブが入れ替わることもありました。メインテーマとちょっと違うテーマを議論する時間があるのはよかったと思います。

一方、どうしても年間を通すと後半はサブテーマに取り組めないこともあり、良し悪しはあったように思います。

松田：委員募集のときには、8～10個のテーマを並べていましたか?

宮下：そうです。

松田：川下様、当時の活動方針・状況ならびに印象的だったことについて、お話しいただけるでしょうか。

川下：私が入ったときは、すでに洗練されたシステムになっていたと思います。大きく二つの委員会があり、小委員会がそれぞれ3つで、全体で60～70名程度でFixしており、私が委員長をしていたときは、そのままでした。

ずっとそのような体制で来ていたものと思っていたのでしたが、今回のお話をいただいたときの資料を見たところ、前任の委員長の苦労が伺えました。

委員として参加したのは、国内判例の資料集の作成のときで、横浜の図書館に事前に判例時報と判例タイムス等を独立のキャビネに出していただき、みんなで手分けして判例をめくるなど、大変前近代的なやり方で判例を収集しました。

その時におもしろかったのは、一つの判例集を二人でみてもピックアップする判例は違い、そこからふるいにかけたりしていたので、専門性をもった人が集まってやるのはおもしろいなと思いました。

もうひとつは、合同合宿で一度模擬交渉をしたことがありました。ライセンスの交渉に長けた人同士で交渉したらどうなるかと思ったら、アウトプットがバラバラで、なぜかと思うところも違っていました。これは、今思えばあれだけの人材と人数がいたからできたことだったのだなと思います。

また、他の小委員会の活動も知った方がよいということで、合同合宿の機会を利用してポスター形式の意見交換にしたこともありました。各小委員会で検討していることを発表し、聞く人は質疑をして時間がきたら次のポスターに回るという形式で、他の視点でものを見るということも有益だったと思います。

マネジメント委員会等とテーマを調整したりもしました。ライセンス委員会が人材の育成のテーマだったときに、マネジメント委員会も同様のものがあったので、なるべく分けるように意見交換をして方向性を整理しましたが、お互いに違う視点で同じテーマを話せた良い機会だったと思います。

下垣さんからもあったように、せっかく会社が派遣をしているので、委員の方には一つでもいいので何か有益な情報を会社に持ち帰ってもらうことをこころがけて活動しました。

松田:期中から委員長を引き継がれたようですが、あまり前例がないことだったと思います。特に苦労された点などはありますでしょうか?

川下：前任の委員長には大変良い機会をいただいたのと、その時は石川さん（当時のライセンス第2委員長）にサポートしていただき、私は小委員長の仕事に注力していました。お二人には大変感謝しています。

松田：阪部さん、当時の活動方針・状況ならびに印象的だったことについて、お話しいただけるでしょうか。

阪部：私も川下さんから引き継いで、すでに体制が整っている中での委員長活動でした。

ライセンス委員会は「楽しく・ためになる」がモットーだと聞いて、10年も委員会を継続できたのは、本当に楽しかったからだと思います。

ためになるという点では、しっかりテーマの議論をして宿題もこなすことでしたが、私が小委員長のころは、資料集作成時に次の小委員会までの1ヵ月間に2回の起案とチェックを回すことをやっていたら、ある委員の上司（他委員会の委員長）からやりすぎと小言を言われたこともなつかしい思い出です。

委員長としての最大のトピックは、コロナが始まったことです。2019年に委員長になり、1年目は従来通りリアルで充実した活動ができましたが、2020年度からコロナでオンライン開催が中心となりました。

最初はどうしたものかと思い、論説のゴールに達しないのもやむなしと事務局等からも言われましたが、大変な中でもなんとかオンラインで工夫しながら委員会が続けられてよかったです。ただライセンス委員会は、わりとふわっとしたテーマが多く、方向性が決まるまで色々議論するスタイルが多かったと思いますが、オンラインだとなかなか決まらず、2020年度は苦労したことが思い出されます。

リアルでの会議では、テーマと関係ない気づきが生まれますし、委員会が終わった後も人間関係が続くようなところが特にライセンス委員会の良い伝統かと思います。オンラインになり、そういうことが難しくなっている点を危惧しています。

1、2年くらいで委員を退任する人が増えてきて、副委員長のなり手がいなくなっていることも課題です。一方で、初めてライセンス委員会に委員を派遣するという会社も増えた時期だったという印象もありましたが、やはり1年でやめてしまうことがあり、課題かと思います。また、委員会の運営を誰がやるかの課題もあります。従前は、委員長と副委員長で行ってきましたが、難しくなってきたので、テーマを担当しない（プロジェクト担当をする）副委員長を立てました。

松田：私は、阪部さんが委員長をされていたころに委員として数年一緒に活動させていただきました。

宮下：私は、常務理事という視点でもライセンス委員会を担当していましたが、他の委員会の活動を見ながらライセンス委員会のよさとして、わきあいあいとやっているところがあると感じていました。

そのほかにも、理事会にライセンス委員会の活動について承認を得たり、他の委員会もライセンス委員会との接点をもとうとしたり、理事会でアピールできる成果も多かったところが、常務理事としても一番いいと思ったところです。

それは実は、委員長をやったことがある常務理事としては特徴的な活動ができていたと思います。

下垣：他の委員会との接点という部分については、私が委員長をやっていたころに、他の委員会の動きは理事会で他の委員会の委員長と顔合わせるくらいで、正直どのようなことをやっているのかよくわかりませんでした。委員会によって活動のやり方なども違うようで、よりよい委員会活動にするためには横の繋がりが重要ではないかと考え、「委員長会」を立ち上げました。委員長同士で話をして共通の悩みがあることが分かったり、委員会間のテーマの重複を共有したりしました。例えばフェアトレ委員会とは同じテーマを切り口の違う観点でそれぞれ検討を行うようなこともありました。

宮下：確かに。私も理事会に「委員長会が必要だ」と掛け合った記憶が出てきました。

3. 3　トピック

3. 3. 1　国際関連（中国等）

松田：宮下さんは、2008 ～ 2009年度に、下垣委員長は2010 ～ 2011年度に、それぞれ中国に関連するテーマを担当されていました。そのあとはライセンス第2委員会にテーマが移るなど、長く取り組まれているテーマだったかと思いますが、当時の背景について、教えてください。

下垣：私のときには、企業が中国に進出するときに、中国の実態がつかめていないという時期でした。今もそうかもしれませんが、複数の法律関係

等いろいろ絡み合って実務を運用されていましたので、しっかり調べて資料集にまとめようという考えで活動していました。

実務で苦労されていたメンバーが、法律関係や実際の運用の苦労を話し合い、弁護士等外部の意見なども聞いて、調査検討を進めていました。小委員会のメンバーはかなり苦労をしてまとめ上げたのですが、その結果、非常に良い資料ができたと思っています。当時は中国で苦労している人が集まっていて、本音で議論できる場だったためか、熱い議論を繰り返していた記憶があります。

宮下：おそらく当時は、企業が中国市場に進出して、開発やアライアンスのパートナーとしての契約が増えていたんだと思います。

実務経験が多くはない中で、何を注意したらよいか、技術輸出の観点等で留意事項が多くあり、実務の視点に立って議論していた時期でした。

松田：調査方法とか苦労したことはありましたか?

下垣：弁護士の先生や現地の会社、JETROなど多くの情報源にあたって検討を進めました。

3. 3. 2　企業内契約

松田：過去のテーマを見させていただいて、ライセンス第1で多く取り組まれていたテーマと思いますが、具体的な内容について教えていただけますでしょうか?

宮下：企業再編に関するテーマは、半導体分野などで企業再編がずっとテーマとしてあり、私がライセンス委員会に参加した2002年でも取り上げられておりました。再編動向が続き、定期的に取り上げられていたと思います。私が委員長のころも引き続き半導体やエレクトロニクス分野において事業譲渡等の業界再編の動きはあったと思います。経験していない委員も今後の渉外担当のキャリアとして興味をもって活動に参画していたと思います。再編という観点でいろいろと研究されていたと思います。大企業の場合は、グループ会社を含めた再編を含めて、M&Aの事例が増えてきてだんだんとアイデアも広がったかと思います。企業内の話ということもあり、なかなか難しいところはありましたが、経験者や弁護士の意見を聞いて、広い範囲での再編にフォーカスされていました。

下垣：M&Aや再編に知財が関わることが増えていた時期でした。実際の再編では、交渉がかなり進んだ最後の方でようやく知財に声がかかって知財デューデリジェンスをやる、という状況が多かったように思います。なかなか上流段階で取り組めないところにみんな苦労していました。財産としての知財の位置付けが再編過程で取り上げられるのが希薄だったところが、段々と意識が高まる時期になっていたところで、毎年非常に関心の高いテーマになったという印象です。

松田：阪部さんのときも、海外テーマがあったと思いますが、いかがでしょうか。

阪部：私の時は、海外の子会社とのグローバル経営が一般化してきて、それが定着するような観点でどうしたらよいかということが課題として現れてきた時期でした。自社と資本関係がある海外子会社との契約は、第三者との契約とは異なる特有の留意点もあるとの問題意識でした。

3. 3. 3　オープンイノベーション

松田：川下さんが委員長をご担当されているころから、バズワード的にオープンイノベーションに関連するテーマが続きましたが、これもやはり、会員企業からの要望があったテーマだったということでしょうか?

川下：世間でもオープンイノベーションが言われ始めていて、理事会でも報告する際に定義についての質問等があるなど、議論が始まったころの時期でした。ヘンリー・チェスブローの定義がありますが、自前主義では詰まってしまうので、他のベンチャー等とのコラボにより新しいものを作ることだと思っています。知財部門が暗黙知でもっていたものを戦略フレームワークに落とし込んで活用しようという活動でした。何かを作るとき、

どこと組むか、そこと自社の関係、SWOT 分析等を入れつつ、知財の帰属や実施条件等を一つのフレームワークにして分析しました。相手がベンチャー、垂直関係、水平関係などいろいろある中で、かなり幅広に検討しました。外部の専門家の話も聞きながらベクトル合わせをしました。

阪部：川下さんの流れで、その後も検討を継続していました。オープンイノベーションはずっとライセンス委員会で取り組んでいる印象です。この頃の新しい観点としては、AI、IoT 等のデータ活用の技術契約をどうするかということでした。経産省から契約ガイドラインが発行されるなど時代の流れもありました。

その次は、「スタートアップとのオープンイノベーション」でした。中小企業庁等が、事業会社との技術連携はスタートアップにとってよくない等の指摘があり、委員会のテーマに取り上げて検討を行いました。

3. 3. 4　紛争解決

松田：紛争解決については、2009 年頃と 2016 年頃でそれぞれテーマが上がっていましたが、どのような検討が行われていましたでしょうか?

宮下：2009 年のときは、紛争解決はサブテーマでした。仲裁をとりあげていましたが、契約では同意するものの、実際は経験が多くなかったと思います。

下垣：私の頃も、サブテーマとして取り上げていました。

ちょうどそのころ、日本知的財産仲裁センターが立ち上がって、まだあまり利用が進んでいないという時期でもあったので同センターと意見交換をする機会を頂きました。

仲裁センターとの意見交換では、実際に仲裁をする弁護士の意見を聞くことが出来ました。利用する側の立場だけでなく、仲裁する側の意見を聞いて議論できたことはよい経験になったと思います。

松田：昨年度、今年度もテーマとして取り組んでいますが、いまだに利用率が低いという話があります。阪部さんのときもあったと思うがどうですか。

阪部：仲裁センターとの意見交換会は、それまで毎年継続してきましたが、まだまだ仲裁センターの利用率が低く、このまま意見交換を続けてもどうかという意見もあがりました。両者の関係を深めるために仲裁センターとコラボ活動をやりました。2021 年度はテーマ化をして、しっかり一緒に検討をやりました。仲裁の案件は、ヒアリングをやっても情報が出てこないので、テーマとしては難しいと言えそうですが、委員会のひとつの視点として継続していくのかなと思います。

3. 3. 5　法改正

松田：法改正というテーマについては、具体的にどのような検討を行われていましたでしょうか?

宮下：私が担当していたころは、どちらかというと、産業界からの提案として法改正が必要だという視点で検討していました。背景としては、通常実施権の登録見直しを行っている時期で、契約の詳細を開示できない状況と企業再編による契約の移転がありました。アメリカや中国等の状況がある中で、日本が登録できない状況にあることを、いろんなところに懸念として発信していました。産構審等の耳を傾けてくれる場があり、理事長等の問題意識が高かったので動いたという状況もありました。

下垣：特許委員会等と違って、ライセンスが中心となるような法改正は少なかった中で、法改正にかかわることができた貴重な機会でした。当然対抗制度は、JIPA がかなり積極的に動いて実現したのですが、それを実務面も含めて具体的に議論を行ったのがライセンス委員会でした。産業構造審議会へは理事長が委員として参加されていましたが、それを傍聴して発信内容を検討するといったことをさせて頂きました。本当に印象深い活動で、貴重な経験だったと思います。

その後の民法の法改正は、当然対抗制度の経験もあり、ライセンス関係の改正がされることが分

かった段階でライセンス委員会でやるべきと決断して取り組みました。民法改正に関する膨大な資料から課題点を明確にするところから始めましたが、担当した田村小委員長が強力にメンバーを引っ張って検討を進めて頂いたことで早期に論点が明確になりました。そのおかげで、早い段階からさまざまな団体と意見交換等を行うことができ、知財業界として民法改正にどう関わるかが明らかになったことがその後の活動に活かされたと思います。法務省との意見交換や、パブコメ提出等にもきめ細かく対応でき、知財協としても意義深い活動だったと思います。

宮下：民法改正については、今まで接したことのない相手と議論する機会があり、事業活動に必要なものとして、産業界として説明しました。ライセンスに関わるところは、事業活動に応じて変わるものであることを説明したことを記憶しています。

債権法等は、普段知的財産協会が見ている領域ではないので、ライセンス委員会側から手を挙げて、常務理事会にて契約では関係するところであるということを説明した記憶があります。

3. 3. 6　秘密保持契約

松田：国内秘密保持契約の資料集を発行していたことを受け、英文秘密保持契約お資料集を提供される流れと伺っています。こちら、国内と海外で基本的な考え方の違いや苦労された点などはありましたでしょうか?

川下：英文秘密保持マニュアルを始めるときは、先に国内の秘密保持マニュアルがあったので、スムーズでした。国内判例の資料集の後に海外判例の資料集を作った経験もあり、国内を検討してから、英文を検討するという流れを作りました。参加されていた委員の会社でも、秘密保持を扱う件数が最も多いと思って取り組みました。英文の秘密保持契約は、テンプレート化されている部分もありますが、全部ではないというところもあり、作成を進めました。

小委員長と兼任のときだったため、テーマにかかりきりでしたが、英文契約の事例を集めて、主旨等を確認しながら分析しました。委員の中に専門家もいたので、ルール等の説明を受けながら進めました。弁護士が作っている資料はあるかもしれませんが、実務者目線のものはなく、実務者としてはだいたい似たところにひっかかると思いますので、この部分を解決するところに気を付けました。

3. 4　今後のライセンス委員会に期待すること

阪部:ライセンス委員会を長く続けて思ったのは、目的としない会話の中での気づきや発想が得られたことが大きかったということです。これはライセンス委員会の先輩が築いてきた伝統だと感じています。委員会の運営の仕方は時代に合わせて変わるかもしれませんが、大切にしてほしいです。

川下：知的財産協会という大きな器にいて、わきあいあいの雰囲気を継続しつつも他の委員に役立つ情報の提供や自分の知見として持ち帰れるものは持ち帰るなど継続してほしいです。いくつかの会社では、知財人材も知財部門だけではなく、会社の方向を決める中枢の部分に参画できるようになってきています。もし、まだそのようになっていないのであれば、そうなったときに耐えられるように準備しておいてほしいと思います。

委員長のときには、海外判例を調べたときに委員会として判例検索ができなかった反省から、委員会で使えるように理事会の承認を経て初めて外部判例検索DBの契約をしていただきました。海外派遣の予算の獲得にも取り組みました。過去やってないからできないというのではなく、委員会の中でやりたいことがあるならば、声を上げて委員会活動を盛り上げてほしいと思います。

下垣：ライセンス委員会に参加してくれる委員自身が、やってよかったと思う活動にしてほしいです。ライセンス委員会の活動を真剣にやると必ず成長します。活動の幅、会社の中だけではできないことがいろいろあります。官公庁や他の団体にものをいうことはJIPAだからできたことです。そういう機会をどんどん作って委員の活動の幅を

広げることにJIPAを使っていってほしいです。

宮下：会員企業に向けての成果として、実務者ならではの視点と調査テーマをライセンス委員会としては続けてほしいです。教科書だけでは得られない、実務で手にとれるものを、時代に合わせてやっていってほしいです。

ライセンスや権利の活用の観点で、経営、事業活動も含めて幅広いアンテナを張れば、より新鮮なテーマに取り組むことができるし、メンバーの興味を引くもの、アンテナを張って委員会活動をやってほしいです。

4. 委員長経験者より頂いたコメント

増見 淳子（13 ～ 14年度委員長／凸版印刷）

・当時の活動方針・状況ならびに印象的だったこと

当時は年に１回の合同合宿の開催を楽しみにしているメンバーもおり、大人数で集まる機会をいかに有効活用し、委員同士の交流を深めるかというのが重大な関心事でした。

そんな中JIPAで交渉学のコースが始まり、関心を持つ人も多かったので、合宿で小委員会混合のグループ対抗で模擬交渉をする企画をやりました。

事例を作りこみ、各グループに経験者をファシリテーターとして配置して議論を活性化してもらうという凝った企画で、準備する側も大変だったと思いますが、ライセンス委員会らしい、非常に良い企画だったのではないかと思います。

・今後のライセンス委員会に期待すること

私自身は、約10年間、ライセンス委員会でお世話になりましたが、ライセンスの実務というのは、多岐に渡る複雑な要素を含む、企業にとって非常に高度なビジネス戦略に深くかかわり得るものです。業界ごとに違い、機微な情報を多く含むことから、ノウハウが他社と共有されることはなかなか無い分野だと言えます。

だからこそライセンス委員会は、JIPAの、しかも委員会活動というクローズな環境だからこそ、貴重なノウハウが共有されうる場でもあり、私にとっては本当に稀有な学びの場だったと思っています。

また、副委員長、委員長として他の小委員会の活動や、JIPA全体の活動にもかかわったことで、非常に大きな日本産業界の中の知財のその時々の論点、トレンドを知り、多くの知己を得たことが、その後の自分のキャリアに非常に役立っています。

是非、目の前の小委員会テーマだけに没頭するだけでなく、たまには視点を上げて他業種の人たちと交流し、新たな考え方、価値観に触れる、楽しみながら交流し、ネットワークを構築する、そんな豊かな学びの場としての土壌を大切にして貰えればと思っています。

5. 終わりに

本稿では、歴代委員長との座談会により15年間に検討されたライセンス委員会のテーマについて、数多く議論されているテーマを中心に、その背景や苦労をお話しいただくとともに、委員会の運営について整理しました。

座談会は、委員長同士の掛け合いから、当時の思い出が呼び起こされていたようで、時折笑いを交えながら、終始和やかな中で行われました。委員長の皆様からは、当時の苦労話をお聞きする中で、対面ならではの取り組みのなせる業や、産業界として憂慮すべき内容に対する検討・発信を積極的に行われていたことを知り、大変勉強になりました。

ライセンス委員会に参加される委員の皆様に期待されることとしても、「委員会の横のつながりを大切にし、やりたいことは臆することなく積極的にチャレンジしてほしい」という発言にあるとおり、私自身もそのようにサポートできるよう努めたいと気持ちを新たにした次第です。

最後に、座談会へ向けて事前準備にご協力いただきました委員長の皆様には、この場を借りてお礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

（2022年度　委員長・松田 直大）

ライセンス第２委員会

1. はじめに

ライセンス委員会は、主に知的財産関連契約に関するトピックを調査対象テーマとして取り扱う委員会であり、形式的にライセンス第1・第2委員会の二つに分かれているが、一体的に活動を行っている。専門的な経験・知見をもって参加する委員による高いレベルの議論の成果を政策等へ対外的に発信し、かつ、実務に役立つノウハウを所属の会員企業に持ち帰るとともに、委員間の交流を重視して委員会の活動後も末永く続くネットワークを作り上げられるように取り組んでいる。

委員会で取り上げる調査研究テーマも法改正等の政策動向を先取りしたホットトピック、産学連携や国際間の比較等の中長期的なトピック、実務目線で策定するマニュアル等、幅広く取り上げている。具体的には、2008年度から2022年度において取り扱った調査研究テーマの変遷を第2章に示している。

本稿を作成するにあたって、ライセンス第2委員会の近15年（2008年度から2022年度）の歴代委員長との座談会を行った。第3章にその模様を本稿のメインコンテンツとして記載している。座談会では、当時の活動方針や各調査研究テーマの背景・活動の様子等を振り返った上で、今後のライセンス委員会に対する期待を語っていただいた。

2. ライセンス第２委員会で取り扱った調査研究テーマの変遷

ライセンス第2委員会が、各年度で取り扱った調査研究テーマについて、次表のとおり整理した。複数の年度において取り扱った共通的なテーマについては、座談会での主なトピックとして歴代委員長に詳しく語っていただいた。

年度	調査研究テーマ
2008	・安心できる技術取引 ・交渉戦略 ・大学または公的研究機関と企業の連携
2008	・成果活用に向けた共同研究開発スキーム ・独占禁止法ガイドライン改正に伴うライセンス契約への影響 ・契約等各種契約に含まれる知的財産関連条項
2009	・秘密保持の実務 ・技術契約における紛争解決条項 ・大学または公的研究機関と企業の連携 ・技術契約における独占禁止法の留意点 ・実施料
2010	・秘密保持の実務 ・大学または公的研究機関と企業の連携 ・知的財産ビジネスモデルとライセンス形態 ・特許発明の特徴的部分以外への損害賠償認定
2011	・知的財産関連契約に関わる税務 ・ライセンスに関わる判例 ・ライセンスに関わる法改正 ・独占的ライセンスのあり方
2012	・知的財産関連契約に関わる税務 ・ライセンスに関わる判例 ・海外における知的財産契約の留意点（新興国を中心に）
2013	・倒産、事業譲渡及び買収時のライセンス契約の対応 ・ライセンスに関わる判例 ・海外における知的財産契約の留意点（新興国を中心に）
2014	・共同研究開発契約 ・国内外の産官学連携 ・ライセンスに関わる判例 ・英文ライセンス契約
2015	・中国企業とのライセンス契約管理に関する諸問題 ・技術契約交渉 ・英文ライセンス契約
2016	・アライアンスにおける知財活用スキーム ・中国企業との戦略的契約終結及びあらたな協業を見据えた日本企業の取り得る措置 ・対価算定に関する判例に基づく特許価値評価手法
2017	・IoT、AI、ビッグデータ等に係る契約上の諸問題 ・ライセンス契約等、技術関連契約締結前後の管理運用 ・（国内）ライセンス契約の実務
2018	・グローバルビジネスにおけるライセンス契約等、技術関連契約の税務 ・海外子会社が締結する技術関連契約への関与のあり方

年度	調査研究テーマ
2018	・(国内) ライセンス契約の実務
2019	・特許譲渡・ライセンス等によるマネタイズ ・リーガルテック (AI等) を用いたスマートな契約作成・審査支援 ・産学官連携
2020	・事業提携・事業再編における知的財産デューデリジェンスの実務 ・中国の最新動向を踏まえた技術関連契約上の留意点 ・データ利活用を伴う技術関連契約
2021	・AI/IoTで用いられるデータの取扱い ・事業戦略・経営に資する知財分析・活用・契約の実務 ・グローバル事業展開における各国法規制と技術契約プラクティス
2022	・異業種企業間の知財契約(共同開発、ライセンス) ・グローバル事業展開における各国法規制と技術プラクティス

図１　座談会の様子

左上：永田 健悟 (日本電信電話)
右上：松田 直大 (貝印)
左下：田中 精一 (コベルコ建機)
右下：左から櫻井 克己 (鹿島建設)
　　石川 貴敏 (関西ペイント)

3. 座談会の内容

参加者：
櫻井 克己 (08 ～ 10年度　委員長/鹿島建設)
田中 精一 (11 ～ 13年度　委員長/コベルコ建機)
石川 貴敏 (16 ～ 19年度　委員長/関西ペイント)
永田 健悟 (20 ～ 22年度　委員長/日本電信電話)

3. 1　自己紹介

櫻井：鹿島建設の櫻井です。85周年おめでとうございます。ライセンス委員会には1998年に初めて参加させて頂き、2008年から3年ライセンス委員会の委員長を務めさせていただきました。その後、JIPAでは副理事長等を務めさせていただきました。70周年の時に今回同様の取り纏めに従事させて頂きましたので、大変感慨深いです。本日はどうかよろしくお願い申し上げます。

田中：2011年度から3年間ライセンス第2委員会の委員長をさせていただいたコベルコ建機の田中です。当時は知的財産部門だったのですが、現在は新事業推進部新事業企画グループのグループ長という立場で、外部パートナーとの共創を基本とした新事業創出に取り組み、また産学連携関係も統括しています。産学連携では広島大学との連携スキームが注目され、経産省、NEDO、内閣府等からお声がけいただいて、タスクフォースや検討会の委員もやっています。これらの業務では、JIPA活動や知財業務を通して築いた自分の土台が非常に活きています。特にライセンス委員会時代の経験は自分の自信にもなっており、当時の委員の皆様やJIPAの皆様には感謝しております。

石川：2016年から4年間委員長を務めました。ライセンス委員会は、トータル12年間やりました。懐かしく感じています。その間に3つぐらい会社も変わっており、今7社目です。会社が変わったので長くいられました。今は、IPSの特許をライセンスしています。ライセンス委員会で産学連携をやっていましたが、今は学をやっています。企業側の立場と大学の立場で全然違っていて、もう少し大学側も企業側の視点に立つ必要があるように感じています。

永田：2020年度からライセンス第2の委員長をさせていただいておりますNTTの永田です。委員長としては3年目で、本業では知的財産センタの渉外担当で、標準化や特許ライセンス・訴訟等の担当をしております。今回は、歴代委員長の皆

様にお忙しい中、本座談会への参加のご調整・ご準備とご協力をいただき誠にありがとうございました。今年度は、ちょうど85年史の作成の年となり、歴史あるライセンス委員会の節目の年として、どのように原稿を作成しようか考えたのですが、70年史の際と同様に座談会形式で歴代委員長の皆様と一緒に委員会の振り返りを行った上で、今後のライセンス委員会に対する期待することをお聞かせいただけるとありがたいかと考えております。何卒、よろしくお願いいたします。

3. 2　当時の活動方針・状況ならびに印象的だったこと

櫻井：今と異なる点は、2006年までライセンス委員会は第1と第2に分かれていなかった点があります。まだ2008年当時は二つに分かれたライセンス委員会をどのように運営するか試行錯誤しながら運営していました。そのため二つの委員会がどう連携して力を発揮するかの舵取りも課題でした。結果的に、今に至るまで大きく変化はしていないように感じており、当時はいろいろ考えて始めましたが、いいところに落ち着くかたちになったように思います。

ところで1998年当時はライセンス委員会に女性は一人も居られませんでした。私の記憶が間違っていなければ2000年頃に東芝の下川原さん（2022年12月現在JIPA副理事長）が女性第一号でその次の年に宮下さん（2008 ～ 2009年度ライセンス第1委員会委員長）が来られました。現在は全く異なる状況だと思います。もっとも現在の委員会活動を十分には承知しておりませんが、ライセンス委員会の根底のマインドはこの15年変わっていないのではないかと想像しています。

永田：現在のライセンス委員会では、一つの小委員会で一つのテーマに取り組んでいますが、2008年当時は、各小委員会が複数のテーマに取り組んでいたようです。どのような考えがあったのでしょうか。

櫻井：複数のテーマを同時に扱うことで参加する委員の方の必要とする情報を広く持ち帰って頂くことを意図していたと思います。その年度に論説取り纏めを行うテーマに比重を置いて、他のテーマは長く時間をかけて情報収集したり、意見交換をして進めておりました。

永田：現在のライセンス委員会では、ライセンス第1委員会との合同委員会は年間に数回程度行っておりますが、ライセンス第2委員会のみの合同委員会は行っておりません。2008年当時は、ライセンス第2委員会のみの合同委員会を行い、外部講師を招待した講演会を中心に行っていたようですが、どのような考えがあったのでしょうか。

櫻井：現在は行われていないんですね。先ほどお話しさせて頂いたように、2008年時点ではライセンス委員会が二つに分けられた事にどのように対応していくかを模索していた時期でもありました。そうした中でライセンス第2委員会のみの合同委員会も行っておりました。

田中：ライセンス委員会は、様々な経験をもった委員が集う面白い委員会なので、キャリアに関係なくどんどん発言してほしいという気持ちがありました。このため、最初の合同委員会の時に、勉強しに来ましたという考えはやめてください、と言うようにしていました。成果物については、委員を出している企業に成果を説明できるように、必ず作ることを前提にしていました。みんながニコニコして活動できることを目指していましたので、合同委員会では、第1委員会との委員をシャッフルした意見交換や楽しいイベントなどをやっていました。私も楽しい思い出が多いです。

永田：2011年当時から、ライセンス第2のみの合同委員会がなくなり、現在のライセンス委員会と同じ年間スケジュールになったように思われますが、どのような考えがあったのでしょうか。

田中：ライセンス委員会として委員募集しており、第1、第2への振り分けは希望テーマに応じて比較的柔軟に行っていました。このため、第1委員

会であっても第2委員会のテーマに興味のある委員の方もおられましたし、そもそもライセンス委員会で取り扱うテーマについては、委員はJIPA活動の成果として持ち帰りたいものだったように思います。このため、通常の活動は第1、第2と別れていますが、正副委員長会議や合同委員会はあえて共同で行い、どの委員会、小委員会に所属していても、全てのテーマについて議論し、また情報収集ができるようにと考えていました。また、当時のライセンス第1、第2委員会では、それぞれ3つの小委員会で、委員数は合計で40名弱でしたので、第1、第2の合同委員会も可能な人数だったかと思います。

永田：2011年は、通常実施権の当然対抗制度について盛んに議論されていたようですが、法改正に向けたJIPA内TF等、どのような活動を行われていたのでしょうか。

田中：行政からのパブコメに対して産業界を代表して意見を出すことは、JIPAの専門委員会の役割だと強く認識していましたので、本件は当時ライセンス第1委員会委員長だった宮下さんのもと、ライセンス委員会として積極的に取り組みました。

「特許法の一部を改正する法律」により通常実施権の当然対抗制度が2011年6月8日に公布されました。2011年度は、2012年4月1日からの施行に向け、裁判等での運用に対する不安や不明確な点を洗い出し、産業界として議論していく必要がありました。

改正以前は所謂登録対抗制度だったのですが、通常実施権の特許庁への登録率は制度設計や秘密保持義務との関係等で極めて低く、また海外の状況を見ても、当然対抗への移行は当然の帰結だったかと思います。

一方で、例えば特許権の譲渡にともないライセンス契約は承継されるのか？といった問題は、ライセンス契約を扱う立場としては非常にデリケートな問題でした。このような問題をしっかり産業界として議論し、施行後に備えること、また産業界の懸念を裁判所や弁護士らにインプットしておくことが、将来的な混乱を防ぐことにつながると考えていました。

ライセンス第2委員会では、第3小委員会で承継に関する具体事例ベースの研究を行い、知財管理誌に論説「ライセンスに関わる法改正についての調査研究（当然対抗制度の導入とライセンス特許の譲渡に係る契約上の留意点）」を投稿し、また当然対抗制度の基本的な情報を皆様に知っていただくため、私の方で「通常実施権の当然対抗制度について」として論説投稿するなどしております。

永田：当然対抗制度に関する議論について、日弁連、知財高裁、東京地裁、大阪弁護士会、知財仲裁センタ等の外部との意見交換も多数行われたようですが、どのような経緯でこれらの団体との意見交換が始まったのでしょうか。

田中：先述のとおり、制度施行後の裁判での運用について、産業界としての懸念をしっかりと共有しておくことが重要と考え、日弁連や知財高裁他知財関連の裁判所等との意見交換を重ねました。なお、当時からこれらとの意見交換会はJIPAとして継続的に行っており、裁判所との意見交換会は特許委員会等と合同で行っていました。

永田：2013年から、ライセンス委員会が研修講師を受け持つ数が増えているようですが、どのような経緯があったのでしょうか。

田中：資料集の発行時にはJIPA研修を行って欲しい、との要望が当時の人材育成委員会からありました。研究や情報収集を行ったこと、またライセンス委員会活動を通して委員が学んだものをJIPA会員の皆様に発表することは、ある意味責務だと思っていました。

例えば、私が小委員長をしていた2010年度までの活動成果に資料集「秘密保持契約実務マニュアル」がありますが、これは比較的人気があったようで、臨時研修のみでなく、建設部会にもお声がけいただいて研修を実施しました。この内容や、2013年度に発行した資料集「ライセンス契約と税務」なども取り込み、櫻井委員長時代から始まっ

たJIPA研修C5コースをアレンジしたものは3年間ほど受け持ちました。300～400人くらいが聴講する計9時間の研修だったので、講師としてもやりがいがありました。同様に櫻井委員長時代からの継続として、特許庁向けのライセンシング研修も実施しました。特許庁からの聴講者は、熱心に聴いてくれました。

石川：面白くてためになるライセンス委員会という考え方が気に入っていて、実現したいと考えていました。委員長を引き受けた時には、すでに基礎ができていました。JIPAシンポのポスターで一位をとるという目標、写真入り名簿等は当時からありました。委員会の運用マニュアルもできていたので、大変助かっていました。面白くてためになるというスローガンを中心に、すべての小委員会に参加して、わからないなりに小委員会を面白くしたいという気持ちでやっていました。

人材育成委員会の企画運営で実施している定例研修については、以前からライセンス委員会の正副委員長に人材育成委員会から依頼があり、研修講師と担当することになっていました。臨時研修については、小委員会の成果として資料集を発行すると、その内容説明と解説のため、臨時研修の開催が必須となっていることから、研修講師を担当していましたが、通常は発行された年度の一回だけの予定であったところ、どの資料集も非常に好評であり、3～4年間続くようになりました。研修講師にとっては負担が大きいが、非常に好評であったため受講人数も多く、JIPAへの貢献度は高かったと思います。

特許庁審査官へのライセンシング研修については、おそらく下垣さん（2010～2012年度ライセンス第1委員会委員長）、田中さんが委員長の時からと思います。このライセンシング研修は、特許庁内でも非常に好評であることは、特許庁関係者から聞いていました。

このように、私が委員長を務めていた頃には、すでに定例化しつつあった各種研修でしたので、正副委員長会議では、研修ありきでの年間計画を立てていました。正副委員長にとっては、負担が大きかったと思いますが、固辞する方は一人もおらず、かつ皆さん、優秀な方々ばかりだったので、引き受けてくれた方々の研修はどの研修もわかりやすく好評でした。各企業からライセンス委員会へ派遣された委員のレベルの高さを実感しました。

永田：フェアトレード委員会等との合同イベントが盛んに行われているようですが、クロスファンクション等のJIPA内の専門委員会等の垣根を超えた活動を意識されていたのでしょうか。

石川：これも、下垣さん、田中さんが委員長の時からかと思います。この後、フェアトレード委員会だけでなく、全ての専門委員会の委員長会議を実施し、ライセンス委員会委員長及びフェアトレード委員長から他の専委員会委員長へ働きかけを行い、7月、11月及び3月の年三回の開催を定例化することができました。ライセンス委員会とフェアトレード委員会の試みが全体に浸透したことは喜ばしいことです。

永田：パブコメへの意見提出や外部組織への委員派遣等の対外活動は盛んだったでしょうか。

石川：特許委員会、国際委員会、意匠委員会、商標委員会のように、知的財産関連法の改正等の情報が入ると、パブコメに積極的に関与する必要がある委員会とは違って、ライセンス委員会では、間接的な関与が多かったように思われますが、当然対抗制度の導入、（ビッグデータを含む）データ保護等ライセンス実務に直接関係する事項については、積極的にJIPAの実務担当部門として、事務局との連携を取って活動しました。委員の皆さんからも多くの意見をいただき、実務担当者の意見を反映できるものになったと思います。

永田：私が委員長に着任する直前の2020年3月くらいから新型コロナ感染症が急速に広まり、委員会活動もオンラインでの開催はおろか、4月のキックオフもできない先行きの全く見えない状況で委員長としての活動がスタートしました。2020年の活動開始は、7月の合同委員会でした。4～6月にそれぞれ正副委員長会議を一回ずつオンライ

ンで実施して、少しずつ委員の所属企業で使えるWeb会議のツール等が把握できるようになり、手探りでキックオフを行いました。当初は、秋口くらいには収まるのではないかとの楽観的な期待を持ち、10月の合同合宿等も企画しながら進めていましたが、全く収束する気配がなく、結局通年でオンライン開催のみとなりました。また、JIPAシンポもオンライン開催となったことから、それまで対面で行われていたポスターセッションが、Webサイトにアップした動画で委員会のアピールを行う形態となり、材料がない中での動画作成にも取り組みました。この年は、早々と小委員会ごとの活動に軸足を置き、論説等の成果についても積極的には求めない方針としました。

2021年も引き続き新型コロナ感染症が拡大する中、オンラインでの開催に終始しました。一方、ライセンス委員会を取り巻く環境としては、2020年度は、経産省と公正取引委員会が共同で公開したスタートアップとの事業連携に関する指針への意見対応があり、2021年度は、標準必須特許のライセンス交渉に関する手引きの更改や指針の更改等があり、委員会としての対応に忙しい年度でもありました。

委員会の体制も、これまでの小委員長と小委員長補佐に加えて、主に委員会全体の運営を担当する小委員会横断的な新たな副委員長のポジションを設け、その配下にそれぞれの小委員会から委員を割り当ててもらい、委員会運営のオフロードを図りつつ、小委員会の垣根を超えた委員間の交流が図れるように工夫をしました。

田中：ライセンス委員会は相手方との交渉を生業にしているので、場の空気まで含めてこういった機会を大切にしてほしいですね。

3. 3　トピック

3. 3. 1　国際関連（中国等）

永田：田中委員長は、2012 ～ 2013年度に「海外における知的財産契約の留意点についての調査研究（新興国を中心に）」のテーマに取り組んでいらっしゃいました。海外調査団の派遣を行っております。当時の背景について、教えてください。

田中：ビジネスのグローバル化が促進されていく中で、知財業務、ライセンス業務においても海外案件の比重、重要性は増していました。特にASEAN諸国を始めとする新興国への日本企業の進出が活発になるなかで、ASEAN諸国の技術契約に関連する法制度や手続きに関する情報が十分でなく、その運用実態の不明確さも実務上の課題となっていました。国内での文献調査、有識者へのヒアリングなどを行った上で、アジアのリーガルハブであるシンガポール、また日本企業の進出の多いタイについて、現地法律事務所、政府機関、仲裁機関等にヒアリングを行う目的で調査団を2012年度に派遣しました。

2013年度ではこの成果と、国内での文献調査や、現地への質問状送付等で得られた情報を基に、タイ、インドネシア、ベトナム、マレーシア、シンガポール、インドについて契約書作成の留意点をまとめ、2014年度に資料集として発行しました。なお、当時法整備が進められていたミャンマーについては、アジア戦略プロジェクトの訪問団に委員参加させていただき、現地政府機関等から情報収集も行いました。

永田：石川委員長は、2016年度に「中国企業との戦略的契約終結及びあらたな協業を見据えた日本企業の取り得る措置」のテーマに取り組んでいらっしゃいました。現在は、特許出願数も中国が世界一になっており、2016年度当時とは状況が異なっているように思いますが、中国と日本の関係等、当時の背景について、教えてください。

石川：中国テーマについては、次年度テーマの検討時、毎年のように委員の皆さんから挙がってきたテーマで、当時、2014年度、2015年度（第１委員会テーマ）に調査研究を行い、論説を執筆してきました。この2016年度は、過去２年間の中国テーマとも関連しつつ、当時も中国の知的財産に関連する制度が頻繁に改正されるため、それらに対応するための調査研究となりました。おそらく、今でも、毎年のように中国テーマは挙がってきてい

るのだろうと推測されますが、それだけ日本企業の中国依存度が高いということかと思います。

永田：ライセンス第1委員会での検討時期も合わせると3年間に渡る中国関連テーマとなっておりますが、本テーマの検討の切り口について、教えてください。

石川：これまでは、日本企業から中国企業に知的財産をライセンスし、日本企業は中国企業から実施料収入を得ることで、利益を得てきましたが、中国の法制度の後押しもあり、ライセンスされた技術やノウハウに基づき、その改良技術や共同開発によって、日本企業をしのぐ中国企業が台頭してくるようになりました。

このような状況下、これまでのライセンススキーム、ビジネススキームでは、ライセンサーとしての日本企業の立場が危うくなるため、少なくともWin-Winの関係で日本企業と中国企業が発展していくためのライセンス戦略を講じる必要が出てきました。その対策を講じるため、調査研究をテーマとして取り上げたものになります。多くの専門家との意見交換、情報収集を行うことにより、その知見を活かした考察をより強固にする小委員会運営スタイルは、ライセンス委員会では目新しいものであったと思います。

永田：2020年度に「中国の最新動向を踏まえた技術関連契約上の留意点に関する調査研究」、2021年度に「グローバル事業展開における各国法規制と技術契約プラクティスに関する調査研究」に取り組みました。新型コロナ感染症がグローバルで拡大する中、米中間の経済的な対立が緊張化し、中国における技術輸出入管理条例が改正された一方、米国が中国企業に対する経済安全保障に関連する法制に基づく各種制裁を行い、中国は輸出管理法令を制定して対抗措置を構える等、米中間で新たな制度が次々に打ち出されておりました。このような背景の中で、2020年は中国をフォーカスした調査研究を行いました。また、2021年度および2022年度は、引き続き経済安全保障やサプライチェーンの分断化等が言われる中、改めてグローバルの主要国との連携に資する情報を集約するために複数年テーマとして各国法規制や技術契約プラクティスを調査対象として選定しました。いずれも非常に難易度の高いテーマ設定であり、現時点でも論説にまとめるべく小委員会で議論を行っているところです。

3. 3. 2　知財評価関連

永田：櫻井委員長は、2010年度に「特許発明の特徴的部分以外への損害賠償認定について」のテーマに取り組んでいらっしゃいました。当時の背景について、教えてください。

石川：私が小委員長補佐として担当していたテーマですので、櫻井さんの代わりに回答させてください。損害賠償額の認定のためにEntire Market Valueルール等があり、算定の基礎として製品全体が対象となるものか判例等を材料として損害賠償の理論建てを検討しようとしていました。裁判所や弁護士等とも仮説をぶつけて意見交換しました。

永田：石川委員長は、2016年度に「対価算定に関する判例に基づく特許価値評価手法の調査研究」、2019年度に「特許譲渡・ライセンス等によるマネタイズに関する調査研究」のテーマに取り組んでいらっしゃいました。それぞれの当時の背景や検討の切り口の違いについて、教えてください。

石川：2016年度の成果については、論説を執筆する予定でしたが、事情により公にすることは好ましくないとのことで、成果については、3月度合同委員会での発表に留まりました。会員企業の利害関係が顕著に表れるようなテーマの調査研究は難しいことを実感しました。

2019年度については、企業は、事業化を目的として研究開発を行い、それをできるだけ自社で独占できるよう特許出願、ノウハウ秘匿をしますが、特許出願から権利化、権利化後において、事業化とそれにプラスアルファで収益が得られるのか、その効果的な方法はどのようなものがあるのかを検討したいとの意向でこのテーマを選択しました。

永田：2020年度に「事業提携・事業再編における知的財産デューデリジェンス（DD）の実務に関する調査研究」、2021年度に「事業戦略・経営に資する知財分析・活用・契約の実務」に取り組みました。いずれも経営や事業を意識したテーマ設定であり、知財DDやIPランドスケープ等を通じて事業や経営に知財の視点から貢献することを求められている気運に乗じたものでした。知財DDの方は、M&Aにおけるクリアランス調査や知財の価値評価の観点で専門家ヒアリングも交えながら実務に役立つ情報の収集に努めました。また、IPランドスケープの方は、二者購買、部品購入独占、完成品販売独占の取引形態を想定した場合に有効な評価項目やその評価結果を活用した取引戦略を整理して論説化しました。その後、コーポレートガバナンスコードの改定等により経営部門と知財部門の距離が一層縮まっていることから、会員企業にも役立つ情報提供ができたのではないかと考えています。

3. 3. 3　産学連携関連

永田：櫻井委員長は、2008～2010年度に「大学または公的研究機関との企業の連携の調査研究」のテーマに取り組んでいらっしゃいました。省庁等を巻き込んで影響力の高い活動であったように思われましたが、当時の背景や主な論点について、教えてください。

櫻井：産学連携に際しての知的財産の取り扱いは、今も大きな課題だと思いますが、その当時は今以上にセンシティブな状況でした。「産学連携」自体は社会で持て囃される空気の中で、知的財産部の実務担当、特に契約担当者は非常に苦しい思いをしておりました。大学側からの主張は論文や大学主催の場で進められておりましたが、大学側の主張されることへの企業側の不具合事項を理解していただく場が限られておりましたので、各大学・文科省・経産省など様々な機関に足を運び企業側の意見を聞いて頂くことに腐心しました。

主な論点は「いわゆる不実施補償料」や出願・維持管理費の負担等でした。全く相反する見解の応酬となりましたので、辛い思いも何度も致しました。大学主催のシンポジウムに企業側のスピーカーとして招聘された際は、殆どの来場者は大学関係者で、企業側の見解を開示すると、シンポジウム終了後も控室に多くの方が来られ非難され、簡単には帰してもらえないようなこともありました。

永田：現在の産学連携では、不実施補償から事前同意不要とする第三者へのライセンス等へ論点がうつっているところもあるように思いますが、2008年度当時との違いはあるでしょうか。

櫻井：個人的には、あの当時企業の知的財産担当者、特に契約担当者が懸念している事項は解消されず、双方が諦めの空気を感じる中で、時間と共に少しずつ大学側に有利な契約条件になっているように感じています。

もっとも最大の問題は産学連携による成果が社会に大きな貢献できるものを生み出しているとは言い難い状況であることだと考えています。産学双方の関係者は知財条項の取り扱い以前に、どのように連携により実りある成果を上げるかが最大の使命だと思います。そのためには両社が信頼関係を構築して進めなければならないことは明白ですが、知財の条項の点で未だ紛争の種を抱えているのは、本末転倒しているように思います。

田中：当時は企業の立場で大学に対して発信していましたが、今は大学の立場もわかるようになりました。地方の大学と中央の大学では違っていること、大学は縦割りで横串がつながらないこと等があります。そういった事情を前提に大学に歩みよることで、できることはあると思います。例えば、大学は資金がないので、出願費用等を企業が持つ代わりに出願権利化は企業が主導権を持ち、事業ドメインは企業のみ、それ以外は大学が自由に扱えるスキームでうまく回っているところもあります。また、不実施補償は払いませんが、知財創出に対するインセンティブとして企業が前向きにお金を支払うという建付けも作っています。昔の議論がとても役に立っています。

永田：石川委員長は、2019年度に「産学連携に関

する調査研究」のテーマに取り組んでいらっしゃいました。前年度にライセンス第1委員会で欧州に派遣した調査団に続く、米国への調査団派遣でしたが、当時の背景について、教えてください。

石川：大学側の方針も年々変わってきていることは実感していますが、これまで、日本の大学での意見聴取はある程度終わった感があったところ、前年度の欧州調査団で欧州について論説を執筆したので、次年度は米国ということで、欧米の大学の傾向をある程度把握できるかと考えたことに基づきます。ライセンス委員会から海外調査団を出せるように、第1委員会の委員長とも相談して2年連続で派遣しました。

永田：産学連携について、海外の動向に着目した背景は何だったでしょうか。

石川：日本の大学では、積極的に産学連携を進めるという建前はありますが、海外の大学と比較すれば、非常に保守的で、企業に対して制限を多く課すような条件付きになりますが、海外の大学では、Win-Winの関係で産学連携を進めているように感じていましたので、その傾向が事実であることも確認したかったこと、近年の海外の大学の産学連携の情報も入手したかったこともありました。

3. 3. 4　税務関連

永田：田中委員長は、2011 ～ 2012年度に「知的財産関連契約に関わる税務についての調査研究」のテーマに取り組んでいらっしゃいました。平成6年発行の資料集の更新版に相当するものを意図されていたとのことですが、当時の背景や更新のポイントについて、教えてください。

田中：やはりビジネスのグローバル化が促進される中で、海外の税務に関する最低限の知識をライセンス契約等の担当者は持っておくことが必須となってきました。これを受け、資料集「ライセンス契約と税務」をアップデートし、租税条約、移転価格税制などの国際的な税務論点の基礎知識を最新の状態にアップデートして発信することを研究当初から意図していました。この資料集は、私自身も業務でかなり参考にしていましたが、皆様のお役にも立てたのではないかと思います。

永田：石川委員長は、2018年度に「グローバルビジネスにおけるライセンス契約等、技術関連契約の税務に関する調査研究」のテーマに取り組んでいらっしゃいました。当時の背景について、教えてください。

石川：海外子会社に対する移転価格問題、税務に係るマネーロンダリング問題、M&Aによって、海外の会社を子会社化した場合の税務問題に直面している企業が増えてきたこともあり、テーマとして調査研究をしたいとの希望が多かったためです。

3. 3. 5　データ契約関連

永田：石川委員長は、2017年度に「IoT、AI、ビッグデータ等に係る契約上の諸問題に関する調査研究」のテーマに取り組んでいらっしゃいました。当時の背景について、教えてください。

石川：IoT、AI、ビッグデータに関する権利については、当時、まだ確立されたガイドライン等がなかったこともあり、かつこれらが今後、企業にとって、重要課題となることは想定されていましたが、電機・通信系企業以外の企業にとっては、まだよくわからないことが多かったこともあり、調査研究をしたいとの希望が多かったためですが、各委員にとっては、今後のために勉強をしておきたいという傾向が強かったように思います。電機・通信系企業の小委員長、小委員補佐から、本当に基本中の基本から説明を受けながらの小委員会運営になったため、1年間では十分な理解及び議論ができたかと言えば、足りなかった感はありました。

永田：2020年度に「データ利活用を伴う技術関連契約に関する調査研究」のテーマ、2020年度に「AI/IoTで用いられるデータの取扱いに関する調査研究」のテーマに取り組みました。これらは、結果的に2年テーマの位置付けとなり、初年度は

スマートシティ事業を題材に、データ提供者とデータ活用者のそれぞれの視点で議論になるポイント等を整理し、当事者が必要以上に権利主張をすることが、契約交渉が難航する要因になるのではないか、との仮説を立てました。2年目は、この仮説に加えて多数の阻害要因を洗い出した上で、自治体を中心にヒアリングを重ねて実務に活用できる情報の提供に努めました。論説化を行っているところです。

3. 3. 6　判例関連

永田：田中委員長は、2011 ～ 2013年度に「ライセンスに関わる判例の調査研究」のテーマに取り組んでいらっしゃいました。それまでに発行されていた「ライセンス契約実務マニュアル」を下敷きにした判例の分析・解説との着眼点が非常に面白いと感じましたが、当時の背景について、教えてください。

田中：「ライセンス契約実務マニュアル」は非常に素晴らしいマニュアルでしたが、これを参考に業務をしようとした場合、関連判例を探すが大変だ、という委員からの意見がありました。つまり、実際に契約業務を行っている契約担当者の必要に応じる形でこの調査研究を行い、判例集を資料集とし発行したものです。見開きで一つの判例が掲載され、ライセンス契約実務マニュアルに対応した契約条項ごとに判例をまとめるなどの工夫をしています。

永田：2013年度には、日本から米国に対象を拡大して検討されておりますが、その背景や狙いを教えてください。

田中：やはりビジネスのグローバル化が進む中で海外企業とのライセンス契約が増えていたことが背景にあります。特に、ライセンス契約機会が多く、また判例法を採用している米国においては契約実務を行う上で判例は重要ですが、ライセンス契約の各条項を体系的に網羅した米国判例集は存在しておらず、実務担当者からのニーズが強かったことを受けたものです。

3. 4　今後のライセンス委員会への期待

櫻井：ライセンス委員会は社外の人間と折衝をしている人間ばかりですので、悪戯に理屈だけに走らない（走れない）、社会の実情も勘案して判断するバランス感覚を持ち合わせている方が多いと思います。また、知的財産の世界の中では社交的な方が多く集まっているのも特徴ではないかと思います。そうした人間が集まって意見交換し、それを通じて人間関係を構築できるのがライセンス委員会の良さだと思います。私も今でも20年以上前のライセンス委員会で一緒だった方と交流があります。

ライセンス委員会は「契約」というフェーズが重要なファクターになっていると思いますが、今後も特許、意匠、商標、ノウハウ、著作物、データ等の複合した契約対応の重要性は益々高まってくると思います。是非ともJIPAの中でもライセンス委員会の存在価値を示して行って頂きたいと願っております。

本日の座談会により、あらためて、ライセンス委員会について明るくまじめに活動しているというのが良き伝統だと感じました。時代によって変わると思いますが、根底の良さ、みんながコミュニケーションをとって楽しくやる、一方でまじめにやるというのは今後も引き継いで、欲しいと思います。

田中：新興国での事業の増加やDXの推進などにより、より複雑化、多様化する事業上のパートナーシップ関係において、ライセンス委員会で取り扱う技術契約等は、今後より一層その重要性が増してきます。このため、最先端の技術契約等の課題を議論し、会員企業にフィードバックするライセンス委員会の重要性も、さらに増していくものと思います。

また、ライセンス委員会時代の経験で磨いた俯瞰的思考、契約的思考は、知財から離れ、まさにこのようなパートナーシップ関係の中で新事業創出業務を行っている私にとって強力な武器となっています。会員企業からは積極的にライセンス委員会に委員を出されることをお勧めします。積極的に活動することで得られるものは非常に大きいです。

ライセンス委員会には、この複雑化、多様化するビジネス環境に対し、「契約」を会員企業が最強の武器として使えるよう、顕在、潜在する課題を取り上げて、常に半歩から一歩先のテーマについて調査研究と発表を続けて欲しいと思います。

石川：委員長会義が定例化され、それぞれの専門委員会の運営方法、考え方等風土が異なることがよくわかりましたが、ライセンス委員会ほど、小委員会内で議論に集中できる委員会はないように感じました。議論に集中し、時間をかけた分、論説が3月までに完成できず、論説完成まで小委員長、小委員長補佐の負担は大きかったと思いますが、納得できるまで、他の企業から派遣された委員と本音で議論できるような委員会は他にはないと感じているので、是非とも、この伝統は受け継いでいただければと思います。

ライセンス委員会を卒業した後に他の委員会で活躍している人も多いと思います。ぜひ会員企業からライセンス委員会に人を出してもらい、委員には、成長して、会社にフィードバックしていただきたいと思います。

永田：2022年になり、ようやくハイブリッドでの開催ができるようになってきたところです。2年越しで初めてお会いできた委員も多く、喜びの声も多く聞こえています。一方、現地に参集している委員とオンライン参加の委員との間での温度感の違いも気になるところで、これをどのように解消していくかが直面している課題と考えています。

一方、2020年度は、委員会から発信できる成果として論説等は減少しましたが、JIPA事務局からはパブコメ等で意見を聞かれる機会も増えており、成果の出し方にも変化があるように思います。タイムリーなトピックを捉えてテーマ設定を行い、委員のみなさんの専門的知見を大いに発揮していただいて議論し、これを取りまとめて価値のある意見を発信できる委員会としての地位を確立していただきたく思います。

4. 終わりに

本稿では、歴代委員長との座談会を中心に、近15年間のライセンス第2委員会を振り返り、今後の委員会への期待を整理した。歴代委員長には、多忙の中で当時の記憶を思い返すための準備や日程調整等にご協力いただき、改めて感謝を申し上げたい。座談会では、和気あいあいとした雰囲気の中で、各委員長が当時の記憶をたどりながら、懐かしい気持ちが呼び起されていたように思う。

特許ライセンスの当然対抗制度や民法改正等の産業界として声を上げるべきトピックを積極的に取り上げてJIPAの取組みをリードしつつ、関係組織に働きかけて対外発信してきた活動は、ライセンス委員会ならではの行動力ある営みであり、今後も継続すべき委員会としての指針であることが伺えた。また、委員会活動を通して得られる経験、契約に関する深い知見やネットワークは、委員会を卒業した後も重要な武器となることを歴代委員長の実体験を通じて共有していただいた。

本稿の対象となった15年間は、ライセンス委員会にとって第1･第2に分かれての活動が始まった期間であり、当初手探りで作り始めた合同委員会の設計や運用の考え方が10年の間に順調に浸透し、安定的な運用に落ち着いたところであったことが伺えた。しかし、新型コロナ感染症によりこれまで積み上げてきた委員会の運用形態を改めて考え直す必要が生じ、新たな局面を迎えている。ライセンス委員会の特徴であるよい雰囲気や委員会の考え方を受け継ぎつつ、第1・第2で連携しながら、難局を乗り越えて引き続き活発な活動が続けられるよう期待したい。

（2022年度　委員長・永田 健吾）

意匠委員会

1. はじめに

意匠委員会への参加企業は、2008年度～2022年度にかけて概ね二十数社/年で推移しており、JIPAの中で比較的参加企業が少ない委員会であるが、世界全体を対象領域としているため、パブコメ対応が多く生じ多忙な活動を行っている。近年は各国で意匠権に関わる法改正が盛んであり、多くのパブコメ対応が生じている。

また、意匠委員会に参加する意匠権に関わる実務者は非常に限定的であるため、継続的に参加されるメンバーが比較的多い傾向にある。そのため、このようなメンバーの貢献により、過去からの委員会活動の良き取り組みを途切れることなく継承している。

なお、意匠委員会のメンバーの実務や経歴が多様であることが特徴となっている。意匠に関わる実務のみを各企業で行っているメンバーは非常に少なく、特許や商標を主として実務を行っているメンバーや、知財全体の予算や年金管理等の他の管理実務を兼ねているメンバーが多くを占めている。また、意匠のみの実務経験者も非常に少なく、設計や開発、デザイン、営業等の経歴を有するメンバーが多いため、様々な経験や知識が調査研究の広がりを持たせている。

2. 運営

2. 1 委員会運営の形態及びアウトプット

過去の委員会運営を振り返ると、2008年度～2022年度は、正副委員長を中心とする対外的活動が活発であり、正副委員長会を通じて正副委員長の連携を図りながら、委員会活動を推進してきたことが伺える。また、委員会内を複数の小委員会に分けて、概ね国内と外国に関する調査研究を推進しており、成果物を論説や東西部会での発表として、アウトプットを創出している。意匠に関わる書籍や論文が少ないなか、創出されたアウトプットにおいては外部有識者からも注目を集め、特許庁職員からもコメントをいただくこと等関心が高いことから、産業界のみならず意匠に関わる組織及び関係者に対し一定の影響を及ぼしていると言える。

また、委員間のコミュニケーションを図るため、委員会活動後に懇親会を実施するとともに、合宿を実施していたが、コロナの流行を境に懇親会や合宿の自粛に至った。さらに、招集形式であった月度委員会がオンライン形式となる等、コミュニケーションを図ることが困難となっていた。しかし、2021年コロナ流行が落ち着きを見せた頃合いを見図り、オンライン形式から招集形式を含むハイブリット形式と移行してきている。また、少人数且つ有志による懇親会をコロナ対策が講じられた環境下で実施するとともに、宿泊を伴う合宿を実施しており、委員間のコミュニケーションの向上に努めている。

2. 2　外部組織との交流

委員会活動では外部組織とも積極的に交流を図っており、少なくとも2008年度より弁理士会との意見交換会を毎年のように実施し、互いの研究テーマの情報共有を図るとともに、研究の深堀のきっかけとなっている。また、直近においては、弁理士会とは意見交換会に留まらず、産構審における意見の事前擦り合わせを実施し、弁理士会との交流は産業界に優位な法改正へと導くことに大きく貢献している。

3. 2008年～2022年の振返り

2008年度～2015年度を前半、2016年度～2022年度を後半として、意匠に関わる大きなトピックスをここでは取り上げる。なお、各年度における委員会活動については、後述する各年度委員会活動報告を参照いただき、ここでは省略する。

3. 1　前半（2008年度～2015年度）の大きなトピックス

世界10ヶ国で争われ、意匠権侵害による賠額

のインパクトが大きかった米国アップル（Apple）と、韓国サムスン電子（Samsung）のスマートフォン端末及びタブレット端末に関する知財訴訟が大きなトピックスであると言える。

アップルは、自社が保有する特許権、意匠権、商標権を、サムスンのスマートフォン端末「Galaxy」シリーズとタブレット端末「Galaxy Tab」シリーズが侵害しているとし、北米、ヨーロッパ、アジア、それぞれの地域でサムスンを訴えた事件であり、2012年の最初の裁判では、サムスンがアップルの意匠権を侵害したと認定し、賠償金として10億500万ドルをAppleに支払うよう命じている。高額な賠償金とともに、画面操作の基本的な特許であるユーザーインタフェースの特許権の賠償金額よりも意匠権が高額であったことが衝撃を受けた。そして、世界各地で繰り広げられた訴訟は、最終的には訴訟を取り下げることを両社で共同発表しており、実際に生じた意匠権の賠償額は不明であるが、この判例により、あらためてデザインの価値や意匠権の重要性が広く再認識され、世界的な意匠出願件数の増加に繋がったものと考える。

3. 2　後半（2016年度～2022年度）の大きなトピックス

2020年に施行された日本の意匠法改正が、大きなトピックスである。この意匠法改正はデザイン経営宣言に端を発し、欧米と同等となる保護対象の拡大と、日本の独自性がより高まった関連意匠制度の拡充が主な改正内容であり、戦後最大の意匠法改正と言われている。

意匠法改正にあたり、意匠法改正が産構審で議論される前に、特許庁と意匠委員会は複数回の意見交換を行い、意匠法改正に伴う課題抽出とその解決を図ることに尽力した。保護対象の拡大においては、新たに建築・内装が保護対象となったが、所定サイズの図面における図示や物品の説明、公知資料調査手法等の議論を行った。また、関連意匠制度の拡充においては、ユーザー視点からのニーズを伝え、関連意匠制度のユーザビリティ向上に貢献している。

4. 各年度委員会活動報告

以下に、2008年度～2022年度の各年度委員会活動報告を記載する。なお、「委員会の運営」、「小委員会の活動」等に関する記載は、スペースの都合により省略させていただく。ご了承願いたい。

4. 1　2008年度活動報告

4. 1. 1. 委員会の構成

委員長1名、委員長代理1名、副委員長6名、委員18名の計26名で活動を行った。

(1) 第1小委員会［調査・研究テーマ］
企業活動における意匠権の役割と活用に関する調査研究

(2) 第2小委員会［調査・研究テーマ］
企業活動における意匠権の役割と活用に関する調査研究

(3) 第3小委員会［調査・研究テーマ］
中国、日本他アジア諸国における法改正への対応と提言4.1.2.活動概要

4. 1. 2　活動概要

4. 1. 2. 1　全体活動

○産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会意匠審査基準ワーキンググループ対応（9/29、10/22）
山本委員長出席、「優先権認否における意匠の同一の判断」と「画像を含む意匠の審査運用案について」の二つの審査基準案につき意見具申を行った。これらの基準案は9月2日から10月1日にかけて実施されたパブリックコメントを経て、10月31日に公表された。

○意見発信
「優先権認否における意匠の同一の判断に対する意見」と「画像を含む意匠の審査運用案に対する意見」を9月29日付特許庁審査業務部意匠課審査基準室宛に提出した。

○特許庁との意見交換会実施
計5回実施、意匠審査基準案や登録事例集の公表、WIPOの商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会（SCT）会議で12月議題と

なった意匠の国際調和の在り方等につき、意見交換を行った。

4. 1. 2. 2　その他活動

○知財変革リーダー研修フォロー会
山本委員長、椎名第1小委員長がオブザーバーとして出席した。

○委員派遣

1)　外部委員会
三菱総合研究所主催の「平成20年度意匠出願動向調査委員会」へ山本委員長と荒井委員長代理を派遣した。(9/24 ～ 3/31)

2)　パソコン出願ソフトユーザー連絡会
第31回連絡会へ山本委員長が出席した。(12/5)

3)　弁理士会記念イベント
日本弁理士会研修所設立30周年記念イベント「デザインの現場と知財」に山本委員長と増田副委員長が出席した。(5/31)
日本弁理士会との意見交換会
「意匠制度における現在の問題点と将来への展望」を議題として意見交換会を実施した。類否判断の明確化や操作画像デザイン保護の在り方等についてディスカッションを行った。(3/18)

4. 2　2009年度活動報告

4. 2. 1　委員会の構成

委員長1名、委員長代理1名、副委員長5名、委員13名の計20名で活動を行った。

(1) 第1小委員会［調査・研究テーマ］
日本法改正後の登録事例検証と審査動向分析調査、意匠環境整備に関する提言

(2) 第2小委員会［調査・研究テーマ］
改正中国専利法研究と実務対応
判例研究-欧米の意匠類否判断研究と実務対応-

4. 2. 2　活動概要

4. 2. 2. 1　全体活動

○産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会意匠審査基準ワーキンググループ対応 (11/16、1/25)
荒井委員長出席、「(意匠) 審査の進め方」と「意匠公知資料DBの公開促進のための方策の在り方について」の二つの審査基準案につき意見具申を行った。

○意見発信
「(意匠) 審査の進め方」と「意匠公知資料DBの公開促進のための方策の在り方について」を11月10日に特許庁審査業務部意匠課審査基準室宛に提出した。

○特許庁との意見交換会実施
4/17、1/22の計2回実施。平成21年度特許庁意匠課の取組と平成20年度の審査実績、IPDL関連の公開情報、当意匠委員会活動テーマ等に関し、意見交換を行った。

○日本弁理士会意匠委員会との意見交換会実施
5/21両委員会副委員長以上で両委員会活動テーマに関して意見交換を行い、これまで年1回となっている意見交換会を増やし情報交換を活発にすることとした。
2/18本年度2回目の意見交換会を行い、両委員会の活動テーマ進捗報告、特許庁IPDL関連の公開情報について意見交換した。

4. 2. 2. 2　その他活動

○委員派遣

1)　外国特許庁との意見交換会
インドネシア意匠法改正に際し、JETRO経由でインドネシアDGIPRより当協会意匠委員会と意見交換したいとの連絡を受け、小山常務理事、荒井委員長の2名をインドネシアに派遣し意匠法改正に向けた意見交換を実施した。(1/27)

2)　外部委員会
①三菱総合研究所主催の「平成21年度意匠出願動向調査委員会」へ手塚副委員長と佐藤委員を派遣した。(10/8、12/10、2/4)
②知的財産研究所主催の「出願人等の評価を踏まえた意匠審査の在り方に関する調査研究」研究会に対し、後藤委員を派遣した。(7/29、10/29、12/10、2/8)

3)　パソコン出願ソフトユーザー連絡会
第34回連絡会へ手塚副委員長が出席した。(3/1)

4. 3　2010年度活動報告

4. 3. 1　委員会の構成

委員長1名、副委員長7名、委員15名の計23名で活動を行った。

(1) 第1小委員会［調査・研究テーマ］
日本法改正後の登録事例検証と審査動向分析調査、意匠環境整備に関する提言
(2009年度継続テーマ)

(2) 第2小委員会［調査・研究テーマ］
改正中国専利法研究と実務対応
(2009年度継続テーマ)

4. 3. 2　活動概要

4. 3. 2. 1　全体活動

○産業構造審議会 知的財産政策部会 意匠制度小委員会 意匠審査基準WG対応 (3/24)
荒井委員長が出席し、「図面提出要件の見直し」と「画像デザインの登録要件の明確化」の二つの審査基準案につき意見具申を行った。

○特許庁との意見交換会実施 (4/16、11/3、12/16、1/14、2/24の計5回実施)
平成22年度特許庁意匠課の取組と平成21年度の審査実績、国際会合について報告戴き、当意匠委員会活動テーマ等に関し、意見交換を行った。

○日本弁理士会意匠委員会との意見交換会実施 (6/24)
両委員会副委員長以上で両委員会活動テーマに関して意見交換を行い、本年度も意見交換会を増やし情報交換を活発にすることとした。3月度2回目の意見交換として双方委員会の研究成果の情報交換を行う予定であったが、震災の影響を考慮し開催を見送った。

4. 3. 2. 2　その他活動

○委員派遣

1)　外部委員会

①三菱総研「意匠出願動向調査」への委員派遣 (9/22、12/6、2/10の計3回実施)
尾島委員、奈良橋委員の二名を派遣し、毎年行っている五極の出願動向調査に対応した。

②特許庁「企業の事業戦略におけるデザインを中心としたブランド形成・維持のための産業財産権制度の活用に関する調査研究」会合への委員派遣 (11/25、2/1、2/18)
後藤副委員長を派遣し、企業の事業戦略の中でデザインを中心としたブランド形成や維持のために、企業活動の中での意匠制度の問題点と意匠の保護のあり方についての研究に対応した。

2)　その他

①日本弁理士会　意匠キャンペーン審査官派遣 (11/19)
荒井委員長を派遣し、弁理士会が行う意匠出願推進キャンペーンに対応した。

4. 4　2011年度活動報告

4. 4. 1　委員会の構成

委員長1名、副委員長4名、委員15名の計20名で活動を行った。

(1) 第1小委員会［調査・研究テーマ］
意匠制度のあるべき姿と意匠法改正の研究

(2) 第2小委員会［調査・研究テーマ］
BRICsおよびアジア諸国にかかる意匠実務研究

4. 4. 2　活動概要

4. 4. 2. 1　全体活動

○特許庁との意見交換会実施 (10/21、3/16の計2回実施)
特許庁意匠課の「意匠審査の品質向上」施策、及び、「画像保護の拡大」について、意見交換をいった。「画像保護の拡大」に関しては次年度も引き続き意見交換を行う。

○日本弁理士会意匠委員会との意見交換会実施 (12/15、3/15の計2回実施)
両委員会活動テーマに関して意見交換を行い、産業構造審議会意匠制度小委員会での検討テーマである「画面デザイン保護」「ヘーグ協定加盟」に向けた意見交換を行った。今後も交換会を増やし情報交換を活発にすることとした。

4. 4. 2. 2　その他活動

○委員派遣

1)　外部委員会

①三菱総研「意匠出願動向調査」への委員派遣（計3回会合実施）
中原委員を派遣し、毎年行っている五極（日本、中国、韓国、米国、欧州）の出願動向調査に対応した。
②知的財産研究所研究会への委員派遣（計4回会合）
「デジタル社会におけるデザイン保護に即した意匠制度の在り方に関する調査研究」に対し、林副委員長を派遣し、画面保護のあり方につい意見発信を行った。尚、画面保護に関しては著作権との関連性もあることから著作権委員会と調整会を開催し意見整合を行った。
2）　各国意匠制度に関する意見取り纏め／提出
①日本特許庁からの各国特許庁会合等への議題（要望）取り纏め
②日本意匠審査基準改訂案に対するパブリックコメント提出
③フィリピン意匠規則改訂へのパブリックコメント取り纏め（提出はアジア戦略PJ）

4. 5　2012年度活動報告

4. 5. 1　委員会の構成

委員長1名、副委員長7名、委員15名の計23名で活動を行った。
（1）第1小委員会［調査・研究テーマ］
日本意匠制度の現状と改正の研究（あるべき姿とは?）
ブランディング構築に向けた意匠戦略
（2）第2小委員会［調査・研究テーマ］
アジア諸国 または BRICs諸国にかかる意匠実務研究

4. 5. 2　活動概要

4. 5. 2. 1　全体活動

○国内画像保護拡充に関するJIPA内及び特許庁意匠課との意見交換会実施
産業構造審議会意匠制度小委員会で検討されている画像保護拡充に関し、ソフトウェア委員会、著作権委員会との意見交換会を適宜実施し、JIPA意見の整合を行った。また、特許庁意匠課とも数回意見交換を行った。
○日本弁理士会意匠委員会との意見交換会実施（6月実施）
両委員会活動テーマに関して意見交換を行い、産業構造審議会意匠制度小委員会での検討テーマである「画面デザイン保護」「ハーグ協定加盟」に向けた意見交換を行った。今後も意見交換会を増やし情報交換を活発にすることとした。

4. 5. 2. 2　その他活動

○委員派遣
1）　外部委員会
①三菱総研「意匠出願動向調査」への委員派遣（計3回会合実施）
朝倉副委員長を派遣し、毎年行っている五極（日本、中国、韓国、米国、欧州）の出願動向調査に対応した。

4. 6　2013年度活動報告

4. 6. 1　委員会の構成

委員長1名、副委員長8名、委員13名の計22名で活動。活動にあたっては、2つの小委員会を設け、第1小委員会11名、第2小委員会10名の構成とした。
（1）第1小委員会［調査・研究テーマ］
ハーグ協定加盟に伴う国内意匠実務の研究
（2）第2小委員会［調査・研究テーマ］
中国専利法改正後の審査指南研究（次期改正に向けた問題点の抽出）及び解説作成

4. 6. 2　活動概要

4. 6. 2. 1　全体活動

○国内画像デザイン保護拡充について、JIPA内及び特許庁意匠課と意見交換を実施した。
ソフトウェア委員会、著作権委員会とも連携し、問題点の抽出、意見の検討、整合を行った。
○産業構造審議会 知的財産分科会 意匠制度小委員会報告書「創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について（案）」（ハーグ画像に関する報告書）パブリックコメ

ントの対応を行った。
○WIPO商標・意匠・地理的表示に関する常設委員会（SCT）において検討されている、意匠法条約草案（DLT案：手続に関する国際調和）について、特許庁国際課との意見交換を実施した。図面の簡素化や、出願書類の記載事項等の実務者が直接関与する内容であるため、国際課と、今後も、本件に関し定期的に意見交換を行うこととした。
○日本弁理士会意匠委員会との意見交換会を実施した。(7/31)
両委員会活動テーマ及び、「画面デザイン保護拡充」「日本のハーグ協定加盟」に関し、意見交換を行った。今後も機会を設け情報交換を活発にすることとした。

4. 6. 2. 2　その他活動

○委員派遣
1）外部委員会
①AIPPI「各国地域における権利効力の範囲と侵害が及ぶ範囲」（全3回）へ肱岡副委員長を派遣。日本、中国、米国、BRICS、ASEANを対象に、日本で特許庁に類似と判断された意匠が、外国の特許庁（登録可否）・代理人（侵害or非侵害）にはどう判断されるかをヒアリングする等、意匠の効力範囲についての研究に対応した。
②三菱総研「意匠出願動向調査」（全3回）へ上野委員を派遣。例年行われている五極（日本、中国、韓国、米国、欧州）の出願動向調査のほか、新たな項目として、ハーグ出願に関する調査、公告繰延に関する調査、グローバル展開企業の意匠登録調査に対応した。
③特許庁委託「意匠審査資料を効率的に収集するための調査事業」（全3回）へ齋藤副委員長を派遣。日本意匠分類における画像デザインに関する分類の定義方法の見直しについての検討に対応した。

4. 7　2014年度活動報告

4. 7. 1　委員会の構成

委員長1名、小委員長2名を含め副委員長8名・委員12名の計21名で活動した。活動にあたっては、2つの小委員会を設け、第1小委員会、第2小委員会、夫々10名で構成した。
(1) 第1小委員会［調査・研究テーマ］
日本及び各国の画像デザイン保護制度に関する調査研究
(2) 第2小委員会［調査・研究テーマ］
ハーグ協定加盟に伴う国内意匠実務の研究

4. 7. 2　活動概要

4. 7. 2. 1　全体活動

○商標五庁（日米欧中韓）会合（TM5）
TM5の非公開意匠ユーザーセッションに参加し、各国の意匠運用についての最新動向等の報告について、質疑を行った。
○日本弁理士会意匠委員会との意見交換
第1回（10月24日）として、ハーグ協定に関する審査基準及び画像デザイン保護の拡充について、意見交換を実施。
第2回（3月26日）は、弁理士会ソフトウェア委員会から、諸法による画像デザイン保護に関する研究成果報告会を開催し、続いて意見交換を行った。
○JETROアセアン知財会議（国・分野別に知財に関する課題整理）に参加し、アセアン諸国に対する、部分意匠制度や、審査制度の要望に関し、議論した。
○知財高裁との意見交換に参加し、画像デザインの創作容易性判断について意見を伺った。
○WIPO日本事務所から、ハーグ協定出願の開始に備え、ハーグ出願の利用促進のためのヒアリングを受け、企業ユーザーとして公開して欲しい情報や、ユーザーサポートについて要望した。

4. 7. 2. 2　その他活動

○委員派遣
1）外部委員会
①産業構造審議会 意匠制度小委員会　意匠審査基準ワーキンググループに、林委員長が参画。ハーグ協定加盟に伴う意匠審査基準改訂についての議論は全3回（2014年10月～12月）が開

催された。第4回（2015年3月30日）から、画像保護に関する議題で検討を再開。今後、数回にわたり議論が行われる。

②特許庁意匠出願動向調査（マクロ調査）委員会に、後藤田委員を派遣（全3回）。日本・米国・欧州（OHIM）・中国・韓国の主要4 ヶ国と1 地域、英国・ドイツ・フランス・スイスの欧州4ヶ国、及びWIPOの意匠登録動向、日米欧中韓におけるグローバルな展開を行っていると認められる企業の意匠登録動向等の調査に対応した。

③AIPPI「ブラジル・メキシコ・コロンビア・インド・ロシアの産業財産権制度及びその運用実態に関する調査研究」ワーキンググループに、縣小委員長を派遣（全3回）。ブラジル、メキシコ、コロンビア、インド、ロシアを対象に、法令等整備状況、統計情報等、産業財産権制度及びその運用実態に関する調査に対応した。

4. 8　2015年度活動報告

4. 8. 1　委員会の構成

正副委員長（3名）を含め22名（※期中1名退任で21名）で活動した。

活動にあたっては、2つの小委員会を設け、第1小委員会11名、第2小委員会11名（※10名）で構成した。

（1）第1小委員会［調査・研究テーマ］
意匠制度の手続き面の国際調和の在り方に関する調査・研究
国内及び海外意匠権侵害訴訟事例研究

（2）第2小委員会［調査・研究テーマ］
意匠から見た知財MIX4.8.2. 活動概要

4. 8. 2　活動概要

4. 8. 2. 1　全体活動

○意見書提出・意見交換

・画像デザイン保護拡充に関し、特許庁との意見交換を実施（5、6、7、8、9月）。意匠審査基準ワーキンググループの案について、ソフトウェア委員会、著作権委員会にも出席を呼びかけ、議論を行った。

・「産業構造審議会 知的財産分科会 意匠制度小委員会 報告書「画像デザインの保護の在り方について」（案）に対する意見提出。

・日本弁理士会意匠委員会との意見交換を実施（12月）。両会の今年度研究テーマに関連し、部分意匠の補正等について議論を行った。

・「ハーグ制度プロモーションビデオコンファランス」開催（9月）。意匠の国際出願（ハーグ）制度に関する質問に対し、テレビ会議システムを利用して、WIPOから直接、回答してもらった。質問は事前にJIPA会員企業から募集したもの。当日の内容は、後日特許庁等から入手した最新情報を補足し、「Q&A」の形で、JIPAホームページに掲載する。

4. 8. 2. 2　その他活動

○委員派遣

1）外部委員会

①産業構造審議会 意匠制度小委員会　意匠審査基準ワーキンググループ

②特許庁委託事業

・三菱総研／意匠出願動向調査委員会（2名）

・AIPPI/ 調査研究ワーキング

4. 9　2016年度活動報告

4. 9. 1　委員会の構成

正副委員長（4名）を含め21名（※期中1名交代）で活動した。活動にあたっては、2つの小委員会を設け、第1小委員会10名、第2小委員会10名で構成した。

（1）第1小委員会［調査・研究テーマ］
日本及び海外主要国における意匠の実施・侵害の考え方の調査・研究

（2）第2小委員会［調査・研究テーマ］
事業の海外展開を視野に入れた意匠を中心とした知財ミックスの実践についての研究

4. 9. 2　活動概要

4. 9. 2. 1　全体活動

○意見書提出・意見交換

・日本弁理士会意匠委員会との意見交換を実施（12月）。両会の今年度研究テーマに関連し、部

分意匠の補正等について議論を行った。17年度は研究テーマを共有して、より密な情報交換を実施する計画を立案。

4. 9. 2. 2　その他活動

○委員派遣

1）外部委員会

①ID5（中国北京）

②産業構造審議会 意匠制度小委員会　意匠審査基準ワーキンググループ

③特許庁委託事業

・意匠出願動向調査委員会（2名）

・AIPPI/調査研究ワーキング・・・中止

④特許庁との第35回WIPO SCT等の事前打ち合わせ

⑤WIPOグローバルセミナー

4. 10　2017年度活動報告

4. 10. 1　委員会の構成

正副委員長（4名）を含め20名（※期中1名減）で活動した。活動にあたっては、2つの小委員会を設け、第1小委員会10名、第2小委員会9名で構成した。

（1）第1小委員会［調査・研究テーマ］
イノベーティブデザインの保護手段としての部分意匠・画像意匠の各国の調査研究

（2）第2小委員会［調査・研究テーマ］
意匠権による差止めをはじめとする活用方法に関する調査研究

4. 10. 2　活動概要

4. 10. 2. 1　全体活動

○意見書提出・意見交換

・日本弁理士会意匠委員会との意見交換を実施（2月）。両会の今年度研究テーマに関連し、議論を行った。

4. 10. 2. 2　その他活動

○委員派遣

1）外部委員会

①ID5@スペイン アリカンテ

②産業構造審議会 意匠制度小委員会　意匠審査基準ワーキンググループ

4. 11　2018年度活動報告

4. 11. 1　委員会の構成

委員長1名、副委員長6名、委員15名の計22名（期中2名交代）で活動した。活動にあたっては、第1小委員会10名、第2小委員会11名の2つの編成で、調査研究を行った。

（1）第1小委員会［調査・研究テーマ］
アジアにおける意匠権活用に関わる諸問題についての調査研究

（2）第2小委員会［調査・研究テーマ］
イノベーティブデザインの意匠権保護のあり方についての調査研究

4. 11. 2　活動概要

4. 11. 2. 1　全体活動

○特許庁政策対応／意見交換

・「意匠の適正な開示要件の在り方等に関する意匠審査基準の改訂」に伴う検討

・「意匠制度の見直しの方向性」についての検討及び意見書提出（2回）

・ASEAN関連の意匠法についての意見交換

・ハーグ作業部会議題についての意見交換

・「意匠制度の見直しの方向性について報告書」を受けての意見交換

・諸外国の産業財産権制度・運用等に関する課題についての意見交換（経産省）

○意見交換

・日本弁理士会意匠委員会（2回）
関連意匠・画像意匠について　9月
両会の今年度研究テーマに関連及び意匠法改正内容について　3月

・WIPO意見交換　11月
WIPOハーグ担当部長であるBISSON氏と「拒絶の公開」、加盟国、手続きについて日本ユーザーの要望を伝え、意見交換を行った。

4. 11. 2. 2　その他活動

○委員派遣

1） 外部委員会
(1) 国内関連
・ 産業構造審議会　意匠制度小委員会　意匠審査基準ワーキンググループ
(2) 海外関連
・ JICA 全人代訪日 意匠講演講師（部分意匠、存続期間延長について）9月
・ 第4回ID5（韓国ソウル）11月
・ WIPO/KIPO 共催ハーグ関連会合　11月

4. 12　2019年度活動報告

4. 12. 1　委員会の構成

委員長1名、副委員長9名、委員19名の計29名（期中2名退任）で活動した。活動にあたっては、第1小委員会14名、第2小委員会13名の2つの小委員会編成で、調査研究を行った。
(1) 第1小委員会［調査・研究テーマ］
画像デザイン・空間デザインの保護についての研究
(2) 第2小委員会［調査・研究テーマ］
関連意匠制度の保護拡充、その他についての研究

4. 12. 2　活動概要

4. 12. 2. 1　全体活動

○意見交換
・ 第15～19回意匠審査基準WGに併せての特許庁意匠審査基準室と意見交換
・ SCT 会合事前意見交換
・ ハーグ作業部会議題についての意見交換
・ 意匠分類改正ついての意見交換
○意見書提出
・ タイ王国意匠法改正（案）に関する意見書
・ ハーグ作業部会　Position Paper
・「意匠審査基準」改訂案に対する意見書
・「特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う意匠登録令の規定の整備及び経過措置に関する政令案」に対する意見書
・「意匠法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見書
・「知財推進計画2020」に対する意見書（意匠関連部分対応）
○その他意見交換
(1) 日本弁理士会意匠委員会（1回）
・ 2019年5月19日公布の改正意匠法の条文読み合わせを行い、意見交換を行った　6月
・ 定例としている年度末の意見交換については、中止した　3月
(2) JAFBIC 意見交換　5月
・ 広く改正意匠法に関して情報収集、情報発信を行うため、JAFBICと意見交換を行った。異なる業界団体間における意匠の課題についても意見交換した。

4. 12. 2. 2　その他活動

○委員派遣
1） 外部委員会
(1) 国内関連
・ 第15～19回産業構造審議会意匠制度小委員会意匠審査基準ワーキンググループ
・ 特許庁受託調査研究のアドバイザー委員派遣
(2) 海外関連
・ WIPOハーグ作業部会　10月
公開時期を6ヶ月から12ヶ月へ変更することについてWIPOハーグ作業部会にて意見した。
・第5回ID5（舞浜）12月
ブランド保護の観点より、関連意匠の拡充について他国の官庁及びユーザーに紹介し、同様の検討を要望した。

4. 13　2020年度活動報告

4. 13. 1　委員会の構成

委員長1名、副委員長8名、委員18名の計25名で活動した。主に国内を調査研究の対象とする第1小委員会は2つのワーキンググループで構成し、外国を調査研究の対象とする第2小委員会とあわせて3つのグループ編成とした。
(1) 第1小委員会［調査・研究テーマ］
改正意匠法の活用についての調査研究
(2) 第2小委員会［調査・研究テーマ］
意匠法制度の異なる各国における、意匠権活用の場面を意識した出願方針の検討

4. 13. 2　活動概要

4. 13. 2. 1　全体活動

○意見交換
・第20回意匠審査基準WGの特許庁との事前意見交換
・第12回意匠制度小委員会の特許庁と事前意見交換
・SCT会合事前意見交換
・ハーグ作業部会議題についての意見交換
○意見書提出
・中国専利法改正（案）に関する意見書
・中国審査指南改訂（案）に関する意見書
・中国実施細則改訂（案）に関する意見書
・中国最高人民法院関連の意見書
・台湾公開繰り延べの利用についての回答書
・ベトナム改正（案）に関する意見書
・タイ王国意匠法改正（案）に関する意見書
・シンガポール（案）に関する意見書
・UKIPO AI創作についての回答書
・中韓台の要望書対応
・「知財推進計画2021」に対する意見書（意匠関連部分対応）
○弁理士会との意見交換
定例としている年度末の意見交換をオンラインにて行った。弁理士会、JIPAのそれぞれが「特許及び商標と比較した意匠の優位性」、「意匠法改正で保護対象となった建築物や画像に関する検討」や「意匠の類否（審査基準をベース）」等計7つ研究テーマについて報告するとともにディスカッションを行い、ブラッシュアップを行った。また、新規性喪失の例外適用を受けるための証明書の提出負担の緩和等、意匠制度の課題について意見交換を行い、今後も互いに協力し、意見発信することとした。
○JIPA知財シンポジウム（ポスターセッション）
ベストポスター賞　銀賞

4. 13. 2. 2　その他活動

○委員派遣
1）外部委員会
（1）国内関連
・第20回産業構造審議会意匠制度小委員会意匠審査基準ワーキンググループ
・第12回産業構造審議会意匠制度小委員会
（2）海外関連
・WIPOハーグ作業部会（オンライン参加）
・なお、今年度は、COVID-19により、ID5におけるユーザーセッションは開催されなかった。

4. 14　2021年度活動報告

4. 14. 1　委員会の構成

委員長1名、副委員長8名、委員15名の計24名にて活動した。主に画像を調査研究の対象とする第1小委員会は2つのワーキンググループで構成した。また、ブランドを調査研究の対象とする第2小委員会と、非意匠実務者向け意匠教育を調査研究の対象とする第3小員会を合わせ4つのグループ編成とした。
（1）第1小委員会［調査・研究テーマ］
改正意匠法の活用についての調査研究
（2）第2小委員会［調査・研究テーマ］
意匠権のブランド寄与に関する研究
（3）第3小委員会［調査・研究テーマ］
技術者向け意匠の教育資料作成

4. 14. 2　活動概要

4. 14. 2. 1　全体活動

○各国官庁政策対応等
（1）国内
・庁OUT手続のデジタル化に関する意見交換
・「デザインと法協会」創作者分科会との創作者認定に関する意見交換
・特許法等改正に関する庁審判部との意見交換
・日本新規性喪失の例外規定に関する弁理士会意見ヒアリング
・特許庁制度審議室との意見交換
・中韓台向け要望事項　特許庁提出
・「知財推進計画2021」に対する意見書提出
（2）海外
・第44回SCT会合
・WIPOPJ　第1回会合
・CNIPA「専利出願行為の規範化に関する若干の規定の改正草案」パブコメ検討

・韓国デザイン保護法施行規則の一部改正令
　パブコメ検討
・日中韓商標意匠フォーラム
・欧州委員会「意匠の保護にかかるサーベー」意見書提出
・日中研究事業（特許庁委託）における講演及び意見交換
・シンガポール知財法改正案　パブコメ検討
・CNIPA「専利審査指南改正」　パブコメ意見書提出
・ID5「Topics of new or continued ID5 focus coming out of the pandemic」日本ユーザー代表意見発表
○JIPA知財シンポジウム（ポスターセッションベストポスター賞と委員長賞のダブル金賞受賞

4. 15　2022年度活動報告

4. 15. 1　委員会の構成

委員長1名、委員長代理1名、副委員長9名、委員10名の計21名にて活動した。主に国内の意匠課題を調査研究の対象とする第1小委員会、外国の意匠課題を調査研究の対象とする第2小委員会と、意匠権と著作権の知財ミックスを調査研究の対象とする第3小員会を合わせ3つのグループ編成とした。

(1) 第1小委員会［調査・研究テーマ］
　国内意匠制度に関する調査研究
(2) 第2小委員会［調査・研究テーマ］
　外国の意匠権制度に関する研究
(3) 第3小委員会［調査・研究テーマ］
　中国における意匠権と著作権のミックスによるデザイン保護に関する調査研究

4. 15. 2　活動概要

4. 15. 2. 1　全体活動

○各国官庁政策対応等
(1) 国内
・JPOとの画像意匠に関する意見交換会実施及びJPOへ画像意匠に関する意見書提出
・産業構造審議会知的財産分科会第13-14回
　意匠制度小委員会
・産業構造審議会知的財産分科会第19回
　意匠審査基準WG
・新規性喪失の例外規定緩和
　パブコメ意見書提出
・門司税関訪問による意匠権税関差し止めに関する意見交換実施
・新規性喪失の例外規定案に対する弁理士会意匠委員会との意見交換会実施
・特許庁意匠審査官研修への委員派遣・中韓台向け要望事項　特許庁提出
・「知財推進計画2022」に対する意見書提出
(2) 海外
・JPOとの画像意匠に関する意見交換会実施及びJPOへ画像意匠に関する意見書提出
・産業構造審議会知的財産分科会第13-14回意匠制度小委員会
・産業構造審議会知的財産分科会第19回意匠審査基準WG
・新規性喪失の例外規定緩和　パブコメ意見書提出
・門司税関訪問による意匠権税関差し止めに関する意見交換実施
・新規性喪失の例外規定案に対する弁理士会意匠委員会との意見交換会実施
・特許庁意匠審査官研修への委員派遣・中韓台向け要望事項　特許庁提出
・「知財推進計画2022」に対する意見書提出
○JIPA知財シンポジウム（ポスターセッションベストポスター賞と委員長賞のダブル金賞受賞

5. 小括

以上のとおり2008年度～2022年度の意匠委員会の活動を振り返ったが、時代に即した活動を専門性が高い人材且つ少人数で行っていることがわかる。これまでは少人数が過負荷で活動を推進してきた面もあるが、近年は働き方改革やワークライフバランスが浸透してきており、委員会活動に掛けられる工数が限られてきている。また、委員会メンバーにいても、Z世代等若手が少しずつ参加してきており、私生活や仕事、委員会活動に対する価値観がこれまでの参加メンバーとは異なっ

てきていると感じている。そのため、今後はJIPA活動における目的やゴールを、安易に継承するのではなく、若い世代の価値観を踏まえながら再び合意形成し、幅広い世代が共感できる目的やゴールをあらためて設定する時期に来ているのかもしれない。また、委員会活動においても、従来からの活動を見直し、幅広い世代の納得感があるテーマや進め方で活動を推進することが、今後はより求められていくのではないか。

（2022年度　委員長・平林 篤哉）

商標委員会

1. はじめに

商標委員会は、当協会唯一の商標に関する専門委員会として、国内外における商標の権利化及び権利活用の実務、並びに商標部門によるブランド構築の取り組みに関する調査研究・意見発信を行っている。

当委員会の2008～2022年度の15年間の活動について、各年度の専門委員会年間活動報告、JIPAホームページ等に基づきまとめたので、以下に紹介する。

2. 委員会の構成

当委員会の構成と運営に関する情報について**表1**にまとめた。全委員数は、30後半～50後半の間で推移し、平均すると約46名であった。正副委員長は、全委員数の増減に応じるように9～14名の間で推移し、平均すると12名となっている。委員長は、複数年継続することが多く、年度によっては委員長代理を1名ほど配置している。

3. 委員会の運営

3. 1　体制

当委員会の体制面で大きな変化があったのは、2019年度に小委員会制からワーキンググループ（以下、WG）制に変更した点が挙げられよう。

2018年度までは、国内商標制度、ブランド、海外商標制度の3つの分野ごとの所掌による第1～第3小委員会までの小委員会制としていた。小委員会制では、各小委員会が、それぞれの分野に関する調査研究テーマに取り組む他、意見発信についても各分野に従って担当し、検討や取りまとめを行っていた。このように、小委員会制は各小委員会のミッションが明確であることから、委員会内での対応方法が明確な点にメリットがあった。その一方で、ミッションが明確であるが故に、委員会全体に関わる案件について、小委員会の垣根を越えて取り組みづらいという課題も挙がって

商標委員会の構成と運営

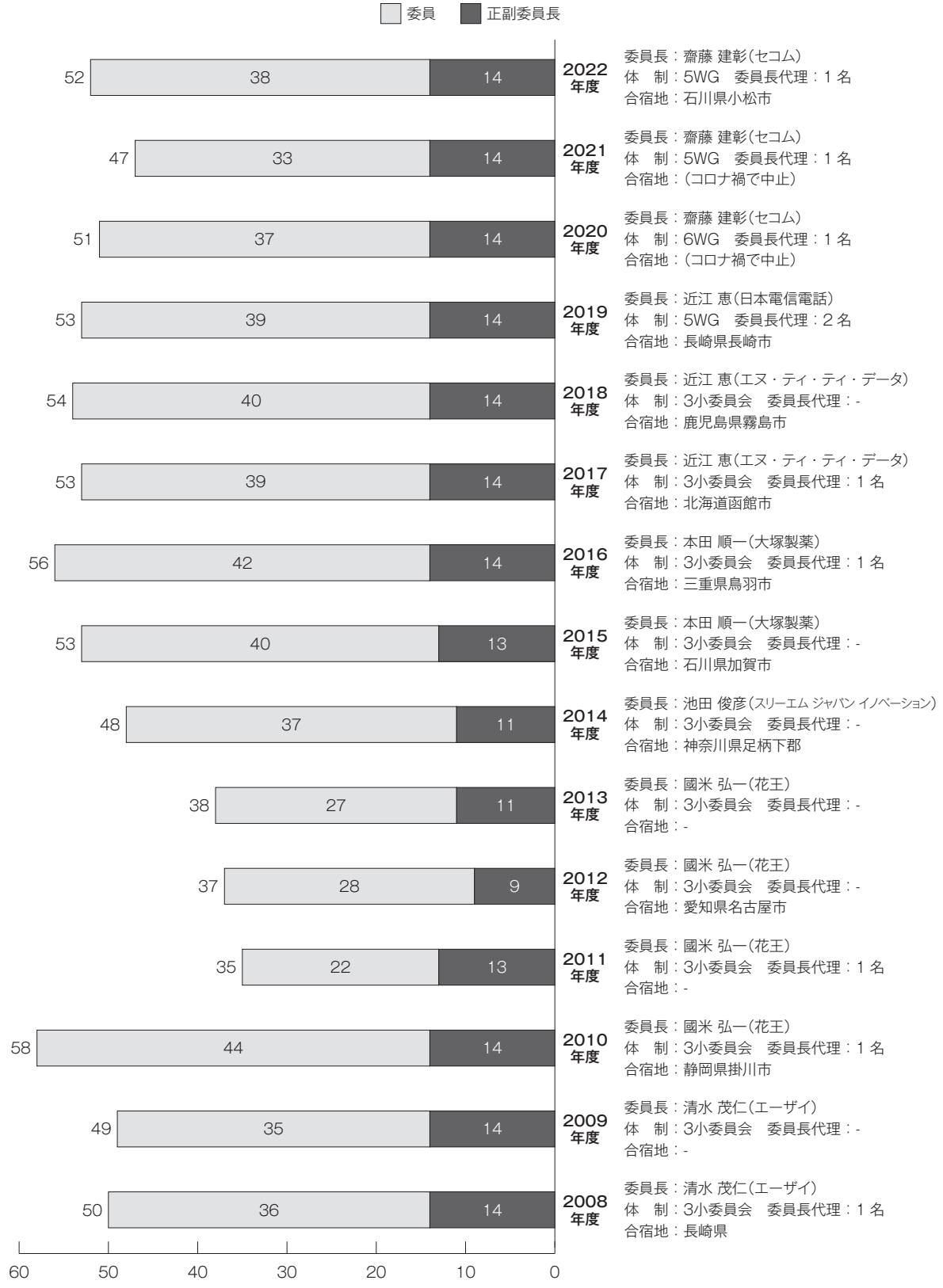

表1：委員会の構成と運営

いた。例えば、海外への意見発信に対応する場合、小委員会制では、海外商標制度を担当する第3小委員会を中心に検討が進められるため、第1・第2小委員会に所属するメンバーが関心を持っていたとしても、検討段階から関わりづらい面があった。

そこで、2019年度より調査研究テーマ毎のWG制とすることで、小委員会の所掌にとらわれることなく、委員会全体で横断的かつ柔軟な対応を図り、政策提言等の発信力を高める体制としている。

なお、歴史をさらに遡ると、当委員会は、1949年度に初めて設置され、1988年に調査・研究内容の多様化に伴い、WG制から小委員会制を採用していたようである。

3. 2　運営

（会議の種類）

正副委員長会議、全体会議、小委員会会議/WG会議の定例会議の他、他団体・機関との意見交換会や、年度によっては有志勉強会を開催した（2013・2014・2016年度：マーケティング関係、

表2：商標委員会の調査研究成果物

公開年	形式	タイトル	小委員会/WG
2009年	会誌（資料）	経営に資するブランドライセンスの在り方と商標部門の役割	2008年度 第2小委員会
2010年	会誌（今更聞けないシリーズ）	「商標の識別力」に関する日本の実務上のポイント ―企業実務者の視点から―	2009年度 第1小委員会
	資料発行	商標実務における諸問題への考察（スローガン･キャッチフレーズ編）	―
2011年	資料発行	経営に資するブランドの研究 ―ブランドで経営を考える―	2008-2010年度 第2小委員会
	会誌（今更聞けないシリーズ）	最近の不使用取消審判における「商標の使用」について ―企業実務者の視点から―	2010年度 第1小委員会
	会誌（今更聞けないシリーズ）	企業視点からの「商標表示」の取り扱い	2010年度 第3小委員会
2012年	資料発行	商標実務における諸問題の考察（技術名称・機能名称編）	2010-2011年度 第3小委員会
	会誌（論説）	ハウスマークから派生した商標の類否について ―企業実務からの一考察―	2011年度 第1小委員会
	会誌（特集）	マーケティング手法を用いた技術ブランディングと商標	2011年度 第2小委員会
2013年	会誌（論説）	商標の類否判断の審査における「取引実情説明書」の活用のためのヒント	2012年度 第1小委員会
	会誌（資料）	B to Bで成功する技術ブランドの研究	2012年度 第2小委員会
	会誌（資料）	インターネット上の商標の使用に関する判決例の事例考察	2012年度 第3小委員会
2014年	会誌（論説）	商標の機能（識別力）へ配慮した表示についての考察	2013年度 第1小委員会
	会誌（今更聞けないシリーズ）	商標におけるコンセント（同意書）制度	2013年度 第1小委員会
2015年	会誌（資料）	BRICs及びASEANでの周知・著名商標保護制度・実態の調査研究	2014年度 第3小委員会
	会誌（論説）	契約実務における商標保護のあり方 ―契約類型ごとの考察―	2014年度 第1小委員会
	会誌（論説）	警告状に関する商標特有の注意点	2014年度 第1小委員会
	会誌（論説）	法的・ブランディング的観点から読み解くコーポレートブランドマニュアル規定 ―知的財産部門の果たすべき役割―	2014年度 第2小委員会
	会誌（論説）	グループ会社における親会社コーポレートブランドの使用可否 ―親会社とグループ会社との意識のずれから生じる問題と改善提案―	2014年度 第2小委員会
2016年	会誌（論説）	ASEAN主要国及びBRICsを対象とした障害となる先行商標の克服手段の研究	2015年度 第3小委員会
	会誌（論説）	商標の普通名称化防止に向けた実務上の留意点	2015年度 第1小委員会
2017年	会誌（論説）	新しいタイプの商標の我が国での出願及び審査の動向	2016年度 第1小委員会
	会誌（論説）	商標及びブランディング観点を踏まえたネーミングプロセスの研究	2016年度 第2小委員会
	会誌（論説）	二文字以下のアルファベット・数字から構成される型番的名称に関する商標調査研究	2016年度 第3小委員会
2018年	会誌（論説）・東西部会報告（6月）	色彩のブランド戦略への効果的な活用方法 ―新しいタイプの商標の出願登録例及びその活用例からの考察―	2016年度 第2小委員会
	会誌（論説）・東西部会報告（9月）	インターネット上の諸問題に関する商標担当者の備え	2017年度 第3小委員会
	会誌（論説）	新規事業における商標実務の留意点	2017年度 第1小委員会
2019年	会誌（論説）	使用により識別力を獲得した商標の登録を目指すにあたっての留意点	2018年度 第1小委員会
	東西部会報告（6月）	知的財産デューデリジェンス（知財DD）における商標リスク観点での留意点	2018年度 第3小委員会
2020年	会誌（論説）	グローバルなブランド・商標管理における本社、地域統括企業、ローカル企業の役割	2017-2018年度 第2小委員会
	会誌（論説）	IoTの発展が ブランド訴求及び商標管理に及ぼす影響	2017-2018年度 第2小委員会
	会誌（論説）	防護標章登録制度の活用について	2019年度 第1ワーキンググループ
	会誌（論説）	中東およびアフリカ地域における 商標実務と特殊事情	2019年度 第2ワーキンググループ

公開年	形式	タイトル	小委員会/WG
2020年	東西部会報告（9月）	B2B企業と技術のブランド化　～技術ブランドの必要性と効果～	2019年度 第5ワーキンググループ
2021年	会誌（論説）	国際的に使用する商標の識別力判断の 企業内実務に関する調査研究	2019年度 第3ワーキンググループ
	東西部会報告（7月）	商標の国際登録制度（マドプロ）利用の企業実務	2020年度 第3ワーキンググループ
	東西部会報告（10月）	商標のプレゼンス及び実務者のキャリアに関する検討	2020年度 第4ワーキンググループ
2022年	東西部会報告（7月）	ロングセラー商品ブランドへの商標実務からのアプローチ	2020-2021年度 第5ワーキンググループ
	東西部会報告（8月）	東南アジア商標制度	2021年度 第1ワーキンググループ
	東西部会報告（4月）	商標起点の知財ミックス	2021年度 第2ワーキンググループ
	東西部会報告（2月）	適切な商標管理手法の在り方	2021年度 第4ワーキンググループ
2023年	東西部会報告	スローガン・キャッチフレーズの保護	2022年度 第1ワーキンググループ
	東西部会報告	商標目線の他社動向分析の手法	2022年度 第2ワーキンググループ
	東西部会報告	識別力に関する商標実務者視点による考察	2022年度 第4ワーキンググループ
	東西部会報告	コーポレートガバナンスコード（CGC）と商標	2022年度 第5ワーキンググループ

※東西部会報告資料については、当協会ホームページの東西部会開催月から参照可能

2017・2018年度：商標担当者のプレゼンス向上及びキャリア形成。以下、かっこ内「年度」は省略）。

（会議開催の頻度・形式・場所）

原則、月1回、委員会を開催し、午前に正副委員長会議、午後に全体会議と小委員会会議/WG会議を実施している。8月は休会とするが、必要に応じて小委員会/WG単位で臨時会議を行う。

全体会議は、年度最初の4月と最後の3月は必ず開催し、それ以外は、7月、9月、10月、12月など、間を空けて開催する年度や、委員全員が参集できる会議室を確保できれば開催する年度もあった。

開催場所は、JIPA会議室、委員所属企業の会議室の他、年1回、全体での合宿を開催する年度が多かった。また、年1回程度、正副委員長や、小委員会/WG単位で合宿を開催する年度もあった。

（コロナ禍における運営）

コロナ禍は、2020～2022年度の委員会運営に大きな影響を与えた。2020・2021年度は、参集型からWEB型中心の活動となり、合宿の開催も中止に追い込まれた。

WEB型の活動では、各種会議の同日開催にこだわらず、別日に開催する等、柔軟な運用を行った。全体会議は、毎月開催し、全体の活動状況を委員全員に細やかに共有した。国際会議への参加、他団体・機関との意見交換会もWEB型で積極的に行った。

他方で、対面の活動のメリットの一つには、休憩時間や懇親会などでたまたま近くにいる人と交流することで、思わぬ知見や気づきを得られる目的のないコミュニケーションができる点が挙げられる。WEB型の活動でも、このような対面の活動の良さを補えるよう、全体会議にて少人数のランダムなグループ分けを行って情報交換を行う「懇話会」や、所属WG以外のWG会議に参加できる「オープンWG」の機会を設ける工夫などを行った。

2022年度は、WEB型と参集型を併用するハイブリッド型の活動へと舵を切った。各種会議の同日開催、関西開催、合宿開催を復活させ、WIPOマドリッド作業部会・商標五庁会合への海外派遣、日本弁理士会（以下、JPAA）との意見交換会のハイブリッド型開催等、参集を含む活動を再開した。

4. 調査研究活動

当委員会の調査研究は、大きく二つのことを意識しながら活動している。

まず一つは、商標実務のみならず、ブランド（ブランディング）にまで視野を広げて調査研究を行うことである。商標は、ブランドを支援する手段であるため、企業のブランドに関する方針・ルール・実務と商標実務は密接な関係にある。質の高い商標実務や、商標部門外への効果的なはたらきかけを行うためには、ブランドに関する知見や実務の理解が欠かせない。

二つ目は、一貫して企業実務目線での調査研究を行う点である。純粋な制度研究や審査判例研究であれば、知的財産を扱う他団体・機関などから様々な情報が書籍やホームページを通じて発信されている。企業実務者の集団である当委員会ならではの視点は、制度や審査判例などを踏まえた

上、それらの知見をいかに企業の経営に資するよう実務に活かせるのか、である。

当委員会の15年間の調査研究活動の成果物について**表2**にまとめた。

各年度の成果物の形式を概観すると、2008～2011年度は、会誌掲載の他、資料の発行も行われていた。2012～2019年度は、会誌掲載を基本とし、時折、東西部会にて報告を行っている。そして、2020～2022年度の活動は東西部会での報告が中心となっている。

5. 国内向け活動

5-1　産業構造審議会

産業構造審議会（以下、産構審）の知的財産分科会（旧知的財産政策部会）には、商標関連の審議会として、商標制度小委員会及び商標審査基準ワーキング（以下、商標審査基準WG）が設置されている。当委員会は、これらの審議会に継続的に委員派遣をしている。各年度の審議会の開催状況、参加者、及び主な検討事項を**表3**にまとめた。

商標関連の審議会は、2013年度を除き、商標制度小委員会、及び商標審査基準WGの両方、又はいずれかが開催されている。

派遣者は、商標制度小委員会には当委員会担当理事、商標審査基準WGには当委員会委員長が参加する傾向にあった。また、2018～2020年度の商標制度小委員会はJIPAとしての参加ではなく所属企業個社からの参加であった。この背景には、当時の特許庁が、審議会委員を、団体の推薦に委ねる形ではなく、直接指名したい意向があったと言われている。当委員会では、いずれにしろ、JIPAのみならず我が国の全ての制度利用者に資するよう、商標制度及び商標審査基準の在るべき姿について意見発信を行ってきた。

意見発信の方法は、審議会での発言や資料提出の他、審議会前の事前レクチャー、審議会で取りまとめられた報告書案のパブリック・コメント（以

表3：商標委員会の産業構造審議会に対する活動

年度	審議会名称（かっこ内は参加回）	派遣者	主な検討事項
2008	商標制度小委員会（19）	小山常務理事	新しいタイプ商標（音、色彩、動き等）の登録制度の導入
	新しいタイプの商標に関する検討WG（1～5）	清水委員長	新しいタイプ商標（音、色彩、動き等）の登録制度の導入
2009	商標制度小委員会（20～21）	小山常務理事	新しいタイプ商標（音、色彩、動き等）の登録制度の導入「類似商品・役務審査基準」の見直し
2010	商標制度小委員会（22～24）	柳生常務理事	新しいタイプ商標（音、色彩、動き等）の登録制度の導入改正後の「類似商品・役務審査基準」の導入方法特許法改正に伴う登録対抗制度の見直し
2011	商標制度小委員会（25）	柳生常務理事	新しいタイプ商標（音、色彩、動き等）の登録制度の導入商標審査基準ワーキング・グループの設立
2012	商標制度小委員会（26～31）	柳生常務理事	新しいタイプ商標（音、色彩、動き等）の登録制度の導入
2013	-	-	-
2014	商標審査基準WG（1～15）	池田委員長	新しいタイプ商標（音、色彩、動き等）に関する審査基準の検討
2015	商標制度小委員会（1）	-	商標審査基準の見直し
	商標審査基準WG（11～16）	本田委員長	主に3条関係の審査基準の検討
2016	商標制度小委員会（2）	佐野常務理事	商標制度に係る検討事項（コンセント制度導入、においやトレードドレスの保護、商標の定義への識別性追加、登録後に識別力を喪失した商標の取消制度導入）
	商標審査基準WG（17～24）	本田委員長	主に4条関係の審査基準の検討
2017	商標制度小委員会（3）	佐野常務理事	商標制度に係る検討事項（コンセント制度導入、商標の定義への識別性追加、3条1項柱書の運用変更、手続上の瑕疵のある大量の商標登録出願対策）
2018	商標制度小委員会（4）	近江委員長※	店舗の外観・内装の商標制度による保護
	商標審査基準WG（25～26）	近江委員長	識別力に関する更なる基準の明確化について
2019	商標制度小委員会（5）	近江委員長※	店舗の外観・内装の商標制度による保護
	商標審査基準WG（27～29）	近江委員長	店舗の外観・内装の商標制度による保護
2020	商標制度小委員会（6～8）	齊藤常務理事※	模倣品の越境取引に関する商標法上の規制の必要性口頭審理期日における当事者の出頭のオンライン化
2021	商標審査基準WG（30）	齋藤委員長	新しいタイプの商標に関する商標審査基準の点検
2022	商標制度小委員会（9～11）	齊藤常務理事	コンセント制度導入

※所属企業からの参加

下、パブコメ）などのタイミングで、必要に応じてJPAAなどの関係団体とも意見交換をし、適宜意見発信を行ってきた。

主な検討事項を概観すると、2008年度から2012年度にかけては、ブランディングにおいて、音、色彩、動き等の新しいタイプの標識が用いられていること等を受けて、商標商標制度小委員会にいて、新しいタイプの商標の登録制度の導入が検討されている。そして、同制度導入の改正が行われた2014年度には、商標審査基準WGにおいて15回にわたり新しいタイプの商標の登録制度に関する審査基準の検討がされた。

2015年度は主に3条関係、2016年度は主に4条関係の審査基準の検討が商標審査基準WGにて行われた。

2017年度には、手続上の瑕疵ある大量の商標登録出願対策の検討がされた。この件は、2014年頃から、特定の出願人が、巷で話題になっている他人の商標を先取りするように大量に出願している問題で、出願手数料を支払わず、出願が却下される前に分割出願を繰り返すことで出願日を維持し続け、他人に交渉を持ち掛ける等の行為を行っていたものである。この出願人は、メディア取材にも売買目的である旨を公言していた。2015年度から、当委員会でも問題視する企業が続出し、特許庁に対して再三対策を要望していたものであった。

2018～2019年度は、商標制度小委員会及び商標審査基準WGにおいて、店舗の外観・内装の保護が検討され、立体商標の枠組みで保護がなされることとなった。これは、不正競争防止法において店舗の外観・内装に関する保護を認める裁判例や、産構審の意匠制度小委員会にて建築物の外観や内装を意匠の保護対象とすべきと整理されたこと等を受けたものである。

2020年度の商標制度小委員会では、コロナ禍の影響もあって増加する電子商取引による個人宛輸入において、侵害品を税関で取り締まれるよう、海外事業者を侵害主体とし、海外事業者が国内の者に模倣品を直接送付する場合に、国内に到達する時点以降を捉えて、新たに商標権侵害行為と位置づける方向で取りまとめが行われた。

2021年度は、商標審査基準WGにおいて、新しいタイプの商標に関する商標審査基準の点検が行われた。

2022年度は、産構審で2006年から度々検討されてきたコンセント制度について、先行登録商標の権利者の同意があってもなお出所混同のおそれがある場合には登録を認めない「留保型コンセント」の導入する方向で報告書が取りまとめられた。

5-2　知的財産推進計画

JIPAでは、内閣府の知的財産戦略本部が作成する知的財産推進計画（以下、知財推進計画）に対し、JIPA事務局が各委員会の意見を取りまと

表4：知的財産戦略本部 知的財産推進計画に関し、商標委員会からJIPA事務局に提出した意見項目
（グレーは実績を示す）

意見項目 ＼ 知財推進計画	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
海外への知的財産制度・体制・実務の浸透	■	■							
TPPに関する法整備		■	■						
アンブッシュマーケティング対策		■	■	■	×				
悪意の商標出願		■	■	■	■				
新しい商標に関する審査			■						
書類審査の閲覧制限			■						
知的財産を包括的に管轄する官庁の創設				×	×				
「特許庁」の名称改称				×	×	■	■	■	■
海外における著名なブランドの保護					■	■	■	■	■
「類似商品・役務審査基準」の見直し					■	■	■	■	■
審査官とのコニュニケーションツールの拡充						■	■	■	
商標審査期間の短縮						■	■	■	■
個人使用目的を仮装した模倣品輸入行為の取り締まり						■	■	■	■
パリ条約の優先権主張の期間延長								×	
仮想空間上の商標									■

×：事務局に意見提出後、取り下げ又はJIPA意見として不採用となったもの。

めた上、意見書の提出を行っている。

表4は、知財推進計画2015～2022策定に向けた意見募集に関し、当委員会からJIPA事務局に提出した意見を項目レベルでまとめたものである。

知財推進計画2017までは、商標実務上の意見が主であったが、知財推進計画2018からは商標実務に加え、知的財産を包括的に管轄する官庁の創設や「特許庁」の名称改称といった、知的財産全般に関わる視点からの意見も発信している。

5-3　その他の国内向け活動

産構審及び知財推進計画以外の国内向けの活動状況について、**表5**にまとめた。この表では、大きく委員や講師を派遣する「派遣系」、パブコメ等に意見書を提出する「意見提出系」、各種団体との意見交換やヒアリングなどの「意見交換系」に大別している。

（派遣系の活動について）

派遣系の主な活動では、まず、特許庁が施策検討の参考のため等に行う調査研究への派遣が挙げられる。この調査研究は、産業財産権制度問題調査研究、産業財産権制度各国比較調査研究、商標出願動向調査があり、報告書が公表される。当委員会は、これらの調査研究で設置される委員会に、2019年度までほぼ毎年委員派遣していた。

審判実務者研究会は、特許庁審判部による2006年度からの取組みで、産業界、弁理士、弁護士及び審判官といった実務関係者が審決や判決の研究を行い、報告書が公表される。当委員会では、2014年から毎年3～4名の委員派遣をしている。

特許庁審査官等研修は、INPITが特許庁職員に対して行う研修で、JIPAではこの研修への協力を毎年行っている。当委員会からも、審査官や審査官補の研修に参加し、企業実務者の立場からプレゼンやディスカッションを行っている。

テレコムサービス協会におけるプロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会の商標権関係WGにも、2013～2018年度に当委員会から構成員を派遣し、商標権関係ガイドラインの検討や情報収集を行った。

セミナー講師・パネラーは、2013～2015年度に派遣の実績がある。AIPPI・JPAPAN主催のセミナーでのパネラー派遣、WIPO及び日本知的財産仲裁センター主催のセミナーへの講師派遣がある。

（意見提出系の活動について）

意見提出系の活動は、特許庁への発信が主で、頻度としては多くはないようである。これは、上述した産構審や知財推進計画を通じた意見発信がパブコメの代替として機能しているからと推察される。

（意見交換系の活動について）

意見交換系の活動は、特許庁及びJPAA商標委員会と密に行っている。

特許庁に関しては、審判部と、無効/取消審判における「○○及びこれに類似する商品」の表示の取扱い変更（2008）や、登録後に普通名称になった商標の取消制度の創設（2012）などをテーマに、また、商標課とは、面接ガイドライン（2013）、個人の大量出願（2015、2016）、3条1項柱書の審査運用等に係る審査便覧改訂（2017）などをテーマ

表5：商標委員会のその他の国内向け活動状況（グレーが活動実績のあった年度を示す）

分類	対象＼年度	´08	´09	´10	´11	´12	´13	´14	´15	´16	´17	´18	´19	´20	´21	´22
派遣系	特許庁 調査研究	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			
	特許庁 審判実務者研究会							■	■	■	■	■	■	■	■	■
	INPIT 特許庁審査官等研修	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	テレコムサービス協会 プロ責法ガイドライン等検討協議会 商標権関係WG						■	■	■	■	■	■				
	セミナー講師・パネラー						■	■	■							
	その他	■	■											■		
意見提出系	特許庁	■	■		■			■							■	
	その他		■													■
意見交換系	特許庁	■		■		■	■		■	■	■			■	■	
	日本弁理士会 商標委員会			■		■	■	■	■	■	■	■	■		■	■
	その他														■	■

表6：商標委員会のWIPOマドリッド作業部会に関する活動

2008年度　**特許庁宛意見**
●第5回作業部会：保護通知の義務化、国際登録の結果へのアクセス性向上、手数料支払い、拒絶理由の言語・手続き、ROMARIN改善等 ●WIPOマドリッド同盟総会（**新言語導入**：出願言語に関する調査）：日本語導入には異は唱えず、アラビア語・中国語・ドイツ語・イタリア語・日本語・ポルトガル語・ロシア語を要望。誤訳や公開の遅れ等不足の事態が生じることへの留意や救済措置の配慮も要望 ●第6回作業部会（日本提案の基礎要件の緩和）：要件撤廃のメリット・デメリット再検討、要件緩和についての検討を要望
2009年度　**特許庁宛意見**
●第7回作業部会：**新言語導入**（出願言語への日本語導入）に異は唱えず、翻訳、対訳リスト公開、出願人負担等を懸念
2010年度　**特許庁宛意見**
●マドリッド制度の手続き等に関する意見交換会を2回実施
2014年度　**特許庁宛意見**
●**従属性**（セントラルアタック）凍結について意見
2015年11月2日（月）～6日（金）　**現地派遣**：大久保（富士通）、吉田（トヨタ自動車）各副委員長
●**従属性**（凍結）：賛成意見（欧州諸外国などは反対）　⇒継続 ●**商標同一性の要件緩和**：日本審査実情や企業課題・事例（※）を紹介するプレゼンを特許庁合同で実施　⇒多数の賛成を受け、継続 ※英語とその音訳・翻訳のカタカナ（ひらがな）の二段書き商標を基礎とし、英語のみ出願することを認めてほしい事例等
2016年6月13日（月）～17日（金）　**現地派遣**：吉田（トヨタ自動車）、小林（シチズン時計）各副委員長
●**従属性**（凍結）：凍結が困難なら従属期間を3年以下とする短縮を要望（欧州諸外国などは反対）　⇒継続 ●**商標同一性の要件緩和**：2015年と同様のプレゼン実施　⇒審査ガイドラインを作成する（JIPAプレゼンの要望を反映する皆のコメントあり） ●**分割・併合制度の導入**：ユーザーの利便性向上のためのガイドライン等の導入を要望　⇒規則改正案をマドリッド同盟総会に上程
2017年6月19日（月）～22日（木）　**現地派遣**：小林（シチズン時計）、杉崎（武田薬品工業）各副委員長
●**国際登録による国内登録の代替**：代替制度に係る各国の情報の一元的な公開を要望（MARQUESも同様の提案）　⇒継続 ●**指定国官庁に対する指定商品役務の限定の審査権限付与**：審査遅延と拒絶対応費用増加を懸念　⇒アンケートを実施する ●**商標同一性の要件緩和**：①アンケート結果を元に、国際事務局が既に一定の国で認められている柔軟性のあるケースを反映させたガイドラインを提示し、それに従って締約国官庁の裁量で柔軟な同一性判断を行って欲しい、②二段書き商標の要件緩和を要望　⇒継続
2018年7月2日（月）～6日（金）　**現地派遣**：杉崎（武田薬品工業）副委員長、黄（本田技研工業）委員
●**国際商標登録の国内（広域）商標出願への変更制度の活用促進**：変更制度に係る締約国における規則・費用情報の詳細を積極的に開示するように国際事務局が締約国に促してほしい　⇒事務局の促進策について合意 ●**新しいタイプの商標及び新しい表現方法**：商標タイプによらず、電子出願できることが望ましい　⇒アンケートを実施する ●**指定国官庁に対する指定商品役務の限定の審査権限付与**（アンケート結果）：指定国官庁で限定の審査がされると、審査遅延と各国官庁対応費用の増加が懸念される。少なくとも国際商標出願時の限定は本国官庁が審査すべき　⇒新たにアンケートを実施する ●**新言語導入**（中国語、ロシア語）：中国語及びロシア語が導入された場合、翻訳に係る工数・費用の増加が懸念される（他一部の締約国官庁及びユーザー団体からも同意見あり）　⇒国際事務局において懸念点についてのレポートを作成
2019年7月22日（月）～26日（金）　**現地派遣**：杉崎（武田薬品工業）、齋藤（SUBARU）各副委員長
●**国際登録による国内登録の代替**：共通規則案に関し、基本的に支持　⇒マドリッド同盟総会へ上程（一部代替は継続審議） ●**暫定拒絶通報**：ユーザーにとって合理的な応答期間と算出方法が各締約国で調和されることを期待　⇒継続 ●**従属性**（期間短縮）：3年以内への短縮を要望　⇒継続
2020年10月12日（月）～16日（金）　**オンライン派遣**：杉崎（武田薬品工業）、藤井（バンダイ）各副委員長
●**非伝統的商標の国際出願を可能にする新しい表現方法に係る第9規則改正提案**：商標同一性について「同一」から「一致」へ文言を修正する点について、2015年以来主張してきた「商標同一性の要件緩和」が反映されたことを歓迎　⇒マドリッド同盟総会に上程 ●**新言語導入**（中国語、ロシア語、アラビア語）：出願言語として導入し、財務・実務面への影響を評価した上、次のアクションを検討する事務局提案を支持する一方で、依然として導入による費用工数増大と誤訳による権利範囲への影響を強く懸念　⇒継続
2021年11月15日（月）～17日（水）　**オンライン派遣**：齋藤（セコム）委員長、齋藤（SUBARU）、杉崎（武田薬品工業）、鶴見（日清製粉）、藤井（バンダイ）、藤本（DGホールディングス）、山下（ダイキン工業）各副委員長
●**従属性**（期間短縮・取消理由減縮・従属性の自動的適用の撤廃）：単純な従属性の緩和や撤廃を懸念。替わりに統一的な著名性の判断基準を導入するなど、正当利用者を奨励し、不正利用者を失望させるバランスある制度を考慮すべき　⇒継続（従属性に関する更なる選択肢も模索） ●**新言語導入**（中国語、ロシア語、アラビア語）：①導入意義のコンセンサス形成、②値上げを伴わずに全包袋の英語翻訳を提供し、これを正本と同等の効果として扱うこと、③導入後に多発することが予想される冒認出願の防止策及び影響を検討すること、について、再度検討すべき　⇒継続（ユーザー団体等との協議会開催を継続して行うことによる提案書準備を進める）
2022年11月7日（月）～11日（金）　**現地派遣**：藤井（バンダイ）、藤本（DGホールディングス）各副委員長 **オンライン派遣**：齋藤（セコム）委員長、齋藤（SUBARU）、山下（ダイキン工業）各副委員長
●**標準文字の統一化**：指定国ごとに判断が異なることでユーザー側に悪影響。マドプロの利点である代替の利用が阻害されることは制度にマイナス。標準文字制度は商標見本が不要で出願人・指定国官庁の双方に資する。ハーモナイズを望む　⇒標準文字宣言の性質の明確化も含め、継続 ●**暫定拒絶通報**：応答期間の最短期限を2カ月とする案に賛成。各国の早期の運用開始を希望。起算日を各国官庁の通知発行日ではなく国際事務局が権利者へ通知を送付する日に統一することを再度検討すべき　⇒継続 ●**従属性**：従属期間が終了した悪意の国際登録に対しては各指定国で取消・無効手続きが必要。単に従属期間の減少・廃止だけでは制度バランスに懸念。従属性を弱める一方でカウンターバランスの検討を希望。国際事務局における国際登録の取消・無効手続きの導入を提案　⇒他の選択肢についてオブザーバー団体等からの提案を促す ●**新言語導入**（中国語、ロシア語、アラビア語）：2021年と同様の意見を発言。JIPAは作業部会との協議を歓迎　⇒継続（ユーザー団体等との協議会開催を継続して行うことによる提案書準備を進める）

に意見交換を行っている。

JPAA商標委員会とは、商標制度に関するコラボ（2010）、4条1項11号商標審査基準・便覧の「取引実情説明書」の活用（2012）、東南アジア商標制度（2021）をテーマとした意見交換の他、ディスクレーム制度についての共同調査（2013）なども実施している。

また、特許庁、JPAA商標委員会及び当委員会の3者でコンセント制度について意見交換を行う場合もあった（2013）。

特許庁及びJPAA商標委員会以外の団体との活動としては、知的財産研究所からの悪意の商標出願に関するヒアリング（2017）、AIPPI・JPAPANからのネット・SNSでの商標使用はどこまで保護すべきかに関してのヒアリング（2021）、産経新聞社から商標に関する取材（2022）を受けたこともあった。

6. 海外向け活動

6-1　WIPOマドリッド作業部会

標章の国際登録に関するマドリッド制度の法的発展についての作業部会（以下、作業部会）は、マドリッド制度（商標の国際登録制度）に関する議論を行うことを目的として2005年より毎年WIPOが主催する国際会議である。通常、マドリッド制度に基づく規則の改正は、この作業部会で合意された後、マドリッド制度の締約国が一堂に会するマドリッド同盟総会において採択される。

作業部会は、マドリッド制度に加入する国・地域の政府代表団を中心に議論が進められるが、非加入の国･地域の政府代表団、国際機関、ユーザー団体もオブザーバーとして意見を述べることができる。

当委員会も、ユーザー団体として作業部会に対して意見発信を行ってきた。15年間の活動を**表6**にまとめた。表中、●印は意見発信した課題、「：」後の記述はその意見概要、「⇒」後の記述はその議題に関する作業部会の結論を示す。

（意見発信の方法）

2008 ～ 2010年度、2014年度は、特許庁に対して、意見書の提出や意見交換を行うことで間接的な意見発信を行っていた。

2015年度からは、より直接的に意見発信を行っており、作業部会が開催されるジュネーブWIPO本部に委員を派遣している。

（意見発信の内容）

当委員会のスタンスは、この15年間一貫している。商標制度を実際に利用するのは主に企業のブランドオーナーであり、各国・各地域の政治的思惑に大きく左右されることなく、我が国及び世界のブランドオーナーにとってユーザーフレンドリーな制度であるべきというスタンスである。

特徴的な点の一つに、この15年間の初期は、新言語の導入には否定的ではなく、従属性（セントラルアタック）には緩和を要望する方向であった。ところが、中国をはじめとした世界的な悪意の商標出願の問題が大きくなった影響を受け、2018年頃から、これらの議題について慎重な検討を求める方向に変化している。

（意見発信の成果）

作業部会におけるJIPAの存在感は、特に2015年度より現地に委員を直接派遣することで高まったと考えられる。

その例として、2015･2016年度に、「商標同一性」の要件緩和に関し、日本企業における課題・事例のプレゼンを行った結果、2016年度に、国際事務局から、次回作業部会までに作成することとなった審査ガイドラインに、JIPAプレゼンに基づく要望を反映する旨、コメントがあった。

また、2021・2022年度は、従属性の緩和に懸念を表明するだけでなく、緩和に対するバランスを取るための、統一的な著名性の判断基準の導入や、国際事務局における国際登録の取消・無効手続きの導入など、提案型の建設的な意見発信を行ったことで、2022年度には、国際事務局から、このJIPAの提案を引き合いに停滞気味の議論の前進を各国に要求するコメントがあった。

このようなユーザー視点の積極的・建設的な意見発信が国際事務局から評価されて、JIPAの存在感を高めているものと考える。

表7：商標委員会のTM5に関する活動

2010	**第9回商標三極会合**　12月7日（火）～9日（木）　@日本：東京　/派遣：柳生常務理事、國米委員長、第3小委員長、他2名
2011	**拡大商標三極会合**　12月5日（月）～7日（水）　@米国：アレクサンドリア　/派遣：氏名は不明
2012	**第1回商標五庁会合**　10月30日（火）、31日（水）　@スペイン：バルセロナ　/派遣：松平氏 ・「IDリストプロジェクト」に対して、共通の課題の有する「タクソノミーとユーロクラス」との連携強化を図ることを要望 ・IDリスト化されていない商品役務について、母国の庁が窓口となり五庁で共通の態様を決定するような、連携して判断するスキームを要望
2013	**第2回商標五庁会合**　12月5日（木）、6日（金）　@韓国：ソウル　※事前打合せ（11/20）　/派遣：近藤常務理事（団長）、他3名 ・悪意の商標出願プロジェクト：悪意がないことを被申立人が証明する責務を負うような制度導入を提案 ・IDリストプロジェクト：IDリストの追加手続きの明確化、マドプロ出願に際してIDリストの枠組みを利用した出願制度の導入を要望
2014	**第3回商標五庁会合**　12月3日（水）～5日（金）　@日本：東京　※事前打合せ（4/16、6/4、9/25、11/18）　/派遣：氏名は不明 ・JIPA主催による日本企業の紹介を目的とした花王株式会社への企業訪問を実施 ・参加者の親睦のためのJPAA、JTA、JIPA共催によるディナーレセプションを実施し、JIPAからは竹本理事長よりご挨拶
2015	**第4回商標五庁会合**　12月1日（火）、2日（水）　@米国：アレクサンドリア　/派遣：氏名は不明 ・五庁会合の事前・事後ミーティングへの参加（米国への渡航自粛のため本会議は不参加） ・悪意の出願対策やタクソノミーなど各庁リードプロジェクトについて事前ミーティングを通じて意見発信や質問等
2016	**第138回INTA年次総会**　5月21日（土）～25日（水）　@米国：オーランド　/派遣：本田委員長、苗村小委員長 ・JPOセッションでの日本企業の模倣品対策の実情を紹介するプレゼンテーション、JPOブースでの模倣品展示
	第5回商標五庁会合　10月28日（金）、29日（土）　@中国：昆山　/派遣：中村小委員長、吉田副委員長 ・ユーザー参画プロジェクト：今後、ユーザー参画の計画等があれば是非参加したい旨を表明 ・TMViewプロジェクト：中国の商標データを早期にTMViewに反映することを要望
2017	**第139回INTA年次総会・TM5中間会合**　5月19日（金）～26日（金）　@スペイン：バルセロナ /派遣：近江委員長、本田委員長代理、吉田副委員長 ・TM5中間会合：悪意の商標問題について類型ごとに事例を挙げて紹介する等プレゼンを実施 ・欧州（EUIPO）とのユーザーセッション：英国EU離脱に伴うEU商標権の効力について早期に見解を公表するよう要望 ・中国（SAIC）とのユーザーセッション：中国で審査機関が3地域に拡大されことを受け、審査品質の均一化と担保を要請 ・ベトナム知財庁・科学技術省（MOST）と意見交換：「悪意の商標出願」等の紹介を通じ、著名商標に関する制度改善を要望 ・欧州ユーザー団体（MARQUES）と意見交換：WIPOマドリッド作業部会に先立ち、商標同一性の緩和の意見内容を共有。連携を要望 ・JIPA活動紹介及び模倣品展示：JPOブースにて、商標委員会の活動紹介のパネル展示、模倣品・真正品や真贋判定ツールを紹介
	第6回商標五庁会合　11月30日（木）、12月1日（金）　@スペイン：アリカンテ　/派遣：中村小委員長、木村委員 ・ユーザー参画プロジェクト：「悪意の商標出願および侵害事例」等を紹介するプレゼンを実施。審査段階での拒絶、審査時・訴訟時のサポート資料としての著名商標リストの作成という対策案を提案。テーブルトピックディスカッションにも参加 ・ユーザーサイドに対し、官庁を装った詐欺的請求書の提供を求められたため、JPOを通して提供することを承諾
2018	**第7回商標五庁会合**　11月1日（木）、2日（金）　@韓国：ソウル　/派遣：姫野副委員長、神木委員 ・イメージサーチプロジェクト：ウィーンコードによる図形商標調査が困難なため、AIを活用した調査システムをユーザーにも提供するよう要望 ・第四次産業と商標プロジェクト：ビッグデータを解析したツールの検討について、ユーザーの要望を取り込んで検討するよう要望
2019	**第141回INTA年次総会・TM5中間会合**　5月17日（金）～21日（火）　@米国：ボストン　/派遣：近江委員長、徳若副委員長 ・「悪意の商標出願」ジョイントワークショップ：日本企業の被害実例を紹介するプレゼン実施。対応策を交え、継続的・効果的取締りを要望 ・JPOブース展示においてはJIPAや商標委員会の活動を紹介するパネルを掲示。世界の商標関係者に対しJIPAをPR
	第8回商標五庁会合　12月9日（月）～11日（水）　@日本：千葉 /派遣：近江委員長、齋藤（建）、宗形各委員長代理、齋藤（充）、杉崎、鶴見、徳若、日野原、藤井各副委員長、小林委員 ・品質管理プロジェクト：「ユーザー満足の把握」については各庁を比較する取り組みを期待。「審査官とのコミュニケーション」については日本におけるコミュニケーション手段の拡充を要望。「審査加速・ファストトラック」については更なる利便性向上を期待
2020	**第9回商標五庁会合**　10月26日（月）～28日（水）　/派遣：新型コロナウイルスの影響によるオンライン開催にて無し ※オンライン参加：齊藤常務理事、齋藤（建）委員長、徳若委員長代理、海野、加藤、小林、齋藤（充）、杉崎、田中、千葉、鶴見、日野原、藤井、美間、李各副委員長、井坂、沢本、山下各委員 ・2019年の中国商標法改正により、既に商標登録されている悪意の商標に対しても審査官が自主的に無効化できるのか質問
2021	**第10回商標五庁会合**　11月3日（水）～5日（金）　/派遣：新型コロナウイルスの影響によるオンライン開催にて無し ※オンライン参加：齋藤（建）委員長、徳若委員長代理、小林副委員長、沢本委員
2022	**第11回商標五庁会合**　10月24日（月）～26日（水）　@ベルギー：ブリュッセル（オンライン参加も可）　/派遣：小林、田中各副委員長 ※オンライン参加：齋藤（建）委員長、徳若委員長代理、沢本、藤井、藤本、美村、藤井各副委員長、井坂、杉崎、仲田、新山各委員 ・メタバースやNFT等に関するプレゼンを実施。仮想商品に関し、現行制度の保護範囲や対応する国際分類についての早期見解と国際的な調和のリード、仮想空間での商標使用を使用証拠と認める柔軟な判断を要望 ・TMviewプロジェクト：日本・中国・韓国の類似群コードへの参照性向上を要望 ・悪意の商標プロジェクト：知財庁向け普及啓発セミナーについて、各庁の主体的な悪意の商標拒絶、ユーザー向け開催を要望。中国の悪意の商標について、情報提供に基づき、審査官が職権で拒絶・無効化するような制度を整備するよう要望 ・ユーザーセッション翌日には、欧州ユーザー団体BusinessEuropeとの意見交換も実施

6-2　商標五庁会合（TM5）

商標五庁会合（以下、TM5）は、特許庁、USPTO、EUIPO、KIPO、CNIPAで構成された五庁の協力枠組みである。

この枠組みは、2001年に、企業の国際展開支援に必要な、世界各国での商標に関する環境を整備するために、特許庁、USPTO、EUIPOの三庁における協力（商標三極）として開始された。2011年

には、商標三極に、KIPO及びCNIPAを加え、現在の商標五庁（TM5）の協力枠組みとなっている。

TM5では、毎年、年次会合及びフォローアップのための中間会合を開催し、各庁の最近の施策や互いの審査運用等の情報交換を行う。また、実務レベルでの対応を五庁間で合意した取組みをプロジェクト（以下、PJ）化して協力を推進している。

TM5への当委員会の参加は、2009年度の第8回商標三極会合において次回会合からユーザーとの会合を新規に別会合として試行することについて合意したことがきっかけとなる。この合意に基づき、特許庁国際課より当委員会に参加の要請があり、これを受け、当委員会は、2010年度の第1回ユーザー会合から、毎年、参加している。日本ユーザー団体としてはJIPAの他、JPAA、日本商標協会（以下、JTA）も参加している。

TM5に関する活動について**表7**にまとめた。TM5ユーザーセッションには毎年参加している他、国際商標協会（以下、INTA）年次総会で行われる中間会合にも参加している年度もある。

活動内容としては、TM5のPJに関する意見発信が多く、特に、悪意の商標出願に関してはプレゼンを3回実施する等、継続的に意見発信を行っている。この発信は2015年度から開始されており、WIPOマドリッド作業部会での意見の方向性がこの問題を受けて変化し始めた2018年頃とほぼ重なっている。

また、特許庁への協力として、日本開催時における日本企業訪問の主催や、INTA年次総会で設置する特許庁ブースでの模倣品等の展示を行った年度もある。INTA年次総会は、TM5以外の官庁やユーザー団体との意見交換の機会としても活用していた。

6-3　商品・サービス国際分類改正に関する意見交換会

商品・サービス国際分類（以下、ニース国際分類）は、WIPO専門家委員会にて、毎年、加盟国からの商品役務の表示等に関する変更の提案が検討された上、採択される。

当委員会では、特許庁主催の「商品・サービス国際分類改正に関する意見交換会」に、毎年度、委員

表8：各国・海外機関向け活動（グレーが活動実績のあった年度を示す）

国＼年度	´08	´09	´10	´11	´12	´13	´14	´15	´16	´17	´18	´19	´20	´21	´22
中国	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
韓国	■	■		■	■		■			■	■	■	■	■	■
台湾	■	■		■	■	■			■	■	■	■	■	■	■
インド	■		■	■		■	■	■	■			■			
インドネシア		■					■		■						
シンガポール	■							■		■			■		
タイ	■	■							■				■	■	
フィリピン				■				■							
ベトナム	■						■				■	■	■		
マレーシア								■	■		■				
ミャンマー											■				
ラオス											■				■
ニュージーランド					■		■								
アラブ首長国連邦	■														
トルコ					■		■								
ブラジル		■	■	■		■						■			■
ペルー		■													■
米国				■								■		■	
英国					■		■					■	■		
アイルランド							■								
WIPO						■			■	■			■	■	■
JETRO						■	■	■						■	
AIPPI				■											
INTA					■	■			■						
ISO													■	■	■
WTO							■	■	■						

派遣している。意見発信は、商品役務の表示等に関する変更の提案の他、可決された提案に関する日本語訳、類似商品・役務審査基準の変更案、TM5において相互に受け入れ可能な商品役務の表示をリスト化したIDリストについても行っている。

6-4　各国・海外機関向け活動

上述した海外向け活動の他、各国・海外機関向けの活動実績を**表8**にまとめた。

（意見発信の方法）

意見発信の方法は、委員会単独で行う方法と、委員会からJIPAのPJや研究会に参画し、これらを通じて行う方法がある。PJの例としては、アジア戦略PJ（アジア地域関係、2020年に発展的解消）、第4次産業革命PJ（ISO22386WG、ブランド保護規格検討）、WIPO PJ（WIPO関係）、AI研究会（AIパブコメ対応）などが挙げられる。

海外当局へは、JIPAから直接発信する場合と、特許庁や当該海外当局に関係する機関（WIPO日本事務所、JETRO、日本規格協会など）を通じて発信する場合がある。

（活動の内容）

活動内容は、国内向け活動と同様、大きく、派遣系、意見提出系、意見交換系の活動がある。

派遣系の活動としては、アジア戦略PJによる訪問団参画、セミナー等への講師･講演者派遣（2016：WIPO・インドネシア、2021：中国、2022：中国・ラオス）がある。

意見提出系の活動は、多くの国・複数の年度において実績があり、商標制度自体に関する発信の他、商標制度に関わる条約（2012・2014：トルコEPA、2015：TPP）に関するものがある。

複数ヵ国に共通してみられたテーマとしては、外国周知著名商標の保護（中国・台湾・ベトナム・インド）、プレーンパッケージ（2012：英国･ニュージーランド、2014：英国・アイルランド・WTO、2015：シンガポール、2016：台湾・WTO、2017：シンガポール）、AI（2019：米国、2020：シンガポール・英国・WIPO）。

また、中韓台に関する活動は、各国への意見提出の他、特許庁に「中韓台要望書」を関係委員会で取りまとめて提出することから、ほぼ毎年度行われている。近年の要望の件数は、例えば2022年度では、中国27件、韓国0件、台湾2件と、中国に対する要望が圧倒的に多く、同国への関心の高さが伺える。

意見交換系の活動では、タイ知財局訪日（2016）、ブラジル審査官訪日研究生（2022）、WIPO幹部表敬（2021）、JETRO意見交換（2013：中国・インド、2014・2021：東南アジア、2015欧州）、INTA訪日・意見交換（2012、2013、2016）などがある。また、海外関係について特許庁との意見交換も行っている（2013：EPA、2013・2020 ～ 2022：SCT、2014：STLT）。

7. JIPA内向け活動

JIPA内向けの活動は、商標関係のJIPA研修への講師派遣、JIPA知財シンポジウムPJへの参画、同シンポジウムで行われる専門委員会ポスターセッションへの参加、JIPAホームページへの商標トピックスの掲載などが挙げられる。

ポスターセッションは、ポスター制作に創意工夫を凝らし、前向きに取り組むことで委員会活動の周知に努めている。その結果、参加者が投票するベストポスター賞（2015：銀、2016：銅、2017：銅、2019：銀、2020：金、2021：銀）、各委員会の委員長が投票する委員長特別賞（2019：銀、2020：金、2021：銅）、会長賞（2018）で入賞する年度もあった。

商標トピックスの活動は、遅くとも2003年度からその活動が確認されている。2017年度までは、海外商標制度に関する4件程度のトピックを短信としてJIPAホームページに年4回程度掲載していた。2018 ～ 2020年度は、より有用な情報発信となるよう改善を行い、トピックの幅を国内外の制度やブランディング関係に広げ、更新間隔を2ヶ月程度に短縮し、閲覧性を考慮したページデザインの改訂を行った。

8. おわりに

年史をまとめ、当委員会は、不易流行の精神で、

何でも楽しく前向きに取り組む素晴らしい組織風土があると改めて感じた。

調査研究と国内外への意見発信、全ての活動において、商標実務のみならず広くブランディングの視点を持ちながら、企業の商標制度利用者に資するよう、活発な活動を行う姿勢は一貫して変わっていなかった。

その一方で、時代に合わせて変化もしていた。年史を前期・中期・後期に分けると、前期は、私自身が今でも参考にしている体系だった資料を多く発行していた。中期以降、海外派遣を積極的に行い、ポスターセッションにも力を入れ始め、プレゼンス向上に取り組んだ。後期は、委員会の体制を小委員会制からWG制に変更し、世界的な悪意の商標出願の問題の高まりを受けてマドリッド作業部会において新言語導入や従属性緩和への意見の方向性を変えている。

JIPAの外に目を向けると、我が国は、モノづくりから産業が発展してきた経緯もあり、知財＝技術（特許）という意識から脱却できていないと感じる。日本企業は、世界的にみて、特許ランキングで存在感があっても、ブランドランキングでは存在感があるとは言い難い。日本の知的財産権を所管する官庁が未だに「特許庁」と称していることが象徴的で、このことは、我が国の知財に対する姿勢を国内外にブランディングする観点で大きな違和感がある。

現在は、技術・デザイン・ブランドをはじめとした知的資産を総合的に活用すべき時代であり、そのような方向に我が国が真にシフトしていくことに、上述した組織風土と姿勢のある当委員会が貢献できると確信している。

そして、このようなJIPA商標委員会は、歴代の委員長、副委員長、そして委員一人一人の尽力と、JIPA事務局・担当常務理事の支援のおかげで創り上げられたと心から感じ、そのおかげで、私の委員長時代、コロナ禍でも、当委員会の良さが失われることなく委員会運営ができた。ここに感謝の意を表し、むすびの言葉に代えたい。

（2022年度　委員長・齋藤 建彰）

フェアトレード委員会

フェアトレード委員会（以下、FTC）では、委員会活動の紹介するに当たり、2008年から2022年までの検討事案の変遷をまとめることにしました。結果を紹介するにあたり歴代委員長との座談会を企画しまして、模倣品対策や営業秘密管理に関する検討テーマの変遷、不競法の各国制度の調査や独禁法の研究、データ利活用にかかわる最近の検討状況等の活動内容をお伺いしました。

座談会参加者（歴代委員長）：
絹見 和則（10年度／元日本触媒／Web）
大関 達也（14年度／JFEスチール／Web）
沖田 良人（15～17年度／サントリーホールディングス）
湯澤 啓介（18～21年度／神戸製鋼所）
山口 一喜（22年度／日本ゼオン）

座談会参加者（22年度専門委員会小委員長）：
田辺 亮太（第一小委／中部電力／Web）
茨木 崇文（第二小委／日立製作所）

目次

1. はじめに
2. それぞれの年におけるテーマ選定
3. フェアトレード委員会の名称について
4. 独占禁止法に対する取り組み
5. 不正競争防止法・営業秘密保護に対する取り組み
6. データ利活用
7. 知的財産権と独禁法に関する検討
8. おわりに

1. はじめに

山口：本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。2022年度FTCの委員長を仰せつかっております日本ゼオンの山口と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。ご案内いたしました通り、2023年にJIPA85年史を発行する運びとなっておりまして、FTCも2007年の70年史以降の取り組みについてまとめ

ることといたしました。当時のお話を知るには座談会形式が良かろうと思い、ご案内差し上げました次第です。また、年の瀬の御多忙中、調整が遅くなりまして皆様全員にご参集いただくことができなかったことについて本当に申し訳なく思っております。

2. それぞれの年におけるテーマ選定

山口：2008年以降FTCでどのような検討を行っていたかを紐解くと、模倣品対策、不競法の法令研究については終了しているように見受けられました。そのほかのテーマを見ると検討が続いているように見られるテーマもあります。年度毎の報告書を読むと少しずつ射程が変わっていながらも、知財権と独禁法の相克、不競法の適用について、データ漏洩についてどのように守っていくかの有り様が変わっているために研究が終わっていないのではないかと想像しています。そこで、それぞれの年代でどのような興味があったかをお伺いしたいと思います。

絹見：国内外における営業秘密保護に関する研究や偽装表示、模倣品対策の研究は2008年からスタートしているように見えるのですが、その前から検討していると思いますよ。自分も2010年度までなのでその後のことはよく判らないですが。どちらかというと2004年から関わったときは偽装表示、模倣品対策がメイントピックで、営業秘密についての検討は少人数でスタートしたテーマだったと思いますので若干認識に差があると思います。FTCが発足したことから偽装表示、模倣品対策がメインだったと考えています。

大関：絹見さんの後、堀口さん、その後私が担当しており、そのころは営業秘密に関する議論がメインになっていました。当時営業秘密の保護が方向性電磁鋼板に関する営業秘密事件によってかなり注目を集めていたという世相もありまして、不競法というと営業秘密という方向に寄って行ったように記憶しています。我々の頃は偽装表示や模倣品を扱う一般不競法の分野については、徐々にテーマを担当したいという人が減っていきました。

絹見：やっぱりメンバーによりますね。自分のときは社内でも取り組んでいる方が多く、アジア戦略PJにもFTCから何人も参画していて、活動は活発だった。そう言った方々がFTCを卒業されてテーマとして続かなくなったのかと想像しています。

沖田：模倣品とか、大関さんのおっしゃる通りテーマで希望を出される会員はずっとゼロでした。このため、営業秘密と独禁法のテーマをやっていこうということになった経緯もあります。一方で模倣品対策の灯を消してはならないということで、少人数で検討を続けて世の中の情報を集めるような活動は継続していました。

大関：そうですよね。確か、ポリプラスチックスの柏原さんが結構属人的に検討されていた感じでしたよね。

沖田：そうそう。模倣品の灯を消したらアカンとおっしゃって、検討を続けていらっしゃった。

大関：柏原さんはそういう思いを強く持って頂いていた。

湯澤：私は沖田さんの後を継いで委員長を担当したのだけれども、一般不競法も著名表示や周知表示はまぁいいかなと思います。そう言ってしまうと問題かもしれないのですが、少なくとも、侵害警告をお客に言う等の営業誹謗行為等になってくると、うちくらいしかやるところが無いのではないかと思っていて、そう言ったあたりも含めてやった方がいいのではないかとは考えていたが、とにかくやる人がいないので、無理だな、と言う状況でした。沖田さんのときはアジア戦略PJに人を出していたが、私のときに人を出すのをやめてしまいまして。とにかく色々なことをやっていたものですから、人を出すのが大変だと考えてあちこちに人を出すのをやめてしまいました。アジア戦略PJも2、3年前に組織改編が行われ、模倣

品対策PJに名前が変わり、有り様が、従来のアジア戦略PJがやっていたことを専門委員会が担当するような状態に変わって行った。私がやったときに営業秘密と独禁法と、沖田さんから引き継ぐあたりで限定提供データという法改正の話が出てきて、ビッグデータとは何だと思いながら勉強しながら追いついていき、データ利活用というのが新しい柱として入ってきた。いま私の隣にいらっしゃる茨木さんはデータ利活用の鬼のような方でとても助かりました。

絹見：ビッグデータの関係は今もあるのでしょうか？ソフトウェア委員会とか。どちらかというとそこが色々と検討していたと記憶しているのですよね。

沖田：データベースとか著作権がらみのところを対応していましたね。限定提供データとか著作性とかはあまり関係なくて、ある特定の条件を付けて提供したデータを守りましょうと言うのが限定提供データというと思うのです。ちょうど法改正があり、傍聴でしたが産構審にも色々と出させてもらいました。逆にあまり囲い込んでしまうと独禁法でやるという議論が浮上したりもしました。経産省の方が、公取に出向されてデータ利活用に関する独禁法関係をやっていて、そのときに意見を聞かせて欲しいという話が来た。それがだいたい2017年だったかなぁ。なので、この辺りからデータ利活用の話がクローズアップされてきたのだと認識している。

絹見：独禁法に関してはですね、本来ずっとC10コースで講習を行ってきて、私のときは講義の内容に一般不競法、営業秘密、それと独禁法も有りました。ただ、そのころは独禁法については実際には小委員会としては何も活動をしていなかった。ちょっとそういう意味では、私は仕事の関係で秘密保持や共同開発の契約を結ぶうえで独禁法が関係してくるので、委員会の中でテーマアップしたいというお願いをしていました。そのような流れでテーマを立ち上げてもらった。私のときにはできなかったので、置き土産のような形になりましたね。ちょうど大関さんや私の後釜が色々と頑張ってくれたと思うのですけど、それまではテーマには無かったんですよね。元の話に戻りますと、私がそのころFTCの顧問だった方に頼まれて1年で良いからやってくれと言われて担当することになりました。その際、当時の理事長から他のテーマの取り組みを強化してほしいと言われました。今思えば理事長の意図としては、模倣品は商標委員会や意匠委員会等に任せればいいというお考えだったみたいですね。そういう意味では、今そう言った点を意匠委員会や商標委員会は取り組んでいないのだろうか？

山口：模倣品対策PJがあって、そこで精力的に取り組まれている認識があります。

絹見：FTCはアジア各国の法制度の調査等を行っており、今、メンバーがいないとなるとテーマアップできないのも、致し方なしということでしょうか。

山口：FTCは形の無い状態を取り扱い、ある程度具体性を持たせることができたので、他の専門委員会が取り扱うことができるようになったのではないかと勝手に考えていました。今は、検討したい方はそちらの方で検討されていらっしゃるのではないかとも考えています。

大関：独禁法のテーマは、そもそも興味を持っていらっしゃる方や検討に参画できる程度の専門性ある方の人数に限りがあることもあり、FTCでやりきれるのかという不安もありました。ただ、他の専門委員会にお任せするとなると、時々の流行り廃りによってテーマとして取り上げられなくなってしまう懸念がある。知財と独禁法の交差点の問題を定点観測的に取り扱うのはFTCの役割としては重要なのだろうということは今でも強く思っています。

茨木：私が入ったときは、独禁法については大関さんがリードしておられた印象があるのですが、大関さんが盛り立てたトピックなのですか？

大関：第三小委員会の活動を開始したのは、堀口さんのときです。ライセンス契約や共同研究契約に関する部分は比較的得意だったのですが、それ以外の例えば権利行使の限界に関するものはどのようにテーマアップするかが難しかった。ザ・独禁法のようなところになると法務的な色彩が強く、独禁法に関する専門性も求められるため、正直、自分たちが研究できる範囲のテーマに限界を感じることもあった。

沖田：まぁでも盛り立てたのは大関さんですよね。私もFTCすごいな、と入って思った。

大関：独禁法を頑張らなければならないと思ったモチベーションの一つとしてC10研修に独禁法ってあるじゃないですか。あれって元からFTCの所管だったと思うのですが、あれをまともに教えられないFTCってどうだろうと思って、あれぐらいはちゃんとできるようにしないとだめだと思ってやっていました。

茨木：湯澤さんの時代に独禁法のWGでGDPRを取り扱ったこともありましたよね

湯澤：あぁ、個人情報。あの時は営業秘密のグループ、ビッグデータのグループ、独禁法のグループがありました。独禁法で集まっていたが、独禁法も良いがその位置づけは知財権の権利行使に対してのディフェンス・反訴等である位置づけ。そういう位置づけは独禁法以外にもビッグデータを含めたところの利活用に対しての個人情報の規制、個人情報保護法があるがゆえに利活用できないという側面がある。（個人情報保護法を）独禁法的な位置づけとしていわゆる無体財産権を用いた自由な利活用を目指したときに無視できない。巧いことそれをかいくぐって利活用を推進するという観点で検討した。たまたま集まった方々がそこに興味を持たれていたので1年圧縮して集中的に議論した。GDPR・個人情報保護法の話もあったのですが、むしろビッグデータ利活用の裏側でやられていたような気がします。その議論、私は全然ついていけませんでした。

茨木：そうした位置づけでしたか。知財権の権利行使に対してのディフェンス・反訴等の位置づけの観点では、SEP（Standard Essential Patents）の観点でも独禁法を検討されていらっしゃいましたよね。

湯澤：独禁法をどこの切り口でやるかというと、ライセンスと共同研究のときの独禁法の在り方。これってFTC以外にライセンス委員会もやる感じです。彼ら、現状のメンバーがこれやりたいというのを決め打ちにしてしまい、興味のある人がいるとライセンスガイドライン等を扱ったりする。一方契約のかかわらない世界における純粋な権利行使に関する反訴や防御方法等はライセンス委員会でしかやらない。それの典型の一つがSEPのディフェンスとしての独禁法ですよね。今独禁法を検討するときの一つの大きなネタはそれだったのですが、ここ1、2年で、実施者側の主張（License to All等）より権利者側の主張（Access to All）が優勢になるのがはっきりしてきているという感じもしています。ちょっと、あのネタもテクニカルには面白いがプラクティカルには頑張ってもしょうがない話になってきつつあるように感じている。ただ、独禁法の内実的なところで言うとSEPの話をここ数年は追いかけていました。

山口：今年、野崎さんのチーム（第三小委）は独禁法と知財法のバランスを追いかけているようですが。

湯澤：野崎さんのところはリコーでトナーカートリッジについて特許と独禁法の相克が問題となったケースにかかわっていらっしゃいますから。独禁法のテーマ的にはご興味があるのでしょう。もともと、2008年以前もFTCは検討していたと思われ、だからこそC10に独禁法がくっついている訳で、一つ前の70年史の座談会を読んでいてもフェアトレードのという言葉の意味は独禁法を絡めてのフェアトレードという意味があったようですね。今時フェアトレードというと、知財の話を越えて、児童労働が無いとかそういう世界の用語に聞こえてしまうというのはありますが。

年度	調査研究テーマ
2008	・営業秘密管理のアンケート調査報告 ・国内外表示に関する研究 ・中国国内における技術流出対策
2009	・国内外営業秘密保護に関する分野の調査・研究 ・国内外の不正競業の規制・不正競争規整法に関する分野の調査・研究
2010	・営業秘密 ・営業秘密を除く不競法分野、不競法と独禁法との交錯分野及び模倣品対策
2011	・営業秘密保護法制と社会システムの比較（ロシア・ブラジル編） ・広告表示規制の国際比較−比較広告を中心として− ・アジア諸国における模倣品対策実践マニュアル（実務密着型） ・企業活動に役立つ「知財権利行使における独禁法ハンドブック」
2012	・ノウハウ・営業秘密のマネジメントに関するハンドブックの策定 ・インド特許法64条とノウハウの保護 ・不正競争防止法の解説作成 ・中国反不正当競争法の研究 ・知財権行使に関する独禁法ハンドブック作成
2013	・国境を越えた情報漏えいにおける問題点の研究 ・中国反不正当競争法の研究 ・知財権の利用と独禁法問題に関する実務的検討手法の調査研究
2014	・営業秘密の「不正使用」立証に関する調査研究 ・営業秘密・秘密情報管理に関する欧米の法制度・実務の調査・研究 ・国内外における新たな不正競争行為に関する調査研究 ・知財権の利用と独禁法問題に関する実務的検討手法の調査研究
2015	・営業秘密保護法制に関する調査研究 ・従業員・退職者等を通じた営業秘密漏えい対策に関する研究、新興国へ進出する場合における営業秘密漏洩対策の検討 ・知的財産権の利用と独禁法問題に関する実務的検討手法の調査研究
2016	・国内外における営業秘密保護法制、企業における保護・管理に関する研究 ・国内外における知財権の活用と競争法問題に関する調査・研究
2017	・国内外における営業秘密保護法制、企業における保護・管理に関する研究 ・国内外における知財権の活用と競争法問題に関する調査・研究
2018	・営業秘密に関する調査研究 ・知的資産の利活用とそれにかかる独禁法等の法規制に関する調査研究
2019	・不正競争防止法に関する調査研究 ・知的財産の権利行使への抗弁・反訴としての独禁法上の主張に関する調査研究
2020	・不正競争防止法に関する調査研究 ・知的財産の権利行使への抗弁・反訴としての独禁法上の主張に関する調査研究
2021	・営業秘密の管理体制・漏洩防止に関する調査・研究 ・データ利活用・保護法制及び対応実務に関する調査・研究 ・知的財産権の権利行使活用と独禁法主張との相克に関する調査・研究
2022	・営業秘密の管理体制・漏洩防止に関する調査・研究 ・データ利活用・保護法制及び対応実務に関する調査・研究 ・知的財産権の権利行使活用と独禁法主張との相克に関する調査・研究

3. フェアトレード委員会の名称について

山口：実はこの点は議論になっていて、今年度欧州訪問団が渡欧する際にフェアトレード・コミッティは正しい表現となっているかとの議論があり、欧州では修正した名称で紹介した。

湯澤：JIPAシンポジウムでポスターセッションを行っているときに「フェアトレードって何ですか？」という質問が必ずあるので、何をやっているのかが判らない委員会というのはちょっと問題かもしれない。改名を検討しても良いかもしれない。

沖田：冗談のような話で改名を検討した時期もあったが「不正競争委員会」という名前ではまずいだろうという話があり、実現しなかったということもある。

大関：「フェアトレード」はこの委員会の本質を言い当てていると考えることもできるのではないでしょうか。というのも、特許法やほかの知的財産法ではカバーできないところの最後の砦として不競法や独禁法を使って自らの法的な利益を担保できないかという視点があります。また、権利ではなく、公正取引の視点に立脚した利害の調整という視点もあります。それが、独禁法であったり不競法であったり、これから先、時代の変遷により生じる新たな社会課題が別の法律によってルー

ル化されるということです。法律にこう書いてあるからこうだ、ということから一歩進んで、公正性の観点から同社会の利害関係を調整するのかという視点がフェアトレードの本質であり、フェアトレード委員会の名前が判りにくいのは委員会の宿命というか役割に直結しているのではないか感じます。

山口：最近新技術検討に参加しているのですが、この課題は意匠法等で取り扱うのかと思っていたら法律の射程が無いために不競法で整理するような事案がありました。そういう意味では大関さんがおっしゃる通り、形になっていないものを取り扱うという点でフェアトレード委員会の宿命と言えるのかもしれませんね。

大関：そうだと思いますね。法改正で新たな条文で規定されればいいのですが、それまでというのは取引の公正性と言った観点で語られることが多いですよね。権利行使の範囲というのはどこまで許されるのか、それがまぁ社会にとって公正なものと言えるのか。例えばメタバースのような新たな領域が出てきたときに、どこまで権利を主張することが認められるべきなのか、そう言ったところを出発点として語られることが多い。FTCはそういうところに取り組んできている訳なので、やはり、FTCがやっているところは難しい領域を検討している感がある。法律があってその枠の中で実務を考えるというよりは、財産権とか公正取引等の本質を考えなければならないところに難しさがある。だからこそやりがいのある面白い委員会なのかな、と考えている。

沖田：今の話の関連で言うと、もともと意匠で外観等を取り扱っているのだけど、不競法も喫茶店の建物に関する事案で外観等が認められるようになった。そう言った事件がきっかけとなって、あれも裁判で、模倣品関係の基準から勘案すると商品等表示となって、さらに表示の混同が起きているから不競法2条1項で対応できると言った判例の積み重ねで他の法律に影響を及ぼしたと言える。そういう意味で、大関さんのおっしゃったようにFTCは難しい領域を取り扱っていると私も思っている。メタバースを不競法で取り扱っているかもしれないが、意匠法等の権利範囲が変更されるようになれば、そちらで取り扱っていくようになるかもしれないと考えられますね。

4. 独占禁止法に対する取り組み

山口：そうですね。さて、もう一つの話題として、過去のFTCの年度報告を読むと独禁法は2011年くらいにテーマアップされているように感じました。自分としては2011年ころに大きなトピックがあってテーマアップされたのかと想像していたのですが、特にそう言ったことはなく、過去から検討されていたという理解でよろしいのでしょうか。

絹見：活動はほとんど無かったと思いますよ。少なくとも私がいた2004年から2011年にかけては無かったと思います。

沖田：（JIPA研修の）C10コースにはずっと入っていましたよね？

絹見：研修のC10には確かに入っていましたね。

大関：誰かがやらなかったら誰もやらないだろうという話をした記憶が呼び起こされてきました。フェアトレード（公正取引）って言った時に、知財ガイドラインが出ていたこともあり、知的財産権と独禁法の交差点に差し掛かったような問題というのは当時から徐々に認識され始めてきていました。権利行使の限界はどこにあるのか、あとは、例えば不公正な取引方法との関係性で、やってはいけないことを検討するような話は今後ももっと出てくるだろうという時代認識の中で、考えてみるとJIPAの中で誰も検討していないのは不自然じゃないかと。では誰がやるのかというとC10研修の担当はFTCだし、独禁法はまさにフェアトレードじゃないか、だからFTCで検討しよう、という話になった記憶があるのですが…。凸版印刷の西川さんとそういう話をしたのかなぁ。

絹見：そうです。私が委員長を担当していた時、西川さん委員長代理をやって頂いて随分助けて頂きました。

大関：西川さんと私は同じような考えを持っていて、そこで意気投合した記憶があります。

山口：「やっておかないとまずいよね」というきっかけでアップされたテーマが今に引き継がれて、さらにはかなりホットなトピックとして検討されているのは、その先見性や視点の適格性等、とても素晴らしいと思いました。

大関：こう言ったことができるのはFTCの特色ではないかな、と考えています。法律単位だと検討できる守備範囲が限定されてしまいますが、我々は法にくくられている訳ではなく、フェアトレードというミッションでくくられているので、そのミッションから考えるとどこまで手を出すべきなのかという視点で、だから新しいことにも手が出せるのでしょうね。

沖田：テーマを考えるときの自由度が高い気がしましたね。特定の法律があってその中を検討する委員会ならその法律をベースにテーマを決めるのでしょうけど、FTCの場合は「これやっておいた方がいいんじゃないの？」「じゃぁやろうか」という形でテーマが決まって行ったような印象を持っています。

大関：そうですよね。だからこそ人を集めるのも大変なのですよね。認識が共感されると人が集まるわけですが、当時で言えば営業秘密、最近ではデータ利活用なのではないかと拝察するのですが、そう言ったトピックを打ち上げられたときは良いですけど、そうでないときはなかなか人が集まらないので苦慮しますね。

沖田：私がFTCに行くことになったときに既に模倣品のテーマは無くなってしまっていて、堀口さんから電話がかかって来て模倣品やってくれないかと言われて、柏原さん、遠藤さん、佐々木さん、私を含めて4、5人で取り組みました。それで会誌に「今更聞けないシリーズ」を書いたんですよ。いまさらシリーズの刊行を以て完全に終了しました。はやりすたりがあるので人の集まりがそこに依存してしまう問題がありますね。例えば営業秘密が法改正で盛り上がっていた時には希望される方が結構いらっしゃった時代もありました。

5. 不正競争防止法・営業秘密保護に対する取り組み

山口：ありがとうございました。独禁法のテーマアップに関してはこのくらいで終了としまして、不競法関連のテーマについてお話を伺えればと思います。「不正競争規制法に関する研究」が2009年から2016年にかけて行われていて、それが現在も継続している「営業秘密の不正使用・漏洩等の対応に関する研究」に引き継がれたのかな、と想像しています。当時の研究は法律に関する研究を行っていらっしゃったのでしょうか？

沖田：海外に目を向けるため、海外調査団を出そうということになり、テーマアップしたような覚えがあります。もちろん、それが究極の目的ではなく、海外、特に東南アジアに進出する企業が増えてきたこともあり欧米よりはアジアの状況を調査して情報を提供することを目的にしていたと記憶しています。

湯澤：私も同じようなイメージを持っていました。調査団を派遣するという。確か、毎年毎年出していましたよね？

沖田：きっかけがね、堀口さんが最後の委員長だったときの2013年10月に軽井沢でやった合宿です。当時の理事と中国関係をもう少しやりたい、という話をしたところ、「FTCは全然調査団を出していないじゃないか。」と言われたことも手伝って、翌年度調査団を派遣することになりました。そのとき北京と上海に行ったのですが、尖閣問題で日中関係が冷え込んでいる中での訪中で、緊張した訪問となりました。漠然と調査した

いと思っていたところに先ほどの理事さんからの後押しがあってとんとん拍子にテーマ化したというのが経緯ですね。

山口：7年というと息の長い検討だと思うのですが、エリアを広げて行ったという認識でよろしいですか？

沖田：そうですね。最初中国で東南アジア、湯澤さんは香港に行かれましたよね？

湯澤：はい。香港に行きました。

茨木：香港・東南アジアに行かれた時には仲裁についても調査されていたようですが、他にはどのようなテーマでヒヤリングされておられたのですか？

沖田：最初中国に行ったときは中国の模倣品も兼ねて、法律がどうなっているのかを調べに行きました。裁判所、特許事務所や公証役場に行ったりして模倣品対策や法律の話を色々と聞かせてもらいました。あの社会情勢の中、よくまぁ話をさせてもらえたと今更ながらに思いますねぇ。それが最初で、その次が東南アジアでした。東南アジア各国は営業秘密関係を調査しに行きました。日本と比べて人材の流動が激しいので、どのようにして秘密情報を守るか、対策をどうするかと言った点を調査に、特許事務所や企業を訪問しました。そのときにシンガポールの仲裁裁判所ができたので、訪問して話を聞かせてもらいました。そこでインスパイアされて「これからは仲裁を使うことも増えてくるよね」という話も持ち上がり、次は仲裁をテーマにしようということで調査対象になりました。湯澤さんは香港の仲裁裁判所も行きましたよね？

湯澤：はい。ここで仲裁がつながってくるのですね。私は何で仲裁が突然出てくるのだろうかと不思議に思っていました。

沖田：そうやってつながっているのですよ。我々の方からすると営業秘密関係だと訴訟を躊躇するようなケースがあれば仲裁という手段があるかもしれないという視点で調査を行いました。日本は当時仲裁が盛んでは無かったけれども、東京オリンピック関係で仲裁裁判所を作らなければならないということもあって、話題になり始めていた時期でもありました。

山口：近々の話で恐縮ですが、第一小委員会ではフィリピンの営業秘密保護ってどうなっているだろうか、ということを調べようとしています。ネット上の情報以外のところでは弁護士の先生に相談するようなことも考えているのですが、現地訪問しないと結局は本当に深いところは判らない、ということでしょうか。

沖田：はい。現地に行かないと判らないと思いますよ。僕らもインドネシアに行ったときに特許庁に行って、「現実にはこうなっているんだ」という経験がありました。現地訪問することで規則は当然のこと、実務的なノウハウを聞かせてもらうこともできたので非常にためになった記憶があります。机上よりも現地ですよ。JETROを介してコンタクトするとやりやすいですね。

山口：例えば研究を通じて、細々した事案に対応するようなことはありましたか？

沖田：マニュアルを作るようなことを検討しましたが、結果的には論考を出して終了させました。

山口：2013年版の営業秘密保護ハンドブックを今期見直している訳ですが、そもそもハンドブックを作成しようとなさったモチベーション、ご苦労談等をお伺いできればと考えています。

湯澤：ハンドブックを作られたのは絹見さん、相馬さんのころと思われます。大関さんのときは、ハンドブックができた後で、ハンドブックができた当時は権利行使がなかなか難しかった時代で、秘密管理性で死屍累々という状態だった。それってよろしくないよね、ということで法律を変えなければ、という頃に大関さんが委員長をご担当さ

れていたと考えられます。

絹見：私が入ったころは刑事罰の導入が大きなトピックとなっていたので、企業の対応等を含めて色々と変えていく必要がある時期でした。ハンドブックもこう言った流れで作成していくこととなりました。

大関：ハンドブックは今から振り返ってみると秘密管理性が影響していたと考えられるのでしょうか？

絹見：そうだと思います。今は大分変わってきているようですね。

大関：ちゃんと管理しなければだめだ、では具体的に何をどうすればいいのか、という観点でハンドブックからひも解くというような発想があったのではないかな。と思っています。

絹見：そうですね。なので、色々な判例で認められているもの認められていないものを見ながら、認められるためにはどのような管理をしなければならないかという議論をしていました。

大関：秘密管理性の程度のところが随分変わったので、それを踏まえて変えて行ったことだったという記憶があります。

絹見：刑事罰の導入のところでは、施行するまでにどう言った法律になるのかという解説を知財誌等に投稿するために、経産省の所部署に質問したり、訪問したりして調査しましたね。

湯澤：刑事罰の導入について、当初は警察が即応するようなことは無かったのだろうと思っていますが、ここ数年は警察がすさまじく動いています。直近で回転ずしチェーンの仕入れ価格の不正取得が問題となった事案や、携帯キャリアの基地局情報の不正持ち出しの事案では有罪判決がつい最近出ました。民事不介入として警察が経済法に対しての刑事について口を出さないというスタンスがかつてはあって、法改正があってもなかなか介入してくることは無かったようです。逆に刑事罰が入ってきたがために、今まで民事だけだったのに刑事罰が入ったために秘密管理性のハードルが逆に上がってしまったという分析を田村先生が季刊じぱのインタビューにおいておっしゃられていました。いわゆる刑事罰というのはワールドワイドにはそれでもって実際に警察が入って証拠を収集して普通だと得られない証拠を得てそれで民事をやるというのが一つのストーリーなのですが、そのようには使われず逆に秘密管理性を上げるだけになってしまって、営業秘密事件というのはますます権利行使しにくくなってしまった。これを何とかしないと、という動きの中で営業秘密管理指針の改定等があり、大関さんの委員長時代に引き継がれて行ったのかな、と思っています。

山口：今は大分使いやすくなってきたイメージがあるのですが、営業秘密管理指針の改定において使いやすくするような取り組みがなされていたという理解でよろしいですか？

大関：日本での営業秘密管理指針の議論は、かつては秘密管理性のハードルが高すぎるという評価だったことを踏まえ、合理性ある範囲内でどこまで管理のレベルを下げられるかという議論だったと感じていました。有識者による産構審での議論を経て、秘密の認識可能性が情報の受け手にとってあるかどうかが最も重要なファクターとして示されましたが、実務者の感覚としては秘密性の表示をしっかりと付して秘密保持契約を結べば良いという、秘密情報管理として当然に求められるだろうという程度にまで収斂しました。大げさな言い方をすれば、秘密管理性を理由として訴訟で負ける会社があったとしたら本当に何もやっていないと言われても仕方が無いというレベルにまでなったのかもしれません。これは、秘密情報管理のレベルを下げて良いということではなく、むしろ逆の意味ですね。万一自社で秘密情報漏洩が発生し、秘密管理性を満たさずに自社が敗訴するようなことがあれば、秘密情報管理を適切に行っていない会社ということで世間の批判に晒される可能性もありますし、経営者の責任問題につながる

かもしれない。私がC10研修の講師を務めさせて頂いた際やFTCの会合では、よくこんな話をしたことを覚えています。最近は、サイバー攻撃の被害リスクとも相まって、お客様や取引先から受領した情報の漏洩や、防衛関係の機微な技術情報の漏洩と言った事件もニュースになったりしますので、秘密情報管理の重要性が下がることはないですね。

山口：露見しやすくなっているということはあると思われますか？

大関：電子情報はアクセスログの把握も容易にできますので、退職をするときに大量なダウンロードの履歴等が残っていないか、というのは見つけやすい。他方で、依然として電子メールは注意が必要ですよね。会社から個人のメールアドレス宛への送信のような。業務上の電子メールに紛れて社外にメールを不正送信された場合に業務目的なのか不正送信であるのかの判別がつきにくいと言われますし。一昔前は勤務時間外に自宅のPCで資料のチェックをしようと思っていました、というような言い訳もあり得ましたが、最近は在宅勤務の定着で会社のPCを持ち帰れるのでこうした言い訳も通じにくくなっているように思います。いずれにせよ、抜け道は様々ありそうですし、ある専門機関の情報によれば、紙媒体での漏洩リスクも依然として高いと言われていますね。営業秘密の漏洩事件として明るみになるのはあくまでも氷山の一角であって、実際の漏洩事案はもっと多いのではないかと推測します。秘密情報管理で理想的なのはそもそも秘密情報が漏洩しないということではあるのですが、そちらの対策が採れるかと言うと技術の革新が進んでいて、鼬ごっこになってどんどん難しくなっている。なので、秘密情報管理は二軸のリスクマネジメントで考えなければならないと常に感じています。そもそも漏れないように最大限の努力をするという第1の軸（IT部門との連携や仕組み・ルールを厳しくするという方策）と、漏洩事案が発生してしまった場合に確実な法的救済を担保できるかという第2の軸（総務・法務・知財部門の所掌範囲）という具合に。関係部門が横断的に協力して、二軸のリスクマネジメントを連携して実行することも重要と思います。

湯澤：まさにおっしゃられる通り、秘密管理性がドロップして負けましたと言うとハンコすら押して無かったのか、ということになりますね。

大関：本当にそう言うことなのです。ここまでハードル下げていたのに、なんでやって無かったのですかという話ですね。

湯澤：そこは絶対やりましょうね、ということですね。漏れないようにするのが実務家として重要ですね。漏れたら負け、負けとまではいわないまでも、漏れたらビジネス的には負けと言えば負けですね。特に最近はそうですね、ある会社がサイバー攻撃を受けてお客様の生産を止めたという事例がありました。漏れたら自分の会社のみならずお客様にも迷惑がかかる事にもなります。漏れないようにするというのは、すさまじくお金を掛ければすさまじい対策が採れるのですが、なかなかそういうわけにもいかない。どこまでやったらいいのか、それも、ある程度のガイドラインに従ってやっておかないと取締役の善管注意義務に問われるのだろうか、どこまでやれば問われないだろうかという線引きが難しい。かつての絶対に漏らさない、漏れません完璧ですということではなく、漏れるという意識を持つことが大事です。ハッカーはハッキングのビジネスモデルを作ってやってくるような輩なので、漏れたときに馬脚を現さない、即応対応できるようにして被害の最小化が図れるような仕組みがレピュテーションリスクを下げるのにも役に立つと思えます。場合によっては契約上の義務の履行を免れることも期待できます。ゼロトラストという言葉はありますが、間違いなく起こるので、そこでばたばたしないのが大事だと思います。

大関：そうだと思いますね。もう既にITの世界ではゼロトラストって言っているじゃないですか。ですので、法務とか知財の世界もゼロトラス

トに行かないと仕組みが組めないと思いますね。

湯澤：あと、刑事で使いやすいというと領得罪ですね。辞めるときにUSBメモリやメールで個人アドレスに送る、あるいはドロップボックスにダウンロードしていると履歴を追いかけやすいですが、一番困るのは紙ですね。紙の持ち出しは検知できないので個人的には一番怖いと思っています。電子的に持ち出す場合証拠を取れるので領得罪という形で刑事罰にもなるから場合によっては警察も動かせるし、仮差し押さえみたいな形で個人財産を抑えにかかると言ったこともできるので、ある程度それを梃子にして退職者を追求することはできます。ただ、転職先にそれを開示したのかというとそこが判らない。そこをわかるようにするために不競法5条の2を拡大しようと、今まさに産構審で議論になっています。一時議論になっていたのが、企業が転職者を善意無重過失で受け入れたとします。途中で通知を受けて悪意転化した場合、それで5条の2が適用になって使用の推定がかかるというような論理展開なのですが、それはいくらなんでもちょっとやり過ぎでしょと。情報をもらうのが怖くなってしまうじゃないですか。情報というのは酸素や血液のように気軽にもらって体内活性させられるような活用ができることが大事なので、それはちょっとやり過ぎだということをFTC内で検討していて、明日（2022年12月13日）まさに産構審が開かれて報告書が展開されますけど、5条の2を適用するためには単純に悪意転化するだけではなくて、それを未だ持っていることまで原告サイドは立証しなくてはならなくて、そのうえで「返しなさい」と言われても返さない、ということになって初めて5条の2の推定がかかるという方向で報告書案が作られるはずです。このような話をこの1、2年議論していました。

大関：営業秘密の話で難しいと思うのは、日本企業しかも大企業の方って技術にはすごく自信があって自分のものを盗まれるという観点でとらえるので、できるだけ厳しく守るという方向に行きたいということになります。他方、もしかしたら我々も転職者になるかもしれないし、転職の自由とか言ったことを考えると、バランスをどこに持って行くのが難しいところだと感じます。

湯澤：はい。おっしゃる通りで、原告サイドに立って権利行使したいという立場もあるのですが、それこそ、御社と弊社は同じ業界にいて似たようなタスクに取り組んでいるときに、様々な情報を入手して色々な開発を進めなくてはいけないのですけれども、情報をもらって社内のあちこちにばらまいて開発を進めたとして、いつかどこかで汚れた情報を入手してしまう危険があるのですが、それが判らないですよね。それをスクリーニングして受け取らないと大変なことになりますよ、という状況になるのは望ましくないですね。

大関：そうですね。不競法の世界でもFTOの概念が持ち込まれて、そこが知財部の仕事の一つだ、ということになると対応しきれなくなりそうですね。

湯澤：本当に悪い奴に対してはキッチリ権利行使できる訳だけど、重い調査義務を伴って情報をもらわないとサンクションが来る、というような世界にはしたくないので、まさにバランスですね。

茨木：この論点の最後に、最近、Covid-19の影響で在宅が増えていて、そのような中で営業秘密をどうするのかを第一小委員会で議論していると思われますが、そのあたりについてお話をお聞かせいただけませんか？

山口：今年議論しているというと、田辺さんにお願いすればいいでしょうか？

田辺：弊社は会社のシステム系が相当幅を利かせているのでそういうこと（情報漏洩）ができないようになっているということはあります。

山口：第一小委員会では営業秘密保護ハンドブックの改定を進めておりまして、その中でも在宅勤務に関連して、例えば情報をプリントすること

の制限や、そもそも紙で持ち出していた時代と今のようにPCを持ち出して情報を取り扱う状況と、情報管理についての考え方に違いはあるだろうか、という観点でケーススタディをしてそれをハンドブックに織り込む、という取り組みを行っています。かつての社内教育においては、電車の中でPPTの資料を見ていてそれがたまたま自社の競合の社員さんに見られてしまって、ということがあっては困る、というような説明だったと思います。最近は、例えば居間で仕事をしていてM&Aの情報をやり取りしていて、家族がPC画面を見てその情報を基に株を売買するとインサイダーにつながるぞ、というような仮想事例を挙げたりしています。「秘密を守るという」意識は変わらないけれども方法的には少し変わってきている、という議論をしています。

沖田：確かに、どこでやっているか、判らないですね。例えば喫茶店でWeb会議に出ることだってできてしまう。後ろの席から覗こうと思うと幾らでも見えてしまう。PCののぞき見防止シートを貼っても後ろからは見えてしまう。紙と同じことですね。

山口：この議論、先ほど終わらせようとした張本人が言うのは申し訳ないのですが、私なんかはカスタマーサービスを担当していた時に、とあるお客様に似たような業種のサプライヤーが集まるわけですけれども、そのようなときに電車の中で仕事の話をしたり、PCで報告書を作ったりしてしまうといつどこで聞かれたり見られたりしているか判らないので、電車や飛行機の中では仕事はしないようにしていました。こう言ったことって、在宅勤務の議論とは直接関係無いのですけれども、PCを社外に持ち出して仕事をできる環境の人が増えたという点で漏洩リスクが増大していると考えることができると思っています。

沖田：飲み会等で少しお酒が入った後の電車でついつい話のなかに顧客の情報が含まれてしまった、という話は聞きますね。社内教育で仮想事例として注意喚起すると言ったことも重要ですね。

6. データ利活用

山口：さて、次はデータの利活用について議論を進めたいと思います。比較的新しいテーマで2017年からのスタートですね。2017年というと湯澤さんですか？

湯澤：一番とっかかりのところは沖田さんでした。委員のメンバーよりも担当理事だった富士通の大水さんの方がよっぽど詳しかったのではないかと思います。ビッグデータ、いわゆるGAFAと呼ばれるアメリカの大企業がバーチャルなデータについてはすっかりビジネスに使っているという状況でした。そのような中にあって産業データと呼ばれる機械から抽出されるビッグデータを使って世の中で利活用してビジネスに応用する機運がありました。センサー等について日本企業は強いから、そういうところについて利活用を巧いことやっていこう、それをサポートするのは国政が作ろうという経産省の旗振りのもと限定提供データが出来ました。限定提供データというよりはビッグデータの利活用のための契約指針の方がずっと内容的には重要ではないかと個人的には思うのですが、そういう動きが出てきました。企業で何をするのか、ということを問われ始めた時期に委員長を担当しました。鉄鋼業界も決して無関係ではないのですが、そこに遥かに造詣の深い茨木さんがいらっしゃったので、私は茨木さんにおんぶに抱っこでですね、茨木さんのおっしゃる通りに理事会で述べてですね、予算を取るとかそう言うことに腐心しておりました。中身は茨木さんに。ちょうど欧州の調査団ではなく訪問団ですね。昨日帰国されたばかりのところ、無理を押して来て頂いておりますので、茨木さんに語って頂きたいと思います。

茨木：2016年に内閣府の新たな情報材検討委員会でまさに湯澤さんがおっしゃったようにデータ保護利活用について議論がなされ、それを受けて経産省がデータに関する制度として限定提供データを検討・制定しました。価値あるデータを守るために何をすればいいのか経産省がアカデミアや

産業界の意見を聞きながら、ユーザーがデータを使うことを委縮しない形で利活用できる制度を作ろうとして作った制度です。当時、JIPAからは富士通の大水さんが産構審の委員としてご意見を発信されておられました。制定後、限定提供データのガイドラインも発行されまして、FTCでもこれをどう活用して行ったらいいのかを検討しました。ガイドラインにも意見を出させて頂きまして、去年もガイドラインについて、FTCでの検討結果を政府に提言して、まさにJIPAの言うとおりに直してもらったというような経緯もあります。韓国でも限定提供データと同じような法制度を導入することで、JIPAからも意見を出しました。日本の制度と少し違っていたのですがハーモナイゼーションの観点から韓国の制度を日本の制度に寄せてもらいました。この分野ではJIPAが当局に意見を聞いてもらえているありがたい状況です。先ほど欧州の話がありましたが、ちょうど昨日まで欧州に行っておりまして、簡単にご報告させて頂きます。今回はJIPAから渡航費用が出る訪問団で、調査団ではありませんでした。実は、訪問団の承認後に気づいたのですが、欧州への訪問団は10数年ぶりで訪問団自体もCovid-19以来初、さらに専門委員会から出すのは初めてでした。FTCから実現できたのはうれしかったです。

沖田：FTCだけで行ったのですか？

茨木：FTCと著作権委員会と合同で行きました。

沖田：これまでは調査団でしたからね。

茨木：そうなんです。ちょうど話が出ましたので欧州訪問団のメンバーを紹介します。ソニーの伊藤さんが担当理事で著作権委員会とFTCを見て下さっています。著作権委員会からはメタバースの話をテーマに挙げて頂きました。欧州のデータ法案について話すと長くなるので簡単に概要を話しますと、欧州でデータへのアクセスを増やし利活用を促進するための制度を作りたいとの趣旨から、データへのアクセスを許諾することを義務づけるような法制度のドラフトが出てきまして、JIPAでもドラフトには意見書は出していました。特にFTC観点では、データが営業秘密であってもユーザーに提供、第三者へのデータ条件はFRAND条件、契約で取得するデータは特定等が規定されており、営業秘密の流出、コンタミの観点や契約実務との乖離から危機感を持ちました。さらには、対価がFRANDということで特許におけるFRANDの紛争が入ってきてしまうのではないか、ということで怖い法律だなという所感でした。そう言った背景から、意見書だけでなく欧州に意見を打ち込みに行こうという話になりEU Commission、欧州の産業団体のBusiness Europe、Digital Europe、Japan Business Council in Europe、そしてWIPOと意見交換して参りました。また事前に内閣府の知財戦略事務局とデジタル庁とも意見交換を行いました。JIPAは、基本的には安心してデータを使えるビジネス環境を整えてください、過度な義務は利活用を阻害しかねませんとのスタンスで意見を申し上げてきました。EU Commissionとの面談は、欧州にいても中々お会いできないデータ政策の要の方々が時間を取って下さり、ランチもご一緒しながら議論して下さりトータル5時間ほどお時間を割いて頂きまして、有意義な訪問団になったように思います。

沖田：欧州は法律を作って自らの首を絞めるような状況になることが多いですよねぇ。茨木さんのお話を伺ってふと思ったのですが、FTCは全然関係ないのですが、欧州があるガチガチの法律を作って身動きできなくなっていて、その対策を別の方向で検討しようとしていてそれが日本企業にとっては勘弁してほしい、という方向性なので何とかしなければならないと言ったものもあります。欧州には、いっぱい法律を作ってそれがもとで問題が起きて、さらに対応をしようとしてさらに悪化する、というような印象を持ってしまいました。状況が似ているなぁと思いました。

茨木：GDPRも義務が重すぎて、対応しきれない欧州企業も少なくなく、却って義務に対応できるアメリカの巨大企業にビジネスをとられたということもありますし、同じことになってしまわない

かとも思っています。

山口：ヨーロッパってルールを作るのが好きですよね。

茨木：はい。標準化とルール作りで勝つ、という戦略ですよね。

湯澤：多くの国が集まって会議を行ってリードするのは巧いですね。アメリカはどちらかというとそれは下手で、そう言った会議に参加するよりは自国でどうにかするからと、離脱するようなことの方が多いですね。

茨木：欧州の話をしましたが、湯澤さんが先ほど触れられたように日本でも今開催されている産構審の不正競争防止小委員会で限定提供データの取扱いについて議論がされていますよね。

沖田：もともとはしばらく様子を見て検討していくことになっていましたね。

茨木：国会の付帯決議で三年後見直しとなっていて、ちょうど三年経って。去年検討して、今年も継続検討している経緯です。

山口：どうもありがとうございました。データ利活用についてはここまでといたしたいと思います。事務局の古谷さんから「今回の欧州訪問団は初めて尽くしですごいですよ!」と言われていて、イマイチぴんと来ていなかったのですが本日の茨木さんのお話でどれだけ画期的であったのかがとてもよく判りました。85年史にはぜひ残すようにしたいと思います。

7. 知的財産権と独禁法に関する検討

山口：次ですが、知的財産権と独禁法に関する検討について煮詰まっていないかなと感じています。2011年から検討が始まっているように見えます。絹見さんの頃からかなと思っているのですが、検討を開始したきっかけ、検討の内容をお伺いして、検討開始当初から近時までに検討対象がどのように変わってきているのか等、お伺いできればと思っています。

絹見：私のときはテーマ化のきっかけを作ったということで、その後のことについてはちょっと把握できておりません。

山口：ご検討としては大関さん、沖田さんでしょうか？

大関：色々やりましたね。中国で、独占禁止法やガイドラインが制定されるタイミングもあったので、その動向把握やパブコメ対応もしていた記憶がありますね。

沖田：私のときは権利行使したときの反訴として独禁法が使われて、大きな事件があって、その当時委員の方がしきりに事件のことを解説されていらっしゃったのでそのあたりの検討を行いました。裁判が続いていたので経過を追いかけつつ判例を検討しました。

山口：2016年に裁判の経過を追いかけて、ひとまず結論が出たということでよろしいのでしょうか。

沖田：結局その当時判決が出なかったのでまとめるまでには至らず、検討テーマとしては終わったような形になっていたと思います。

山口：今、第三小委員会では判例を引っ張って来て内容を検討されていてマニュアル的にまとめられないかを目指していましたが、今年度のまとめとしては事例検討結果をまとめるような形に落ち着きそうです。事案が少ない分検討が難しいという理解でよろしいでしょうか？

沖田：当時、事案は少なかったのですが、事件としては大きかったことに加えて世間でも話題になっていたので検討事案として取り上げようか、という話にはなっていましたね。

大関：一つ思い出したのが、2015年に「知財権の活用と独禁法の抵触が懸念される場面での実務的検討手法」という論説を出していて、外部の弁護士の方にご協力をお願いし、コラボさせて頂いて検討しました。この取り組みは、具体的事例というよりは、実務検討でのフレームワークを提言しようという試みでした。知的財産と独禁法の交差点にある問題として、抱き合わせ、パッケージ、ライセンス、差別的ロイヤルティ、最高数量制限、販売先制限、共同研究・開発を挙げて研究しました。独禁法にかかわる問題は、公正競争阻害性の有無や「市場」と言った独禁法特有の要件を事実に即して判断する必要があり、法務的な側面が強いものです。独禁法ガイドラインの一部分に該当するかもしれないが、こうした要件には該当するに至らないので現状はセーフであるということも少なくありません。独禁法という事柄の性質上アバウトな判断を極力排除することが求められますが、知財・法務部門の実務者が具体事案の検討に用いることができる考え方のフレームワークを提言したいという思いでした。

山口：今年の第三小委員会の検討は大関さんがなさった検討に近いことをやっているようですので、知見を蓄積している段階、という整理でしょうか。

大関：第三小委員会の運営として、事例研究をやるという方向性と、（営業秘密でやっていたように）ハンドブック、ガイドラインと言った実務の手助けとなるような道具を我々で開発できないかという2つの方向性を意識していました。知財と独禁法の交差点の領域はとっつきにくいところがあるので、まずは実務の手助けになるフレームワークの提言を中心に、判例の分析を行い、加えてパブコメ等の対応を進めてきたというのがこれまでの第三小委員会の歩みと思います。今年の第三小委員会でご検討されているのは、判例・事例の分析に重きを置かれたものなのでしょうね。

沖田：具体的な判例は忘れてしまったのですが、当時やっていた記録を見ると知財紛争が起きたときの対応として独禁法を根拠とした主張、抱き合わせとか差別的ロイヤルティとかについては強力な手段となり得るのかどうかを明らかにすることを目的として検討した記録があります。こう言った感じで、訴えられたときの対応する手段として研究して、判例を見て具体的な対抗手段を検討するという取り組みでした。残念ながら知財管理誌への投稿までは至らなかったのですが。

8. おわりに

山口：本日俎上に載せたトピックについて議論が終了いたしました。若干時間をオーバーしてしまいましたが、活発に意見交換させて頂きまして、誠にありがとうございました。本日は2008年からのFTCの歩みを生の声として拝聴することが出来まして非常に貴重な時間を過ごさせて頂けました。FTCの位置づけという点でかなり広い範囲を先駆的に取り組んでいる委員会であることが改めて分かりました。本日は本当に長時間にわたり、ありがとうございました。

2022年12月12日：
日本ゼオン株式会社本社での対面
Microsoft Teamsによるリモート会議にて開催

上段（左より）：絹見、大関
下段（左より）：湯澤、茨木、田辺、沖田、山口

（2022年度　委員長・山口 一喜）

プロジェクト

グローバル模倣品対策プロジェクト（アジア戦略プロジェクト）

1．グローバル模倣品対策PJ（アジア戦略PJ）の歩み

グローバル模倣品対策PJは、2021年に発足したばかりのプロジェクトなので、前身のアジア戦略PJを含めたプロジェクトの歩みから話したいと思う。

JIPAのアジア各国への働きかけは、80年代から始まっており、90年半ば頃から活動は活発化し、毎年のように訪問団を派遣して各国の知的財産制度とその運用の改善について働きかけを行っていた。しかし、当時はプロジェクトとして活動はしておらず、その都度関係者が集まり訪問団を構成するという方法であった。

その後、訪問団を繰り返すうちに、JIPAとして包括的にアジアの問題を検討する組織が必要であるとの認識からアジアPJが1999年に発足した。これがアジア戦略PJの前身である。

このアジアPJは一旦解散の後、2001年からは新たにアジア模倣品対策PJが発足し、そのアジア模倣品対策PJから関係機関への働き掛けにより、2002年に官民合同の国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）が立ち上げられた。

その後、時代背景に合わせて2003年にはアジアPJと水際対策PJとが併存したり、これらがアジアPJに一本化されたり、模倣品対策（IIPPF）PJとアジア戦略PJが併存するなどの変遷を経たが、模倣品対策の問題は中国だけではなく、アジア全体にも関連があり、包括的に見る必要があるという認識から2007年にアジア戦略PJに一本化された。そして、アジア戦略PJの中に、中国をメインとした模倣品（IIPPF）WG（のちに中国模倣品WG）、中国・韓国・台湾に対する建議活動をメインとした東アジア法改正WG、東南アジア（のちにインドなども含む）WGを作り、互いに情報交換しながら進める体制が整った。

その後、各WGで訪問代表団を派遣したり、法改正に対する意見を発するなど行い、日本企業の要望に合った法律の制定に寄与するだけでなく、各国の行政機関との人脈形成にも成功した。

そして、2021年に、中国に対する継続的かつ効果的な対応により、中国の法整備などが進み、建議に一定の効果があったと判断し、国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）の中国交流グループ（元中国建議グループ）が発展的に解消するタイミングと時を同じくして、アジア戦略PJの東アジア法改正WGの建議機能を国際第3委員会と国際第4委員会に移管することとなり、2007年から続いたアジアでの模倣品対策機能と東アジアに対する建議機能とを併せ持ったアジア戦略PJとしての長期にわたる活動が終焉を迎えた。

模倣品が氾濫し、かつ十分な法整備ができていなかった中国に対して、積極的かつ継続的に対策を行った、中国模倣品WGと東アジア法改正WGの活動は、日本の経済界にとっても大きく貢献したものであり、その活動は賞賛すべきものだと確信する。

一方で、模倣品の問題は解消しておらず、さらに、模倣品対策がEC（e-コマース）やSNSの普及で、アジアだけでなく急速に全世界に、そして実店舗から急速にオンラインに広まっており、問題が複雑化している。このことに鑑みて、グローバルな視点で模倣品対策をする必要があると言う観点で、2021年にグローバル模倣品対策PJが新たに発足した。

グローバル模倣品対策PJの発足当時は、コロナ禍の真っ只中だったので、訪問団派遣などリアルな活動が難しかったが、オンラインを使用して政府機関や主要ECサイトと意見交換を行った。しかし、途上国とのオンライン会議は接続の問題もあり、また、顔色を見ながらの深い意見交換ができないという問題がある。よって、この85周年史がリリースされるころには、コロナもある程度落ち着いて来ていると思うので、訪問団派遣を行い、積極的に改善要望を行っていると思う。

また、ECの普及に伴い、今後は、政府機関だけでなく、ECサイトに対する要望の比重も高くする予定である。さらに、グローバル模倣品対策PJの名にふさわしいように、アジアだけでなく、既に中南米に活動を広めているが、将来的には、必

要があれば、アフリカにも活動を広める所存である。また、さらに、今まで通り、JPO、JETRO、JICA、税関などの日本の機関と協力するだけでなく、WIPOやWCO等の国際機関とも協力していく予定である。

最後に、模倣品対策は、該当国の経済レベル、教育レベルも鑑みて、我慢強く継続的に行う必要があるが、今まで以上に知恵を出し合いながら対応していく所存である。

（2021-2022PJリーダー・大久保 淳）

2. 各PJ活動

(1) アジア戦略PJ（2008年～2020年）

①中国模倣品対策WG

2008年度
- 「IIPPF官民合同ハイレベルミッション」の派遣
- 「IIPPF官民合同実務レベルミッション」の派遣
- 「中国専利法改正対応官民合同訪中ミッション」の派遣

2009年度
- 「日中知財ワーキンググループ」にオブザーバー参加
- 「官民合同訪中実務ミッション」派遣

2010年度
- 「IIPPF官民合同ハイレベルミッション」の派遣
- 「IIPPF官民合同実務レベルミッション」の派遣
- 「中国専利法改正対応官民合同訪中ミッション」の派遣

2011年度
- 「IIPPF官民合同実務レベルミッション」の派遣（北京、広州）
- 国家工商行政管理総局、地方工商行政管理局、国家質量監督検疫総局、地方質量監督局、との意見交換参加

2012年度
- 「IIPPF官民合同ハイレベルミッション」の派遣
- 「IIPPF官民合同実務レベルミッション」の派遣（北京、広州）
- IIPPF設立10周年記念誌発行作業

2013年度
- 大連・北京に中国訪問代表団を派遣

2014年度
- 「IIPPF官民合同実務レベルミッション」派遣（北京、広州）
- 最高人民法院訪日団と意見交換実施

2015年度
- 「IIPPF官民合同実務レベルミッション」派遣（北京、広州）
- 中国最高人民法院、中国商務部、国家工商行政管理総局と意見交換実施

2016年度
- 「IIPPF官民合同実務レベルミッション」派遣（北京、広州）
- 中国海関訪日団との意見交換実施

2017年度
- 「IIPPF官民合同実務レベルミッション」派遣（北京、広州）
- SAIC訪日団との意見交換実施

2018年度
- 「IIPPF官民合同実務レベルミッション」派遣（北京）
- 市場監督管理総局との意見交換実施
- IIPPF中国PJ建議グループに代わり、交流グループの発足

2019年度
- 上海市および江蘇省の市場監督管理局、知識産権局、版権局、高級法院を訪問し、意見交換実施
- COVD-19感染拡大に鑑み、IIPPF官民合同実務レベルミッションや税関総署招聘事業などは中止

2020年度
・ネットワーク関連知的財産権侵害紛争における法律適用の問題についての回答、電子商取引プラットフォームに係る知的財産権紛争の審理に関する指導意見に対するパブコメ提出
・2021年度にIIPPF交流G（JIPA幹事）と情報収集Gを集約することに決定
これに伴いIIPPFの幹事ではなくなる

②東アジアWG
2008年度
・中国専利法改正案、中国専利審査指南改正案、中国専利法実施条例改正案、中国の馳名商標の認定保護に関する司法解釈案、専利実施細則改正案についてパブコメや意見を提出
・台湾商標法改正案、台湾専利法改正案に対する意見を提出

2009年度
・中国商標法改正案、中国専利権侵害事件処理に関する司法解釈案、中国知的財産権税関保護条例案、中国国家標準に関する専利の処置規則等に意見提出

2010年度
・中国商標法改正案、韓国デザイン保護法一部改正法律案、台湾公平交易法改正案、商標法改正案、訴願制度等について意見提出
・韓国ミニ訪問団派遣

2011年度
・中国商標法改正案、中国特許表示方法に関する規定（草案）、韓国デザイン保護法改正案、韓国特許法改正案、実用新案法改正案、商標法改正案、に対する意見発信
・SAIC、SIPO、国家版権局への意見発信のため、北京に派遣
・台湾智慧財産局長との意見交換実施

2012年度
・中国著作権法改正案、中国専利法第4次改正案、中国職務発明条例案、韓国デザイン保護法案に対する意見発信
・台湾智慧財産法院の裁判官と意見交換実施
・台湾訪問団派遣

2013年度
・中国訪問代表団を派遣

2014年度
・中国、韓国の法律、規制改訂へ意見提出
・中国有識者、台湾智慧産権局長と意見交換実施

2015年度
・中韓台の政府機関に対し意見提出
・台湾智慧産権局長と意見交換実施
・台湾訪問代表団、中国訪問代表団派遣

2016年度
・台湾著作権法に対する意見発信
・KIPO審査官、台湾智慧財産法院裁判官、台湾智慧財産局局長、審査官と意見交換実施

2017年度
・中国訪問代表団派遣
・中国特許優先審査管理弁法等、日中韓の議題提案を提出
・SIPO訪日団対応

2018年度
・中国専利授権司法解釈、中国商標法改正など、中韓台向けの議題提案を検討、提出
・台湾智慧財産局局長と意見交換
・中国訪問代表団派遣

2019年度
・中国専利審査指南改正案など、中韓台向けの議題提案を検討、提出
・台湾智慧財産局局長、台湾関務署との意見交換
・COVD-19感染拡大に鑑み、中国訪問代表団派遣は中止

2020年度
・中韓台向けの議題提案を検討、提出

・日本台湾交流協会、JETROソウル、JPO国際政策課と意見交換

③東南アジアWG

2008年度
・アジアミニ訪問団（シンガポール、タイ）派遣
・アジア訪問代表団（インド、UAE）派遣
・マレーシア意匠法改正に対するコメント提出

2009年度
・タイ商標法改正案、マレーシア意匠法改正案、インドネシア知財関連法の改正案に意見提出
・インド特許庁審査官と意見交換
・インドネシアにミニ訪問団派遣

2010年度
・インド商標規則改正並びにインド強制実施権案、マレーシア特許法および商標法改正案に対してパブコメ提出

2011年度
・インド訪問代表団を派遣

2012年度
・日タイEPAビジネス環境小委員会のための議題案と関連資料提出
・デリー高裁判事と意見交換実施
・インド訪問団派遣

2013年度
・インド訪問団派遣
・デリー高裁判事と意見交換
・IP Weekにパネル登壇し意見発信

2014年度
・デリー高裁判事、フィリピン知財庁長官との意見交換実施
・ベトナム・インドネシア訪問代表団、インド訪問代表団派遣
・JICA委託のASEAN地域人材育成のための知財研修に講師派遣

2015年度
・インド特許庁長官、インド審査官、タイ審査官との意見交換実施
・タイ特許法改正案、インド特許審査ガイドライン案、インド商標審査手続きマニュアル案に対する意見発信
・フィリピン・マレーシア訪問代表団、インド訪問代表団派遣

2016年度
・タイ知財局副長官、インドネシア知財総局長官、ミャンマー教育省、マレーシア知財公社副局長との意見交換実施
・インドネシア税関総局への税関実施細則改正に係る賛同レター提出
・タイ・ミャンマー訪問代表団、インドネシア訪問代表団派遣

2017年度
・インドネシア国家警察、インドネシア文民捜査官、アセアン9か国審査官、シンガポール知財庁、ミャンマー教育省、マレーシア審査官との意見交換
・タイ特許法改正案、タイ意匠法改正案、インド特許実施報告義務への意見提出
・タイ・ベトナム訪問代表団、インドネシア訪問代表団、インド訪問代表団の派遣

2018年度
・ミャンマー・マレーシア訪問代表団、ラオス・ベトナム訪問代表団派遣
・インド特許法改正案に対する意見提出
・インド特許庁との意見交換実施

2019年度
・インド特許意匠商標総局長官、ミャンマー商業省副大臣との意見交換実施
・インドネシア特許法に関する要望書提出
・タイ・カンボジア訪問代表団派遣
・COVD-19感染拡大に鑑み、インド訪問代表団派遣は中止

2020年度
・インド特許庁長官との意見交換
・ベトナム知財法改正に関するパブコメ提出
・タイ知財庁およびSHOPEE（EC事業者）との意見交換実施
・JETROバンコク、JETROニューデリー、JETROシンガポール、インドネシアJIGA専門家との意見交換実施

（2）グローバル模倣品対策PJ（2021年～）

全世界を対象とした模倣品、海賊版対策により知的財産権の保護促進に寄与する、各国への支援を通してユーザーとして利用しやすい模倣品対策精度の実現を目指すという活動目標のもと設立。

2021年度
・JETROサンパウロ、JETROバンコク、JETROシンガポールJPO模倣品対策室、ベトナム国家知的財産庁（IP VIETNUM）JICA専門家、との意見交換実施
・ベトナム国家知的財産庁（IP VIETNUM）と知財法改正に関する意見交換実施
・CIPIC、JETROサンパウロとブラジル税関セミナー開催（JIPA後援）

3. おわりに

2001年に発足したアジア模倣品対策PJやその前身となるアジアPJは、中国市場の爆発的な拡大とクローバルレベル（特にアジア地域）での模倣品の広がりに対して、時代背景に合わせて、PJの編成を変え、PJの中のWGの改廃を続け、これまでの委員の皆さんの意志を引きついで、今のグローバル模倣品対策PJにつながっている。中国を中心とした各国の法制度や運用が急速に整備されたのは間違いなく、これはこれまでPJに携わっていただいた委員の皆さんの活動の賜物であり、PJの成果である。一方で、グローバルレベルでの模倣品の問題は今もって収まるところを知らないのも残念ながら事実である。EC（e-コマース）の発展やネットを通じた個人間での売買など、益々高度な模倣品対策が必要になっているが、世界に誇る品質やブランド力を備えた会員企業が、その優位性を活かしてグローバルレベルで利益を上げ続けられるように、模倣品の撲滅を引き続き目指していきたい。

（2019-2020担当常務理事、2021-2022担当副理事長・松本 宗久）

国際政策プロジェクト
旧特許制度調和委員会
旧三極ユーザー会議プロジェクト

1. はじめに

我が国日本は、2012年～2018年にかけて、インバウンド需要の拡大などにより戦後2番目の好景気を実現することができた。しかし、その矢先、新型コロナウェイルス感染症の感染拡大といった世界人類にとってチャレンジングな時代に急遽突入した。

このコロナ禍は、我々にテレワークといった新しいワークスタイルを強いることとなり、出社を前提として運用されていた知財システムにもチャレンジを与えた。

しかし、目まぐるしく変化する状況の変化の中においても、産業の発達を促進する知財システムを機能させ、困難な時代をイノベーションによって切り抜けていかねばならない。

その面で、三極特許庁・ユーザー会合、五極特許庁・ユーザー会合の果たすべき役割は非常に重要と考える。コロナ問題に限らず、環境問題など、昨今の課題はグローバルに対応する必要がある。知財システムについても1国の問題ではなく、グローバルに対応する必要があり、このように多国間で特許制度の調和について、状況の変化にも機敏に対応しつつ、ユーザー意見を考慮しながら議論する仕組みが欠かせない。

国際政策プロジェクトは、JIPAとして、この2大国際会議を中心に、他のユーザー団体と議論しつつ、特許制度の調和に向けて、3極、5極特許庁に知財政策に関する提案を行う機能を担っている。

以下、本プロジェクトの活動方針、活動内容をその歴史的な経緯を踏まえて紹介する。

2. 活動目標

特許制度調和に向けて、グローバルユーザーの立場で他国のユーザー団体及び/または国・内外特許庁との議論に積極的に参加し、JIPA会員の利益を前提として、均衡でユーザーフレンドリーな制度設計の提言を行い、制度調和を実現することを目標とする。

3. 活動方針

企業活動のグローバル化を進めるにあたって、知財システムもグローバルに調和する必要があることは言うまでもない。しかし、知財システムをグローバルに調和されることは容易でなく、step by stepでこれを実現する必要がある。

国際政策プロジェクトとしては、「4 Same」の原則を軸に、知財システムの調和を目指して活動している。ここで、「4 Same」の原則とは、①出願様式の調和、②サーチの調和、③実体審査の調和、④実体法の調和である。

出願様式についてはCAF（Common Application Format）として統一を進めることができた。また、サーチの調和については、PPH（Patent Prosecution High Way）の導入により前進させることができたと考える。

しかし、出願様式については、クレームの形式、図面の様式などまだ調和が必要とされる事項は残っている。また、サーチの調和についても、協働調査などまだ途上の段階である。また、実体審査については、JIPAの提案による記載要件、単一性などについて一定の前進があったが、まだ調和の完成には至らず、また、新技術の出願により更なる調和の必要性も生じることが予想される。

そこで、現在の活動方針としては、上記①～④に関する事項について、ユーザーにとって優先的に調和すべき事項をコスト面、負荷面で評価することで特定し、優先事項として調和に向けた議論を進めることとしている。その際、最終ゴールまでの道のりが長いものについては、スモールゴールを設定し、モチベーションを高めるように配慮している。

実体法の調和については、各国の知財システムの根底にある思想の違いよる衝突により、合意形成が非常に難しい課題ではあるものの、他の調和事項が完了してからではなく、これらと並行して、三極ユーザーで議論を深めることで、実体法

の調和に向けて少しでも前進させることを目指している。

4. 活動内容

(1) 創設期 (2000年～ 2003年)

世界ユーザー連盟の構想を2000年に立案後、その具体化に向けて、特許委員会、及び国際委員会において制度調和の課題分析をすすめた上で、欧米のユーザーに向けて代表団を派遣し、国際的なユーザー協力の提案を行った。ユーザーの候補としては、JIPAと同様に企業メンバーからなる団体を重視し、欧州では、UNICE（現BusinessEurope）、米国では、IPOを主な候補としてその後の交渉を進めた。

具体的には、2002年に、訪欧代表団を派遣し、UNICEと意見交換を行い、ユーザーとして共通の利益のある事項に関する協力の必要性について認識を深めるとともに、同時期に開催された三極特許庁協力20周年の記念式典に制度調和に向けた段階的なアプローチ4 Same（One Application、One Search、One Examination、Global Patent System）の考え方、方式から実体に向けてのstep by stepのアプローチを世界に意見発信した。

2003年には、訪米代表団を派遣し、IPO、AIPLAを訪問、三極のユーザーとして制度調和に向けての共通認識を確認し、今後、三極ユーザーとしての意見発信をすすめる方向での基本合意を得た。

(2) 成長期 (2004 ～ 2007年)

東京にて三極ユーザーが対面する事実上初めての会合を行い、“4 Same”のアイディアを共有し、特に、出願様式の統一に関しては、PCTの様式を基本として調和を進めるべきことをユーザー間で共有した。また、これに関連して共通出願を取り扱うシステムについても、単一の出願様式で言語さえ翻訳すれば全ての国で手を加えずに手続きできる電子出願システムについて提言することについてユーザー間の合意を得ることができた。

これにより、ついに、ワシントンにて開催された三極特許庁との合同会議において、共通出願様式について正式に合意を取得することに成功した。

これと並行して、サーチの調和についても、PPHの効果の検証を行いながら、特許庁間のワークシェア、PCTの国際調査の質向上について三極ユーザー間で議論を重ねた。

また、国際的な合意形成が難航している実体特許法条約の成立に向けては、三極ユーザーとしてあらためて世界に対して制度調和の必要性を発信すること及び、各国の取り組みに対して協力をすすめることを確認した。

なお、出願様式の統一については、単一性等まだ解決すべき問題が多数残っていることもユーザー間で確認した。

(3) 2008年度の活動

JIPA、AIPLA&IPO、Business Europeの三極ユーザーが集まり、統一出願様式、One Search、PCT国際調査/予備審査、PPH、CPR、発明の単一性、特許の質、他をテーマとした議論を行った。このときの議論において、JIPAは、「方式から実体への段階的な調和促進」を提言するとともに、クレーム数の問題は発明の単一性の調和と同時に検討すべきとの意見発信を行った。更に、JIPAによるPPH最新分析結果を紹介するとともに、One Searchに向けての統一サーチレポート（引用文献リスト）、特許の質、日本特許庁でのCPR試行、先願主義とグレースピリオドの問題など幅広いテーマで意見交換を行った。

また、11月にEPO庁舎（ハーグ）にて三極特許庁長官およびWIPO事務局長参席の下に開催された公開会議にて、「持続可能な特許制度」を構築・維持するためにJIPAから“4 Same”のステップに基づいてハーモナイゼーションを次の段階に進化させるべきと各国特許庁・団体に訴えた。翌日の三極特許庁･三極ユーザー団体の非公開会合では、ハーモナイゼーション進展のための様々なテーマについて意見交換を行い、引き続き、三極特許庁およびユーザー団体がより一層協力していく方針を確認した。

(4) 2009年度の活動

6月17日にJIPA東京事務所にて第11回三極ユーザー会議を開催した。会議では、One Search

をメイン議題に、その他、ユーザーフレンドリーな制度の実現に向けて、PCT改革、PPHの活用、特許の質の向上、IP5に対応したユーザーの連携等について議論を行った。また、翌18日には三極特許庁実務者との会合を開催し、“Common Search Report Forms for Trilateral Offices”、“Substantive Issues on Common Application Format”、“PCT改革”、“Current situation of PPH”、“Update of quality initiatives in Trilateral Offices”等について意見交換を行った。また、今回の三極ユーザー会議にて合意を見た“Common Citation Document”に関するResolutionを三極特許庁長官宛てに提出した（6/26）。上記三極ユーザー会議のフォロー事項として、①PCTロードマップに関する意見書をWIPO宛てに、②PCTロードマップに関するRESOLUTIONを三極特許庁長官宛てに、③PPHに関するコメントを三極特許庁長官宛てに、夫々提出した（9/10）。

11月11日に京都で開催された12回目の三極ユーザー会議で、“Common Citation Document”、“Common Citation Strategy”、ユーザーフレンドリーな制度の実現に向けたPCT改革とPPHの活用、特許の質の向上、IP5に対応したユーザーの連携等について議論した。そして、翌12日に三極特許庁実務者との会議、同長官との会議、三極シンポジウムが開催され、活発な議論を行い、成功裏に終了した。また、3月3日付にて、特許庁宛てに「日米特許審査ハイウェイの運用（特にUSPTOにおける運用）に関する意見」を提出した。

(5) 2010年度の活動

米国で開催された第13回三極ユーザー会議（6/12）では、サーチ及び審査の調和を中心に議論を行った。また、翌13日に開催された三極特許庁・ユーザー間の実務レベル会合では、各庁におけるワークロードの低減等について議論した。

米国バージニア州において開催された第14回三極ユーザー会議（11/17）では、引き続きサーチ及び審査の調和を中心に議論を行った。翌日に開催された三極特許庁長官・三極ユーザー会議では、各庁におけるワークロードの低減、特許の質向上への取組及び、より使いやすい知的財産制度の実現に向けた取組について意見交換を行った。

(6) 2011年度の活動

2010年12月28日付にて三極特許庁宛てに提出した特許品質向上に向けた出願人、特許庁、裁判所、第三者それぞれの立場で行うべきことをまとめた“Recommendation on Patent Quality”について、三極庁を代表してEPO長官から歓迎の意を表した理事長宛ての書信を受信した。

ドイツ（ミュンヘン）にて、三極ユーザー会議（5/17）、翌日に三極特許庁・ユーザー団体会議（同左）に参加し、議論を行った。また、フランス（パリ）にて、三極ユーザー会議（11/8）、翌日に三極特許庁・ユーザー団体会議（同左）が夫々開催され、五極ユーザー体制に向けた韓国・中国ユーザーとの連携、三極制度調和の促進、PCT制度の改革について議論を行った。

さらに、韓国ソウルにて開催された「グローバル知的財産権対応戦略セミナー（6/9）」（韓国特許庁、KINPAの共催）に竹中常務理事他が参加し講演を行った。

(7) 2012年度の活動

JIPA会議室にて三極ユーザー会議（4/12）、五極ユーザー会議（4/13）を開催した。また、三極特許庁とユーザー団体との間で意見交換会をJPOにて開催した（4/13）。

また、6月4日に仏コルシカ島にて開催されたIndustry-IP5準備会合、翌5日に開催された第1回IP5オフィス＆産業界会合に参加し、三極ユーザー団体により提言され現在運用されているCAFについて、8月1日より中国国家知識産権局（SIPO）も運用開始することが決められた。

別途、ワルシャワ（ポーランド）のLE MERIDIEN BRISTOLホテルにおいて、FICPI（国際弁理士連盟）およびAIPLAの主催の「特許出願の質」に関する国際会合に参加した（9/20～21）。

さらに、京都にて開催された三極ユーザー会議（11/14）にて、先願主義への歩み寄りを見せた米国特許法（AIA）を踏まえたグレースピリオドの討議、各国間における審査の質の相違、明細書記載の実体内容統一等を議論した。翌15日には三極

特許庁協力30周年シンポジウムが開催され、協会からは奥村理事長が登壇し祝辞とJIPAからの今後の期待を述べた。

五大特許庁（日／米／欧／中／韓）と5極ユーザー団体の代表で構成されたタスクフォース“Global Dossier Taskforce”が1月22～23日に開催された。審査データを交換するというDossier Systemの要望に関してユーザー間には大きな意見の乖離は無かった。

(8) 2013年度の活動

担当役員3名、専属委員6名、その他委員会派遣メンバーを加え組織を拡充した。WIPOでの特許制度調和議論は停滞しているが、制度調和の会議体としては、日、米、EPOの三極特許庁、これに中国と韓国を加えた5大特許庁会合、テゲルンゼイ会合で見られる日、米と英国、独、デンマーク等の欧州諸国を含む先進国特許庁グループ、日、中、韓の特許庁グループ、等が当時より存在している。また、議論すべき争点もグレースピリオド等の制度から審査運用まで多岐にわたる。本委員会ではこれらの論点について特許庁グループにどの様に対応するのか検討するとともに、議論すべき課題の整理と優先順位の見直しを行っている。

米国カリフォルニア州で開催された三極ユーザー会議（6/2～4）、5極ユーザー会議、及び、5極のユーザーと5大特許庁による会議に、JIPAの代表団も出席し、議論に加わった。この会合において、IP5の枠組みでの議論を進めていく原則のもと、議題によっては三極で審議することが確認された。また、5極ユーザー会合において、”Industry IP5 Harmonization Topics List”を作成した。

9月22～23日、三極ユーザー・特許庁会議にて、今後は軸足をIP5に写し、三極のフレームはIP5の前裁きとして活用する旨を確認しMOUに各国長官が署名した。

10月1日、特許庁とIndustry IP5 Harmonization Topics Listにつき意見交換した。制度調和の実現可能性が高い項目から検討することとし、「各庁の制度の違いにより生ずる経済的影響の試算について」を提出した（11/19）。

また、EPOシンポジウム（2/7）に参加し、新規事項追加の禁止事項の条項（Article 123（2）EPC）に関し、実データに基づき、意見交換を行った。

(9) 2014年度の活動

三極ユーザー会議、三極特許庁・ユーザー会議がイタリアのトリエステにて、開催された（4/8、9）。本会合において、JIPAから優先的に制度調和を検討する項目として「記載要件」、「先行技術開示」、「単一性」を提案し、米国および欧州ユーザーの賛同を得た。

次いで韓国の釜山にて開催された五極ユーザー会議並びにIP5・ユーザー会議（6/4～5）において、三極特許庁・ユーザー会議においてJIPAが提案した制度調和の優先検討項目（「記載要件」、「先行技術開示」、「単一性」）について、5極ユーザーの同意を得て、5大特許庁による会議体であるPHEP（Patent Harmonization Experts Panel）における検討項目として正式に採用された。

一方、特許制度調和に係るテゲルンゼーレポートの調和検討項目であるグレースピリオド、衝突出願、先使用権等に関し、実体的制度調和を検討していたB＋グループの議長の英国特許庁からの要請で、英国特許庁長官等と電話会議にて今後の進め方などを議論した。

その他、日本のPLT批准について特許委員会を中心に庁審査業務部と打合せを実施し（9/17）、2015年通常国会で批准に伴う法改正という趣旨を聴取した。そして、五大特許庁宛の制度調和についての意見書に関し最終的に中国等からの意見も揃い意見書を完成させ提出した（10/10）。

WIPOセミナーに会長、理事長、専門委員会メンバーが登壇（11/28、12/1）した。

GDTF中国蘇州会議（1/21～22）、EPOシンポジウム（2/10～13）に参加した。

さらに、三極ユーザー会議（3/2 JIPA会議室）、三極特許庁／ユーザー会議（3/3横浜）、EPOとのQuality Meetingを開催（3/5 JIPA会議室）した。

(10) 2015年度の活動

中国蘇州にて、三極ユーザー会議・五極ユーザー会議（5/19～20）、五極特許庁・ユーザー会

合（5/21）を開催し、グローバルドシエ、特許制度調和、PPHの今後の方向性、等多岐にわたるトピックスについて活発な議論を行った。JIPAからは、特に特許制度調和に関し、今後調和の議論を進める項目である「記載要件」及び「発明の単一性」について、調和を一層推進すべく昨年度から継続して調査・研究を進めた事項の紹介を行い、を、大塚特許第1委員会 副委員長、大橋国際第1委員会前委員長から昨年に引き続きプレゼンを行いました。

更に、USPTOにて、GDTF（グローバルドシエタスクフォース）会合（2/3 ～ 4）、三極ユーザー会議（2/22）、三極特許庁・ユーザー会議（2/23）が開催され、特にGDTFでは、グローバルドシエの開発項目に関し、ユーザー団体から提案した優先開発・検討5項目（リーガルステータス、アラート機能、出願書類等のXML化、住所変更等に係る実証試験、出願人名の統一）について、特許庁側の検討状況の説明を受け、ユーザーからの意見・要望の提案を行った。

また、スイスジュネーブにて開催されたB+会合に参加した（10/6）。

（11）2016年度の活動

東京にて開催された、三極ユーザー会議、五極ユーザー会議（5/31）、五極特許庁・ユーザー会合（6/1）に出席した。

また、ドイツのミュンヘンにて開催された三極ユーザー会議（1/15 ～ 16）、五極ユーザー会議（1/17）、五極特許庁・ユーザーGDTF（Global Dossier Task Force）（1/18）、五極特許庁・ユーザーICG（IP5 Industry Consultation Group）会議（1/19）に出席した。

また、スペインのセビリアで開催された、三極ユーザー会議（3/27 ～ 28）、三極特許庁・ユーザー会議に出席した。

その他、ロンドンで開催されたB+サブグループ会議とこれに合わせて開催された三極ユーザー会議に参加した（5/17 ～ 18）。また、スイスのジュネーブで開催された、WIPO-PCT-WG（5/17 ～ 20）、B+会合、三極ユーザー会議（10/2 ～ 4）にも参加した。

（12）2017年度の活動

マルタ共和国で開催された三極ユーザー会議、五極ユーザー会議（5/29 ～ 30）、五極特許庁長官・ユーザー会合（5/31）に参加した。

東京で開催された五極ユーザー会議（1/30）、特許庁・ユーザーGDTF（Global Dossier Task Force）（1/31）、特許庁・ユーザーICG（Industry Consultation Group）会議（2/1）、三極ユーザー会議（2/2 ～ 3）に参加した。

また、箱根で開催された三極特許庁長官・ユーザー会議（3/1）と、これに先行して東京で開催された三極ユーザー会議（2/27 ～ 28）に参加した。

なお、ドイツのミュンヘンで開催されたB+主催制度調和シンポジウムにも参加（6/20）し、三極ユーザーで進めている実態ハーモナイゼーションの検討内容を紹介した。

（13）2018年度の活動

米国ニューオリンズにて、三極ユーザー会議（6/11 ～ 12）、五極ユーザー会議（6/14）及び、五極特許庁長官・ユーザー会合参加（6/13）に参加した。

また、スイスジュネーブにて、三極ユーザー会議（9/25）、B+主催の制度調和会合（9/26）に参加した。

また、オランダのハーグにて、五極ユーザー会議

(1/14 ～ 15)、グローバルドシエTF会合、Industry Consulting Group会合 (1/16) に参加した。

(14) 2019年度の活動

韓国の仁川にて開催された五極特許庁長官・ユーザー会合、五極ユーザー会合等に参加 (6/9 ～ 13) し、クレーム形式、図面の様式の統一について提言を行った。

グローバルドシエに関しては、JPOと優先5項目の進捗確認を行うとともに、GDTFテーマ「出願人名称の標準化」のためのGMT (グローバルマッピングテーブル)への会員参画推進を行った。

PHEPに関しては、IP5の取組 (PHEP) 成果である「記載要件に関するハーモナイゼーション」についてJIPA会員研修化を進めた。

特許法の実体ハーモナイゼーションに関しては、三極ユーザーで取り纏めた実体ハーモナイゼーションに関する成果書面をB+に提出 (9/11) するとともに、JPOとの打合せ (9/27) によりB+会合に向けた情報共有/意見交換を行った。

なお、当該会合において、B+会合の新議長はスウェーデン特許庁、事務局はEPOとなることとなった。

(15) 2020年度の活動

三極特許庁長官・ユーザー会合に参加し (11/16@WEB)、COVID-19対応、三極活動の将来ビジョン他について意見交換を行った。

PHEPに関しては、五極ユーザー会合 (5/20、5/28@WEB) に参加し、新たな検討対象 (New Topics) としてJIPAよりクレーム様式・図面の様式ハーモナイゼーションを提案した。クレーム様式については、米国の法改正が必要との意見もあり、図面の様式のハーモナイゼーションと、Global Assignmentが、IP5 ICG (Industry Consultation Group) 会合 (2/25 ～ 26@WEB) を経てICGの新テーマとして正式に採用されるに至った。

グローバルドシエに関しては、別途、GMT (Global Mapping Table：名寄せのための表) 等の施策の進捗共有·JPOとの情報・意見交換会 (1/20@WEB) を行うとともに、IP5 GDTF (Global Dossier Task Force) 会合 (3/10 ～ 11@WEB) に参加し、優先5項目 (XMLization, Alerting 他) の進捗確認、優先順位付けなどについて討議した。

この他、JPO-JIPAハイレベルダイアログ (テーマ：JPO国際政策) に参加した (3/18@WEB)。

特許法の実体ハーモナイゼーションに関しては、B+会合 (5/27@WEB) にて、三極ユーザーによる先使用権、DIU (Defense for Intervening Users) 等の議論の進捗を報告した。また、三極ユーザー会合 (6/17@Zoom、7/14@Zoom) を実施し、オープン事項について議論した。また、WG会合 (複数回) にて、オープン事項についてプロコンを踏まえてJIPAポジション検討した。JPOとの情

報・意見交換会（7/17@WEB）にて、実体ハーモナイゼーションのB+での検討プロセスについて意見交換を実施した。引き続き、三極ユーザーにおいて議論し、検討成果物であるElement PaperのB+への提出を完了させた（9/7）。その後、·B+Plenary会合が開催され（9/21）、B+議長よりElement Paperについて紹介があり、B+各庁から10月中頃までにフィードバックすることとなった。また、·B+会合にて、B+からのElement Paperに対するフィードバックに基づき、意見交換（12/1@WEB）を行った。

（16）2021年度の活動

JIPA理事長・JPO長官の共同議長により開催された五庁（IP5）長官・ユーザー会合（6/22@Web）にて、①PHEPにおけるNew Topics、②五庁傘下の「IP5 NET/AIタスクフォース」の状況報告、③「Strategic Topics」として、“IP5 Cooperation towards Post-Pandemic Era”といったテーマで情報共有・意見交換を行った。

また、JIPA理事長・JPO長官の共同議長にて開催された、三極長官・ユーザー会合（11/16@Web）にて、①電子署名、②知財と環境問題をテーマに議論を行った。その際、環境に関する技術などの検索式の公開をJIPAから提案した。また、JPOより三極特許庁主催の知財環境シンポジウム（3/17）が提案され承認され、JPO主催、USPTO・EPO共催、JIPA等三極ユーザー団体が後援する形で開催されることとなった。パネリストとして別宮理事長への参加要請があり受諾した。

実体ハーモナイゼーションに関しては、三極ユーザーで準備し、B+への応答（レスポンスペーパー）を提出（4/16）した。また、Group B+会合に参加（5/18、10/5@Web）した。そこで、三極ユーザーが提出したレスポンスペーパーの内容を説明し、意見交換を行った。B+から次のステップとしてステークホルダーとのコンサルテーションを実施することを検討されており、Element Paperの公開が求められて、三極ユーザーにおいて決定し、Element Paperのリリース版をB+に送付し、10月のB+会合にて、歓迎の表明を得、また、B+の各庁において、コンサルテーションの前向きなコメントが多くあった。

また、NET/AI roadmapに関し、IP5 Industry AI Task Force会合（2/8@Web）を開催し、五極ユーザー間で議論を行った。

更に、IP5 ICG会合（3/4@WEB）にて、①NET/AI Roadmap、②Global Assignment & Drawings、③e-signature、④CSE、⑤IP5 HP等について提言を行った。また、IP5 GDTF会合（3/4@WEB）にてOPD/GD優先5項目他テーマの進捗確認と今後につき意見交換を行った。

5. 将来の展望

コロナ禍、歴史的インフレなど我々を取り巻く環境は、健康面でも、経済面でも非常に困難な状況にあるといえよう。このような状況の中で、知財は、これらの諸問題に役に立つ仕組みであることを再確認するとともに、経済成長に向けてより、洗練された知財システムの構築を目指していくことが肝要と考える。

三極特許庁・ユーザー会合や五極特許庁・ユーザー会合は、知財システムの改善に向けてユーザーのニーズをインプットする場として非常に貴重な場であり、そこに参画できることは非常にありがたいことと考えている。

また、これまでの経験として、調和は1日にしてならずといったことを強く感じる。より大きな夢を描くことは重要ではあるものの、その実現までの距離は長いために、そこにたどり着くまでに息切れしてしまったり、方向性がずれてしまったりすることも多い。

夢は大きくとも、ショートスパンで得られる着実なミニゴールをマイルストーンとして設定することで、変革に向けて着実に進むことが重要と感じる日々である。

特許法の調和、出願・図面様式の調和、デジタル化などやるべきことはまだ山のようにあるものの、三極、五極特許庁、そして三極、五極ユーザーと協力して、解決すべき事項に優先度をつけながら知財システムのさらなる経済貢献を目指して活動していきたいと考える。

国際政策プロジェクトは、着実な成果の獲得を

目指して、これからもJIPAの各専門委員会、プロジェクトと連携しながら、国際部隊で活躍していきたいと考える。

最後に、本プロジェクトを推進してきたこれまでのプロジェクトメンバー各位、JIPA執行部に深く、感謝の意を表して、本稿を締めくくりたい。

（2002年度　PJリーダー・田中 裕紀）

日中企業連携プロジェクト

1. プロジェクト創設の背景

中国は、1978年に改革開放路線へ舵を切り、2001年のWTO加盟を経て、急激な経済発展を経験し、今もなお変革を続けている。これは、ひとつに、中国政府（指導するのは中国共産党）が矢継ぎ早に発する骨太の政策、次に、広大な国土を巡る「高速鉄道」、国民の生活に根付いた「モバイル決済」や「ネット通販」、多様化する「シェアサービス」などのイノベーション、そして、急成長している企業の活動によるものである。目まぐるしく変わる中国の動向は継続的なウオッチが必須であり、中国の社会変化、政府動向の把握のためにはリアルな体感が必要である。そこで、知財議論を通じて日中企業が相互理解、相互発展することを目的とした日中企業連携のプラットフォームである日中企業連携会議を企画、運営するため、2004年度に本プロジェクトが創設された。

2. 日中企業連携会議の概要

プロジェクトの最初の活動として、2005年4月に上海市において中国専利保護協会との共催および上海市知識産権局と上海市知識産権服務中心の協力のもと、『日中企業連携・知財フォーラム』を開催し、日中企業約300名の参加があった。フォーラムの成功を受け、さらに実務的に議論を含めることをねらいとして、日中企業の少数グループによるディスカッション形式の連携会議を開催することとし、2006年2月に同じく上海市において上海市知識産権服務中心との共催で、上海市の企業との第1回上海日中企業連携会議を開催した。また、2006年11月には中国専利保護協会との共催で第1回北京日中企業連携会議を、2012年2月には広東省知識産権局および広東省知識産権研究会との共催で第1回広州日中企業連携会議をそれぞれ開催した。以来、現在に至るまで、コロナ禍の影響で開催できなかった2019年度を除き、継続して開催されている。日中企業連携会議は、お互いを知る互学互習の精神で始まり、現在では経験と

課題を共有し日中双方での知財活動のあるべき姿を議論するプラットフォームとなっている。

（久慈理事長と胡副会長）

日本知的財産協会・中国専利保護協会によるフォーラム宣言（2005年4月15日）

1．日中両国の友好のもと、知的財産保護により、日中企業相互の発展に努めます。
2．知的財産の尊重と公正な企業活動を擁護・推進します。
3．日中の知的財産について継続的な議論を行い、互いの企業連携を深めます。

3. 中国における知的財産の位置付け

中国は1985年4月1日に専利法を制定し、1985年12月28日に北京市の中心にある人民大会堂で最初の特許権が国家指導者参列のもと付与され、知財制度のスタートを切った。その後、2001年12月11日のWTO加盟発効に向け大幅な制度改定（第二次改正）がなされた。また、胡錦涛・温家宝政権が2003年3月にスタートした直後に「国家中長期科学技術発展計画」の策定が決定され、2006年2月には「国家中長期科学技術発展計画綱要」の編成が完了し、科学技術重視の政策である「自主創新」が打ち出された。その後、中国初の「国家知的財産権戦略綱要」が2008年4月に採択された。知的財産関係法もこれらに伴い改定された（第三次改正）。さらに、2012年の中国共産党第18回全国人民代表大会で、知的財産戦略を実施し、知的財産制度での保護を強化することが示されたことを受けて、専利法改正の検討が始まり、検討開始から8年を経た2020年に専利付与制度の整備、専利権の合法的な権益の保護、および専利の実施と運用の促進を強化する改正を行った（第四次改正）。

2013年に開催された中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議では知的財産専門裁判所を設立することが、第4回全体会議では知的財産保護制度を完備することが、第5回全体会議ではイノベーションを国の核心的な位置に置くべきことが、第6回全体会議ではイノベーションを徹底して実施することが提案され、中国の科学技術進歩と経済発展への知的財産による梃入れは更に深化してきている。

中国共産党のイノベーション力を高めようとする強い決意は、2016年の中国全国人民代表大会で、「中華人民共和国国民経済と社会発展第十三次五年規画（2016～2020年）綱要」として示された。主要目標には、経済の中高速成長を維持することに加え、イノベーションが起こす発展の成果を顕著にすることが挙げられている。

第13次5ヵ年計画で挙げられた知財に関する目標数値

指　標	2015年	2020年	増加値
国家総合イノベーション能力世界ランキング（位）	18	15	3UP
研究開発費の対GDP比（%）	2.1	2.5	0.4
1万人当たり研究開発人員数（人）	48.5	60	11.5
国際科学技術論文の引用数の世界ランキング（位）	4	2	2UP
1万人当たりの発明特許保有数（件）	6.3	12	5.7
PCT特許出願数（万件）	3.0	6.0	3.0
年間知的財産権担保融資金額（億元）	750	1,800	1,050
PCソフトウェア著作権登録数（万件）	29	44	15

イノベーション発展に向けた具体的目標が示されている

また、2017年10月に開催された中国共産党第19回全国人民代表大会において、習近平総書記は、「イノベーション文化を提唱し、知的財産の創造、運用、保護を強化する」ことを強く強調している。

そして、2021年3月に開催された全国人民代

表大会において承認された「中華人民共和国国民経済と社会発展第十四次五年規画（2021 ～ 2025年）と2035年までの長期目標綱要」の中でもイノベーション駆動型発展戦略についての言及があり、「科学技術の自立自強を国の発展の戦略的支えとする」と位置付けた。これを受けて、2021年9月には中国知的財産政策の長期計画を13年ぶりに更新する「知識産権強国建設綱要（2021 ～ 2035年）」が公表され、この中で「イノベーションは国家発展の最大の原動力で、国家発展の中で知財保護の中核的要素としての役割は一層明確になっている」と表現された。

このようにして、現在の中国では国民経済と社会発展に向けた改革の核心に知的財産制度が位置づけされるに至っている。

4. 各年度の活動（2008 ～ 2021年度）

2008年度

（1）北京会議（2009年2月26日）

テーマ	中国側	日本側
特許網の構築	天士力 Huawei ZTE Tencent 同方威視力	リコー（木村 真章） テルモ（大澤 孝明） アルプス電気（秦 玉公） 荏原製作所（松村 貴司） JFEテクノ（鈴木 元昭） 富士通（下田 憲次）
社内の知財教育	Haier 伊利 正大天晴 BYDオート 中冶賽迪	バイオニア（高崎 敦） パナソニック電工（何 姍妹） 日立製作所（水野 恭滋） セイコーエプソン（矢部 宏） 中国ホンダ（加藤 秀司）

（2）上海会議（2009年3月18日）

テーマ	中国側	日本側
特許網の構築	上海家化 上海廣電 上海復星医薬 上海建設橋機械 上海医薬工業研究院	テルモ（大澤 孝明） アルプス電気（秦 玉公） 荏原製作所（松村 貴司） JFEテクノ（鈴木 元昭）
社内の知財教育	信誼薬廠 上海電気 上海復旦微電子 上海雷允上薬業 上海生命科学研究院	バイオニア（高崎 敦） パナソニック電工（何 姍妹） 日立製作所（水野 恭滋） セイコーエプソン（矢部 宏） 東芝テクノ（中山 喬志）

2009年度

（1）北京会議（2010年3月23日）

テーマ	中国側	日本側
特許権の取得と他社対応	Huawei ZTE Haier Tencent 宝山鋼鉄	リコー（木村 真章） パナソニック電工（何 姍妹） ソニー（西田 達也） 東芝エレベータ（村上 泰淳） ユニ・チャーム（清水 亘）
特許権の活用	天士力 正大天晴 BYDオート 青島利発 中昊晨化工研究院	東芝（宮内 弘） バイオニア（高崎 敦） テルモ（大澤 孝明） アルプス電気（秦 玉公） サントリーHD（沖田 良人）

（2）上海会議（2010年3月25日）

テーマ	中国側	日本側
特許権の取得と他社対応	上海鍋炉 上海信誼薬廠 上海建設橋機械 上海小糸車灯 上海納傑電気成套	リコー（木村 真章） パナソニック電工（何 姍妹） ソニー（西田 達也） 東芝エレベータ（村上 泰淳） ユニ・チャーム（清水 亘）
特許権の活用	上海家化 上海農科生物科学 上海医学工業研究院 上海雷允上薬業 上海ベル	東芝（宮内 弘） バイオニア（高崎 敦） テルモ（大澤 孝明） アルプス電気（秦 玉公） サントリーHD（沖田 良人）

2010年度

（1）北京会議（2011年3月15日）

テーマ	中国側	日本側
職務発明と発明評価・報奨	伊利 中昊晨光 冠奇	東芝エレベータ（村上 泰淳） テルモ（中野 圭司） オムロン（堀口 奈都子）
特許権の活用	中国石化 中集集団 福田汽車	日立製作所（永沼 麻奈香） サントリーHD（沖田 良人） ホンダ（韓小威）

（2）上海会議（2011年3月17日）

テーマ	中国側	日本側
職務発明と発明評価・報奨	上海家化 上海三槍 空気化工 罗氏・中国	東芝エレベータ（村上 泰淳） テルモ（中野 圭司） オムロン（堀口 奈都子） パナソニック電工（何 姍妹）
特許権の活用	上海博泰 宝山鋼鉄 上海華誼丙烯酸 上海通用汽車	JFE（鈴木 元昭） 日立製作所（永沼 麻奈香） サントリーHD（沖田 良人） 東芝（宮内 弘）

2011年度

（1）上海会議（2012年3月20日）

テーマ	中国側	日本側
人材育成・知財教育	宝鋼 上海家化聯合 上海医薬工業研究所 上海復旦微電子 上海航天信息研究所	テルモ（中野 圭司） 日立製作所（永沼 麻奈香） 東芝（宮内 弘） シャープ（李 瀟冰）

知的財産権の活用	上海医薬集団 上海鍋炉廠 上海博泰集成應用 上海復旦張江生物医薬 上海昆杰五金工具	パナソニック（何 姍妹） ソニー（芹田 和俊） オムロン（堀口 奈都子） 三洋電機（中川 佳則）

（2）北京会議（2012年3月22日）

テーマ	中国側	日本側
人材育成・知財教育	比亞迪汽車 四川科倫薬業 天士力集団 宝鋼	テルモ（中野 圭司） 日立製作所（永沼 麻奈香） 東芝（宮内 弘） シャープ（李 瀟冰）
知的財産権の活用	中冶迪賽集団 中国貿易促進委員会 Tencent 集佳知的財産権代理	パナソニック（何 姍妹） ソニー（芹田 和俊） オムロン（堀口 奈都子） 三洋電機（中川 佳則）

2012年度

（1）広州会議（2013年3月5日）

テーマ	中国側	日本側
出願・権利化	京信通信系統 広東国筆科技 広州市動景計算機科技 広東視源電子科技	オムロン（堀口 奈都子） ソニー（芹田 和俊） 東レ（皆川 量之） テルモ（中野 圭司） シャープ（李 瀟冰）
権利の管理と有効活用	広東威創視訊科技 深圳瑞生物医療電子 金発科技 万慧達	NEC（森岡 由紀子） 日立製作所（永沼 麻奈香） パナソニック（何 姍妹） 日本ゼオン（山口 美信）

（2）北京会議（2013年3月7日）

テーマ	中国側	日本側
出願・権利化	比亞迪汽車 金京紙業 中国専利代理（香港）	オムロン（堀口 奈都子） ソニー（芹田 和俊） 東レ（皆川 量之） テルモ（中野 圭司） シャープ（李 瀟冰）
権利の管理と有効活用	Tencent 科沃斯機器人科技 寧波永発集団 中集	NEC（森岡 由紀子） 日立製作所（永沼 麻奈香） パナソニック（何 姍妹） 日本ゼオン（山口 美信）

2013年度

（1）上海会議（2014年2月26日）

テーマ	中国側	日本側
特許出願戦略	上海復旦張江生物医薬 中国医薬工業研究総院 上海家化聯合 伽藍	日本ゼオン（山口 美信） コマツ（川柳 淳） 日立製作所（奈良橋 一也） オムロン（堀口 奈都子）
特許侵害回避と対応	展訊通信（上海）有限公司 上海贝岭有限公司 上海和鷹機電科技股份 上海昆杰五金工具有限公司	テルモ（中野 圭司） パナソニック中国（何 姍妹） 東レ（皆川 量之） ソニー（阪田 瞬）

（2）広州会議（2014年2月28日）

テーマ	中国側	日本側
特許出願戦略	BYD 中国隆成日用制品 中科院広州化学 美的集団	日本ゼオン（山口 美信） コマツ（川柳 淳） 日立製作所（奈良橋 一也） オムロン（堀口 奈都子）
特許侵害回避と対応	広州杰賽科技 広東洛貝電子科技 ZTE 麗珠医薬集団	テルモ（中野 圭司） パナソニック中国（何 姍妹） 東レ（皆川 量之） ソニー（阪田 瞬）

2014年度

（1）北京会議（西安）（2015年3月25日）

テーマ	中国側	日本側
グローバル事業におけるIPリスク	ZTE 天士力 Tencent 愛国者	東レ（皆川 量之） キヤノン（上野 智行） DIC（齋藤 嘉久） 富士通（椿 正俊）
事業活動におけるIP活用戦略	BYD 緑葉製薬集団 西安炬光科技 北京康信華源知的財産	パナソニック（槻尾 泰信） ソニー（阪田 瞬） 日立製作所（奈良橋 一也） リコー（中国）（永塚 広明）

（2）広州会議（2015年3月27日）

テーマ	中国側	日本側
グローバル事業におけるIPリスク	PRINT-RITE HUAWEI Tencent ZTE	東レ（皆川 量之） キヤノン（上野 智行） DIC（齋藤 嘉久） 富士通（椿 正俊）
事業活動におけるIP活用戦略	邁瑞生物医療電 BYD 炬芯科技 京信通信	パナソニック（槻尾 泰信） ソニー（阪田 瞬） 日立製作所（奈良橋 一也） リコー（中国）（永塚 広明）

2015年度

（1）北京会議（重慶）（2016年3月11日）

テーマ	中国側	日本側
ビジネスを守るための知財戦略	太極集団 紫光国際化工 重慶潤澤	キヤノン（上野 智行） 日本電信電話（近江 恵） 日立製作所（今西 芳明）
戦略を支えるための知財組織体制	重慶機電 力帆実業集団 隆鑫通用動力	富士通（椿 正俊） リコー（中国）（永塚 広明） JFEエンジニアリング（辻 俊昭）

（2）広州会議（2016年3月14日）

テーマ	中国側	日本側
ビジネスを守るための知財戦略	ZTE 華星光電 珠海格力電器 華進総合専利	東レ（中国）（陳 莉莉） キヤノン（上野 智行） 日本電信電話（近江 恵） 日立製作所（今西 芳明）
戦略を支えるための知財組織体制	邁瑞生物医療電子 酷派集団 広州白雲山和黄埔中薬 朗科科技	富士通（椿 正俊） リコー（中国）（永塚 広明） JFEエンジニアリング（辻 俊昭） パナソニック（槻尾 泰信）

（3）広州会議（2017年3月22日）

テーマ	中国側	日本側
知的財産戦略	Cool PAD Tencent Netac 白雲山	ソニー（原 孟史） 京セラ（中国）（安部 達彦） 富士通（椿 正俊） 三菱電機（佐伯 昌雄）
知的財産の活用（運用）	Kingfa 広州奥翼 深圳峰創智誠 ZTE	旭化成（川島 さやか） 古野電気（谷澤 靖久） JFEエンジニアリング（辻 俊昭） リコー（中国）（永塚 広明）

2016年度

（1）上海会議（2017年3月17日）

テーマ	中国側	日本側
知的財産戦略	上海薬明生物 錦湖日麗 上海冠龍バルブ機械 上海大唐移動通信設備	ソニー（原 孟史） 味の素（相坂 剛充） 東レ（中国）（陳 莉莉） キヤノン（黒澤 世理）
知的財産の活用（運用）	昆杰五金 上海飛楽音响 展訊通信 汽輪機廠	パナソニック（中国）（何 姍妹） JFEエンジニアリング（辻 俊昭） リコー（中国）（永塚 広明） 古野電気（谷澤 靖久）

（2）北京会議（天津）（2017年3月20日）

テーマ	中国側	日本側
知的財産戦略	BYD 奇虎360 NAURA 三友高分子技術	ソニー（原 孟史） 京セラ（中国）（安部 達彦） 富士通（椿 正俊） 三菱電機（佐伯 昌雄）
知的財産の活用（運用）	緑葉製薬 長虹 天津中華光進技術 天津天地偉業デジタル科学技術	旭化成（川島 さやか） 古野電気（谷澤 靖久） JFEエンジニアリング（辻 俊昭） リコー（中国）（永塚 広明）

2017年度

（1）広州会議（2018年3月19日）

テーマ	中国側	日本側
事業戦略に基づく知財活動	美的集団 広州視源電子 北京市立方（広州）律師 白雲山製薬	ソニー（原 孟史） 富士通（椿 正俊） 古野電気（谷澤 靖久） 旭化成（川島 さやか）
会社の発展に基づく知財組織設定と人材育成	Tencent 深圳世紀恒程知識産権代理事務所 ZTE GREE	三菱電機（佐伯 昌雄） ダイセル（水方 勝哉） 味の素（相坂 剛充） 村田製作所（船木 由里）

（2）北京会議（舟山）（2022年3月22日）

テーマ	中国側	日本側
事業戦略に基づく知財活動	Haier GEELY BYD SUPOR	ソニー（原 孟史） 富士通（椿 正俊） 古野電気（谷澤 靖久） キヤノン（黒澤 世理）
会社の発展に基づく知財組織設定と人材育成	緑葉製薬 DMEGC 浙江海正薬業 CHENLONG	三菱電機（佐伯 昌雄） 村田製作所（船木 由里） 東レ（中国）（陳 莉莉） ダイセル（水方 勝哉）

2018年度

（1）広州会議（東京）（2019年3月5日）

テーマ	中国側	日本側
事業の発展と知的財産	奥翼電子 広州化学 白雲山製薬 Tencent	キヤノン（長澤 健一） ダイセル（水方 勝哉） ソニー（奥脇 智紀） 富士通（大水 眞己）

グローバル環境における知財マネジメント	美的集団 金発科技 珠海格力電器 深圳市景田食品飲料	三菱電機（木全 政弘） 京セラ（竹宮 啓介） 古野電気（谷澤 靖久） 味の素（池村 治）

（2）北京会議（2019年3月22日）

テーマ	中国側	日本側
事業の発展と知的財産	北汽集団 北京旷視科技 国家投電 恒宝	ダイセル（水方 勝哉） 富士通（江 瑾） ソニー（藤永 卓士） キヤノン（黒澤 世理）
グローバル環境における知財マネジメント	東旭集団 LENOVO 漢王集団 CloudMinds	味の素（相坂 剛充） 古野電気（谷澤 靖久） 京セラ（則松 俊英） 三菱電機（佐伯 昌雄）

（3）上海会議（2019年3月25日）

テーマ	中国側	日本側
事業の発展と知的財産	発電設備設計研究院 灿瑞科技 東方国際集団 西宝生物	ダイセル（水方 勝哉） 東レ（中国）（陳 莉莉） ソニー（藤永 卓士） キヤノン（黒澤 世理）
グローバル環境における知財マネジメント	微創医療機器 百事通 航発商用 電科電器	京セラ（則松 俊英） 村田製作所（船木 由里） 三菱電機（佐伯 昌雄） 味の素（相坂 剛充）

2019年度

コロナ禍の影響で実施できず

2020年度

（1）広州会議（2020年11月24日）

テーマ	中国側	日本側
企業における知財部門のプレゼンス向上	京信通信	パナソニック（佐藤 晴彦）
事業およびR&Dに貢献する知財情報の活用	珠海格力電器	村田製作所（船木 由里）

初めてオンラインでワークショップ（実務者レベルの意見交換形式）を実施

2021年度

（1）北京会議（ワークショップ）

（2021年9月28日）

テーマ	サブテーマ	中国側	日本側
情報活用と知財業務	知財部門の役割	京東商城	ソニー（大野 雅子）
	知財情報の活用	小米	村田製作所（船木 由里）

オンラインで実施

（2）広州会議（ワークショップ）

（2021年11月25日）

テーマ	サブテーマ	中国側	日本側
環境経営による社会貢献に向けた知的財産活動の在り方	政策とこれを受けた産業界の取り組み	広東省知識産権研究会	JIPA（久慈 直登）
	企業レベルの施策	BYD	ダイキン工業（松本 宗久）

オンラインで実施

（3）北京会議（フォーラム）

（2022年3月23日）

テーマ	中国側	日本側
イノベーションを起こす知財の役割	中国石油化学工業連合会 小米 京東 美的集団	東芝（下川原 郁子） ブリヂストン（荒木 充） キヤノン（長澤 健一） ダイキン工業（松本 宗久）

オンラインで実施。部門長レベルの講演形式。

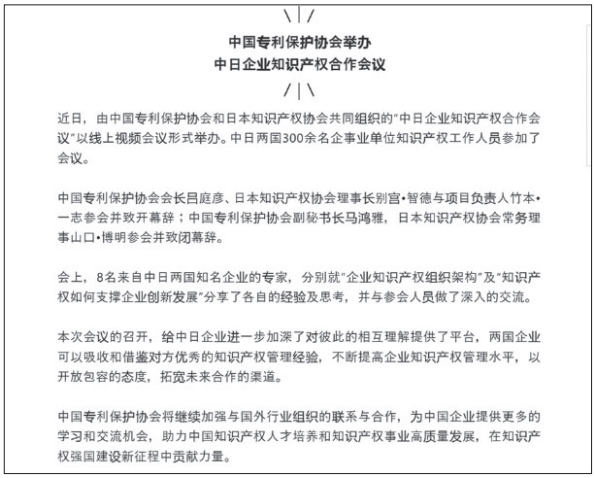

中国专利保护协会举办
中日企业知识产权合作会议

近日，由中国专利保护协会和日本知识产权协会共同组织的"中日企业知识产权合作会议"以线上视频会议形式举办。中日两国300余名企事业单位知识产权工作人员参加了会议。

中国专利保护协会会长吕庭彦、日本知识产权协会理事长别宫•智德与项目负责人竹本•一志参会并致开幕辞；中国专利保护协会副秘书长马鸿雅，日本知识产权协会常务理事山口•博明参会并致闭幕辞。

会上，8名来自中日两国知名企业的专家，分别就"企业知识产权组织架构"及"知识产权如何支撑企业创新发展"分享了各自的经验及思考，并与参会人员做了深入的交流。

本次会议的召开，给中日企业进一步加深了对彼此的相互理解提供了平台，两国企业可以吸收和借鉴对方优秀的知识产权管理经验，不断提高企业知识产权管理水平，以开放包容的态度，拓宽未来合作的渠道。

中国专利保护协会将继续加强与国外行业组织的联系与合作，为中国企业提供更多的学习和交流机会，助力中国知识产权人才培养和知识产权事业高质量发展，在知识产权强国建设新征程中贡献力量。

中国専利保護協会のWEBサイトでの活動報告

5. 今後の展望

日中企業連携会議は、中国企業や政府系団体との19年に亘る友好関係に基づく会議であり、中国企業と知財戦略について直接話し合える重要なプラットフォームである。

この政府系団体というのは、上述したように北京の中国専利保護協会、上海の上海市知識産権局と知識産権服務中心、広東省の広東省知識産権局と知識産権研究会であり、これらの団体との太いパイプを持っていることは日本知的財産協会にとって大切な財産であり、これまでの当プロジェクトの大きな成果の一つだと考える。

また、企業に焦点を当てると、中国企業は、国の施策を受け、知的財産活動が活性化され、また、先進国や先行企業との競争において多くの経験を得て、その結果、知的財産戦略が会社の成長を左右するものと認識されるに至っており、その戦略の成り立ちと中身が日本企業とは全く異なっている。日中企業連携会議で報告された中国企業の知的財産戦略は、経営と直結しており、自己の強みを活かす戦略を前提にし、具体的かつ柔軟性に富んでいる。その領域は、出願や係争、ブランド、営業秘密保護、知財運用、人材育成や社内啓蒙まで幅広い分野を各社の特性に合わせてカバーし、仕組みや管理は緻密である。

日中企業連携会議で接した中国企業の知的財産部門の人材は、所属する企業の事業計画、研究開発ばかりか経営方針、財務環境にも通じていた。知的財産は企業価値そのものであり、彼らの持つ人材としてのスペックは今後の知的財産マネジメントに発揮される要素をカバーしているものと思われる。中国では、人材の流動が激しいが、企業は高いレベルの維持に努めている。また、知的財産に携わる個々は厳しい競争の中で研鑽を重ね、知的財産部門の高級幹部には、性別や年齢を問わず有能な人材が活躍している。一方、日本の大企業では多くの場合、分業化・専業化され、専門性は極めて高いもののカバーする範囲が狭くなる傾向がある。第四次産業革命で「データ資源」が取り立たされるよう、世界はひとつになっている。日本は、世界がひとつになった時代に活躍できる人材を育成する必要がある。

現在は企業構造、事業形態が多様で、知的財産活動のフィールドは多岐に及んでおり、知的財産法だけでは解決できないものばかりである。知的財産活動に携わる者は、専門領域が限りなく拡大しており、より一層、社会性を磨き、ビジネス感覚を研ぎ澄ます必要がある。

このような状況および激動する時代において、日中企業連携会議のようなプラットフォームを利用して交流することは、日本国企業および知財に携わる人材にとって重要な機会である。

当プロジェクトは、今後も中国企業と活発な意見交換を行い、中国の知財動向をいち早く把握して日本知的財産協会会員企業向けに発信し、会員企業の知財活動の活性化に貢献していく所存である。

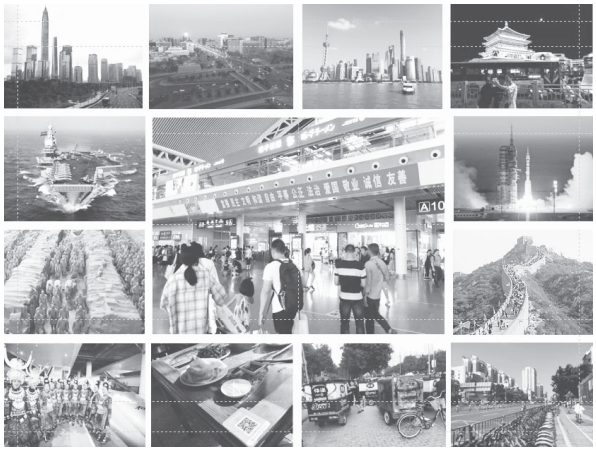

2008年度～2022年度プロジェクトメンバー

2008年度

副理事長・リーダー	JFEテクノリサーチ株式会社	鈴木　元昭
メンバー	アルプス電気株式会社	秦　玉公
	株式会社荏原製作所	松村　貴司
	セイコーエプソン株式会社	矢部　宏
	テルモ株式会社	大澤　孝明
	パイオニア株式会社	高崎　敦
	パナソニック電工株式会社	何　姍妹
	株式会社日立製作所	鎌倉　容子
	富士通株式会社	下田　憲次
	本田技研工業株式会社	加藤　秀司
	株式会社リコー	木村　真章

事務局長	一般社団法人日本知的財産協会	土井　英男
事務局	一般社団法人日本知的財産協会	大城　郷子

2009年度

監事・リーダー	JFEテクノリサーチ株式会社	鈴木　元昭
常務理事･サブリーダー	株式会社東芝	宮内　　弘
メンバー	サントリーホールディングス株式会社	沖田　良人
	アルプス電気株式会社	秦　　玉公
	ソニー株式会社	西田　達也
	テルモ株式会社	大澤　孝明
	東芝エレベーター株式会社	村上　泰淳
	バイオニア株式会社	高崎　　敦
	パナソニック電工株式会社	何　　姍妹
	ユニ・チャーム株式会社	清水　　亘
	株式会社リコー	木村　真章
事務局長	一般社団法人日本知的財産協会	土井　英男
事務局	一般社団法人日本知的財産協会	大城　郷子

2010年度

リーダー	JFEテクノリサーチ株式会社	鈴木　元昭
常務理事･サブリーダー	株式会社東芝	宮内　　弘
メンバー	オムロン株式会社	堀口 奈都子
	サントリーホールディングス株式会社	沖田　良人
	ソニー株式会社	西田　達也
	テルモ株式会社	中野　圭司
	東芝エレベーター株式会社	村上　泰淳
	パナソニック電工株式会社	何　　姍妹
	株式会社日立製作所	永沼 麻奈香
事務局長	一般社団法人日本知的財産協会	土井　英男
事務局	一般社団法人日本知的財産協会	大城　郷子

2011年度

常務理事・リーダー	株式会社東芝	宮内　　弘
副理事長･サブリーダー	サントリーホールディングス株式会社	竹本　一志
メンバー	オムロン株式会社	堀口 奈都子
	シャープ株式会社	李　　瀟冰
	ソニー株式会社	芹田　和俊
	テルモ株式会社	中野　圭司
	パナソニック株式会社	何　　姍妹
	三洋電機株式会社	中川　佳則
	株式会社日立製作所	永沼 麻奈香
	株式会社日立プラントテクノロジー	真鍋　　明
事務局長	一般社団法人日本知的財産協会	土井　英男

2012年度

常務理事・リーダー	株式会社東芝	宮内　　弘
副理事長･サブリーダー	サントリーホールディングス株式会社	竹本　一志
メンバー	オムロン株式会社	堀口 奈都子
	シャープ株式会社	李　　瀟冰
	ソニー株式会社	芹田　和俊
	テルモ株式会社	中野　圭司
	東レ株式会社	皆川　量之
	日本ゼオン株式会社	山口　美信
	日本電気株式会社	森岡 由紀子
	パナソニック株式会社	何　　姍妹
	株式会社日立製作所	永沼 麻奈香
事務局長	一般社団法人日本知的財産協会	土井　英男

2013年度

常務理事・リーダー	株式会社小松製作所	花本　忠幸
副理事長･サブリーダー	サントリーホールディングス株式会社	竹本　一志
メンバー	オムロン株式会社	堀口 奈都子
	株式会社小松製作所	川柳　　淳
	ソニー株式会社	阪田　　瞬
	テルモ株式会社	中野　圭司
	東レ株式会社	皆川　量之
	日本ゼオン株式会社	山口　美信
	パナソニック株式会社	何　　姍妹
	株式会社日立製作所	永沼 麻奈香
	株式会社日立製作所	奈良橋 一也
事務局長	一般社団法人日本知的財産協会	西尾　信彦
事務局	一般社団法人日本知的財産協会	海野　祐一

2014年度

理事長	サントリーホールディングス株式会社	竹本　一志
常務理事・リーダー	株式会社小松製作所	花本　忠幸
常務理事･サブリーダー	株式会社リコー	来住　文男
メンバー	キヤノン株式会社	上野　智行
	ソニー株式会社	阪田　　瞬
	DIC株式会社	齋藤　嘉久
	東レ株式会社	皆川　量之
	パナソニック株式会社	槻尾　泰信
	株式会社日立製作所	奈良橋 一也
	株式会社日立製作所	檜　　一平
	富士通株式会社	椿　　正俊
	株式会社リコー	永塚　広明
事務局長	一般社団法人日本知的財産協会	西尾　信彦
事務局	一般社団法人日本知的財産協会	海野　祐一

2015年度

参与・リーダー	サントリーホールディングス株式会社	竹本　一志
常務理事	株式会社リコー	来住　文男
メンバー	旭化成株式会社	本山　裕仁
	キヤノン株式会社	上野　智行

メンバー	JFE エンジニアリング株式会社	辻　俊昭
	東レ株式会社	陳　莉莉
	日本電信電話株式会社	近江　恵
	パナソニック株式会社	槻尾　泰信
	株式会社日立製作所	今西　芳明
	富士通株式会社	椿　正俊
	株式会社リコー	永塚　広明
事務局長	一般社団法人日本知的財産協会	西尾　信彦
事務局	一般社団法人日本知的財産協会	海野　祐一

2016年度

参与・リーダー	サントリーホールディングス株式会社	竹本　一志
常務理事	キヤノン株式会社	木下　達也
メンバー	旭化成株式会社	川島　さやか
	味の素株式会社	相坂　剛充
	キヤノン株式会社	黒澤　世理
	京セラ株式会社	安部　達彦
	JFE エンジニアリング株式会社	辻　俊昭
	ソニー株式会社	原　孟史
	東レ株式会社	陳　莉莉
	日本電信電話株式会社	近江　恵
	パナソニック株式会社	何　姍妹
	富士通株式会社	椿　正俊
	古野電気株式会社	谷澤　靖久
	三菱電機株式会社	佐伯　昌雄
	株式会社リコー	永塚　広明
事務局長	一般社団法人日本知的財産協会	西尾　信彦
事務局	一般社団法人日本知的財産協会	海野　祐一

2017年度

参与・リーダー	サントリーホールディングス株式会社	竹本　一志
常務理事	キヤノン株式会社	木下　達也
メンバー	旭化成株式会社	川島　さやか
	味の素株式会社	相坂　剛充
	キヤノン株式会社	黒澤　世理
	京セラ株式会社	安部　達彦
	ソニー株式会社	原　孟史
	株式会社ダイセル	水方　勝哉
	東レ株式会社	陳　莉莉
	パナソニック株式会社	何　姍妹
	富士通株式会社	椿　正俊
	古野電気株式会社	谷澤　靖久
	三菱電機株式会社	佐伯　昌雄
	株式会社村田製作所	船木　由里
事務局長代行	一般社団法人日本知的財産協会	伊藤　寛
事務局	一般社団法人日本知的財産協会	海野　祐一

2018年度

参与・リーダー	サントリーホールディングス株式会社	竹本　一志
常務理事	キヤノン株式会社	池田　敦
メンバー	味の素株式会社	相坂　剛充
	キヤノン株式会社	黒澤　世理
	キヤノン株式会社	許　海東
	京セラ株式会社	則松　俊英
	ソニー株式会社	藤永　卓士
	株式会社ダイセル	水方　勝哉
	東レ株式会社	陳　莉莉
	富士通株式会社	椿　正俊
	富士通株式会社	江　瑾
	古野電気株式会社	谷澤　靖久
	三菱電機株式会社	佐伯　昌雄
	株式会社村田製作所	船木　由里
事務局長	一般社団法人日本知的財産協会	志村　勇
事務局	一般社団法人日本知的財産協会	海野　祐一
	一般社団法人日本知的財産協会	古谷　真帆

2019年度

参与・リーダー	サントリーホールディングス株式会社	竹本　一志
常務理事	株式会社小松製作所	山口　博明
メンバー	キヤノン株式会社	市川　茂
	京セラ株式会社	則松　俊英
	ソニー株式会社	藤永　卓士
	東レ株式会社	陳　莉莉
	パナソニック株式会社	佐藤　晴彦
	富士通株式会社	江　瑾
	古野電気株式会社	松本　大助
	三菱電機株式会社	佐伯　昌雄
	株式会社村田製作所	船木　由里
事務局	一般社団法人日本知的財産協会	永野　大介
	一般社団法人日本知的財産協会	海野　祐一

2020年度

参与・リーダー	サントリーホールディングス株式会社	竹本　一志
常務理事	株式会社小松製作所	山口　博明
メンバー	キヤノン株式会社	高崎　景子
	京セラ株式会社	則松　俊英
	ソニー株式会社	大野　雅子
	東レ株式会社	陳　莉莉
	パナソニック株式会社	佐藤　晴彦
	富士通株式会社	江　瑾
	古野電気株式会社	松本　大助
	三菱電機株式会社	唐　朝
	株式会社村田製作所	船木　由里
事務局	一般社団法人日本知的財産協会	永野　大介
	一般社団法人日本知的財産協会	海野　祐一

2021年度

参与・リーダー	サントリーホールディングス株式会社	竹本　一志
常務理事	株式会社小松製作所	山口　博明
メンバー	パナソニック株式会社	佐藤　晴彦
	キヤノン株式会社	高崎　景子
	京セラ株式会社	則松　俊英
	ソニーグループ株式会社	大野　雅子
	東レ株式会社	西川　　毅
	富士通株式会社	江　　瑾
	古野電気株式会社	松本　大助
	三井化学株式会社	大池　俊輔
	三菱電機株式会社	唐　　朝
	株式会社村田製作所	船木　由里
事務局	一般社団法人日本知的財産協会	永野　大介
	一般社団法人日本知的財産協会	海野　祐一

2022年度

顧問・リーダー	サントリーホールディングス株式会社	竹本　一志
常務理事	株式会社小松製作所	山口　博明
サブリーダー	パナソニック オペレーショナルエクセレンス株式会社	佐藤　晴彦
メンバー	キヤノン株式会社	山下　　豪
	京セラ株式会社	則松　俊英
	東レ株式会社	西川　　毅
	日産化学株式会社	澤田　寛司
	株式会社ブリヂストン	三浦 彩恵子
	古野電気株式会社	谷澤　靖久
	本田技研工業株式会社	大平　賢一
	株式会社明治	長尾 美紗子
事務局	一般社団法人日本知的財産協会	永野　大介
	一般社団法人日本知的財産協会	海野　祐一

（2022年度　PJリーダー・竹本 一志
サブリーダー・佐藤 晴彦）

環境技術パッケージ推進プロジェクト

（2010年5月～2014年4月）

2010年度

日本企業が得意とする環境技術による地球温暖化防止への貢献策として、2009年、タスクフォースを立ち上げ、GTPP（Green Technology Package Platform）設立案を取り纏めた。2010年4月に川村常務理事をWIPOに派遣し本案を提唱したところ、WIPO側からも非常に積極的な賛同を得、WIPOとの協働が始まった。その後、WIPO GREENの基本的運営事項、技術データベース、ライセンス契約雛形等について、WIPOとの間で作業を進め、データベース開発費用の一部をJIPAが負担することを常務理事会にて承認した。

2011年度

前年に続く活動として、7月11～12日にジュネーブで開催されたWIPO地球環境会議にて川村常務理事がプレゼン参加すると共に、翌13日に開催されたWIPO GREENステークホルダーワークショップに川村常務理事他が参加した。また9月12～13日にパリで開催されたOCED Global Forumにも川村常務理事が経団連の依頼に基づき出席し、'Technology Transfer for Better Solution'パネルに参加した。

9月にはWIPO GREENデータベースがテストリリースされ、提供技術の登録が可能となった。日本からはPJメンバー企業を中心に8件（帝人、Honda、日立製作所、早稲田大学（3件）、富士通（2件））を登録すると共に、PJではWIPO GREENに関する日本語の説明書を作成した。

また11月末のCOP17（南ア）にWIPOから代表団を派遣し、WIPO GREENのブースを設け紹介した。

2012年度

PR活動として、5月にNYでWorld Bank、GEF、UN Global Compact、USCIB関係者と会合を持つと共に、6月にWIPOのWIPO GREEN関係者との

会合を持った。また5月にはスリランカ（コロンボ）において開催されたWIPO Regional Forumに諏訪委員を派遣し、WIPO GREEN等について講演を行った。

日本国内のPR活動としては、三菱総研、三菱UFJリサーチ＆コンサルティング、UNIDO東京オフィス、弁理士会他と会合を持ち、対外PR活動を実施し、JIPA、WIPO、経団連からプレスリリースした。（2月1日に日刊工業、他、各紙に掲載された。）日刊工業新聞からはメンバー各社が取材を受け、3月15日に記事が掲載された。

2013年度

5月にWIPO GREEN Founding Partnerとして当協会が登録された。6月には、システム改良内容、正式発表時期、広報活動等の打合せを行い、11月の正式リリースにむけて団体の関係者と検討した。

広報活動としては、7月のケニア会合、9月の国連のGlobal Compact会議（ニューヨーク）にて委員を派遣してWIPO GREENの紹介を行った。これと並行して定期的に各国の関係者間で進捗確認、将来対応検討等の電話会議を実施し、Asian and Pacific Centre for Transfer of Technology（APCTT）、技術士会等、他団体と交流し精力的に広報を続けた。

11月28日、WIPO GREENのシステムの公式発表会がスイス（ジュネーブ）で開催され、上野理事長を団長としてPJメンバーを派遣した。多くの国の大使級のメンバーの中でガリ事務局長からJIPAの貢献について何度も言及され、世界に対するJIPAの存在感を発揮できた機会であった。

なお、シーズサイドの技術登録件数は、約1,000件に大幅増加する一方、ニーズサイドの登録が少ないことの他、DB機能の利便性や、ネットワーク構築等の課題について、関係者でリーダを決めて検討することとなった。JIPAはDB機能改善を主導することとし、また、日本からの登録技術を増やす（当時約40件）ため、国内に向けて引き続き積極的に活動した。

WIPOグリーンプロジェクト

（2014年5月～2015年4月）

2014年度

6月、技術士会と共催の「環境技術の海外移転に関するシンポジウム」（日比谷コンベンションホール）を開催した。

JIPA会員や技術士など144名の参加があり、前半は日本政府や国連機関の取り組み紹介、後半はJIPAの上野参与と技術士会メンバーとのパネルディスカッションを行い、WIPO GREENの今後の取り組みと展開について議論した。

9月には、ポーランドでのWIPO環境シンポジウム、マレーシアでのIGEM 2014（マレーシア環境技術展）に諏訪委員が参加した。

WIPOプロジェクト

（2015年5月～）

2015年度

WIPOが抱える各種問題（途上国による制度調

和への抵抗等）への支援と、制度調和を含めたグローバルな連携を目的とし、名称をWIPOグリーンプロジェクトからWIPOプロジェクトとした。

上野参与をリーダー、森田常務理事をサブリーダーとして、下記活動（抜粋）を行った。

（1）WIPO-JIPA知財保護課題の対応

①WIPO Re：search及びGREENに関するIPマネジメントワークショップ講師派遣（武田薬品工業　森氏、2016/3/3）

（2）WIPO GREEN活動

①マニラWIPO GREEN地域セミナー（諏訪氏）（4/22 ～ 25）

②アフリカプロジェクト会議出張（諏訪氏）（7/1 ～ 4）

③海外人材育成協会HIDAとの意見交換（7/10）

④INPITとの意見交換（7/15）

⑤WIPO Krattiger氏との意見交換（8/31）

⑥技術士会との意見交換会（10/9）

⑦エコプロダクツ2015への出展（12/10 ～ 12）

⑧マレーシアMTE2016講師派遣（瀬下氏）（2016/2/17 ～ 20）

⑨アフリカ農業技術/水処理に関するニーズ情報の提供（2/24）

（3）Forest研（生物多様性条約研究）WG

①特許庁と条約批准と体制準備状況につき情報交換（4/17、9/11、2016/1/28）

②会員企業及びNITEへのヒアリング実施（5月～6月）

③会員企業へアンケート実施。日本化粧品工業連合会と協力（10/23 ～ 11/9）

④AIPPI2015年度特許庁委託事業（各7国における遺伝資源の利用と特許制度に関する調査研究委員会）へ新保サブリーダーを派遣

⑤JIPA発の「知的財産推進計画2016への意見」にアンケートでの要望を反映して提出（2016/1）

2016年度

前年度に引き続き、全体と2つのWGにて下記活動（抜粋）を行った。

（1）WIPOプロジェクト全体

①WIPOガリ事務局長と近藤理事長との間で、田中会長参画の下、相互に協力覚書に署名を行い締結した（6/3）。

②WIPO & JICA研修生徒の意見交換（8/24）

③WIPOガリ事務局長との意見交換会を日本経済団体連合会と共同で開催（2/1）

（2）グリーンWG

①WIPO GREENナイロビ・シンポジウムへの参加（4/5 ～ 8）

②WIPO GREENパートナー弁理士会、他との意見交換（8/9、8/31他）

③WIPOスイス本部Global Challenges Divisionへの派遣（8/22 ～ 23）

④WIPO & JICA研修生（メキシコ、パラグアイ、フィリピン）の来局（8/24）

⑤CO22サイドイベント（モロッコマラケシュ）への派遣（11/11 ～ 15）

⑥共同セミナー海外技術の海外移転に関するセミナー・相談会（弁理士会・技術士会との共催）の開催（12/7）

（3）Forest（生物多様性条約関連）WG

①JPOとCBD（生物多様性条約）関係で各国状況を意見交換会（5/10、8/23）

②企業でのCBD関係問題への取組をヒアリング（5/17）

③WIPO-IGC（政府間遺伝資源等会議）へ、オブザーバー参加。委員2名派遣。（5/30 ～ 6/3）

④特許庁がAIPPIに委託した本課題の研究会に委員を派遣し、調査項目等を意見発信して研究結果が特許庁ホームページに公開された。

⑤植物品種保護戦略フォーラムからの議定書関係情報を継続して共有している。

2017年度

大学関係者に参画いただき、「第4次産業革命が引き起こす変革に対していかに知財制度が変容すべきか、産学合同で議論し、かかる変容に対してのアクションをWIPOに提言し、WIPOと連携してアクションを実行すること」を目的とし、下記活動（抜粋）を行った。

（1）WIPOプロジェクト全体

①大学関係者を交えたメンバーにて進め方を検討（7/3、7/27、9/27、11/2、1/2）「データの価値」と解消可能な課題・解決策などを議論するとともに、OSS等を参考にデータ版WIPO GREENのような新たな仕組みを今後検討予定。

②WIPO高木事務局長補、WIPO-JAPAN大熊所長との意見交換（7/7、11/9、1/22）

（2）WIPOグリーンWG

①専門家データベースのリリース（8/1）

②意見交換の実施（横浜市国際局（5/30）、金沢大学（9/20）、INPIT（10/17）他）

（3）生物多様性条約関連WG

①特許庁およびJBA（（一財）バイオインダストリー協会）とWIPO-ICG会議の結果聴取、生物多様性条約の状況、特許出願手続き等に関する情報を交換（6/30）

②2017年8月20日より日本が名古屋議定書の締約国となり、国内措置「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の構成かつ公平な配分に関する指針（ABS指針）」が施行

③タイ特許法改正に対する意見検討（5/31）

④国際商業会議所（ICC）の知財トップとの意見交換（3/2）

⑤特許庁とWIPO-IGC会議の最新状況について意見交換会実施（3/8）

2018年度

上野リーダー、遠藤サブリーダーの下、活動目標を、「世界レベルでの健全な知財制度の発展を志向するWIPOの諸活動について、ユーザーの代表たるNGOとして積極的に貢献し、JIPAのグローバル活動という観点をふまえ、WIPOと積極的に協力する。第4次産業革命が知的財産制度にもたらす課題や進展について、産業会としての知見を共有し、世界に対して日本の知財活動を浸透させていく。」として、下記活動（抜粋）を行った。

（1）第4次産業革命プロジェクトとの合同会合（7/26）

（2）WIPO高木善幸事務局長補との意見交換に向け、「WIPO Knowledge Network構築に向けてのJIPA提案」を取り纏め

（3）WIPO高木善幸事務局長補との意見交換（8/8）

（4）ハーグ国際司法会議（HCCH）・判決プロジェクトに関する法務説明と情報交換（10/10）

（5）WIPO/Gurry事務局長とNGOとの会合（10/10、ジュネーブ）

（6）WIPOグローバルチャレンジ部のMarion（Amy）Dietterich部長、同部グローバルヘルスヘッドCharles Randolph氏（10/23）との意見交換

（7）ハーグ国際私法会議（HCCH）・判決プロジェクト条約草案に対するJIPA意見説明@法務省（1/30）

（8）「ハーグ国際私法会議（HCCH）・判決プロジェクト条約草案についての要望」（3/29）

2019年度

「国際的な知財制度の健全な調和と発展を志向するWIPOとの連携を更に強化する。デジタル時代の急速な進展の中で競争における優位性が「データ」に変化していることや、知財政策が一国にとどまらず、地球全体が不可分に関わっていることなどの国際的な環境の変化の下、根本的に変容しつつある知財制度をリードしていくために、WIPOとの活動に、ユーザーの代表たるNGOの立場から積極的に意見発信や企画立案をしていく。JIPAの特性を生かして、産業界の知見を共有し、世界に対して日本の活動を浸透させていく。」ことを活動目標として、下記活動（抜粋）を行った。

（1）JPOとの意見交換会（5/14）生物多様性条約（CBD）対応WG

（2）WIPOADRセンターErik Wilbers上級部長、Adam Rattray課長との意見交換（6/3・4）

(3) 法務省、特許庁、文化庁とのHCCH条約草案にかかる意見交換会 (6/3)
(4) WIPO高木事務局長補との意見交換 (8/7)
(5) 法務省、特許庁とのHCCH条約草案にかかる意見交換会 (9/6)
(6) JBAとの意見交換会 (9/9) 生物多様性条約 (CBD) 対応WG
(7) WIPO総会への上野リーダーが参加 (9/30 ～ 10/2) および一般演説
(8) WIPO Meeting for NGOへの参加とステートメント提出(11/26:キヤノン欧州駐在平山氏)
(9) WIPO Francis Gurry事務局長、高木事務局長補ほかとの意見交換 (2/20)

2020年度

2020年度は、ガリ事務局長の退任、タン新事務局長の着任に伴うWIPOの体制の変化があり、従前からの良好な関係の継続に向け活動を実施した。デジタル時代の急速な進展の中で競争における優位性が「データ」に変化していることや、知財政策が一国にとどまらず、地球全体が不可分に関わっていることなどの国際的な環境の変化の下、根本的に変容しつつある知財制度をリードしていくために、WIPOとの活動に、ユーザーの代表たるNGOの立場から積極的に意見発信や企画立案をしてた。アカデミアとJIPAメンバー双方が所属するPJの特性を生かして、最先端のイシューに、産業界としての意見を検討し、WIPO宛に意見提出したり、WIPOの会議の場で意見発信した。

具体的な活動 (抜粋) を下記に記す。

(1) コロナ禍の影響でオンライン会合 (全7回) を実施した。会合では、アカデミアメンバーからの最新の知財イシューの紹介があり、JIPA会員メンバーの間で活発な意見交換が行われた。
(2) WIPO高木前事務局長補、夏目事務局長補(元上級部長) との意見交換 (6/5)
(3) 知財とAIに関するWIPO対話 (第2回) (Conversation on IP and Artificial Intelligence) への参加および発言 (7/7 ～ 9)
(4) WIPO高木事務局長補、夏目上級部長との意見交換 (9/8)
(5) WIPO加盟国総会への代表団のオンライン参加・戸田理事長の一般演説 (9/21 ～ 25)
(6) 知財とAIに関するWIPO対話 (第3回) への参加および発言 (11/4)
(7) WIPO夏目事務局長補との打ち合わせ、意見交換 (12/14、1/19)
(8) WIPO知財情報ラウンドテーブルへの参加 (12/1)

2021年度

2021年度は、活動目標として「

・ 国際的な知財制度の健全な調和と発展を志向するWIPOとの連携を更に強化する。
・ 国際知財制度を取り巻く環境の急速な変化に対し、企業のニーズや経験を基礎に、アカデミアの知見も取り込んでJIPAとしての課題の発掘、検討を行う。
・ 国際知財コミュニティにおけるJIPAプレゼンス向上を目指した積極的な意見発信、企画提案を実施する。」を設定し、下記活動 (抜粋) を行った。

(1) ダレン・タン事務局長のもとのADG/DDGに各セクターの取組みをうかがい、JIPAから活動紹介を行った後、意見交換を行った (6/24 ～ 8/3@Zoom)。
(2) WIPO夏目事務局長補とのオンライン意見交換 (8/17@Zoom)
(3) 第4回WIPO Conversationに関する質問票のとりまとめ、会議への参加および発言 (9/22 ～ 23)
(4) JPO、WIPO日本事務所との意見交換 (9/27、9/29、11/10、1/12@Web)
(5) WIPO加盟国総会 (10/4 ～ 8) への代表団の参加・別宮理事長の一般演説
(6) 拡大PJ会合「ダイバーシティとIP」の開催 (3/1@Zoom)

【コラム】

前専務理事　久慈 直登

2009年にコペンハーゲンで行われたCOP15の前のタイミングで、環境問題での知財悪者論が世界で燃え上がった。

主張は中国からで「日米欧などの先進国が技術を知財として独占的に保有していることこそが世界の問題であり、環境保護のために知財を無償で開放するか、または途上国の強制実施を全面的に認めるべきで、そうでなければ知財が地球環境保護の最大の障害になっている」という内容である。中国の主張の裏には先進国技術の利用という別な要素もあるが、このときは知財の南北問題にもリンクし、途上国はこぞって知財悪者論にくみした。

これに対して強く反発したのは多くの環境技術をもつ米国企業であった。その米国企業から日欧のグローバル企業数社に対し、中国の強制実施権の主張を否定する国際ロビー活動を行うので日本から参加して欲しいとの提案があった。日本企業には3社に声がかかり、私もその一人だった。そこで返事として「もし本当に環境保護を考えるなら、強制実施権に反対するロビー活動よりも、実際に地球の環境保護に役立つ仕組みを一緒に考えるべきだ」と反論し、その仕組みとしてビジネス上合理性のある、知財による環境技術移転プログラムを彼らに提案した。

その後、その内容を日本経済新聞に掲載してもらい、同時に日本政府にも相談した。強制実施権自体はTRIPS協定上可能であるため、日本政府も中国の主張は無視するわけには行かない。外務省はその年に予定されていたAPECで日本提案とする準備もしてくれたのだが、動きは遅く、結局APECには間に合わなかった。それとは別に、WIPOのフランシス・ガリさんが提案に着目し、WIPOでの採用を前提として共同で研究をし、実現させたいと言ってくれた。当時、UNFCCC加盟国からは政治的な発言ばかりで、環境技術普及の具体案は何もなく、WIPOの責任者であるガリさんも有効な方法を探していたとのことだった。

JIPAはそれを受けてWIPOとの共同研究のため2009年4月に環境技術パッケージ（GTPP）TFを編成し、TFはその後発展してWIPO GREEN PJとなり、リーダーやメンバーの努力により、2013年11月にWIPO GREEN公式スタートにつながった。

本稿を書いている2022年11月にCOP27が開催されたが、地球環境は残念ながらCOP15のときから悪化の一途を辿っている。食い止めるには、世界各国で連携して有効な環境技術を共同利用しなければいけないことは、はっきりしている。知的財産権が独占権として権利者しか使えないという内容の古典的制度である限り、かつての知財悪者論は、おそらく再燃するであろう。

知財の独占が環境保護の障害になってはならず、むしろ連携して有効な手が打てるようなツールとして機能させなければならない。他社の権利がある場合でも、それが環境技術であるときは、回避することなく、さらに改良して使えるような知財関係者たちのコンセンサスがあれば環境保護のチャンスを広げることが可能になる。

JIPAは再度、世界への貢献のためこの問題にチャレンジし、成功例を生み出して、世界に貢献をすべきである。

デジタル政策プロジェクト
旧次世代コンテンツ政策プロジェクト

［第１期　2016～2018年度　プロジェクトリーダー：亀井 正博］

プロジェクト創設時のリーダーであったことから、貴重な紙幅の一部をお借りすることになったが、このような駄文のエッセイが85年史に相応しいのかと申し訳なく、まずお詫びを申し上げておきたい。老人の記憶は日々、忘却の彼方へと去っていき、わずかに、しかも断片的に残るものでしかない。あまつさえ、25年を超えるJIPAの活動で、様々な出来事がそのわずかな記憶の中で入り混じっており、ある事象がいつのことであるのか、このプロジェクトの時のことなのか、そうでないのかが判然としない。そうした事情であることから、年度業務報告やプロジェクトからの提出意見書を頼りに、当時どのような課題に取り組んでいたのかを思い出しそれらのうちの幾つかを活動の軸として述べ、併せて何を考えていたのかを思い出せる限りで述べていくことにしたい。ただ、誤って記憶していること、思い込みも多々ありそうなので、誤っていた場合にはお許しをいただくとともに、記憶の修復をするために、プロジェクトで同時代を一緒に過ごした皆さんからのご指摘に期待したい。

2015年度

プロジェクトとして正式に設置されたのは、2016年度であったが、2015年度に「著作権政策研究会」として、事実上、プロジェクトの活動が始まった。2015年の秋口だったか、久慈専務理事から「今子さゆりさんから、制度改正についてJIPA意見を検討してまとめる場が要るという相談があった。年度途中なのでプロジェクトにはできないが、理事長直下の研究会にしてはどうか」という旨の提案があった、と記憶している。理事長としてそれを了承し、今子さん（第2期本プロジェクトのリーダー）に研究会のトップを務めていただいた。

当時、著作権制度は「柔軟な権利制限規定」の立法に向けて、世の中（といってももちろん著作権ワールド）では喧々囂々の議論がなされていた。2015年11 月に内閣知的財産戦略本部に次世代知財システム検討委員会が設置されてこの議論が行われ、理事長として参画するにあたり、この研究会と著作権委員会にサポートしていただいた。ここでお気づきのことと思うが、2016年度に正式にプロジェクトとした際に、安直にこの検討委員会から名称の一部を拝借した。

さて、この権利制限規定の議論は、遡れば1990年代からあり、JIPAでも著作権委員会（デジタルコンテンツ委員会）から意見書を提出するなど議論に参画してきた。世の中の一方の極にある立場は著作物の利用者に立ったものであり、特定の著作物利用場面を想定した従来型の権利制限規定ではなく、米国著作権法の「フェアユース規定」のように、利用場面を限定しない一般的に活用できる「一般的権利制限規定」を設けるべきとするものだった。これは著作物利用ファーストであり、何であれ利用した後に、仮に侵害訴訟が起きれば利用者が抗弁としてこの権利制限規定に則って反論を試み、司法によって決着するという構図を描いている。確かに、米国でGoogle社などが半ば強引に進めてきたように、デジタル技術、ネットワーク技術を活用した著作物利用が日本でも促進され、未来に向けて新たなビジネスを可能とするきっかけとなり得よう。対極にあったのは、言うまでもなく著作権者の立場である。一言で言えば、そんな規定ができたら権利制限に名を借りた言わば海賊行為が横行し、しかも一々提訴しなければ決着しないことになってたまったものではない。米国にはフェアユース規定に関して100年を超える膨大な裁判例の蓄積があり一定のガイドとなるが日本ではそうしたものはない、という反対意見である。そしてこの反対意見は政治や行政府に対して強烈な力を持ち、簡単には乗り越えられないものと感ぜられていた。

JIPAでも、主に利用者の立場となる多くの産業界のみならず、コンテンツ関連産業の会員もいて、会員の立場は上記同様、両方に分かれていた。また著作権委員会が委員会内で実施されたアン

ケートでは、両極の立場だけではなく、一般的権利制限規定の必要性を感じながらも、企業内で特定の行為の是非・可否について判断するには一般的権利制限では曖昧で困るので従来型の個別具体的な権利制限の方がまだよい、あるいは、訴訟はできるなら避けたいということではないかと思われるが、そうした思いが見て取れる結果も出ていたと記憶している。

当時、著作権制度を検討する文化審議会ではWGを設置して、公募で寄せられた具体的な利用ニーズを踏まえつつ、柔軟な活用が可能な規定をどう設計するかという検討がなされていた。特定の利用ニーズを出発点とすると、それに則した規定となってしまい、未来に登場するだろうニーズに柔軟に対応できるとは限らないという懸念があり、他方、上記の深い対立があるままで議論が進まなければ、結局何も得られない結末となってしまうという懸念もあった。

権利者の利益に配慮しつつ、利用を促進するという、一見排反する事柄をバランス良くアウフヘーベンして意見を統一できないものか。JIPAという場は、これは著作権法に限ったことではないが、権利者と利用者の双方の立場からの意見があるが故に、バランスの良い意見を追求することができる。ちょうど「知財推進計画2016策定に向けた意見」を纏める機会に、何としても意見を一本化して世に提出したいと考え、研究会や著作権委員会の皆さんの多大な協力を得て、意見書案を策定、小職名で提出した。意見書の提出後、年度最後の理事会において、フェアユースを支持するある理事から意見書の内容について強い異論を受けてしまった。苦い思い出ではあるが、JIPA内でも立場が割れ議論が活発に行われていた証左であり、当時の研究会、著作権委員会（委員長は藤野忠さん）にかなりご負担をかけたと思う。

2016年度

2016年度になり、プロジェクトとして設置された。メンバーは、著作権委員会（前身のデジタルコンテンツ委員会も含む）のOB/OGの方々、またJIPA委員会にはそれまであまりご縁がないが著作権制度周辺で一家言をお持ちと存じ上げていた方を一本釣りして母体を作り、また著作権委員会の委員長/副委員長に入って頂き、さらに著作権委員会の委員で政策議論に興味のある方に自薦で集まって頂いた。とりわけ委員会OB/OGの方々にお声がけした理由は、JIPAの委員会活動は原則3年？ルールによってお顔触れがリフレッシュされるところ、とりわけ複雑怪奇な著作権制度に対して物言うためには、委員会活動等で培われた知識と経験のあるOB/OGの力添えを頂くことが肝要だという思いが強かったからである。

「柔軟な権利制限規定」に加えて、著作権の権利処理を促進する目的で検討されていた「拡大集中処理制度」について、検討状況の共有などの活動を行ったが、プロジェクトのかなりのエネルギーを「柔軟な権利制限規定」の議論に注いでいた。

年度末近くに、現行の一連の「柔軟な権利制限規定」の制度化を報告する「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめ」案のパブコメに応じて、結論の方向性を支持しつつ、将来のニーズにより対応できるように議論の継続を求める意見書を作成したが、上述のようなJIPA内の立場の対立は、その際にもまだ燻っていた。当時の意見書を改めて眺めて、家族で出かけたスキー場の宿屋で、家族に愚痴を零し、家族からは呆れられつつ文言の最終調整をしていたことがフラッシュバックした（不真面目ですみません）。

2017年度

「柔軟な権利制限規定」は、2018年年頭に始まった国会に上程されて成立をみた。法案提出に前後して、JIPAと同様に両論の立場があった日本経済団体連合会の方々と一緒に自由民主党などに伺い、考え方の支持を訴えたこともあった。結果として、中山信弘東京大学名誉教授の言葉をお借りすれば、「ネットワーク技術の進展により、新たに生まれる様々な著作物の利用ニーズに的確に対応することを目的として、従来の個別権利制限規定のかなりの部分が整理統合され、一般化してデジタル対応の規定となっている」（中山 信弘「著作権法　第3版」351頁）、「少なくともデジタルに関してはフェアユースに近い法制になったと言えよう」（同493頁）という法制度となった。柔軟な

規定の活用は産業界に委ねられている。将来に向け、大いに利用されていくことを望みたい。なお、中山先生も指摘されているが、パロディのような創作行為について米国ではフェアユースを認めた最高裁判例があるのに対して、日本では同様のケースでも許容される余地が法文上明らかでないことが残された課題である。日本の文化発展のためには明らかにマイナスだろう。

ところで世の中は、著作物の利用を促進するための議論だけではなく、デジタル技術、ネットワーク技術の進展による影の部分として、現在でも議論は残るが、海賊版の氾濫が大きな社会問題の一つとなっていた。小生は柔軟な権利制限規定の議論で燃え尽き症候群のごときであったところ、プロジェクトは多士済々、サブリーダーをお願いした今子さん、河野智子さん、村上隆平さんを始め皆さんに、海賊版対策その他の課題への政策提言にも熱心に取り組んで頂いた。わけても、海賊版対策のうち「リーチサイト leech site」規制のあり方について、審議会委員会で河野さんにJIPA代表として意見を述べていただいた。海賊版利用を幇助するような悪質なサイトへの規制は理解できる一方、インターネットの根本技術の一つであるリンク行為そのものに委縮効果が生ずるとひいては表現の自由を脅かすことになる、過剰規制とならないように極めて悪質なサイトに限って規制を考えるべきという趣旨の意見である。権利者と利用者の双方の立場があるJIPAならではのバランスだと思う。

2018年度

著作権法制度を中心にJIPA意見書（「ライセンシの第三者対抗制度の導入」や、知的財産推進計画策定に向けた諸課題についての意見等）の作成を続けることと並行して、私にはプロジェクトの皆さんと議論してみたいことが一つ残っていた。知的財産権法が情報保護法制として位置づけられるという前提で、これまで知的財産権法が保護しないとしてきた情報・情報財に、何らかの法律により排他的権利その他の法的規整が及ぶことについての是非の議論である。もちろん、それまで契約による以外に特段の保護がなされていなくとも、社会の変化とともに新たに権利を付与するといったことを考えるべき場合があるが、それまで情報・情報財が自由に利用、流通していた意義が没却されてしまわないようにしなければならない。そこで、2001年から現在までも続いているがWIPOに設置されている「知的財産並びに遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会」の検討状況を共有してみたりした。この政府委員会の議論は長くなるので割愛するが、提起されている問題は、現在は「限定提供データ」として不正競争防止法で保護されている「データ」の取り扱いや、昨今ますます発展著しいAIが作り出す「AI生成物」の保護の是非と通底する問題を含んでいる。ちゃんと議論ができないままにプロジェクトリーダーを退いたことから、心残りがある。中途半端なことでプロジェクトの皆さんには却って迷惑な話だったかもしれない。

このプロジェクトは、2022年度に「デジタル政策プロジェクト」として、著作権法周辺制度への政策提言を継続しつつ、メタバースやNFTなどの新たな技術の登場による社会課題への対応をも所掌として活動範囲を広げられた。プロジェクトの取り扱うテーマは社会の変化に則して変わっていくべきだろうし、元のプロジェクトの趣旨に拘泥することはない。継続してますます発展、活躍されることを祈り、95年史？においてその活動を拝読することを楽しみしている。

[第２期　２０１９年度～
プロジェクトリーダー：今子 さゆり]

第2期においても、このプロジェクトは、著作権委員会と緊密な連携をとり、活動を進めています（著作権委員会の委員のうち希望者は、PJメンバーとなることができ、著作権関連の政策対応について、合同で検討チームを結成するなどして対応）。

このプロジェクトについて記すにあたって、2点、初めに触れておきたいと思います。

まず、プロジェクトリーダーを引き継がせていただいたことについて。大先輩で恩師（?）の亀井さんから引き継がせていただくのは、言うまでも

なく大変荷が重いものでありました。

やや横道にそれますが、亀井さんと私の師弟関係について、若干触れさせていただきたいと思います。

さかのぼって2001年に、私は弊社（ヤフー）より、デジタルコンテンツ委員会（現著作権委員会）に委員登録をさせていただきました。当時、著作権や不正競争防止法など、特許や商標以外の知財業務は今ほどメジャーではなかったことに加え、弊社は当時わずか300～400名程度の小さな企業で（本当に肩身が狭かったです）、知財について詳しく教えてくれる人はほとんどいなかったため、私は委員となったものの無知で経験のない状態でした。そのような中で、あたたかく委員会に迎えてくださっただけでなく、活動を通してさまざまなことを親切に教えてくださったのが、当時の執行部で2002年度の委員長であった亀井さんをはじめとする諸先輩方であり、おかげさまで私は自分のキャリアの土台を築くことができたと思っています。

このような経験を非常に得難く、有難く感じているとともに、私だけでなく委員の皆さんをあたたかく受け入れ、みんなで発展していこうとする風土は、JIPA特有の美点だと思っています。今後もさまざまな企業の皆さんが、楽しんでJIPAの活動に参加し、多くの学びを得られるように、私も尽力していきたいと思います。

次に、プロジェクトの名称を「デジタル政策プロジェクト」と変更したことについて。亀井さんがすでに述べてくださっているとおり、メタバースやNFTなどの新たな技術の登場による社会課題への対応をも所掌としてさらに活動を活発化させていくとともに、他の委員会等とも横断的に活動をしていくことが期待されています（詳細は後述します）。

2019年度

「侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象範囲の見直し」の議論が活発化した年度だった。権利侵害に対してはしっかり対応をしていく必要があるものの、過度な規制は、表現行為や情報流通の萎縮、縮小につながるおそれがある。そのため、著作権委員会とともに文化庁著作権課と意見交換を行ったり、ヒアリングに応じたりして、懸念を伝えている。

2019年通常国会提出予定だった法案は、「悪質なものに限る必要がある」との批判が高まった（JIPAとしても、議論不足による過剰規制への懸念があり、意見を提出）。そのため、国会提出直前で一旦見送り。その後、有識者による会議（制度設計に関する検討会）、JIPA等への意見聴取等も。結果として、上記懸念に配慮した立法が成立した（2020年度）。

また、AIと著作権をテーマに議論を深めた。奥邨先生に「AI生成コンテンツと著作権～著作物性と侵害に関わる諸問題」と題したご講演を行っていただいた。

2020年度

この年度より、コロナウイルス感染症拡大の懸念より、オンラインでのプロジェクト開催を行っているところである。

前年に引き続き、AIと著作権を重要テーマとして取り扱った。WIPOをはじめとして諸外国でどのような議論がされているかをふまえつつ、どういった課題があるか、どのような制度とすべきかなどについて議論を深めた。

また、文化審議会での議論を経て立法化された、図書館関係の権利制限規定の見直し、放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化などのテーマについても議論を行った。

2021年度

文化審議会著作権分科会基本政策小委員会（今子がJIPAより委員参加）にて「DX時代に対応した著作権制度・政策の在り方について～著作物利用円滑化策の検討にあたって～」が議論された。プロジェクトにてそのあり方を検討し、ヒアリングの機会にJIPAの意見を申し述べた。

また、メタバース時代にどう対応していくかについて議論を行った。関真也先生（関真也法律事務所）にお越しいただき、R/メタバース/デジタルツインとコンテンツ　-知的財産と権利処理の課題-」と題したご講演いただいた。

2022年度

「メタバース、NFT」などに対応するための知財政策の検討、提言を活動の中心テーマに位置付けていたところ、JIPAの横断的な活動としてはどうかとのご提案をいただき、著作権委員会だけでなく意匠、商標、フェアトレード委員会なども含めて横断的に検討するアドホックチームの「新規技術検討チーム」を立ち上げた。このチームでは、各委員会からご参加いただき、集中的に検討し、課題の整理およびJIPAとしての政策提言をまとめた。さらに、このチーム内アバターと人格権などの課題を検討すべくアバター WGを立ち上げ、引き続き検討していく予定である。

この委員会・プロジェクト横断的な活動を開始したこともあり、プロジェクトの名称を「デジタル政策プロジェクト」と変更することとなった。変更理由は次のとおりであり、理事会にて異議なく承認された。

「次世代コンテンツ政策プロジェクト」では、「コンテンツ」に関連する事項だけでなく、周辺領域や、新しい技術、サービスにどう対応するか等を含めて、横断的に検討してきている。特に、今後、メタバースやNFTなどのデジタル空間における新しい技術、サービスについての知財のあり方の検討を、横断的かつ知財＋αで、進めていきたいと考えている（「新規技術検討チーム」を立ち上げ、意匠委員会、商標委員会、フェアトレード委員会、著作権委員会からもご参加いただいている）。そのため、プロジェクト名を活動内容に見合う名称に変更したい。

今後も、こうした新規技術に対応できるように、JIPAにて横断的にご参加いただいて、より広く、深く、活発な議論がなされるようにしていきたいと考えている。これにより、JIPAのさらなる発展に少しでも貢献できたらと願っている。

以上

第４次産業革命プロジェクト

（2017年度～）
［第４次産業革命プロジェクト
リーダー：近藤 健治］

活動目標・進め方

第4次産業革命が大きなテーマとして政府の各研究会にて議論・検討が継続しており、各研究会は、学者、代理人、裁判官、マスコミ他と産業界のバランスで構成されているが、産業界からの意見は知識経験面から各社ニーズでの発言になりやすいため、日本の産業としてどうあるべきかという意見発信のためにはJIPA内に事前検討の場を作ることが有効であり、JIPA内組織により情報収集・共有や対立意見を持つ相手への多面的な活動が可能になる。

本PJをその検討組織とし、この革命下の大きな変化の時期に、JIPAの今後の活動のあり方や人材育成の方向性を合わせて総合的に検討した。

第4次産業革命に関わるテーマについて検討していったが、関連するテーマ自体が幅広いこと、新たな時代であるが為に想定できないようなテーマも含まれ得るといったことを勘案して、19年度からは、本プロジェクトで一つのテーマを検討するよりは、可能性がある複数のテーマを挙げ、分科会体制にて検討していった。その際、幅広にテーマを仮定して勉強会のように検討を始め、本格的な検討が必要であると判断された際にはプロジェクトに格上げして対応するといった進め方とした。

2017年度

◇活動成果

(1) 経産省、特許庁との意見交換会及び、意見書提出

①「産構審第四次産業革命を視野に入れた不正競争防止法に関する検討」についての意見交換を実施、産構審不正競争防止小委宛に「データ利活用促進に向けた検討 中間報告（案）」への意見書を提出。

②特許庁総務部総務課制度審議室宛に「標準必須特許のライセンス交渉に関するガイドライン策定に向けた提案」への意見書を提出。同内容について意見交換会を実施。
(2) 東京開催のIPBC ASIA（第４次産業革命関連テーマ）へ、PJメンバー及びJIPA役員が登壇者として参加し意見発信。
(3) David J. Kappos元USPTO長官との意見交換会実施。

2018年度

◇活動成果
(1) WIPO PJとの意見交換会実施。
(2) WIPO高木善幸事務局長補との意見交換会実施。

WIPO PJ（WIPO Knowledge Network構築に向けて）、第４次産業革命PJ（WIPOとの連携を視野に入れた標準必須特許へのアプローチ）の検討内容及び提言について、高木氏よりご意見を頂いた。
(3) データのグローバル共有について東京大学渡部教授との意見交換会実施。

2019年度

具体的なテーマを掘り下げる６つの分科会を設置し、活動体制を変更した。

◇活動成果
(1) AI分科会（利活用、契約、倫理、ほか）

外部有識者による講演と意見交換を通じて、AIをめぐる様々なトレンド・課題についての理解を深めた。

①第１回テーマ：「AI×倫理」

「人工知能の倫理」の取組についての講演（山本隆彦シニアエキスパート（富士通））

②第２回テーマ：「AI×特許情報」

AIを用いた特許情報検索の最新状況に加え、効率化・特許明細書作成の最前線についての講演（野崎篤志社長（イーパテント）、谷川英和社長（アイ・アール・ディー））

③第３回テーマ：「AI×業務改革」

講演①「リーガルテックによる知財・法務業務の改革」（ライセンス第２委員会）

講演②「リーガルテックの抱える課題と将来展望」（佐々木隆仁社長（リーガルテック））

④第４回テーマ：「AI×人財」

AIによる介護支援、社会貢献したい人をリクルートするツール、プレゼンを効果的に行う「イシヤマくん」の紹介（石山洸社長（エクサウィザーズ））

⑤第５回テーマ：「AI×社会受容性」

「説明可能AI」の現状についての解説（福島俊一フェロー（JST））、HRテックを中心とした社会受容性について事例紹介（松尾剛行弁護士（桃尾・松尾・難波法律事務所））

理事会で活動報告を実施し、2019年度にて分科会活動を終了した。その後は、理事長直下のAI研究会として再編し、各国政府のAIに関するパブリックコメントに対して意見提出を継続することとした。

(2) 標準分科会（ルール形成、標準化、SEP、ほか）

①IP management国際標準（ISO 56005）への対応
ⅰ）標準分科会のWGで意見を取り纏め、理事会承認を得て、JIPA意見をJIN（Japan Innovation Network：本件に関する日本代表）に提出。
ⅱ）各国による投票の結果、コメント付き賛成が多く、各国から出た意見（399件）について、その対応をWGで取り纏めた。理事会の承認を得た上で、JINにJIPA意見を提出。

②標準／知財に関わる国内啓発イベント企画

講演会『ここが知りたい!国際標準の基礎』（講演者：経産省国際標準課高田元樹統括基準認証推進官）の企画を策定。

(3) 新ビジネス分科会（農林水産、ほか）

農業分野におけるAI・IoTを活用した事業構造や知的財産活動の現状を把握し、特に、日本の本分野におけるプラットフォーム化、プラットフォームビジネスの可能性及び課題を検討した。検討に際し、海外において先進的な取組みを行っているオランダの農業ビジネスの成功の要因を調査して、日本との比較を行った。実際の活動としては、日本の現状を農林水産省生産局に、オランダの状況をオランダ応用科学研究機構からヒアリングしたほか、経団連のセミナーで、近時の業界の状況を、オプティム社のイベントに参加して、

日本における農業プラットフォーマの実情を把握した。

(4) オープンイノベーション分科会（プラットフォームビジネス、対抗戦略、ほか）

以下①～③を議題にどんな活動テーマにすべきか検討を重ねた。

①オープンイノベーション（以下OI）とは何か各委員の考え方の共有

・近年多く語られるOIに関する既存の研究・考察を踏まえて考え方を共有

・各委員の認識、意見から、属する業界ごとにOIの捉え方も違う可能性を共有

②OIと考える事例を抽出し、類型の考察から知財部門の役割へ

・類型を整理する軸の検討

－異業種、同業種、既存市場、新規市場、モノ系、コト系、企業規模の大小

－課題の種類（事業に欠けたピースの補完、社内では出ない発想の補完）、など

・OIはどのような環境で推進するのか、知財部門に求められることを考察

③OIを推進する知財部門の役割とは

・類型の違いやOIを実施する環境により、知財部門の役割は変わるのか？

・既存の役割に加えて、OIの推進をする知財部門の新たな役割は何か？

(5) パテントプール分科会（データプール、アグリゲータ、ほか）

当初、日本企業の保有する特許を、ビジネスエコシステムなど各企業が連携する場で、効果的に使う仕組みができないか、という課題を設定し、検討を行った。例えば各社の保有する燃料電池のインフラに関する特許をパテントプールに入れ一定の条件で使えるようにすることにより、技術の普及がしやすくなるのではないか、というような検討をした。

それと並行して、世界の環境問題が悪化していることを考え、WIPO GREENの仕組みに、特定の環境技術をパテントプールとすれば、それまでのWIPO GREENのlon1取引と違って、一気にライセンスの可能性が拡大するのではないかと考え、WIPOに提案を行った。

(6) 社会と法制度分科会（法改正の提案、ほか）

①分科会本会

・経団連・吉村隆産業技術本部長から「SDGsと知財」を講話頂き、意見交換を実施。

・経産省知的財産政策室・萩谷惟史室長補佐から講話頂き、意見交換を実施。

②特許制度WG

有識者や特許庁との意見交換会、意見書案の策定を含め議論を実施。

ⅰ）JIPA意見書案の策定

・「AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の検討課題に対する提案募集」に関して、JIPA内オーソライズの上、特許庁に意見書提出。

・特許制度小委での「差止請求権の適正化」に係る発出意見取りまとめ、理事会承認。

ⅱ）特許制度小委員会への参画

特許庁指定による経団連との共同オブザーバとして、第32回～第37回に参画。

第32回・第33回では「差止請求権の在り方について」意見表明とプレゼンテーション、第36回では「AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の検討課題に対する提案募集への意見」をプレゼンテーションした。結果、特許侵害紛争処理システム見直しの政策審議に、JIPA意見を一定程度反映させることができた。

2020年度

分科会活動を終了し、理事長直轄のAI研究会として活動することになったAI分科会を除く5分科会で活動を継続。

◇活動成果

(1) 標準分科会（ルール形成、標準化、SEP、ほか）

①講演会『ここが知りたい！国際標準と特許の基礎』（講師：高田元樹氏／前経産省国際標準課）を実施。参集型（JIPA会議室）とWEB形式のハイブリッド：132名

11月度東西部会（オンデマンド配信：199名）

②『初めての国際標準～お役立ちミニ情報～』のWEB掲載

③ISO22386（ブランド保護）WGを商標委員会、アジア戦略PJの協力で発足、意見検討

(2) 新ビジネス分科会（農林水産、ほか）

スマート農業の現状や事業構造について分析し、オランダをはじめとする他国のスマート農業の実情と日本を比較して、知財を活用した日本農業の発展の在り方について検討を実施。活動結果をまとめて理事会にて報告し、分科会活動は2020年度で終了。

(3) オープンイノベーション分科会（プラットフォームビジネス、対抗戦略、ほか）

オープンイノベーションの『環境づくり』にフォーカスした知財部門の役割を考察し、提言を目指すことを目標に検討を実施した。

(4) パテントプール分科会（データプール、アグリゲータ、ほか）

技術普及の為のツールとしてパテントプールを題材にして検討した。普及すべき技術として環境技術を検討したが、その過程でWIPO GREENをより効果的に使う検討にシフトした。その結果、JIPAにおいてSDGsに取り組むことが必要という結論に至り、次年度からSDGsプロジェクトとしてレベルアップして活動するよう理事会に提案し、承認された。

そのため分科会活動としては2020年度で終了。

(5) 社会と法制度分科会（法改正の提案、ほか）

特許制度小委員会で検討されるテーマについて分科会メンバーにてJIPA意見をまとめ、その意見を特許制度小委員会で提言していった。

特許制度小委員会に亀井正博分科会リーダーがオブザーバ参加し、同小委員会2020/9/10公表の「AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の在り方−中間とりまとめ−」に産業界の意見を反映させた。

11月以降の特許制度小委員会では、近藤健治PJリーダーが委員参加し、同小委員会2021/2/8公表の最終報告書「ウィズコロナ/ポストコロナ時代における特許制度の在り方」に、産業界の意見、とりわけ、二段階訴訟制度と制裁的意味合いの損害賠償制度の導入には反対するというJIPAの意見を反映することができた。

2021年度

前年度で活動を終了した新ビジネス分科会、SDGプロジェクトとして活動することになったパテントプール分科会を除いた下記3分科会に組織再編成して活動を継続した

(1) 標準分科会(ISO対応と標準の理解の普及ほか)

(2) オープンイノベーション分科会（プラットフォームビジネス、対抗戦略ほか）

(3) 社会と法制度分科会（ソフトローの検討、法改正対応ほか）

◇活動成果

(1) 標準分科会

①内閣府知的財産戦略推進事務局から、国際標準の取組に関する動向を入手し情報共有

②ISO56005（知財管理）に関し、特許庁主催の勉強会をJIN、日本規格協会、経産省国際標準課、内閣府知財戦略推進事務局と2回開催

③ISO56005を扱うISO/TC279の国内審議委員会に別宮理事長が委員として参加

④ISO22386（ブランド保護）に関し、特許庁模倣品対策室、IIPPF事務局JETRO、日本商標協会と協議し、意見書を日本規格協会に3回提出

(2) オープンイノベーション分科会

10月度の東西部会において、これまでの活動成果を浅見正弘分科会リーダーによるプレゼンテーションの形で取りまとめ動画を配信した。一旦、分科会活動は終了し、22年度期中より新たにオープンイノベーションプロジェクトとして活動することとした。

(3) 社会と法制度分科会

①コロナ禍と知的財産権を巡るWTOにおける動き他、に係る情報意見交換

②著作権委員会・佐保優一委員長「ソフトロー活用に関する一考察〜ソフトロー形成時の留意点」の紹介

③熊崎寿サブリーダー「無形資産の価値の高まりと会計上の問題点」の紹介と意見交換

④金融庁・東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コード（CGC）の改訂（6/11施行）と知財戦略推進本部/経産省産業資金課による「知財投資・活用戦略に関する開示等に関するガイドライン検討会」にかかる情報意見交換

⑤知財戦略事務局「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン（案）」に係るパブコメ募集へのJIPA対応案

の検討ととりまとめ
⑥知財戦略推進本部「スタートアップ・大学を中心とする知財エコシステムの在り方に関する検討会」に係る情報意見交換
2021年度で社会と法制度分科会は活動終了。

SDGsプロジェクト

前専務理事・SDGsプロジェクト
共同リーダー　久慈 直登

1. WIPO GREENプロジェクトからの系譜

JIPAで「環境と知財」問題を研究した最初の組織は、2010年度スタートの環境技術移転タスクフォース（Green Technology Package Program TF）だが、これは後にWIPO GREENプロジェクトと名前を変え、WIPOによるWIPO GREENスタートによって目的を達成して終了していた。

このときのWIPO GREENプロジェクトのリーダーは、常務理事の川村裕一郎さんにお願いしたが、当時の知財関係者はJIPAも含めて全般に「環境と知財」問題に関心がほとんどなく、環境技術移転プログラムの提案は、理解を得るのがなかなか大変であった。それでも川村さんをはじめ、PJメンバーが米国やアフリカのセミナーなどで「環境保護のためには技術を知財権で独占するより、ライセンス機能により普及に役立てる仕組みを作るべき」というプレゼンテーションを繰り返し行い、さらにJIPAがWIPOに（JIPAの歴史上前例がないことだが）資金提供をし、WIPOと共同で環境技術移転プログラムの開発を行ったことで、ようやく多くの人の理解を得ることができた。

JIPAの提案したコンセプトは、WIPO GREENと命名され、2013年11月にWIPOの管理下で公式にスタートした。

WIPOのホームページには「WIPO GREENはJIPAとの共同開発で生み出されたものである」と表示されていることもあり、WIPO GREENプロジェクト終了後も、JIPA事務局の赤井宣子さんが、日本企業の技術のWIPO GREENへの登録や、WIPO GREENパートナーになることへのサポートを継続して現在に至っている。

2.（第４次産業革命プロジェクト）パテントプール分科会による技術の普及の研究

2016年に、JIPA活動の様々な検討をしている総合企画委員会から、当時、急速にブームになりつつあった第4次産業革命を研究するプロジェクトをJIPA内につくることが提案された。

この提案を受けて「第4次産業革命プロジェクト」が2017年度4月からスタートした。プロジェクトリーダーは2017年度の理事長の近藤健治さんである。プロジェクトは、検討テーマが多岐にわたるため、5つの分科会をつくったのだが、その一つをパテントプール分科会として構成し、久慈がパテントプール分科会リーダーになった。

第4次産業革命のコンセプトの下でパテントプールを研究する理由は、独占権である知財を共用して使うことが、これまで以上に必要になると考えたからだが、同時に環境技術を共用する目的で作られたWIPO GREENの弱点を、パテントプールにより克服できるのではないかとも思った。

WIPO GREENの仕組みは、技術を持つ者と、使いたい者との1対1のマッチング用のデータベースである。しかし複雑に各社の特許出願が絡みあう状況では、1対1では限定的な機能である。そこでもし特定の環境技術をパテントプールとして集約すれば、一気にライセンスの可能性が拡大する。パテントプールをうまく利用することによりWIPO GREENの進化版になりうるかもしれない。

写真は、WIPOディレクター
エイミー・ディートリッヒさんとの意見交換会のとき

第4次産業革命の下でのパテントプールの研究は、技術の普及をデジタルトランスフォーメーション社会でどう考えるかという検討になるが、これは技術の普及を環境保護のためにどう考えるかという検討と共通するところがある。

パテントプールは、20世紀初頭の米国において初期の産業技術の普及、とりわけ自動車やラジオの技術などで盛んに利用され、その後、大戦時の軍事技術の共用化、1990年代になるとMPEGなどIT技術の互換性のための共用化などで利用された。パテントプールの概念は、現在ではパテントトロール対策のために特許を集めるアグリゲータとしての利用や、独占に馴染まない医薬の世界レベルでの普及のために利用されている。つまり独占権の弱点を克服する概念として、現代でも広く応用されているのだが、第4次産業革命下では、データの規模を大きくするビッグデータの存在など、従来型の独占権よりも、データを含めた広い意味での知的財産を共同で利用することにより、産業の進化が一層期待できる。

日本企業の保有する特許を、ビジネスエコロジーシステムなど各企業が連携する場で、効果的に使える仕組みを作れないだろうか。例えば各社の保有する燃料電池のインフラに関する特許をパテントプールに入れて、一定の条件下で使えるようにすることにより、日本企業はもっと国際競争で楽になるのではないか。

日本企業が日本にのみ大量に特許出願を繰り返す限り、日本国内では互いの特許のせいで研究開発が窮屈になり、海外企業は日本の特許出願を技術資料として自由に使えるという現象が生まれる。日本の特許出願を日本企業同士が相互に利用できれば、グローバル産業競争で日本企業が少しは有利に展開できるのではないか。

それでも、国内売上が中心の日本企業にとっては、日本国内のみの特許出願は十分に意味があるので一律に割り切れる議論ではなく、第4次産業革命下でのパテントプールの利用は、限界もあった。

3. SDGsプロジェクトとして新たなスタート

世界の環境問題下での技術普及の可能性についてはさらに研究すべきであった。

その結果、パテントプール分科会をさらに発展

させ、再度「環境問題と知財」を研究する新たな組織として、2021年4月からSDGsプロジェクトを発足させることにした。

SDGsをプロジェクト名に冠したため、プロジェクトとしての活動目標は、SDGs全体について理解を深め、その17の目標に対して技術と知財で貢献を目指すことになる。そのため活動をWIPO GREENに限定せず、より広くJIPA会員の環境技術を世界でどのように役立てることできるかという研究がプロジェクトの目標になった。

WIPO GREENプログラムは、2013年11月のスタートから既に約10年が経過している。その間、地球環境は悪化し続けている。

先進国から途上国への1オン1技術移転ではもう環境保護に間に合わず、先進国どうしで、環境技術を共同利用しなければ、地球環境の破壊は止められないところまできている。知的財産が独占権である限り、知的財産が環境保護の障害になるという知財悪者論は、遠からず再燃するであろう。

競争で新しい技術を開発して勝者が知財を独占する従来の制度がいいのか、それとも国も企業も連携することにより、新しい技術を共用して環境問題に対処するのがいいのか。

その答えは簡単ではない。おそらく一律に考えるのではなく具体的な技術ごとに、様々な方法を考えることになる。

JIPAの新しいプロジェクトメンバーの募集は、一般的には新規公募かまたは関心のある企業や個人への参加要請なのだが、SDGs プロジェクトにはパテントプール分科会で活動していたメンバーの多くがそのまま継続し、さらに新メンバーも参加してくれた。

メンバーは2022年12月時点で、ソニー矢藤さん、カネカ川端さん、ダイキン安部さん、リコー仁分さん、パナソニック三浦さん、キヤノン清水さん、トヨタ杉村さん、田中さん、日本IBM大神田さん、富士通金子さん、JX金属西谷さん、白石さん、中国電力福原さん、森本さん、ユニ・チャーム桑野さん、ホンダ勝又さん、日立森川さん、RPXアジア川村さん、JIPA上野さん、赤井さん、久慈である。2022年度になると前年度理事長だった日産別宮さんが参加し共同リーダーを引き受けてくれて、日本IBM所属だった上野さんが5月からJIPAの立場に変更になった。

(1) 2021年度の活動

SDGsプロジェクトは、形の上では2021年4月からのスタートだが、それよりも2ヶ月早く2月の段階で、2つのイベントを企画した。パテントプール分科会の継続メンバーが多いことで、それができたのである。

前年に日本の特許庁がWIPO GREENパートナーになったことを受けて、2月に特許庁長官の糟谷さんとJIPA赤井さん、久慈が会合を持ち、糟谷さんから、JIPAと共同で「環境と知財」のイベントを行いたいと持ちかけられたことがきっかけであった。

日程は糟谷さんの希望で、日米欧三極特許庁長官会合に合わせて、6月中旬とし、まずJIPAがJIPA主催の環境シンポジウムを開催し、翌日、特許庁主催の国際シンポジウムを、環境をテーマにして行うことになった。この2つのイベントは相互にJIPAと特許庁が協力しあうことになった。

➢ 第1回JIPA環境シンポジウムの開催

JIPAは2001年から毎年継続して1回行っている定例JIPA知財シンポジウムの他に、特定テーマでのシンポジウムも開催している。「環境と知財」の企画はこの特定テーマシンポジウムになる。

内容はWIPO GREEN関連でのJIPAの活動紹介と、世界の海洋汚染対策に使えるJIPA会員企業、とりわけプロジェクトメンバーの所属企業のWIPO GREEN登録技術の紹介をするものである。

日本だけではなく世界に向けての発信とし、オンライン・ビデオによる国際配信で講演者は英語でスピーチを行い、さらに日本語/英語字幕をつけることにした。この方法は、JIPAの85年の歴史の中では、前例がなく、初めてのチャレンジであった。

この時点でのWIPO GREENのデータでは、技術登録数（特許件数ではない）6,589件中、912件がJIPA会員企業36社からの登録であること、WIPO GREENのパートナー127社のうち、23社

がJIPA会員企業であることから、この国際配信は、JIPAの活動がWIPO GREENを支える大きな力になっていることを各国関係者に知らせることになった。

WIPO GREENのデータベースでは、技術説明は特許用語を使った文章で表現している。そのため一般には理解が少し難しい。いわばその障害を乗り越えるために、SDGsプロジェクトメンバーは、自社のWIPO GREEN登録技術を、動画を使いビジュアル化して説明することにした。動画作成、英語スピーチ、字幕をつける作業をたった2ヶ月で行わなければならなかったのだが、メンバーや事務局の努力もあり、出来栄えは大変素晴らしいものであった。

挨拶と講演は、JIPA柵山正樹会長、糟谷敏秀特許庁長官、海洋汚染対策の団体であるCLOMAの柳田康一事務局技術統括、海洋汚染に取り組んでいる米国IPSEVAのシンシアカナディ弁護士と川村さん、WIPO GREENチームのピーターオクセンさん、MCをJIPA赤井さん、それからSDGs PJメンバーの動画による各社技術紹介があり、クロージングは久慈が行った。

このようにして行われた第1回環境シンポジウムには、世界約30か国から、約2,000のアクセスがあり、さらに海外の視聴者からメールでの好意的なフィードバックもあり、大好評であった。

➢ **特許庁主催の国際知財シンポジウムへの協力**

JIPA環境シンポジウムと関連づけて、翌6月18日に特許庁主催により、WIPO GREENの将来の課題をテーマにした国際知財シンポジウムがオンライン・ライブ配信で行われた。こちらのイベントはビデオではなく、ライブである。

これにSDGsプロジェクトが全面的に協力した。糟谷敏秀特許庁長官のオープニング挨拶に続き、JIPA柵山正樹会長が基調講演を行い、ジュネーヴのWIPO GREENチームからはエドワード･クワクワ事務局長補、エイミー･ディートリッヒディレクター、パネルディスカッションには、JIPA久慈直登専務理事、IPSEVA米国シンシア・カナディ弁護士、IPSEVA欧州ベルトラム・フーバー弁護士、AIPLA渡辺弁護士が参加した。

スピーチは英語で英語から日本語・中国語・韓国語に同時通訳した。このライブ配信には世界約40か国から約600のアクセスがあった。

(2) 2021年その後の活動と2022年度の活動

2つのシンポジウム終了後、あらためてSDGsプロジェクトでどのような研究をするか話し合い、その結果、以下の3つのテーマを取り上げ、3グループに分かれて研究することにした。

A グループ　SDGs/ESGをめぐる世界の政府・企業・団体の活動状況の調査

B グループ　JIPA会員の有する技術シーズと世界各国の課題ニーズのマッチングトライ

C グループ　海洋汚染対策技術および再生エネルギー技術の状況調査と利用可能性調査

プロジェクトメンバーはそれぞれ各グループに所属するが、他グループへの出席も可能なので、結果的に多くのメンバーが複数グループに参加することになった。

会合は、各グループとも毎月1回の定例会を行い、プロジェクトとしては毎月4回（A1、A2、B、C各グループ）になる。これに国連開発計画（UNDP）やClean Ocean Materials Alliance（CLOMA）など、他団体との打合せがあるとさらに会合が増え、JIPAのプロジェクトの中でも会合回数の多い活発なプロジェクトになっている。

本稿を執筆している2022年の12月時点では次のような活動状況である。

➢ **Aグループ**

以下の情報共有がなされている。

SDGs対応の世界の動向・法規制、自社の取組み、国内外大学の活用、子供達に向けた取り組み、自治体と連携したライセンス、環境問題に取り組む姿勢の発信、知財図鑑、IP Teammate、GXリーグ、グリーン・トランスフォーメーション技術区分表（GXTI）、エレンマッカーサー財団、Green Planet、CEATEC2022、LPCC、プレアー、Loop、純木造ビルへの挑戦、WIPO GREENライセンス状況、プロジェクトメンバーであるソニー矢藤さんが講演した「競争を加速する知財戦略―ソニーの新素材プロジェクトを紐解く」の内容ヒヤリングなど。

なおこれらの情報はいずれ整理して、知財管理

誌に「SDGsをめぐる世界の動き」という論説として掲載することを予定している。

➢Bグループ

マッチングトライの連携先として、UNDPと意見交換を行った。UNDPは、アフリカやアジアの途上国の課題・ニーズを把握し、その解決のため日本企業の技術による支援可能性を検討している。2022年度中に数回のオンライン会合を行い、JIPAから各国の課題掘り下げに協力をした。現時点ではUNDP側が日本企業からの技術提供を募集している。

今後のBグループ活動としては、ワークショップ型のマッチングイベント開催や、JIPA環境シンポジウムで配信した内容のフォローとして、新たな技術紹介ビデオ作成などを検討している。

➢Cグループ

海洋汚染関連の世界の状況調査やCLOMAや企業（サントリーなど）との意見交換を行っている。

世界の海洋汚染の状況調査としては、環境保護法律家ネットワークのIntellectual Property Sustainable Energy Ventures（IPSEVA）がカリブ海と西インド諸島の海洋汚染対策調査をWIPOからの資金提供を受けて活動しており、その活動情報も共有している。カリブ海は大西洋における南北の海流が集まるエリアで、大西洋では海洋汚染がもっとも深刻な海域であり、ちょうどアジアにおけるフィリピン、インドネシアのエリアとの共通性があり、海洋汚染対策に使える日本企業の技術があれば、とても役に立つと考えている。

再生エネルギーについては、日本の持つ技術可能性として地熱発電や潮力発電などの情報調査を行っている。

➢ABCグループ合同研修

2022年10月21日に、プロジェクトメンバーである中国電力からの紹介で広島県大崎上島町にある大崎クールジェンの見学を行った。この施設ではCO2分離回収技術及び燃料電池技術に関する大型実証試験を行っている。2021年4月にスタートしたSDGsプロジェクトは、これまでオンライン会議のみであったが、初めてリアルでメンバーが顔を合わせて名刺交換をするなど、環境技術の最先端研究を見学するよい機会であった。

写真は大崎クールジェン見学時。
中国電力から鹿嶋常務理事が特別参加

その他の政策プロジェクト

以下のプロジェクトは、本年史の起点の2008年時点で活動を行っていた、または2008年以降に発足し、その後当初の目的を達成したとして、解散したものである。

これらのプロジェクトのテーマには、JIPAの活動において繰り返し検討されるテーマが含まれている。

プロジェクトは、外部の状況により必要に迫られて行う場合や、また内部で検討希望がある場合などに発足させるが、将来において、同じテーマで再度プロジェクトを発足させる可能性があるかもしれない。

そのためいくつかのプロジェクトは、その活動結果だけではなく、プロジェクトを発足させた背景や理由を、コラムとして記し、将来の役に立つようにした。

人材育成プロジェクト：2008年度～2009年度

百瀬 隆 氏（常務理事）を中心に、当協会の多岐にわたる活動自体が、会員から派遣された方々の人材育成に寄与しているのではという仮説のもと、実際に活動された方々へのアンケート調査や派遣元の会員企業に対するインタビューを通じて、検証することを目的として結成された。

具体的な活動としては、JIPAの各会議体における活動について人材育成の観点から検証するため、①JIPA活動が企業にもたらすメリット及び②JIPA研修の企業における評価について、主な会員企業に対するヒアリング、③専門委員会の副委員長以上、政策PJのサブリーダー以上に対するアンケートを実施した（2008年度）。また神戸大学／松尾教授より“日本知的財産協会の事例－知識創造を担う実践コミュニティー”と題する研究論文原稿を入手し、2009年度末に纏めた。さらに本PJにて実施したアンケート、ヒアリング結果に基づくレポートについて、2010年4月度の関東・関西部会にて発表を行った。

知財経営支援プロジェクト：2006年度～2009年度

武田 安弘 氏（常務理事）を中心に、「経営戦略」、「研究開発戦略」、「知財戦略」のいわゆる三位の知財経営の中で、実際に知財が経営に対してどのようなインパクトを持っているかをケーススタディの形で明らかにすることを目的として結成された。

具体的な活動成果としては、2006年より2008年にかけて、旭硝子、日亜化学、コマツといった各企業を訪問しての工場見学、関係者へのインタビューを実行して資料としてまとめ、2009年2月に「知財経営支援プロジェクト活動報告」として正会員に配布した。さらに2009年にはデジカメに関する4社、ニコン、パナソニック、富士フイルム、キヤノンを訪問してヒアリングを完了し、前年度のテーマ“コマツのダントツ商品”と併せた研究5成果を資料としてまとめ、2010年9月に「知財経営支援プロジェクト活動報告（その2）」として正会員に配布した。

適正エンフォースメントプロジェクト：2006年度～2009年度

パテントトロール問題が顕著になった2007年度に、倉永 宏 氏（副理事長）を中心に、パテントトロールのような適正でない権利行使に対し、それを制約するような対策を検討し、制度上の問題があれば官公庁に意見発信することを目的として結成された。

各年度における具体的活動としては、以下のとおりである。

2007年度

損害賠償額、②侵害に対する責任（故意･過失）、③権利消尽、④権利濫用、⑤差止めの制限について、関連する判例や準則等も参考に検討し、検討結果を特許庁や知的財産戦略推進事務局に提出した。その結果、同年11月に発表された知的財産戦略本部の報告書「知財フロンティアの開拓に向けて（分野別知的財産戦略）」の「情報通信分野」に

パテントトロール対策が課題として挙げられ、世論形成に貢献できた。

2008年度

権利濫用に的を絞って仮想事例を作成のうえ、特許庁と意見交換をすると共に、知的財産研究所の「産業の発達を阻害する可能性のある権利行使への対応策に関する調査研究」委員会にて、学識者、弁護士等との議論を開始した。

2009年

PJ会合に特許庁関係者を招聘し、特許制度研究会における「差止め請求権の在り方の見直し」、「特許活用の促進」、「3G技術標準に係る特許権行使の事例」と「RAND宣言とライセンス・オブ・ライトの組合せ」に関して意見交換を行った。また、「差止め請求権の在り方の見直し」については米国E-Bay判決並みの扱いがなされるよう法律案文を検討した。

PJとしての所期の目的を達成したので、個々のテーマについて関連委員会でフォローしていくこととし、本年度でPJ活動は終了した。

特許制度検討プロジェクト：2009年度

萩原 恒昭 氏（理事長）を中心に、特許庁長官の私的諮問機関（特許制度研究会）により行われた特許制度の抜本的見直し議論への対応を目的として結成された。

渡辺（祐）常務理事や上野常務理事を通じての上記私的諮問機関の情報入手や、PJにおける萩原理事長のリーダシップ発揮によって特許庁審議と併走し、特許庁審議終了に先立って、11月に特許庁総務課宛に萩原理事長名で意見書（「特許制度の見直し」について）を提出し、併せて特許庁関係者と当協会関係者との意見交換を行った後、同年12月の官製報告書の発行に伴い本PJ活動は終了した。

事業と標準化戦略研究プロジェクト：2010年度～2012年度

2010年

東大・小川先生の解説による標準化問題の課題をプロジェクトで共有すると共に、キヤノンの標準化活動やトヨタより電動自動車の標準化の動きなど、第一線の標準化関連情報の収集を実施。幅広い広い技術の中から、どの技術の標準化にターゲットを当て、分析研究するかは、難しい作業であったが、着実に実施した。

2011年

前年度に引き続き、事例研究を進めた。特に、標準化戦略が事業的に成功した例を取り上げ、知財の活用面での解析を行うと共に経営学的な視点からの考察を行った。一方、失敗事例に基づき、どうしたら成功できたのかというシナリオ検討も試みた。(2) 当該事業のトップ及び知財部門長、有識者へのインタビューを通じて考察を深め、知的財産の役割を理解した。上記事例研究、インタビューを通じ、当面の取りまとめに向けて、材料を収集した上で、論点整理を行った。

経済連携プロジェクト：2013～2014年度

2013年

内閣官房主導で環太平洋諸国のTPPやASEAN地域の経済連携交渉が活発化していたが、内閣官房TPP対策本部で開催された「TPP協定交渉に関する最近の状況についての説明会」での説明を基に、同本部へ当協会もユーザ意見を提出すると共に、知財分野の交渉担当官に当協会意見を直接説明した。更に、今後のアジア地域の包括的経済連携（RCEP、FTAAP等）交渉に向けてユーザ意見を発信すべく、9月を皮切りに複数日にわたって、経産省・通商機構部や特許庁等の経産省の関係部門と意見交換を実施した。この意見交換では、広域経済連携における特許、意匠、商標、不正競争・著作権・エンフォースメント等、知財の全視野での実務面の問題点について意見交換

を実施した。10月に特許庁、経産省通商部・模倣品対策室と意見交換を実施し、AIPLA専務理事（ToddDickenson）と意見交換し米国団体の活動状況を聴取、TPP対策本部説明会に参加した。TPP交渉は知財分野については、まだまだ各国の合意が取れていない状況であった。ただ、交渉自体は終盤に近付いており、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）等も見据え検討を進めた。内閣官房TPP説明会に12月に参加したが、新聞報道程度の情報しか得られないためタスクフォースでは8月のブルネイでのTPP交渉状況をまとめたリークテキストを入手して各国意見を確認し、今後のRCEP等の連携交渉への意見に参考にするように検討した。2014年1月にRCEP会合で、交渉官、関係者（約100名）向けのIPセミナーに事務局長がパネラーで講演、企業からみた知財制度の重要性を説明した。

2014年

経済産業省通商機構部と面談を実施し、経済連携協定が検討される国、地域における法制度／制度運用における問題点の共有と、締結済の協定を活用した問題解決・紛争解決メカニズムを使える問題点の洗い出し意見交換して行きたい旨の提案が有った。これを受けて、専門委員会にトルコのアンケートを実施するとともに、技術分野ごとで出願又はビジネスで関係する企業からヒアリングを実施（11月ほか）。通商機構部と経済連携交渉に関するASEAN、トルコの状況を意見交換（7月ほか）。TPP政府対策本部の交渉説明会に参加（6月ほか）。

2015年

活動目標経済連携協定交渉におけるバーゲニングパワーを借り、協定参加国において知的財産保護に関する一定水準以上の規律を実現したり、他の参加国からの過剰な保護要請を回避することを目的として、交渉担当する政府部局に対し、各国でビジネスを行う会員企業の認識する課題を提示し、また、規律のレベルあるいはあるべき規律について提案する（政府の交渉をバックベンチからサポートする）。活動成果：①経済産業省通商機構部、特許庁と意見交換を実施した。②TPP交渉関係で著作権、医薬問題に関し、NHK報道部から取材を受けた。③TPP協定交渉の大筋合意に関する説明会（10月）にて情報収集した。④「知的財産推進計画2016」を提出した。

【コラム】

前専務理事　久慈 直登

2012年以前の日本は、2国間の経済連携協定（EPA）を12か国と締結しているが、相手国は貿易額が比較的小規模なメキシコなど中南米やマレーシアなどアセアンの国との個別協定である。この協定へのJIPAの対応は、それぞれの交渉時、政府からJIPA事務局への問い合わせに対して、その国でビジネスを行っている会員企業やJIPAの委員会に個別に知財の課題を聞き、それを経産省や外務省に伝えていた。課題自体はその国のビジネス市場が小さいこともあり、マイナーなものが多く、組織的な対応をするほどではなかった。

ところが、2011年11月に当時の野田総理が「TPP交渉に参加する」という表明をしたことにより、12月21日に経産省からJIPA宛に「TPP交渉の知財分野において日本が何を主張し何を慎重に考えるべきか、意見が欲しい」との検討依頼の書面が届いた。その書面は官庁特有の言い回しで「本作業依頼の趣旨は、実際に確保することができるかどうかは別として、高めのタマも含め、我が国が主張すべきルールを前広に整理するとともに、仮に論点として我が国として慎重な検討を要する可能性がある事項が挙がった場合、どのような検討を行う必要があるかを共有」したいとある。

文章はまわりくどいが、要はTPP参加国のビジネス市場を知っている産業界から、何が問題なのか教え

て下さい、という内容である。書面はさらに「これまでの日本のEPAで同様のルール・タマを確保した実績、他の国の事例、TPP交渉国で日本のこれまでのEPAの規律では不十分と考えられること、日本の提案に好意的と予想される国、反対と予想される国は何か」といった質問が続き、回答を25日までに欲しい、と書かれている。

依頼の書面から回答期限まで土日を含み4日しかない。さらにこのときJIPA内には経済連携問題の検討組織がない。ともあれ、できうる限りの回答はしたが、やはり経済連携問題の検討組織の必要性を痛感し、急遽2012年に総合企画委員会（総合戦略会議）内にTPPワーキングを発足させた。これを2013年に発展させて準プロジェクトの位置づけで経済連携タスクフォースとして強化し、TPP問題だけではなくアジア地域の包括的経済連携（RCEP）の検討も行った。その検討結果は、当時のJIPA西尾信彦事務局長やTFメンバーが各方面で説明を行った。

経済連携の知財課題については、やはり現地のビジネスと知財実務を経験しているJIPA会員企業の情報が役に立つ。経産省通商機構部はじめ政府の関係者からは、このようなときのJIPAの活動は大いに感謝された。

TPPの署名は2016年2月になされ、これにより経済連携タスクフォースは当初の目的を達成し終了した。

もし将来、新たな経済連携の枠組みや「通商と知財」の問題が発生するような場合があれば、JIPA会員企業の情報量と知見を生かして、官民で連携することが、日本の産業力強化に役に立つ。その良き前例となった経済連携タスクフォースであった。

営業秘密プロジェクト：2014年度～2015年度

2014年

国内の営業秘密保護強化の検討の活発化に伴い、IIPPFに、官民で営業秘密保護を進めるプロジェクトを新設し、主幹事を当協会が担当するため協会内に新プロジェクトを立ち上げた。副幹事はIPA（独立行政法人情報処理推進機構）で、警察庁等もメンバーとして加わった。②第1回、第2回技術情報防衛シンポジウム（9/5、1/27）を実施。10月度関東部会（10/22）で抜粋版、関西地区・中国地区で同様のテーマにて特別講演会（11/20、2/23）を実施。第3回技術情報防衛シンポジウムは、2015年7月14日に開催。③営業秘密官民フォーラムが開催され（1/28）、各団体の会長・副会長級による6ハイレベルで国の今後の法改正の取組みなど議論した。④審議会として営業秘密関係小委員会が創設され不正競争防止法改正等を議論（11/27、ほか）。

2015年

活動目標企業における技術情報防衛体制強化のために、以下を実施した。①法整備に係る、産業界から政府への意見発信、②各国の法制度・事例等の状況把握、最新情報の収集、③日本企業へ技術情報防衛に係る情報提供、及び意識喚起（シンポジウムの企画・立案）。活動成果としては、①第3回技術情報防衛シンポジウムをニッショーホールで実施（7/14）、参加者628名。経済産業省木尾元室長、警察庁生活安全局小栗理事官、林いづみ弁護士他より、漏えい時の係争準備対策を紹介、関西版シンポジウムは、9/28に開催、参加者84名。②関東部会（10/20）にて第3回技術情報防衛シンポジウム（7/14）の補足版を実施。③東海地区協議会（2/12）にて警察庁生活安全局小栗理事官による特別講演「警察における営業秘密侵害事犯捜査」を実施。④会員企業に向けて、JIPA臨時研修「改正不正競争防止法（営業秘密防衛）とその実務対応」を実施（関東2/29、関西2/22、東海2/10）。

【コラム】

前専務理事　久慈 直登

JIPAは2014年に営業秘密プロジェクトを立ち上げた。なぜこのプロジェクトが必要だったかは、この時期、国内外でどのような事件が発生していたかを知っておくと理解しやすい。

2012年に当時の新日鐵住金が、元社員と韓国ポスコが共謀して同社の情報漏洩をしたとして1,000億円の損害賠償を求めて提訴し、さらに同年東芝が、提携先技術者が韓国SKハイニクスに情報を漏洩したとして1,100億円の損害賠償請求の訴訟を提起していた。それより前には2007年にデンソーの中国人社員がデンソーから情報を盗んだ事件が発生し、その中国人社員は海外からの技術情報を人民解放軍に提供する仕事を行っていたことが後に分かった。

当時、日本の不正競争防止法は営業秘密盗用等が親告罪であり、企業自らが犯罪を見つけないと捜査当局は動けない。日本での摘発は年数件レベルだったが、おそらく多くの企業は何が起きているか気がついていないと推測されていた。米国では強力な経済スパイ法により年間100件以上摘発があり、FBIレポートに事件の詳細が記載されている。大多数の事件は中国と韓国が流出先であった。そのような状況が2012年当時の状況であった。

知財部門は基本的に情報管理部門であるが「日本にのみ大量に特許出願を行い海外に出願せずに無料で世界に技術情報を公開している」という脇の甘さも、つとに指摘されており、さらに情報管理もしておらず営業秘密を盗まれても気がつかないとなると、ここでJIPAが気を引き締めて警鐘を鳴らさないと、企業知財部門は責任を果たしていないことになる。世界の先進国中、欧米の法規制は日本よりもずっと厳しいので、もし日本企業が自社のガードが甘く日本の法律も甘ければ、当然ながら世界の産業スパイが集まってくる。

そのような状況の下でJIPAは営業秘密プロジェクトをつくった。そして、企業の状況をヒヤリングし、経済産業省、警察庁、公安調査庁、米国大使館と意見交換をした。

活動の目標としては、不正競争防止法による営業秘密保護を非親告罪とし、欧米と同等レベルに罰則強化して、産業スパイを日本に来させないようガードを強化することと、さらに日本企業の情報管理体制を強化するキャンペーンを行うことであった。

不正競争防止法改正は、2015年に画期的な改正が行われた。非親告罪として海外重罰も採用するといった欧米と同等の厳罰化につながった。JIPAからは久慈が委員として参加した。

キャンペーンについては、官民合同の営業秘密フォーラムを立ち上げることを経済産業省とJIPAで企画した。これは関係官庁と関係団体の幹部が最新情報を共有する場であり、主幹事はJIPAが名乗りをあげた。第1回営業秘密官民フォーラムは2015年7月7日に開催され、以降毎年開催され、2022年も行われている。またJIPA主催で日本企業向けに全3回の技術情報防衛シンポジウムを2014年から2015年にかけて行った。これには、経産省、警察庁やIPA（情報処理推進機構）の専門家による講演と企業事例の情報共有を行い、さらにJIPA臨時研修を、不正競争防止法改正をテーマとして行った。

このようにして当初の目的を達成し、2015年度をもって本プロジェクトは終了した。

法人化タスクフォース：2013年度

5月31日の定例総会において2014年4月1日から一般社団法人にすることが承認され、手続きの準備や、創立から75年の間に制定されているすべての規則、細則、要領、内規の過不足等の見直しを行い、不足分の新規程作成を含み統廃合、修正をした規程作成作業等、岩田合同法律事務所及び小川公認会計士事務所に協力を頂きながら進めた。

職務発明制度プロジェクト：2008年度、2010年度～2015年度

2008年度

石原 幹也 氏（副理事長）を中心として、2006年から3年をかけて21世紀における務発明制度のあるべき姿について検討を進め、2007年11月に実施した会員向けアンケート調査結果についての報告をJIPAホームページに掲載すると共に、3月にはPJ活動報告書を取りまとめた。報告書は、①はじめに、②帰属制度の検討、③職務発明に関する判例分析、④2007年度職務発明アンケート結果、⑤今後の方向性、⑥論文、の構成となっており、「職務発明に関する判例分析」の箇所については資料「職務発明訴訟に関する判例分析―企業・発明者の貢献度を中心に―」として発行された。

2010年度

制度のあるべき論を一歩進め、今後の活動のあり方を検討する一年であったが、新たに2名の弁護士の参加を得て厚みのある議論を展開できた。また、特許制度小委員会で提起された「秘密保持命令導入には特許法105条書類提出命令制度の導入が対となるべき論」に対抗するために、精力的に内部意見をまとめ、経団連や他団体との情報交換も行った。

2011年度

2014年に職務発明に関する特許法35条の改訂機運を盛り上げるべく、それに向けてなすべき事項のロードマップと対応タスクフォースを設定し、外部有識者を巻き込んだ活動を展開した。具体的には、4つのTF（①有識者からのあるべき姿についての研究、②現行35条の範囲内でどのようなことが出来るかを検討、③職務発明訴訟経験企業へのヒアリング、将来のJIPA会員アンケート実施に向けた検討、④外国企業の声を集約、ワシントン大学竹中教授の欧州におけるアンケート結果の評価）で活動を行った。

なお、PJにおいて、特許保有件数の多い企業、職務発明対価請求訴訟を経験した企業に対する調査を実施した。これらの調査結果から「従業者等の発明のインセンティブ施策は、経営・研究開発・人事施策の中で自由に工夫できるよう、各企業の裁量に委ねる制度とすべきである、言い換えれば、職務発明制度の廃止又は職務発明の法人帰属を認める制度とすべきである」との結論が導かれた。

2012年

改正法下での諸課題、問題等を浮き彫りにして、我が国産業のイノベーション促進や、国際競争力強化という観点から、あらためて本制度を考えるとして、産業横断職務発明フォーラムを開催した。また、本フォーラムに関連して、業種別部会毎に2011年日本出願数で上位1割程度の正会員を対象に、アンケートを実施した。

(1) 日時：2012年12月11日（火）
　13：30～17：45（来場者：約600名）
(2) 場所：ニッショーホール（東京都港区虎ノ門）
(3) テーマ：「見えてきた課題、我が国のイノベーションに寄与する知財管理の在り方を考える」
　①基調講演：「職務発明制度に関する基礎的考察」
　飯田 秀郷　弁護士
　「職務発明制度はイノベーション促進に有効か」
　長岡 貞男　一橋大学教授
　「日本の制度との対比における欧米諸国の職務発明制度」
　竹中 俊子　ワシントン大学教授
　②パネルディスカッション：「最近の発明創生・製品化・事業化プロセスの変化やグローバル競争における企業のリスク、職務発明制度の運用のための負担について、特に我が国の経済発展や企業のイノベーション促進、グローバル競争力強化に寄与しているか」
　コーディネーター：石川 浩　JIPA常務理事
　パネリスト：飯田 秀郷　弁護士
　長岡 貞男　一橋大学教授
　竹中 俊子　ワシントン大学教授
　柳川 範之　東京大学大学院教授
　上柳 雅譽 氏（セイコーエプソン）
　鈴木 崇 氏（日立製作所）
　森田 拓 氏（アステラス製薬）

(4) アンケート結果：基調講演、パネルともに好評であり、また、何等かの制度改正の検討が必要という意見が72%を占めており、今後も外に向けた発信が必要という結果を得た。

2013年

前年度のプロジェクトが実施した「会員アンケート」の結果、及び、「産業横断職務発明制度フォーラム」の状況を4月度東西部会で報告した。知財推進計画2013への意見として、職務発明は原始的に法人帰属が可能となるよう見直しを要望した。この意見を法改正に結び付けるべく、4月以降、最高裁、日弁連、大学教授、元判事など有識者15名との個別の意見交換を実施すると共に、6月18日内閣官房知的財産戦略本部による山本一太内閣府特命担当大臣と有識者の懇談会で意見を発信した。その後、知的財産研究所受託の特許庁「企業等における特許法35条の制度運用に係る課題及びその解決方法に関する調査研究」の委員会が創設され、これに委員を派遣するとともに、7月4日から始まった委員会で、経団連・製薬協・JEITAと連携して発明の法人帰属をプレゼンにて訴えた。また、8月30日、山本大臣主催の知財政策検討WGにも委員を派遣し意見発信を行い、「イノベーション推進のための知財政策に関する検討ワーキンググループ」の議論が紹介された。WGの提言に基づき特許庁による発明者に対するアンケートが実施された。

なお、アンケートに対する予告編として、10月度関東部会にて「成長戦略上の企業の責務：イノベーション促進の為の職務発明制度改正」の講演を行った。

知的財産研究所の特許法35条関係の調査研究委員会に参加した（11/25、12/9、12/25）。中小企業の職務発明制度に関する意見交換を含む座談会を1月16日に行った。座談会の様子は「知財管理」誌の4月号臨時増刊号として発行した。

「職務発明に対する産業界の意見」（2/26）を、日本製薬工業会、（一社）電子情報技術産業協会と連名で、内閣官房知的財産戦略推進事務局及び特許庁宛に提出した。

産業構造審議会第5回知的財産分科会（2/24）では（一社）日本経済団体連合会等からの意見書のほか、「職務発明制度に関するアンケート結果」では大企業で7割・中小企業で4～5割の企業で問題意識があるという結果報告があり、間塚道義会長からも法改正を促す発言を行った。

2014年

産構審知財分科会特許制度小委員会にて産業界の意見発信を行った（10/17ほか）。

新35条文案、ガイドライン案を含む経団連ほかとの団体合同意見を作成して同委員会に提出。また、有識者や特許庁の法制度審議室長と法人帰属という産業界の見解につき意見交換した（8/19、20、10/15ほか）。

協会役員・委員長の弁理士で「企業内弁理士の会」を立上げ、自民党保岡議員に意見書を提出した（8/21）。

メディア・ネット報道（日経11/7、朝日11/20ほか）、NHKの企業取材11/11、12他。

第11回審議会（12/25）にて、最終まとめの電子審議を実施、意見提出した。

2015年

活動目標

特許法第35条の改正による、発明の法人帰属への移行を実現し、会員に新制度での体制案をフィードバックする。

活動成果

①「特許法等の一部を改正する法律案」閣議決定（3/13）

②BSフジにて協会代表で萩原参与が、相澤教授、山本 一太 議員と対談（6/18）

③9月産構審（9/16）でのガイドライン素案提示を受け、他団体とも協調して意見を発信、ガイドラインへの産業界の意見反映に努めた。

④会員企業に向けてガイドラインに沿った臨時研修を企画し実施（関東1/8、2/15、関西1/25、2/4）

【コラム】

前専務理事　久慈 直登

職務発明PJは過去2回行われた。

第1期は2001年にスタートし2004年の法改正により終了、第2期は2009年半ばに臨時編成し、2010年度に再スタート、2015年の法改正により終了した。

第1期は、元々くすぶっていた「相当の対価」算定問題が、オリンパス、日立、日亜化学裁判の2001年中間判決で「企業が社内ルールで相当の対価を決めていたとしても、発明者が相当な額でないと考えれば、裁判に訴えることが可能で、判決が確定するまで対価額は決まらない」という、企業の社内ルールの存在を否定する判断が示されたことへの反発がきっかけである。

特許法の職務発明の条文はそれまで長い間変わっていなかったが、今更、社内ルールは基準ではなく相当の対価は裁判で決められる、という判断は、いかにも企業の実情に合わない。

中間判決が出た直後の大雨の夜、旧経団連会館に当時のJIPAと経団連の関係者が集まり対策を相談した。出席は当時JIPA正副理事長の澤井さん、作田さん、江崎さん、経団連は知財企画部会長の丸島さん、石田さんなどで、私もこのときは経団連側で参加した。

対策会議での作戦に従い、JIPAと経団連が連携して職務発明への社内ルールを尊重すべき「提言書」を政府に提出し、その後、政府と大学関係者に、いかに中間判決の内容が企業実務に合っていないかを説明してまわった。その結果が、「適切なプロセスで定められていれば社内ルールにしたがう」という2004年の特許法改正に結びついたのである。これにより職務発明プロジェクトの第1期は目標を達成し終了した。

しかしながら2004年法改正の後も発明者からの訴訟は続き、判決の中には高額な対価を認めるものも多くあった。JIPA関係者の間では「出願書類記載の発明者のみに高額の補償金を支払う職務発明制度は、企業全体で行う研究開発の実態に合わず、むしろ企業が総力を上げて取り組むべきイノベーションにとっては足かせになっているのではないか」との見方が生じた。

そこで、第2期として、職務発明制度をイノベーションに本当に役に立つようにするには、発明を法人帰属にし、それに相応しいインセンティブ制度を企業が自由に設定できるようにすべきと、再度JIPAと経団連の合同検討会で話し合われた。今度の参加者は、JIPA側は萩原さん、私などで、経団連側は澤井さん、長澤さんなどである。それに政府側の知財戦略推進事務局長も参加した。前回の法改正からたった5年しか経っていないので、もう一度法改正を提案するには作戦をうまくたてる必要があった。その後JIPAと経団連は、政府や大学関係者に「職務発明の法人帰属と自由なインセンティブ制度によるイノベーションへの貢献」というコンセプトを説明してまわり、その結果、再度2015年法改正に結びつき、第2期は終了した。

振り返ると、第1期は社内ルールを否定した高額判決にさらされた受け身側の必死の抵抗であり、第2期は日本のイノベーションに本当に役に立つ制度はどのようなものかを考えた攻め側のチャレンジであった。いずれも当初の目標を見事に達成し、プロジェクトは終了した。

知財活性化プロジェクト：2016年度～2019年度

経営者もしくは知財統括責任者を対象として、知財はグローバル競争で直接使える「武器」であることの認識、戦略的な知財活用を啓発することを目的に、常務理事の大水眞己氏と、櫻井 克己氏の二人を中心に同プロジェクトが推進された。

2016年度

下記(1)項のシンポジウムでは、全産業分野の団体の後援を取付け且つ各団体役員を招聘して経営者レベルでの知財活性化の必要性を訴えることができ、また、臨時研修でも世界各国の知財経営について米欧中の各国弁護士や米国での権利行使経験者から多くの協会メンバーに紹介できた。

(1) 企業経営者向けグローバルビジネスシンポジ

ウムの開催（6/3 国連大学）
(2) 臨時研修として「グローバル時代の知財経営と交渉術」を企画（11/25）
(3) パリ国際知財訴訟シンポジウムへの参加、欧州IPGとの意見交換（9/21-25 仏英）、仲裁センターとの意見交換（1/23）の上、調停、仲裁を含む更なる研修企画を人材育成と検討した。

2017年度

(1) 知財紛争処理システムへの懲罰的賠償導入を主張する一部の活動に対し、経団連の意見表明（4/20）を踏まえ、当協会としての懲罰的賠償導入に対する反対意見を協会HPにて公表（5/2）
(2) 標準必須特許に対する裁定制度導入に関する特許庁ヒアリングに対し、本PJ及びライセンス委員会メンバーにて対応（6/21）
(3) 中少数知財相当規模の企業をメインターゲットにした知財活性化のためのミニシンポジウムを企画、以下内容にて実施。開催後の来場者アンケートは概ね好評価で、知財管理誌（2月号）にて会員への開催報告を実施

・ 日時・場所：10月26日、コクヨホール
（定員300名、入場者数280名超）
・ テーマ：「知財を経営の力へ～中小・ベンチャーから学ぶ知財活用のススメ～」
・ 登壇者：御供 副会長、鮫島 弁護士
髙崎 充弘 氏（株）エンジニア
髙橋 正治 氏 ナノキャリア（株）他

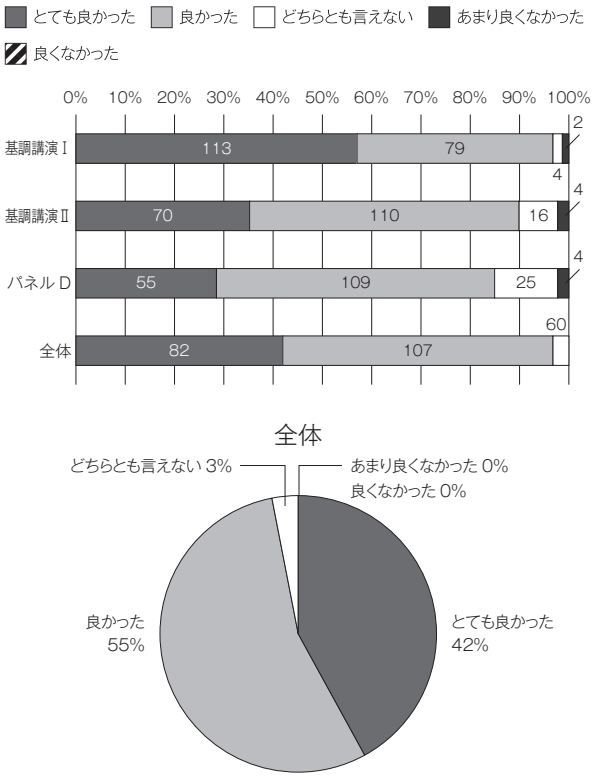

(4) JIPAシンポジウムにて、知財活性化プロジェクトとしてのポスター展示及び活動説明を実施（2/21）、来場者からのニーズを直接把握し、次年度活動の検討を開始（3/6）

2018年度

(1) 知財活用の活性化の実践を目的に、経営者・ビジネス実務者による知財活動への参画を目指し、「知財と知財業界が知財専門以外の者からどのように見られているか」「共通理解を得るには何が必要か」を議論するシンポジウムの企画検討を行った（8月末まで）。
(2) 懲罰的損害賠償制度の導入を含む知財紛争処理システム見直しの動きが再浮上した（6/25産構審・知的財産分科会ほか）ため、以下の活動を行った（9月以降）。なお第198回国会に提出された特許法改正法案では、JIPAが反対した懲罰的賠償制度と二段階訴訟制度の導入は見送られ、新たな証拠収集手続「査証」の発令要件・発令手続等でも、JIPA提示意見が相当程度反映された。

①懲罰的損害賠償制度に関するレビュー（9～10月）

②特許庁制度審議室「知財紛争処理システムの見直しの検討課題に対する提案」募集に関する情報収集、検討、提案意見の提出（10 ～ 11月）
③ドイツの査察制度と二段階訴訟に関する現地専門家ヒアリング（11月）
④産構審・特許制度小委員会の議論にJIPA意見を適切に反映させるための、特許庁制度審議室、小委員会委員、裁判所関係者、経団連との個別意見交換の実施（11 ～ 1月）
⑤産構審・特許制度小委員会の最終報告書案「実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方」に関する検討および意見提出(1～2月)
(3) 知財調停に関する東京地裁との意見交換を行った（3/26）

2019年度

以下の通り、「ビジネス知財シンポジウム2019」を企画、開催した。
▷主テーマ：「脱平均」時代の共創イノベーション戦略とは
日時：2019年12月2日（月）
14：00 ～ 16：45
（意見交換会17：00 ～ 18：00）
場所：TKP東京駅日本橋カンファレンスセンター（東京都中央区）、
JIPA関西事務所（TV中継）
▷参加者数：東京192名（募集200名）
大阪36名（募集50名）
▷プログラム
1) 報告「ベンチャー連携において従来企業の知財部門が直面する課題」:
長谷川 正憲　知財活性化PJL
2) 講演者・パネリスト紹介：
大水 眞己　JIPA常務理事・知財活性化PJL（富士通）
3) 基調講演「『価値デザイン経営』によるベンチャーとのイノベーション」:
住田 孝之 氏
4) パネル討議「すべての参加者にWin-Winをもたらすエコシステムを目指して」:
モデレータ　大水 眞己　知財活性化PJL：
パネリスト　住田 孝之 氏
（前・知的財産戦略推進事務局長）
北野 譲治 氏（イーパーセル）
平井 宏明 氏（三井住友海上キャピタル）
高江 瑞一 氏（日立製作所）

（JIPA事務局・永野 大介）

【コラム】

前専務理事　久慈 直登

知財活性化プロジェクトは2016年度4月からスタートしたのだが、その前年度中にWIPOのフランシス・ガリ事務局長から2016年6月に再度来日するとの連絡を受けたことが、プロジェクト開始のきっかけになった。再度と書いたのは、WIPO事務局長は慣例として一つの国に1年に1回の訪問することになっているのだが、2016年は既に2月のJIPAシンポジウムで来日していたからである。彼はWIPO 事務局長に就任後、JIPAとの関係をとても大切にし、毎年JIPAのシンポジウムの日程を優先させた来日計画を立て、特許庁など政府関係者との会合はそれに合わせた設定をしていた。

彼の来日に合わせてのイベントは「日本企業がグローバル競争において知財を最大に活用できるよう企業経営メンバーの意識を高める」というシンポジウムとした。

シンポジウムの参加者は、自民党議員4名や多くの省庁関係者、さらにJIPA、経団連、日本商工会議所、各工業会ルートで集まった企業経営者が100名近くとメディアから8名であった。このイベントは企業経営者を主な聴講者としたのだが、実はこのような経営者向けの直球イベントは、JIPA85年の歴史で他には

ない。

それが成功したので、この後も引き続き日本企業がもっとうまく知財を使えるような仕掛けを企画しようという目的で、知財活性化PJを立ち上げた。

リーダーは常務理事の大水さんと櫻井さんにお願いした。

PJでの検討を経て、2017年10月に「ビジネス知財シンポジウム～中小・ベンチャーから学ぶ知財活王のススメ～」、2019年12月に「脱平均時代の競争イノベーション戦略とは」というテーマで2つのシンポジウムが行われた。

これらのイベントは、中小・ベンチャーと従来企業のWin-Winのあり方と、日本の知財関係者が目指すべき新たな方向性を提示するという内容である。

この時期はJIPAの中でも技術独占・権利主張をベースにした対立軸発想の知財アプローチではなく、第4次産業革命やデジタル・トランスフォーメーション下における協調性を重視する知財アプローチを探ろうという機運が盛り上がっていた。そのおかげもあり、2017年の品川と2019年のJIPAの東京オフィスの近くの会場で行われたイベントには、多くの参加者が集まり、知財活性化の名にふさわしい活発なイベントになった。

2019年のイベントをもって知財活性化プロジェクトは終了することにした。

最初のイベントと次の2つのイベントの違いは、知財を経営のためのツールとして企業経営者向けに構成したか、知財専門家自身が知財活用方法を知財専門家に向けて話すように構成したかの違いだけである。

どちらも知財活性化に役に立つ点では同じであり、翻って考えると、JIPAの活動はそのすべてが知財活性化のイベントであると言えなくもない。

JIPA知財シンポジウム等

JIPA 知財シンポジウム プロジェクト

2008年度～

JIPA 知財シンポジウムは、「21 世紀の知的財産を考える」と題して2001年12月に第1回を経団連ホールにて開催し、2022年度で22回の開催となった。

発足当初より「当協会の意見を積極的に外部に発信する」、「ディスカッションを中心とした内容とする」ことを基本方針とし、「一般公開」、「参加無料」の知財協の年次イベントとして定着してきた。また会員企業から実行委員を募り、理事会、事務局との“オールJIPA”で企画・運営する形も、他団体の知財イベントと異なる特徴であり、当初より変わらず継承している。

しかしながら、ここで2008年度以降の開催を振り返ると、世界/日本の世相、経済状況は大きく変化し、各回のテーマと共に開催形態も変化しながら開催してきた。

特に2008年秋に発生した米国のリーマンショックの影響を受けた第9回（2009年度）開催では、会場を東京国際フォーラムのホールCからホールB7に変更して半日の縮小開催とした。

また地方の知財活動の活性化を目的として、2008年度年の第8回では京都（国立京都国際会館）、2012年度の第12回では愛知（名古屋国際会議場）にて開催した。

また2011年3月に発生した東日本大震災の後の第11回（2011年度）開催では、日米欧三極の知財庁長官から激励メッセージを頂き、レセプションについても東北復興色を凝らす企画とした。

また2019年に発生したCOVID-19によるパンデミックの影響は大きく、第19回開催（2020年度）は直前で中止となり、その後の第20回、第21回は無観客・Web開催となった。

以上のような様々な状況下においても成功裏に開催できたのは、各年度の企画・運営において、実行委員長（石原副理事長（第8回）、河本副理事長（9回）、早崎副理事長（第10回）、竹本副理事長（第11回）、佐々木副理事長（第12回）、櫻井常務理事（第13回）、中澤常務理事（第14回）、永井常務理事（第15回）、池村常務理事（第16回）、淺井常務理事（第17回）、下川原常務理事（第18回）、池田常務理事（第19回、第20回）、水方常務理事（21回、22回））をリーダーとした現場のアイデア、協働の賜物であり、関係皆様に改めてここに感謝を表する。

これら開催の足跡を残すべく、次ページ以降に、第8回～第22回のJIPA 知財シンポジウムのプログラムを掲載する（なお敬称は省略させていただく）。

（JIPA 事務局）

第８回　JIPA 知財シンポジウム　プログラム

［テーマ］“経営と知財現場最前線との結合”　～やはり基本は実務どす～

［日　時］ 2009 年 1 月 30 日（金） 10：30 ～ 17：35

［会　場］ 国立京都国際会館　メインホール

［参加者］ JIPA 会員及び一般

［スケジュール］

10：30 ～ 10：35　開会挨拶　　野間口 有（三菱電機 /JIPA 会長）
10：35 ～ 12：00　第 1 部 基調対談
「企業の存続を賭けたイノベーション活動と知財活動のあるべき姿を経営の視点から語る」
パネリスト　　野間口 有（三菱電機　取締役会長 /JIPA 会長）
パネリスト　　竹中 登一（アステラス製薬　代表取締役会長）
パネリスト　　太田 賢司（シャープ　取締役専務執行役員）
コーディネータ　藤田 賀子

12：00 ～ 13：30　昼食＆専門委員会ポスターセッション（Room D）

13：30 ～ 15：15　第 2 部 パネルディスカッション
テーマ：「マネージャ必携」の能力を探る　～現場最前線のマネージャの立場から～
コーディネータ　松尾　睦（小樽商科大学大学院 教授）
パネリスト　　澤井 敬史（NTT アドバンステクノロジ）
パネリスト　　青木 哲也（ブラザー工業）
パネリスト　　馬場 健次（堀場製作所）
パネリスト　　松本 宗久（ダイキン工業）

15：15 ～ 15：45　コーヒーブレイク＆専門委員会ポスターセッション（Room D）

15：45 ～ 17：30　第 3 部 パネルディスカッション
テーマ：「強い特許」を探る　～司法・行政・企業の実践的な視点から～
コーディネータ　杉村 純子（プロメテ国際特許事務所・元東京地裁調査官）
パネリスト　　清水　節（東京地方裁判所　判事）
パネリスト　　田村 明照（特許庁　審査基準室長）
パネリスト　　室伏 良信（ファイザー製薬）
パネリスト　　久泉 昭彦（日立製作所）
パネリスト　　江口 裕之（島津製作所）

17：30 ～ 17：35　閉会挨拶　　碓氷 裕彦（デンソー /JIPA 理事長）

17：35　閉会

18：00 ～ 20：00　レセプション（スワン）

第９回　JIPA 知財シンポジウム　プログラム

［テーマ］“経済危機を越えて”
～その向こう側にある新たな競争環境をどう見るか、どう対処するか～

［日　時］2010年3月2日（火）　11：30 ～ 17：30

［会　場］東京国際フォーラム　ホールB7

［参加者］JIPA 会員及び一般

［スケジュール］

11：00	受付開始	
11：30 ～ 12：55	専門委員会ポスターセッション	
13：00	開会挨拶	竹中 登一（アステラス製薬/JIPA 会長）
13：05 ～ 14：45	第1部 基調論談	
	「経済危機後の経営環境変化と新たなビジネスモデル」	
	コーディネータ	木村 靖夫（野村総合研究所）
	パネリスト	東　　実（東芝　顧問）
	パネリスト	近藤 純子（東洋炭素　代表取締役会長）
	パネリスト	鈴木 茂樹（トヨタ自動車　常務役員）
14：45 ～ 15：10	休憩＆専門委員会ポスターセッション	
15：15 ～ 17：15	第2部 パネルディスカッション	
	「経営環境変化に応じた取組みと経営層とのインターリレーション」	
	コーディネータ	鮫島 正洋（内田・鮫島法律事務所）
	パネリスト	猪之詰 毅（本田技術研究所）
	パネリスト	河野 通洋（DIC）
	パネリスト	高瀬 広文（日本発條）
	パネリスト	横山　勝（パナソニック電工）
17：15 ～	閉会挨拶	萩原 恒昭（凸版印刷/JIPA 理事長）

第10回　JIPA知財シンポジウム　プログラム

［テーマ］“知財の次なる地平”
～グローバル環境における新時代を拓く知財経営戦略～

［日　時］2011年2月3日（木）　10：00 ～ 17：40

［会　場］東京国際フォーラム　ホールC

［参加者］JIPA会員及び一般

［スケジュール］

9：15　受付開始
10：00 ～ 10：05　開会挨拶　竹中 登一（アステラス製薬/JIPA会長）
10：05 ～ 12：00　基調鼎談
「経済環境変化に対応した経営戦略と今後のビジネス展望」
モデレータ　遠藤 典子（ダイヤモンド社　経済ジャーナリスト）
パネリスト　猿丸 雅之（YKK　取締役　副社長）
パネリスト　猿渡 辰彦（TOTO　取締役　専務執行役員）
パネリスト　辻村 英雄（サントリーホールディングス　常務執行役員）

12：00 ～ 12：55　昼休み＆専門委員会ポスターセッション（ホールD5）

13：00 ～ 15：00　パネルディスカッションⅠ
「環境技術と知財」
モデレータ　久慈 直登（本田技研工業）
パネリスト　朝日　弘（資源エネルギー庁）
パネリスト　島川 貴司（川崎重工業）
パネリスト　竹宮 啓介（京セラ）
パネリスト　八島 英彦（三菱化学）

15：00 ～ 15：40　休憩・専門委員会ポスターセッション（ホールD5）

15：45 ～ 17：30　パネルディスカッションⅡ
「国際的に活躍する外国企業における知財戦略
～アジア市場・日本市場を中心として～」
モデレータ　小川 紘一（東京大学）
パネリスト　Patrick J Murphy（アップル）
パネリスト　Christian Hahner（ダイムラー）
パネリスト　Axel Braun　（ロッシュ）
パネリスト　Kishor Chaukar（タタ インダストリーズ）

17：30 ～ 17：40　閉会挨拶　守屋 文彦（ソニー/JIPA理事長）

18：00 ～ 20：00　レセプション（ホールD5）

第11回　JIPA知財シンポジウム　プログラム

［テーマ］“がんばろう日本、技術とブランドで創る未来！”
～市場創造、新規市場攻略に向けた経営と知財戦略～

［日　時］2012年2月24日（金）　9：45～17：40

［会　場］東京国際フォーラム　ホールC

［参加者］JIPA会員及び一般

［スケジュール］

9：00　受付開始
9：45～9：50　開会挨拶　河本 健二（日産自動車/JIPA理事長）
9：50～10：05　日米欧三極特許庁長官からのメッセージ
10：05～12：00　基調鼎談
「技術が市場を創造し、ブランドが市場を開拓する」
モデレータ　町田 芳之（クリエイティブ・コネクション）
パネリスト　加藤 勝久（旭硝子）
パネリスト　安藤 宏基（日清食品ホールディングス）
パネリスト　岡林　理（レーザーテック）

12：00～13：10　昼休み＆専門委員会ポスターセッション（ホールD5）

13：15～15：00　パネルディスカッションⅠ
「技術開発とブランド育成」
モデレータ　土生 哲也（土生特許事務所）
パネリスト　岩井　清（村田製作所）
パネリスト　別所 弘和（本田技研工業）
パネリスト　鈴木 俊昭（富士フイルム）
パネリスト　田中 利博（大塚製薬）

15：00～15：40　休憩・専門委員会ポスターセッション（ホールD5）

15：45～17：30　パネルディスカッションⅡ
新興市場における「技術開発とブランド展開」
モデレータ　新宅 純二郎（東京大学大学院 経済研究科）
パネリスト　Thomas Reeves（IBM）
パネリスト　Park Seunggun（サムスン電子）
パネリスト　別宮 智徳（日産自動車）
パネリスト　地曳 慶一（ユニ・チャーム）

17：30～17：40　閉会挨拶　中山 喬志（JIPA専務理事）

18：00～20：00　レセプション（ホールD5）

第12回　JIPA知財シンポジウム　プログラム

［テーマ］ 本音で語る
知財戦略とアジアでの成功の秘訣

［日　時］ 2013年2月1日（金） 10：30 ～ 17：40

［会　場］ 名古屋国際会議場　センチュリーホール

［参加者］ JIPA 会員及び一般

［スケジュール］

10：00　受付開始
10：30 ～ 10：35　開会挨拶　岡本 一雄 （トヨタ自動車/JIPA 会長）
10：35 ～ 10：55　来賓挨拶　深野 弘行 （特許庁長官）
10：55 ～ 12：00　基調講演
「世界的な知的財産の保護水準の向上と情報化の推進に向けて」
Francis Gurry（WIPO事務局長）

12：00 ～ 13：10　昼休み＆専門委員会ポスターセッション（会議室224）

13：15 ～ 15：00　パネルディスカッションⅠ
「アジア諸国の知財制度への期待と可能性、知財戦略を考える」
モデレータ　高倉 成男 （明治大学法科大学院 教授）
パネリスト　Ahmad M. Ramli　（インドネシア知的財産権総局 総局長）
パネリスト　Chiam Lu Lin　（シンガポール知的財産庁 副長官）
パネリスト　Pajchima Tanasanti（タイ知的財産局 局長）
パネリスト　奥村 洋一 （武田薬品工業/JIPA 理事長）

15：00 ～ 15：40　休憩＆専門委員会ポスターセッション（会議室224）

15：45 ～ 17：30　パネルディスカッションⅡ
「アジアでの今後の知財アクティビティーの考察」
モデレータ　渡部 俊也 （東京大学 教授）
パネリスト　柳生 一史 （味の素）
パネリスト　加藤 実氏 （花王）
パネリスト　Jüergen Koch （ロバート ボッシュ）
パネリスト　小栗　眞 （ヤマハ発動機）

17：30 ～ 17：40　閉会挨拶　奥村 洋一 （武田薬品工業/JIPA 理事長）

18：00 ～ 20：00　レセプション（7階スカイビューレストラン）

第13回　JIPA知財シンポジウム　プログラム

［テーマ］　羽ばたく日本!経済連携下における知財のあり方
　　知的財産による企業経営への貢献

［日　時］　2014年2月24日（月）　10：30 ～ 17：40

［会　場］　東京国際フォーラム　ホールC

［参加者］　JIPA会員及び一般

［スケジュール］

9：45	受付開始	
10：30 ～ 10：35	開会挨拶	間塚 道義（富士通/JIPA会長）
10：35 ～ 10：55	来賓挨拶	Francis Gurry（WIPO事務局長）
10：55 ～ 11：00	祝辞	羽藤 秀雄（特許庁長官）
11：00 ～ 12：00	基調講演	
	「経済連携における知的財産の役割-欧州の展望-」	
	Benoît Battistelli（EPO長官）	
12：00 ～ 13：15	昼休み＆専門委員会ポスターセッション（ホールD5）	
13：15 ～ 15：00	パネルディスカッションⅠ	
	「経済連携諸国のイノベーション及び知財制度の現状と展望」	
	モデレータ　高倉 成男（明治大学法科大学院　教授）	
	パネリスト　小山 隆史（阿部・和田・渡辺法律事務所）	
	パネリスト　永田 晃也（九州大学大学院）	
	パネリスト　渡部 俊也（東京大学）	
	パネリスト　菊地 康久（サッポロビール）	
15：00 ～ 15：45	休憩＆専門委員会ポスターセッション（ホールD5）	
15：45 ～ 17：30	パネルディスカッションⅡ	
	「グローバル事業展開での企業経営と知財～経済連携の進展に備えて～」	
	モデレータ　三原 秀子（帝人）	
	パネリスト　近藤 健治（トヨタ自動車）	
	パネリスト　守屋 文彦（ソニー）	
	パネリスト　峯木 英治（ブリヂストン）	
	パネリスト　森田　拓（アステラス製薬）	
17：30 ～ 17：40	閉会挨拶	上野 剛史（日本アイ・ビー・エム/JIPA理事長）
18：00 ～ 20：00	レセプション（ホールD5）	

第14回　JIPA知財シンポジウム　プログラム

［テーマ］ Focus on the IP Vision
「競争」と「協調」を実現する知財制度　～審査、司法の今後と、企業の知財戦略～

［日　時］ 2015年2月27日（金） 10：00 ～ 17：40

［会　場］ 東京国際フォーラム　ホールC

［参加者］ JIPA会員及び一般

［スケジュール］

9：15	受付開始	
10：00 ～ 10：05	開会挨拶	間塚 道義（富士通/JIPA会長）
10：05 ～ 10：45	来賓挨拶・基調講演Ⅰ	Francis Gurry（WIPO事務局長）
10：45 ～ 11：05	来賓挨拶・基調講演Ⅱ	伊藤　仁（特許庁長官）
11：05 ～ 11：45	特別セッション	
	コーディネータ	上野 剛史（日本アイ・ビー・エム）
	パネリスト	鈴木　崇（日立製作所/JIPA副理事長）
	パネリスト	別所 弘和（本田技研工業/JIPA常務理事）
	コメンテータ	Francis Gurry（WIPO事務局長）
	コメンテータ	伊藤　仁（特許庁長官）
11：45 ～ 13：15	昼休み＆専門委員会ポスターセッション（ホールD5）	
13：15 ～ 15：15	パネルディスカッションⅠ	
	「予見性を高める制度と紛争解決の今後のあり方」	
	コーディネータ	守屋 文彦（ソニー）
	パネリスト	飯村 敏明（知財高裁前所長）
	パネリスト	Randall Rader（米国CAFC前首席判事）
	パネリスト	David Kappos（米国特許商標局前長官）
	パネリスト	長澤 健一（キヤノン）
15：15 ～ 15：45	休憩＆専門委員会ポスターセッション（ホールD5）	
15：45 ～ 17：30	パネルディスカッションⅡ	
	「競争」と「協調」に向けた企業の実践事例	
	コーディネータ	中務 尚子（中央総合法律事務所）
	パネリスト	熊谷 英夫（東芝）
	パネリスト	山口 雅久（中外製薬）
	パネリスト	花本 忠幸（小松製作所）
	パネリスト	実原 幾雄（新日鐵住金）
17：30 ～ 17：40	閉会挨拶	竹本 一志（サントリーホールディングス/JIPA理事長）
18：00 ～ 19：30	レセプション（ホールD5）	

第15回　JIPA知財シンポジウム　プログラム

［テーマ］　市場創生と知財戦略
　　～多様な知財でチャンスをつかめ!～

［日　時］　2016年2月17日（水）　10：00 ～ 17：35

［会　場］　東京国際フォーラム　ホールC

［参加者］　JIPA会員及び一般

［スケジュール］

9：15	受付開始	
10：00 ～ 10：05	開会挨拶	田中 稔一（三井化学/JIPA会長）
10：05 ～ 10：20	来賓挨拶	伊藤　仁（特許庁長官）
10：20 ～ 11：00	基調講演Ⅰ「市場創生型イノベーションと知的財産」	Francis Gurry（WIPO事務局長）
11：00 ～ 12：00	基調講演Ⅱ「日本の標準化戦略」	井上 宏司（経済産業省 産業技術環境局長）
12：00 ～ 13：30	昼休み＆専門委員会ポスターセッション（ホールD5）	
13：30 ～ 15：15	パネルディスカッションⅠ「市場創生に向けた多様な知財活用のあり方」	
	コーディネータ	武田 安弘（中央大学）
	パネリスト	白橋 光臣（iPSアカデミアジャパン）
	パネリスト	山田　肇（東洋大学）
	パネリスト	近藤 健治（トヨタ自動車/JIPA常務理事）
	パネリスト	徳田 佳昭（パナソニック）
15：15 ～ 15：45	休憩＆専門委員会ポスターセッション（ホールD5）	
15：45 ～ 17：30	パネルディスカッションⅡ「市場創生の成功事例にみる知財戦略」	
	コーディネータ	竹本 一志（サントリーホールディングス）
	パネリスト	成尾 雅貴（熊本県くまもとブランド推進課）
	パネリスト	渡邊　真（楽天）
	パネリスト	地曳 慶一（ユニ・チャーム）
	パネリスト	原　昌宏（デンソーウェーブ）
17：30 ～ 17：35	閉会挨拶	亀井 正博（富士通/JIPA理事長）
18：00 ～ 19：30	レセプション（ホールD5）	

第16回　JIPA知財シンポジウム　プログラム

［テーマ］　激動のビジネス革新！第4次産業革命と知財
　　～ IoT、ビッグデータ、AI時代のビジネスと知財を考える～

［日　時］　2017年1月31日（火）　10：00 ～ 17：35

［会　場］　東京国際フォーラム　ホールC

［参加者］　JIPA 会員及び一般

［スケジュール］

9：15 ～	受付開始	
10：00 ～ 10：10	開会挨拶	田中 稔一（三井化学/JIPA 会長）
10：10 ～ 10：50	基調講演Ⅰ	Francis Gurry（WIPO 事務局長）
	「データ主導で相互結合された世界と、その知的財産権制度へ与える影響」	
10：50 ～ 11：50	基調講演Ⅱ	小宮 義則（特許庁長官）
	「第4次産業革命と知財システム」	
11：50 ～ 13：15	昼休み・専門委員会ポスターセッション（ホールD5）	
13：15 ～ 14：15	特別講演Ⅰ	関口 智嗣（産業技術総合研究所）
	「人工知能をめぐる情勢と産総研の取り組み」	
14：15 ～ 15：15	特別講演Ⅱ	阿部 伸一（グーグル）
	「人工知能（AI）時代に対応した、新しいビジネスを生み出すクラウドの活かし方」	
15：15 ～ 15：45	休憩・専門委員会ポスターセッション（ホールD5）	
15：45 ～ 17：30	パネルディスカッション	
	「ビジネス革新と変容する知財活動」	
	コーディネータ	上野 剛史（日本アイ・ビー・エム）
	パネリスト	戸田 裕二（日立製作所）
	パネリスト	別所 弘和（本田技研工業/JIPA 副理事長）
	パネリスト	浅見 正弘（富士フイルム）
	パネリスト	別所 直哉（ヤフー）
17：30 ～ 17：35	閉会挨拶	近藤 健治（トヨタ自動車/JIPA 理事長）
18：00 ～ 19：30	レセプション（ホールD5）	

第17回　JIPA知財シンポジウム　プログラム

［テーマ］ 近未来の知財　～ Connected Industries ～

［日　時］ 2018年2月21日（火） 10：00 ～ 17：35

［会　場］ 東京国際フォーラム　ホールC

［参加者］ JIPA会員及び一般

［スケジュール］

9：15 ～	受付開始	
10：00 ～ 10：10	開会挨拶	佐藤 廣士（神戸製鋼所/JIPA会長）
10：10 ～ 10：25	来賓挨拶	嶋野 邦彦（特許庁特許技監）
10：25 ～ 11：55	特別対談「近未来の世界と知財を語る」	
	コーディネータ	高木 善幸（WIPO事務局長補）
	スピーカー	Francis Gurry（WIPO事務局長）
	スピーカー	住田 孝之（内閣府知的財産戦略推進事務局長）
	スピーカー	御供 俊元（ソニー/JIPA副会長）
11：55 ～ 13：15	昼休み・専門委員会ポスターセッション（ホールD5）	
13：15 ～ 15：00	パネルディスカッションⅠ	
	「IoTでつながるビジネス　～共創戦略と近未来への展望～」	
	コーディネータ	浅見 正弘　（富士フイルム/JIPA副会長）
	パネリスト	伊藤 かつら（日本マイクロソフト）
	パネリスト	宇佐見 正士（KDDI）
	パネリスト	岩野 和生　（三菱ケミカル）
	パネリスト	髙村 藤寿　（小松製作所）
15：00 ～ 15：45	休憩・専門委員会ポスターセッション　（ホールD5）	
15：45 ～ 17：30	パネルディスカッションⅡ	
	「加速するConnected Industriesと知財活動の変革」	
	コーディネータ	足立 和泰（パナソニック/JIPA副理事長）
	パネリスト	奥脇 智紀（ソニー）
	パネリスト	菊地　修（ナブテスコ）
	パネリスト	萩原 恒昭（凸版印刷）
	パネリスト	今枝 真一（楽天）
17：30 ～ 17：35	閉会挨拶	近藤 健治（トヨタ自動車/JIPA理事長）
18：00 ～ 19：30	レセプション（ホールD5）	

第18回　JIPA知財シンポジウム　プログラム

［テーマ］ 知財の挑戦　～新たなグローバル世界を行く～

［日　時］ 2019年2月14日（木） 10：00 ～ 17：35

［場　所］ 東京国際フォーラム　ホールC

［参加者］ JIPA会員および一般

［スケジュール］

9：15 ～	受付開始	
10：00 ～ 10：10	開会挨拶	佐藤 廣士（神戸製鋼所/JIPA会長）
10：10 ～ 10：25	来賓挨拶	宗像 直子（特許庁長官）
10：25 ～ 12：00	Special Talk Session 「Global Partnershipの進化をデザインする」	
	コーディネーター	高木 善幸（WIPO事務局長補）
	スピーカー	Francis Gurry（WIPO事務局長）
	スピーカー	原山 優子（前内閣府総合科学技術会議議員）
	スピーカー	御供 俊元（ソニー/JIPA副会長）
12：00 ～ 13：30	昼休み＆専門委員会ポスターセッション（ホールB5）	
13：30 ～ 14：20	特別講演Ⅰ 「Scientific Innovation Driving Development, Intellectual Property Right Backing Future」	周　　宇（Media Group）
14：20 ～ 15：10	特別講演Ⅱ 「新たな市場を切り拓く企業の挑戦・知財への期待」	中冨 一郎（ナノキャリア）
15：10 ～ 15：45	休憩・ポスターセッション（ホールB5）	
15：45 ～ 17：30	パネルディスカッション 「挑戦するグローバル企業の知財戦略」	
	コーディネーター	淺井 俊雄（日本電気/JIPA常務理事）
	パネリスト	守屋 文彦（ノキア・テクノロジーズ・ジャパン）
	パネリスト	赤澤 太朗（スリーエム ジャパン）
	パネリスト	山中 昭利（デンソー）
	パネリスト	松本 宗久（ダイキン工業）
17：30 ～ 17：35	閉会挨拶	浅見 正弘（富士フイルム/JIPA理事長）
18：00 ～ 19：30	レセプション（ホールD5）	

第20回　JIPA知財シンポジウム　プログラム

［テーマ］ 予測困難な時代を拓く　ニューノーマルの知的財産活動

［日　時］ 2021年3月2日（火） 10：45 ～ 16：15

［会　場］ Web開催（東京国際フォーラム ホールD5）

［参加者］ JIPA会員及び一般

［スケジュール］

10：45 ～ 11：00　開会挨拶　　栅山 正樹（三菱電機/JIPA会長）

11：00 ～ 11：15　来賓挨拶　　糟谷 敏秀（特許庁長官）

11：15 ～ 12：30　特別講演 「リチウムイオン電池が拓く未来社会」
吉野　彰（旭化成株式会社 名誉フェロー）

12：30 ～ 13：15　昼休み

13：15 ～ 14：30　パネルディスカッションⅠ
「ニューノーマルの時代における企業課題・知財課題」
コーディネータ　戸田 裕二（日立製作所/JIPA理事長）
パネリスト　奥村 浩也（武田薬品工業/JIPA副理事長）
パネリスト　石島　尚（リコー/JIPA常務理事）
パネリスト　山口 博明（小松製作所/JIPA常務理事）
パネリスト　上野 剛史（日本アイ・ビー・エム/JIPA元理事長）

14：30 ～ 14：45　休憩

14：45 ～ 16：00　パネルディスカッションⅡ
「ニューノーマルの時代に活躍するグローバル人材の育成」
コーディネータ　足立 和泰（パナソニック/JIPA前副理事長）
パネリスト　別宮 智徳（日産自動車/JIPA副理事長）
パネリスト　下川原 郁子（東芝/JIPA常務理事）
パネリスト　竹本 一志（サントリーホールディングス/JIPA元理事長）
パネリスト　各社若手の皆さん（各社2名）

16：00 ～ 16：05　ポスターセッション　結果発表

16：05 ～ 16：15　閉会挨拶　　戸田 裕二（日立製作所/JIPA理事長）

第21回　JIPA知財シンポジウム　プログラム

［テーマ］ SDGsに向けた日本企業の成長
～イノベーションを興し、知的財産で加速～

［日　時］ 2022年2月2日（水） 10：00 ～ 16：50

［会　場］ Web開催（東京国際フォーラム　ホールC）

［参加者］ JIPA会員及び一般

［スケジュール］

9：15	受付開始	
10：00 ～ 10：10	開会挨拶	柵山 正樹（三菱電機/JIPA会長）
10：10 ～ 10：30	来賓挨拶	森　　清（特許庁長官）
10：30 ～ 10：40	ビデオメッセージ	Daren Tang（WIPO事務局長）
10：40 ～ 11：15	JIPAのSDGs活動とポスターセッションの紹介	別宮 智徳（日産自動車/JIPA理事長）
12：45 ～ 14：15	基調講演	
	「SDGs 達成と日本企業の成長～知的財産によりイノベーションを加速～」	
		西口 尚宏（Japan Innovation Network　代表理事）
	コーディネータ	下川原 郁子（東芝/JIPA副理事長）
14：35 ～ 16：20	パネルディスカッション	
	「SDGs×知財 ～イノベーションを興す知財の役割～」	
	コーディネータ	矢藤 有希（ソニー知的財産サービス/JIPA SDGs PJ）
	パネリスト	飯田 陽介（トヨタ自動車）
	パネリスト	和泉 恭子（富士通/JIPA常務理事）
	パネリスト	菅原 潤一（Spiber）
	パネリスト	湯浅 洋一（竹中工務店/JIPA常務理事）
16：35 ～ 16：40	ポスターセッション結果発表	水方 勝哉（ダイセル/JIPA常務理事）
16：40 ～ 17：45	閉会挨拶	別宮 智徳（日産自動車/JIPA理事長）

第22回　JIPA知財シンポジウム　プログラム

［テーマ］ デジタル変革する事業経営との連携
～ストーリーを描き、無形資産の投資・活用を促進する～

［日　時］ 2023年2月28日（火） 10：00 ～ 16：40

［会　場］ 東京国際フォーラム ホールC

［参加者］ JIPA会員及び一般

［スケジュール］

9：15	受付開始	
10：00 ～ 10：05	開会挨拶	柵山 正樹（JIPA会長）
10：05 ～ 10：20	来賓挨拶	濱野 幸一（特許庁長官）
10：20 ～ 11：20	来賓講演	Daren Tang（WIPO事務局長）
	「無形を有形に　～変革する世界でグローバルなインパクトを与えるための知財活用～」 Making Intangibles Tangible - Leveraging IP for Global Impact in a Transforming World - 質疑コーディネータ　別宮 智徳（日産自動車/JIPA参与）	
12：50 ～ 14：05	基調講演 東京大学大学院情報学環教授 ソニーコンピューターサイエンス研究所副所長 暦本 純一 氏 「妄想する頭 思考する手 想像を超えるアイデアのつくり方」 質疑コーディネータ　下川原 郁子（東芝/JIPA副理事長）	
14：40 ～ 16：25	パネルディスカッション 「DX、GX、IPトランスフォーメーション時代に活躍する人材、 経営と知的財産担当者との連携強化」	
	コーディネータ	長澤 健一（キヤノン/JIPA副会長）
	パネリスト	青山 裕紀（Splink）
	パネリスト	遠藤 嘉浩（本田技研工業/JIPA常務理事）
	パネリスト	地曳 慶一（貝印）
	パネリスト	中村　栄（旭化成）
16：25 ～ 16：30	ポスターセッション結果発表	水方 勝哉（ダイセル/JIPA常務理事）
16：30 ～ 16：40	閉会挨拶	伊東 正樹（豊田自動織機/JIPA理事長）
17：00 ～ 19：00	レセプション（ホールD5）	

産業横断　職務発明制度フォーラム　プログラム2012

［テーマ］　見えてきた課題、
　　我国のイノベーションに寄与する知財管理の在り方を考える

［日　時］　2012年12月11日（火）　13：30 ～ 17：45

［会　場］　日本消防会館 ニッショーホール

［共　催］　日本知的産協会、日本製薬工業協会、一般社団法人電子情報技術産業協会、
　　一般社団法人日本経済団体連合会
［後　援］　一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会、公益社団法人新化学技術推進協会、
　　一般社団法人日本鉄鋼連盟

［開催趣旨］
職務発明と職務発明制度の課題を、経済学・法学・企業の実態の3つの観点から整理し、企業活動の原理原則に則り（イノベーション論を中心）職務発明制度の課題・あり方について議論する。
論点1：イノベーションのためのインセンティブ制度と職務発明制度の課題
論点2：国際競争力強化の面からみた職務発明制度の課題
論点3：現行法において企業のリスクはどこまで低減できるか
論点4：職務発明制度のあるべき姿

［プログラム］

13：00	受付開始	
13：30	開会挨拶	澤井 敬史（日本経済団体連合会　知的財産委員会企画部会　部会長代理）
13：35 ～ 15：05	基調講演	
	「職務発明制度に関する基礎的考察」	
		飯田 秀郷（はる総合法律事務所　弁護士）
	「職務発明制度はイノベーション促進に有効か」	
		長岡 貞男（一橋大学　教授）
	「日本の制度との対比における欧米諸国の職務発明制度」	
		竹中 俊子（ワシントン大学　教授）
15：05 ～ 15：20	休憩	
15：20 ～ 17：40	パネルディスカッション	
	モデレーター	石川　浩（持田製薬／ JIPA 常務理事）
	パネリスト	飯田 秀郷（はる総合法律事務所　弁護士）
		長岡 貞男（一橋大学　教授）
		竹中 俊子（ワシントン大学　教授）
		柳川 範之（東京大学大学院　教授）
		上柳 雅誉（セイコーエプソン）
		鈴木　崇（日立製作所）
		森田　拓（アステラス製薬）
17：40 ～ 17：45	閉会挨拶	奥村 洋一（武田薬品工業／ JIPA 理事長）

環境技術の海外移転に関するシンポジウム2014
～ WIPO GREENの普及と展開～

［日　時］ 2014年6月30日　13：30 ～ 18：00

［会　場］ 日比谷コンベンションホール

［開催趣旨］
JIPAの提案によりWIPOとの共同で開発されたWIPO GREENが正式にスタートしたので日本において認知度を高めるために、WIPO GREENの内容を紹介するイベントを開催する。

［共　催］ 公益社団法人日本技術士会

［プログラム］

13：00　開場
13：30　開会の挨拶
第1部　講演の部
13：35　基調講演
「途上国への環境技術移転の枠組み及び現状」
中野 浩二
（経済産業省　産業技術環境局　地球環境連携・技術室　課長補佐）
「新しい環境技術移転メカニズムの動向と期待」
大谷 孝幸（環境省　地球環境局　国際連携課　国際協力室）
「UNIDOにおける環境技術移転の取組」
古谷　毅
（国連工業開発機関（UNIDO）　東京投資･技術移転促進事務所　代表）
15：20　休憩［20分］
15：40　講演
「WIP0 GREENの仕組みとこれから」
「WIPO GREENの概要と今後の取組」
諏訪 頼正
（帝人／ JIPA　WIPOグリーンPJ　サブリーダー）
「WIPO GREENへの期待」
小野田 弘士（早稲田環境研究所）
第2部　討論の部
16：40　討論会（1時間程度）
モデレーター　小松 英司（日本技術士会）
パネリスト　西澤 紘一（日本技術士会、株式会社プライムネット取締役代表）
上野 剛史
（日本IBM／ JIPA　WIPOグリーンPJ　リーダー）
諏訪 頼正（前出）

17：55　閉会の挨拶
18：00　終了

技術情報防衛シンポジウム（2014年から2015年にかけて3回開催）

［テーマ］　企業の大切な技術情報を守るために

［開催趣旨］
近年、日本企業における深刻な技術情報流出が次々と発覚している。グローバル競争が激化する中、オープン＆クローズ戦略など知財戦略の高度化により秘匿技術の価値が高まる一方、人材の流動化、情報管理のIT化によって、流出懸念が増大している。しかしながら、事の性格上、多くの部分が闇の中にあって防衛策が蓄積・共有されず、知財・情報管理者の戸惑いが解消されずにいる。本シンポジウムでは、技術情報流出の実態、予防策、問題発生時の対応策を紹介し、企業の大切な技術情報を守るための情報を提供する。

第1回

［日　時］　2014年9月5日（金）　10：00 ～ 16：45
［場　所］　コクヨホール
［共　催］　IIPPF（JETRO）、独立行政法人情報処理推進機構、経済産業省

［プログラム］
10：00 ～ 10：10　開会の挨拶
佐々木 剛史
（トヨタテクニカルディベロップメント／ JIPA 営業秘密PJ　リーダー）
講演Ⅰ
10：10 ～ 10：30　「営業秘密保護について」
木尾 修文（経済産業省　経済産業政策局　知的財産政策室長）
講演Ⅱ
10：30 ～ 12：30　「サイバーセキュリティの観点より、営業秘密情報が置かれている状況について」
名和 利男（サイバーディフェンス研究所　理事／上級分析官）
「企業における内部不正の現状と内部不正防止ガイドラインの紹介」
小松 文子（情報処理推進機構　技術本部セキュリティセンター
情報セキュリティ分析ラボラトリー長）
12：30 ～ 13：30　昼休憩
講演Ⅲ
13：30 ～ 15：00　「変動する経済環境と営業秘密法制―米国経済スパイ法をめぐって―」_
玉井 克哉（東京大学　先端科学技術研究センター　教授）
15：00 ～ 15：15　休憩
15：15 ～ 16：40　パネルディスカッション
「企業における秘密情報管理」
モデレーター　伊藤 弘道（三菱重工業　技術統括本部　知的財産部部長）
パネリスト　浅田　学（積水化学工業　知的財産部　担当部長）
三原 秀子（帝人　技術本部　本部長補佐　知的財産担当）
峯木 英治（ブリヂストン　知的財産本部　本部長）
古川 靖之（キヤノン　知的財産法務本部長室専任主任）
16：40 ～ 16：45　閉会の挨拶　小松 文子（前出）

第２回

［日　時］ 2015年1月27日（火） 10：00 ～ 16：30

［場　所］ 日本消防会館（ニッショーホール）

［共　催］ IIPPF（JETRO）、独立行政法人情報処理推進機構、経済産業省

［プログラム］

10：00 ～ 10：10　開会挨拶
佐々木 剛史（トヨタテクニカルディベロップメント／ JIPA 営業秘密PJ　リーダー）

講演Ⅰ
10：10 ～ 10：30　「営業秘密保護について」
経済産業省　経済産業政策局　知的財産政策

講演Ⅱ
10：30 ～ 11：40　丸山 満彦（デロイトトーマツリスクサービス／
デロイトトーマツリスクサイバーセキュリティ先端研究所）

11：40 ～ 12：40　昼休み

講演Ⅲ
12：40 ～ 13：25　岩谷 一臣（特許庁　総務部　総務課　企画調査官）

講演Ⅳ
13：25 ～ 14：10　「中国における営業秘密漏えいの実態、及びこれに対する効果的な対応」
分部 悠介
（IP FORWARD グループ総代表・CEO ／同法律特許事務所 代表弁護士・弁理士）

14：10 ～ 15：25　休憩

14：25 ～ 16：20　パネルディスカッション
テーマ 「海外における技術情報防衛方法について」
モデレーター　峯木 英治（ブリヂストン　知的財産本部　本部長）
パネリスト　岩谷 一臣（前出）
分部 悠介（前出）
阿部 豊隆（TMI総合法律事務所　弁理士 カリフォルニア州弁護士）
三原 秀子（帝人　技術本部長補佐　知的財産担当）
他

16：20 ～ 16：25　閉会挨拶　小松 文子
（情報処理推進機構　技術本部　セキュリティセンター
情報セキュリティ分析ラボラトリー長）

第３回

［日　時］ 2015年7月14日（火） 10：00 ～ 16：30

［場　所］ ニッショーホール

［共　催］ IIPPF（JETRO）、独立行政法人情報処理推進機構、経済産業省

［プログラム］
10：00 ～ 10：10　開会の挨拶　浅田　学
（積水化学工業／ JIPA 営業秘密PJ　リーダー）
講演Ⅰ
10：10 ～ 10：40　「不正競争防止法の改正内容について」
木尾 修文（経済産業省　経済産業政策局　知的財産政策室長）
講演Ⅱ（1）
10：40 ～ 11：20　「企業における CSIRT の役割　～情報漏えいへの対応～」
寺田 真敏（日本シーサート協議会　運営委員長）
講演Ⅱ（2）
11：20 ～ 11：50　「組織における内部不正対策　～内部不正防止ガイドライン（第3版）について～」
益子 るみ子
（情報処理推進機構技術本部　セキュリティセンター
情報セキュリティ分析ラボラトリー調査役）
11：50 ～ 12：50　昼休憩
講演Ⅲ
12：50 ～ 14：20　「警察における営業秘密侵害事犯捜査」
小栗 宏之
（警察庁生活安全局　生活経済対策管理官付理事官　兼
知的財産権保護対策官）
14：20 ～ 14：35　休憩

14：35 ～ 16：25　パネルディスカッション
「技術情報が漏洩したら」
モデレーター　久留 晴夫（キヤノン　知的財産法務本部付担当部長）
パネリスト　小栗 宏之（前出）
林 いづみ（桜坂法律事務所　パートナー弁護士）
鈴木 嘉浩（デンソー　知的財産部長）
加藤 達夫（凸版印刷　法務本部　知的財産部部長）

16：25 ～ 16：30　閉会の挨拶　小松 文子
（情報処理推進機構　技術本部　セキュリティセンター
情報セキュリティ分析ラボラトリー長）

WIPO GREEN 海外技術の海外移転に関するセミナー・相談会

［日　時］ 2016年12月7日（水） 13：00 ～ 16：25

［会　場］ 日比谷図書文化館

［共　催］ 日本技術士会海外活動支援実行委員、日本弁理士会

［開催趣旨］
日本企業のなかに蓄積されている環境技術の海外への移転・事業展開をめざす方々のためのワークショップです。これまでの実績に基づく成功例の紹介と現状における課題をご説明した後、グローバルな環境技術移転の仕組み「WIPO GREEN※」について、その概要と可能性をご紹介します。
講演の部終了後、主催各団体担当者から、環境技術移転、およびWIPO GREEN活用に関する個々の疑問やお悩みごとについて個別相談で承ります。

［プログラム］
13：00　開場
13：30　ご挨拶
大熊 雄治（WIPO日本事務所 所長）

第1部　講演の部
13：35　講演
「WIPO GREENの日本企業における活用に向けて」
諏訪 頼正（帝人／JIPA　WIPOグリーンPJ　サブリーダー）
「WIPO GREEN データベースおよびニーズ情報の紹介」
堀　敏行（JIPA事務局）
「日本弁理士会の環境技術の国際的技術移転に関する取組み」
石原 進介（日本弁理士会）

14：45　特別講演
「横浜市の公民連携による国際技術協力　～市内企業との連携～」
中村 恭揚（横浜市国際局　国際協力部　国際協力課）

第2部　個別相談の部
15：30　4階スタジオプラスにて

16：25　閉会の挨拶

企業経営者向け　グローバルビジネスシンポジウム2016

［日　時］ 2016年6月3日（金） 10：00 ～ 12：00

［場　所］ 国連大学エリザベスローズ国際会議場（渋谷区神宮前）

［開催趣旨］
近年、中国では中国企業による知財訴訟が急増し、米国ではトロールによる多数の訴訟が継続している。また、欧州では知財により欧州全域でのビジネスを一度に排除するような新たな訴訟の仕組みが動き始めている。グローバル産業競争において知財を使うことは経営レベルの判断であり、経営者が知財を理解し、積極的に使わなければ、単に数多く権利を保有していても役に立たない。知財は産業競争で唯一直接使える武器であることを再認識いただき、日本企業が今後グローバル産業競争で有利に戦うためのヒントを得ると共に、団体・企業内においても知財活用について啓発、推進、対策等ご指導いただく。

［主　催］ 日本知的財産協会

［共　催］ 日本経済団体連合会、世界知的所有権機関

［後　援］ 内閣府知的財産戦略推進事務局、特許庁、日本弁護士連合会、日本弁理士会、日本自動車工業会、
日本自動車部品工業会、電子情報技術産業協会、日本電機工業会、
ビジネス機械・情報システム産業協会、日本鉄鋼連盟、日本製薬工業協会、
日本化粧品工業連合会、日本化学工業協会、日本商工会議所、東京商工会議所、日本知財学会
他

［プログラム］
10：00 ～ 10：05　開会挨拶
田中 稔一（三井化学／ JIPA 会長）

10：05 ～ 11：50　講演の部
「国際的な知財活性状況の下でのビジネスの脅威と対抗」
田中 稔一（前出）

「Is Innovation on the Board Room Table?」
Francis Gurry（WIPO事務局長）

「我が国産業の活性化のために経営者に期待すること」
保岡 興治（衆議院議員）

「国内外における知財係争の現場」
御供 俊元（ソニー　執行役員　コーポレートエグゼクティブ）

11：50 ～ 12：00　知財活性化宣言と閉会挨拶
金子 眞吾（日本経済団体連合会　知的財産委員長／凸版印刷　社長）

ビジネス知財シンポジウム2017

［テーマ］ 知財を経営の力へ
～中小・ベンチャーから学ぶ知財活用のススメ～

［開催趣旨］
産業競争を生き抜く上で、知財を経営の力に生かすことが叫ばれて久しい。今日においては、個々の企業が置かれる環境に合致した様々なアイデアを駆使した知財の活用が求められている。しかし、知財活動は、権利取得を進め防波堤を築く、あるいはライセンスする、時には権利行使も行う、といった古典的な活用に留まり、知財を十分に経営に活かし切れないケースも多い。そこで、本シンポジウムでは先駆的な事例紹介を通じて、日本企業が今後の産業競争を有利に展開するための知財活用のヒントを発信したい。

［日　時］ 2017年10月26日（木） 13：10 ～ 16：35（受付12：30）

［場　所］ コクヨホール

［プログラム］
13：10 ～ 13：15　開会挨拶　久慈 直登（JIPA専務理事）

基調講演Ⅰ
13：15 ～ 14：05　「ソニーを支える知財戦略とは」
御供 俊元（ソニー　執行役員　コーポレートエグゼグティブ）

基調講演Ⅱ
14：05 ～ 14：55　「知財戦略のススメ　～ニッチトップビジネスを行うためのセオリ～」
鮫島 正洋（弁護士／弁理士　弁護士法人内田・鮫島法律事務所）

14：55 ～ 15：10　休憩

15：10 ～ 16：30　パネルディスカッション　「知財を経営の力へ変えるには」
コーディネーター　櫻井 克己（鹿島建設／JIPA副理事長）
パネリスト　高崎 充弘（エンジニア　代表取締役 社長）
髙橋 正治（ナノキャリア　法務知財部長）
大水 眞己（富士通／JIPA常務理事）
コメンテーター　鮫島 正洋（前出）

16：30 ～ 16：40　閉会の挨拶　熊谷 英夫（東芝／JIPA副理事長）

ビジネス知財シンポジウム2019

［テーマ］「脱平均」時代の共創イノベーション戦略とは

［開催趣旨］
今、知財の世界は大きな転換期を迎えている。これまでの垂直統合・供給主導型のビジネスモデルから、共創・需要牽引型への移行に伴い、技術独占・権利主張をベースとした対立軸発想の知財アプローチは、イノベーション創出・ビジネス推進の障害となりうることが、様々なところで語られている。特に、第四次産業革命やデジタル・トランスフォーメーションの推進においては、尖った能力を持つ異才との共感・融合を通じ、価値を実現するオープンイノベーションが求められている。このような変化を遂げる環境において求められる知財戦略・活動について、ベンチャー／スタートアップと従来企業のWin-Winの関係のあり方を、政府やファイナンスステークホルダーの視点も交えて議論し、日本の知財関係者が目指すべき新たな方向性についての提示を試みる。

［日　時］ 2019年12月2日（月） 14：00 ～ 16：45
（意見交換会　17：00 ～ 18：00）
［会　場］ TKP東京駅日本橋カンファレンスセンター（ホール6A）

［プログラム］
14：00 ～ 14：15　開会挨拶　　久慈 直登（JIPA専務理事）
14：15 ～ 14：45　プロジェクト報告
「ベンチャー連携において従来企業の知財部門が直面する課題」
報告者　　長谷川 正憲（キヤノン　知的財産渉外センター）
14：45 ～ 14：55　講演者・パネリスト紹介
大水 眞己（富士通／ JIPA常務理事）
14：55 ～ 15：25　基調講演
「『価値デザイン経営』によるベンチャーとのイノベーション」
住田 孝之（前・内閣府　知的財産戦略推進事務局長）
休憩
15：30 ～ 16：30　パネル討議
「すべての参加者にWin-Winをもたらすエコシステムを目指して」
モデレータ　大水 眞己（前出）
パネリスト　住田 孝之（前出）
北野 譲治（イーパーセル）
平井 宏明（三井住友海上キャピタル）
高江 瑞一（日立製作所）

16：30 ～ 16：45　閉会挨拶　　佐野 裕昭（住友電気工業／ JIPA副理事長）

17：00 ～ 18：00　登壇者を囲む意見交換会（カンファレンスルーム202）

会員数推移グラフ

研修受講者数推移グラフ

編 集 後 記

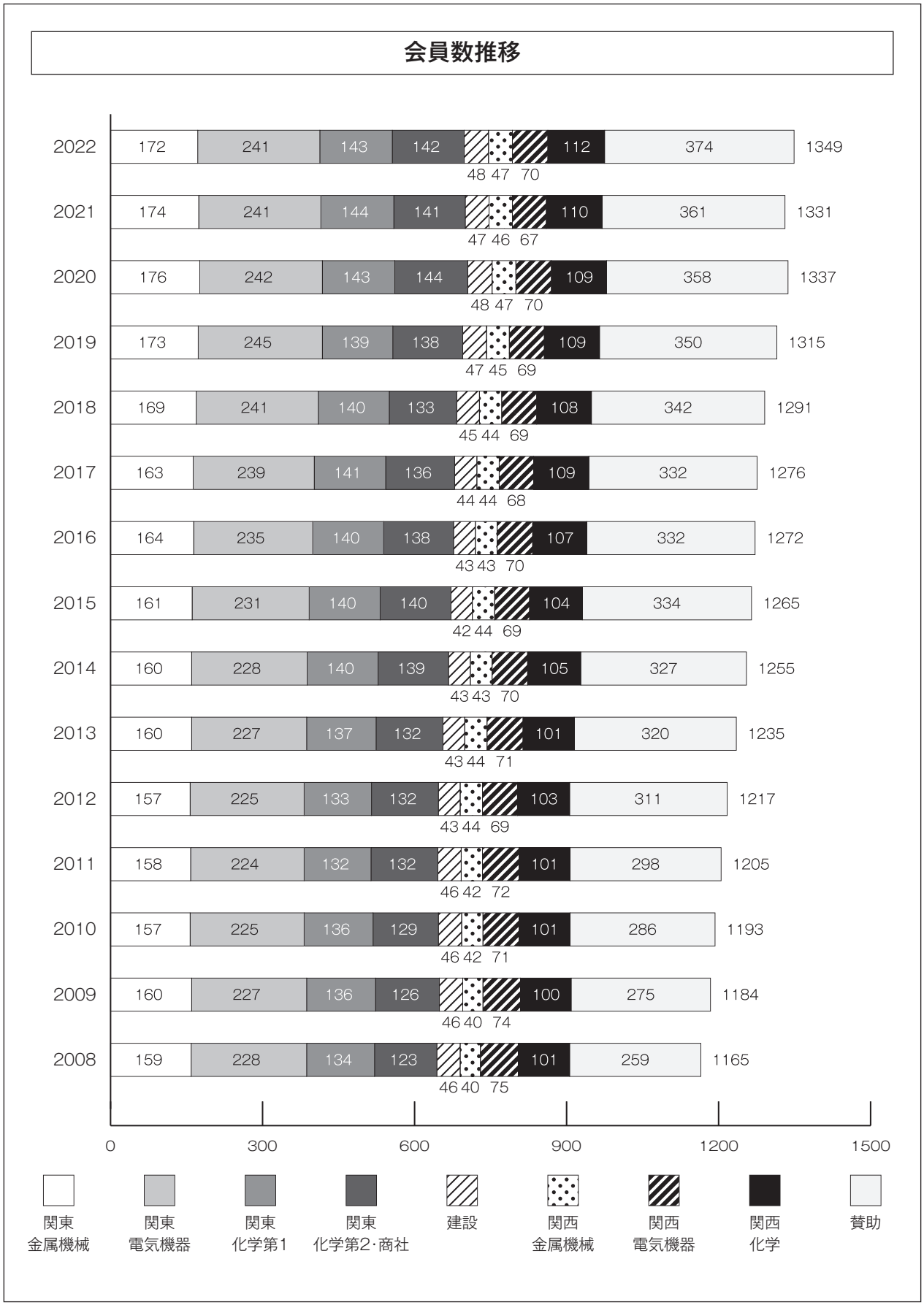
会員数推移
2022 172 241 143 142 48 47 70 112 374 1349
2021 174 241 144 141 47 46 67 110 361 1331
2020 176 242 143 144 48 47 70 109 358 1337
2019 173 245 139 138 47 45 69 109 350 1315
2018 169 241 140 133 45 44 69 108 342 1291
2017 163 239 141 136 44 44 68 109 332 1276
2016 164 235 140 138 43 43 70 107 332 1272
2015 161 231 140 140 42 44 69 104 334 1265
2014 160 228 140 139 43 43 70 105 327 1255
2013 160 227 137 132 43 44 71 101 320 1235
2012 157 225 133 132 43 44 69 103 311 1217
2011 158 224 132 132 46 42 72 101 298 1205
2010 157 225 136 129 46 42 71 101 286 1193
2009 160 227 136 126 46 40 74 100 275 1184
2008 159 228 134 123 46 40 75 101 259 1165
0
300
600
900
1200
1500
関東 金属機械
関東 電気機器
関東 化学第1
関東 化学第2･商社
建設
関西 金属機械
関西 電気機器
関西 化学
賛助

研修受講者数推移

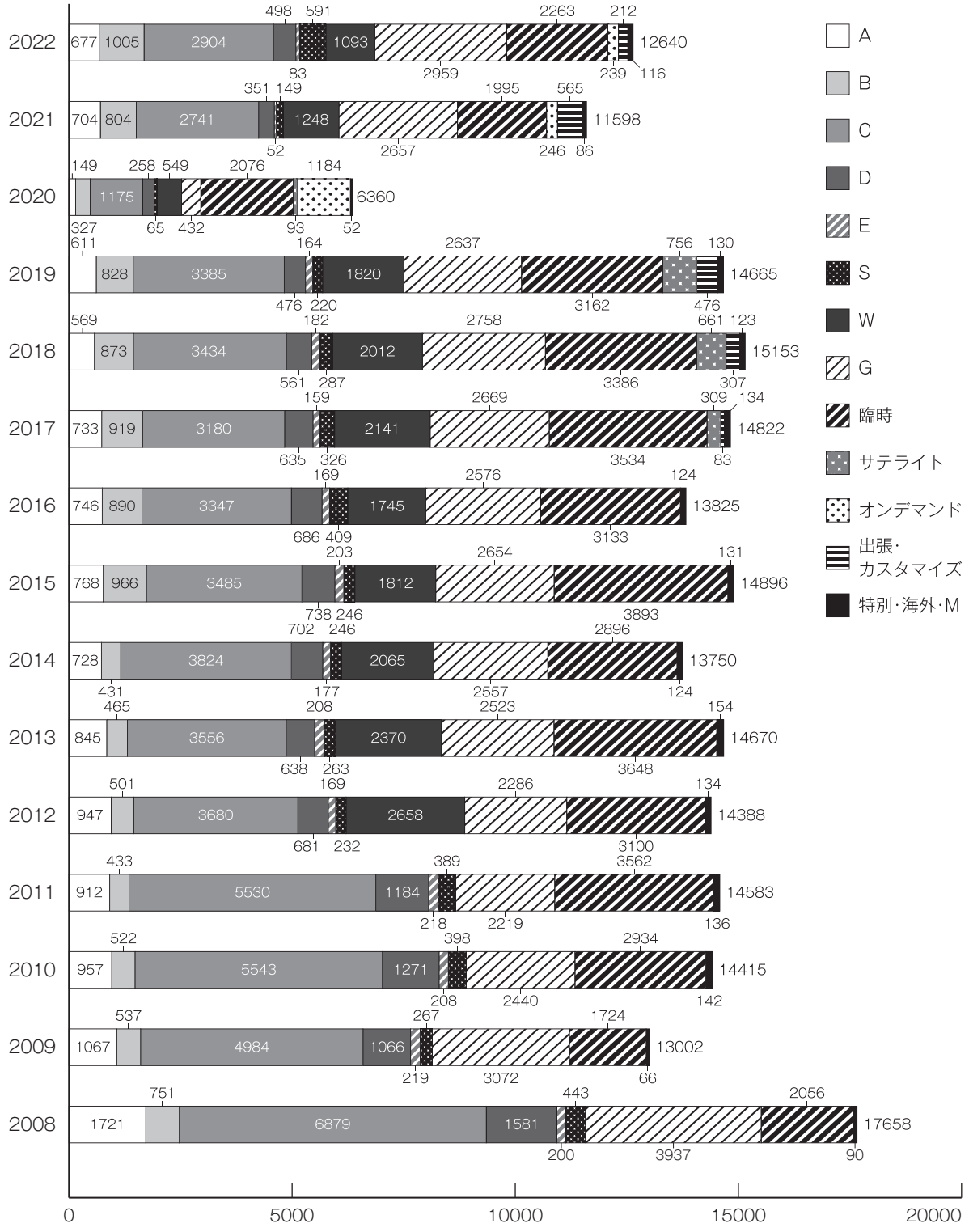
2022
677 1005 2904 1093 12640
498 591 2263 212
83 2959 239 116
2021
704 804 2741 1248 11598
351 149 1995 565
52 2657 246 86
2020
1175 6360
149 258 549 2076 1184
327 65 432 93 52
2019
828 3385 1820 14665
611 164 2637 756 130
476 220 3162 476
2018
873 3434 2012 15153
569 182 2758 661 123
561 287 3386 307
2017
733 919 3180 2141 14822
159 2669 309 134
635 326 3534 83
2016
746 890 3347 1745 13825
169 2576 124
686 409 3133
2015
768 966 3485 1812 14896
203 2654 131
738 246 3893
2014
728 3824 2065 13750
702 246 2896
431 177 2557 124
2013
845 3556 2370 14670
465 208 2523 154
638 263 3648
2012
947 3680 2658 14388
501 169 2286 134
681 232 3100
2011
912 5530 1184 14583
433 389 3562
218 2219 136
2010
957 5543 1271 14415
522 398 2934
208 2440 142
2009
1067 4984 1066 13002
537 267 1724
219 3072 66
2008
1721 6879 1581 17658
751 443 2056
200 3937 90
0 5000 10000 15000 20000
A
B
C
D
E
S
W
G
臨時
サテライト
オンデマンド
出張・
カスタマイズ
特別・海外・M

編 集 後 記

日本知的財産協会は2023年9月8日に創立85周年を迎え、この85年史を発行することとなりました。これまでの年史は10年または15年ごとに発行していたこと、70周年には年史を発行したが80周年には発行しなかったこと、そして2038年には必ず100年史を発行するであろうことが、90年史ではなく85年史を発行することとなったことの背景にあります。

前回の年史を発行した70周年が2008年9月8日で、それからの15年はまさに、リーマンショックで始まりコロナで終わった15年といえます。2008年9月15日にリーマン・ブラザーズが経営破綻し、2011年には東日本大震災が発生し、そして2023年5月にはこの3年間を超えるコロナ禍を経て2類感染症から5類に引き下げられました。現在もコロナ禍の余韻は残るものの、社会経済活動はほぼ従来の状態に戻り、2023年のお盆休暇は久しぶりにどこも人で一杯という状況でした。

この15年間の知的財産活動に目を向けると、2008年には国内特許出願39万件を超えていましたが、リーマンショック翌年である2009年には35万件以下と大きく落ち込み、その後も長期的低下傾向が続き、2022年は29万件を割り込んでいます。一方で、「国際展開発明件数」と呼ばれる複数の国・地域へ出願した発明の数は、以前から今に至るまで日本は世界1位を維持しています。日本企業の知財戦略は、他国企業と比較してもよりグローバルを見据えており、国内での競争以上に海外市場と海外の競合会社に着目しているといえます。

この先の15年の間にも、様々な困難や挑戦が待ち受けているのでしょう。また、技術の進歩が激しいということはこれまでも常にいわれ続けていることであるものの、それでも、この2023年になってにわかに注目を集めた生成AIは驚きの技術でした。これから15年の間にはどんな驚きの技術が世の中に出現するのでしょうか。

研究開発により発明が生まれて特許化され、それが世の中で大きな威力を発揮するようになるのが出願から15年もしくはそれ以上経ってからということもあり、知財の仕事においては将来を見据えて取り組むことが必要とされることは多くあります。協会会員の方々は、この先も様々な困難を乗り越えながら、自社の将来を見据えた業務に取り組み、協会活動にも積極的に参加してくださることを期待しています。今回この85年史を発行することになり思うのは、この15年間を振り返ると本当に様々なことがあったということと、100周年を迎える2038年までの15年間にはどのような変化が起こりどんな新しい協会活動が行われていくのだろうか、ということです。過去だけでなく将来にも思いを寄せての編集後記とさせていただきます。

（JIPA事務局）

JIPA 85周年記念史

2023（令和5）年11月1日発行

編集者　一般社団法人 日本知的財産協会 事務局

発行者　一般社団法人 日本知的財産協会
東京都中央区日本橋3丁目9番1号
日本橋三丁目スクエア6階
電話（03）6262-1570　FAX（03）6262-5655

印刷所　若葉印刷株式会社
東京都千代田区内神田2-4-4
藤和内神田ビル1階

（非売品）